

2015 年度（平成 27 年度） 業務実績等報告書

2016 年（平成 28 年）6 月

独立行政法人国際協力機構

総
J R
16-001

目次

略語表

評価の概要	1
総合評定	2
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成 するためとるべき措置	
No. 1 貧困削減（MDGs 達成への貢献）	13
No. 2 持続的経済成長	31
No. 3 地球規模課題への対応	60
No. 4 平和の構築	80
No. 5 事業マネジメントと構想力の強化	91
No. 6 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献	104
No. 7 研究	113
No. 8 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施	121
No. 9 NGO、民間企業等の多様な関係者との連携	131
No. 10 ボランティア	144
No. 11 市民参加協力	156
No. 12 開発人材の育成（人材の養成及び確保）	170
No. 13 広報	176
No. 14 技術協力、有償資金協力、無償資金協力	183
No. 15 災害援助等協力	195
No. 16 海外移住	205
No. 17 環境社会配慮	211
No. 18 男女共同参画	215
No. 19 事業評価	221
No. 20 安全対策の強化	227
No. 21 外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施	232

2. 業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項

No. 22	組織運営の機動性向上	233
No. 23	契約の競争性・透明性の拡大	240
No. 24	ガバナンスの強化と透明性向上	246
No. 25	事務の合理化・適正化	253
No. 26	経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し	259
No. 27	予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）	262
No. 28	短期借入金の限度額	269
No. 29	不要財産の処分等の計画	271
No. 30	重要な財産の譲渡等の計画	273
No. 31	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	274
No. 32	施設・設備	275
No. 33	人事に関する計画	277
No. 34	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱い	282
No. 35	中期目標期間を超える債務負担	284

略語表

略語	英文名称	和文名称
ABE Initiative	African Business Education Initiative for Youth	アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABEイニシアティブ)
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AU	African Union	アフリカ連合
ASEAN	Association of South - East Asian Nations	東南アジア諸国連合
BBB	Build Back Better	より良い復興
BOP	Base of the Pyramid	ベース・オブ・ザ・ピラミッド
CARD	Coalition for African Rice Development	アフリカ稲作振興のための共同体
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
E/N	Exchange of Notes	交換公文
EU	European Union	欧州連合
G/A	Grant Agreement	贈与契約
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
JCAP	JICA Country Analysis Paper	JICA国別分析ペーパー
JCM	Joint Crediting Mechanism	二国間クレジット制度
JETRO	Japan External Trade Organization	独立行政法人日本貿易振興機構
L/A	Loan Agreement	借款契約
MDGs	Millenium Development Goals	ミレニアム開発目標
NGO	Non-Governmental Organizations	非政府組織
NS	National Staff	ナショナルスタッフ
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
OECD-DAC	Organisation for Economic Co-operation and Development Development Assistance Committee	経済協力開発機構／開発援助委員会
Pacific-LEADS	Pacific Leaders' Educational Assistance for Development of State	太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム
PALM7	The 7th Pacific Islands Leaders Meeting	第7回太平洋・島サミット
PCM	Project Cycle Management	プロジェクト・サイクル・マネジメント
PDCA	Plan, Do, Check, Action	事業活動の継続的な改善を目的としたマネジメントサイクル
PPP	Public-Private Partnership	官民連携
REDD+	Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries	レッド・プラス
SATREPS	Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development	地球規模課題対応国際科学技術協力
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SHEP	Smallholder Horticulture Empowerment Project	小農による市場志向型農業
SNS	Social Networking Service	ソーシャル・ネットワークング・サービス
STEP	Special Terms for Economic Partnership	本邦技術活用条件
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
UHC	Universal Health Coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	United Nations Children' s Fund	国連児童基金
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
WFP	World Food Programme	世界食糧計画
WHO	World Health Organization	世界保健機関

評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国際協力機構	
評価対象	年度評価	2015年度（平成27年度）（第3期中期目標期間）
事業年度	中期目標期間	2012年度（平成24年度）～2016年度（平成28年度）

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	外務大臣		
法人所管部局	外務省国際協力局	担当課、責任者	政策課 中村仁威課長
評価点検部局	外務省大臣官房	担当課、責任者	考査・政策評価官室 鈴木誉里子考査・政策評価官

（注）複数の主務大臣が共管する項目の扱い

- 外務大臣及び財務大臣の共管項目：項目 No. 21「外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施」、No. 24「ガバナンスの強化と透明性向上」、No. 28「短期借入金の限度額」、No. 29「不要財産の処分等の計画」、No. 30「重要な財産の譲渡等の計画」のうち、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。
- 外務大臣及び農林水産大臣並びに外務大臣及び経済産業大臣の共管項目：項目 No. 34「積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い」のうち、開発投融資の債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項。

3. 評価の実施に関する事項
法人内部の業績評価委員会（外部有識者2名を含む）及び理事会にて自己評価の審議を行った。

4. その他評価に関する重要事項
<p>(1) 独立行政法人通則法（以下、通則法）附則第8条に基づく業務実績等報告書記載事項の扱い 通則法附則第8条に基づく経過措置を適用し、「評価書様式について」（平成26年9月2日総務省行政管理局長通知）の業務実績等報告書項目別評定調書の記載事項を以下の扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 重要度、難易度が中期目標において設定されていないため、「1. 事務及び事業に関する基本情報」の「当該項目の重要度、難易度」の欄は設けない。 • 「2. 主要な経年データ」の「①主要なアウトプット（アウトカム）情報」について、機構にて設定した定量的指標及びモニタリングのための数値実績を報告する指標に関する情報を記載する。このうち、達成目標及び基準値は、原則として定量的指標のみ記載している。また、「②主要なインプット情報」の財務情報について評価項目ごとに細分した表示が困難な場合は、欄を省略するか空欄とした。 <p>(2) 独立行政法人評価制度委員会による点検結果を踏まえた対応 「平成26年度における独立行政法人の業務の実績及び平成26年度に中期目標期間を終了した独立行政法人の中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果についての点検結果」（独立行政法人評価制度委員会、2015年11月）を踏まえ、以下の対応を取った。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中期目標、中期計画および年度計画に目標水準が設定されていない項目に関し、2015年度の達成水準を可能な範囲で設定し、これに伴い「主要な経年データ」欄の報告指標を再編した。これらを踏まえて業務実績の自己評定を行うことにより、評定根拠の具体化と明確化に努めた。また、定量指標を中期目標期間当初より定めていたものについて、毎年度120%以上の達成度となっていたものに関して必要に応じた目標水準の検証と必要に応じた見直しも併せて行い、これを反映して自己評定を行った。 • なお、上記の対応と並行し、2016年度計画では測定対象となる定量的指標を設定し、加えて定量的指標の設定が困難な項目についても事後的に達成度が判断可能な表現の計画とすることで、年度計画と業務実績評価における評定根拠の対応を予め明確にするための改善を法人の自主的な取組として行っている。

総合評定

1. 全体の評定					
評定	A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
				A	
評定に至った理由					
<p>以下を踏まえ、A評定とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大項目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する項目の評定について、評価対象20項目のうち、S評定3項目、A評定12項目、B評定5項目と、高い評定の項目が多いため。 大項目「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目は、全て所期の成果以上を上げ、B評定以上であるため。 法人全体の信用を失墜させる事象、中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績等、全体評定に影響を与える事象はなかった。 					

2. 法人全体に対する評価	
(1) 法人全体の評価	
<p>機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としており、「すべての人が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」のビジョンの下で事業を行っている。</p> <p>2015年度は、国際社会において、ミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）の達成目標年度を迎えるとともに、2030年を目標年とする「2030アジェンダ」およびその構成要素の「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）が9月の国連サミットで採択され、開発援助の節目となる年度であった。国内においても、2015年2月に閣議決定された「開発協力大綱」を踏まえて業務を実施する初年度となった。機構は、これら内外の変化に対応し、国内外のパートナーとの連携強化や積極的な対外発信を行い、第3期中期目標の達成に向けた取組を着実に推進し、日本再興戦略、国家安全保障戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略等の政策実現にも貢献した。</p> <p>評価項目別の重要な成果として、大項目「I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の項目「貧困削減（MDGs達成への貢献）」に関し、教育分野でのザンビア授業研究、保健分野での病院での5S-KAIZENを活用した病院における保健医療サービスのカイゼンがいずれも革新的な取組としてDAC賞のファイナリストに選出されたほか、2,679万人の子どもへの質の高い教育の提供や196万人の安全な飲料水へのアクセス計画人数の増加といった具体的な成果や、SDGsを見据えた取組（アフリカ初のUHC推進を目的とした開発政策借款の供与や国際会議の開催、統合水資源管理の推進への支援、栄養分野の協力強化等）を加速させるなど、顕著な成果を上げた。また、『国際展開戦略』の実施に向けた経済協力の戦略的活用に関して、技協・有償・無償の有機的な活用により開発途上国のビジネス環境整備を促進させたほか、改善された制度を積極的に活用して日本政府政策にも貢献する形で戦略的な案件形成・実施を行った。特に、開発途上国の開発効果の発現と企業の海外ビジネス展開にも貢献する多数の好事例が確認されるなど、顕著な成果を上げた。さらに、「災害援助等協力」に関して、エボラ出血熱対応から得られた課題に迅速に対応し、新たな「感染症チーム」を創設し、要員登録や研修実施に至るなどの顕著な成果を上げたほか、ネパール地震災害では包括的な緊急支援の展開と国際調整への貢献に加え、「より良い復興」（Build Back Better）の考え方に基づく復興支援に繋げた。また、その他各項目の事業も着実に実施して実績を上げた。</p> <p>大項目「II. 業務運営の効率化に関する事項」、「III. 財務内容の改善に関する事項」、「IV. その他業務運営に関する重要事項」についても、着実に実績を上げ、公正かつ効率的に組織・業務を運営した。（主な業務実績について、下記「4. 主な業務実績」参照。）</p>	
(2) 全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	
法人全体の評定に特に大きな影響を与える事項はなかった。	

3. 項目別評定総括表

中期目標	年度評価 (2015年度は自己評定)					項目別評定調査No.
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
貧困削減 (MDGs 達成への貢献)	ロ	ロ	A	S		No. 1
持続的経済成長	ロ	ロ	A	A		No. 2
地球規模課題への対応	ハ	ロ	S	A		No. 3
平和の構築	イ	ロ	A	A		No. 4
事業マネジメントと構想力の強化	ロ	ロ	B	A		No. 5
国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献	イ	ロ	A	A		No. 6
研究	ロ	ロ	B	B		No. 7
「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的実施	/	/	A	S		No. 8
NGO、民間企業等の多様な関係者との連携	ロ	イ	A	A		No. 9
ボランティア	ロ	ロ	B	A		No. 10
市民参加協力	ハ	ハ	A	A		No. 11
開発人材の育成 (人材の養成及び確保)	ハ	ハ	A	A		No. 12
広報	ロ	ロ	A	B		No. 13
技術協力、有償資金協力、無償資金協力	ロ	ロ	A	A		No. 14
災害援助等協力	ハ	イ	A	S		No. 15
海外移住	ハ	ハ	B	B		No. 16
環境社会配慮	ハ	ハ	B	B		No. 17
男女共同参画	ハ	ハ	B	A		No. 18
事業評価	ハ	ハ	A	A		No. 19
安全対策の強化	ハ	ロ	B	B		No. 20
外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施	-	-	-	-		No. 21
II. 業務運営の効率化に関する事項						
組織運営の機動性向上	ハ	ハ	A	B		No. 22
契約の競争性・透明性の拡大	ロ	ロ	B	B		No. 23
ガバナンスの強化と透明性向上	ハ	ハ	B	B		No. 24
事務の合理化・適正化	ハ	ロ	B	B		No. 25
経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し	ハ	ハ	B	B		No. 26
不要財産の処分等の計画	ハ	ハ	B	B		No. 29
重要な財産の譲渡等の計画	-	-	-	-		No. 30
III. 財務内容の改善に関する事項						
予算 (人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画 (有償資金協力勘定を除く。)	ハ	ハ	B	B		No. 27
短期借入金の限度額	ハ	ハ	B	B		No. 28
剰余金の使途 (有償資金協力勘定を除く。)	-	-	-	-		No. 31
IV. その他業務運営に関する重要事項						
施設・設備	-	-	B	B		No. 32
人事に関する計画	ハ	ハ	A	A		No. 33
積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い	ハ	ハ	B	B		No. 34
中期目標期間を超える債務負担	-	-	-	-		No. 35

注：2012、2013年度はイ、ロ、ハ、ニ、ホ、2014年度以降はS、A、B、C、Dの5段階評価。

4. 主な業務実績

(1) 政府の重要政策課題等への貢献

ア. 「ミレニアム開発目標 (MDGs)」と「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」への貢献

MDGs の指標である一日 1.25 ドル未満で生活する極度の貧困人口の割合は 1990 年比で 2015 年には 3 分の 1 に減少しており、開発途上国総体で見ると MDGs の目標 (貧困半減) に対して目覚ましい成果が見られる。機構は特に MDGs で十分に強調されなかった格差是正に向けた取組を強化し、学校運営改善、母子保健分野の保健システム強化、水供給施設整備、格差是正に配慮したコミュニティの基礎的インフラ整備、行政・コミュニティの能力強化、小農による市場志向型農業の拡充等の協力を進めた。

また、2030 年を目標年次とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (以下、「2030 アジェンダ」という。))」及びその構成要素である「持続可能な開発目標」(SDGs) の 9 月の採択に向け、機構は日本政府の方針策定支援や国連サミットでの発信等をこれまでの年度に引き続いて行い、その結果、日本が重要課題としてきた「防災の主流化」や「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC: Universal Health Coverage)」、「持続可能な都市開発」が SDGs に盛り込まれる成果として結実した。また、同じく日本政府が指導理念として主張してきた「人間の安全保障」は 2030 アジェンダの序文に「人間中心 (people-centred)」という中心概念として反映された。

防災の主流化に関しては 2015 年度に採択された「仙台防災枠組 2015-2030」に基づく事業現場での主流化も進め、ミャンマーでサイクロン洪水被害の被災要因を分析し再度の被災防止へ向けた提言を行った。チリではチリ政府と協働した中南米・カリブ地域での広域人材育成支援、本邦研修等を実施した。また、「より良い復興」(BBB: Build Back Better) のコンセプトに基づき、ネパール地震災害への対応において災害後初期段階での政府高官への説明、セミナー開催、支援国会合といった時宜を得た機会に住宅再建、公共インフラ復旧等の具体的な支援策を提案した。また、UHC の実現に向けた支援もガーナでの技術協力と無償資金協力を組み合わせたアプローチや、ケニアにおいて、アフリカ初の UHC 推進を目的とした開発政策借款の供与等、事業現場での取組を推進するとともに、12 月には UHC の推進に向けた国際会議を日本政府と共催し、各国政府・国際機関代表等約 300 名が参加するなど、国際場裡においてジャパンブランドのグローバルな展開に関する発信も強めた。「持続可能な都市開発」についてもその構成要素である持続可能性、強靱性、包摂性に配慮した支援を展開し、セネガルのダカール首都圏やフィリピンメトロセブ等 4 都市のマスタープランを策定した。同様に案件準備段階でのジェンダー主流化モニタリングを強化したほか、日本政府の「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定に貢献し、今後のモニタリングのための体制を検討した。(項目 No. 1、2、3、5、6、18)

イ. 開発途上地域の質の高い成長の促進及びインフラシステム輸出戦略への貢献

日本政府が 5 月に発表した「質の高いインフラパートナーシップ」の着実な実施に向け、アジア開発銀行 (ADB: African Development Bank) と今後 5 年間で最大 15 億ドルを目標に民間インフラ案件への投融資を実施するため、海外投融資スキームを活用した出資による信託基金の新設及びアジアにおける質の高い公共インフラ整備促進のための協調融資に両機関合計で 100 億ドルを目標とする覚書を締結した。また、日本政府の政策に対応した円借款や海外投融資の制度導入・改善を行い、特にウズベキスタンへのセクター・プロジェクト・ローンやバングラデシュでのエクイティバックファイナンス借款の提供を通じた外国直接投資の促進、維持管理サービスを含めたモンゴル医療分野への無償資金協力の供与決定などの具体的な成果を上げた。

また、総合的な開発計画作成や基準・制度構築等の上流からの支援、無償資金協力や円借款によるイ

ンフラ整備の展開に即して人材育成や本邦技術を組み合わせた協力を促進した。ASEAN 地域及びアフリカ地域での回廊開発やベンガル湾産業成長地帯構想実現への貢献を通じて連結性向上や国内・国際物流網の改善に資する具体的な成果を上げるとともに（以下ウ、及びオ、参照）、さらに、施設整備から人材育成、制度設計までを一貫する日本の経験や強みをいかした協力を展開し、ベトナム都市鉄道（ハノイ及びホーチミン鉄道整備事業での運営組織設立）、高速鉄道システム輸出（インド側との F/S 共同実施による日印首脳間での日本の新幹線システムの採用）等で成果を上げた。新規事業としてもミャンマーのヤンゴン環状鉄道改修事業を無償、技協を効果的に組み合わせ実施しているほか、卒業移行国向けの案件としてパナマ首都圏都市交通に質の高い都市交通技術を活用する円借款供与が決定された。資源・エネルギー分野においては、島嶼国での再生可能エネルギーの推進を、機構より「ハイブリッド・アイランド構想」として提案し、第7回太平洋・島サミットの「福島・いわき宣言」での日本政府による支援表明にも反映された。法制度整備・民主化分野では、機構が組織強化・人材育成等を支援したヤンゴン証券取引所が予定通り開所し、ベトナムでは日本式通関システムを通じて 99%の輸出入申告が通関 IT システムで行われた。さらにフィリピンでは包括的競争法が成立するなど、質の高い成長に向けた基準・制度構築支援なども人材育成と合わせて進めた。現場での事業経験に根差した研究の一環として「質の高い成長」に関するフラッグシップ研究に着手し、「質の高い成長」の要素である包摂性、強靱性、持続可能性に関する先行研究レビューの成果をウェブサイトに公表した。

これらの取組を通じ、開発途上国の質の高い成長の促進に加えて日本政府のインフラシステム輸出戦略の実現にも貢献した。（項目 No. 2、6、7、8、14）

ウ. 第5回アフリカ開発会議（TICAD V）への貢献

2016年度に予定されている第6回アフリカ開発会議（TICAD VI: Sixth Tokyo International Conference on African Development）を控え、TICAD V（2013年6月）で日本政府が表明した支援策を着実に実行に移した。具体的には、教育分野では累計 1,470万人の子どもに質の高い教育を提供し、保健分野では 353.6億円（暦年）の支援を行い、2015年度末までに約 6万6千人の保健人材育成に貢献、水・衛生分野では累計 831万人の水のアクセスと衛生改善を実現した。これら協力のうち、ザンビア授業研究及び 5S-KAIZEN を適用した病院改善アプローチは広く開発途上国に適用可能な手法として DAC 賞のファイナリストとして表彰された。農業分野では「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD: Coalition for African Rice Development）」の支援により、コメ生産が 2014年に 2,516万トン（2018年次の目標 2,800万トン）に増加したほか、小農による市場志向型農業（SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment Project）の展開支援による技術指導者の育成は 20か国 1,324名となり、技術指導者の育成数については TICAD V 支援策の 2017年までの目標を前倒しで達成する成果を上げた。インフラ分野では西アフリカ地域成長リングで魅力的な共通市場形成や投資環境の実現を目指す広域的な開発計画の策定を支援し、北部回廊、ナカラ回廊整備では港湾計画の策定と合わせた物流円滑化に資する技術支援を行い、回廊インフラ整備計画と産業開発戦略を組み合わせアフリカ地域の回廊開発を推進した。加えて、回廊沿いの渋滞緩和や物流改善に向けた協力がコートジボワール（無償）とウガンダ（有償）でそれぞれ実施決定された。民間セクター開発や貿易・投資促進分野ではエチオピア、ガーナ他の 4か国で産業人材育成センターに係る案件を立ち上げ、カイゼンなどの日本の経営手法に係る研修を開始したほか、エチオピアではこれまでの協力成果をネットワーク化する試みとしてカイゼン知見共有セミナーを開催した。また、「産業人材育成のための ABE イニシアティブ」では第2陣として 70大学で 317名を受け入れ、第1陣 146名は日本企業 67社で実習を行った。加えて、TICAD VI に向け、国連サミットでアフリカの

産業開発に関するイベントを機構主導で実施し、アフリカ開発銀行の年次総会等でも機構の貢献を発信した。(項目 No. 1~6)

エ. 平和で安全な社会の実現

紛争後、あるいは紛争の周辺国に対し、特に地方行政の能力強化、社会資本の整備、コミュニティのレジリエンス強化に焦点を当てて事業を実施した。アフガニスタンやスーダン等、治安状況から邦人専門家の派遣に制限があり事業実施の難易度が高い国・地域への協力は、第三国での協議・研修や現地要員の活用といった工夫を通じ、社会の安定を重視して行政を支える支援を継続している。支援の広がりという観点からは、機構の長年の支援により地雷除去に係る国際的なリソースセンターとなっているカンボジア地雷対策センターへの支援を核として、従来から行っているラオスへの南南協力に加え、対象国をイラク、アンゴラへも広げ、国際的な研修機関としての能力強化に貢献している。さらに、暴力的過激主義の影響が顕著でテロ事案が増加傾向にある西アフリカ諸国を中心として、司法・警察分野での支援を強化し、個々の国々の能力強化だけでなく捜査等に必要近隣諸国間のネットワーク構築にも貢献した。シリア危機に対しては、シリア周辺の難民受入各国に対する支援でパイロット事業での取組を迅速に実施するとともに、中期的な計画を策定し無償資金協力などの次の支援につなぐ、あるいはホスト国の財政困窮を支援するなど、様々な支援ツールと経験、並びにホスト国との信頼関係を有する開発機関としての優位性をいかした支援を展開した。また、国際場裡での人道危機対応への今後の支援のあり方に係る検討にも貢献した。(項目 No. 4、7)

オ. 日・ASEAN 協力への貢献

2015年度は12月に東南アジア諸国連合 (ASEAN: Association of South - East Asian Nations) 共同体の発足により域内の広域経済連携が始動した節目の年度となった。ASEAN共同体構築に向けた日本政府の公約 (2013年12月、5年間で2兆円規模のODAのコミットメント) に対し、機構は2015年度も引き続きASEANの掲げる連結性マスタープランに基づき後発ASEAN地域 (ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア) の底上げに配慮しつつ、ASEAN地域の回廊及び港湾・空港の整備を推進して貢献した。具体的には、カンボジア国道1号線つばさ橋の開通による南部経済回廊の完成や、ラオス国道9号線の改修により、ASEAN連携性向上に資する具体的な成果を上げるとともに、車両登録・車検制度 (カンボジア) やコンテナターミナル運営強化 (カンボジア) 等、ASEAN地域への波及も想定したソフトインフラ整備を着実に推進した。また、2015年11月の日・ASEAN首脳会合での日本政府公約 (質の高いインフラ投資のためのADBと協調したリスクマネーの供給) に対応すべく、各種の制度改善やADBとの覚書締結などの取組を迅速に推進した。加えて、防災分野では「強靱な都市づくり」に関する具体的な協力をASEAN事務局、ASEAN防災人道支援調整センター等と連携の下で協力を開始し、その他二国間ベースの協力も含めて2013年に日本政府が表明した「日本・ASEAN防災協力強化パッケージ」(5年間で3,000億円規模の支援、防災人材1,000名の育成)にも貢献した。また、11月の第18回日・ASEAN首脳会議で日本政府が表明した「産業人材育成イニシアティブ」(今後3年間で4万人の産業人材育成)等の日本政府方針の策定にも貢献した。(項目No. 2、3、5、6、8、14)

(2) 多様な関係者の結節点としての役割の強化

ア. 「国際展開戦略」の実施等に向けた企業との連携

国際展開戦略に向けた日本政府の政策に対し、現場の経験をいかして貢献するため、日本政府の経協

インフラ戦略会議への情報提供を行った結果、JICA 関連の具体的施策が 78 項目「インフラシステム輸出戦略」に追加・改訂された。また、11 月の『『質の高いインフラパートナーシップ』のフォローアップ策』にも迅速に対応して円借款や海外投融资の制度改善の検討を進めた。民間連携事業においては民間企業の製品・技術の活用を期待する開発途上国の課題（22 개국 60 件）の企業への情報提示や「健康・医療特別枠」の設定等により参加企業の裾野を拡大するための取組を着実に進めた。民間連携事業においては民間企業の製品・技術の活用を期待する開発途上国の課題（22 개국 60 件）の企業への情報提示や「健康・医療特別枠」の設定等により参加企業の裾野を拡大するための取組を着実に進めた。累計採択案件数は 480 件となった。また、これまでの参加企業においても開発効果の発現が確認された事例が確認され、味の素の離乳期栄養強化食品の準備調査の取組は国際 NGO とともに 2015 年度の日経ソーシャルイニシアチブ大賞を受賞したほか、具体的な海外でのビジネス展開の継続や ODA 案件化を通じた開発効果の拡大につながっていることを確認した（例として、案件化調査を実施した中小企業のうち約 7 割が現地雇用を創出見込、約 5 割が ODA 案件化を実現）。さらに、中小企業等の海外展開に資するため、既存の中小企業海外展開支援のプラットフォームとの連携強化、国内拠点を活用したセミナー（172 回開催、6,464 名参加）や地域経済団体への説明会等を展開した。（項目 No. 1、2、3、8、9）

イ. 地方自治体との連携

自治体の海外展開のノウハウ共有と経験の少ない自治体の海外展開の促進を目的とした自治体間連携セミナーを地方で開催し、全国 6 都市で 195 名の参加を得た。また、地方自治体の提案に基づく草の根技術協力事業「地域活性化特別枠」（新規採択数 31 件）では基礎自治体の案件応募に占める割合が 6 割以上に増加し、参加自治体の裾野も拡大した。自治体との連携による現職及び連携ボランティアは 119 名を派遣したほか、帰国隊員の採用面（新規に 1 都 1 県の教育委員会、4 県 7 市の職員採用開始）の連携も進展した。また、自治体の有する技術や知見を活用して環境管理、水供給、教育等の分野で各種の形態による事業を展開した。特に無償資金協力については地方自治体が機構とコンサルテーションを行う体制を整備し、ベトナムの老朽下水管修復事業が自治体連携無償として条件付き採択されるに至ったほか、水道分野ではノウハウや事例共有のため約 30 の自治体が参画した開発協力勉強会を横浜市で開催し、横の広がりも意識した展開を図っている。その他、東松島市との包括連携覚書を新規締結し、包括連携協定・連携覚書を締結している自治体は 8 自治体となった。（項目 No. 1、2、3、8、9、10、11）

ウ. NGO との連携

NGO - JICA 協議会は地方開催やネットワーク NGO との意見交換等の工夫を通じて地域や新規の NGO との連携を進め、参加者も 311 名を確保した。また、NGO と共同で情報発信・提供した結果、「NGO と ODA の連携に関する中期計画」に具体的な連携強化策が明記され、政策レベルでの連携基盤形成にも貢献した。

2014 年度に行った草の根技術協力事業の抜本的な制度改善を踏まえてこれまで参加実績のない NGO にもきめ細かい案件形成相談や制度説明の機会を設け、「新・支援型」（2014 年度に設置した期間 3 年、上限 1 千万円のメニュー）の応募数は 67 件（2014 年度 33 件）となり、過去最高の応募数となった。また、日本の地域社会が直面する課題解決に取り組む日本国内での活動経費を一定の上限で支出可能とするよう制度を見直して 2015 年度応募案件から適用した結果、新・パートナー型と新・支援型の 57 案件のうち 27 案件が日本国内の課題解決にも資する案件となった。（項目 No. 9、11）

エ. 大学等教育機関との連携

開発途上国の高度人材育成ニーズに呼応した留学生事業による支援大学の増加が顕著な伸びを示し

ており、2015年度は861名の開発途上国の留学生を受け入れて本邦大学の学位取得を支援した。日本政府のTICAD V支援策である「ABEイニシアティブ」においては第二バッチ317名のアフリカの若者を70大学で受け入れ、第一バッチの来日者は日本国内の企業でインターンシップを開始した。そのほか、アフガニスタン「未来の架け橋・中核人材育成プロジェクト」では34大学443名を受け入れ、資源分野では「資源の絆プログラム」により21名の受け入れに加え、北海道大学、九州大学での資源分野の共同課程設置に向けた協力も行った。また、第7回太平洋・島サミット(PALM7: The 7th Pacific Islands Leaders Meeting)の成果を受け大洋州当初国に対するリーダー教育支援プログラムを迅速に事業設計して14か国を対象に募集を開始し、日本の政策に直接的に貢献する協力を展開した。また、大学との地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)及び草の根技術協力事業を着実に実施したほか、SATREPSの成果を活動内容に取り入れた草の根技術協力(京都大学、マレーシア低炭素社会実現)が採択され、社会実装に向けた大学連携の新しい展開も示された。これらに加え、連携協定の締結(新規3件、更新16件)、機構から大学への出向者連絡会の開催などの取組を通じて連携を強化したほか、対象を大学院生から大学生にも拡充したインターン受入れ(108名)、大学連携ボランティア派遣(14大学119名)、連携講座の実施(157大学234件)等を通じてグローバル人材の育成にも貢献した。また開発教育の推進については、学習指導要領と機構の有する国際理解教育の知見との関連性を国際理解教育関係者に対する研修・講義で働きかけてきた結果、次期学習指導要領の策定のための中央教育審議会ワーキンググループ(高校・社会)の委員にJICA地球ひろば所長が任命され、また、文部科学省より土曜学習応援団への登録を依頼されることとなった。(項目No. 1、2、3、9、10、11、12)

(3) 事業の戦略的強化に向けた取組

ア. プログラム・アプローチの強化

事業展開に係る外務省との相互理解促進と予見性の向上を図るため、外務省が国別援助方針を策定している110か国を上回る130か国分の事業計画作業用ペーパーを共有した。また、約160に絞り込んだ「強化プログラム」が設置されている国を中心に45か国1地域について今後の事業展開に関する意見交換を外務省と行い、議論を深化させた。ネパール地震被害への対応においては発災直後に機構内にタスクフォースを結成して「より良い復興」(BBB)のコンセプトと事業展開の方向性をネパール政府に提案し、間を置かず復興セミナーや支援国会合において具体的な支援策の提案とこれに引き続いた実施につなげ、日本の存在感を示した(項目No. 3、5、15)。

イ. 新手法の導入及び制度改善

技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業について、開発途上国のニーズや日本政府の政策等に対応するための新手法の導入や制度改善を行い、事業間の連携を図りつつ戦略的な実施につなげた。技術協力については、開発途上国の政策決定に関わる関係者と「JICA政策提言研究」をインドネシアにおける試行事例を踏まえて本格実施に向けた制度構築を進めた。また、昨年度に引き続き開発援助委員会(DAC: Development Assistance Committee)の援助受取国・地域リストからの卒業国や卒業移行国との協力を資するコストシェア技術協力の制度設計の詳細化を進め、バーレーンで初の制度適用となる具体的な協力を実施した。研修事業では、研修基本戦略委員会の議論に基づき新機軸・高品質プログラムを実施したほか、インフラ輸出分野に関連する研修員を約2,300名受け入れ、「インフラシステム輸出戦略」にも貢献した。有償資金協力については、迅速化やPPPインフラ信用補完スタンド・バイ借款の

詳細設計、中進国・卒業移行国向けの円借款積極的供与やノンプロジェクト型借款の一層の活用などの日本政府方針に対応する案件の形成・承諾などに積極的に取り組んだ。また、5月に発表された「質の高いインフラパートナーシップ」への機動的な対応として、ADB内への信託基金の新設や協調融資の実施に合意し、覚書を締結した（上記（1）イ.参照）。

無償資金協力については、地方自治体の技術・ノウハウをいかした案件形成、調査、本体事業を実施できる制度の運用を開始した。また、機構と相手国政府の権利・義務関係の明確化等を行った贈与契約の改善や調達ガイドライン、標準入札図書、契約書雛形等の改善による入札プロセス等手続きの合理化への取組、予備的経費の本格導入などにより、包括的に制度・運用を改善した（項目 No. 14）。

ウ. 事業実績額の推移

技術協力については、1,917億円（暫定値）の事業を実施した（2014年度1,759億円）。円借款事業は、承諾額が2兆745億円（同1兆138億円）、ディスバース実績は9,700億円（同8,273億円）となり、いずれも過去最高の実績となった。海外投融資事業については、初のプロジェクトファイナンス案件となるカンボジア救急救命医療整備事業や「質の高いインフラパートナーシップ」の柱であるADBとの連携を推進するための気候変動対策に寄与する事業への出資等、4件1,864億円と単年度当たり過去最大規模の新規案件の出融資の調印に至った。また、機構実施分の無償資金協力事業の贈与契約締結額は、1,117億円（同1,112億円）であった。（項目 No. 14）

エ. PDCA サイクルに基づく適切な事業運営、ナレッジ・マネジメントの推進

PDCA サイクルに基づく事業運営を促進するため、汎用性・実用性の高い教訓の横断分析や開発課題別の指標整備に引き続き取り組んだ。また、行政事業レビューでの指摘に着実に対応すべく、事業評価外部有識者委員会での事後評価報告書の質・評価プロセスの確認、情報公開の促進、NGO、大学等の多様な主体の参加促進を図る事後評価の開始といった具体的な取組を行った。また、ナレッジ・マネジメントの推進のため、職員研修や19の分野・課題のナレッジ・マネジメント・ネットワークの活動やナレッジサイトを通じた情報提供、コアスキル研修「JICAアカデミー」の強化等を通じ、職員や現地職員の基礎能力、専門性、対外発信力を強化する取組を進めた。さらに、SDGsの採択を受け、企画部内に組織的取組方針と整理のため専門の班を設置したほか、国内外の拠点に対して全体の概念や新規テーマに係る勉強会を多数開催し、機構内の理解の醸成にも努めた。（項目 No. 5、6、7、19、33）

オ. 日本の強みをいかした協力の展開

日本の強みを発揮できる分野での協力を日本の多くのアクターの知見の活用（（2）ア.～ウ.参照）やこれまでの協力経験を踏まえて推進するとともに、対外的な発信も強化した。具体的には、教育（理数科教育の中南米、アフリカでの広域展開、ラボ・ベース教育のマレーシアでの協力経験の発信、授業研究でのDAC賞表彰及びブルッキングス研究所調査研究）、保健（母子手帳の国際展開、保健施設でのカイゼン／品質管理のアジア・アフリカでの展開）、水供給（節水技術、無収水対策の活用や日本の経験の発信）、エネルギー（沖縄県等の知見の島嶼国支援方針策定への活用）、ガバナンス（日本式通関システムベトナム、ミャンマーへの展開）、農村開発（農産物流通支援）、民間セクター開発（産業人材育成センター等でのカイゼン研修、カイゼン支援実績の発信等）、防災（SATREPSによる科学的知見の活用、気象衛星ひまわりの観測データを活用した気象観測・予測能力強化と「より良い復興」(BBB)のコンセプトの普及・発信）、環境管理（横浜市、北九州市の下水処理技術、ベトナムでの琵琶湖モデルを

参照したハロン湾水質改善、志布志市の廃棄物管理モデルのサモアでの展開等)といった分野での協力を各国で展開した。また、日本が強みを有する 9 つの分野課題の機構の協力のコンセプトや協力手法、これまでの貢献を ODA 版ジャパンブランドとしてまとめた対外発信リーフレットを作成して発信した。(項目 No. 1、2、3、5、6、8、14)

カ. 災害援助協力等の展開

特筆すべき成果として、西アフリカのエボラ出血熱で課題とされた感染症の集団発生に対する人的貢献拡充に向け、新たなチーム形態となる感染症対策チームを政治レベルの意向や要請にも的確に調和しつつ迅速に創設したことに加え、登録母体の発足と要員登録、登録者への導入研修まで年度内に完了した。5月のネパール地震災害への対応では、2009年のインドネシア・スマトラ島沖地震以来となる救助チーム、医療チーム、自衛隊部隊の3形態でのチーム派遣と物資供与を組み合わせ、スキームを総動員した包括的な支援を展開した。医療チームは初の手術機能を有する機能拡充チームとして活動を展開し、他国チームからの患者受け入れなどリファラル機能も発揮した。また、被災地での国際調整要員の派遣等を通じ、国際調整にも大きく貢献した。加えて、担当地域を所掌する職員(管理職)を隊員として派遣するなどの工夫を図り、迅速にニーズ調査を実施するとともに復興初期段階から「より良い復興」(BBB)のコンセプトに沿った提案、事業形成を推進する等、シームレスな復興事業の実施につなげた(上記(1)ア.参照)。物資供与に関し、物資輸送の難易度が高い太平洋島嶼国への対応を念頭にパラオおよびマーシャルに現地備蓄倉庫を設置し、マーシャルでの干ばつ被害での物資供与では即自的な対応が可能となったことでその有効性が立証された。さらに、災害時の電子カルテ運用に関して、イスラエルとの協調による世界保健機関(WHO: World Health Organization)への働きかけを通じて正式なワーキンググループが設置されるなど、国際的なインパクトの発現にも至っている。その他、過去の教訓を踏まえた各種訓練やシミュレーション、各種国際機関等との協調、災害演習への参加等を通じ、国際緊急援助隊の能力維持・向上や災害派遣時の国際協調の円滑化に努めた。(項目 No. 3、15)

キ. ボランティア事業の展開

2015年度は青年海外協力隊の発足50周年を迎え、これを記念する式典を国内外で開催して参加者間でボランティア事業の重要性を改めて共有し、かつ多様な広報への取組や多数のメディア報道を通じてボランティア事業の「見える化」にも大きく貢献した。50周年を契機として協力隊の支援組織形成への機運が高まり、神奈川県青年海外協力隊支援協会の発足により全都道府県で「育てる会」が整備され、支援体制が強固になった。政策課題への対応として、スポーツ・フォー・トゥモローに係るスポーツ分野の派遣数の2018年度までの国際公約を前倒しで達成し、政府政策実現にも大きく貢献した。また、企業、自治体、大学等との連携隊員の派遣も昨年度比1.5倍増と大幅に人数を伸ばした。関係機関との連携に関しては、国際ボランティア会合を東京にてホストし東京宣言の作成に寄与したほか、米国平和部隊、国連ボランティア等との連携も大きく進展させた。また、研究所では青年海外協力隊事業を学際的に分析した研究を成果発表する公開セミナーとシンポジウムを開催し、事業への理解を深めた。地域創生への貢献等も念頭においた社会還元を促進するため、引き続き復興庁との連携を継続し、地域活性化をテーマとした進路開拓セミナーや帰国隊員の帰国後研修等を開催した。(項目 No. 7、10、13)

ク. 安全対策の強化

治安情報収集分析発信及び渡航措置等への適切な反映、派遣前関係者の安全意識向上の促進に努める

とともに、海外拠点の安全対策を強化し、治安が悪化した国等においては迅速な緊急対応等を実施してテロ被害防止に向けた対策を推進した。これらの取組の結果、犯罪被害件数は低減傾向を維持しており（2011年度以前の500件以上に対し、2014年度396件、2015年度399件）、テロ被害への巻き込まれも発生していない。コントラクター等への安全対策としてODA事業の建設工事に係る各種指針文書の機構内外の研修等を通じた周知・運用を徹底するとともに、実施状況調査及び安全管理セミナーに加えて初の取組である安全対策強化キャンペーンも実施し、海外拠点における安全対策を引き続き徹底している。（項目 No. 20）

（4）組織・業務運営の改善等

ア．組織運営の機動性向上

業務の効率的運営等を目的として、地域部、課題部内の分掌変更、調達部、評価部の体制変更といった本部組織体制の機動的な改編を行った。2015年度末時点の課の数は130課である（2011年度末時点145課）。海外拠点についてはキューバ事務所の設置を決定し現地開設に向け準備を進めたほか、ブルンジおよびアルジェリアの兼轄体制の見直しを通じて各種情勢に対応した適正化を図った。他法人の海外事務所との共用化・近接化については、中華人民共和国で日本政府観光局が機構事務所と同一の物件に移転し近接化を実現した。現場機能の強化に関して、各在外事務所の3か年の運営計画の実施状況の確認、本部の現地職員管理支援機能の強化、現地職員向け研修の拡充等を行うとともに、予算要求を通じて認められた増員を配置して総合的な強化を図った。国内拠点については、中小企業等の新たなパートナーとの連携を促進し、地域の結節点としての機能を強化した。これにより、国内拠点の利用者数は85万9,610名となり、2014年度実績値及び年度計画の目標値（ともに83万8,142名）を上回った。（項目 No. 22）

イ．契約の競争性・透明性の向上

調達等合理化計画を策定・公表し、契約監視委員会による契約の点検を受けるとともに、コンサルタント等契約に関する「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」に基づいた制度改善を着実に実施した。特に、一者応札・応募の低減のため、開発課題ごとの業界との意見交換会等を開催したほか、前年度までに試行を終えた総合評価落札方式によるコンサルタント等の調達の本格的な導入に向けた実施体制を整備し、15件を調達した。契約の透明性に関してはコンサルタント等契約における選定過程に関する外部審査制度の審査件数を前年度に大幅に増加しており、今年度も同規模の審議を行った。不正腐敗事案への対応に関しては、2014年3月に発生したODA事業に関する受注企業による外国公務員への贈賄事案を重く受け止め、再発防止策を強化すべく、不正腐敗情報に係る相談窓口の運用、「JICA不正腐敗防止ガイドンス」の仏語・西語版の作成、協力相手国政府への不正腐敗防止に向けた働きかけ等の方策を適切に実施した。（項目 No. 23）

ウ．内部統制機能の強化

独立行政法人通則法及び業務方法書の改正を踏まえ、法人内部のガバナンスを強化するため、内部規定の制定・改正、執務参考資料の改正や内部統制に関する理事会の定期開催等を通じ、組織内での内部統制を推進した。また、リスクの評価と対応に関する研修や関連委員会の継続的な実施・開催、コンプライアンスマニュアルの改訂、リスク項目の見直し等も実施した。情報セキュリティ対策についても各種のセキュリティ強化策を実施するとともに、総務省通知やマイナンバー導入への対応を行った。（項

目 No. 24)

エ. 経費の効率化、不要財産の処分

固定的経費の削減等により 1.4%の経費効率化目標を達成した。また、政府の方針に沿って職員住宅の処分に向けた準備を計画どおり進めた。(項目 No. 26、29)

オ. 人事に関する取組

評価者研修等を通じた勤務評価の実施と処遇への反映の適切な運用の確保、組織内公募等を通じた適切な人事配置、職員の能力開発や専門性の活用のためのキャリアコンサルティングの実施(前年比 1.2 倍)など、職員の能力開発と人材資源の有効活用に向けた取組を行うとともに、現地職員活用推進のための研修や育成資料の社内共有、ライフイベントとキャリア形成の両立支援(機構外の配偶者も対象とした同伴休職制度の運用開始、在宅勤務制度の運用改善等)を着実に進めた。また、働き方改革に向けた「SMART JICA PROJECT」の実施を継続した結果、本部において超勤 6.0%減、有給休暇取得 9.7%増(前年度比)を達成し、より一層の業務効率化と多様な働き方を通じて職員が能力を発揮しやすい環境が促進された。さらに、育児・介護等のライフイベントと国際協力のプロフェッショナルとしてのキャリア形成の調和を図り、男女ともに一層活躍できる職場づくりのための取組が評価され、日本生産性本部主催「女性活躍パワーアップ大賞」奨励賞受賞等により対外的な評価も得た。(項目 No. 33)

以上

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 1	貧困削減 (MDGs 達成への貢献)
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 27 年度開発協力重点方針 日本の教育協力政策、平和と成長のための学びの戦略、持続可能な開発のための教育、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、新水道ビジョン、TICAD V 横浜行動計画
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表(平成 28 年度)未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット(アウトカム)情報(注1)							
	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
ア) 教育							
子どもへの質の高い教育環境の提供人数(2011年から当該年までの累計値)	2,250万人				新規	2,679万人	
当該年度に終了した機構の協力により研修を受けた教員の数			48,234人	94,359人	57,996人	167,524人	
当該年度に終了した機構の協力により学校マネジメントが改善された学校数			13,867校	4,297校	(注2)	8,984校	
当該年度に交換公文が締結された事業の学校校舎建設数			178校 1,307教室	131校 859教室	44校 426教室	136校 612教室	
イ) 保健							
当該年度に機構の協力により能力強化した保健医療従事者数			延べ 2,600人	延べ 1,513人	延べ 1,398人	延べ 1,406人	
当該年度に機構の協力により供与が決定されたポリオ、麻疹のワクチン数			約4,500万ドース	約4,040万ドース	約53,530万ドース	約5,419万ドース	
機能強化をした保健医療施設案件数			70件	78件	77件	80件	
TICAD V 支援策目標(2013年から2017年までに500億円の支援)	300億円(2013-2015)				新規	353.6億円(暦年)	
ウ) 水							
アフリカにおける安全な水へのアクセス向上及び衛生改善に関する裨益者数	1,000万人(2013-2017)				新規	831万人	
当該年度に締結された無償資金協力・円借款により改善された給水サービスにアクセス可能となる人々の計画人数			1,800万人	63万人	170万人	196万人	

水・衛生に係る技術協力において指導・訓練される行政官、水道事業体職員、水管理組合員、コミュニティ衛生指導員、ポンプ修理工、トイレ建設工事の人数			660人	2,300人	3,800人	6,400人
---	--	--	------	--------	--------	--------

② 主要なインプット情報 (注3)					
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
ア) 教育 (基礎教育)					
技術協力 (億円)	92	59	108	122	
有償資金協力 (億円)	-	89	-	140	
無償資金協力 (億円)	141	123	883	59	
イ) 保健					
技術協力 (億円)	115	99	109	111	
有償資金協力 (億円)	102	59	83	767	
無償資金協力 (億円)	146	123	135	106	
ウ) 水					
技術協力 (億円)	71	76	57	62	
有償資金協力 (億円)	1,259	365	237	702	
無償資金協力 (億円)	120	160	129	181	

(注1) 当該年度の終了案件の実績値、または承諾案件の計画値を足しあげているものは、案件形成・実施のタイミングによって年度別に大きな変動があり得る。

(注2) 「-」の記載箇所は2014年度に終了した案件に該当案件がなかったため。

(注3) 技術協力は当該年度の支出実績、有償資金協力、無償資金協力は承諾実績を記入。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>2. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。</p>
<p>中期計画</p> <p>1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>(一段落目は中期目標と同内容のため省略)</p> <p>政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるといふ機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。</p>

<p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため、貧困層自身が潜在的に持つ様々な能力の強化及びその能力を発揮できる環境整備を支援する。
<p>年度計画</p> <p>1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>(イ) 貧困削減 (MDGs 達成への貢献)</p> <p>2015 年の MDGs 目標年次を迎え、進捗が遅れがみられる国・地域、分野にも配慮しつつ、支援を実施する。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 1-1 MDGs 達成に向けた取組状況</p> <p>ア) 教育 (基礎教育)</p> <p>(定量的指標) 子どもへの質の高い教育環境の提供人数: 2011 年から 2015 年末までに 2,250 万人</p> <p>イ) 保健</p> <p>(定量的指標) TICAD V 支援策目標 (2013 年から 2015 年度末までの支援額): 300 億円</p> <p>ウ) 水</p> <p>(定量的指標) アフリカにおける安全な水へのアクセス向上及び衛生改善に関する裨益者数: 2013 年から 2017 年度までに累計 1,000 万人 (TICAD V 支援策目標)</p> <p>エ) 格差是正・貧困層支援</p> <p>(定量的指標) なし</p>

3-2. 業務実績

指標 1-1 MDGs 達成に向けた取組状況

2015 年はミレニアム開発目標 (MDGs: Millenium Development Goals) の達成年限であり、機構はこの 15 年間、目標達成に向け、質の高い教育の提供や母子保健の改善、感染症対策、水と衛生のアクセス改善等に取り組んできた。結果、開発途上国全体では一日 1.25 ドル未満で暮らす極度の貧困人口が 1990 年比で 2010 年に半減、2015 年には 3 分の 1 に減少、初等教育就学率は 2000 年比で 83%から 91%に改善、5 歳未満児死亡率は 1990 年比で 1,000 人あたり 90 人から 43 人へと半分以下に減少、安全な水へのアクセスは 76%から 91%に改善される等、多くの改善が見られた。

また、機構は目標達成が困難とされた国や地域を中心に取組を加速化させてきた。特に、進捗の遅れが目立つアフリカに対しては、2013 年の TICAD V における「横浜宣言 2013」及び「横浜行動計画 2013-2017」で掲げられた課題に対し、インフラ開発のための 65 億ドルの資金協力、産業開発のための 3 万人の人材育成、理数科教育や学校運営改善を通じた 2,000 万人の子どものための教育の質の向上、5 万人の小規模農民に対する「売るために作る」農業の促進等の具体的支援策の実施に向けた取組を進めた。

一方、MDGs では十分に強調されなかった格差是正の課題や、新たに確認された課題に対しても、持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) 達成への貢献も見据えた取組を行った。

3-2-1. 教育 (基礎教育)

(1) 具体的な成果

① MDGs 目標達成に向けた取組 (目標年次: 2015 年)

MDGs 達成貢献に向けて日本政府の教育分野の国際公約 (「日本の教育協力政策 2011-2015」) である「2011 年から 5 年間で少なくとも 2,500 万人の子どもの質の高い教育環境を提供する」との目標に対し、機構単独で政府の目標値を上回る 2,679 万人の子どもの、教員能力強化、学校運営改善、学校建設を通じ、質の高い教育環境を提供した (2014 年度実績は 1,675 万人)。

- 教員能力強化: 2015 年度に終了した 6 か国 (ルワンダ、セネガル、ニカラグア、ブルキナファソ、

ザンビア、パプアニューギニア)の技術協力プロジェクトによって、約168,000人(2015年度)の教員研修を通じ能力強化が図られた。例えば、ルワンダでは、全国約3,000校に校内研修の制度が導入され、約60,000人の教員の能力強化が図られるとともに、全国試験の成績が改善する傾向が見られた。

- **学校運営改善**：2015年度に終了したセネガルの技術協力プロジェクトを通じ、全国8,984校の小学校への学校運営改善の取組の展開を達成した。また、教室の建設・補修や課外学習の実施等、学校環境の改善の具体的な成果も確認されている。その他、学校運営改善の技術協力プロジェクトは8か国で実施している。ネパールでは、4月に発生した震災の復興支援の一環として、学校運営の枠組みを活用し、震災被害の甚大であった3郡の全公立小学校において、学習指導要領、教師用指導書の配布、防災教育や震災後の子どもの心理的ケア等新たな取組を開始した。
- **学校建設を通じた学習環境改善**：5か国で136校612教室の建設に関する交換公文を締結した。例えば、ニカラグアでは従来の学校建設による教育施設の拡充に加え、日本ならではの支援として、防災の視点に配慮した施設設計を実施した。

② TICAD V 支援策 (2013-2017) 実現に向けた取組

日本政府のTICAD Vの教育分野の国際公約である「2013年～2017年までの5年間に2,000万人の子どもへ質の高い教育を提供する」に対し、機構は2015年までの3年間で約1,470万人の子どもに対し、理数科教育の拡充、学校運営改善「みんなの学校」プロジェクト拡充、学校建設を通じ、質の高い教育環境の提供を行った。

- **理数科教育の拡充支援**：2015年度に終了したルワンダ、セネガル、ブルキナファソ、ザンビアの理数科教育分野の技術協力プロジェクトによって、147,567人の教員が教員研修に参加し、能力強化が図られた。例えば、ザンビアでは、日本の学校教育の「お家芸」とも言える授業研究(教員同士が協力して授業について学び合うもの)が全国で実施されるようになり、理数科分野を中心に全国の3,121校、46,058名の教員の能力向上の取組が展開されている。さらに、日本とザンビアの大学の研究者の協力を得て、研究ジャーナルを発刊し、現場の実践の知の蓄積・発信に貢献した。
- **学校運営改善「みんなの学校」プロジェクト拡充**：2015年度に終了したセネガルの技術協力プロジェクトを通じ、全国8,984校の小学校への学校運営改善の取組の展開を達成した(上記①参照)。ブルキナファソでは、「教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE: Global Partnership for Education)」等の国際機関の資金も活用しつつ、住民参画型の学校運営委員会の全国の小学校への設置に向けた支援を実施している。ニジェールでは、世界銀行との連携により、学校運営委員会の能力強化研修や算数ドリルの取組を展開している。
- **学校建設を通じた学習環境改善**：2015年度には無償資金協力による77校481教室の小中学校建設の交換公文の締結を行った(セネガル中学校、ブルキナファソ中学校、マダカスカル小学校)。女子教育の観点から、全学校建設案件に男女別トイレ設置を設計に組み込んだ。また、マダカスカル小学校建設では、地域住民とともに通学路の整備を行う新たな取組を含む事業を形成した。なお、ベナン国では北部2県(アタコラ県及びドンガ県)の小学校47校203教室と教育機材の整備が完了し、適切な教育環境で学習できる児童が約3,580人から約1万5,900人に増加することが期待される。

(2) 戦略的な取組

① ジャパンブランドとしてのグローバルな展開（指標 5-2 参照）

ア) 授業研究

- **OECD/DAC 賞の受賞**：2016年3月、日本政府から提出したザンビアの授業研究（授業実践能力強化プロジェクト）の取組が、開発途上国に広く適用できる革新的な取組として、経済協力開発機構開発援助委員会（OECD/DAC）のDAC賞ファイナリストとして表彰された。日本のお家芸ともいわれる授業研究がザンビアの学校に導入され、「Learning Community」（学び合う先生たち）という文化が生まれたことへの革新性が評価された。（指標 5-2 参照）
- **国際社会への発信**：ザンビア授業研究の取組は、ブルッキングス研究所の調査研究としても取り上げられ、全米比較教育学会（2016年3月）をはじめスケールアップのプロセスの有効性が国際的に発信された。教育分野で世界最大の国際会合である世界教育フォーラム（韓国）（5月）では、機構職員が教師教育セッションのパネリストとして参加し、機構の経験をもとに、学校レベル、国レベル、グローバルレベルの学び合いの有効性を発信した。また、11月の世界授業研究学会（タイ）では、機構が支援してきたインドネシア、ザンビア、モンゴルの授業研究の取組をテーマとして、各国のローカル専門家と機構専門員を中心にセッションを企画し、各国の取組の教訓・示唆を世界の教育研究者、実践者に向けて発信した。

イ) 理数科教育

- **広域協力戦略の推進（中南米）**：中米4か国で機構の支援によって開発された小学校算数教科書が全国普及へとつながった実績が評価され、次の段階である中等数学教科書開発の技術協力プロジェクトが要請され、ホンジュラス、エルサルバドルで新規事業を立ち上げた（11月）。2016年度には、ニカラグア、グアテマラで類似案件の立ち上げを予定していることから、11月の中米教育大臣会合（エルサルバドル）において、機構の中米中等数学の広域協力戦略について発表し、理解を得た。
- **TICAD VI に向けた域内会合（アフリカ）**：2016年3月に TICAD VI のプレイベントとして、アフリカ教育大臣連合、世界銀行、国連教育科学文化機関（UNESCO）と連携し、アフリカ約30か国の教育省の代表の参画を得て、アフリカ理数科教育域内会合（ケニア）を開催した。今後の初中等理数科教育から高等教育までの取組をテーマとして活発な議論が行われ、各国の理数科教育の実践知のグローバルな学び合いが促進された。

② 持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取組

- **教育協力ポジションペーパーの改訂（10月）**：国連持続可能な開発サミット（9月）で日本政府が発表した「平和と成長のための学びの戦略」に沿って、今後5年間の教育協力方針を示す教育協力ポジションペーパー（英文、和文）を改訂した。各種国際会議や機構ウェブサイト、他機関（Global Partnership for Education（GPE）等）のウェブサイトを通じて国内外に発信した。ポジションペーパーでは、「すべての人にインクルーシブかつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」という、2030年の教育アジェンダ（SDG 4 Education 2030）達成への貢献に向け、「途切れない学び（Learning Continuity）」の実現という新ビジョンを据えた。

③ 民間企業（学習産業）との連携

- 民間企業、自治体との連携による学習向上に関する研修コースの立上げ：学研、ベネッセ、公文等の民間企業及び学力日本トップクラスの福井県と連携し、学習効果向上に関する研修コースを立上げた。7か国より15名が参加し、日本における学習の質向上に向けた官民双方による包括的な取組について知見を得た。また、本研修は合計7社の新聞・テレビで報道された。
- 東京書籍株式会社との連携：算数教育教科書編集に係る協力（ラオス）や学校図書による算数・理科教科書編集に係る協力（パプアニューギニア）を実施した。

④ インクルーシブな視点の取組

- 障害者に対する支援：初等教育完全普及間近のモンゴルにおいて、就学に困難を抱えている障害児の課題に対し、障害を持つ子どもたちの就学前及び特別支援教育へのアクセスの改善を目指し、障害児のための技術協力プロジェクトを7月に立ち上げた。

3-2-2. 保健

(1) 具体的な成果

① MDGs 目標の達成進捗遅延国等に対する母子保健・感染症対策拡充に向けた取組

- バングラデシュにおける母子保健の向上に関する活動モデルの全国展開：技術協力プロジェクト「母性保護サービス強化プロジェクトフェーズ II」では、病院サービスの質の改善とコミュニティの動員を組み合わせ、地方行政レベルによる母子保健向上推進活動を働きかけた活動モデルの全国展開を支援している。本プロジェクトで開発されたコミュニティ動員の仕組みであるコミュニティサポートグループや、5S/KAIZEN/TQM（Total Quality Management：総合品質管理）の手法を活用した保健医療サービスの質の向上のアプローチは、同国の保健政策に取り込まれたほか、世銀の貧困世帯を対象としたプログラムの対象地域（53郡）においても導入を支援している。さらに、円借款「母子保健及び保健システム改善計画」を通じ、人材育成及びコミュニティクリニック300か所の整備を実施し、更に支援効果を拡大している。
- ラオスにおける看護人材の育成：保健医療サービスの担い手である人材育成が急務となっているラオスにおいて、「母子保健人材開発プロジェクト」（2016年2月終了）を通じ、保健人材育成システムの構築を支援してきた。結果、看護人材の国家免許制度の仕組みづくりが促進され、その骨子となる「保健専門職の国家免許制度に係る戦略」草案が保健省により正式に承認された（12月）。また、看護コンピテンシーを開発し、それに基づいた教育カリキュラムや教材を開発し、全国の学校、実習病院への配布を通じて看護教育の環境整備を支援した。さらに、適切な看護ケアのためのツールを開発し、ラオスのトップリファラル病院でモデル看護を実践し、全国への普及を支援し、均質で質の高い看護サービス適用のための保健システムの強化に貢献した。（指標5-3参照）

② TICADV 支援策実現に向けた取組

- TICADV 公約達成への貢献：2015年暦年分の実績として、保健分野に対する353.6億円の支援を実施した。これは日本政府のTICAD支援策の目標500億円に対し、2013年からの累計ベースで約70%にあたる。保健人材については、2013年度2万2千人、2014年度2万5千人、2015年度に約1万9千人の人材育成に貢献した。
- ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現に向けたアフリカ初の開発政策借款の供与（ケ

ニア)：2030年を目標とする保健財政戦略等の作成、産科ケア無償化・貧困層の健康保険加入・一次医療施設に対する成果連動型資金に関連したマニュアル・ガイドラインの作成、コミュニティ保健戦略のカウンティへの普及のための支援等の実施を目的に、UHC 実現を目的とした円借款（開発政策借款）を8月に40億円を上限として決定した。なお、同案件は、専門家によるUHC 達成のための戦略づくり、地方分権化により保健サービスの責任を担うこととなったカウンティ（郡）レベルの保健行政マネジメント支援を行う技術協力プロジェクトをプログラムとして実施し、世銀と連携した支援を展開している。

- **エチオピアにおける感染症サービスの改善**：アムハラ州におけるサーベイランスが強化され、感染症に関する症例の報告の迅速性及び完全性が高まった結果、同州はエチオピア州政府より全国優秀州として表彰されるに至った。また、末端レベルではグローバル資金と連携の上、保健指導員や女性ボランティアによる活動を支援することで、保健医療サービスの提供も改善された結果、2012年後半から2014年後半にかけてのサーベイランスシステムにより報告されたマラリア確定症例数の43%減少に結びついた。

(2) 戦略的な取組

① 母子保健や感染症対策を入口とするUHC 実現に向けた取組

MDGs への対応としての母子保健や感染症のみならず、SDGs の重要課題の一つであるUHC の実現も視野に入れた取組を推進した。

- **母子保健を入り口とした保健システム強化の支援**：ガーナでは、コミュニティにより近いところに、地域住民や自治体の主導で保健ポスト(CHPS Compound)を建設し、行政が配置するCommunity Health Officer (CHO)を通じ、地域住民への直接的な支援活動を中心に予防や基礎的な情報をコミュニティの住民に提供する政策を支援している。技術協力プロジェクト「アッパーウエスト州地域保健機能を活用した妊産婦・新生児保健サービス改善プロジェクト」では、2015年7月までに270名のCHO向けの研修の実施や、CHPSを新規に導入するコミュニティに対する啓発活動など、コミュニティの受入態勢の醸成に配慮したアプローチを採用している。加えて、無償資金協力「アッパーウエスト州地域保健施設整備計画」では技術協力プロジェクトと同地域を対象にCHPS Compoundの建設(64か所)と機材整備(既存施設も含めて80か所)を支援し、アッパーウエスト州では、既存のヘルスセンターとCHPSによりほぼ全人口(70万人)がカバーされることとなった。(指標5-1参照)
- **感染症を入口とした保健システム強化**：ケニアやガーナでは1970年代に無償資金協力で感染症ラボを整備し、技術協力プロジェクトによる能力強化を継続的に支援している。拠点ラボの強化は同国内のサーベイランスに関する能力強化につながるだけでなく、感染症の突発的な大流行(pandemic)にも対応する保健システム強化につながり、一か国に限定されない効果が期待できる。
- **非感染症疾患の課題に対応した保健医療システムの向上**：急速に都市化が進み、非感染性疾患(NCDs: Non-Communicable Diseases)が大きな課題となっているインドのタミル・ナド州の17都市を対象とした円借款「タミル・ナド州都市保健強化事業」を調印した(2016年3月)。各都市の医療施設・機材の整備や医療従事者に対する能力強化を通じ、NCDs への対応も視野にいれたタミル・ナド州都市部の保健医療システムの向上を支援し、同州のUHC の達成に貢献している。

② ジャパンブランドとしてのグローバルな展開（指標 5-2 参照）

- **母子保健（母子手帳）の展開**：アジア・アフリカ・中南米の 34 か国で母子保健向上のための技術協力を実施している。母子手帳が定着しているインドネシアにおいて、母子手帳普及の意向を持つ 8 か国を対象に第三国研修を実施した。また、カメルーン政府が主体となって開催した第 9 回母子手帳国際会議を後援し、母子保健関連技術協力を実施している 15 か国のプロジェクトカウンターパートの参加の下、母子手帳の普及に関する課題等を共有した。ベトナムにおいてもパイロット 4 省で母子手帳が普及し、保健大臣による全国普及の宣言にも貢献した。また、マヒドン王子賞国際会議（PMAC）（バンコク、2016 年 1 月）を共催し、UHC の重要性を訴えるとともに、母子手帳のこれまでの支援を中心にサイドイベントにて発信し、母子保健の向上の重要性を広く関係者にアピールすることに貢献した。
- **保健施設へのカイゼンの展開**：2007 年のアジア・アフリカ知識共創プログラム（通称「きれいな病院プログラム」）により、スリランカの知見をアフリカ 15 か国に普及した後、エチオピア、スーダン、ザンビア、バングラデシュ、カンボジアで技術協力プロジェクトを展開し、2015 年度末時点でアフリカ、アジアを含む 20 か国の少なくとも 400 施設で 5S/KAIZEN/TQM 活動が実施されている。また、スリランカ 5S-CQI（継続的な品質改善：Continuous Quality Improvement）-TQM 第三国研修を通じて、新たに 5S/KAIZEN/TQM を開始するアフリカ、アジア、中東、欧州の 10 か国を支援している。さらに、課題別研修「5S/KAIZEN/TQM による保健医療サービスの質向上」により、協力対象国間でグッドプラクティスや成果の共有を図っている。5S-KAIZEN の取組はリーフレット作成や保健省や病院スタッフを対象とした映像教材を 5 言語（和・英・西・仏・アラビア）で制作し、活動の推進・強化を行っている。なお、「5S-KAIZEN を適用した病院カイゼンアプローチ」は、開発途上国に広く適用できるモデルとして DAC 賞ファイナリストとして表彰された。（指標 5-2 参照）

③ SATREPS を通じた人獣感染症対策

地球規模課題国際科学技術協力（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）8 件を通じて人獣共通感染症にかかる新たな知見を得た。

- **ザンビア「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の調査研究プロジェクト」（2013-2018）**：公衆衛生上の重要課題である出血熱ウイルス、インフルエンザウイルス等のウイルス性人獣共通感染症に対する研究・サーベイランス能力の強化に取り組み、多くのウイルスについて遺伝子検出法や特異抗体検出法が確立され、エボラ迅速診断キットの開発など社会実装につながった。
- **バングラデシュ「顧みられない熱帯病対策 - 特にカラ・アザールの診断体制の確立とベクター対策研究プロジェクト」（2011-2016）**：カラ・アザール（内臓型リーシュマニア症：VL）や VL 治療後に発症する皮膚病変との合併症である Post kala-azar dermal leishmaniasis (PKDL) の疫学調査、迅速診断ツールの開発、媒介昆虫（サンショウバエ）の研究に関する研究能力向上を目的として実施し、低コストで簡便な診断法や副作用の少ない治療方法の実装が促進された。流行地域における医科大学のラボも強化された結果、全国の約 70% のカラ・アザールの確定診断を行うようになった。

④ 国際社会への積極的発信、国際社会の潮流形成への積極的関与

2015 年度は 45 件の国際会議に参加し、議論の質の向上や国際的な枠組みへの貢献を行った。

- **UHC 達成の重要性の発信**：世銀総会（ジュネーブ、5 月）では、WHO や各国保健大臣との協議を行い、援助効率促進やコミュニティ支援を通じた UHC 達成についてサイドイベントにて発信した。また、

「新たな開発目標の時代と UHC」国際会議（東京、12 月）を政府とともに共催し、UHC 達成の重要性とこれからの戦略について発信し、ハイレベルの参加者を中心に広く関係者にアピールした。（指標 6-1 参照）

- **日本の援助政策策定への関与**：「平和と健康の基本方針」（2015 年 12 月）の策定プロセスで、これまでの開発途上国における事業実施の経験や地域レベルにおける保健医療分野に関する課題の動向をもとに日本政府へのインプットを行い、地域別重点方針案などに反映させた。
- **母子保健分野における Global Financing Facilities (GFF) との連携**：アジスアベバでの国連開発資金会議（7 月）における GFF の開始、Investors Group への日本政府の参加決定（8 月）を受けて、2016 年 2 月の Investors Group 会合に参加し、GFF 開始以前より継続して GFF の枠組み形成への積極的な関与を行っている。現場レベルにおいても、ケニアにおいては円借款によるパラレル・ファイナンスと技術協力を通じ母子保健・UHC 分野の資金ギャップの解消や戦略策定等を支援し、バングラデシュにおいては GFF の本格実施を見据え、技術協力と円借款の連携を通じ、母子保健分野における現場レベルでの成果をもとに政策レベルでのインプットを引き続き実施している。

⑤ エボラ出血熱への対応

- **既存案件を活用した緊急的な対応**：既存の技術協力プロジェクトを通じて流行 3 か国（ギニア・シエラレオネ・リベリア）を含む計 18 か国にサーベイランス能力強化や強靱な保健システム構築等に関する支援を行った結果、平時における危機管理能力の強化の重要性に関する理解の向上や感染症発生時に迅速なレポートを行う体制整備に向けてのアクションプラン策定等の成果に至った。特に流行 3 か国では以下のような成果を上げた。
 - ▶ **シエラレオネ**：UNICEF と連携したワクチン用太陽光冷蔵庫の供与、国連人口基金（UNFPA）と連携した保健所の改修、保健所出産キットの供与、医療倉庫の増築、啓発活動を行った。更にエボラにより中断した技術協力を再開し、保健システム強化及び母子保健分野での協力を行った。
 - ▶ **リベリア**：保健局に対する感染症予防のための医療機材及びサーベイランスで使用するバイクの供与を行うとともに、帰国研修員による地域での啓発活動を計 8,500 人に実施した。エボラにより中断した技術協力を再開し、保健システム強化分野での協力を行った。
 - ▶ **ギニア**：長崎大学との連携により州病院に直接迅速診断検査キットの供与（外務省による緊急無償）に併せて操作研修を実施した。さらに、ラボ診断能力・サーベイランス能力強化のための新規の技術協力をガーナとガボンにて立ち上げ、エボラ出血熱等突発的な感染症にも対応可能な強靱な保健システム構築のための支援を開始した。また、セネガルと連携して保健システム強化にかかる 5S-KAIZEN-TQM 導入研修を実施した。
- **国際保健規則（IHR）コア能力強化の推進**：エボラ出血熱流行を契機に高まった国際保健規則（IHR：International Health Regulation）コア能力強化に係る国際的な議論に参加し、機構が長年支援してきたガーナ野口研究所、ケニア KEMRI（中央医学研究所）、ベトナム NIHE（国立衛生疫学研究所）等で蓄積された知見の共有等のインプットを行った。

3-2-3. 水

(1) 具体的な成果

① 安全な水・衛生へのアクセス改善

ア) 安全な水供給施設の整備

無償資金協力 9 案件の E/N 締結、有償資金協力 3 案件の借款契約 (L/A : Loan Agreement) 署名を通じ、有償資金協力について給水サービスにアクセス可能となる人々の計画人数が 196 万人増加した。また、無償資金協力 9 案件、有償資金協力 13 案件を完工させ、都市/地方部双方にて安全な水へのアクセス改善を着実に進めている。

- **ペルーにおける首都の上下水道改善**：円借款「リマ首都圏北部上下水道最適化事業 (I)」(2009 年 9 月 L/A 調印) を通じ、老朽化した管網における物理的損失 (漏水) に対処した。あわせて、無収水管理能力強化の技術協力の成果を活かし、商務的損失 (メーター不具合、盗水等) への対策を行い、2 つのパイロット地区において無収水率の削減に成功した (38.2%から 25.1%、25.5%から 16.5%)。
- **カンボジアにおける都市部の安全な水アクセスの改善**：無償資金協力「カンポット上水道拡張計画」(6 月 G/A 締結) を通じ、内戦後に改修された浄水場や配水管の老朽化により給水率が 47%に留まるカンポット市において、安定した水源をもつ上水道施設の拡張を行い、給水率が 92%に拡大する見込み。
- **ラオスにおける水供給量の拡大**：無償資金協力「タケク上水道拡張計画」(2013 年 6 月 G/A 締結) が完工し、一日あたりの最大給水量が 8,600m³から 17,000m³に拡大した。
- **ベトナムにおける水道普及率の拡大**：円借款「ドンナイ省水インフラ整備事業」(7 月 L/A 調印) を通じ、対象地域の水道普及率が 32%から 65%に拡大する見込み。工業団地への水供給も想定しており、日系企業の進出にとっても有効なインフラ整備となる期待が高い。
- **ミャンマーにおける村落部の安全な水アクセスの改善**：無償資金協力「第二次中央乾燥地村落給水計画」(9 月 G/A 締結) トラック搭載型リグ 2 機の供与により、特に水資源の乏しいマンダレー地域等にて 5 年間で 100 本の新規井戸の掘削を予定している。

イ) TICAD V 支援策への貢献

- **TICAD V 目標値達成への貢献**：「2013 年から 2017 年の間に 1,000 万人に対する、アフリカにおける安全な水へのアクセス向上及び衛生改善」に関し、マラウイ、ウガンダ、エチオピアにおける無償資金協力の完工により、2015 年度末時点で 831 万人 (2014 年度までに約 412 万人) となっており、目標達成に向けて施設整備の更なる加速化が求められる。目標達成に向けた更なる取組として、スーダン国「コスティ市給水施設改善計画」等、アフリカ地域を対象とした 4 案件の交換公文 (E/N : Exchange of Notes) が締結され、着実な案件形成を図っている。
- **マラウイにおける安全な水へのアクセス改善**：「中西部地方給水計画」により 334 か所の新規井戸建設が完了した。2017 年までに安全な水へのアクセス可能な人口は 57,500 人から 98,036 人に増加する見込み。
- **アフリカにおける衛生改善**：セネガルにおける「タンバクンダ、ケドゥグ、マタム州村落衛生改善プロジェクト」やモザンビークにおける「ニアッサ州持続的給水・衛生改善プロジェクト」では、衛生啓発活動とトイレ建設を組み合わせるソフトとハードの両面からの支援によって衛生改善を図り、衛生習慣の改善や基礎的な衛生施設 (改良型トイレ) の保有世帯数の増加等の成果が得ら

れた。

② 水分野の人材育成による知識・技術の向上

ア) 技術協力による人材育成の促進

2015年度は82か国に対し57件の技術協力案件を実施し、全世界で6,400名の水分野の人材育成を図った。

- **ミャンマーにおける上水道マスタープランに基づく具体的な支援**:2014年に作成した上水道マスタープランに基づき、「ヤンゴン市開発委員会水道事業運営改善プロジェクト」を開始した。無償資金協力や円借款と連携しつつ、ヤンゴン市の水供給を担うヤンゴン市開発委員会の組織体制整備、無収水対策や水質管理能力の強化の実施を通じたヤンゴン市の500万人を超える人口に対する給水サービスの改善に着手した。
- **インドネシアにおける日本の水道事業の経験の活用**:「インドネシア水道公社人材育成強化プロジェクト」を開始し、全国300を超える水道事業体の能力強化を図っている。横浜市や日本水道協会などの協力を得て、財務管理やエネルギー効率化等の分野に関する日本の水道事業体における人材育成の経験をいかし、人材育成制度・研修プログラムの改善を目指している。

イ) TICAD V 支援策への貢献

- **TICAD V の目標達成への貢献**:課題別研修や技術協力プロジェクトを通じた現地研修及び第三国研修を実施し、524名の都市給水関連人材の育成を行った。
- **ナイジェリアにおける無収水削減支援**:「連邦首都区無収水削減プロジェクト」では、横浜ウオーター株式会社等が、計52人のプロジェクト関係者に対して漏水対策等の無収水削減対策のノウハウをいかし、無収水削減の基本概念・削減プロセス・機材操作等に関する技術研修を実施し、無収水対策を進める上で必要な基礎知識を定着させた。

① 水の利用可能性と持続可能な管理の確保

- **気候変動適応策の共同研究の着手(タイ)**:都市、農業等6セクターの水利用に関する気候変動適応策に資する技術開発及び適応戦略の手法開発を目的とする共同研究を、東京大学とタイ国カセサート大学によるSATREPS「タイ国における総合的な気候変動適応戦略の共創推進に関する研究」にて実施すべく、実施に向けた合意文書を同国政府と締結した。タイ側の主要5大学と16の関係政府機関をプロジェクト実施体制に組み込んでおり、研究成果を政策に反映しやすい仕組みを構築しており、またSDGsで目標とされている統合水資源管理の推進など、水の持続可能な管理への貢献も期待できる。
- **水資源の希少な地域における効率的な水資源利用の推進開発**:パレスチナ、イラン、チュニジア等、水資源の希少な中東地域複数か国において、日本の節水技術や無収水対策に関する知見を活用し、効率的な水資源を活用すべく案件形成を行っている。
- **流域別の水収支評価や水資源管理の実践**:水資源が希少なスーダンにおいて、「統合水資源管理能力強化プロジェクト」の形成について、同国水資源・灌漑・電力省と協議中。

(2) 戦略的な取組

① ジャパンブランドとしてのグローバルな展開

- **世界でも高水準な水供給を実現した日本の経験の発信**：「国民皆水道」と呼ばれる高い水道普及率や、水源から蛇口に至るまでの徹底した水質管理等の水供給分野における日本の強みを「ジャパンブランド」として取りまとめ、ラオス「水道公社事業管理能力向上プロジェクト」の主催する国際会議や東京都主催「自治体水道国際展開プラットフォーム会議」等で積極的に発信した。また、プロジェクト研究「日本の水道事業の経験」を開始し、全ての国民に対する安全な水供給を実現した日本の経験、開発途上国への教訓の整理をSDGsへの貢献との観点も含め行っている。（指標 5-2 参照）

② 内外の水道事業体のネットワーク強化による水道事業体パートナーシップの形成促進

- **国際的なネットワークとの連携強化**：国際水協会（IWA）が主催するヨルダンにおける開発会議において、カンボジア、ヨルダン、スーダン等の開発途上国のカウンターパート機関とワークショップを実施した。また、橋本元総理が提唱した水道事業体のパートナーシップ強化（WOPs：Water Operator's Partnership）の会議でも機構の事業体間の協力関係を強化する取組を発表することなどを通じ、グローバルなネットワークの維持発展を行っている。
- **自治体との連携推進**：各自治体が受け入れに協力している機構の研修事業に関するノウハウや草の根技術協力の案件形成事例等の共有を目的として、課題別研修や草の根技術協力に関わる自治体も加えた約 30 の水道事業関係者が参画した開発協力勉強会を横浜市水道局と開催した。（項目 No.9 参照）

③ 紛争影響下にある地区に対する水道の整備を通じた基礎的な生活環境の整備による平和構築への貢献

- **ヨルダン**：指標 4-1 参照。
- **南スーダン**：技術協力プロジェクト「都市水道公社水道事業管理能力強化プロジェクトフェーズ 2」の開始により、実施中の無償資金協力「ジュバ市水供給システム改善計画」によって新設される水道施設の運営維持管理のための能力強化に取り組んでいる。

④ 気候変動への影響が懸念される地域における効率的な給水改善や水資源管理能力強化

キューバ：技術協力プロジェクト「地下帯水層への塩水侵入対策・地下水管理能力強化プロジェクト」を通じ、気候変動により取水量が減り塩水侵入が進む対象地域の地下水開発・管理能力の向上のため、日本の地下水保全等の知見をいかし、モニタリング強化や地下水モデル構築、地下水管理計画の策定等を支援している。

⑤ 安全な水のアクセス改善によるジェンダー平等の推進

- 村落給水分野の過去の事例を確認し、同分野で必要なジェンダー配慮と調査手法を機構内関係部署と共に検討・作成した。機構内及び水分野のコンサルタントに同情報を共有し、今後の協力準備調査や技術協力プロジェクトのベースライン調査に活用することとした。
- 執務参考資料「JICA 事業におけるジェンダー主流化の手引き（水・衛生分野）」の作成に際し、村落給水分野でのジェンダーに配慮した案件形成の留意事項等の技術的な観点からの提案を取り入

れた。

- 上記に記載の取組の他、第7回世界水フォーラム、ストックホルム水週間等水分野に関する主要な国際会議に参加し、持続可能な開発目標等に関する情報を積極的に収集し、事業の戦略性の向上に努めている。
- ジェンダー視点を入れた事例：マラウイにおける地方給水事業（指標 18-2 参照）

3-2-4. 格差是正・貧困層支援

(1) 具体的な成果

地理的、経済的、社会的に不利な状況に置かれることで拡大する格差に配慮した開発を促進するため、コミュニティのニーズを踏まえた包摂的な開発の計画・実施に向け、基礎的なインフラの整備および地方行政やコミュニティの能力強化の分野で支援を実施し、以下の実績を上げている。

① 格差是正に配慮した基礎的インフラの整備

- **ミャンマー基盤インフラ整備**：2013年度の円借款再開後の最初の案件（「貧困削減地方開発事業フェーズ1」）の一つとして、貧困層の85%が居住するミャンマー地方部を中心に、少数民族地域を含めたミャンマー全国（7地域および7州）にて展開している。2015年度は道路2件、給水2件、電力9件を完了（内8件はディーゼルジェネレーターを設置、ただし各世帯への配電は未了）し、緊急性の高い生活基盤インフラが整備されている。
- **タンザニア地方道路維持管理**（指標 2-1 参照）：タンザニアは全地方道路の4割が手入れを必要とし、舗装率1%程度であることから、「地方道路開発技術向上プロジェクト」にて、首相府地方自治庁とドドマ州・イリンガ州のモデル県自治体の地方道路維持管理能力を強化している。例えばイリンガ州では、維持管理状況に関する評価にてプロジェクト開始時点から終了までで良好な状態の地方道路の割合がおよそ6割から9割へ増加した。
- **バングラデシュ北部総合開発**：農村道路の日常的な維持管理のため、地方自治体によって貧困層の女性約700名が選定され最長3年間の道路維持管理に関する契約（道路1kmあたり2名）がなされている。同活動に参加することで1日あたり90タカ（約130円）の収入が得られ（60%が本人支給、40%が銀行積み立て）、雇用期間終了後に合計額が一括支給されて、資金を元にした家畜の購入や小規模店舗設立に繋がっている。

② 行政能力強化とコミュニティの参加・能力強化

- **<行政>ホンジュラス地域開発**：技術協力プロジェクト「地域開発のための自治体能力強化プロジェクト」を通じ、分権化の進むホンジュラスにおいて、自治体主体の下、地域住民の意思と参加を反映し、地域資源を有効活用した自治体の開発計画策定及び事業実施の一連のサイクル（FOCALプロセス）を構築した。西部地域で実施されたプロジェクト（2006-2010年）にてFOCALプロセスを構築後、フェーズ2（2011-2016年）にて全国へ展開し、全国298市のうち144市がコミュニティ開発計画を踏まえた社会インフラ建設や小規模生産活動支援（学校や家庭での地産地消促進、農村金融）等の実施を促進している。
- **<行政>インドネシア社会保障**：2014年1月に新たな国民皆保険制度を導入した同国において、社会保障関連行政官の能力強化と制度適用のための課題抽出・対応策分析を課題別研修で支援した。保健省、労働省、財務省等社会保障関連行政官をこれまで計55人受入れた。研修においては、日

本のインフォーマルセクターも含む国民健康保険等の経験を共有し、特にインドネシアでの貧困層への保険制度適用拡大に貢献している。

- **<行政・コミュニティ>タンザニア・参加型計画策定と能力強化**：分権化の進むタンザニアにおいて、技術協力プロジェクト「地方自治強化のための参加型計画策定とコミュニティ開発強化」（2014年9月終了）を通じて、政府の参加型開発手法の実効性を検証し、機能するモデルとして確立させた。その結果、2015年度には、対象5県の全てのパイロット村で住民の自己負担と地方政府予算による開発事業を決定した。また、本プロジェクトの成果を踏まえて、地域住民が主体的に一部資材・労務を負担する開発事業に対して優先的に予算配分するよう地方政府開発交付金のガイドラインを改訂するという制度面へのインパクトも生まれている。現在は同手法の他地域展開のための実施体制構築に向け、フェーズ2となるプロジェクトを実施している。
- **<コミュニティ>インド・住民参加型森林管理と所得向上**：円借款「トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業」では、州人口の約83%が山岳地帯に居住（貧困率40%）し、特に人口の31%を占める先住民族の大半が森林に依存しているトリプラ州において、住民参加型の植林による森林の再生や、焼畑農業従事者等の生活水準改善に向けた支援をしている。463村を対象に、計1,505の自助グループを設立し、現在、2,645もの生計向上活動を実施している。収入創出のための回転資金として、5,114万ルピー（約8,700万円）が自助グループの女性メンバーに貸し出され、2016年2月時点で1,309万ルピー（約2,200万円）の返済を完了した。また、植林面積61,709Ha、4,600万本以上の植樹を達成した。
- **<行政・企業>マレーシア・障害者の雇用促進**：2005年から10年間にわたって取り組んできた技術協力プロジェクト「障害者の社会参加支援サービスプロジェクト」（2015年8月終了）では、障害者の就労支援のための環境（制度・人材）整備及び企業での障害者雇用や顧客としての障害者理解を深める研修実施を支援した。障害者の職場適応を支援する専門職（ジョブコーチ）を1,000人以上育成し、430人以上の障害者の雇用が実現した。また、企業研修はプロジェクトで養成したファシリテーター等（約70人）を中心に300社以上で研修が実現した（うち半数以上が知的・精神障害、25%が視覚障害）。中国やヨルダンへのジョブコーチ養成トレーナーの育成支援など、他国へのノウハウ普及にも貢献している。

(2) 戦略的な取組

① SHEP アプローチの拡充展開

小規模園芸農民の組織強化（SHEP：Smallholder Horticulture Empowerment project）アプローチを自国の状況に合わせて導入・推進する行政官を育成する研修コース、および SHEP アプローチをより現場レベルで定着させるキーパーソンを育成する普及員コースを実施した。日本とケニアの事例を題材にし、機構が開発した SHEP アプローチの要点を体系的に織り込むことで、自分の国でどのように SHEP アプローチを政策化し、予算を確保することで「考える農家」を育てていくべきか、研修員にとって道筋を理解しやすい研修プログラムを開発した。その結果、2015年度末までに SHEP を推進する技術指導者を計20か国、1,324人育成した。また、研修を実施したことで終わりとするのではなく、研修終了後も日本から専門家が現地を訪れ、丁寧にフォローアップすることで、SHEPの現地定着をより確実なものにしている。（指標2-1参照）

② 金融包摂の推進

貧困層の金融サービスへのアクセスを確保すべく、金融包摂を目指した協力を推進している。

- **ホンジュラス・条件付き現金給付制度との連携**：5つの対象都市にて貧困層が生活改善や生計向上に取り組むために必要な能力強化の手法や実施枠組みを整備し、能力強化を支援した。また金融機関による貧困層対象の金融商品の開発・提供を促すことで金融包摂を促進している。受給世帯向け研修は参加者の50%以上が女性となっている。
- **パキスタン・貧困層向けマイクロファイナンス**：パキスタン政府が政策に位置付ける、貧困層の自立を促進するマイクロファイナンスの活用のため、IFC等と連携しつつ、地場マイクロファイナンス銀行への資本参加や従業員研修等を進め、普及・拡大を促進した。結果、当該銀行の2010年（機構出資前）貸付総額が23.7億ルピー（約25億円）だったのに対し、2015年末には55.3億ルピー（約59億円）と約2.3倍に増加した。

③ 栄養分野の協力強化

2010年4月の世銀/IMF総会におけるScaling Up Nutrition (SUN) 設立を契機として、2013年の「成長のための栄養」(Nutrition for Growth) 会合(ロンドン)、2014年に世界保健機関(WHO)-国連食糧農業機関(FAO)が開催したThe Second International Conference on Nutrition (ICN2) 会合において栄養介入促進に向けた国際協調の合意がなされ、栄養協力の重要性が高まっている。さらに、2015年のMDGsからSDGsへの移行に伴い、抜本的な栄養改善に向けて保健や農業、教育、水等の複数関連省庁やアクターの関与によるマルチセクターでの協力が求められている。こうした状況を受けて日本はこれまで以上に栄養改善協力の拡充に取り組んでいる。具体的な事例は以下のとおり。

- **官民連携による栄養改善事業支援プラットフォーム設立に向けた取組**：内閣官房、農林水産省、外務省、一般財団法人食品産業センターと機構で構成される準備作業チームが主催となり、「官民連携を通じた途上国の栄養改善事業支援セミナー」を機構本部で開催し、日本企業・コンサルタント・NGO等84団体、97名が参加した。
- **Scaling Up Nutrition等の国際的枠組みとの連携**：SUN (Scaling Up Nutrition) 加盟国の母子栄養担当行政官14名を対象に、課題別研修「母子栄養改善」を本邦にて実施した。また、ガーナから栄養改善に携わる複数省庁・機関の行政官9名を対象として、国別研修「栄養政策実践のためのマルチセクターアプローチガーナにおけるScaling Up Nutrition」を実施した。
- **民間連携事業(味の素)**：栄養サプリメント「KOKO Plus」を開発し、ガーナの離乳期の子どもの栄養改善に貢献している。(指標5-1、指標8-3参照)
- **グアテマラ「母と子の健康改善プロジェクト」**：女性ボランティアに妊産婦栄養と母乳栄養促進に関する研修を行い、490人が修了証を授与された。第二次レベルでの施設分娩数が全対象3県で大幅に増加し(1.5倍~4倍)、施設分娩における低体重児の割合も2県で減少した(3.3%、5%)。
- **日本の栄養人材育成支援**：能力強化研修「栄養改善人材養成(マルチセクトラルアプローチに向けて)」を2015年度から開始し、機構関係者20名に研修を行った。また、2014年度より勉強会等を通じ、職員の能力強化も図っている。(指標5-7参照)

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>MDGsの達成状況も踏まえ、本年中に策定される見込みのポスト2015年開発アジェンダの実現に向け、他ドナーとも協調しつつ、戦略的な取組を進めることが期待される。

<対応>

- 教育分野では、SDGs 目標 4 達成への貢献を見据え、教育協力のポジションペーパーを策定し、発表を行った（10 月）。特に、SDGs 目標 4 で掲げられる質の高い教育の確保への貢献として、バンラデシュ、ネパール、ザンビアでは、教育アドバイザー専門家を派遣し、政策レベル（貧困削減支援無償資金協力）と事業（技術協力プロジェクト）のリンクを強化することで、学習環境改善に向けた取組を行っている。また、ブルキナファソでは、教育分野の中期的な取組方針を整理し、基礎教育のアクセス及び質の改善に関する総合的な取組を技術協力（政策アドバイザー含む）、資金協力、他ドナーとの連携（GPE/世銀との連携による学校運営委員会の全国展開など）に取り組んでいる。
- 保健分野では、MDGs 達成の残された課題である子どもの死亡率削減・妊産婦の健康改善に向けた取組（母子保健）を強化するとともに、新たに開発目標として明記された UHC の実現に向けた支援を積極的に展開している。具体的には、PMAC 等国際会議の場における各開発パートナーとの意見交換のみならず、各国レベルにおいても他ドナーと協調の上、セクターの計画策定プロセスに参加している。
- 水分野では、第 7 回世界水フォーラム、ストックホルム水週間等水分野に関する主要な国際会議に参加し、SDGs に関する情報を積極的に収集した。効率的な水利用や水質に関する目標が設定される等、日本の経験・技術による貢献可能性を考慮し、協力現場、国際会議等の場で積極的に活用・発信を行った。
- MDGs および SDGs が掲げる貧困削減（SDGs では貧困撲滅）と MDGs では十分に強調されなかった格差是正に向けた取組を強化した。具体的には、MDGs の達成に向けた支援強化に加え、基礎的サービスの基盤とも言える格差是正に配慮したインフラ整備やガバナンス面での行政能力強化と人材育成を通じた貢献を一層重点的に行った。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：MDGs 目標は、一日 1.25 ドル未満で暮らす極度の貧困人口は 1990 年比で 2010 年に半減、2015 年には 3 分の 1 に減少、初等教育就学率は 2000 年比で 83%から 91%、5 歳未満児死亡率は 1990 年比で 1,000 人あたり 90 人から 43 人へと半分以下に減少、安全な水へのアクセスは 76%から 91%へと途上国全体で多くの改善が見られた。

具体的な機構の貢献として、まず教育分野においては、2,679 万人の子供への質の高い教育環境を提供した。これは、「日本の教育協力政策 2011-2015」の目標（2,500 万人）以上の達成に貢献したものである。特にザンビアでは、日本の学校教育の「お家芸」とも言える授業研究（教員同士が協力して授業について学び合うもの）が全国で実施されるようになり、理数科分野を中心に全国 3,121 校、46,058 名の教員の能力向上が行われ、その結果、卒業試験の合格率が向上するという成果が見られた。また、セネガルでは、全国 8,984 校の小学校の学校運営改善の取組の全国展開が図られる等、MDGs 目標達成進捗遅延国において、全国規模での活動展開へとつながっている。

さらに、ザンビアの授業研究の取組が学校に導入されたことにより、「Learning Community」（学び合う先生たち）という文化が生まれたことに革新性があることが評価され、OECD/DAC の DAC 賞ファイナリスト（全 10 件）として表彰され、高い評価を得た。DAC 賞は、開発途上国へ広く適用可能な取組を OECD/DAC が表彰する唯一の賞として 2014 年に設立されたもので、11 名の国際的有識者から構成される審査団によって選考されるものであり、国際的な意義は大きい。本取組は、ブルッキングス研究所の調査研究の対象事例としても取り上げられ、スケールアップのプロセスの有効性が国際的に発信された。また、SDGs 採択を受けて、2015 年 10 月に機構の教育協力方針を示す教育協力ポジションペ

ーパーを発表し、ハイレベルの国際会合で機構の考えや取組を発信し、国際援助潮流形成に向けて積極的に取り組んだ。

保健分野において2015年度はTICAD支援策への貢献として2015年暦年ベースで353.6億円の支援を実施し、保健人材の育成についても2015年度末までに累計で約6万6千人まで達成しており、日本政府のTICAD支援公約達成に対し着実な実績を上げている。また、西アフリカで猛威を奮ったエボラ出血熱の流行についても、流行3か国（ギニア、シエラレオネ、リベリア）における緊急援助物資の供与に加え、既存の技術協力プロジェクトを通じたサーベイランス能力強化等を支援、緊急の課題へも対応できることを目指した強靱な保健システムの構築にも貢献している。

さらに、各国における事業を通じたMDGs達成への支援に続き、SDGsを見据えたUHC達成に向けた支援も加速させた。特に、ケニアではUHC推進を目的とした開発政策借款の供与を決定し、関連する技術協力と合わせて政策レベルにおいてUHCの主流化に貢献している。

また、政策レベルのみならず、保健医療サービスの質の向上においても、ラオスにおける看護人材の国家免許制度づくりや、バングラデシュにおけるコミュニティ動員と5S-KAIZENを活用した病院における保健医療サービスの質向上の取組を組み合わせ、その全国展開を支援するなど、保健医療サービスの提供を支える人材や病院における質の向上においても具体的な開発成果が上がっている。タンザニアを中心とする5S-KAIZEN手法による医療サービスの質向上の取組は同国全土67の病院に加え、ジャパンプランドとしてアフリカ・アジア等の21か国500以上の医療施設に導入されているほか、DAC賞のファイナリストに選出され、世界的にも高い評価を得た。

SDGsの目標達成については、多様なアクターと戦略的に連携することが重要であるが、2015年12月に機構は関係省庁との共催で世界各国から政府関係者・要人や国際機関の代表・専門家等を集めての国際会議「新たな開発目標の時代とUHC：強靱で持続可能な保健システムの構築を目指して」を東京で開催するなど、UHCの推進に向けてグローバルな発信を行った。また、世銀が主導の下進めている母子保健分野における資金調達枠組みであるGlobal Finance Facilitiesへの参画やパラレルなファイナンスなど、各分野における様々なアクターとの戦略的な連携に取り組んだ。

水分野においては、安全な水・衛生のアクセス改善および人材育成の両面にて貢献した。まず水・衛生のアクセスについては、無償（9件）、有償（3件）を通じて安全な飲料水へのアクセス計画人数が196万人増加した。特にベトナム・ドンナイ省では円借款支援により水道普及率が32%から65%に拡大することが見込まれ、工業団地への水供給インフラとしても期待されている。またTICAD支援策への貢献としては、マラウイ、ウガンダ、エチオピアにおける無償資金協力の完工により2015年度末時点で831万人の水のアクセスを改善した。衛生へのアクセスについては、セネガルやモザンビークにおいて衛生啓発活動とトイレ建設を組み合わせることで衛生習慣の改善や基礎的衛生施設（改良型トイレ）の保有世帯数が増加した。

人材育成については、2015年度は82か国に対し57件の技術協力を実施し、全世界で6,400名の水分野人材を育成した。具体的には、ミャンマーでは上水道マスタープランに基づく支援として、ヤンゴン市の水供給を担うヤンゴン市開発委員会の組織体制整備、無収水対策や水質管理能力強化により、ヤンゴン市の500万人を超える人口に対する給水サービスの改善に着手した。インドネシアでは、全国300以上の水道事業体の能力強化を支援、横浜市や日本水道協会の財務管理やエネルギー効率化等の経験をいかした人材育成制度・研修プログラム改善に貢献している。

さらに、SDGsを見据え、水・衛生のアクセスのみならず有限資源である水の持続可能かつ統合的な資源管理にも既に力を入れてきている。例えば、タイでは東京大学とカセサート大学との連携（SATREPS）により、気候変動適応策の共同研究に着手しているほか、水資源の希少なパレスチナ、イラン、チュニジアなどの中東地域複数か国においても効率的な水資源の活用に向けた協力案件の形

成を行っている。

格差是正・貧困層支援分野においては、MDGs では十分に強調されなかった格差是正への取組を強化すべく、主にコミュニティの基礎的インフラ整備、行政能力とコミュニティ双方の能力強化に関して貢献してきた。特にインフラではミャンマーの貧困地域でのインフラ（道路、給水、電力）整備やバングラデシュ北部開発における貧困層女性の雇用創出等の具体的な成果を挙げた。能力強化では、タンザニアの参加型開発モデルと住民自己負担開発事業の促進と国家ガイドライン化を実現している。マレーシアでは 430 人以上の障害者の雇用創出を実現した。また、9 月の国連サミットでの SDGs 採択を見据えて、グローバルな展開による SHEP アプローチの推進や「包摂性」の視点からの金融包摂支援、複数分野を包括する形での取組としての栄養分野へのアプローチなど、戦略的な取組を進めてきている。特に、栄養分野では、官民連携による栄養改善事業支援プラットフォームの設立に向けた主体的な取組を実施し、ガーナやグアテマラにおいて離乳期の子供や妊産婦の栄養改善に貢献する具体的な取組を推進させた。

以上を踏まえ、評価指標の目標水準を上回る成果を上げており、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 27 年 5 月 25 日改訂）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評定の根拠となる質的な成果（目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与）を満たしていることから、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

既に先進的に一部協力を開始しているものの、今後更に SDGs 達成への貢献を念頭に、各国の SDGs ターゲット等との整合性も考慮しながら戦略的な取組を推進する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 2	持続的経済成長
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 27 年度開発協力重点方針 日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略、質の高いインフラパートナーシップ、日本再興戦略、国家安全保障戦略、法制度整備支援に関する基本方針、平和と成長のための学びの戦略、グローバル・フードバリューチェーン (GFVC) 戦略、TICAD V 横浜行動計画
当該事業実施に係る根拠(個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表(平成 28 年度)未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット(アウトカム)情報(注1)							
	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
ア) 運輸交通							
道路・橋梁総延長(km)	340 km		429	830	726	347	
鉄道総延長(km)	95 km		630	200	260	120	
空港/港湾の数(港数)			14/7	3/3	1/5	6/4	
能力向上対象人数(人)			4,799	839	886	783	
イ) 都市・地域開発							
マスタープラン策定数(都市数)	4		7	9	5	4	
ウ) 資源・エネルギー							
低炭素電源・ナショナルグリッド支援国数	15				新規	22	
資源・エネルギー分野の人材育成数	440				新規	1,325	
エ) 法制度整備・民主化							
法制度整備・民主化分野の本邦研修参加者数(新規+継続)	1,000				新規	1,700	
支援対象の法令・法案数(件)			新規	29	33	22	
支援対象の法令運用・司法実務文書数(件)			新規	18	27	24	
オ) 高等教育							
支援対象大学延べ数(校)	65	96	96	102	72	65	
日本の大学での学位取得支援人数(人)	600	585	585	472	594	861	
事業提携している日本の大学延べ数(校)	200	153	153	174	236	262	
カ) 農業・農村開発(注2)							
SHEP アプローチを推進する技術指導者の人材育成数(2014年度からの累計人数)	1,200				新規	1,324	

SHEPアプローチを実践する小規模農家の育成数（2014年度からの累計人数）	28,000				新規	29,988	
キ) 民間セクター開発							
アフリカにおける産業人材育成人数(2013年度からの累計人数)	30,000				新規	31,754	

② 主要なインプット情報（注3）					
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
ア) 運輸交通					
技術協力（億円）	112	132	135	161	
有償資金協力（億円）	5,115	5,839	1,536	9,941	
無償資金協力（億円）	481	428	441	352	
イ) 都市・地域開発					
技術協力（億円）	45	48	37	53	
有償資金協力（億円）	1,007	3,400	1,565	10,752	
無償資金協力（億円）	31	149	208	352	
ウ) 資源・エネルギー					
技術協力（億円）	47	56	58	91	
有償資金協力（億円）	1,852	1,571	3,779	4,157	
無償資金協力（億円）	169	56	53	71	
エ) 法制度整備・民主化					
技術協力（億円）	6	8	8	109	
有償資金協力（億円）	-	-	-	-	
無償資金協力（億円）	-	-	-	-	
オ) 高等教育					
技術協力（億円）	40	48	52	65	
有償資金協力（億円）	122	376	-	105	
無償資金協力（億円）	7	1	38	1	
カ) 農業・農村開発					
技術協力（億円）	194	202	191	194	
有償資金協力（億円）	191	135	821	357	
無償資金協力（億円）	112	89	122	117	
キ) 民間セクター開発					
技術協力（億円）	81	77	90	96	
有償資金協力（億円）	421	773	617	597	
無償資金協力（億円）	-	51	-	-	

（注1）道路・橋梁、鉄道、空港・港湾、発電容量、将来的な二酸化炭素削減量は当該年度の承諾案件の計画値を合計しているため、案件形成のタイミングにより年度別に大きな変動があり得る。

（注2）「農業・農村開発」のその他のアウトプットは項目 No.3 の「オ）食料安全保障」参照。

（注3）技術協力は当該年度の支出実績、有償資金協力は承諾実績を記入。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標

2.（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組

政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。

中期計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(第一段落は中期目標と同内容につき省略)

政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるといふ機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。

具体的には、(中略)

(ロ) 持続的経済成長

- 我が国自身の復興・成長体験、知識・技術・制度を世界と共有し、日本の成長にも配慮しつつ、途上国の持続的成長を後押しする。その際、経済成長の果実が、貧困層も含め広く配分されるよう、格差是正にも配慮して事業を実施する。

年度計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(ロ) 持続的経済成長

各国の状況に応じて、日本の知見を活用し、インフラ整備、法制度整備、産業振興・貿易投資促進、ビジネス環境整備等に関連する政策・施策の策定及び実施並びに人材育成を支援する。支援に当たっては、経済成長の果実が貧困層も含めて広く配分されるよう、格差是正にも配慮する。

主な評価指標

指標 2-1 持続的な経済成長の実現に向けた取組状況

ア) 運輸交通

(定量的指標) 新規案件の計画総延長：道路・橋梁 340km、鉄道 95km

イ) 都市・地域開発

(定量的指標) マスタープラン策定数：4 件

ウ) 資源・エネルギー

(定量的指標) 低炭素電源・ナショナルグリッド支援国数：15 件、資源・エネルギー分野の人材育成数：440 人

エ) 法制度整備・民主化

(定量的指標) 法制度整備・民主化分野の本邦研修参加者数：1,000 人

オ) 高等教育

(定量的指標) 支援対象大学延べ数：65 大学、日本の大学での学位取得支援人数(新規受入)：600 人、事業提携している日本の大学延べ数：200 大学

カ) 農業・農村開発

(定量的指標) SHEP アプローチを推進する技術指導者の人材育成数：2014 年度からの累計 1,200 人、SHEP アプローチを実践する小規模農家の育成数：2014 年度からの累計 28,000 人
キ) 民間セクター
(定量的指標) アフリカにおける産業人材育成人数：2013 年度からの累計 30,000 人

3-2. 業務実績

指標 2-1 持続的な経済成長の実現に向けた取組状況

3-2-1. 運輸交通

(1) 具体的な成果

① 国際化・地域化への対応

ア) ASEAN 連結性向上への取組

東南アジア諸国連合 (ASEAN) の掲げる連結性マスタープランに基づき、後発 ASEAN 地域 (ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア) の底上げに配慮しつつ、ASEAN 地域の回廊及び港湾・空港の整備を推進している。

- **南部経済回廊の完成**：カンボジアの国道 1 号線でつばさ橋 (2 羽の鳥が翼を広げているように見えることから「つばさ橋」と命名された) が開通し、ホーチミンからバンコクまでの区間全線が陸路でつながった (4 月)。また、国道 1 号線改修計画 (無償) の最終区間も契約が締結され施工中である。今後、国道 5 号線改修事業 (有償) の進捗により、物流環境の改善が期待され、新たな企業進出を後押しするなど、カンボジアだけでなく近隣国を含めた高い経済波及効果が見込まれる。
- **東西経済回廊**：ASEAN 統合に向けた域内の経済格差是正の観点からも重要な内陸国であるラオスの国道 9 号線の日本支援対象区間について道路改修を実施した。また、2 橋梁の改修を実施している。これと並行して、「ラオス国道路維持管理能力向上プロジェクト」(技術協力) を実施し、国道 9 号線をパイロットサイトとした道路・橋梁維持管理を支援し、ソフト・ハードの両面で大メコン圏地域東西回廊の円滑な輸送に貢献している。また、東西経済回廊のうち、ミャンマー国内区間の整備が遅れていたが、「東西経済回廊整備事業」(有償) でボトルネックとなっているモーラマイン・コーカレー間の 3 つの橋梁整備に取り組み、これにより ASEAN 地域全体のさらなる物流向上に資することが期待される。なお、「東西経済回廊整備事業」はアジア開発銀行 (ADB) との協調融資案件として実施され、モーラマイン・コーカレー間のうち、エインドゥ・コーカレー間 (約 70km) の幹線道路改修については、ADB 資金により実行される。
- **港湾整備を通じた回廊の機能強化**：南部経済回廊と海洋との結節点としても重要なカンボジア唯一の外港であるシハヌークビル港にて、多目的ターミナル整備事業 (有償) を実施していることに加え、同港のコンテナターミナル経営・技術向上を目的とした技術協力プロジェクトを実施している。これまでの支援を通じ、戦略的な港湾開発を担う部署の設立、港湾運営マニュアルの整備、荷役作業効率の向上等の成果が確認された。
- **回廊開発に資するソフトインフラ整備**：カンボジアでは、タイやベトナム等の周辺国に比して立ち遅れている車両登録や整備の実施能力を高め、ASEAN 国間の格差是正により連結性を向上させることを目的とし、自動車登録・検査の品質向上にかかる技術協力の案件形成のための調査を実施するとともに、カンボジア国政府関係者、自動車販売整備や損害保険会社などの関係民間企業 (約 100 名) を対象とした意識向上のためのセミナーを実施した。カンボジアでの成果を踏まえ、他の ASEAN 地域への波及も想定した事業を推進する予定である。

- **次世代航空保安システムへの移行支援**：東メコン地域3か国（ベトナム、カンボジア、ラオス）において、次世代航空保安システムへの移行を支援した（2016年1月）。ミャンマー、インドネシアでも、次世代航空保安システムへの移行を促進し改善を目指し、航空安全性及び効率性向上を目的とした支援を行っている。これらは、航空の安全性及び効率性を向上させ、地域間の移動、交流を促進させる観点からASEAN連結性向上にも資する取組である。（指標2-1参照）
- **全国空港保安設備整備計画の完工（ミャンマー）**：ミャンマーの主要空港において、国際民間航空機関（ICAO：International Civil Aviation Organization）の安全基準を満たすための航空保安設備が整備され、航空分野における安全性が向上した。

イ) アフリカ地域回廊開発

- **最上流の計画策定**：TICAD V 支援策（2013-2017）を踏まえ、5大成長回廊の整備支援を展開している。2015年度は特に、西アフリカ成長リング、北部回廊（モンバサ～内陸部）、ナカラ回廊の国際回廊を成長軸と捉えて回廊インフラ整備計画と産業開発戦略を組み合わせる総合的なマスタープラン策定プロジェクトを進めた。
 - ▶ **西アフリカ地域成長リング**：国境を越えた広域的な開発計画を策定し、地域統合及び魅力的な共通市場形成と投資環境の実現を目指す当該地域の産業開発及び回廊開発を組み合わせたマスタープランの策定を推進した。並行して、具体的な実現策として、ガーナ東部回廊架橋円借款事業の詳細設計、ブルキナファソ・ワガドゥグ東南部バイパス道路改修事業の協力準備調査を開始した。なお、調査では、マスタープランの調査状況を把握したうえで対応するとともに、適切な品質確保をめざし、日系建設会社のヒアリングも踏まえて免税、先方負担、資機材調達等の調査項目を充実させた。
 - ▶ **北部回廊（モンバサ～内陸部）、ナカラ回廊**：モンバサを東アフリカ地域の玄関口とする2040年を目標とした総合都市開発マスタープラン策定支援に合わせ、モンバサ島と南部のリコニ地区を接続するゲートブリッジのF/Sを開始し、モンバサの渋滞対策と物流効率化に資する支援を実施している。また、北部・ナカラ回廊の起点となる拠点港湾のナカラ港（モザンビーク）、モンバサ港（ケニア）の港湾計画策定や運営管理に係る技術協力により物流円滑化への支援も行っている。
- **国際回廊の渋滞緩和と物流改善**：国際回廊沿いの都市内幹線道路の立体化や道路拡幅を通じて渋滞緩和と物流改善を図るため、コートジボワール「日本・コートジボワール友好交差点改善計画」のG/A（5月）、ウガンダ「カンパラ立体交差建設・道路改良事業」のL/A（9月）をそれぞれ締結した。ウガンダにおいては、技術協力による交差点改良の基準設計策定や、信号機の維持管理に関する技術支援も開始した。

ウ) 経済回廊及び国際道路網の整備（ASEAN、アフリカ地域以外）

- **ベンガル湾産業成長地帯構想（The Bay of Bengal Industrial Growth Belt：BIG-B）** 実現への貢献：日本・バングラデシュ首脳会談（2014年9月）で表明されたBIG-Bの実現に向け、ダッカ・チッタゴン間送電網整備、工業団地整備などの外国直接投資促進、国内・国際物流網の改善を図る西部橋梁の架け替え及び新設を含む6事業の円借款事業に調印した（12月）。また、BIG-B地域の交通のボトルネックの一つである「カチプール・メグナ・グムティ第2橋建設・既存橋改修事業」の着工（2016年1月）、同地域の電力・エネルギー基盤の構築に向けた「マタバリ超々臨界圧石炭火

力発電事業」の基礎工事着工（2016年1月）、さらに首都ダッカに都市高速鉄道を導入することによる交通混雑緩和を目的とした「ダッカ都市交通整備事業」の車両基地地盤改良工事契約調印（2016年3月）がなされた。これら事業はすべて本邦企業が受注し、日本政府が掲げる「質の高いインフラパートナーシップ」に貢献するものである。また、更なる BIG-B の促進に向け、南アジアと ASEAN 諸国をつなぐ「クロスボーダー道路網整備事業」や「ジャムナ鉄道専用橋建設事業」について案件形成を行った。

エ) 日本の強みを生かした協力の推進

インフラシステム輸出促進に関する、空港、防災、軌道系新交通等の日本の経験や実績を生かした協力、具体的には資金協力を技術協力による人材育成を組み合わせるなどの日本の強みを生かした協力を以下事例等を通じて推進した。

- **オールジャパンによる施設整備から人材育成、制度設計までの一貫した支援**
 - ▶ **ベトナム都市鉄道**：ハノイ市及びホーチミン市の都市鉄道の施設整備事業に合わせ、両都市で日本の鉄道事業者のノウハウを活用し、運営組織の設立支援や規制機関の能力強化支援を実施しており、2015年度中にハノイ及びホーチミンシティで運営組織の設立が実現した。また制度設計面における都市鉄道技術規準案の策定支援を準備・実施した。
 - ▶ **高速鉄道**：学識経験者・有識者をはじめ、鉄道事業者、関係省庁を含む支援委員会を設置、幅広い意見を取り込み高速鉄道システムの輸出に取り組んだ。また、鉄道関連の日本企業及び業界団体からのヒアリングを通じ、技術の活用方法も検討した。特にインドでは、機構単独ではなくインド側との共同調査という形態で、先方の意見を十分に取り込みつつ F/S を実施したことも、インド側が日本の新幹線システムの採用を決めるに至った大きな要因となった（12月に日印首脳間で日本の新幹線システムの採用を決定）。
- **都市内道路における急速施工の実施（フィリピン）**：「メトロマニラ立体交差建設事業（VI）」（円借款）（4月詳細設計開始）において既存交通への影響を最小限に抑制するため、日本の都市内道路における急速施工技術の活用を図った。
- **都市鉄道における日本の技術の導入（フィリピン）**：「フィリピン南北通勤線事業」（円借款）（11月 L/A 調印）で本邦技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）が採用され、高架部分の施工技術や信号システム及び車両等に日本の技術が活用される予定である。

② 全国交通

ア) 最上流の計画策定

- **イラク・港湾セクターマスタープラン**：イラク港湾セクターの発展、管理戦略及び主要港湾のマスタープラン（目標年 2035 年）と中期開発計画及び港湾の監督、管理、運営のための中期行動計画（目標年 2025 年）を目的としたマスタープランを策定し、12月に完成した。今後、イラク側による港湾運営に係るコンセッション契約化の検討等のアクションが展開される。

イ) 日本の強みも活用したプログラム・アプローチによる取組

- **ミャンマー・鉄道支援**：ミャンマー「全国運輸交通プログラム形成準備調査」に基づき、有償で「ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業（フェーズ I）」や「ヤンゴン環状鉄道改修事業」（10月 L/A 調印）、無償資金協力で「鉄道中央監視システム及び保安機材整備計画」を実施し、電子連動装置・列車監

視装置・踏切自動警報装置を供与している。また、日本の技術者によるミャンマー国鉄の運営・維持管理体制整備のため技術協力プロジェクト「ミャンマー鉄道安全性・サービス向上プロジェクト」を実施（2016年3月終了）し、3スキームの組み合わせにより、施設・設備の改修・近代化（ハード面）と安全性・サービス向上（ソフト面）の両輪での支援や本邦企業の受注機会増大を目的とした鉄道支援を展開している。尚、「ヤンゴン環状鉄道改修事業」では、信号システム及び通勤車両の調達等に日本の技術が活用される予定である。

ウ) 全国交通施設の整備

- **ネパール・シンズリ道路緊急復旧（国内幹線道路における震災後の緊急復旧）**：4月の地震により被災したネパール・シンズリ道路の緊急復旧対応として、技術協力「シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクト」を通じ、多雨期前（7月）に工事を迅速に完了させ、ネパールの物流を支える基幹道路の安全な通行に貢献した。
- **スリランカ・首都と地方間の物流促進**：円借款事業を通じ、南部高速道路及びコロombo外環高速道路を建設した。主要国道と南部高速道路を接続し、首都圏における道路交通渋滞の緩和や地方間の接続性の向上を図った。併せて、無償資金協力による道路交通情報提供システムの整備を行い、交通渋滞の抑制や交通事故の減少を図った。

エ) 交通網の運営・維持管理能力強化

- **モンゴル・橋梁維持管理能力の強化**：旧ソ連時代に建設された橋梁の老朽化・損傷が進む中、これら既存インフラを長期に活用すべく、モンゴル政府およびウランバートル市を対象として橋梁維持管理に係る能力強化を目的とした技術協力「梁維持管理能力向上プロジェクト」を実施した（10月終了）。点検マニュアルや補修工法選定ガイドライン等橋梁維持管理関連マニュアル・ガイドラインの策定・承認や、橋梁管理データベースシステムの構築がなされたほか、これらを活用するための研修や技術者認定制度を通じ、政府関係者だけではなく民間、大学を巻き込んだ技術・知識の普及に貢献した。
- **インド・高速道路の運営維持管理能力の向上**：技術協力「高速道路運営維持管理の組織能力向上プロジェクト」（12月終了）を実施し、国道及び高速道路の運営管理に係る優良事例集、運営維持管理ガイドラインが発行されたほか、インド政府職員約100名への研修実施等を通じ、インドの高速道路の運営維持管理能力の向上に寄与した。

③ 都市交通

ア) 最上流の計画策定

- **ネパール・カトマンズ盆地都市交通改善のためのマスタープラン**：交通インフラの整備と一体的な都市整備を行い、良好な居住環境、交通サービスを確保するための総合的な計画を作成するマスタープラン調査を実施している。また、5月の地震により被災したカトマンズ市内の東西幹線道路であるカトマンズーバクタプール間道路の応急復旧も本調査パイロット事業として迅速に実施し、復旧につなげた。

イ) 都市交通施設の整備

- **チェンナイ・メトロの部分開業、アーメダバード・メトロ建設事業の開始（インド）**：インドの南

部タミルナド州チェンナイで「チェンナイ・メトロ」が部分開業し、慢性的な交通渋滞の緩和と交通公害減少に貢献した（6月）。自動料金徴収システムや車両の変圧器等に日本企業製品が活用されているほか、チェンナイ都市圏に拠点を構える日本企業（2014年時点で577社）の活動への貢献も期待される。また、これらに続く案件として、アーメダバード・メトロの整備への支援に係るL/Aを調印した（2016年3月）。エレベーターや点字ブロック等の高齢者・障害者への配慮や、女性専用車両や監視カメラ導入等の女性にも配慮した設計を検討している。

④ 地方交通

- **タンザニア地方道路**（指標 1-1 参照）：タンザニアは全地方道路の4割が維持管理を必要とし、舗装率1%程度であることから、「地方道路開発技術向上プロジェクト」にて首相府地方自治庁とドドマ州・イリング州のモデル県自治体の地方道路維持管理能力を強化している。例えばイリング県では、維持管理状況に関する評価でプロジェクト開始時点から終了までで良好な状態の地方道路の割合がおよそ6割から9割へ増加した。

(2) 戦略的な取組

① 質の高いインフラパートナーシップへの貢献

- **ADB との連携推進**：「第21回国際交流会議 アジアの未来」（5月）において、ADB と連携し、今後5年間で従来の約30%増となる総額約1,100億ドルの「質の高いインフラ投資」をアジア地域に提供することとなった。また、11月にはフォローアップ施策として、ADB と新たに合意されたPPP等民間インフラ案件支援のための信託基金創設や公共インフラ整備促進のための協調融資枠組みなどの連携パッケージが日本政府より発表された（指標 8-2、14-5 参照）。政府発表と整合する形で、「質の高いインフラ投資」のための機構-ADB間の協調融資の実施等連携に関する枠組みについて覚書を締結し（12月）、連携を推進している。さらに、ADB と大メコン圏地域での運輸交通インフラ整備に関するリトリートを開催（2016年2月）し、東南アジア地域における支援の方向性の確認や、政府施策に基づく具体的な連携事業の発掘・精緻化に向けた協議を行った。また、ASEAN 地域での調査を行う際にも、現地ADB事務所と双方の国別の事業実施方針の確認や、機構側の案件説明と連携可能な事業の協議等の連携促進に向けた協議を行った。

② 成長セクター等におけるインクルーシブな視点による取組

- **沿線住民への裨益の考慮**：ラオスでは、無償資金協力による橋梁改修において沿線住民の病院や学校への経路を把握し、計画に反映させる試みを行っている。また、ネパールでは、「シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクト」において地域住民の生活環境調査をプロジェクト実施前後で実施し、地域住民の収入増とその要因等の裨益効果を意識してプロジェクトを実施した。
- **雇用創出に資する地方道路整備手法の展開**：タンザニア地方道路技術協力における地方道路の整備と雇用創出に資する整備手法（指標 1-1 参照）は、今後、ガーナでも展開を検討している。

③ 新たな課題への対応（防災、情報通信技術（ICT）の利活用促進）

ア) 道路防災への取組

- **キリバス「ニッポン・コースウェイ改修計画」（無償資金協力）**：キリバスの、主要港湾と居住区を結ぶニッポンコースウェイの老朽化、気候変動の影響とされる高潮等に対し、コースウェイの改修

と強靱化を目指した無償資金協力の協力準備調査を実施した。2016年度から無償資金協力を開始予定である。

- インド「持続可能な山岳道路開発のための能力向上プロジェクト」(技術協力)：道路輸送需要が飛躍的に増加しているインドにおいて、道路網構築の障害となっている山岳地域で安全かつ円滑な道路交通を確保するため、斜面对策等、山岳道路建設に関する協力準備調査を実施した。2016年より技術協力を実施予定である。
- エルサルバドル「公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクトフェーズ2」(技術協力)：エルサルバドルの地震に対するリスク管理能力の向上、標準仕様書等の作成、道路災害リスク削減に資する協力準備調査を実施した。2016年度より技術協力を開始する予定である。

イ) 耐震橋梁設計基準策定への支援(高中所得国への支援の取組)

- チリ「橋梁耐震設計基準改定」(個別専門家派遣のバックアップ強化)：土木研究所の協力により、日本と同じ地震多発国であるチリを対象に日本の知見を反映した道路橋梁の耐震基準改定を実施している。本協力は予防防災の観点での協力であるとともに、チリ側のイニシアティブにより道路橋梁の設計基準改定等を行い、日本側は一般橋梁の落橋防止や長大橋建設に関する技術など日本に多くの実績、技術的に優位性のある事項を中心に、チリ側からの適時要請に基づき、短期専門家派遣やTV会議開催により助言・技術紹介を行うという高中所得国への協力の一つのスタイルを形成した。

ウ) ITS分野への取組

- ITS分野の新しい支援方法として、現地セミナーを実施することで現地のニーズを引き出し、そのニーズをテーマとした本邦研修を実施する支援をマレーシアで開始した(2月)。今後、ITS課題別研修でも同様な取組を検討している。

エ) 日本式ICカード普及への取組(ICTの利活用)

- 日本式ICカード(Felicaタイプ)を利用した異なる交通モード間の相互利用の適用として、ベトナムのハノイ市における公共交通ICカード普及促進に向けた技術協力の詳細計画策定調査を実施した。

3-2-2. 都市・地域開発

(1) 具体的な成果

急激な経済成長と人口増加により様々な課題に直面する開発途上国において、地域や都市の発展段階や特性を踏まえた各地域、都市に適した協力の展開にあたり、SDGsでも中心課題とされた「持続可能な都市開発」への貢献も念頭に、「持続可能性」、「強靱性」、「包摂性」に配慮した支援を推進している。2015年度は、セネガルやフィリピン等、4都市でマスタープランの策定に至り、以下のような観点に配慮した提案を行った。

① 「持続可能性」に配慮した空間計画及び都市・広域インフラ開発計画の策定支援

ア) 持続可能性分析を含むマスタープランの提案

- セネガル「ダカール首都圏開発マスタープラン策定プロジェクト」：首都圏の都市開発計画策定に向けた現状分析において、計画対象地域の持続可能性を「急速な変化をもたらすリスク」「包摂性」「都市の魅力」「都市基盤（インフラ）と都市マネジメント」「多様な主体の参加」「行政界・国境を越えた広域的視点」の6つの視点に基づき28の指標を設定し、包括的な評価を行った。

イ) 公共交通指向型開発（TOD）を援用したマスタープラン／開発戦略の提案

- セネガル「ダカール首都圏開発マスタープラン策定プロジェクト」（再掲）：都市圏の空間構造として既存の中心市街地に加え、2つの副都心と複数の地域拠点の開発・整備を提言したが、併せてこれら拠点に沿った公共交通システムの整備も提案し、土地の高度利用や公共交通利便性を向上させることで、環境負荷の面で持続可能性に配慮した公共交通指向型開発の推進を都市開発戦略の一つとして位置付けた。

② 「強靱性」に配慮した環境や防災の取組を含む都市開発マスタープランの策定支援

ア) 環境対策や防災対策を含む都市開発マスタープランの提案

- セネガル「ダカール首都圏開発マスタープラン策定プロジェクト」（再掲）：雨季の降雨による浸水被害や海岸浸食・高潮の被害を蒙り得る海岸部等のリスク評価を行い、開発不適地を特定した上で、土地利用上の規制をかける等の対応策を提言した。
- フィリピン「メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査」（再掲）：洪水、地滑り等の各種ハザードマップを策定するとともに、都市構造と土地利用に関するサブロードマップで都市防災の観点も踏まえた防災公園等を提案した。

③ 「包摂性」に配慮した都市・地域開発の実現

ア) 社会的弱者を含む住民のニーズに配慮した都市開発マスタープランの提案

- セネガル「ダカール首都圏開発マスタープラン策定プロジェクト」（再掲）：住民等のステークホルダーの参画を得た都市開発マスタープラン策定の経験を持っていない相手国実施機関に技術移転を行いつつ5ヶ所で4回ずつ（計20回）のステークホルダー会議を開催し、市街化地域を出来るだけ制限し緑地・農地を保全したい等の住民等の意見を計画内容に反映した。これらの計画策定プロセスを通じ、実施機関が住民の参画を得た計画策定手法に習熟した。
- フィリピン「メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査」（再掲）：6,527世帯に対して家庭訪問調査を実施し、社会経済状況、開発課題に対する住民の意見を集め、人々の日々の動きを適切に都市公共交通と道路ネットワーク等に関するサブロードマップに反映した。
- チュニジア「南部地域開発計画策定プロジェクト」：民主化の流れの中、同国では先進的となる参加型計画策定の手法を採用して地域総合開発計画を策定した。実施機関と共に対象6県で3回ずつ（計18回）開催したパブリックコンサルテーション会議で各地域のインフラ整備や産業振興等の要望を吸い上げ、地域間で意見調整した結果、経済格差の是正と地域の均衡ある発展を狙いとする計画が策定された。

(2) 戦略的な取組

① 持続可能な都市のあり方にかかるプロジェクト研究

- SDGs 目標 11 で設定されている「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」への貢献及び国内都市開発に関係する有識者の意見も踏まえ、「公平・公正」、「安全・安心」、「環境に優しい」等の持続可能な都市の要件を明確にするとともに、これらを実現するための包括的な都市診断ツールを提案した。今後、本コンセプトをベースにして都市開発案件での都市の持続性確保に向けた取組を戦略的に展開していく。

② 持続可能性評価指標（CASBEE 都市—世界版）の開発への参画

- メガシティや都市人口の急増に伴い、都市の持続性がこれまで以上に注目を集めている。日本でも持続可能性評価指標（CASBEE 都市世界版等）の検討を通して持続可能都市の具体像を規定する試みが行われている。機構は CASBEE 都市—世界版開発委員会に参加し、主として変化の激しい開発途上国の都市を含む都市評価指標の開発作業に対してこれまでの機構の都市開発分野の協力実績を踏まえてインプットを行うとともに、都市計画マスタープラン実施中の対象都市の指標設定や検討のための基礎データ収集等に貢献している。

③ 持続可能な都市実現に向けた都市間連携の推進

- 機構が都市開発マスタープランを策定した経験を有するアジア都市の中から 5 都市（ウランバートル、ディリ、ハノイ、ビエンチャン、プノンペン）の行政関係者を招聘し、都市開発における知見や教訓を共有するとともに、都市間連携プラットフォーム構築に向けて意見交換を行った。

④ アジアとアフリカの都市開発に関する知見を共有するセミナーの開催

- 機構の支援で開発計画を策定した都市の職員を主な対象に、アジア 2 か国、アフリカ 7 か国が参加する都市開発セミナーを開催した。マスタープラン策定から計画実施につなげるための課題について参加者が報告・議論する場を提供することで、計画の実施につながる知見が共有された。

3-2-3. 資源・エネルギー

(1) 具体的な成果

① 低炭素電源開発とナショナルグリッド（基幹系統）増強・エネルギーアクセス改善への貢献

ア) 高効率火力発電を通じた低炭素電源開発の推進

- **ガスコンバインドサイクル火力（ウズベキスタン）**：電力セクター・プロジェクト・ローン（2014 年 1 月 E/N 締結）に基づき、タシケント熱電併給所建設事業の L/A を調印した（10 月）。同事業では、CO₂ 換算で年間約 30 万トンの温室効果ガスの削減が見込まれる。また、コンバインドサイクル発電に関する運営維持管理人材育成を目的とした技術協力プロジェクトを開始し（9 月）、インフラ整備と人材育成の包括的な支援を実施した。（指標 5-1、指標 8-2 参照）

イ) 基幹系統増強、配電網拡張による電化促進（分散型電源活用含む）

- **基幹系統の増強整備と人材育成**：パキスタン、インドネシア、ミャンマー、スリランカ、インド等において、低損失送電線など日本の技術活用も促進しつつ資金協力案件を形成し、これらの国々の基幹送電系統や地方配電網の整備を進めるとともに、技術協力を通じた人材育成をパッケージ的に支援した。
 - **パキスタン**：円借款事業を通じた送電線の新設（全長300km）と変電所の新增設を完了し、農

業や鉱物産業による電力需要の増加への対応を図り、地域経済の活性化や生活基盤の改善に寄与した。さらに、同事業の効果発現促進のため、送変電分野の維持管理能力に資する技術協力に続き、訓練用シミュレーター導入を目的とした無償資金協力のG/Aを締結し（2016年3月）、年間120名の送変電技術者のシミュレーターを活用した訓練を可能な体制を構築した。

- ▶ **カンボジア**：カンボジア電力公社の送電ネットワークの運用能力の改善支援を実施した（9月終了）。プロジェクトにより同社送電部に系統運用業務の手順書及び送変電設備の維持管理に関する基準・ルールが整備されたほか、研修所に同分野の人材育成コースが開設された。また、既往の円借款事業による送電インフラ整備支援との相乗効果により、プノンペンをはじめとする電力の大消費地への電力の安定供給が期待される。
- **国際連携電力網（パワープール）の構築支援**：アフリカ地域では、電力の安定的な供給体制の構築に貢献すべく、国際連係電力網（パワープール）の構築支援等を実施した。なお、パワープール化の恩恵を受けにくい小国（シエラレオネ等）に対しても、ディーゼル発電機等による電力供給安定化の支援を行っている。
 - ▶ **東部パワープール**：ケニア・タンザニア連系線整備にかかる円借款承諾を通じ、その送電インフラ強化に貢献した。東部パワープールと南部パワープールのハブとなるタンザニアについては、全国電力開発のマスタープラン策定とともに、変・配電にかかる保守管理能力の強化（保守管理業務の経済便益の把握を含む）を支援した。
 - ▶ **南部パワープール**：日本の優れた技術の適用可能性を探るべく、広く日系企業と情報共有を進めながら加盟9か国を対象とする情報収集調査を実施した。
- **分散型地方電化の活用**：再生可能エネルギーによるオフグリッド（分散型）電化については、民間企業等の事業実施機関が多様化していることから、民間連携事業に関するコンサルテーション等に注力した。また、機構支援のグッドプラクティスとして、ブータン地方電化における太陽光やLEDを活用した分散型地方電化の事例（機構支援によるマスタープランや円借款事業による配電網の整備を通じた電化率が56.3%（2006年）から99%（2015年）に飛躍的に向上）について、業界誌への論文掲載等を通じて広く機構の事業経験の情報発信と知見共有を図った。

ウ) 需要サイドの省エネ促進

- **省エネ政策の効果測定手法の開発**：インドネシアをモデルとして、省エネ政策の定量的効果測定を可視化する新手法開発（アベイトメントコストカーブ）に関するプロジェクト研究を実施した。同研究成果をインドネシア側にも提供し、省エネ普及促進のための財政インセンティブ策の検討を支援し、省エネ政策及び評価手法に関する技術協力の検討に活用された。
- **法整備や制度構築を通じた省エネ促進**：ベトナムの省エネに関する技術協力プロジェクトでは、エネルギー管理士や診断士の制度構築を支援し、エネルギー管理制度の本格的な運用に必要な研修体制が整備された。今後、全国展開が図られる見込みである。その他、パキスタンではラベリング制度、セルビアではエネルギー管理制度等の省エネ関連法律、規則の整備が機構の支援により促進された。
- **カリブ共同体諸国への省エネ促進**：電力セクターの人材育成に向け、セント・クリストファー・ネイビス、バルバドス、トリニダード・トバゴにおける「カリコム省エネルギー推進プロジェクト（広域）」の詳細計画策定調査を実施し、エネルギー管理制度・システム導入や省エネ診断制度導入等を含む具体的な支援枠組みの検討を行った。

② 地熱開発の促進

ア) アフリカ大地溝帯における包括的支援

- **ケニア**：「オルカリアV地熱発電開発事業」（円借款）のL/A調印に加え（2016年3月）、地熱開発公社の人材育成及び地熱開発戦略更新に係る包括的な人材育成やPPP（Public Private Partnership）にかかるアドバイザーのエネルギー省への派遣等を通じ、アフリカ大地溝帯における地熱開発の拠点形成に寄与した。
- **エチオピア**：全国地熱開発マスタープラン策定を展開しつつ、日本の支援にて試掘を実施したアルトランガノ地区の地熱開発ポテンシャル把握のための情報収集・分析調査を実施するとともに、大型地熱発電プラント完工まで遊休している蒸気井を有効活用すべく、小規模地熱発電開発にかかる無償資金協力に向けた準備に着手することで新たな地熱開発モデルの確立を推進中である。

イ) インドネシア「地熱開発促進プログラム」の推進

- インドネシアでは「地熱開発促進プログラム」（2011年8月E/N締結）に基づきフルライス地熱発電事業（E/S）（円借款）のL/Aを調印（12月）した。円借款事業の推進とともに、蒸気スポット検出と持続的資源利用の促進を目的に、京都大学とバンドン工科大学によるSATREPSを4月に開始したほか、実施中の地熱開発の促進制度設計に関する技術協力において、政策、試掘ファンド運営、探査能力の向上支援を推進した。

ウ) 中南米地域における地熱開発

- エクアドル（チャチンピロ）及びニカラグア（モンバチョ）において地表調査や地化学調査等を通じ、地熱開発に不可欠な情報収集・分析等を実施した。更に、具体的な地熱発電所建設に向けた協力準備調査の準備を推進した。

エ) 国内人材育成体制の強化：

- **人材育成支援の態勢強化**：試掘マネジメントを対象とした課題別研修の研修教材として使用する「試掘時におけるトラブル／失敗事例集」を作成した。

③ 島嶼国エネルギー支援

ア) 「ハイブリッド・アイランド構想」

- **第7回太平洋・島サミットへの貢献**：島嶼国におけるディーゼル発電機の効率化及び系統安定化機能の強化によって、燃費向上とともに再生可能エネルギーの導入許容量を増加させることで燃料消費量の削減を目指す開発戦略である「ハイブリッド・アイランド構想」を機構より提案し、第7回太平洋・島サミット（PALM7、5月）の「福島・いわき宣言」の日本政府による支援表明に反映された。
- **再生可能エネルギーの推進**：大洋州各国の再生可能エネルギー導入ロードマップ案について、沖縄県における島嶼部電力供給の知見も活用して検討、作成した。また、PALM7 サイドイベント及び大洋州各国電力公社協会総会等での発表や、大洋州各国との個別意見交換を通じた理解浸透を図った。また、同構想の軸事業となる複数国・広域対象の技術協力プロジェクトの詳細計画策定を進めるとともに、ミクロネシア、トンガ、マーシャル等への無償資金協力案件の形成を推進した。

イ) インド洋・カリブ地域等島嶼国への横展開

- セーシェル及びカーボベルデ：日本の技術（海水揚水、バッテリー、EMS（エネルギー管理システム）等）を活用した再生可能エネルギーの最適導入について情報収集確認調査を実施して検討した。

④ 最上流の計画策定への支援推進

各国の一次エネルギー事情に応じた最適な電力・エネルギー政策・計画策定を支援している。

- **電力マスタープランに基づくエネルギー政策対話への貢献（ミャンマー）**：2014年12月に機構支援により策定した電力マスタープラン等の支援成果に基づき、日本政府によるミャンマー政府側とのエネルギー政策対話が行われる予定である。更に、継続的な上流計画策定への協力についてミャンマー側より要請を受け、電力開発計画策定に関する技術協力を開始した（2016年3月）。

⑤ 資源の絆プログラム

機構は、開発途上国政府の資源分野の人材を育成し、長期的に知日派、親日派を育て、日本の資源関係者との人的ネットワークを強化する「資源の絆プログラム」に2013年度から取り組んでいる。

- **資源ポテンシャル国を対象とした研修受入**：2015年度はモザンビーク、モンゴル、ミャンマー等から春、秋合わせて21名の長期研修員の受入れを実施した。
- **学位取得、インターンシップ、短期プログラム、海外フィールド調査等の実施**：夏の短期プログラム「JICA 資源政策・経営コース」（11名参加）や春の短期プログラム（資源産業バリューチェーン）（31名参加）を実施した他、海外フィールド調査18件を実施した。うち15件でカウンターパート（C/P）との協議やセミナーの開催、技術協力プロジェクト連携調査等の戦略的な活用を実施した。また、受入教官、企業関係者等との意見交換を実施し、各研修員と民間企業とのインターン受入先を想定した個別マッチング作業を開始した。
- **大学との連携強化**：秋田大学との戦略的連携協定に基づき、年次協議やインターンシップの受入を行った。また、北海道大学・九州大学では、資源分野の共同課程設置に対する協力を行った。

⑥ 科学技術協力等による開発課題への挑戦

- **バイオマス燃料技術の社会実装（タイ）**：指標 9-3 参照

(2) 戦略的な取組

① ジャパンブランドとしての対外発信と内外リソースの動員・参画促進（指標 5-2 参照）

- **地熱**：世界地熱会議、地熱学会の地熱に関する国際会議・学会で機構の地熱開発支援の取組を発表した。
- **ハイブリッド・アイランド構想**：(上記(1)③ア) 参照。
- **低炭素エネルギー**：2016年8月に開催予定の TICAD VI に向け、日本の有するエネルギー関連技術／ノウハウを踏まえ、地熱開発やパワープール支援を柱とした貢献策について検討している。

3-2-4. 法制度整備・民主化

(1) 具体的な成果

① 包括的な法整備支援

ア) ラオスにおける法律の体系化及び法制度へのアクセス向上支援

- **法曹関係者への研修**：日本の司法研修所をモデルに導入された、法曹三者（弁護士、検事、裁判官）に加え、研修所入所前に修学する国立大学法学部生を指導する教官等に対し、一体的な本邦研修を実施している。2015年度は民法、刑事関連法、経済紛争解決法、教育・研修改善の各分野で、347名に対する支援を行った。現地においては、民法、刑事関連法、民事・経済関連法、教育・研修改善の4つのワーキンググループによる活動の実施、また民法典の条文に関する理解促進やADR（裁判外紛争解決手続き）、刑事関連法に関するQ&A集の作成、各機関における研修の改善を目的とした現地セミナーを開催した（256名参加）。
- **民法典の起草支援**：2016年12月の民法典の国会承認に向け、民法典や各条文の内容に関する理解促進を目的とした国民（まずは裁判官・検察官・銀行などの実務家）からの意見聴取に向けた支援を実施した。

イ) ミャンマーにおける法務長官府及び最高裁判所の組織的・人的能力向上支援

- 法務長官府の法案審査及び法的助言能力の向上及び最高裁判所の法情報の調査及び法案作成能力の向上を含む、両機関の立法実務能力の向上、人材育成強化を支援した。
- 急激に進む経済発展に対応できるよう、仲裁法、会社法、知財法等の法律の理解と法の執行に関する実務能力向上を本邦研修等を実施することで支援した。また、法案を作成する各省庁との連携も促進した。
- ミャンマーにおける裁判官及び検察官の人材育成制度の改善のため、施設支援を行うとともに、研修内容の見直しや講師のプレゼンテーション能力向上を支援した。

ウ) ベトナムにおける機構による支援を踏まえた改正民法典の成立

- 1990年代半ばから、市場経済を支える基本的な枠組みづくりとしての民法分野の法令の起草支援及び法の運用や裁判実務の改善に対する支援を実施してきている。2015年度は、機構による支援を踏まえ、改正民法典が成立した。今回の法改正を民法共同研究会にて分析した結果、法主体・所要形態の明確化や円滑な商品交換を支える取引の保護など、急速に市場経済化が進むベトナム社会に即した大きな進歩が確認された。

エ) カンボジアにおけるカウンターパートのオーナーシップによる取組

- カンボジアでは、1990年代末から、民法・民事訴訟法を中心とする基本法の整備に対する支援を開始し、法曹人材育成への支援を併せて実施している。2015年度はこれまで技術協力に関係してきたカウンターパートが講師となって自立的に民事訴訟手続きなどに関する普及セミナーの実施（15回、のべ1,712人参加）、民法・民事訴訟法の理解促進を目的とした各種普及用資料の出版を行った。

オ) モンゴルでの調停制度導入支援

- これまでの機構の支援などにより2012年5月に成立した「調停法」の法案策定、広報活動からその後の人材育成まで、話し合いにより市民が満足する形で早期に合理的な紛争解決を促進する調停制度の導入を調停制度強化プロジェクトにより一貫して協力している。モンゴル国内の全21県において調停制度の周知を図るための国民向けセミナーを実施し、3年間で2,200人以上の参加を得た。こうした広報活動により、調停という制度がまったく存在しなかった状態から、日本の協力に

よりプロジェクト終了時にはモンゴル国民の「調停」の認知度は68.9%、調停人資格保有者は648人となり、利用は年間1万件に及ぶなど、モンゴル全国の一審裁判所で調停制度が活用され、紛争解決手段の一つとして定着している。

② 金融分野への支援の拡充

ア) ベトナム

- **国営企業改革・銀行改革支援**：財政省、債権資産取引公社、国家資本投資公社を対象に、国営企業の債務処理・事業再生に重点を置き、日本の不良債権処理手法の経験の共有や不良債権対策の能力強化支援を実施した。具体的には、両公社の機能強化（企業財務管理能力強化）の提言作成、通達・政令案等の策定、パイロット・プロジェクトを通じた資産調査や事業再生計画策定手法などの実務能力強化、コーポレートガバナンス強化支援などを実施している。その結果、国営企業のガバナンスや民営化に向けた理解促進につながっている。
- **銀行セクターの健全化**：国家銀行に対して銀行検査マニュアルのレビュー、日本の早期警戒制度や金融機関破綻処理メカニズムの事例紹介を実施した。資産管理公社に対しては、パイロット・プロジェクトを通じて債権時価評価に取り組み、不良債権時価売買マニュアルを作成した。不良債権売買・処理の法規・商慣習上の課題をまとめ、優先すべき機能強化を提言した。その結果、不良債権処理促進に向けた実施体制強化の取組が図られつつある。

イ) ミャンマー

- **中央銀行の資金決済システム構築支援**：「資金・証券決済システム近代化プロジェクト」では、無償資金協力による資金・証券決済システムの本格稼働（2016年1月稼働済）に向けて、組織体制強化・人材育成・法整備の面から支援し、予定通りの稼働とその後の円滑な運用に貢献した。（指標8-2参照）
- **証券取引所開所に向けた支援**：「証券監督能力強化」アドバイザーの派遣により、ヤンゴン証券取引所開所（2015年12月開所済）に向けた組織体制強化・人材育成・法整備の面から支援し、予定どおりの開所に貢献した（3月25日初上場）。

ウ) モンゴル

- **資本市場の規制・監督能力向上**：技術協力プロジェクトを通じた規制監督と金融市場安定等の助言に基づき、2015年度に3社が上場した。さらに、パイロット企業を6社選定し、今後の上場に向けて準備を進めている。また、モンゴル証券取引所の上場基準について、上場の複層化（一部から三部へ変更）を提言した結果、基準が改正され三部制となった。また、SNS (Social Networking Service) を活用し、モンゴルの資本市場に対する投資家の啓発活動を実施した。

③ 貿易円滑化支援

ア) 日本式通関システムの普及

- **ベトナム**：無償資金協力による日本の輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS : Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) を基盤とした通関 IT システム (VNACCS : Viet Nam Automated Cargo Clearance System) が2014年3月に完工し、同年6月に全国導入が完了している。稼働後も組織体制強化・人材育成等を技術協力プロジェクトで支援してきた結果、99%の輸出入申告が

VNACCS で行われている（2015年4月時点）。システムのさらなる有効活用及び維持管理能力の向上に加え、本システムを活用した税関業務の近代化に向け、技術協力プロジェクトのフェーズ2を開始した（8月）。

- **ミャンマー**:NACCS を基盤とした電子通関システム (MACCS) の導入に向けた無償資金協力を実施し、2016年1月に総合試験を開始した。同時に技術協力プロジェクトにより、システム稼働後の体制を踏まえた組織体制づくり、人材育成を支援している。

イ) 税関行政支援

- **ASEAN 諸国における税関能力強化**：タイおよびマレーシアは他の ASEAN 諸国と異なり通関業務の基礎的分野の統一的な運用を既の実現しているが、二国間・多国間との自由貿易協定・経済連携協定の発効に基づく特惠貿易を適切に運用する必要があるため、原産地規則への理解及び適切な税率利用を目指している。これに対し、両国において、機構でも初となる原産地証明に係る職員の能力強化の技術協力プロジェクトを立ち上げた（マレーシア：7月、タイ：9月）。2015年末に発足した ASEAN 経済共同体の加盟国は関税撤廃を含む市場の統合等を推進しており、適切な関税の徴収や効率的な通関業務の実施は両国政府にとって関心が高い。両国の対日貿易額は大きいことから、現地に進出している日系企業においても適切・効率的な通関業務実施の実現は関心が高く、日系企業にも裨益することが期待される。

ウ) TICAD V フォローアップへの貢献

- **アフリカ東部（EAC 諸国）におけるワンストップボーダーポスト（OSBP：OneStop Border Post）**：ケニアとタンザニア間で出国側、入国側での輸出入手続きを1回で済ますことにより、国境を通過する物資の滞留時間を短縮し、物流の促進を図る OSBP 支援に関し、OSBP の運営手続きマニュアルが完成した。これを基に、対象を東アフリカ共同体（EAC：East African Community）域内に拡大した OSBP マニュアルを作成中である。併せて、国境税関職員 1,245 名を対象にした研修を実施した。同様に西部（西アフリカ経済通貨同盟：UEMOA）および南部（ボツワナ・ナミビア）においても税関行政能力向上などを支援している。

④ ガバナンス強化

ア) 行政官能力向上（ベトナム）

- **公務員の政策形成・執行能力強化**：全国の課長級以上の公務員研修を一元的に担うホーチミン国家政治行政学院において、共産党幹部候補者 511 名に対する公務員制度や国営企業改革に関する研修を実施するとともに、国家行政学院における公共政策大学院プログラムの新規設置を支援した。共産党大会が、1月に開催され、全国の共産党員 450 万人の代表 1,510 人が集まり、2016～20年の書記長、中央委員会の委員などが選出されたが、次期中央委員 200 人のうち（留任枠 100 人を除く 100 人のうち）33 人が本研修受講者が占めた。

イ) 汚職防止能力向上

- **バングラデシュ国家健全性戦略（NIS：National Integrity Strategy）の実施支援**：内閣府に設置されている NIS ユニットの汚職対策の計画立案と活動モニタリング枠組みの構築を支援した。
- **ウクライナ汚職対策支援**：大統領府、法務省、財務省等の行政官を対象に不正腐敗防止に係る本邦

研修を実施した。また、日本に加え、欧州連合（EU）、国連開発計画（UNDP）、ドイツ政府、ポーランド政府からも講師を派遣して、反汚職の取組に関する現地ワークショップを行政関係者向けに開催した（21人参加）。

- **内部監査能力向上（タンザニア、モンゴル）**：タンザニアでは、プロジェクトで導入した内部監査人を教育するトレーナー（チャンピオン）認定試験の実施により、チャンピオンの数が増加した（2014年～2015年で26人増加）。モンゴルでは、内部監査人の資格試験の本格導入に向けた試行実施を行った。これらにより、各国における内部監査人の能力、意識、地位向上が図られ、適切な内部監査実施に貢献することが期待される。

ウ) 競争法の策定・運用

- **包括的競争法の法案作成支援（フィリピン）**：2013年より作成支援を行った包括的競争法が、7月に大統領の署名を経て成立した。その他、インドネシア、モンゴルでも競争法改正に向けた法案作成支援や行政官の能力向上を支援している。

エ) 統計能力強化（カンボジア、ネパール、エジプト）

- 2018年に予定されている初の経済センサスの実施を支援することにより、ネパールにおける経済統計全体の精度向上に向けた人材育成を図ることを目的にネパールの経済センサス統計、2016年に予定されている人口・住宅センサス及びその他の統計調査の効果的な実施に向けた人材育成を図ることを目的にエジプトの人口センサス統計能力強化支援の立ち上げを行った。2010年度から実施しているカンボジアにおける人口・経済センサス統計能力強化支援については、2015年3月の終了までに、2011年経済センサス、2013年中間年人口調査、2014年中間年経済調査を成功裡に実施し、人口・経済調査の両方を計画・実施できるようになるなど成果があった。

⑤ 民主的制度整備支援

ア) ベトナム

- **国会事務局能力の向上**：効率的な国会運営や議員活動を補佐する国会事務局能力の向上のための支援を実施している。2015年度は、事務局職員による国会議員の法案作成の補佐に係る能力の強化のため、地方政権法、団体法等、個別法に係るセミナー・ワークショップ、本邦研修等を計142名に対して実施した。
- **国会図書館の能力強化**：国会の立法調査に重要な役割を果たす国会図書館（10月開所）の能力強化のため、職員の研修を行うと同時に機材も供与した。

イ) メディア支援

- **国営放送局の公共放送局化支援（南スーダン）**：国営放送局である南スーダンTV・ラジオ局（SSTVR）に対し、公共放送局化に向けた組織運営上の課題の明確化や、番組制作能力の向上、報道担当者のプロフェッショナリズムの意識向上等のための支援を実施している。2015年度は、スポーツを通じた平和構築を目指し、南スーダンのスポーツ団体関係者と共にSSTVR職員を日本に招聘した。南スーダンと日本とのスポーツ交流を訪日して取材し、番組制作能力の向上を支援すると共に、南スーダンにおける日本のアピールに貢献した。
- **多数派・非多数派メディアとの共同番組制作（コソボ）**：10月より技術協力を開始し、国営放送局

(RTK) が全ての民族に対し、正確・中立・公正な情報を提供するマスメディアのモデルとなるため、テレビ放送機材の運用と維持管理及び番組制作と報道の2分野の能力強化を行っている。プロジェクト最初の成果として、アルバニア系の RTK1 とセルビア系を中心とする非多数派コミュニティ向けの RTK2 による共同番組制作を支援し、2016年1月に第一回目の放送が自然災害をテーマとして実現した。

(2) 戦略的な取組

① 国際機関との連携

- **世界税関機構 (WCO : World Customs Organization) との連携** : 業務連携覚書の締結 (2015年1月) に基づき、政策対話を実施した (2015年7月及び10月)。アフリカにおける通関手続きの簡素化・効率化に重要な役割を果たす保税運送 (Transit) とともに、アフリカにおける貿易円滑化に資する OSBP の役割を再定義することを目的として、OSBP 支援に関心を持つ WCO と共に合同研究を開始した。WCO は、税関分野に特化した唯一の国際機関として、各国の税関制度に係る各種情報・収集・分析に抜群の実績があり、本研究に必要な基礎データを既に有している。2016年8月開催予定の TICAD VI への貢献を視野に、機構における貿易円滑化及び OSBP 支援の現状と課題、支援ニーズを明らかにするもので、今後の OSBP 支援案件の形成・実施促進の一助となることが期待される。

② 日系企業進出支援

- 主に東南アジア諸国の税務行政、税関プロジェクトを中心に、現地日本側関係機関 (商工会等) との情報共有を通じて、進出企業が抱える課題等を把握し、解決に向けて側面的な支援を実施した。

③ 日本弁護士連合会調査団訪問の機会を活用した共同セミナーの開催

- 日本弁護士連合会調査団訪問の機会を活用してミャンマー (53人参加) で両国間での知的財産に関する理解促進を目的とした共同セミナーを開催した。日本弁護士連合会の協力により日本の知的財産関連法や裁判制度等について取り上げることができた。

3-2-5. 高等教育

(1) 具体的な成果

① TICAD V 支援策 (2013-2017) 実現に向けた取組

ア) アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABE イニシアティブ) の実施

- **TICAD V 目標値達成への貢献** : 「2017年までに900人受入」の目標に対し、2014年度に第1バッチ157人、2015年度に第2バッチ317人の合計473人を受入れた。目標値達成に向け、順調に推移している。
- **日本企業でのインターンシップの開始** : 第1バッチ146人が日本企業67社で実習を行い、研修員・日本企業双方から好評を得た。また、日本企業との人脈形成等のためネットワークフェアを各地で開催し、多数の日本企業の参加を得た (東京延べ128社、横浜48社、大阪50社、岡山25社、北九州32社)。結果、本事業に登録した日本企業は約200社に上る。
- **大学における研修生受入** : 日本全国の70大学148研究科が研修員を受け入れた。大学の国際化 (学内の英語化、英語コースの増設、書類の英語対応等) にも寄与している。

イ) 汎アフリカ大学 (PAU: Pan African University)、エジプト日本科学技術大学 (E-JUST: Egypt-Japan University of Science and Technology) 等研究機関・大学への技術協力の実施

- **TICAD V 目標値達成への貢献**: 「2017 年までに 2,000 人の学位取得支援」の目標に対し、PAU、E-JUST 及びトゥンバ高等技術専門学校の 3 案件で 1,138 人が学位取得した。目標値達成に向け、順調に推移している。
- **PAU 支援**: アフリカ連合委員会の構想で設置された PAU はアフリカを 5 つの地域に分けてアフリカの多国籍の修士・博士課程の学生を指導する大学院大学である。うち、東部アフリカの拠点は日本が支援するケニアのジョモ・ケニヤッタ農工大学 (JKUAT: Jomo Kenyatta University of Agriculture and Technology) のキャンパス内に 2012 年に設置・開講されており、第 1 バッチ 54 名 (2015 年 11 月卒業)、第 2 バッチ 68 名が入学済である。JKUAT では、アフリカの開発ニーズに即したイノベーションを行うことを目的とした教育を行うため、「ものづくり道場」(2016 年度前半完成予定) の建設を進めているほか、イノベーション・タスクフォースを形成し、産学連携や知的財産管理等を学びつつ、イノベーション推進の基盤を強化している。
- **E-JUST**: 2010 年の大学開設から 5 周年を記念する式典・シンポジウムを実施し、現在までの教育・研究面の成果や、大学新設支援や日本型工学教育の知見の共有を行った。2017 年のメインキャンパス及び学部開設に向け、エジプト政府側のキャンパス設計・建設を支援するとともに、無償資金協力で工学部用機材を供与すべく協力準備調査を実施している。

② 開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成

ア) 開発途上地域の拠点大学への協力

マレーシア・日本国際工科院、インド工科大学ハイデラバード校、インドネシア (ハサヌディン大学)、東ティモール国立大学、ミャンマー (ヤンゴン工科大学、マンダレー工科大学) といった、各国における工学系の拠点大学を中心に、開発途上地域の拠点大学 65 校に対し、教育・研究能力強化のための支援を実施している。

- **マレーシア日本国際工学院における初の卒業生輩出**: 日本式の工学教育プログラムを導入し、2011 年 9 月に開校したマレーシア日本国際工学院の学部第一期生 73 人が 10 月に卒業した。日本企業や日系企業に就職する卒業生も 10 名以上おり、高い応用力や研究開発応力を備えた高度な人材の輩出に産業界から高い期待が寄せられている。
- **ベトナム・カントー大学強化事業**: 本邦支援大学による有識者委員会の助言・関与を得つつ、カントー大学の農業、水産、環境分野での研究・教育能力の強化を目的とする円借款 (7 月 L/A 調印) 及び付随する技術支援を一体的に形成した。本邦支援大学の参画のもと、技術支援でモデル的な共同研究を先行実施した後、円借款による本格的・大規模な共同研究に発展させていく予定である。

イ) 開発途上国間及び本邦との大学間ネットワーク構築の支援

機構を通じた支援に参画している本邦大学の数は年々増加しており (「2. 主要な経年データ」参照)、支援の基盤が強化されている。特に留学生事業による支援大学の増加が顕著であり、日本の大学の国際化や地方創生にも寄与している。

- **留学生の受入実績**: 本邦大学の国際化の重要な指標である留学生受入に関して、2015 年度は開発途上国の留学生 861 人を受け入れ、本邦大学における学位取得を支援している。
- **本邦大学と開発途上国大学との学術交流促進**: 本邦大学の教員を年間 300 人以上開発途上国に派遣

して開発途上国の大学の能力向上を支援するとともに、本邦大学と開発途上国大学の学術交流も促進している。

- ABE イニシアティブを通じた日本の大学の国際化：上記①ア) 参照。
- アフガニスタン「未来の架け橋・中核人材育成プロジェクト (PEACE)」：2011年から2016年3月までに行政官や大学教員等全国43大学47研究科の443名を受け入れた。2015年度は女性研修員14名を対象とした「女性リーダー研修」を実施し(12月)、研修員間のネットワーク構築や自国での復興やジェンダー平等への取組に向けたリーダーシップ醸成に貢献した。
- 大洋州島嶼国リーダー教育支援プログラム (Pacific-LEADS : Pacific Leaders' Educational Assistance for Development of State)：第7回太平洋・島サミット (PALM7) (5月)を受け、大洋州諸国の行政官等を留学生として受け入れる研修プログラムを開始することとなった。本邦大学の修士課程などでの教育に加え、本邦の省庁や地方自治体でのインターンシップを通じ、国の将来にとって重要な役割を果たす人材育成と、親日派・知日派として日本との関係強化に貢献する人材育成が期待される。研修開始に向け、日本の大学40校等との連携の下、大洋州地域14か国に対し募集を開始した。

(2) 戦略的な取組

① オールジャパン体制による支援体制の構築・運営

- マレーシア・日本国際工科院(外務・文科・機構・27大学、政府機関2)、インド工科大学ハイデラバード校(外務・文科・総務省・日本学術振興会・科学技術振興機構(JST)、機構、9大学)、ABEイニシアティブ(外務・文科・経産、機構、経団連)、日越大学(官邸・外務・文科・経産、機構、7大学)などの国内連携体制を構築/支援し、効果的な事業の実施を推進している。

② ジャパンブランドとしての対外発信

- ラボ・ベース(研究室中心)教育：2015年12月に京都で開催された世界工学会議において、機構が支援するマレーシア日本国際工科院における研究室中心教育を含む日本式工学教育の実践について、同工学院の院長および機構専門家が発表・対外発信した。

3-2-6. 農業・農村開発

(1) 具体的な成果

① 市場志向型農業の振興による小規模農家の生活向上

ア) TICAD V 支援策への貢献

- TICAD V 目標値の順調な達成：2013年5月のTICAD Vでアフリカに対する日本の農業支援の大きな柱の一つとして10か国への展開が政府公約として掲げられた「小農による市場志向型農業(SHEPアプローチ)」について、2015年度末時点で既に20か国への展開を達成しており、公約以上の成果を前倒しで達成している。また、「同アプローチを推進する技術指導者を2017年までに1,000人、同アプローチを実践する小規模農家を50,000人育成する」という目標に対し、2015年度末時点で1,324人の技術指導者、29,988人の小規模農家を育成し、技術指導者については前倒しで目標を達成している。

イ) 着実な広域展開活動の継続

- **SHEP アプローチ広域化**：課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業振興」コースを起点とし、現地でのフォローアップを行うことで SHEP アプローチの広域展開を図っている。2014 年度より年 2 回の上記研修を開始し、2015 年度からは上記コースを補完する「普及員コース」、さらには仏語圏アフリカ地域を対象とした「行政官コース」も開設した。2016 年 2 月には第 2 回広域ワークショップを南アにて開催（参加者 91 名）し、SHEP 進捗共有・意見交換を行い、更なる SHEP 推進を図った。
- **ゲームソフトを活用した SHEP 推進**：各国農業普及担当官を主要ターゲットとしたゲームソフト制作を開始し、2016 年 3 月時点でデモ版の制作を完了した（PC ゲームの英語版は 2016 年 4 月、日本語・仏語版は 6 月、スマートフォン用アプリケーションは 7 月に完成予定）。担当官自身が農家としてプレイする疑似体験を通じて SHEP の良さを理解することで、担当地域での SHEP 推進の契機となることを目指す。
- **SHEP 分析**：科学的な根拠を基に SHEP 推進を図るべく、SHEP の成功要因の一つでキャパシティ・ディベロップメントの要でもある「人々の動機付け」について過去の技術協力プロジェクトの事例からの関係アクターの心理的・行動変容の分析や教育心理学の観点での分析を加え、その結果を冊子（日・英）に取りまとめた。

② フードバリューチェーン（FVC:Food Value Chain）の構築による農家所得向上の確保

フードバリューチェーン（FVC）の構築とは、農林水産物の生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値をつなぐことにより、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくることである。機構は、FVC 構築による農家所得向上の確保等に取り組むべく以下の協力を推進した。

- **農産物の多角化・生産性向上を通じた収入改善（セネガル）**：「セネガル川流域灌漑稲作生産性向上プロジェクト」において、同地域で実施中の協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）「トマト栽培・加工事業準備調査」と連携し、コメとトマトの二毛作による生産性向上や農家の収入改善に貢献すべく両事業の相乗効果を高めることに留意した。また、農家向け融資スキームについて国際金融公社（IFC）と共同調査を実施している。
- **バリューチェーン関係者間の連携強化を通じた農産物の付加価値向上（ミャンマー）**：「バゴー地域西部灌漑農業収益向上プロジェクト」では、種子生産者、生産者、精米業者、仲買人等の米関連のバリューチェーン関係者間の連携を強化し、優良種子を利用した飯米の生産により精米歩合を向上させ、コメ生産の付加価値を向上させる取組を開始した。なお、仲買人は、優良種子の農家への推奨や優良種子を利用した品質の飯米を適正価格で買い取るなどの役割が期待される。
- **契約農業の導入による付加価値向上と生産ロス削減を通じた農家の収益向上（ベトナム）**：「ゲアン省農業振興開発計画策定支援プロジェクト」では、契約農業の導入によりトレーサビリティを向上させ、民間による安全性のコントロールや需要に応じた生産を可能とすることで生産ロスを削減し、農民の収入向上を目的とした支援を開始している。
- **農業の 6 次産業化を通じた地域振興（ベトナム）**：ラムドン省をモデル地域として、生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなどを目的とした 6 次産業発展のための戦略の一つである「ブランド化戦略及びアグリツーリズムへの集客戦略の具体化のための調査（ブランディング・プロモーション戦略策定に係る情報収集・確認調査）」を実施している。また、クアンナム省において、千葉県南房総市が、草の根技術協力事業（地域提案型）「道の駅」を基盤とした農業の第 6 次産業化による地域振興」を 2015 年度まで実施。同省の「道の駅」の販売推進基盤としての充実を図るとともに、周辺農村地域の安全野菜や特産物の加工事業・推奨品制

度の整備を通じて、農家の自立と所得向上を支援した。本事業は引き続き次のフェーズとして、同省に加えハノイを対象地域に拡大し、地域特産品の振興と販売チャンネルの拡大による地域振興事業を開始した（草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）にて実施）。

- **農協のビジネス実施能力強化を通じた農家の所得向上支援（カンボジア）**：「ビジネスを志向したモデル農協構築プロジェクト」では、カンボジア農林水産省及び対象州の農協支援体制の強化およびパイロット事業の実施を通じて、信用事業だけでなく、農産物の共同出荷、農産加工品の生産等のビジネスを志向した事業も行う組合員の所得向上に資するモデル農協の確立を目指している。農協の組織基盤整備に重点を置き、年次報告書の作成支援、農協法に則った信用事業の内部規定の整備、購買事業・販売事業に係るガイドブック作成及び研修の実施を通して、農協の組織・財政面の強化を図っている。
- **日本の知見・経験を活用した農産物流通システム支援（インドネシア）**：「官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト」（2016年3月開始）実施に向け、インドネシア農業省高官を含む関係者を招聘し（10月）、農産物流通システムの参考となる現場視察や実際の農家の収入向上事例の共有及び今後の民間連携に向けた情報交換ワークショップを行った。特に、北海道（帯広）での視察は、農産物の生産管理・加工・流通・販売のバリューチェーンに関する作業委託を生産農家から受託することで品質の安定化や適性市場価格に基づく販売を実施して生産農家（組合員）へ最大限の利益を還元するJA（農業協同組合）の仕組みを学ぶ機会となった。

③ グローバルな経済活性化に向けたグローバル・フードバリューチェーン（GFVC）拡大への貢献

日本政府が推進しているGFVCは「開発途上国の農村に雇用を創出する」ことを目的の一つとしており、農家が商品作物を生産するための支援や、食品加工から流通、販売に至るグローバルなバリューチェーン全体を改善し、より高付加価値な食品を消費者に行きわたらせることで、生産者（農家）がより大きな利益を得られるような支援（プロジェクト・課題別研修等）を行っている。

- **GFVC 戦略への貢献**：日本政府が推進するGFVC戦略に対し、機構から同戦略を受けた二国間対話に参加し、日本のGFVCの取組の紹介を行った。2015年度に開催された農林水産省二国間対話のうち、インドネシア（第1回日インドネシア農業協力に関する二国間フォーラム、6月）、ミャンマー（日緬農林水産業・食品協力対話高級事務レベル会合、7月）、ベトナム（日越農業協力対話第2回ハイレベル会合、8月）、カンボジア（二国間協力対話、12月）、フィリピン（日比農業協力対話、3月）に機構本部あるいは在外事務所から参加し、各国での機構の関連協力実績と今後の方向性を発信した。
- **課題別研修「農産物の安全管理体制強化」コースの新規開始**：農産物の安全担当部局の中央省庁行政官が自国の農産物の安全管理体制の課題を把握し、その改善に向けた取組を開始することを目的とした課題別研修を新設した。研修後、ガーナ、カンボジア、タイ等では、国家農業生産工程管理方針の策定等、アクションプラン実施に向けた取組が開始された。
- **エチオピア「農産物残留農薬検査体制・能力強化支援プロジェクト」**：2016年11月の終了に向け、残留農薬検査所のレファレンスラボラトリーとしての自立運営管理体制の構築のための協力を実施している。実施機関の国立残留農薬検査所職員の検査技術が向上した結果、2011年以降、エチオピア産日本向けコーヒー豆の輸出に農薬超過違反は発生しておらず、輸出量の増加につながっている。
- **ガーナ「カカオ残留農薬検査能力向上プロジェクト」**：残留農薬検査機関の検査能力が向上し、主

要な規制農薬の検査が可能となった。この結果、安全なガーナ産カカオ豆の日本への安定的輸入による日本の製菓会社等企業の継続的なカカオ調達に貢献し、ひいては現地のカカオ豆農家の安定収入の確保に寄与している。

(2) 戦略的な取組

① 国際連合食糧農業機構（FAO）、国際連合世界食糧計画（WFP）等と協調した取組強化

- FAO、WFP、国際農業研究協議グループ（CGIAR：Consultative Group on International Agricultural Research）、世界銀行、アフリカ開発銀行の関係者と農業・農村開発分野における連携強化に向けて協議した。また、FAO や WFP とはアフリカの食料安全保障と栄養の取組強化に向けた協力を検討しており、同課題の国際的貢献の促進に連携して取り組むことを目指している。
- **農業及びフードシステムにおける責任ある投資の推進**：近年、アフリカを中心に農業開発における民間セクターの重要性が高まりつつあるが、これに伴い各国では大規模農業投資に伴う土地収奪の回避、地域住民の土地の権利の保護などの土地に関わる課題が顕在化しつつある。不当な土地収奪を防ぐため、2014年10月にFAO等が中心となり「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」が策定されるなど、国際場裡でも土地問題に対する注目が顕著に高まっている。機構もこの流れに呼応し、2015年度より世界銀行、FAOと連携した課題別研修「合理的・持続的な土地利用の促進」コースを新規に開始した。
- **中米地域におけるFAOとの連携強化**：エルサルバドルで中米地域・ドミニカ共和国のための農村開発に関するFAO-機構経験共有セミナーを実施した。また、中米7カ国においてFAOと協働して支援することを決定し、FAOメソアメリカ地域サブリージョナル事務所長と農村開発部長間で覚書を締結した（4月）。中米の各国政府は地域毎のニーズに即した開発アプローチを推進する方針であることを踏まえ、同覚書に基づく同地域の現状と課題を調べる合同調査を開始した。
- **エボラ出血熱への対応における連携**：セネガルでの稲作生産支援により品質が向上した米をエボラ危機下のギニアに対するWFP食糧支援に活用する連携が実現した。

3-2-7. 民間セクター開発

(1) 具体的な成果

① ビジネス環境改善

ア) 貿易・投資アドバイザーの派遣

- **TICAD V 支援策への貢献**：TICAD Vでの公約である10名の産業政策アドバイザーの派遣を達成した。従来まで個別に派遣していたアドバイザー派遣の一部を一括契約とすることで、投資促進に必要な投資環境などの分析方法を標準化した。これらの取組を通じて業務の質を確保しつつ、2015年度は新規に3か国へのアドバイザー派遣や4か国の投資促進分野の情報収集を実施した。
- **アジアにおける投資促進**：ミャンマー、ラオス、ベトナムの投資促進専門家により、国内で12回投資セミナーを開催した。

イ) 工業団地・経済特区整備・開発支援

- **バングラデシュ経済特区開発**：経済特区開発を所掌するバングラデシュ政府内の実施機関の能力向上に向けた研修を実施し、職員の能力開発に係るアクションプラン策定を支援している。また、日系企業の同国への進出を促進すべく、首都ダッカ近郊の短期の経済特区開発計画を策定した。

- **ケニア・モンバサ経済特区開発**：ケニアの国家フラッグシッププロジェクトの一つであるモンバサの経済特区開発を支援し、2015年9月に港湾、工業団地、自由貿易区、居住地区等からなる開発マスタープランを策定した。また、8月に日本で開催した「ケニア共和国モンバサ経済特区セミナー」に際しては同国産業化・企業開発省長官を招聘し、モンバサ経済特区開発マスタープランで分析されたケニアでの投資可能性や開発計画を本邦企業関係者と共有した。
- **ミャンマー・ティラワ経済特区開発**：ティラワ SEZ 管理委員会への技術支援を通じて、投資手続きの迅速化と各種許認可にかかるワンストップサービスが実現した。2014年11月に日系中小企業に対し第一号の投資認可を授与して以来、既に投資認可61社、建設工事着手6社、操業開始済8社の状況である。

② 現地企業の競争力強化

ア) ビジネス・ディベロップメント・サービス (BDS)、カイゼン等、企業支援能力支援

- **エチオピア・カイゼン**：エチオピアでは過去5年間で約5万2,000人に対してカイゼン研修を実施しており、約5,200の職場内品質管理活動グループであるQCサークルの形成や約260億円の経済効果等が確認されている。2015年度は、既に基礎的なカイゼン(5S、ムダ取り等)を実践している企業6社に対して、より高度なカイゼンを実践するための企業内研修を開始した。
- **タンザニア・カイゼン**：2012年4月のプロジェクト開始以降13人のマスタートレーナーと2人のトレーナーが育成され、42社のパイロット企業に対して延べ53回のカイゼン指導が実施された。カイゼン指導を実施した企業では職場のレイアウト変更と清掃を通じた作業効率の向上、製品生産量と売上の増加、従業員の事故率減少、顧客からの企業評価(満足度)向上等、目に見える成果が発現していることを確認している。
- **セルビア、モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴビナ・中小企業向け経営支援サービス**：対象3か国間での連携を促進しつつ、各国が継続的にサービスを提供可能な仕組みを構築した(経営支援要員の育成制度の確立、標準的なサービスの提供、評価、事例蓄積システム等)。その結果、3か国合計で2013年4月から2016年3月にかけて約400社に対する経営支援サービスの提供に貢献した。
- **タイ・中小企業支援**：地方レベルの統合中小企業支援普及プロジェクトでBDSプロバイダーをネットワーク化し、パイロット4県で中小企業向け支援のシングル・ウィンドウ化を実現した。この結果、プロジェクト終了を待たずして全国11県への普及展開が決定された。

イ) 産業人材の育成

- **アフリカ地域 25 ヶ国を対象とした産業人材育成センター設立支援**：産業人材育成センター候補国の内、エチオピア、ガーナ、チュニジア、ケニアの4か国にて案件を立ち上げ、カイゼンなど日本の経営手法に係る実践的な研修を順次開始した。TICAD V 支援策の目標10か所に対してこれまでに計9か所の設立を支援しており、目標達成に向け大きく貢献した。
- **産業人材育成支援**：アフリカ11か国を集めたカイゼン知見共有セミナーをエチオピアで開催し、100名以上が参加した(2016年3月)。加えて、本邦研修、第三国研修等にて22か国に対してカイゼン哲学・ノウハウ・技術を普及した。セネガルでは、産業人材育成センターとしての機能を強化するために必要な協力内容を検討するために情報収集・確認調査及び5Sカイゼンセミナーを実施し、2016年度に新フェーズを立ち上げる予定。TICAD V 支援策の目標3万人に対し、2015年度末までに31,754人の育成を達成し、目標値の前倒し達成に貢献した。

③ 地域経済・産業の振興

ア) 一村一品等の地場産業振興支援

- **キルギス一村一品**：フェルト商品等の委託生産を受けている株式会社良品計画との連携を継続した。通常店舗での販売に加えて、無印良品有楽町店の MUJI FOUND コーナーで大きく紹介された。また、10月の安倍総理の中央アジア歴訪時に総理夫人とキルギス大統領夫人が同プロジェクトで支援しているショップを訪れたことで、同プロジェクトが国内外のメディアで報道され高い広報効果が得られた。
- **コロンビア一村一品**：マーケティング支援とともに社会的包摂の視点を意識した支援を継続した。12月にこれまでの成果と今後の活動方針を確認する全国セミナーを開催した（参加者 200 名）。生産者グループの組織強化を図り、民芸品エキスポでの出店、試験販売支援等を通じて国内市場の販路拡大を図った。

イ) 観光セクターの開発支援

- **ヨルダン・サルト観光**：山口県萩市の観光開発をモデルに地域資源をいかした観光商品を開発し、日本の旅行会社 3 社がツアーの販売を開始した。また現地インバウンドオペレーター 3 社も周遊ツアー及びオプションツアーの販売を開始した。
- **ミャンマー・バガン地域観光開発**：ミャンマー随一の観光地のバガンにて、管理体制、インフラ整備及び人材育成の強化を通じた持続可能な観光開発の実現を目的とし、ユネスコ世界遺産リストへの登録にも貢献する観光開発計画の策定を支援中である。ツーリズム EXPO ジャパンでのバガンブースの出展を通じたプロモーション活動、観光案内所兼地域住民交流の場の設置準備、日本流おもてなしに関する研修等を実施している。

(2) 戦略的な取組

① 産業政策対話など上流レベルへの取組と現場レベルでの産業人材育成事業を組合せた包括的な支援

- **エチオピア産業政策支援対話**：政策研究大学院大学の知見を活用した産業政策支援対話を継続し、同国首相、経済閣僚、実施機関と投資促進、輸出振興、生産性等の産業政策について議論を行うとともに、同国の 5 か年計画の策定(12 月)を支援した。産業政策支援対話を中核的な柱とし、同国民間セクター開発の支援方針を整理し、その実施の一翼を担うべくカイゼン分野の技術協力プロジェクトを開始した。また、輸出振興の一環として、シープレザーのブランディングを支援し、本邦での展示会出展を行うとともに国内販売を実現した。このように、政策的な支援と現場レベルでの実施能力支援を連携させた包括的な支援を実施した。また、エチオピア航空定期便の就航や政府要人の訪日の機会を捉えジェトロ等他機関とも連携したビジネスセミナーを 3 回開催して多数の参加を得つつ、産業政策対話を通じて得られた同国への直接投資の魅力を紹介した。

② 案件形成・実施段階における日本企業、地方自治体、研究機関等の参画の促進

- **メキシコ自動車分野の協力**：メキシコ自動車人材育成プロジェクトにおいて、案件準備段階から業界団体への説明会を実施した。同プロジェクトでは、自動車部品を製造している中小企業 27 社を対象とし、各種現場改善指導を行った結果、既に 9 社において日系自動車部品企業との取引が拡大あるいは新たに開始された。また、自動車産業サプライチェーンの強化を目的としているメキシコ自動車産業基盤強化プロジェクトの成果発表の一環として、7 月に本邦でメキシコ自動車産業セミ

ナーを開催した。同セミナーではカイゼンの成果、サプライチェーンデータベース等を紹介し、多数（自動車関連メーカー、商社、銀行、メディア等約 150 社）の参加を得た。（指標 8-2 参照）

- **ベトナム・レンタル工業団地**：ベトナム南部ドンナイ省（ホーチミン市東部に隣接）のノンチャック 3 工業団地内レンタル工業団地の整備に必要な資金を海外投融資により支援している。同開発事業は案件形成段階から地方自治体とも連携している。日越両国の企業に加え、埼玉県も出資した特別目的会社が開発を実施し、地方自治体が海外の工業団地に出資する初の取組となった。同事業により、埼玉県をはじめとする本邦の中小企業の海外展開促進並びにベトナム南部の裾野産業の育成・工業化の促進に寄与することが見込まれる。

③ ジャパンブランドとしての対外発信（指標 5-2 参照）

- **カイゼン**：ジャパンブランドとしてカイゼンのパンフレット（和文・英文）を作成したほか、記者勉強会等にてマスコミに対して機構のカイゼン分野の支援実績等を発信し、読売新聞、BBC オンライン等で特集記事が掲載された。TICAD VI プレイベント（9 月、ニューヨーク）の基調講演にて機構理事長が機構のカイゼン分野の支援について発信した。

④ 相手国と日本との人材育成・交流拠点としての日本センター事業のさらなる戦略性強化

各国に設置されている日本センターを確固たる人材育成交流拠点としていくべく、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス（協力合意）で新たな協力を開始した。その他の日本センターに関する事例は以下のとおり。

- **ミャンマー日本センター**：日系企業のニーズ等も踏まえ、日商簿記の普及を目的とした研修及び実力試験を実施したほか、ネットワーキング活動として中小機構主催のビジネス商談会にビジネス研修修了生を参加させた。
- **ベトナム日本センター**：ベトナム学習奨励中央機構主催の式典において、ベトナムにおける 20 の「優れた教育機関」の一つとして表彰された。
- **カンボジア日本センター**：日系企業就職説明会を開催し、日系企業 12 社に対し 500 名の求職者が参加した。日本への留学希望者を対象とした留学フェアをモンゴル、ラオス、カザフスタン、カンボジア、キルギスの 5 か国で開催し、日本からは 24 機関が参加した。来場者は全体で約 5,000 名となった。

3-3. 指摘事項への対応

＜指摘事項＞開発協力大綱を踏まえ、開発協力が民間部門を含む多様な力を動員・活用するための触媒としての役割を果たせるよう、案件形成段階から、中小企業を含む日本企業や地方自治体、大学・研究機関等の知見・経験・技術の活用に一層努めることを求めたい。また、開発協力事業の実施が、環境社会配慮を含む地元住民の懸念を惹起することのないよう、丁寧な対話の機会を持つことをはじめ、我が国開発協力が単なる経済成長ではなく、「質の高い成長」を目指すものであることを内外にしっかり示していくことが重要である。引き続き、相手国のニーズを的確に把握した上で、「質の高い成長」に向けた取組の一層の強化を期待する。

＜対応＞

日本の開発協力の特徴であるインフラ整備と人材育成等の組み合わせにより、中長期的な持続的経済成長に向けた相手国政府と協働した取組を継続的に強化した。具体的には、大洋州各国の再生可能エネルギー導入ロードマップ案作成支援での沖縄県の島嶼部電力供給の知見活用、資源の絆プログラ

ムや高等教育支援における開発途上国人材育成及び知日派・親日派育成での大学との協働、ABE イニシアティブのインターンシップ受入等での日本企業の協力、オールジャパンでのフードバリューチェーン構築の推進、メキシコにおける案件準備段階からの自動車サプライチェーンの巻き込みなどを通じ、多様なアクターの知見・技術の活用に積極的に努めた。

「質の高い成長」については、SDGs の「持続可能な都市開発」への貢献も念頭に、「持続可能性」、「強靱性」、「包摂性」に配慮した支援を推進している（例：セネガルやフィリピン等でのマスタープランの策定）。また、包摂性の観点からは、ネパール道路維持管理協力での沿線住民への裨益を考慮した地域住民の生活環境調査の実施やタンザニアでの地方道路の整備と雇用創出に資する地方道路整備手法の展開、強靱性の観点からは道路防災への取組、持続可能性については、持続可能性評価指標の開発への参画等が適切にこれら観点到に配慮した好事例として挙げられる。

丁寧な対話の機会については、モザンビーク ProSAVANA 事業で現地公聴会を 2015 年度だけで 41 回（約 3,000 人が参加）、本邦でも市民社会と 16 回の意見交換会を開催しており、今後も丁寧な対話を継続する予定としている。更に現地では、ProSAVANA 事業に関する現地関係者間の対話のための環境整備を支援した結果、2016 年に入り、現地市民社会の主導により、対話のためのメカニズムが設立された。

以上のとおり、引き続き、日本の開発協力が単なる経済成長ではなく、「質の高い成長」を目指すものであることを内外に示すとともに、相手国のニーズを的確に把握した上で、「質の高い成長」に向けた取組の一層の強化に取り組む。

3-4. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

根拠：持続的経済成長の基盤となる運輸交通、都市・地域開発、資源・エネルギー、法制度整備・民主化、高等教育、農業・農村開発、民間セクター開発の各分野において、開発協力大綱などでも重点課題として掲げている包摂性・強靱性・持続可能性を兼ね備えた「質の高い成長」の実現に貢献した。

運輸交通分野においては、カンボジア国道 1 号線つばさ橋の開通による南部経済回廊の完成や、ラオス国道 9 号線の改修により、ASEAN 連携性向上に資する具体的な成果を上げるとともに、道路・橋梁維持管理能力の向上（ラオス）、車両登録・車検制度（カンボジア）やコンテナターミナル運営強化（カンボジア）等、ASEAN 地域への波及も想定したソフトインフラ整備を着実に推進した。また、西アフリカ地域成長リングでは魅力的な共通市場形成や投資環境の実現を目指す広域的な開発計画の策定を支援し、北部回廊、ナカラ回廊整備では港湾計画の策定と合わせた物流円滑化に資する技術支援を行い、回廊インフラ整備計画と産業開発戦略を組み合わせたアフリカ地域の回廊開発を推進した。また、イラク港湾セクター支援においても、港湾セクター戦略や主要港湾整備と、港湾の監督・監理・運営のそれぞれについてのマスタープランの策定を完了させた。さらに、沿線住民の生活環境への調査の実施や、住民への裨益や道路整備による雇用の創出、障害者や女性等に配慮した設計などのインクルーシブな視点到に配慮しつつ、ネパールでの地震災害後の幹線道路の迅速な緊急復旧やインドでのメトロ開業等、現地のニーズに対応した具体的な成果を実現させた。

都市・地域開発分野においては、セネガルやフィリピン等、4 都市でマスタープランの策定を完了させた。策定支援に当たっては、例えばセネガルにおいては公共交通志向型開発への方向性を明らかにすることによる持続可能性の配慮、海岸部のリスク評価による強靱性の配慮、住民の参画を得た計画策定による包摂性の配慮を行うなど、SDGs でも中心課題となっている「持続可能な都市開発」への貢献にも資する支援を実現した。また持続可能性評価指標の開発への参画、アジアとアフリカの都市開発に関する知見を共有するセミナーの開催や都市間連携の推進など日本が進める「持続可能な都市開発」貢献に向けた戦略的な取組も推進した。

資源・エネルギー分野においては、低炭素・ナショナルグリッド支援国数 22 件、資源・エネルギー

一分野の人材育成数 1,325 人の実績を着実に上げた。支援実施にあたっては、日本の高い技術である高効率火力発電を通じた低炭素電源開発や、日本の島嶼部電力供給の知見を活用した大洋州での再生可能エネルギーの推進など、日本の知見・技術を活用した案件形成を行った。なお、島嶼国での再生可能エネルギーの推進を機構より「ハイブリッド・アイランド構想」として提案し、第 7 回太平洋・島サミットの「福島・いわき宣言」における日本政府による支援表明にも反映された。また、アフリカでの国際連携電力網（パワープール）において重要なタンザニアにおける全国電力開発マスタープランの策定支援に合わせた変電・配電の保守管理能力強化や、エチオピアでの全国地熱開発マスタープランの策定支援に合わせた地熱開発モデルの確立に向けた調査の実施、インドネシアにおける「地熱開発促進プログラム」に基づく新規円借款事業の調印等、上位計画からの事業展開から資金協力、技術協力まで、各国のニーズの段階に対応したスキームを活用し戦略的な事業展開を推進した。

法制度整備・民主化分野については、法制度整備・民主化分野の本邦研修参加者数 1,700 名の定量的な成果に加えて、これまでの機構や日本の知見を踏まえた支援の結果、ヤンゴン証券取引所の予定通りの開所や、ベトナムで日本式通関システムを通じて 99%の輸出入申告が通関 IT システムで行われるといった成果が発現した。さらにフィリピンでは包括的競争法が成立するなど、目に見える形で質的な成果の実現に至った。

高等教育分野については、対象支援大学延べ数 65 校、日本の大学での学位取得支援人数 861 人、事業提携している日本の大学延べ数 262 校と、堅実に事業を進捗させた。加えて、TICAD V 支援策実現に向けた具体的な貢献として ABE イニシアティブで日本企業でのインターンシップを開始したほか、第 7 回太平洋・島サミットの結果を受けて大洋州島嶼国に対するリーダー教育支援プログラムを迅速に事業設計して大洋州地域 14 か国に対する応募を開始する等、日本の政策に直接的に貢献する協力をオールジャパン体制で機動的に推進した。さらに、マレーシア日本国際工学院への支援の結果 73 名が第一期生として卒業し、その一部は日本企業や日系企業に就職する等、経済社会開発の中核となる高度人材の輩出に対して産業界からも高い期待が寄せられている。

農業・農村開発分野については、SHEP アプローチを推進する技術指導者の人材育成数 1,324 人、小規模農家の育成数 29,988 人と、技術指導者の育成数については TICAD V 支援策の 2017 年までの目標を前倒しで達成する成果を上げた。加えて、インドネシアでの日本の知見・経験を活用した農産物流通システム支援、ミャンマーでのフードバリューチェーンの構築による農家所得向上の確保の推進等、政府の二国間対話とも協調した積極的な取組を実施した。

民間セクター開発分野については、TICAD V 支援策にも貢献するアフリカでの産業人材育成人数 31,754 人に加えて、同じく公約である 10 名の産業政策アドバイザー派遣を達成した。また、エチオピアでは、アフリカ 11 か国を集めたカイゼン知見共有セミナーを開催するなど、知見・経験の普及などにも努めた。さらに、相手国と日本との人材育成・交流拠点としての日本センター事業の戦略性強化などにも取り組んだ。

以上を踏まえ、目標水準を着実に達成し、かつ一部については目標水準を上回る成果を上げていることに加え、SDGs への貢献を念頭においた支援の展開、ASEAN 諸国やアフリカ域内の横断的な開発成果につながる広域的な上位計画からハード・ソフト両面での戦略的な事業展開、TICAD V や太平洋・島サミット等の国際公約への貢献等を通じた質的な成果の発現が確認されることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

開発協力大綱の重点課題であり、SDGs 等でも推進を求められている「質の高い成長」に向けた具体的な取組の一層の強化を推進するとともに、高等教育や農業・農村開発等で求められている TICAD V 支援策への着実な貢献に向けて引き続き協力を推進する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 3	地球規模課題への対応
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 27 年度開発協力重点方針、仙台防災協力イニシアティブ、日・ASEAN 防災協力強化パッケージ、美しい星への行動 2.0 (ACE2.0)、二国間クレジット制度 (JCM)、「緑の未来」イニシアティブ
当該事業実施に係る根拠 (個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 (平成 28 年度) 未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報 (注 1)							
	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
ア) 防災							
防災分野の人材育成数 (人直接+間接人数に課題別研修参加人数を加えたもの)	9,000				新規	16,283	
直接的に能力向上の対象となった人数 (括弧内は各年度に終了した案件の対象人数)			1,135 (111)	1,626 (423)	1,890 (219)	3,928 (703)	
間接的に能力向上の対象となった人数 (括弧内は各年度に終了した案件の対象人数)			9,298 (2,439)	26,191 (19,732)	9,322 (2,013)	11,673 (1,835)	
イ) 気候変動							
気候変動緩和・適応策に係る人材育成数 (人)	2,400				新規	3,500	
ウ) 自然環境 (注 2)							
REDD+事業実施国数 (か国)	12 か国				新規	13	
森林情報整備や管理計画の立案などの活動を実施した対象面積 (ha)			7 万 8,020	398 万 1,584	156 万 7,969	2,565 万 7,149	
支援を通じて植林を実施した面積 (ha)			1,433	420	434	680	
直接的・間接的に能力向上の対象となった人数 (行政官、地域住民)			104 17,682	4,362 31,610	1,166 5,918	6,348 27,120	
エ) 環境管理 (都市環境保全)							
協力案件数 (件)	110	111			新規	147	
人材育成数 (人)					新規	1,551	
(下水道)							
無償資金協力・円借款での施設整備関連支援都市数			11	11	2	8	
技術協力プロジェクト等による支援都市数			27	34	25	40	
能力向上対象人数 (人)			260	426	255	387	
本邦研修者数 (人)			181	170	339	225	
(廃棄物管理)							
無償資金協力・円借款での施設整備関連支援実施案件数					新規	1	

廃棄物管理支援都市（技術協力プロジェクト等による支援都市数）			71	90	86	98	
能力向上対象者人数（人）			740	999	698	760	
本邦研修者数（人）			105	405	364	179	
オ) 食料安全保障（注1）							
支援を通じて整備された灌漑面積（ha）			116,393	6,597	-	192,212	
直接的に能力向上の対象となった人数（人）			60,549	192,206	112,477	16,068	
CARD 関連の本邦研修員数（人）	70人				新規	82人	

② 主要なインプット情報（注2）					
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
ア) 防災					
技術協力（億円）	58	59	54	68	
有償資金協力（億円）	1,206	51	397	598	
無償資金協力（億円）	113	61	57	55	
イ) 気候変動					
技術協力（億円）	165	196	192	178	
有償資金協力（億円）	6,301	5,467	4,810	13,431	
無償資金協力（億円）	263	225	187	106	
ウ) 自然環境					
技術協力（億円）	45	53	51	59	
有償資金協力（億円）	865	-	114	-	
無償資金協力（億円）	1	3	-	-	
エ) 環境管理（都市環境保全）					
技術協力（億円）	68	66	71	90	
有償資金協力（億円）	436	128	156	2,335	
無償資金協力（億円）	28	29	10	16	
オ) 食料安全保障（注3）					

（注1）自然環境、食料安全保障の一部指標等については、当該年度に終了した実績に、当該年度の承諾案件の計画値を足しあげているため、案件形成・実施のタイミングによって年度別に大きな変動があり得る。

（注2）技術協力は当該年度の支出実績を、有償資金協力・無償資金協力は承諾実績をそれぞれ記入。

（注3）「食料安全保障」のインプットは項目No.2の「カ）農業・農村開発」参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>2.（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCAサイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と</p>

<p>海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。</p>
<p>中期計画</p> <p>1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組 (第一段落は中期目標と同内容につき省略)</p> <p>政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるとい う機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分 野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、食料、エネルギー、防災等といった地球規模課題に 対して、国際社会と協調しつつ、課題解決に取り組む。
<p>年度計画</p> <p>1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組 (ハ) 地球規模課題への対応</p> <p>環境、気候変動、防災、食料等の地球規模課題について、日本の技術の活用やハードとソフトを効 果的に組み合わせた支援等を通じて、開発途上国の政策・施策の策定及び実施を後押しする。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 3-1 地球規模課題の解決に向けた取組状況</p> <p>ア) 防災 (定量的指標) 防災分野の人材育成数：9,000 人</p> <p>イ) 気候変動 (定量的指標) 気候変動緩和・適応策に係る人材育成数：2014 年度からの累計 2,400 人</p> <p>ウ) 自然環境 (定量的指標) REDD+事業実施国数：12 か国</p> <p>エ) 環境管理 (定量的指標) 協力案件数：110 案件</p> <p>オ) 食料安全保障 (定量的指標) CARD 関連の本邦研修の研修員数：70 人</p>

3-2. 業務実績

指標 3-1 地球規模課題の解決に向けた取組状況

3-2-1. 防災

(1) 具体的な成果

① 災害リスクと損失の削減を目指す「仙台防災枠組」の推進

ア) 災害リスクの理解と防災主流化を推進するための人材育成

- 各国の中央防災機関を含む行政官、技術者 682 名を対象に 24 件の本邦研修（課題別）を実施し、各研修において「仙台防災枠組 2015-2030」に基づいた防災主流化の講義を行い、各国で防災セクターと他の開発セクターの連携強化を図る取組を行った。また、2015 年 3 月の第 3 回国連防災世界会議を踏まえ、「防災主流化の促進」研修コースを新規に立ち上げたほか、29 か国の中央防災機関に対し、専門家派遣や技術協力プロジェクト、資金協力事業等による協力活動を実施し、中央防災機関の能力向上と人材育成を実施している。かかる取組を通じ、2015 年度は 16,283 名の人材育成を行い、日本政府の仙台防災協力イニシアティブ（4 年間で 40,000 名の人材育成等）の達成に向けて貢献している。
- インドネシア、モンゴル、ネパールの防災及びインフラストラクチャー、開発担当省庁のハイレベル関係者を本邦へ招聘し、機構が貢献した仙台防災枠組の採択における国際場裡の動きを含め意見

交換を行うことで、各国における事前投資、より良い復興、危機管理、開発における防災の主流化等について働きかけた。

- インドネシアでは中央及び地方の防災機関が強いリーダーシップを持って多くの関係者を取りまとめ、技術協力の成果もいかしつつ国家防災計画 2015-2019 において関係省庁の防災における役割を明記するなど、防災主流化の推進を行っている。
- チリに対して防災能力向上支援を行った結果、チリ政府は中南米地域において防災を主導すべく取り組んでいる。機構は、チリ政府の予算も活用のうえ、チリ政府とともに「中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト」（別名：KIZUNA プロジェクト）（2015 年～2020 年）を開始し、チリ政府と協働して中南米カリブ諸国の研究者、行政官を対象に人材育成を実施している。また、係る取組を通じチリ側のオーナーシップを引き出し、プロジェクトの持続発展性に寄与している。国連が定める「世界防災の日」の 10 月 13 日にはキックオフセミナーを開催し、チリと日本のほか域内の 10 か国から約 200 人が参加したほか、チリ大統領も出席し日本とチリの共同による自然災害と防災知識の中南米・カリブ諸国への普及の重要性をアピールした。

イ) 費用対効果の高い事前の防災投資の促進

- 事前の防災投資は災害後の対応・復旧よりも費用対効果が高いとの仙台防災枠組の指導原則に沿い、機構は各種災害対策事業の実施に必要な計画の策定と予算・投資の確保を促進している。具体的には、フィジーにおいて将来の事業化を想定し、投資効果の大きいナンディ川の治水対策事業の投資計画策定、計画策定能力強化支援を実施している。また、フィリピンでも将来の事業化を想定し、治水対策事業（洪水、排水）の投資計画の形成支援を実施している。

ウ) 被災に備えた応急対応と復旧・復興への準備

- 2015 年 7 月に発生したミャンマーのサイクロン洪水被害について、「自然災害早期警報システム構築プロジェクト」（2013 年～2017 年）により降雨と河川水位のデータから被災要因を解析し、2016 年 2 月にミャンマー政府関係者を対象としたワークショップで今後の災害の防止につながる提言を行った。

エ) 被害の再現を防ぐ「より良い復興 (Build Back Better)」の導入

- 災害対策への事前投資を十分に行えない開発途上国において大災害が発生した際に、その後の脆弱性の再現を防ぐため、機構は「よりよい復興」(BBB : Build Back Better) を推進している。4 月に発生したネパール・ゴルカ地震の対応では、緊急援助隊による緊急時支援に加え、支援ニーズ調査団によりニーズを把握し、初期段階で先方政府高官に対し BBB のコンセプトを説明した。また震災から 1 か月後にはネパール政府と共同で BBB セミナーを開催して復興支援をリードし、既往案件の活用や新規案件の立ち上げにより迅速かつシームレスな支援を実施した。また、震災 2 か月後の支援国会合では、BBB を具現化した住宅再建策をネパール政府・ドナーに提示し、制度化に向けた検討が行われた。また、2016 年 1 月に神戸で開催された「国際防災・人道支援フォーラム」においても進捗を報告した（指標 5-1 参照）。
- 2016 年 3 月に仙台で開催された「仙台防災未来フォーラム」において、フィリピン被災地の行政官を招聘し、既存道路の嵩上げによる防波堤機能の付加など、機構が支援した BBB 進捗状況報告を含むセッションを実施し、BBB の実例を通じた普及度の向上に努めた。

- ・ 世銀、ADB との協調融資事業の形成など、他ドナーとの連携については指標 6-3 参照。

オ) ジェンダーを含む災害時要援護者の能力構築

- ・ 災害発生時に女性や子供が負の影響を受けやすいことから、この対策を検討するために、2016 年 2 月に 7 か国より 21 名の行政官や NGO 関係者を招聘し、ジェンダーと災害をテーマに研修を行ったほか、3 月にはセミナーを開催し知見の共有と能力開発を行った（参加者約 100 名）。

カ) 市民社会への防災教育の拡充

- ・ 中央防災機関や自治体、地域住民とともに、防災教育や地域防災計画、避難訓練等の活動を行う「中米広域防災能力向上（BOSAI）プロジェクトフェーズ 2」（2015 年～2020 年）を中米 6 か国で実施している。地域単位で取り組む活動事例を近隣諸国で学び合い、気付きを促進することで事業効果を高めている。本プロジェクトは、日本語「防災」を通じた日本の経験を現地の市民社会へ浸透させる副次的な貢献も行っている。

② 気候変動への適応

ア) 気象・水文観測能力の強化

- ・ 太平洋島嶼国を対象とした気象観測能力強化を、2007 年以降、技術協力プロジェクト 3 件を通じて継続的に行った成果により、2015 年 3 月のバヌアツのサイクロン被害では予警報が適切に発出され、人的被害の軽減が図られた。
- ・ 無償資金協力による気象観測機器の整備と、それらを用いた気象観測・予警報の能力強化を目的とした技術協力を組み合わせ、より質の高い気象データの確保とそれに基づく予警報能力の向上を志向した案件形成・実施を行っている。これらの活動により、気象観測・予測能力の強化を通じた防災体制の強化が期待される（フィリピン、スリランカ、モーリシャス、ミャンマー）。
- ・ アフガニスタンでは、観測施設の整備を進める世界銀行と連携し、気象・水文観測に係るソフト面の能力強化支援を実施し、水文気象に関する総体的な体制整備を支援している。2015 年度には水文気象データを関係省庁らと共有することの重要性が理解された結果、実施機関副大臣が議長を務める「土地と水に関する最高評議会」で本プロジェクトが取り上げられ、データ共有に関する委員会結成につながった。（指標 4-1 参照）

イ) 気候変動の影響を考慮した事業デザインの導入

- ・ 雨期の降雨増加や乾期の降雨減少が予測されているインドネシアでは、ムシ・ブランタス川での気候変動の影響評価とその水資源管理計画への統合を支援している。

(2) 戦略的な取組

① 日本の経験、知見（ジャパンプランド）を用いた協力の実施

- ・ 災害対策（治水、気象・水文、土砂、地震、津波等）に関し、災害多発国として日本が有する経験・知見を用いた協力を実施している。防災に関する日本の大学含む研究機関の科学的知見を用い、地球規模課題国際科学技術協力（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）を 10 件実施している。特にチリでは、日本の港湾物流リスクマネジメントに係る知見が港湾の事業継続計画（BCP：Business continuity planning）策定ガイドライン

の形で活用されている。

- ペルーにおいて、無償資金協力により広域防災システムの整備を行った。本案件では、沿岸都市に8つの潮位計を増設するとともに、導入済みの日本方式の地上波デジタルテレビ放送を活用し、緊急警報放送システムを7つの防災拠点に整備した。これらにより津波観測精度の向上（津波測定間隔約30分→15分）、災害情報伝達時間の短縮により、災害時の人的被害の軽減が期待される。
- 世界最新鋭の気象衛星ひまわりの観測データを用い、アジア・太平洋地域の各国でより精度の高い気象観測・予報能力の強化を図るための協力を実施している。具体的には、大洋州諸国、ブータン、スリランカにおいてデータ受信機供与計画の策定・調達を行うとともに、2015年度はフィリピンにおいてひまわり観測データの気象予報での活用について指導を実施した。これにより気象観測・予報能力の強化を通じた防災体制の強化が期待される。

② 他の開発機関、国際機関との連携による仙台防災枠組の推進

- 大洋州での仙台防災枠組フォローアップ会合を国連国際防災戦略事務局（UNISDR：United Nations Office for Disaster Risk Reduction）と共催し、日本の経験と仙台防災枠組のコンセプトについて発信した（10月）。
- 仙台防災枠組2015-2030の7つのターゲットの指標策定協議に機構より専門委員として継続して参画し、多くの災害を有する日本の知見及び機構の有する開発途上国の中央防災機関の状況を踏まえ、2016年末の策定に向けてより実用的な指標の制定に貢献している。
- 2016年2月に開催されたUNISDR Science and Technology Conference on the implementation of the Sendai Framework 会合の成果文書において、防災のマクロ経済への効果を測定する機構のシミュレーションモデルが、仙台防災枠組とSDGsの関連を示す先進の取組であると評価された。
- 東北大学災害科学国際研究所とUNDPによる災害統計グローバルセンター関連の会議に参加し、両機関が有する知見と連携した協力について合意した。開発途上国の中央防災機関における災害統計データの収集を推進し、各国における仙台防災枠組の進捗状況を明示して推進するべく、連携事業の実施を図っている。
- ASEAN 防災委員会の枠組みで実施する「強靱な都市づくり」について、ASEAN に対してプロポーザルを提案した結果、ASEAN からの承認を受け、ASEAN 事務局、ASEAN 防災人道支援調整センター等と連携の下協力を開始した。これらやASEAN 各国における二国間ベースの協力を通じて、2013年に日本政府が表明した「日本・ASEAN 防災協力強化パッケージ」（5年間で3,000億円規模の支援、防災人材1,000名の育成）にも貢献した。

③ 国連で採択された「世界津波の日（11月5日）」と日本の経験の共有

- 9月に発生したチリの地震・津波では、津波に強い地域づくり技術の向上に関する研究プロジェクト（2012年～2016年）による協力成果によって津波警報が適切に発令され、被害の軽減に貢献した。これらの事例等をもとに、世界津波の日の普及啓発活動を継続している。

3-2-2. 気候変動

(1) 具体的な成果

① 気候変動分野の人材育成

2014年の国連気候サミットにおける日本政府の気候変動分野人材育成コミットメント（3年間で

14,000人、うち適応分野5,000人) 達成への貢献に向け、技術協力プロジェクト、本邦研修、第三国研修等を通じ、気候変動分野で3,500人の人材育成を2015年度に実施した。

- 「東南アジア地域気候変動緩和・適応能力強化プロジェクト」の支援によりタイのバンコクにある気候変動対策国際研修センター(CITC: Climate Change International Technical and Training Center)が2014年度に設立され、2015年度についてはタイ国内及びASEAN諸国の気候変動対策関係者を対象とした「GHG(温室効果ガス: Green House Gas) インベントリ管理」、「低炭素でレジリエントな社会開発」、「緩和メカニズム」、「持続的なGHG管理」の4分野の研修プログラムを通して、延べ374人の人材が育成された。CITCは2016年度以降もタイ国内及びASEAN諸国向け研修を継続実施予定である。
- インドネシアにおける気候変動対策の主流化を目指し、2010年10月から2015年10月まで実施した「インドネシア気候変動対策能力強化プロジェクト」において、2015年度は、気候変動の土地利用計画(空間計画)における主流化に向けた中央政府及び地方政府向け最終セミナー、気候変動への適応を目的とした農業保険制度導入にかかるロードマップの最終化、温室効果ガスインベントリ改善等に向けた政策提言ペーパーの最終化等を行った。また、5年間の協力により気候変動対策の政策立案等にかかるインドネシア国の主要官庁および地方政府の能力強化につながった。

② 二国間クレジット制度推進への貢献

- インドネシア「低炭素型開発のためのキャパシティ・ディベロップメント支援プロジェクト」を通じ、インドネシア側の二国間クレジット制度(JCM: Joint Crediting Mechanism)事務局の能力強化支援を実施した。同プロジェクトの貢献もあり、インドネシアとのJCMにおいて、2015年度は方法論6件の新規承認と5件の更新が行われ、また3件の新規プロジェクトについてパブリックコメントを受け付け、うち2件が2016年3月に登録された。

③ 開発途上国の国別貢献策作成・実施支援

- 2015年1月開始のベトナム「国としての適切な緩和行動(NAMA: Nationally Appropriate Mitigate Action)策定及び実施支援プロジェクト」を通じ、同国政府の温室効果ガス削減活動の実施・モニタリング能力向上を支援している。2015年度は緩和策とそのモニタリングに関する国内政策のレビューを実施した結果、政策上の主要な課題、及び関係省庁における能力強化のニーズの特定に至った。
- 課題別研修「地球温暖化対策コース」を2回にわたって実施し、20か国から計29人の研修員が参加した。同研修コースのカリキュラムの一環として、温室効果ガス削減目標の設定・モニタリングの基礎となる温室効果ガスインベントリ等の研修を行った。

(2) 戦略的な取組

① 日本政府が発表した「美しい星への行動2.0」への貢献

- 機構は、日本政府の政策「美しい星への行動2.0」(ACE 2.0: Actions for Cool Earth 2.0)を踏まえ、その柱の一つである「イノベーション」にはJCMの推進等を通じて貢献しつつ、主としても一つの柱である「途上国支援」の実施に取り組んでいる。日本政府はACE 2.0の「途上国支援」として、2020年に官民合わせて1.3兆円に開発途上国支援額を増額することを表明しており、機構はその達成に貢献するため、途上国のニーズを踏まえつつ、案件形成・実施の拡大を図っていく。

例えば、ベトナムにおいて開発政策借款「気候変動対策支援プログラム」（2015年度は同プログラム第6次を供与（3月L/A調印））とプロジェクト型の円借款、技術協力を戦略的に組み合わせ、気候変動の緩和、適応、分野横断的課題に対し、財政支援と政策対話等を通じてその着実な実行を包括的に支援している。さらに公的セクターの資金に加え民間資金を動員するために、海外投融資では、気候変動対策関連分野の事業を手掛ける企業に投資するアジア最大規模のプライベート・エクイティ・ファンド「Asia Climate Partners LP」への出資を12月に決定し、気候変動対策への直接的な資金供給を行った。（指標14-6参照）

② 第21回国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第21回締約国会議（COP21）における発信

- 合計14のサイドイベントに参加し、開発途上国の持続可能な開発と両立する様々な気候変動対策支援に関する情報発信を行った。具体的には、地球観測衛星を利用し森林行政の透明化を図る「森林ガバナンス改善イニシアティブ」の発表、災害リスクファイナンス・保険の役割、REDD+（本指標3-2-3「自然環境」参照）の実現に向けた日本の官民連携の取組等を発信した。日本パビリオンのみならず、各国のパビリオンで開かれた閣僚級参加のハイレベル・イベントなどにおいても機構の経験を共有することで、幅広い議論に貢献した。
- COP21首脳会合において表明された日本政府の「ACE2.0」の検討に必要な情報・資料を提供し、政府政策立案プロセスに貢献した。

③ 日本の地方自治体の温暖化対策にかかるノウハウの活用（都市の気候変動対策計画策定支援）

- 「バンコク都気候変動マスタープラン（2013年-2023年）作成・実施能力向上プロジェクト」を通じ、横浜市と連携し、横浜市の知見、経験を活用しながら作成を支援したバンコク都の気候変動マスタープランについて、9月に要約（英語）がバンコク都知事の署名を得て承認され、12月にはバンコク首都圏庁環境局により全文（英語版）の最終版が承認された。なお、本マスタープランの実施支援を目的とした技術協力プロジェクト要請も採択されており、2016年5月に詳細計画策定調査団を派遣予定である。

④ 気候変動影響に特に脆弱な小島嶼国への支援拡充

ア) 大洋州島嶼国における気候変動人材育成の拠点整備

- サモアに所在する太平洋地域環境計画事務局（SPREP：Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme）内に、大洋州地域における気候変動分野人材育成の拠点として大洋州気候変動センター（仮称）を建設する無償資金協力の準備のため、「大洋州気候変動センター建設計画準備調査」を実施し、施設の設計を概ね完了した。またSPREPに個別派遣長期専門家「大洋州気候変動アドバイザー」を派遣し、拠点としての機能整備に向け、SPREP及び大洋州諸国における気候変動分野の支援ニーズの把握や、支援ニーズに対応するための案件形成を図った。

イ) シンガポール第三国研修「小島嶼国向け気候変動適応戦略」の実施

- 9か国（カーボヴェルデ、キューバ、ガイアナ、パプア・ニューギニア、パラオ、サントメ・プリンシペ、スリナム、セイシェル、東ティモール）から参加した実務者12人に対し、日本とシンガポールの気候変動適応と持続可能な開発に向けた取組の経験・知見等を中心に5日間の研修を行った（11月）。機構からサモアに派遣中の大洋州気候変動アドバイザーを講師として派遣し、大洋州

の現場で得た経験・経験をいかした講義を実施した。

ウ) 緑の気候基金へのアクセス支援

- 外務省との共催により東京で「小島嶼国向け緑の気候基金レディネス支援ワークショップ」を3日間にわたり開催した(9月)。大洋州を中心とする小島嶼国15か国の気候変動関係者及び8つの開発パートナー機関(国際開発金融機関、国連機関等)から計34人が参加し、緑の気候基金(GCF: Green Climate Fund)の資金を円滑・効果的に活用するための情報普及、経験の共有、意見交換を行った。併せて、日本の小島嶼国への気候変動分野支援実績、及び日本企業が持つ小島嶼国の気候変動対策に役立つ技術・ノウハウを発信した。

3-2-3. 自然環境

(1) 具体的な成果

① 持続的森林管理を通じた地球温暖化対策(REDD⁺)

ア) 森林政策・REDD+制度構築

- 国家政策上の調整を踏まえたREDD+実施のための枠組みに相当する国家REDD+戦略/ロードマップ、準国レベルREDD+行動計画等の策定・実施を4か国(カンボジア、ラオス、ベトナム、インドネシア)で支援した。その結果、2015年度は、カンボジア及びベトナムについては、REDD+タスクフォース設立、REDD+基金設立、国家PRAP策定ガイドライン(省レベルのREDD+行動計画の策定指針)の発行に貢献し、両国ともに国連気候変動枠組条約に国家REDD+戦略を締約国会議(COP: Conference of the Parties)で発表したほか、REDD+活動による炭素排出削減活動の効果を定量的に評価するためのベンチマークである森林参照排出レベルを提出するに至った。ラオスにおいては、「森林戦略2020」改定を含む森林政策の策定に加え、国家REDD+戦略や天然資源環境セクターおよび農業セクター戦略等の主要政策との関係性の整理を支援した。インドネシアについては、西カリマンタン州におけるREDD+推進委員会の強化を支援した。

イ) 森林資源情報整備

- 気候変動枠組条約におけるREDD+の技術要件を踏まえて、国家森林情報システムおよび温室効果ガス排出量の測定、報告及び検証(MRV: Measurement, Reporting and Verification)体制の整備を7か国(ラオス、パプア・ニューギニア、カンボジア、ガボン、コンゴ民、モザンビーク、ボツワナ)で支援した。その結果、国家森林情報システムの整備が進み、MRVの体制構築も進みつつある。

ウ) 森林保全・植林事業の実施

- これまで実施してきた森林保全や植林事業に係る技術協力の成果をより広範囲に普及するため、ラオス、ベトナムにおいて世銀の炭素基金である森林カーボンパートナーシップ基金を含む他の開発パートナーと連携した。その結果、ラオスにおいて排出削減プログラム申請書が提出された。併せてベトナムでは、準国レベルのREDD+を実施するための資金を供給し、植林等の事業を通じてREDD+の促進を加速化させるため、技術協力と併せて新規の円借款事業を形成している(上記ア)参照)。

¹ 開発途上国の森林の減少・劣化を防止して地球全体の二酸化炭素排出量を削減するという考え「Reducing Emission from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries (REDD)」に、持続可能な森林管理などによって森林の二酸化炭素吸収・固定機能を高めるという考えを付加「+」したものの。

- ラオスでは技術協力により作成した REDD+に係る活動計画書を基に、日本の民間事業者が環境省 JCM 補助金を得て事業実施段階へ進むことが決定した。

エ) 違法伐採広域監視（宇宙航空研究開発機構との連携）

- 違法伐採の広域監視を推進するため、日本の地球観測衛星 ALOS-2 を活用した機構と宇宙航空研究開発機構（JAXA：Japan Aerospace Exploration Agency）の連携「森林ガバナンス改善イニシアティブ」の発足を両組織間で合意した（12月）。JAXA の高品質な衛星画像を活用した全世界の熱帯林を対象とした森林監視システムを構築することでより効率的な広域監視が可能となり、違法伐採が抑制されることが期待される。UNFCCC の COP21 サイドイベントでも発表し、開発途上国や国際機関等の参加者から多大な関心が寄せられた。

オ) 官民プラットフォームの活動実施

- 機構は森林総合研究所と協力して「森から世界を変える REDD+プラットフォーム」を 2014 年に設立し、分科会、セミナー、シンポジウム等の開催を通じて国際的動向や各機関の取組を共有するとともに、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）等を通じて REDD+情報を日本国内へ発信している。2015 年度は、ナレッジ分科会を 2 回、ビジネスモデル分科会を 1 回、情報発信分科会を 3 回開催するとともに、セミナー・シンポジウムを 13 回開催し、REDD+に関する情報共有・発信を行った。また、気候変動枠組条約締約国会議（COP21）などの各種国際会議でプラットフォームを通じた官民連携による取組の有効性を報告・発信した。このような情報発信に努めた結果、加盟団体数は約 80（設立時 44）に増加した。

② 森林等生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR：Ecosystem-based Solutions for Disaster Risk Reduction）

ア) 住民参加型森林管理による流域管理強化

- 東ティモールにおいて、技術協力により開発した住民主導型自然資源管理の参加型計画手法を他の開発パートナーへ共有した。これを通じ、米国、オーストラリア、EU 等の農村開発プロジェクトによって機構の手法が活用されるようになり、同国でのより効率的な森林管理が推進されている。
- ホンジュラス、パラグアイにおいて、電力公社と協力し、電力公社の資金を活用することで、住民への支援を含めた住民参加型の森林管理を通じた流域管理の実施体制を強化した。

イ) 森林火災対策

- インドネシアにおいて、森林・泥炭地火災の予防を目的として、住民の火入れ低減に効果がある村落啓発手法を技術協力により開発した。今後、同国で現在実施中の REDD+案件等の中で、同国の政策やイニシアティブと連携しつつ、ワークショップや現地研修等を通じ、上記手法の普及を図る予定である。
- 南部アフリカ開発共同体（SADC：Southern African Development Community）域内支援の一環として、SADC 加盟国を対象に「南部アフリカ地域持続可能な森林資源管理・保全プロジェクト」を開始し、域内の既存資源も活用し、早期警戒システムと住民啓発活動を組み合わせた森林火災対策に向けた支援に着手した。

ウ) 防災の観点からの保全林造成

- 国連食糧農業機関 (FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations) 世界林業会議において森林等生態系を活用した防災・減災手法である「Eco-DRR」を主題とするサイドイベントを開催し、ベトナム、ミャンマー等における機構の当該分野の取組を発信した。
- 自然災害に対する森林の防災機能など Eco-DRR 強化のための能力向上を目的として、新規の課題別研修を企画立案した。本研修は 2016 年度に開始予定である。

③ 持続的な自然資源利用による脆弱なコミュニティの生計向上

ア) 砂漠化・干ばつ地域における自然資源の持続的利用モデルの構築

- ケニア、セネガルで乾燥地に適した樹種の育種や乾燥地の土壌保全などの支援を実施し、乾燥地に適した樹種の育成や土壌保全技術の普及といった成果が発現した。10 月の砂漠化対処条約 (UNCCD : United Nations Convention to Combat Desertification) の COP12 のサイドイベントにおいて、ケニア、セネガルと共にこれらの成果を発信するとともに、これらの国及び砂漠化対処条約事務局と共に気候変動に対するレジリエンス強化のための関係機関のネットワーク構築や知識共有、人材育成などの取組をサブサハラ・アフリカで実施していくことを打ち出した。ケニアやセネガルなどイベント参加者から同取組が評価され、機構と共にこれらの成果をサブサハラ・アフリカに普及させていきたい、という意向が示され、ケニア、セネガルにおける機構の協力案件も通じた成果普及が合意された。

イ) 森林・林産物認証取得、林産物ビジネス事業化

- キルギスでは、2009 年から 2014 年にかけて「共同森林管理実施能力向上プロジェクト」を実施し、共同森林管理を自立的に実践するための体制整備に係る支援を行った。その結果、林産物ビジネスモデルの普及等、共同森林管理に係るガイドライン承認に関する環境保全林業庁 長官令の発出につながり (2013 年 11 月)、同長官令を受けて林産物の輸出のための林産物バリューチェーン形成の支援を開始した。

④ 保護区及びバッファゾーン管理を通じた生物多様性保全

ア) 陸域保全モデル構築

- コスタリカでは、「参加型生物多様性保全推進プロジェクト」を通じて住民による野生生物のモニタリング、環境に優しい農業の実施などを促進する一方で、住民参加型の生物多様性保全に係るコスタリカ国内の知見を集約した。係る知見をラムサール条約 COP のサイドイベント (6 月) や地域セミナー「将来のための湿地」を通じて他国と共有した。
- 中米地域における生物多様性保全の促進を目的とした中米生物多様性回廊構想に基づき、ホンジュラスにおける生物回廊の管理モデル確立を支援するため、ホンジュラスにおいて「ラ・ウニオン生物回廊プロジェクト」を開始した。
- 中部アフリカにおいて、コンゴ盆地の熱帯林保全促進のため、中部アフリカ森林協議会 (COMIFAC : Central Africa Forests Commission) の加盟国における越境保護区の保全体制強化を重点の 1 つとする「COMIFAC 諸国における生物多様性保全・利用及び気候変動対策プロジェクト」を開始した。

イ) 湿地保全モデル構築

- イラン、ウガンダでは、湿地保全に携わる政府機関の体制強化を支援し、湿地保全に必要な不可欠な環境調査、計画策定、具体的な保全活動などを促進した。
- エルサルバドルでは、中米における湿地保全の環境調査、計画策定、保全活動を通じた体制づくりのモデル構築、域内への知見の共有を目指した湖沼保全の「オロメガ湖・エル・ホコタル湖総合管理プロジェクト」を開始した。

ウ) 海域保全モデル構築

- パラオでは、「サンゴ礁島嶼系における気候変動による危機とその対策プロジェクト」により、海洋生物および水質環境の変動評価等を行い、サンゴ礁生態系・海洋環境の継続的モニタリングに必要な科学データを整理した。加えて、具体的な社会実装を目指し、整備された科学データを活用しサンゴ礁保全のための海洋保護区ネットワークの形成を支援している。

(2) 戦略的な取組

① 事業戦略の策定

- 自然環境保全分野の国際協力に関し、機構内外の共通認識醸成、効率的な事業展開（拠点国を通じた周辺国への事業展開、他機関連携など）、新たな資金メカニズム（生態系サービスへの支払（PES：Payment for Ecosystem Services）、民間連携等）の検討、リソース確保（予算、人材、国内・国際機関連携など）、対外広報・発信の強化のために、「自然環境分野の事業戦略 2015-2020」を策定した。

② 国際機関・条約との連携

- 生物多様性条約（CBD）の「生物多様性戦略計画 2011～2020」（愛知目標）及び SDGs の達成に向けて連携事業を推進し、取組を加速していくために、生物多様性条約事務局と業務連携協定を締結した（12月）。これに基づき、特に PES や遺伝資源へのアクセスと利益配分等の分野について開発途上国支援を推進する予定である。
- UNFCCC の COP21（フランス）に加え、世界森林会議（南アフリカ）、ラムサール条約 COP12（ウルグアイ）、UNCCD の COP12（トルコ）、ユネスコ人間と生物圏（MAB：Man and the Biosphere）計画（ペルー）の 5 つの国際会議で他の国際機関・研究機関とも連携し、サイドイベント等で機構の事業経験に基づく知見や優良事例を共有した。係る国際社会への発信の結果、機構の経験が広く共有され、開発途上国や国際機関から関心を寄せられた。

③ プログラム・アプローチ、地域協力の促進

- ベトナムにおいて、複数の技術協力及び円借款を有機的に実施することでより効率的、効果的な REDD+戦略の実施といった課題の解決に貢献するため複数の技術協力と円借款からなる「持続的自然資源管理プログラム」を開始した。プログラムとして案件群を管理することで、両スキームの案件形成準備、事前調査、実施までシームレスに連携体制を強化し、連携の成果発現に向け先方政府に働きかける効果等が期待される。
- SADC や COMIFAC に対する技術協力プロジェクト（「南部アフリカ地域持続可能な森林資源管理・保全プロジェクト」、「COMIFAC 諸国における生物多様性保全・利用および気候変動対策促進プロジェ

クト)を開始した。従来よりアフリカ各国で実施している森林モニタリングや住民参加型の自然環境保全などの知見を SADC や COMIFAC の加盟国に共有していくとともに、加盟国間のネットワーク強化や SADC、COMIFAC 事務局の能力強化を図る。

④ SATREPS の推進

- 日本の先進的技術を核とした国際協力を推進するため、自然環境保全や持続的な自然資源の利用に関し、6 か国(インドネシア、マレーシア、パラオ、ブラジル、ペルー、コロンビア)で7件の SATREPS 案件を実施した。そのうち、インドネシア「生命科学研究及びバイオテクノロジー促進のための国際標準の微生物資源センター」プロジェクトでは、国際標準に沿う微生物資源管理の基盤が整う等の成果が達成された。

3-2-4. 環境管理(都市環境保全)

(1) 具体的な成果

① 廃棄物管理能力の向上

ア) 公衆衛生の改善

- 公衆衛生の改善のために、無償・有償資金協力により適切な収集・処分に向けた施設整備を行うとともに、技術協力により廃棄物の処理に関する能力を向上させている。例えばスーダンでは、無償資金協力により収集の施設整備(収集車両及び整備工場)と、日本式の定時定点回収方式を導入するための技術協力を一体的に行うことにより、首都におけるごみの収集運搬の効率化を図り、公衆衛生の向上に貢献している。

イ) 環境負荷の低減・汚染防止

- 廃棄物の収集・運搬能力向上、既存処分場の適切な管理による環境負荷低減を支援している。モロッコではティズニット市の最終処分場の埋立て管理による火災発生防止、悪臭の低減、廃棄物の飛散防止等の改善を実施するとともに、同時に技術協力で一般市民に対する環境教育を推進することで、定時・定点収集の実施、小学校での資源物回収といった成果につながっている。
- パレスチナでは、最終処分場への廃棄物搬送が困難なことから、オープンダンピングや野焼きが行われ、住民の衛生環境や健康に悪影響を及ぼしているため、無償資金協力により、処分場の拡張とリサイクル施設および中継基地の建設、ゴミ収集車やコンテナなどの機材の整備を行った。さらに自律的かつ持続的な廃棄物管理の改善が行われる仕組みを構築するため、技術協力プロジェクトにより廃棄物管理を担う広域行政カウンスル(JSC: Joint Service Council)の能力強化を開始した。

ウ) 3R(Reduce, Reuse, Recycle)を通じた循環型社会の構築

- コソボでは、プリズレン市に対し自治体による廃棄物管理サービスを向上するための技術協力を実施し、組織体制強化の一つとして廃棄物管理課の創設を支援するとともに、技術協力を通じて廃棄物管理基本計画が策定された。これらの協力により、ごみの収集率は当初7割程度だったものが8割以上まで改善された。さらに廃棄物処理料金を直接徴収から税制化し、その制度導入支援をすることで廃棄物処理に対する財政面における持続可能な仕組みが構築されるとともに、市民からも「街がきれいになった」との評価が得られたことで黒字化し、同市の廃棄物管理サービスの自立発展性が向上した。

② 水環境管理能力の向上

- インドネシア・ジャカルタ特別州で下水道整備に係る計画策定能力向上支援を実施するとともに、スリランカ、カンボジアでは、主要都市における汚水対策、下水・排水改善に係るマスタープランの策定を支援した。
- パレスチナでは、無償資金協力で 2014 年に完工した下水処理場の運営維持管理能力を向上させ、持続発展性を確保するため、技術協力により運営維持管理技術の向上及び各戸接続の拡大を支援している。2015 年度は、技術協力の結果、各戸接続目標 2,000 戸のうち、1,230 戸まで接続が拡大するとともに、ジェリコ市の独自予算による 3,000 万円の割り当てにつながり、今後 570 戸が接続される予定である。これにより接続目標の約 90% (1,800 戸/2,000 戸) が達成され、下水処理場が有効に活用される結果となった。
- 人口増加や経済発展に伴い上水需要が高まるにつれて、汚水による環境問題が深刻なインドにおいて、住民の衛生・生活環境の改善を図るため、「プネ市ムラ・ムラ汚染緩和事業」(1 月)、「オディシャ州総合衛生改善事業 (第二期)」(3 月) の L/A を調印した。

③ 大気汚染管理能力の向上

- 中国では、技術協力により、大気中の窒素酸化物 (NOx) の総量抑制に向けて、低コストで排出を削減する技術を移転し、その成果をガイドラインに纏めた。またオゾン及び PM2.5 抑制のため、研修・交流を通じて我が国の対策の現状及び歴史、調査研究手法・汚染対策技術への理解を深め、全国の計画策定プロセスにその経験が活用されるよう支援を行った。さらに、プロジェクトに携わった日本人専門家が日系企業に対して中国企業における大気環境管理・対策状況に係るセミナーを開催し、一部参加企業が中国における事業拡大を検討するに至った。
- モンゴルでは、大気汚染物質の排出削減のための施策を強化するため、技術協力によりウランバートル市の大気汚染対策能力強化を支援している。この中では大気汚染状況の情報公開や、排出源における測定、監査、指導及びデータ管理等の活動を通じてウランバートル市大気質庁の能力強化を進めている。
- メキシコでは、SATREPS により、PM2.5 を含めた大気汚染構造を科学的に解明し、三大都市圏の大気汚染対策を提言した。その結果、2015 年度にかかる研究成果がヌエボレオン州の大気環境管理計画 (プロアイレ) といった政策に反映され、三大都市圏での大気汚染対策が政策的に推進された。

④ 持続可能な経済社会システム・低炭素化社会構築のための仕組みづくり

- マレーシア・ジョホール州イスカンダル開発地域では、京都大学等と連携してアジア地域に適した低炭素化社会シナリオの構築手法を開発し、「低炭素社会ブループリント」が正式な計画として承認された。同支援により、2015 年度には低炭素シナリオの実行に向けた実務的なアクションプランの策定に貢献した。
- ベトナムでは、環境汚染型産業から自然資源の価値を活かしたグリーン産業への経済構造の変革のため、「クアンニン省ハロン湾の持続可能なグリーン成長に資する観光振興と環境管理強化のための制度・体制構築支援プロジェクト」のよりクアンニン省のグリーン成長政策の具体化の支援と人材育成を開始した。

(2) 戦略的な取組：自治体・民間連携の強化（自治体・民間の技術とノウハウを活用）

① 日本の技術・ノウハウを活用した協力推進

- ベトナム・ホーチミン市では、民間技術普及事業により、大阪市・積水化学工業株式会社が老朽下水管修復技術に関する試験実証を実施した。実証結果を踏まえ、大阪市はベトナム・ホーチミン市における下水道管路更生工法を用いた老朽下水管の修復事業を無償資金協力案件として提案し、条件付き採択されるに至った。2016年度は無償資金協力の実施に向け、協力準備調査が実施される予定である。（指標 8-3、14-8 参照）
- ベトナム・ハロン湾では、滋賀県と協力し、琵琶湖の環境改善と観光振興に係る成功モデル「琵琶湖モデル」を参考にしたハロン湾のグリーン成長政策の具体化に向けた技術協力を開始した。
- 草の根技術協力事業「サモアを中心とした大洋州における志布志モデルの推進」では、志布志市が草の根技術協力の実施主体となり、焼却炉を作らずに分別により廃棄物の減量化に成功した同市のモデルをサモアで推進するとともに、サモアを含む大洋州地域で実施中の「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト」と連携した。
- 「パナマ首都圏下水道事業運営改善プロジェクト」では、案件形成時より横浜市と連携し、同市が持つ下水処理施設、アセットマネジメント等に関する知見を案件計画・実施プロセスに反映させたことで、より質の高い維持管理能力の向上支援を開始した。カンボジアでは、「プノンペン都下水・排水改善プロジェクト（開発調査型技術協力）」においてプノンペン都における下水・排水のマスタープランを策定した。本案件の実施に当たって一般財団法人北九州上下水道協会から専門家が派遣され、自治体の持つ下水道技術がマスタープランの策定に反映された。さらに、この連携をきっかけとして、2016年1月の北九州市-プノンペン都の姉妹都市提携に係る正式合意に間接的に貢献した。

3-2-5. 食料安全保障

(1) 具体的な成果

① 人口増を見据えた食料安全保障の促進

ア) サブサハラ・アフリカ地域全体での米増産に向けた取組

- 2008年にJICAが主導して立ち上げたアフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）イニシアティブは、サブサハラ・アフリカ地域全体での米増産（2008年前後のベース1,400万トンから2018年の2,800万トンへ倍増）を目標としている。2014年末時点で目標の74%（2,516万トン）まで到達しており、2015年度も順調に進捗している。
- 11月に機構の支援の下開催された第6回CARD総会では、参加国及び国際機関、研究機関、NGO、民間セクターの関係者間で知見共有と今後の課題の議論を行った。特に機構の活動については、CARD事務局を通じて国別稲作開発戦略の策定を支援した上で、この実現に向けた稲作振興プロジェクトを各国で実施していることに対し参加国から高い評価を得るなど、CARDの推進に貢献している。
- マダガスカルでは、「中央高地コメ生産性向上プロジェクト」を実施し、国内メディアを通じた技術情報の普及に成功し、支援対象コメ生産農家の生産性向上といった成果につながった。
- 日本型支援を通じた米生産性向上の効果について科学的に実証するため、国内の複数の大学研究者と連携しCARDプロジェクト成果の実証研究を行っている。この結果に基づき、日本型支援の有益性を客観的に国際社会に示すとともに、事例の共有を通じて、事業のインパクト拡大を目指していく予定である。

イ) 水資源の有効利用促進に向けた取組

- エジプトでは、人口増加率が高く水資源が逼迫する状況下で水資源の有効利用を促進するため、「エジプト国水管理移管強化プロジェクト」を通じて、農民参加型の灌漑用水管理及び灌漑施設の維持管理を推進している。支援の結果、灌漑用水の効率的な利用が進み、対象地区の一つでは17%の灌漑用水の効率化や灌漑施設の補修費用が27%削減されるなどの効果があった。さらにこの取組の全国展開に向けたロードマップの策定を支援し、エジプト政府（水資源灌漑省）により承認された。

② 気候変動に対応した持続可能な農業の推進

ア) 灌漑開発の推進

- 機構は、アフリカを中心に気候変動の適応策としての灌漑開発の推進に向けて、①灌漑開発計画の策定、②灌漑施設の整備・改修（ハード）、③灌漑人材・組織の育成（灌漑技術者、水利組合）（ソフト）への協力を展開している。
- タンザニアでは、これまで円借款により灌漑施設（ハード）の整備・改修を行うとともに、技術協力プロジェクトにより灌漑人材・組織（ソフト）の育成を合わせ総合的な灌漑開発を展開した結果、灌漑開発面積の約20万ha（2002年）から約46万ha（2014年）への増加につながった。2015年度はこれに加えて優先的かつ戦略的に開発する投資対象を選定したほか、灌漑開発を進めるための環境整備等を強化するために、全国灌漑マスタープランの改定支援を行うことをタンザニア側と合意し、2016年度前半に協力開始の予定である。
- ザンビアでは、「小規模農民のための灌漑開発プロジェクト」において、住民参加型アプローチにより、現地で入手可能な自然材料を用いた「簡易堰」、簡易堰のうち維持管理効果の高い堰を対象に粗石モルタルやコンクリートでアップグレードした「恒久堰」の建設を推進している。特にザンビア政府はコストが安価で、技術的に容易な簡易堰の有効性を高く評価しており、普及員や農民自身により小規模灌漑を導入できることから、農家の間で面的に広がりつつある。本プロジェクトによって約500haの灌漑農地が開拓された。

イ) 天候インデックス保険の普及

- エチオピアでは、「農村地域における対応能力強化緊急開発計画策定プロジェクト」を通じ、小規模農家の干ばつに対するレジリエンス（強靱性）強化を目的に、「天候インデックス保険」の導入を推進した。3か年のパイロット事業を通じて、同保険が干ばつ時のリスク回避のみならず、農家の営農活動に「変化や積極性」をもたらすといったプラスのインパクトが認められた。平年と比べ肥料等の投入量を変えたかについてフォローアップ調査をしたところ、投入を増やしたと回答した農家は、保険非購入者の69%に対し、購入者は99.4%にも上った。この成果はエチオピア政府に高く評価され、保険のさらなる普及および保険メカニズムの確立のための後継案件が同政府から要請されるに至った。

ウ) 品種改良の推進

- コロンビアでは、「遺伝的改良と先端フィールド管理技術の活用によるラテンアメリカ型省資源稲作の開発と定着プロジェクト」を実施し、新系統の稲品種を開発するとともに、栽培管理方法の開発を支援している。これにより、旱魃条件下等での栽培や、肥料の低投入での栽培が可能となることが期待されている。現状では新系統の選抜における各種試験が進められるとともに、リモートセ

ンシングを用いた遠隔での圃場管理方法等、気候変動に強くかつ食料生産の省力を可能とする技術開発を進めている。

③ 海洋資源の保全と持続可能な利用

ア) 沿岸漁業の水産資源管理

- 機構は、沿岸の水産資源の持続的利用の仕組みを構築するために、日本の経験に基づいた漁民と行政の共同管理（コマネジメント）方式を活用した協力を実施している。
- カリブ地域 6 か国を対象に、浮漁礁漁業の資源管理のための漁民組織の形成を行った。その結果、操業の資格及びルールの合意形成や漁獲情報の収集について漁民の参加が促進され、資源管理の具体的事例の形成につながった。
- チュニジアでは、沿岸資源の保全管理のための魚礁の設置と水産資源／生態系、漁業操業、社会経済に関する情報の地理情報システム（GIS：Geographic Information System）への統合を支援した。その結果、漁民の資源管理への参加意識と現状の問題への認識が向上し、沿岸水産資源管理計画（案）につながった。

イ) 内水面養殖の振興

- 機構は、貧困層の生計向上・栄養改善のために、カンボジアの技術協力プロジェクトで成果が確認された農民間普及方式による内水面養殖協力を実施している。具体的な事例として、マダガスカルの北西部で実施した技術協力プロジェクトのフォローアップでは、45 トンのティラピアが 500 の農家により生産された。また、同方式をアフリカ地域等でも普及するために、Network of Aquaculture Center in Asia-Pacific と共同でマニュアルを作成した。
- 重要課題となっている栄養改善に対する水産養殖の貢献度を把握する評価方法（フォーマット）の策定について、FAO との連携を開始した。

ウ) 養殖の持続性向上のための研究開発

- 機構は、水産養殖の持続性を確保するために、先進的な知見を有する大学と連携して SATREPS により開発途上国での養殖技術の研究開発を支援している。具体的にはバイオテクノロジー技術、マグロの人工種苗生産、陸上循環式養殖、養殖汚泥の利用等の研究開発を行った。また、事業効果の向上を図るため、上記プロジェクトの課題と成果を共有する目的でセミナーを開催し、プロジェクト間のネットワークを形成・強化した。これらの取組を通じ、パナマではキハダマグロの人工種苗生産に世界で初めて成功した。

(2) 戦略的な取組

① 大学等研究機関との連携による革新的技術の導入

ア) 効率的な稲育種法の開発

- ベトナムでは、「北部中山間地域に適応した作物品種開発プロジェクト」において、九州大学とベトナム国立農業大学と連携し、効率的な稲育種法を確立するための支援を行った。その結果、生育期間の 10 日短縮、5～10%収量増、白葉枯病・トビイロウンカ等病虫害に抵抗性のある系統が開発され、ベトナム側による普及に向けた取組が進んでいる。

イ) 病原因子推定手法の開発

- タイでは、「次世代の食糧安全保障のための養殖技術研究開発プロジェクト」において、東京海洋大学とカセサート大学等との連携により、東南アジアのエビ養殖場で発生し問題となっている早期死亡症候群（early mortality syndrome）原因菌のゲノムの解読を行った。この結果、病原因子が推定され、検査法の開発に至るとともに、本診断法がタイ政府の標準法として使用されることとなった。

ウ) 高収量かつ現地の農法に適した品種開発

- 「アフリカ稲品種開発研究」研究プロジェクトでは、名古屋大学と国際稲研究所（IRRI：International Rice Research Institute）との連携により、「遺伝子マーカー手法」を活用して、アフリカ稲作振興に不可欠な高収量品種およびアフリカの自然環境および農法に適した品種の開発を行っており、今後の品種化につながる有望な系統（個体群）の開発が進んでいる。

② 機構のアプローチの有効性の実証と国際社会への発信

ア) インパクト調査の実施

- 機構のアプローチの有効性検証と国際社会への発信を目的に、セラード開発の社会経済インパクト調査を実施した。「不毛の地」と呼ばれていたブラジルセラード地帯を世界有数の一大穀倉地帯と変えた日伯セラード農業開発協力事業（PRODECER）（1979-2001）がもたらした多岐にわたるインパクトを社会経済面から調査した。同事業により生み出されたバリューチェーンや都市形成状況などの調査結果を日伯両国の有識者により分析して報告書に取りまとめ、国際社会へ発信する予定である。

イ) 日本の取組の有用性を世界と共有する取組

- 近年の国際的議論の高まりにより重要課題の一つとなっている食料安全保障と栄養問題への貢献に向け、日本の食育や学校給食、生活改善の知見を活用しながら、保健と食料・農業アプローチを組み合わせて開発途上国の栄養改善に資する取組を強化するための検討を開始した。
- 在アフリカのシンクタンクであるアフリカ経済移行センターと共同で、アフリカ農業発展の課題に対し、CARD や SHEP といった事業がどのように寄与するかを分析に取り込んだリサーチペーパーを作成した。今後、アフリカの抱える課題と解決に向けた日本の取組の有用性や日本の貢献を発信するため、同リサーチペーパーの結果を、TICAD VI といった国際会議等を含め国内外で更に広報していく予定である。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>豊富な経験及び先進的な科学技術を有する我が国に対し、国際社会から期待が高い分野であるため、引き続き、「仙台防災枠組 2015-2030」などの国際的な枠組みや我が国の外交政策に基づき、戦略的に事業を推進し、具体的な成果を上げることが求められる。

<対応>

仙台防災枠組の実施に関する各種ワーキンググループで日本の経験に基づくインプットを行うとともに、日本のコミットメントである仙台防災協力イニシアティブ（2015年～2018年の4年間で、防災関連分野で約40億ドルの協力、4万人の人材育成を実施）に貢献する事業を着実に実施している。また、案件に関する各種合意文書において、仙台防災枠組を引用して強靱な社会構築の必要性を記載

し、先方政府の意識改革を行っている。

3-4. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

根拠：防災分野においては、2015年3月に採択された「仙台防災枠組 2015-2030」に基づき、防災体制の確立と強化、防災主流化を目指した人材育成、より良い復興 (Build Back Better)、気象・水文観測能力の強化、気候変動の影響を考慮した事業デザインの導入に取り組んだ。人材育成に関しては、仙台防災協力イニシアティブの4万人の人材育成目標に対し、2015年度は16,283人に対して日本の知見や技術を共有するとともに、防災主流化について働きかけを行った。BBB に関しては、ミャンマーにおいて2015年のサイクロン洪水被害の被災要因を分析し再度の被災防止につながる提言を行った。また、4月に発生したネパール地震に際しては初期段階で BBB に基づく復興方針をネパール高官と共有し、1か月後にはネパール政府と共に現地でセミナーを実施するとともに、2か月後には現地のニーズが高かった住宅再建、公共インフラ復旧等の具体策を支援した。また、気象・水文観測能力の強化を通じた防災の協力では、バヌアツのサイクロン被害の際にこれまでの協力の結果を活用して適切な予警報が発令され、人的被害の軽減につながった。

気候変動分野においては、人材育成、第21回気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) でもハイライトされた気候変動影響に特に脆弱な小島嶼国への支援拡充に取り組んだ。人材育成について、2014年の気候変動サミットの人材育成コミットメントである3年間で7,000人を目標に取り組んでおり、2015年度は3,500人の人材育成を達成した。小島嶼国への支援拡充としては、外務省との共催により、緑の気候基金の資金の効果的利用と日本企業が持つ低炭素技術に関するワークショップを行った。この会合には小島嶼国15か国、8国際開発機関 (開発銀行、国連機関) が参加し、5月に福島で開催された第7回太平洋・島サミットにおいて日本政府が打ち出した支援策の一つである「気候変動問題・環境に共に取り組む」を具現化した。COP21では、合計14のサイドイベントに参加し、開発途上国の持続可能な開発と両立する様々な気候変動対策支援について情報発信を行った。

自然環境分野においては、持続的森林管理を通じた地球温暖化対策 (REDD+) の推進、持続的な自然資源利用による脆弱なコミュニティの生計向上に取り組んだ。REDD+については、13か国で取組を行った。また、違法伐採の広域監視を推進するため、地球観測衛星 ALOS-2 を活用した「森林ガバナンス改善イニシアティブ」の発足を JAXA との間で合意した。この取組を COP21 サイドイベントでも発信し、国内メディアで大きく取り上げられたほか、REDD+に取り組むためのプラットフォームを運営し、団体の加盟数を大きく伸ばした。

環境管理分野においては、147案件、1,551人の人材育成を行い、日本の技術を活用して廃棄物・水環境管理能力向上に取り組んだ。ベトナムのホーチミン市では日本の老朽下水管修復技術の有用性を現地で実証した結果、無償資金協力の候補案件として仮採択されるに至ったほか、ベトナムのハロン湾では、滋賀県と協力して環境改善と観光振興に関する成功モデルとして「琵琶湖モデル」を紹介し、これを基にハロン湾のグリーン成長政策の具体化に着手した。

食料安全保障分野においては、食糧増産、持続可能な農業の推進、海洋資源の保全と持続可能な利用に取り組んだ。食料増産に関し、「アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD)」イニシアティブでは、2014年度末時点で TICAD のコメ生産目標 (2,800万トン) に対して74% (2,516万トン) まで到達している。持続可能な農業の推進に関し、エチオピアで天候インデックス保険の導入を支援し干ばつ時のリスク回避と農家の営農意欲を引き出した結果、先方政府より高い評価を得るに至った。また、海洋資源の保全と持続可能な利用に関し、東カリブ島嶼国とチュニジアにおける技術協力を通してライセンス制度や漁業活動記録について漁民の理解が進んだ。

以上のとおり、各分野の評価指標は目標水準以上を達成していること、また、特に、①防災分野におけるネパール地震時の「より良い復興」に基づく速やかな復旧・復興支援の実施、②気候変動分野

における各種サイドイベントでの情報発信、③自然環境分野における JAXA との「森林ガバナンスイニシアティブ」の発足合意、など、時機を逃さず即応し、かつ、相手国のニーズ、日本政府政策、民間・自治体との連携等、インクルーシブな開発に取り組み成果を挙げたことから、中期計画における所期の目標を上回る成果と認められる。

<課題と対応>

防災分野において、仙台行動枠組 2015-2030 の実施に向けて防災の主流化を進める必要がある。対応として、開発途上国の上位計画における防災面の反映、防災と関連がある分野（インフラ、教育、保健・医療等）における防災配慮の定着を進めるとともに、機構内においても横断的な取組を行っている。

防災分野および気候変動対策分野は国際会議や国内外の関係機関との協議においてアジェンダとして取り上げられることが多い。機構として内外に積極的に発信していくため、機構内の実績や知見・経験を整理し、事業効果を高め、国際的アジェンダに貢献すべく引き続き取り組む。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 4	平和の構築
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 27 年度開発協力重点方針、国家安全保障戦略、女性・平和・安全保障に関する行動計画
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
平和構築支援を展開した国数			40	32	39	40	

② 主要なインプット情報（注）					
	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
技術協力（億円）	153	140	130	170	
有償資金協力（億円）	770	755	202	2,769	
無償資金協力（億円）	362	132	286	207	

（注）技術協力は当該年度の支出実績、有償資金協力、無償資金協力は承諾実績を記入。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>2.（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。</p>
<p>中期計画</p> <p>1.（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>（第一段落は中期目標と同内容につき省略）</p> <p>政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるといふ機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。</p> <p>具体的には、（中略）</p>

- 紛争の発生と再発を予防し、平和を定着させるため、緊急人道支援から、復興・開発に至るまでの継ぎ目のない平和構築支援を行う。

年度計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(二) 平和の構築

紛争発生後の早い段階から支援に着手し、人道支援から開発支援への途切れのない支援を実現することにより、紛争の再発可能性の低減に貢献することを心掛けつつ、平和構築支援を行う。その際、事業の実施前と実施段階における紛争予防配慮のため「平和構築アセスメント (Peacebuilding Needs and Impact Assessment : PNA)」を適時実施し、その結果を事業に反映する。

主な評価指標

指標 4-1 平和構築への取組状況

(定性的指標)

- ・アフガニスタン、イラク、南スーダン、フィリピン・ミンダナオ島における地方行政能力の向上や社会資本の復興に向けた支援の実施
- ・コミュニティレベルでの生計向上支援及び紛争管理能力強化支援の実施
- ・シリア難民対応の事業、難民の現地統合その他の取組に係る支援の実施

3-2. 業務実績

開発協力大綱で掲げられている「平和と安定、安全の確保は国づくり及び開発の前提条件である。貧困を含め紛争や不安定の様々な要因に包括的に対処するとともに、紛争予防や紛争下の緊急人道支援、紛争終結促進、紛争後の緊急人道支援から復旧・復興・開発支援までの切れ目のない平和構築支援を行う」に則り、政府の基礎的能力の構築、社会統合とエンパワメント、難民ホスト・コミュニティ、現地統合等支援の3つの側面から平和構築に取り組むことで、平和と安定、紛争の予防に貢献した。

指標 4-1 平和構築への取組状況

1. 具体的な成果

(1) (信頼される政府を目指した) 政府の基礎的能力の構築

① 紛争影響国における行政の能力強化

紛争影響国やその地方部では、政府が脆弱であるため住民が必要とする公共サービス提供を十分に行えないため、政府が信頼されておらず、統治の脆弱性にもつながっている。行政への信頼向上を図るため、適切なサービス提供に必要な行政の能力向上に向けた以下の取組を行った。特に治安が不安定で渡航に制限のある場合でも、第三国での研修や遠隔による事業運営等工夫を施すことにより、事業の継続と開発効果の確保に努めた。

- ・ **コロンビア** : 「土地返還政策促進のための土地情報システムセキュリティ管理能力強化プロジェクト」において、国内避難民の帰還に必要な多くの個人情報を含む土地情報システムのセキュリティを万全とするため、同システムを共有する関連全組織向けの研修を実施し、同システムの情報セキュリティを向上させた。また、情報セキュリティポリシーやガイドラインの構築を併せて支援し、同システムの運用の安定に加え、関係各組織の情報セキュリティにかかる能力全般の向上に貢献しており、協力相手機関より高い評価を得ている。
- ・ **コートジボワール** : 「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト」において、紛争影響の大きかったベケ州内行政府を対象に、給水設備や学校設備など社会インフラの改修・新設の計画・調達・施工モニタリングを通じて、公共サービス提供能力の向上を図った。またこれを通じて得られた知見を広範な関係者に広く共有することを通じ、地方分権化政策の推進

に必要な、中央と地方の適切な役割分担や協働体制について、各組織が課題認識を共有し、業務改善への意欲を高めることに貢献した。

- **アフガニスタン**：主要産業である農業に必要な水資源の管理や自然災害による被害を軽減する気象予測のため、「水文・気象情報管理能力強化プロジェクト」を通じて、長年の紛争で消失した水文気象データの整備を実施している。2015年度は、効率的な水資源管理のため、関係する複数の省庁が一堂に会して意志決定を行う「土地と水に関する最高評議会（SCoLW）」の初開催を支援した。同評議会には関連ドナーも出席し、SCoLWの下に灌漑、水文気象データ管理、水のガバナンス等の作業部会が設置されることとなった。また、「識字教育強化プロジェクトフェーズ2」により、40%程度と低い同国の識字率改善のため中央及び地方の識字関係部局を対象として、識字教育プログラムのモニタリング能力向上を支援した。他支援機関に比べ、教育省識字局の主体性を尊重し、行政能力強化を継続的に支援している機構の取組は先方政府からの評価も高い。2015年度は、治安状況により日本人の渡航に制限があったため、インドなど第三国に識字局職員等を招いて日本人専門家とのミーティングや研修を実施するなどの工夫を通じて事業を継続した。
- **スリランカ**：「紛争影響地域におけるコミュニティ開発人材育成プロジェクト」において、フロントラインの行政官が住民と関係を構築するために必要な具体的なコミュニケーション能力の向上を研修実施により支援し、2015年度は約2,000名が受講した。この取組を通じて州研修機関の研修実施能力が向上し、継続的な研修の仕組みが構築された。
- **パレスチナ**：パレスチナ自治政府の財務状況改善のため「地方財政改善プロジェクト」を実施し、固定資産税徴収システム改善に向けた取組を行った。さらに、「廃棄物管理能力向上プロジェクト（フェーズ2）」により、地方自治体の連合体を通じた行政サービスの向上を支援した。
- **ウクライナ**：ウクライナの安定化と国内改革を後押しするため、「民主主義の回復支援パッケージ」としてメディア、行政及び立法関係者等を対象とする本邦研修を実施した。2015年度は、ウクライナ中央選挙管理委員会の職員を対象とした研修、及びウクライナ最高会議議員を対象とした研修を実施し、日本の県議会や選挙管理委員会の関係者等との意見交換を行い、民主主義のあり方やそれを実現するシステムのあり方について知見共有を行った。メディア関係者には、日本の公平で信頼される公共放送のあり方に関しての知見を深める機会を提供した。
- **南スーダン**：国営南スーダンTV・ラジオ局の能力構築支援（指標2-1「法制度整備・民主化」参照）

② 紛争影響国における行政の能力強化において、公平性、透明性、包摂性（女性、少数民族、社会的弱者等）や住民参加へ配慮

紛争影響国で行政能力の強化を支援する際、公共サービス提供が偏って行われることなどによって紛争の再発を惹起することなく、社会の安定に寄与する形で行われるよう、公平性、透明性、包摂性に配慮し、可能な限り住民の参加を得て活動を進める必要がある。2015年度は特に以下の案件に係る配慮を行った。

- **ウガンダ**：アチョリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト」では、長年の紛争影響地域である北部のアチョリ地域全7県において、コミュニティ開発担当の行政官向けに公平性や包摂性に配慮して計画策定を行うためのツールを協働開発し、2015年度は全県で研修を完了した。また先行的に導入を図った4県については実際の計画策定プロセスへの助言を行うことで、透明性の高い形で優先順位付けがなされた開発予算計画が策定された。終了時評価では、ツールを活用した行政官から、各地方行政機関に求められている開発予算計画の策定・執行ができたこと、計画策定

プロセスが透明化・視覚化されて選定根拠が説明しやすくなり、結果として（選定プロセスにおける不適切な）政治介入を減らせたことなどが高く評価された。

- **スーダン**：「ダルフル 3 州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト」では、紛争の影響により開発が著しく遅れている同地域において住民への公共サービス提供の強化を図るため、具体的なサービス提供のためのパイロット事業計画の策定（母子保健・女性企業家支援等、女性のエンパワメントを企図した内容を含む。）と、一部分野（給水）に関する行政官向け研修に着手した。パイロット事業の対象村の選定過程においては公平性・包摂性に配慮した選定クライテリアを用い、また選定結果と理由を住民にフィードバックする活動などを通じ、州行政官の透明性や包摂性に係る意識啓発を図った。
- **アフガニスタン**：トルコ警察の協力を得て実施した、アフガニスタンの新人女性警察官と中堅女性警察官の訓練に際し、機構は女性警察官 2 名と専門家 2 名を派遣し「女性に対する暴力」の背景・要因と、警察の役割を考えるワークショップを開催した。参加者は被害者に寄り添う視点の重要性を学ぶとともに、参加型の演習を通じ女性警察官としての役割を果たす意欲の高まりが確認された。
- **コートジボワール**：「大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ緊急支援プロジェクト」では、紛争時の衝突で多数の死傷者を出した都市圏においてインフラ整備を住民参加型で行うにあたり、女性・若者等のグループや、異なる民族背景等を持つ住民など、包摂性に配慮した協働体制を構築して実施した。これにより、住民間の関係性の改善に寄与し、また行政とコミュニティの協働にかかるモデルを構築した。
- **ボスニア・ヘルツェゴビナ**：「地方開発を通じた信頼醸成プロジェクト」において、行政官が紛争中に対立した複数の民族に公平に生計向上事業を実施するよう、事業情報を住民へ開示するシステムを構築した。
- **パレスチナ**：難民キャンプの劣悪な生活環境の改善のため、「難民キャンプ改善プロジェクト」の案件形成を進めた。

③ 紛争影響国における社会資本の復興に向けた協力

紛争後の社会では、紛争の影響により人々が暮らし、経済活動を行うために必要な水や衛生、学校・保健施設、道路、電気等の社会資本が甚大な被害を蒙っている。そのため、これらを着実に復興させることで人々の生活を支え、経済を再興して社会を安定化させることが不可欠である。2015 年度は以下の取組により社会資本の復興を支援した。

- **コートジボワール**：アビジャン都市圏では、紛争終結後の人口急増への対応に向けた協力を展開している。「都市インフラ整備のためのデジタル地形図作成プロジェクト」では、都市でのインフラ整備の基礎となる地形図データの整備を支援した。同プロジェクトでは、アビジャン都市圏のデジタル地形図や地理情報システムデータベースの作成を支援し、国家技術研究開発局・地形図リモートセンシングセンター職員の能力強化を図った。また、アビジャン都市圏の人口急増による交通渋滞の緩和に向け、無償資金協力「日本・コートジボワール友好交差点改善計画」を開始した。また、「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト」では、紛争中に破壊され、あるいは管理されていなかった井戸のうち、2015 年度は 19 か所の改修を終了し、各拠点で水管理組合の形成・運営支援を含む行政の能力強化も行った。また学校施設は 6 か所（増築 1、改修 2、建替え 3）で工事を了した。
- **イラク**：急激な都市化が起きている一方で下水処理場がないために水質悪化が懸念されているエル

ビル市の衛生環境改善のため、有償資金協力「クルド地域下水処理施設建設事業（1）」を実施した（事業完成は2023年、約54万人への裨益を予定）。また、慢性的な電力不足状況を改善し、特に電力需要が高い中部および南部において電力の安定供給を図るため「電力セクター復興事業（フェーズ2）」を実施した（2019年完了予定）。

- **パレスチナ**：2014年夏の紛争により深刻な被害を受けたガザ地区において、上下水と電力分野の復興計画の策定支援をするとともに、パイロット事業として簡易な復旧事業を行う基礎情報収集調査を実施した。ヨルダン川西岸地区においてはジェリコ市における下水道行政の改善のため「ジェリコ下水運営管理能力強化プロジェクト」を実施した。
- **フィリピン・ミンダナオ**：農村地域と市場（都市部）との接続改善のため、無償資金協力「ミンダナオ紛争影響地域コミュニティ開発計画」により農村と市場を結ぶ道路の建設を開始した。また「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」においては、住民が「平和の配当」を実感できるよう、学校教室の増築、コミュニティ・ホール、農業用乾燥施設等の村落の小規模な社会インフラ整備を住民の意見を反映しながら実施した。
- **南スーダン**：実施中の無償資金協力「ジュバ市水供給システム改善計画」によって新設される水道施設の運営維持管理のための能力強化を目指した技術協力プロジェクト「都市水道公社水道事業管理能力強化プロジェクトフェーズ2」開始の準備を行った。

④ 地雷・不発弾除去や、海上保安・警察等の治安維持能力の改善

- **ラオス**：国民一人あたりで最も多くの爆弾が落とされたラオスで「不発弾除去組織における管理能力強化プロジェクト」を実施し、カウンターパートである UXO Lao の計画策定・実施能力強化を支援した。またカンボジアでの第三国研修により、カンボジア地雷除去センターの地雷除去計画の策定方法、除去チームの管理・運営方法を学び、不発弾除去にかかる計画策定能力が向上するとともに地域間協力関係を醸成した。
- **カンボジア**：地雷除去計画を着実に進めているカンボジア地雷除去センターの活動を推進し、対人地雷禁止条約（オタワ条約）の履行に向けた努力を支援するため、老朽化した地雷除去関連機材更新に必要な無償資金協力の実施に向けた調査を完了し、G/A が締結された。同センターに対しては、長年に渡り日本政府・JICA、また国際社会による支援が行われた結果、非常に能力の高い組織となっており、2015年度はラオスに加えてアンゴラ及びイラクからも計25名の行政官の短期受入・研修が行われる等、地雷除去活動における国際的なリソースセンターとしての機能を果たしているため、本無償資金協力は、カンボジア国内の除去活動のみならず、国際的な研修機関としての活動にも貢献する。
- **仏語圏アフリカ刑事司法研修**：国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI：United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders）の協力を得て、セネガル、マリ、ニジェール、チャド、ブルキナファソ、モーリタリア、コンゴ民主共和国、ならびにコートジボワールの8か国の警察官、検察官、公判判事、予審判事を対象とし、捜査から公判までの刑事司法プロセスの適正化・効率化・迅速化と、各国の自立的な刑事司法制度の改善にかかる研修を、過去2回の本邦研修に続き、コートジボワールにおいて実施した。各国の能力向上に加え、国境を越えた司法ネットワーク構築にも貢献した。また、司法アドバイザーの派遣によりコートジボワールの司法人材育成や、被害者相談窓口（コールセンター）設置を支援した。
- **ネパール**：「法整備支援アドバイザー」を最高裁判所に派遣し、法整備支援を図るとともに、司法調停と（裁判外調停である）コミュニティ調停の連携強化等も支援した。

- **警察支援**：コンゴ民主共和国では「市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト」において、組織能力強化に関する幹部職員研修や元司法警察官の統合のための長期研修(3~6 か月)(509 名)等を実施し、併せて UNDP との連携による「国家警察能力強化支援」にて普及担当官向け研修を実施し、警察機関の総合的な治安維持能力の向上を支援した。
- **海上保安**：海洋空間における安全に関わる開発途上国各国の対応能力を強化するため、研修や巡視船の供与等を通じた支援を行った。行政官の能力向上については、課題別研修「海上保安実務者のための救難・環境防災コース」(20 名、9 か国)、「海上保安政策プログラム」(8 名、4 か国)を実施し、海上保安に必要な各分野の理解向上とネットワークの構築に貢献した。マレーシアでは「海上保安実務能力及び教育訓練制度向上プロジェクト」によりマレーシア海上法令執行庁の能力強化を図った。フィリピンに対しては、海上保安体制強化のため円借款による巡視船供与を実施した。さらにベトナム、スリランカにおいては今後の海上保安に係る協力の方向性を検討するために必要な情報の収集、整理を行った。
- **テロ対策**：テロの脅威に対する開発途上国の対応能力を強化するため、課題別研修「国際テロ対策」(24 名、23 か国)や「サイバー犯罪対処能力向上」(16 名、11 か国)を実施し、日本の警察における国際テロ対策やサイバー犯罪捜査について学ぶとともに、参加者間での協力関係の構築や情報交換を行った。

(2) (強靱な社会の形成を目指した) 社会統合・エンパワメント

① 女性を含む脆弱層を包摂したコミュニティレベルでの生計向上支援

- **フィリピン・ミンダナオ**：「ミンダナオ紛争影響地域コミュニティ開発のための能力向上支援プロジェクト」において、住民がバックヤードを活用した野菜栽培、淡水魚養殖、ヤギ飼育の生産技術を習得し、生計向上を目指す支援を実施した。生産者グループメンバーの選考時に、貧困層や少数派への配慮など包摂性を重視したところ、女性や少数民族が参加したグループでは、特に顕著に資材や資金の管理状況が改善されるなどして活動が活性化し、生産性向上と収入向上への多大な貢献がみられた。
- **コロンビア**：「一村一品 (OVOP : One Village One Product) コロンビア推進プロジェクト」を通じ、先住民との紛争がある地域、国内避難民の多い貧困地域を含む対象地域において、社会的弱者の所得向上に裨益する「地域開発」のモデル構築を支援した。また、障害のある紛争被害者の生計手段獲得、社会復帰・参加を支援するため、「障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト」を開始した。2015 年度は、今後の支援に必要なベースライン調査を行うとともに、関連する行政官の研修等を実施し、ソーシャルインクルージョンに対する考え方を普及した。

② コミュニティレベルでの紛争管理能力の強化支援

- **ネパール**：紛争影響により、政治的な対立につながりやすくなっているコミュニティ内の争議事項を早い段階で民主的に解消することを目的とした「コミュニティ内における調停能力強化プロジェクトフェーズ 2」を開始した。2015 年度は、フェーズ 1 で確立されたコミュニティ調停の手法を全国的に普及し、地方行政機関の能力・制度を強化するため、ベースライン調査、中央レベルワークショップ等を実施した。
- **ボスニア・ヘルツェゴヴィナ**：「総合高校における IT 教育改善プロジェクト」を通じ、全国の総合高校 59 校の IT 教室を整備し、同分野の教員研修を実施した。また、IT 教育における 3 民族共通カ

リキュラムの正式認証に向けた支援を行い、その認証を実現させたことにより、この方式が他科目にも波及し、同国の教育カリキュラムが抱える「民族毎の分断を招きやすい」という課題の解消に向け道筋をつけることに貢献した。さらに、未統一である「保健・体育」のカリキュラムに焦点を当てた「スポーツを通じた信頼醸成」に係る技術協力を形成中であり、カリキュラム共通化を通じ、持続性のある民族融和・信頼醸成の仕組みを支援する予定である。

- **南スーダン**：スポーツを通じて民族融和を推進するため基礎調査を実施し、関係者の本邦招聘を行った。これらを踏まえて 2016 年 1 月に独立後初となる国体開催を支援し、和平への気運を醸成した。

(3) 難民ホスト・コミュニティ、現地統合等支援

- **ヨルダン**：60 万人超のシリア難民の受入に伴う負荷を軽減し、難民の受入能力を支え、人道支援から開発支援への切れ目ない支援を行うため、国家レベルでは有償資金協力「財政・公的サービス改革政策借款」（5 月 L/A 調印）を通じ、ヨルダン政府が目指す改革を促進させた。また、難民が多数居住する北部の 4 県に対して、技術協力プロジェクト「シリア難民ホストコミュニティ緊急給水計画策定プロジェクト」、無償資金協力「北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」を通じ、上下水道施設の整備・改修を実施した。また、草の根レベルでは、シリア難民障害者支援や、シリア難民キャンプへの青年海外協力隊を派遣した。さらに、長期にわたって難民としてヨルダンに居住する 200 万人超のパレスチナ難民を対象に、「パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクト（フェーズ 2）」を通じた生計向上支援や、子どもの情操教育のために青年海外協力隊を派遣するなどの支援を実施した。
- **トルコ**：180 万人を超えるシリア難民を受け入れているトルコにおいて、有償資金協力「地方自治体インフラ改善事業」（5 月 L/A 調印）を通じ、大規模な難民の受入により上下水道、廃棄物管理の整備ニーズが高まっているトルコ南東地域の地方自治体の上下水道・廃棄物管理に係るインフラ整備を支援している。また、シリア難民を受け入れている自治体の中で、特に生活に困窮している層を対象とし、開発支援につなげていくためにする支援に向け、基礎情報収集調査を開始した。
- **レバノン**：人口の 4 分の 1 にあたる 100 万人を超えるシリア難民を受け入れているレバノンの負荷軽減のため、教育分野やホストコミュニティ支援に向け、技術協力案件の形成形成を図った。また、地方における簡易な上水道整備支援をフォローアップ協力にて実施した。
- **ザンビア**：ザンビア政府の長期化した難民の現地再統合に係る方針を支援すべく、ザンビア政府担当機関の行政官を本邦研修に受け入れた他、現地では現地再統合に向けた支援に係る政府関係機関や援助機関が開催する調整会合に出席し、情報収集・情報交換を実施、2016 年度以降の協力の方向性について協議した。
- **ウガンダ**：難民に対して、農地としての土地利用が許されている状況に対応し、難民及び難民が居住している地域の住民の双方に対して、生計向上支援として、ネリカ米栽培の技術研修を実施した。また JICA が支援してきたナカワ職業訓練校において、南スーダン難民向けの第三国研修を実施した。

2. 戦略的な取組

(1) プログラム・アプローチによる取組

- **フィリピン・ミンダナオ**：「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」を通じ、同地域の平和構築に必要な幅広いニーズに応えた。具体的には、中長期的な開発計画の策定支援や、開発の特に遅れている旧キャンプの社会・経済調査、住民に直接裨益する小規模施設を建設するクイックインパクト

トプロジェクトの完了・引渡し（20 か所）、産業クラスター支援による経済開発の推進等のほか、同地域で展開する別の生計向上支援プロジェクトや無償資金協力（市場—農村道路：本指標 1.（3）参照）などを組み合わせて組織強化、産業開発、コミュニティレベルでの生計向上を図った。なお開発計画の策定支援においては、対象地域における多数派であるイスラム教徒だけでなく、キリスト教徒や少数民族を対象とした説明会を開催し、包摂性にも配慮した。なお、政治的停滞によりミナダナオ自治政府の設置に向けたロードマップは一旦途絶えたものの、機構がかかる経済・社会的支援を引き続き行うことで、コミュニティレベルでの和平への気運の維持に貢献している。

- **ウガンダ**：「ウガンダ北部復興支援プログラム」及びアチョリ地域への経験を活用した西ナイル地域への支援拡張の方針に基づき、アチョリ地域において市場志向型農業の支援（「北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト」）が開始された。またこれまでほとんど支援が行われなかった西ナイル地域については基礎情報収集調査の準備を行うとともに「アチョリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト」により、先行案件が（本指標 1.（2））アチョリ地域で行った地方行政官の能力強化・コミュニティ開発支援の経験を西ナイル地域へ拡大する準備を行った。なお西ナイル地域は周辺国からの難民流入の影響を強く受けている地域であるため、同プログラムの一環として、UNHCR との連携による、難民とホスト・コミュニティ住民双方向けのネリカ米栽培にかかる研修実施も予定される。
- **パレスチナ**：日本政府が推進する「平和と繁栄の回廊」構想のもと、ヨルダン渓谷地域の経済開発を通じた周辺国との信頼醸成を図っている。旗艦プロジェクトである「ジェリコ農産加工団地」を監督するパレスチナ工業団地・フリーゾーン庁に対して「ジェリコ農産加工団地運営サービス機能強化プロジェクト」を実施した。また、同構想の農産加工団地に次ぐ支援分野として観光分野が挙げられており、「官民連携による持続可能な観光振興プロジェクト（フェーズ2）」を通じて観光プロモーションの促進や人材育成を行った。

(2) 地域格差是正に向けた取組

- **コートジボワール**：内戦により行政サービスが中断して首都との経済格差が開いた中部地域における行政のサービス提供能力を改善するために「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト」を実施した。同プロジェクトは、パイロットとして行う公共的な施設の改善に際し、データに基づく計画策定や、優先プロジェクトの選定、調達・事業監理など、事業計画と実施監理に必要な地方行政官の能力向上を図るものであり、地方行政によって住民ニーズに対応した適切なサービスが提供され、ひいてはサービス格差の是正がなされることを目指すものである。2015 年度は前年度までに行われたベースラインデータに基づき裨益村落を特定し、パイロット事業実施を支援した。
- **トルコ**：シリア難民が大都市のみならず地方部にも大量に流入したため、同地域の公共サービスの供給能力が追い付かなくなり地方自治体支援を行う必要が発生し、有償資金協力「地方自治体インフラ改善事業」を通じ、影響を受けた地方自治体の上下水道・廃棄物管理に必要な負担の軽減を図った。

(3) 平和構築アセスメントの実施

政治や紛争の情勢変化に鑑み、ミャンマー及びシリアにかかる平和構築アセスメント（PNA）に着手した。また各案件の実施プロセスにおいて、より着実に平和構築の視点を確認できるよう、開発協力適正会議に向けた準備のための機構内の作業要領を改定した。また PNA の実施方法・考え方の普及のため、

主に外部コンサルタントを対象として PNA にかかる「能力強化研修」を実施した（参加者 18 名）。

(4) 国際機関連携

- 国連地雷対策サービス部（UNMAS:UN Mine Action Services）との共催により、国連本部にて「地雷対策支援セミナー」を開催した。カンボジアとラオスの地雷・不発弾除去機関の代表者も登壇して当事国としてプレゼンテーションを行い、係る活動における当事国自身の強いイニシアティブの重要性が参加者に改めて確認された。
- 「長期化した難民」にかかる課題に関し、ラウンド・テーブル会合に出席し、JICA の取組にかかるプレゼンテーションを実施した（2016 年 2 月）。また国連難民高等弁務官事務所（UNHCR:United Nations High Commissioner for Refugees）、UNDP 等との緊密な連携のもと、外務省が行った国際機関連携無償と歩調をそろえて技術協力による取組が行われるよう調整した（ザンビア、ウガンダ）。
- DAC/INCAF（The International Network on Conflict and Fragility、紛争と脆弱に関する国際ネットワーク）会合に出席し、シリア危機に伴い特に注目が集まっている、難民支援への開発機関の対応のあり方に係る議論等に参画した。
- 世界人道サミット（2016 年 5 月）に向け、外務省、UNDP、UNHCR 等との共催で行うサイド・イベントを緊密な連携の下で準備を進めた。
- **国際機関連携無償資金協力**：アフガニスタンでは人間の安全保障に資する案件として、FAO との連携による「灌漑システム改善及び組織能力強化を通じた農業生産性向上計画」、ユニセフとの連携による「小児感染症予防計画」、またタジキスタン・キルギスを含む 3 か国向けとして「バッタ管理対策改善計画」（バッタ発生のモニタリング、駆除、被害への対応能力の向上）を実施した。パキスタンでは同様に、紛争影響地域における人間の安全保障に貢献すべく、FAO との連携による「連邦直轄部族地域における農業経済復興・開発支援計画」、ユニセフとの連携による「ポリオ感染拡大防止・撲滅計画」を実施している。

(5) 知見体系化

- テーマ別評価「平和構築支援」により、事後評価報告書等に見られる事業教訓の横断的な整理を実施し、機構内で職員が参照できるよう取りまとめた。
- 研究所においては「二国間援助機関による人道危機対応の比較研究」にて現地調査を実施し、2016 年 5 月の世界人道サミットに向け議論の材料を提供できるよう、一部の成果を前倒しで取りまとめた。また新たな研究プロジェクト「失われた教育機会の回復：紛争中および紛争後の教育に関する研究」を開始した。

(6) 中核人材育成

- アフガニスタン政府機関の中核人材育成のため、「未来の架け橋・中核人材育成プロジェクト（PEACE:Project for the Promotion and Enhancement of the Afghan Capacity for Effective Development）」を通じて将来リーダー層となる若手政府職員の本邦の大学院での受入を継続実施している。2011 年から 2015 年度までに行政官や大学教員等を全国 43 大学 47 研究科の修士・博士課程に 443 名を受入、159 名が研修を終了してアフガニスタンに帰国した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

開発協力大綱に明記されているとおり、平和と安定、安全の確保は国づくり及び開発の前提条件であることから、この観点をしっかりと踏まえ、引き続き平和構築分野の事業を推進すべきである。

その際、平和構築分野での事業実施においては、少数民族グループ等関係するステークホルダーに対する配慮など本分野特有の配慮事項があることを念頭に協力準備調査等を行うとともに、平和構築アセスメントを確実に実施・活用した上で、事業運営を行うことを求める。

また、機構には「平和構築・復興支援室」が設置されたため、今後、機構内で蓄積した知見を体系化し、それを国際社会の議論に反映できるレベルまで高めることを期待する。

<対応>

平和と安定、安全の確保は国づくり及び開発の前提条件であることを踏まえ、紛争の影響により治安が安定していない地域も含めて、紛争の影響下にある国・地域の平和構築にむけた事業を積極的に実施した。例えばアフガニスタンでは安全対策のため邦人の立ち入り制限を行いつつも、これまでの協力で築いた先方機関との関係を活かし、第三国や本邦での会合・研修や、邦人の極めて短期のアフガニスタンへの出張により事業を継続し、限られた手段を使って成果を挙げた。またスーダン・ダルフル地域も邦人立ち入り制限のため、先方機関自身のサービス提供能力強化・研修を核とするプロジェクトとし、またコーディネーターを現地出身者・居住者から選んでプロジェクトと先方機関・住民との調整をきめ細かく行うなど、成果を挙げるための体制を構築している。また、増大するシリア難民を受け入れている周辺国に対する支援は、特にトルコ、ヨルダンを中心に、円借款、無償資金協力、技術協力のそれぞれの利点をいかした支援を推進した(3.のとおり)。一方で、紛争を再燃させないため、政府の基礎的能力の構築、及び社会統合・エンパワメントに対し、1.2.のとおり様々な支援を展開した。

本分野特有の配慮事項にかかる指摘について、上記1.や2.に記載した包摂性や公平性、透明性等への配慮は、紛争予防配慮として行っており、具体的には、個々の案件毎に行うベースライン調査等により、平和構築アセスメント(PNA)で示されるような紛争を誘発する要因への配慮や、積極的に平和と安定を構築する配慮が行われるよう、個別に事業に反映している。上記4.(3)のとおり、国レベルのPNA自体は2015年度は2か国で実施し、また事業プロセスの上でより適切に配慮事項が明示されるよう、機構内の作業要領を改定した。

2015年度における知見体系化の試みとして、テーマ別評価「平和構築支援」により事後評価報告書等に見られる事業教訓の横断的な整理を実施した。研究所においては、知見を国際社会の議論に反映できるレベルまで高めることを目指して「二国間援助機関による人道危機対応の比較研究」にて現地調査を実施し、2016年5月の世界人道サミットに向け議論の材料を提供できるよう、一部の成果の取りまとめを行っている。また新たな研究プロジェクト「失われた教育機会の回復：紛争中および紛争後の教育に関する研究」を開始した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：紛争後、あるいは紛争の周辺国として様々な課題を抱えている国々において、地域格差の是正や、政府・行政への信頼醸成や地域格差の是正、また人々のエンパワメントという主要課題に対応する取組を各種の事業により実施した。特に、地方行政の能力強化、社会資本の整備、コミュニティのレジリエンス強化に焦点を当てた取組を上記1.~4.のとおり多くの国で展開し、また行政のサービス提供の能力強化に限ることなく、メディアの強化や民主化促進、司法や警察の能力強化などバリエーションに富んだ形で、各国のニーズを掬い上げて事業を実施した。特に、各案件の実施プロセスにおいて公平性・透明性・包摂性への配慮を進めた成果として、個別案件のレベルで具体的な成果が確

認されるようになってきている。

治安状況から邦人専門家が滞在できる期間が極めて限られるような国・地域への協力は事業実施の難易度が高いが、第三国での協議・研修や現地要員の活用を通じて、限定的ながらも協力の成果が挙げられる仕組みの構築を続けており、アフガニスタンやスーダンにて一定の成果を納めている。治安が悪化している状況下では、特に住民へのサービス提供の支援窓口をNGO等とする支援機関が多くなるために行政の能力が相対的に低下し、住民から行政への信頼は益々失われることとなりやすく、結果として国家の統治機能が更に低下し、社会の不安定を助長することにつながりやすい。社会の安定を重視して行政を支える支援を継続する機構の支援は、先方政府より高く評価されている。

地雷除去活動における国際的なリソースセンターとしての機能を果たしているカンボジア地雷対策センターへの支援を核として、前年度以前より行っているラオス、アンゴラとの南南協力に加え、対象国をイラクへも広げることに貢献した（両国機関同士の合意形成を2015年度に達成した）。

さらに、暴力的過激主義の影響が顕著であり、テロ事案の発生が増加傾向にある西アフリカ諸国を中心として、司法・警察分野での支援を強化し、個々の国々の能力強化だけでなく捜査等に必要近隣諸国間のネットワーク構築にも貢献している。

シリア危機に対しては、シリア周辺の難民受入各国に対する支援でパイロット事業での取組を迅速に実施するとともに、中期的な計画を策定し、次の支援（無償資金協力など）につなぐ、あるいはホスト国の財政困窮を支援するなど、様々な支援ツールと経験、ならびにホスト国との信頼関係を有する開発機関としての優位性を活かした支援を実施した。一方、2015年度内に発生した欧州への大量のシリア難民の流入により、国際場裡ではこれまで以上に活発に人道危機対応への人道機関、開発機関の関与のあり方にかかる議論や検討が進んでいる状況を踏まえ、研究やDAC/INCAFへの対応において、今後の支援のあり方にかかる検討も行っている。

以上の成果を踏まえ、評価指標の目標水準を上回る成果を上げており、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られたと認められる。

<課題と対応>

2015年に発表された国連安保理決議1325号を受けた日本政府の行動計画である「女性・平和・安全保障に関する行動計画」を踏まえ、紛争影響国支援におけるジェンダー配慮をより明示的に実施していく。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 5	事業マネジメントと構想力の強化
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 27 年度開発協力重点方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
外務省に共有・説明を行う事業計画作業用ペーパー数	110				新規	130	
◎国別分析ペーパー策定数（累計）	49	10 (2011)	20	31	39	49	

◎：2015 年度計画で当初より設定している評価指標

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>(2) 事業構想力・情報発信力の強化</p> <p>(イ) 事業構想力の強化</p> <p>(i) 我が国の ODA は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的としていることを踏まえ、現地 ODA タスクフォース等を通じ、各国との友好関係や人の交流の増進、国際場裡における我が国の立場の強化等、我が国外交政策を戦略的に展開していく上での ODA の積極的な活用を図る。</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 多様化・複雑化する開発ニーズについて、国・地域別の開発課題を把握・分析した国別分析ペーパー、課題・分野別の実施指針等の策定を促進する。</p> <p>(iv) 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者間で共有し、効果的な活用を推進する。</p> <p>(v) ボランティア・専門家等が現場で有する情報・知見の共有及び本邦企業や NGO との対話を強化し、現地 ODA タスクフォースの情報収集・分析作業に一層の貢献を行う。</p> <p>中期計画</p> <p>(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国・地域別の分析、課題・分野別の実施指針等に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力等を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを推進する。 ● より戦略的、効果的かつ効率的に案件を実施するために、事業成果をとりまとめ、内外に発信するとともに、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めた PDCA サイクルを徹底する。 ● 事業実施に当たり、個人、組織、制度・社会システムのすべてのレベルにおける総合的能力開発を重視し、途上国の課題対処能力の向上プロセスを包括的に支援する。 ● 開発途上地域支援における南南協力の意義と有効性に留意し、三角協力を戦略的に実施し、その知見の蓄積・発信に努める。 <p>(2) 事業構想力・情報発信力の強化</p> <p>(イ) 事業構想力の強化</p>

- (i) 多様化・複雑化する開発ニーズについて、国・地域別の開発課題を把握・分析した国別分析ペーパー、課題・分野別の実施指針等の策定を促進する。
- (ii) 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者間で共有し、効果的な活用を推進する。
- (iii) ボランティア・専門家等が現場で有する情報・知見の共有及び本邦企業やNGOとの対話を強化し、現地 ODA タスクフォースの情報収集・分析作業に一層の貢献を行う。

具体的には、

- 開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握し、課題解決のためのアプローチとして、国・地域別の開発課題を整理・分析したペーパー（中期目標期間終了までに 50 ヶ国程度）及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定を促進する。
- 戦略的な事業を実施するために、相手国政府との対話や事業実施から得られる情報を蓄積し、援助機関としての専門性を強化する。
- 多様な関係者から得られる情報（関連する知識・ノウハウ）を活用し、現地 ODA タスクフォースにおいて知見、経験及び情報の共有を行う。

年度計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上

- ① 日本政府とも情報共有しつつ、国別分析ペーパーによる国・地域別の分析を行い、事業展開計画及び事業計画作業用ペーパーを作成、更新する。これを通じて、協力プログラム内容の充実を図り、援助の戦略性及び予測性を高める。
- ② より戦略的、効果的かつ効率的に事業を実施するために、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めた PDCA サイクルを徹底し、抽出された教訓の事業の形成への反映を図る。
- ③ 途上国の主体性を重視しつつ、個人、組織、制度・社会システムの全てのレベルにおける課題対処能力の向上（キャパシティ・ディベロップメント）を支援する。
- ④ 南南協力に関する国際的な議論の動向を注視しつつ、三角協力の意義と有効性について発信し、多様な形態の三角協力を実施する。

(2) 事業構想力・情報発信力の強化

(イ) 事業構想力の強化

- ① 開発途上国の開発の現状や課題を分析し効果的な協力の方向性を導出するために、累計で 49 ヶ国程度について国別分析ペーパーを策定する。あわせて、質の向上に取り組むとともに、関係者との策定過程におけるコンサルテーション及び策定後の共有を通じ、戦略的な活用を図る。
- ② 開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握する。また、課題解決のための方策として、課題別指針及びポジションペーパー等の分野・課題別の分析及び実施方針等の策定と活用を推進し、課題対応能力を強化する。
- ③ ナレッジマネジメントネットワークの推進を通じて、ナレッジを蓄積し、活用できる体制を構築する。また、機構内部でのナレッジの共有、外部への発信機能を強化する。
- ④ 現地 ODA タスクフォースに積極的に参加し、事業等を通じて得られた情報を大使館、他の公的機関を含むタスクフォースメンバーに共有する。また、中期的な事業計画案を検討・策定し、現地 ODA タスクフォースにおける議論のベースを提供することにより、援助の戦略性・予見性向上に貢献する。さらに本邦企業やNGO等も含めた拡大タスクフォースメンバーにも積極的に情報を共有する。

主な評価指標

指標 5-1 戦略性の高いプログラム形成に向けた取組状況

（定量的指標）外務省に共有、説明を行う事業計画作業用ペーパー数：110 か国分

指標 5-2 事業成果の発信と教訓のフィードバックの強化に向けた取組状況

指標 5-3 総合的能力開発（CD）支援の推進状況

指標 5-4 三角協力の取組状況

指標 5-5 国別分析ペーパー等の策定実績及び活用促進に向けた取組状況

（定量的指標）国別分析ペーパー策定数：累計 49 か国

指標 5-6 国・地域及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用の推進状況

3-2. 業務実績

指標 5-1 戦略性の高いプログラム形成に向けた取組状況

機構は、相手国政府の開発政策・計画や同政府との政策協議等を踏まえ策定された外務省の国別援助方針及び JICA 国別分析ペーパー（JCAP：JICA Country Analysis Paper）に基づいて、事業計画作業用ペーパー等を通じ、国・地域別分析に基づき開発課題を明確化、達成すべき具体的な開発目標とその達成までの協力シナリオを設定して事業を形成・実施していく「プログラム・アプローチ」を推進している。

1. 戦略性の高いプログラムの形成・実施に向けた取組

- **事業展開の予見性向上**：外務省が国別援助方針を策定している 110 か国に関する事業計画作業用ペーパーの作成と外務省との共有を行う当初目標に対し、2015 年度はこれを上回る 130 か国分の事業計画作業用ペーパーを共有し、事業展開に係る外務省との相互理解の促進と予見性の向上を図った。
- **事業展開の戦略性の深化**：約 160 に絞り込んだ「強化プログラム」を設置している国を中心に、外務省と協力プログラムレベルでの今後の事業展開に関する意見交換を開催（45 か国・1 地域分）し、事業計画作業用ペーパーに基づく事業展開の方向性の議論を深化させた。また、協力シナリオの検討のため、多くの国で基礎情報収集・確認調査による情報収集や協力準備調査を通じた検討等を行った。
- **協力プログラムの実施・監理の強化**：2014 年度に実施したテーマ別評価「JICA 協力プログラムの評価可能性向上に向けた分析」の結果を踏まえ、事業展開の戦略性・予見性を高めた効率的な事業実施と実施監理強化に向け、協力プログラムの基本的な考え方、形成・改訂、実施監理を行う際の視点などをまとめた機構内執務参考資料の改定を行った。

2. 戦略性の高いプログラムの形成・実施の事例

技術協力、無償資金協力、有償資金協力を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチの形成・実施に加え、開発途上国のニーズへの機動的な対応や、政策レベルへの働きかけによる相手国の政策制度への反映、機構以外の関係者や事業との連携等を行うことにより、より戦略性の高いプログラムの形成・実施を行っている。

- **ネパール大地震に対するプログラム・アプローチによる機動的な対応**：4月に発生したネパール大地震被害への対応では、第 3 回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組に則り、「より良い復興」（BBB：Build Back Better）を目指し、緊急援助から復旧・復興まで迅速かつ切れ目のない支援を実施した。具体的には、発災直後に機構内の複数部署で構成するネパール地震復旧・復興支援タスクフォースを結成し、復興支援のコンセプトと事業展開の方向性をネパール政府高官に対していち早く提案した。また、震災 1 か月後にはネパール政府と協働で震災復興セミナー（5 月）を開催し、支援国会合（6 月）においては、機構理事長が BBB のコンセプトに基づく復興支援方針を発信した。同方針を具現化すべく専門家等の派遣を通じて、学校再建計画の策定支援、再建住宅の標準設計策定、住民への啓発活動プログラムの策定、石工や住民向けの研修の実施、22 の Quick Impact Project の形成、実施等を着実に進め、日本の存在感を示した。既存案件の活用による道路緊急復

旧、フォローアップ協力による学校修繕等の足の速い協力を行うとともに、緊急開発調査、プログラム無償、住宅、学校再建にかかる円借款等から構成される中長期的な復興支援事業を構想し、これに着手した。(指標 1-1、指標 2-1、指標 3-1 参照)

- **ウズベキスタン「エネルギー・インフラ改善プログラム」におけるハード・ソフト双方からの包括的な支援**：好調な経済発展が続く一方で、施設の老朽化などにより電力需要の増加に対応が困難となっているウズベキスタンに対し、セクター・プロジェクト・ローン「電力セクター・プロジェクト・ローン」に基づく日本企業の製品を導入した円借款事業の迅速な形成に、過去の類似事例の教訓を踏まえた包括的な技術支援を組み合わせた支援を実施している。具体的には、円借款による発電装置導入に合わせ、附帯する技術支援や国別研修を本邦企業・機関の協力の下で行い、これらを通じて発電装置のメンテナンス能力や電力公社のマネジメント能力向上を図っている。また、これらの事例を経協インフラ戦略会議等で日本政府に積極的に発信した結果、10月の安倍総理中央アジア訪問時における共同声明に電力セクターへの協力の継続が言及され、同国における電力セクターの日本のプレゼンス向上につながった。(指標 2-1、指標 8-2 参照)
- **エクアドル「防災強化プログラム」における国・地方・コミュニティレベルへの多様な側面からの支援**：国レベルの自然災害観測体制・予警報システムの改善及び国家危機管理官庁、観測担当機関、地方自治体、コミュニティの一体性強化に向け、各種支援スキームを組み合わせた包括的な支援を実施した。具体的には、技術協力プロジェクト「津波を伴う地震のモニタリング能力向上プロジェクト」及び国別研修「津波災害管理コミュニティ能力強化」との連携により、津波早期警報プロトコルの確立を図っている。また、モデル自治体に対するコミュニティ防災強化のためのボランティアの派遣など、多様な側面から包括的な防災体制強化を支援している。
- **ミャンマーにおける鉄道支援**：「全国運輸交通プログラム形成準備調査」に基づき、有償資金協力で「ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業（フェーズ I）」や「ヤンゴン環状鉄道改修事業」、無償資金協力で「鉄道中央監視システム及び保安機材整備計画」を実施し、電子連動装置・列車監視装置・踏切自動警報装置を供与している。また、ミャンマー人スタッフの運営・維持管理体制整備のため技術協力プロジェクト「ミャンマー鉄道安全性・サービス向上プロジェクト」を実施（2016年3月終了）し、3スキームの組み合わせにより、施設・設備の改修・近代化（ハード面）と安全性・サービス向上（ソフト面）の両輪での鉄道支援を展開している。
- **ガーナ母子保健における複合的な開発課題解決への貢献**：ガーナでは2011年より「アッパーウエスト州母子保健サービス強化プログラム」を実施しており、技術協力プロジェクト「アッパーウエスト州地域保健機能を活用した妊産婦・新生児保健サービス改善プロジェクト」を中心とし、無償資金協力「アッパーウエスト州地域保健施設整備計画」等他スキームの案件とも連携して母子保健関連指標の改善を進めている。同プログラムはプログラム評価を実施しており、2014年7月に中間レビューを実施した。中間レビューを踏まえ、関連案件の実施促進を進めた結果、保健人材育成、制度強化、住民活動促進、基礎的保健施設の整備等により、妊産婦・新生児保健サービスの改善に大きく貢献した。2016年4月には、終了時評価を行う予定であり、評価結果をいかした新規保健プログラムを立ち上げる予定である。近年は高齢化や非感染症、栄養などの長期的な保健課題も取り組む必要が出てきているため、コミュニティに根差した母子保健改善をベースに、栄養の観点から味の素社との連携も取り込み、母子手帳、生活習慣病への対応を含有したプログラムを目指している。これらの取組は、SDGs 目標 2（飢餓・栄養等）、目標 3（健康、福祉等）にも対応した形で複合的な開発課題解決への貢献方法を検討するものである。(指標 1-1「保健」参照)

- その他分野・課題別の取組：項目 1 から 4 参照。

指標 5-2 事業成果の発信と教訓のフィードバックの強化に向けた取組状況

1. 事業成果の発信

(1) 国内外の政策（開発協力大綱／SDGs）等を踏まえた事業成果の発信強化

- **ジャパンブランドコンセプト化**：9 つの分野課題（母子保健、カイゼン、わかる理数科、防災、安全な水、ラボ・ベース（研究室中心）教育、回廊開発、SHEP（小農による市場志向型農業）、資源の絆）について開発途上国の様々な課題の解決において日本の強みや機構のこれまでの経験を活用している手法や事業モデルと捉え、ODA 版のジャパンブランドとして日本や機構の協力のコンセプトやこれまでの経験、開発課題に対する貢献内容などを整理した対外発信リーフレット（和・英）を作成した。また、機構広報誌（和・英）でジャパンブランドを特集する等、事業成果の発信を強化した。
- **ジャパンブランドを活用したグローバルな展開、情報発信**：協力対象国や国際会議等でも展開、発信強化がなされており、具体的な事例として「授業研究」、「理数科教育」（指標 1-1「教育」参照）、「母子保健」、「カイゼン（保健施設）」（指標 1-1「保健」参照）等、各分野で多くの取組がなされた。これら取組のうち、「ザンビア授業研究」、「5S-KAIZEN を適用した病院カイゼンアプローチ」については、開発途上国に広く適用できるモデルとして DAC 賞ファイナリストとして表彰されるなど、対外的な評価も得たものとなった（指標 6-1 参照）。また、プロジェクト研究「日本の水道事業の経験」で日本の経験を通じた開発途上国支援への教訓を整理したほか、自治体間の情報交換促進のために「第 3 回自治体等水道事業関係者勉強会」を主催し（自治体・水道事業体から 30 団体 64 名が参加）、今後の海外展開に向け関心を有する自治体の知見の向上と JICA とのネットワークを強化して開発協力への参画を促進した。（指標 1-1「水」参照）
- **2030 アジェンダに関連する日本の重点分野の発信**：9 月の国連サミットで採択された SDGs 等に関連して、日本が重点課題として推進してきた「防災の主流化」、「UHC」等の事業成果を発信した。特に、「新たな開発目標における UHC」国際会議の開催は、日本の国際保健分野でのリーダーシップ発揮にも貢献する発信となった。また、SDGs の達成に向けた COP21（11 月）等でも、サイドイベント開催を通じて気候変動対策に関する成果の発信を行った（指標 6-1 参照）。また、SDGs 等で新たな課題として取り上げられている栄養などに関しては、「官民連携を通じた途上国の栄養改善事業支援セミナー」を開催し、日本企業・コンサルタント・NGO 等 84 団体、97 名が参加した。（指標 1-1、指標 6-1 参照）
- 「ODA 見える化サイト」掲載情報の充実：指標 13-4 参照。

(2) 開発途上国政府や様々なアクターと協働したハイレベルの事業成果発信・対話の促進

- **官学民での政策セミナーの開催（フィリピン）**：8 月及び 9 月に、「ものづくり」及び「金融」を議題に、日本・フィリピン両国の有識者や実務家を講師とした経済政策セミナーを開催した。白石政策研究大学院大学（GRIPS）学長、ビラタ元フィリピン首相他、両セミナー共にフィリピンの行政官、企業家、有識者等が多数出席し、政策的対話を促進する活発な意見交換を実施した。フィリピンの各分野の民間企業と日本の潜在投資家とのネットワークの拡大によるフィリピンへの投資促進への貢献が期待される。
- **政府高官、現地マスコミへの発信強化**：2014 年の安倍総理チリ訪問時の首脳会談に言及された技術

協力プロジェクト「中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト」のキックオフセミナー開催に際し、マスコミに対し積極的に情報発信を行った結果、チリ大統領、閣僚レベルの参加に加え、中南米諸国、チリ国内から 200 名以上の参加を得た。同セミナーの内容は 80 件以上の現地報道に取り上げられ、域内の防災ネットワーク構築や人材育成に向け効果的な開始となった。(指標 3-1「防災」参照)

- **二国間マッチング強化のための官民連携セミナー**：世界第 7 位の自動車生産国となったメキシコの自動車産業サプライチェーンの強化を目指す「自動車産業基盤強化プロジェクト」の成果発表の一環として、7 月に日本でメキシコ自動車産業セミナーを開催した。同セミナーではカイゼンの成果、サプライチェーンデータベース等を紹介し、多数（自動車関連メーカー、商社、銀行、メディア等約 150 社）の参加を得て、両国関係者のネットワーク強化の機会となった。
- **その他分野・課題別の取組**：項目 1 から 4 参照。

2. PDCA サイクル強化

機構は、開発協力適正会議の開催、資金協力の開発課題別標準指標例、技術協力の開発課題別標準指標例及び代表的教訓レファレンスの作成等を通じて、PDCA サイクルによる業務運営を強化している。また、2014 年度の灌漑、水産、防災、森林保全の 4 分野に加えて、2015 年度は、個別事業から得られた重要な教訓を類似案件等に活用しやすい形に分析・加工する取組として、新たに廃棄物管理、下水道管理、地方行政、平和構築の 4 分野で教訓集を作成し、新規事業の形成段階等において活用等を図った。これらは 2015 年 6 月に実施された行政事業レビューでの指摘事項である「ナレッジ教訓の活用」にも対応する取組である。(指標 19-2 参照)

指標 5-3 総合的能力開発 (CD) 支援の推進状況

Capacity Development (CD) とは、開発途上国が主体的に個人、組織、社会等の能力を総体として向上させる過程を指し、機構は開発途上国自身の内発性を尊重しつつ開発途上国の CD を側面支援することを重視している。具体的な取組は以下のとおり。

1. 開発途上国政府主導のキャパシティ・アセスメントの能力向上に関する取組

- マラウイにおいて、「公共投資計画 (PSIP : Public Sector Investment Programme) 能力向上プロジェクトフェーズ 2」(2013 年 3 月～2016 年 9 月)、個別専門家「農業政策モニタリング評価」(2013 年 10 月～2016 年 10 月) 等を実施し、政府の財政・予算部門、農業政策中枢への協力を通じて、開発予算審査、モニタリング評価能力の向上を図った。

2. 複数スキームを組み合わせた包括的なプログラム型の能力向上支援の取組

- ラオスでは、母子保健サービス改善のための保健システム強化を 1 つのプログラムとして複数の協力を実施してきた。複数保健省関係者や開発パートナーの調整を推進する「保健セクター事業調整能力強化プロジェクトフェーズ 2」(2010 年 12 月～2016 年 3 月)、全国の人材育成を進める「母子保健人材開発プロジェクト」(2012 年 2 月～2016 年 2 月)、南部 4 県対象に重点サービスの強化のための「母子保健統合サービス強化プロジェクト」(2010 年 5 月～2015 年 5 月)、青年海外協力隊、シニア海外ボランティアの派遣を組み合わせることで、政策・制度レベルから個人レベルまで、包括的な課題対処能力の向上を意識したプログラム型の協力を展開した。結果、地域レベルの行政職

員によるサービス改善を目的とした年間計画およびモニタリングのためのツールが政府に承認され、今後は中央レベルも含め全国展開が期待される。また看護記録が機構ボランティアの活動を通じて定着するといった相乗効果も見られている。(指標 1-1「保健」参照)

- ベトナムで 2011 年度より実施してきた「ハノイ市都市鉄道規制機関強化及び運営組織設立支援プロジェクト」が 6 月に終了した。これは有償資金協力で支援中の都市鉄道（地下鉄）整備に合わせて、都市鉄道会社設立を支援するプロジェクトで、業務を受託した東京地下鉄株式会社（東京メトロ）の技術や経験を最大限活用し、分野別の技術指導や本邦研修を通じて、ベトナム側職員が目に見える形で技術や知識を体得し、同国初の都市鉄道会社である「ハノイ都市鉄道会社（Hanoi Metro Company）」設立に至った。(指標 2-1「運輸交通」参照)

3. 戦略的に絞り込んだターゲットに対する能力向上支援の取組

- コソボで 2011 年度より実施してきた「循環型社会に向けた廃棄物管理能力向上プロジェクト」が 9 月に終了した。機構の支援によりプリズレン市役所に廃棄物管理課が創設され、廃棄物税徴収が制度化された。また、10 年間の廃棄物管理基本計画も策定され、同市の廃棄物管理行政は自立発展可能なレベルにまで能力が強化された。(指標 3-1「環境管理」参照)
- 中国で 2012 年度より実施してきた「国際税務プロジェクト」が 9 月に終了した。国際課税（非居住者課税、租税回避防止）、納税者サービス分野の講師人材育成や国税総局研修管理能力の向上を目指して、これまで、中国国内での研修を 6 回、訪日研修を 3 回実施した。結果、中国税務部門研修制度の整備や納税者サービスの質的向上、国際課税制度の整備、外資系企業・外国人を含む適正納税者向けのサービス体制の強化が進んだ。税務機関による国際課税の執行は企業の利益に直結するため、両国税務当局の交流と相互理解が重要となる。2004 年度以降、これまで税務分野で 3 件の協力が行われてきたことで、日本国税庁と中国税務総局当局の間に定期的な意見交換の場が設けられ、友好的関係の構築によって、対中進出日系企業にも裨益した。

4. 開発協力の効果向上に関する国際協力人材への意識付け

- SDGs 達成に向けて ODA 資金の有効活用の必要性が高まっていることを踏まえ、専門家派遣前研修で実施してきた CD 研修において、「効果的な開発協力に向けたグローバルパートナーシップ」、第 3 回開発資金国際会議（7 月）、SDGs 採択（9 月）の情報を適宜反映させ、派遣予定の専門家、企画調査員に対して、開発協力の効果向上の意識付けを図った。年間累計約 300 名が受講し、受講者満足度は全体平均に比べて有意に高かった。

指標 5-4 三角協力の取組状況

1. SDGs 実施における三角協力の重要性に係る国際的な発信（指標 6-2 参照）

- SDGs 実施における南南・三角協力の役割・スケールアップに関する国際会議において、開発途上国間の技術移転やナレッジ共有の効果向上に向け三角協力が有効であると発信する中で、SDGs に貢献しうる三角協力の具体的事例を紹介した。例えば、国連南南協力事務所（UNOSSC : United Nations Office for South-South Cooperation）が 8 月にマカオで開催したハイレベル・マルチステークホルダー戦略フォーラムでは、登壇した機構職員が開発協力の効果向上に長年取り組んできた先進国ドナーが南南協力に関わることによる三角協力のメリットを強調し、同じく登壇したインドネシア政府代表者から強い支持を得た。

- 2015年7月にエチオピア・アジスアベバで開催された第3回開発資金国際会議に向け、仏シンクタンク FERDI が発刊した書籍に、SDGs 実施における三角協力の役割を説いた機構役員・職員の共著論文“Triangular Cooperation as an Effective Tool for Strengthening International Knowledge Sharing”が収録された。本書籍のローンチイベントは国際会議に合わせて開催され、会議の議論に影響を与える重要な貢献となった。

2. 重要開発課題への効果的な取組としての三角協力の活用

(1) 防災の主流化に向けた取組

- 2015年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議の結果を踏まえつつ、国際的な防災主流化の推進に向け以下のような事業に取り組んだ。
 - チリ「中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト」における域内研修の実施（指標 3-1「防災」参照）
 - エクアドル「火山監視能力強化プロジェクトフォローアップ協力」：8月のコトパクシ火山の活動活発化を受け、ペルー国家防衛庁からエクアドル国家危機管理庁に対して、コミュニティ防災体制強化及び緊急対応計画作成に係る支援を2016年1月より開始した。

(2) 都市化への対応

- 2016年10月に開催予定の第3回国連人間居住会議に向けて、国際的に都市化への対応に関する関心が高まるなか、以下の事業を実施した。
 - 第三国研修「都市政策策定及び持続的都市開発プロジェクト管理」：コロンビアと協働して、中南米地域に対する都市政策策定能力と都市開発プロジェクト管理能力の向上を目的とした研修を実施した。コスタリカでは本協力を契機に、今後都市計画法の改定に着手する見込みである。
 - 第6回アジア・アフリカ都市開発経験共有セミナー：指標 2-1「都市・地域開発」参照。

(3) 紛争影響国への支援（指標 4-1 参照）

- 不安定な治安情勢を背景に、現地に直接日本人専門家を派遣することが困難な中で、長年機構が支援してきた第三国のリソース（施設や人材）を活用し、開発効果の発現・向上に寄与している。
 - TV・ラジオ組織能力強化プロジェクト（南スーダン）：ケニアやウガンダでの第三国研修を実施
 - 女性警察官への訓練（アフガニスタン）：トルコ警察の協力を得たワークショップの開催

(4) TICAD V のフォロー及び TICAD VI に向けた取組

- 保健施設へのカイゼンの展開：スリランカの 5S-CQI-TQM 第三国研修を通じ、新たにアフリカ、アジア、中東、欧州の 10 か国への支援を開始した。2015 年度末時点でアフリカ、アジアを含む 20 か国の少なくとも 400 施設で 5S/KAIZEN/TQM 活動が実施されている。（指標 1-1「保健」参照）
- 理数科教育域内会合（ケニア）：指標 1-1「教育」参照。
- カイゼン知見共有セミナー（エチオピア）：TICAD V で打ち出されたアフリカ諸国における生産性向上推進機関のネットワーク化の一施策として、2016年3月、エチオピアで開始したカイゼン知見共有セミナーを開催した。マレーシア生産性公社の専門家が自国のカイゼンに関する経験・知見を紹

介すると共に、アフリカ関係者間で当該分野の課題や優良事例の学び合いが実施された。(指標 2-1 「民間セクター開発」参照)

- 森林保全分野の地域協力の促進：指標 3-1 「自然環境」参照。

指標 5-5 国別分析ペーパー等の策定実績及び活用促進に向けた取組状況

1. 国別分析ペーパー (JCAP) の策定

- 新規に 10 か国 (アフガニスタン、ニカラグア、ブラジル、ルワンダ、ナイジェリア、南アフリカ、ブルキナファソ、コートジボワール、エジプト、パレスチナ自治区) の JCAP 策定を完了した。アフガニスタン、パレスチナ自治区の JCAP 策定においては、不安定な政治・治安情勢の下、制限された業務実施体制を前提とした協力の展開について検討を行った。
- また、計画的な JCAP 策定に向け、企画部が組織レベルでの四半期ごとの策定状況モニタリングを実施するとともに、進捗状況に応じた個別ヒアリング等を行い日常的な進捗管理を実施したことに加え、他国の好事例を紹介する等、担当地域部による JCAP 策定を促進した。
- その結果、新規策定数の累計値は、年度計画の目標値 (49 か国) を達成した。今後は、第三期中期目標期間の数値目標である累計 50 か国における JCAP 策定を見据え、2016 年度の新規策定及び改訂に関する方針・計画策定を行い、引き続き四半期モニタリング、担当地域部に対する JCAP 策定支援を実施する。

2. JCAP 活用に向けた取組

新規案件の検討にあたり、案件の必要性の検討が JCAP で示された分析、協力の方向性に基づいて行われていることを担保するため、案件計画調書にて当該案件が JCAP における分析内容と合致していることを明記することとしている。このことにより、新規案件の JCAP における位置付けを明確に示すことが求められ、案件検討における JCAP の分析内容の活用が促進された。

3. 協力方針検討等における JCAP 活用事例

- **カンボジア**：2014 年に策定された JCAP の内容をカンボジア政府 (カンボジア開発評議会、経済財政省、最高国家経済評議会) と共有し、機構の協力の成果・今後の方向性に関する意見交換を行うためのインフォーマル・ラウンドテーブルを開いた際、JCAP の内容をカンボジア政府に知らしめるとともに、過去の機構の実績・支援によるインパクトの共有を図った。
- **ニカラグア**：JCAP 策定に先立ちニカラグアでレビュー調査を実施して各セクターの課題や取組状況等について整理し、本邦有識者によるアドバイスを受けた上で機構の協力の方向性について検討を実施した。その上で、ニカラグア外務省、財務省と協力プログラムの在り方についても意見交換を図り、協力プログラムの構成について変更を行うことを JCAP にて提案することとした。この結果、日本政府との協議を経て、協力プログラムの構成が変更されることとなり、協力プログラムの戦略性強化及び JCAP の質の向上につながった。
- **コートジボワール**：JCAP の策定過程において、既存案件の実施機関ではない省庁との間で別途対話の機会を設けることにより、産業・商業セクターにおける先方政府の最新の開発計画及び構想に関する情報を入手することができ、JCAP における課題及びセクター分析の質の向上につながった。

指標 5-6 国・地域及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用の推進状況

1. 書籍発刊を通じた事業理解の促進

- 日刊建設工業新聞に機構が 2013 年 6 月より毎月行ってきた寄稿では、分野・課題別及び国・地域別のインフラ支援動向を紹介してきた。2015 年 11 月、それまで掲載済みであった寄稿分をまとめ、『新興国のインフラを切り拓く』のタイトルで書籍発刊した。機構のインフラ整備支援と民間連携のスキームを紹介する章を新たに加えたことで、職員の執務参考資料としてだけでなく、民間企業にとってもインフラ整備事業への参加の可能性を具体的に検討できるコンテンツとして評価された。

2. 東南アジア地域における日本政府施策の策定プロセスへの貢献

- 「日メコン産業開発ビジョン」への貢献：「メコン地域」を取り上げた第 19 回経協インフラ戦略会議（6 月）で同地域への機構の協力内容を紹介し、同地域への協力方針、戦略策定に貢献したほか、経済産業省による「日メコン産業開発ビジョン」（2016～2020 年）の政策提言の骨子作りに参画し、同ビジョンの実質的な協議である「東西回廊開発ワーキンググループ」（メコン 5 ヶ国+日本・局長級会合、7 月、バンコク）で機構の同地域への協力を発表し、8 月の経済大臣会合の打ち出しに貢献した。加えて、7 月の「第 7 回日本・メコン地域諸国首脳会議」の準備段階から、日本政府が打ち出す「日・メコン協力のための新東京戦略 2015」の方針策定にも貢献を果たした。
- 「産業人材育成協力イニシアティブ」への貢献：「第 18 回日・ASEAN 首脳会議」（11 月、クアラルンプール）で、機構の対 ASEAN 協力の事業内容を踏まえて日本政府が打ち出した「産業人材育成協力イニシアティブ」の方針策定に貢献を果たした。また、同時期に開催の「ASEAN ビジネス投資サミット」（クアラルンプール）の安倍総理スピーチで表明された「アジア地域における今後 3 年間で 4 万人の産業人材の育成」の目標数値の設定にも貢献した。

3. 主要国際合意を契機とした機構のポジションの提示

- 「障害と開発」の協力実績の発信：2014 年度の課題別指針の改訂に続き、パンフレット『『障害と開発』への取り組み』（日・英）を刷新した。機構の協力アプローチや具体的な事例、協力実績を発信するツールとして、障害者の権利に関する条約の批准などと呼応する形で国際会議や学会、課題別研修等での活用を開始した。
- 「森から世界を変える REDD+プラットフォーム」の取組の推進：2020 年までに推進する戦略として、持続的森林管理を通じた地球温暖化対策（REDD+）、森林等生態系を活用した防災・減災等を盛り込んだポジション・ペーパーを作成した（4 月）。12 月に開催された気候変動枠組条約 COP21 をはじめ、各種国際会議の場で機構の方向性を発信するための基礎的資料として活用された。（指標 3-1 「自然環境」参照）

4. 分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用状況

機構は、協力の分野・課題ごとに、開発課題の全体像、業務実施上の留意点や協力の方向性を示すため、「課題別指針」を策定している。2015 年度は、新たに 4 分野・課題（障害と開発（英）、鉱業（和）、中小企業振興（英）、貿易／投資促進（英））の指針を策定ないし更新した。累計で 24 の分野・課題、35 件の指針を策定し、外部公開している。

また、課題別指針の対象課題のうち、特に重要な課題・分野に関する具体的な協力方針については、

機構の事業の基本方針を対外的に示すため、簡潔なポジション・ペーパーを作成している。2015年度は、1分野・課題（教育（和、英））でポジション・ペーパーを改訂し、累計で11件を外部公開した。

- **SDGs 達成への貢献に向けた取組**：課題別指針やポジション・ペーパーの基本的な構成を含めた作成内容・方法について機構内で改定し、その中で SDGs に関連する記載を推奨することを定めた。これにより、各課題における SDGs の位置づけの検討をスタートさせるとともに、対外発信のツールとして活用しやすくした。2015年度は、「教育協力」のポジション・ペーパーの改訂を行った（指標 1-1「教育」参照）。
- **教訓事例を踏まえた事業形成の質的向上**：水道分野の無償資金協力事業の協力準備調査段階でのリスク回避のため、教訓事項を整理した執務参考資料「都市水道分野の無償資金協力の留意事項」を作成した。同執務参考資料の要点は、調査業務の質の改善のため、コンサルタントとも共有した。また、技術協力でも同様にチェックリストを作成した。

指標 5-7 機構内のナレッジマネジメントの推進に向けた取組状況

機構は、援助機関としての専門性と事業構想力を強化すべく、事業や調査研究等から得られた知見、教訓をナレッジとして蓄積、活用を図る「ナレッジマネジメント」を推進している。具体的な取組は以下のとおり。

1. 職員の基礎力向上・専門性向上

- **SDGs の職員の理解の促進**：職員向け勉強会として、導入編を2016年3月に本部、在外事務所、国内機関職員向けに6回開催し、延べ320名が参加した。この他、企画部、JICA 東京、JICA 関西での個別勉強会、JICA アカデミー（10月以降）、国内機関長会議（2月）、事業部長会（3月）での SDGs 説明等を行い、さらに SDGs メルマガ配信を2月より開始し、年度内に10回の情報配信を行った。また、SDGs の中で新たなテーマとして位置付けられた栄養や高齢化についても勉強会を開催した。
 - **栄養**：2014年度より継続して勉強会等を実施し、機構内関係者と外部有識者とのネットワーク作りに着手した。
 - **高齢化**：機構内で9回勉強会を実施し、アジアにおける高齢化の動向、各国際機関の取組、日本における高齢化対策などの理解を促進した。
- 2013年度に開設したコアスキル研修「JICA アカデミー」開催を隔月継続し、2015年度は職員等延べ2,289名が受講した。また、現地職員向けコンテンツを拡充し、計7回、累計500名の現地職員がこれに参加した。
- 若手職員向けキャリアコンサルティングは年間対象人数を40人から48人に増員する一方、若手・中堅職員の階層別研修でも人事面談を行い、若手層に対するキャリア形成の動機づけや意識向上を図った。（指標 33-3 参照）

2. 機構のナレッジの創造・共有・活用

- 2013年度から19分野・課題でナレッジの創造・共有・活用の推進や対外発信の強化、職員の専門性強化などを目的にナレッジマネジメントネットワーク（KMN：Knowledge Management Network）を設置して活動している。KMN のマネージャーを集めた定期連絡会を年9回開催し、SDGs やジャパンブランド等の横断的イシューや各 KMN のグッドプラクティス等について共有・討議した。また、ネットワークのメンバー563名（10月1日現在）を組織内で公開し、照会・相談しやすい体制を整

えた。

3. JICA ナレッジサイトでの SDGs 及び開発資金に係るタイムリーな情報共有

- 機構の課題別指針、ポジション・ペーパー、案件情報、KMN 作成情報等をデータベース「ナレッジサイト」を通じて内部公開することにより、組織全体でのナレッジの活用、情報発信の活用推進を行っている。2015 年度は「ナレッジサイト」に新たに 1,110 件のコンテンツが掲載された（2014 年度 945 件）。とりわけアジェンダ 2030 の採択や第 3 回開発資金国際会議（7 月）等に至る交渉過程における重要文書の紹介や解説等の関連情報 75 件を協議プロセスの進捗に合わせて「ナレッジサイト」上で内部公開した。

指標 5-8 現地 ODA タスクフォースにおける知見・経験・情報の共有状況

機構は、現地 ODA タスクフォース及び本邦企業・NGO 等も含めた拡大現地タスクフォースに積極的に参加し、機構の事業等を通じて得られた情報を大使館及びその他公的機関を含むタスクフォースメンバーに共有した。また、日本の援助の戦略性・予見性・効率性の向上に貢献すべく、現地 ODA タスクフォースを核とした様々な活動を実施した。具体的な事例は以下のとおり。

- **フィリピン**：外務省がノン・プロジェクト無償資金協力によるエボラ熱検査施設を整備する際、現地 ODA タスクフォースで施設設計のノウハウが不足しているとの情報共有を受け、機構から施設設計の専門知見を有する外部人材を派遣し、適切な施設整備設計が可能となった。
- **ベトナム**：官民が連携してベトナムにおけるフードバリューチェーンを構築していくため、現地 ODA タスクフォースの枠組みをいかし、大使館、JETRO、民間企業と協議の上で中長期ビジョンの策定を行った結果、日本の農林水産大臣とベトナム農業農村開発大臣が共同議長を務めた日越農業協力対話ハイレベル会合で承認された（指標 2-1 参照）。
- **現地 ODA タスクフォース遠隔セミナーの実施**：外務省と共同で、現地 ODA タスクフォースの機能向上を目的とした取組も促進している。毎年実施している要望調査に関して、TV 会議システムを用い先進的な取組を行っている現地 ODA タスクフォースの事例を各国の現地 ODA タスクフォースへ共有を行うセミナーを実施した。この結果、各国における要望調査関連作業の改善や効率性の向上の一助となった。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

今後も外交政策に戦略的な事業を実施する為、支援対象国との対話、対外発信、戦略性の高いプログラムの形成などの促進、プログラム・アプローチの更なる推進に期待する。

<対応>

外務省が国別援助方針を策定している 110 か国を上回る 130 か国で技術協力、有償資金協力、無償資金協力を有機的に組み合わせた事業展開を検討し、それを事業計画作業用ペーパーとして取りまとめ外務省と共有を行っている。また、作成した事業計画作業用ペーパーを用い、外務省と協力プログラムレベルでの事業展開にかかる意見交換を実施しており、事業展開の戦略性と予見性の向上を図っている。さらに、支援対象国との対話なども通して相手国の政策・制度との整合性を確保し、協力プログラムの戦略性をさらに強化するため、基礎情報収集・確認調査による協力シナリオ検討のための情報収集や、協力準備調査の実施による協力シナリオの検討等を、地域部・課題部・在外事務所の連携を通じて行っており、今後もこのような取組を継続する。引き続きこれら取組の対外発信の強化も

推進していく。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：外務省が国別援助方針を策定している 110 か国に関する事業計画作業用ペーパーの作成と外務省との共有を行う当初目標に対し、2015 年度はこれを上回る 130 か国分の事業計画作業用ペーパーを共有し、事業展開の戦略性の深化と予見性の向上を図った。ネパールでの災害に対しては、機構全体でシームレスかつ様々なスキームを組み合わせたプログラム・アプローチの展開に加え、組織一体的な事業方針の作成・実施や、開発途上国のニーズに的確に対応するための機動的な対応、政策レベルの働きかけによる支援国会合への機構方針の反映等、より戦略性の高いプログラム形成・運営を行った。また、定量目標である JCAP についても年度計画の目標値（累計 49 か国）の目標に達し、中期計画期間の目標値である累計 50 か国以上の達成に向けて順調に取組を推進している。加えて、日本政府施策である「日メコン産業開発ビジョン」や「産業人材育成協力イニシアティブ」等に対しては、政府施策策定に関して機構より必要な情報提供を始め、方針策定に協力・貢献した。

さらに、日本や機構の強みを活用したジャパンプランドについてもリーフレットの作成と活用などを通して国内外で発信を強化するとともに、国際会議等で防災や UHC 等 MDGs/SDGs や日本の政策に関連した事業成果の発信の強化も推進した。また、SDGs 実施に向けた開発途上国間の技術移転やナレッジ共有の効果向上に対し、三角協力が有効であると国連会議等でこれまでの機構の取組をもとに発信を強化するとともに、SDGs や日本の政策に関連して防災の主流化や都市化への対応、TICAD V フォローなどにおいて積極的に三角協力を活用して対応した。

SDGs 達成への貢献に向けた分野課題別の方針策定などに関しては、機動的に教育分野のポジション・ペーパーを更新した。SDGs の職員の理解の促進も行い、職員向け勉強会を機構内で 6 回開催し、延べ 320 名が参加した。同様に、栄養や高齢化についても勉強会を開催するなど、SDGs 採択等の国際的な動きに対応すべく、ナレッジマネジメントへの取組強化により課題横断的な新たな課題への対応能力の強化を図った。

以上を踏まえ、評価指標の目標水準を上回る成果を上げており、またプログラム・アプローチの推進により事業展開の戦略性の深化と予見性の向上を図り、ネパール災害への対応等においては戦略性の高いプログラム形成・運営を行ったこと、さらには対外発信、三角協力の戦略的活用、ナレッジマネジメントの課題横断的な取組による SDGs 等の新たな課題への対応能力を強化するなど SDGs を始めとして国内外の政策に機動的な対応を推進したことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

SDGs を含めた国内外の政策等への効果的な貢献に向け、分野・課題別の分析及び実施方針等の策定・改訂とその活用を推進する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 6	国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 27 年度開発協力重点方針、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム） 情報	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
役員等が重要な国際会議・イベント等でスピーチ、登壇した回数	20	20	27	28	29	30	
中国・韓国・タイ等の定期協議や関連会議参画数	7	7	4	5	10	11	

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>2. (2) (イ) 事業構想力の強化</p> <p>(ii) 国際社会と我が国の共同利益の実現に向けて、地球規模課題の解決やそのための意識向上に積極的に関与するとともに、国際社会の議論のリードに貢献する。また、国際社会と足並みを揃えつつ、我が国が主導する援助政策・アプローチを広め、我が国の存在感を高めるため、国際機関、新興ドナーといった国際社会のパートナーとの連携を進める。</p>
<p>中期計画</p> <p>1. (2) 事業構想力・情報発信力の強化</p> <p>(ロ) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献 (第一段落は中期目標と同内容につき省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● より効果の高い援助の実現に向け、機構がこれまでの経験から蓄積している効果的なアプローチ等の知見を国際社会において幅広く共有し、国際援助潮流、各地域・国の支援方針づくり等に主要メンバーとして参画するとともに、地域・国毎の援助協調を更に進めるよう努め、地球規模課題等の課題解決に寄与する。 ● 新興ドナーとの戦略的なパートナーシップを強化し、三角協力を推進するとともに、援助協調の枠組への橋渡しを行う。 ● プログラムや個別案件レベルにおいて、国際機関等の他機関との連携を推進する。
<p>年度計画</p> <p>1. (2) 事業構想力・情報発信力の強化</p> <p>(ロ) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献</p> <p>① 国際援助潮流の形成や各国・地域の支援方針づくり等に主要メンバーとして参画し、機構の経験やアプローチ等の知見を国際社会に対して幅広く発信する。特に、2015 年 9 月の合意を目指し本格化・具体化するポスト 2015 年開発アジェンダ及びその実施モニタリングの議論に貢献する。また、開発資金の議論にも貢献する。</p> <p>② 新興ドナーとの対話を促進し、共通関心事項について発信するなど、戦略的なパートナーシップを一層強化する。また、南南・三角協力、知識共有の国際的取組において主導的役割を果たす。</p> <p>③ 国・地域やセクターに関する事業戦略を他ドナーと共有するとともに、プログラムや個別案件レ</p>

ベルにおいて、国際機関等、他機関との連携を推進する。

主な評価指標

指標 6-1 国際援助潮流形成や地球規模課題への貢献に向けた取組状況

(定量的指標) 役員等が重要な国際会議、イベント等でスピーチ、登壇した回数：20 件

指標 6-2 新興ドナーとの戦略的対話や連携に向けた取組状況

(定量的指標) 中国、韓国、タイ等との定期協議や関連会議参画数：7 件

指標 6-3 国際機関等他機関との事業実施における連携推進に向けた取組状況

3-2. 業務実績

指標 6-1 国際援助潮流形成や地球規模課題への貢献に向けた取組状況

1. 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」形成及び同アジェンダ実施モニタリングへの貢献

9 月の国連サミットにて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(以下、「2030 アジェンダ」) が採択された。機構は、2030 アジェンダ形成のための日本政府を中心とした活動に 2014 年度に引き続き貢献した。なお、2030 アジェンダを構成する持続可能な開発目標 (SDGs) 等には、日本が重要課題として推してきた「防災の主流化」、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)」、「持続可能な都市開発」が盛り込まれており、また、指導理念として主張してきた「人間の安全保障」は「人間中心 (people-centred)」という中心概念として 2030 アジェンダの序文に採用された。

- **加盟国間交渉会議に関する外務省方針への協力**: 2014 年度は 2014 年 12 月の国連事務総長統合報告書作成に向けたアジェンダ形成への貢献、並びに日本の重要課題の反映のために要人への働きかけ及び国際社会への発信を積極的に行ったが、2015 年度は国連加盟国間交渉の段階に移ったため、機構は全 8 回開催された加盟国間交渉会議 (2015 年 1 月～7 月、うち 4 回が 2015 年度に開催) に際して外務省が作成する対処方針案にインプットし、日本の国際社会におけるリーダーシップ発揮に貢献した。
- **国連サミットへの貢献**: 9 月の国連サミットには 150 か国以上からリーダーが集まり、2030 アジェンダに関する多くの会合が開催された。機構の理事長は日本が重要課題としてきた人間の安全保障、UHC 及び防災等の 6 つの会合 (公式会合及び 5 つのサイドイベント) に参加し、SDGs が実施段階に移る今後に向けて機構の経験等を基にして以下のような発信を行った。
 - ▶ **不平等と女性の能力強化に関する公式会合**: 開発への女性の参加を促すことが能力やリーダーシップの強化につながる等の論点を強調した。
 - ▶ **人道支援と開発援助に関するサイドイベント**: 第 3 回国連防災世界会議 (仙台) にて合意した「より良い復興 (Build Back Better)」の考え方を人道危機にも適用すべきである点を強調した。
 - ▶ **保健分野のサイドイベント (2 件)**: 外務省とともに UHC や保健システム強化の重要性を訴えた。なお、この UHC を含む国際保健については、同じイベントに出席した安倍総理から日本として G7 サミットや TICAD VI を通して貢献していくことが示されている。
- **SDGs の実施モニタリングに関する議論への貢献**: モニタリングの鍵となる指標案に関し、機構は専門家会合に参加する日本政府の対処方針案に対して主に防災や UHC に関する技術的なインプットを行って貢献した。指標案は 2016 年 3 月に第 47 回国連統計委員会で決定された。
- **SDGs に向けた機構の体制強化**: SDGs 達成のため、国毎の実情に合わせた計画を各国が作成することになっている。各国の計画の策定及び実施への支援を円滑に進めることを念頭に、全在外拠点を対象に各国の策定情報及び機構による支援の可能性に関する情報収集を行った (9 月と 2016 年 3

月の2回)。また、SDGsに対する組織的取組方針の整理とその推進を図るため、企画部内に新たな専門の班を設立した(2016年2月)。

- **SDGsの達成に向けた国際会議への貢献**：2030アジェンダ採択の2か月後、SDGsの達成を目指すという共通認識のもと、国連気候変動枠組条約第21回締約国会合(COP21)がパリで開催され、約150か国の首脳が参加して気候変動対策に関する議論が行われた。機構は14件のサイドイベントで情報発信を行い、そのうちG7閣僚級の参加者が出席した気候リスク保険イニシアティブのサイドイベントにおいては登壇した上で約150人の聴取を前に機構の取組を発信した。(指標3-1参照)

2. 2030アジェンダに関連する日本の重点分野の発信

(1) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)(指標1-1「保健」参照)

- **国際保健分野での日本のリーダーシップ発揮への貢献**：日本政府(財務省、外務省、厚生労働省)及び財団法人日本国際交流センターと共に「新たな開発目標におけるUHC」国際会議を開催した(12月)。機構理事長は開会セッションに安倍総理、武見敬三参議院議員、ビル・ゲイツ財団共同議長、キム世界銀行総裁、チャンWHO事務局長と共に登壇した。会議は各国政府、国際機関、有識者等約300名の参加を得て、強靱で公平なUHC実現の戦略やグローバル・ヘルス・ガバナンスのあり方について活発な議論が行われ、2016年のG7サミットやTICAD VI等の重要会合に向けて日本が国際保健分野でのリーダーシップを発揮する上での布石を打つ機会となった。
- タイにおいてマヒドン王子記念賞会合を共催し、世界各国の保健医療分野のリーダーと共に「UHC達成のための優先順位」をテーマとした議論に参画した(2016年1月)。機構理事が全体会合に登壇して機構の経験に基づいたUHC達成のアプローチを紹介するとともに、UHCへの貢献を含めた母子手帳の意義に関するサイドイベントを主催した。また、10月にペルーにて開催された世界銀行・国際通貨基金(IMF: International Monetary Fund)年次総会では、機構よりペルーの保健大臣らと共にUHCサイドイベントに登壇して日本のUHCの経験を紹介した。5月にアゼルバイジャンにて開催されたADB年次総会においても、機構理事がUHCサイドイベントに登壇して日本の経験に基づく発信を行った。

(2) 防災(指標3-1参照)

- **具体的な支援策に基づく発信**：3月の国連防災世界会議以降初めての大規模災害となった4月のネパール地震の2か月後、同国にて33か国の支援国や多くの国際機関の参加を得て開催された支援国会合に機構理事長が登壇し、将来起こり得る地震リスクに備えるための具体的な支援の取組等について説明した。なお、機構は、国連防災世界会議で合意した「より良い復興(Build Back Better)」の考え方がネパールの復興支援にも適切に反映されるよう、住宅施工方法の展示会を合わせて開催し、多くのネパール政府関係者及び支援国会合出席者の参加を得た。
- 4月の世界銀行・IMF春季会合において、機構理事が防災の主流化を目的としたサイドイベントに登壇し、世界各国から集まる財務省・金融関係者等を前に、日本の防災予算の内容・推移や日本が仙台で発表した防災協力イニシアティブ等を説明し、防災事前投資により経済損失を最小化すべきこと等を指摘した。

3. 日本が打ち出した開発課題・イシューの発信

(1) 質の高いインフラ

- 安倍総理が5月に発表した「質の高いインフラパートナーシップ」に関し、様々な機会を捉えて質の高いインフラの重要性について発信した。
 - ▶ **第3回開発資金国際会議(7月)**:約210の国・機関等が参加した第3回開発資金国際会議では、日本政府とフィリピン及びエチオピア政府が共催したサイドイベントが開催され、機構理事がパネルに登壇して「質の高いインフラ投資」の概念、考え方や機構の取組事例等を説明した。
 - ▶ 「**質の高いインフラ投資**」国際ワークショップ(9月):G20開発作業部会の前日にトルコにて日本政府とオーストラリア政府、世界銀行で共催されたワークショップには18か国の代表及び多くの国際機関が参加し、機構理事が機構のマスタープラン支援からの教訓等を説明した。
 - ▶ **戦略国際問題研究所(CSIS:Center for Strategic and International Studies)の公開セミナー(10月)**:機構から参加して在米日本大使とともに登壇し、米国の関係者を前に、日米両国の開発分野の連携とともにSDGs実施や質の高いインフラに関する日本の政策を説明した。
 - ▶ 「**第6回アジア開発フォーラム**」(2016年3月):日本政府、機構及び韓国輸出入銀行がスリランカ政府に協力して開催した。アジア16か国及び多くの国際機関から100名以上が参加のもと、同フォーラムのインフラ開発のセッションにおいて、外務省から、機構のインドやベトナムでのインフラ支援の優良事例を交えて日本の質の高いインフラパートナーシップを紹介した。
- 「**質の高いインフラパートナーシップ**」に関するADBとの連携:指標2-1、指標6-3、指標14-5、指標14-6参照。

(2) アフリカ

- **TICAD VI プレイベントの開催**:国連サミット(9月)では、機構が主導し、日本政府、アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD:The New Partnership for Africa's Development)計画調整庁、UNDP、国連アフリカ特別代表事務所、世界銀行、コロンビア大学との共催にてTICAD VIプレイベント「産業開発とアジェンダ2063の実施を通じたアフリカ構造転換」を開催し、アフリカの産業開発の重要性について発信した(指標7-1参照)。イベントの最後にはケニア外務国際貿易長官からTICAD VIホスト国として成功に全力を尽くす旨挨拶があり、初のアフリカ開催となる2016年のTICAD VIへの機運を高めた。5月のアフリカ開発銀行の年次総会及び50周年記念式典では、機構理事が域外国唯一のパネリストとして、リベリア大統領、ザンビア財務大臣、同銀行元総裁らとともに登壇し、アフリカへの日本及び機構の貢献について説明した。
- また、機構のアフリカでの取組2件(「5S-KAIZENを適用した病院改善アプローチ」と「ザンビア授業研究」)が、経済協力開発機構開発援助委員会(OECD/DAC)から開発途上国に広く適用できる革新的な取組であると高く評価され、DAC賞ファイナリストとして表彰された(2016年3月)。(指標1-1、指標5-2参照)

(3) ジェンダー

- 「**女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!)**」(8月):(指標18-1参照)
- **国連サミット(9月)**:「不平等・女性のエンパワメント」に関する公式プログラムに理事長が登壇し、女性の参加がエンパワメントやリーダーシップの強化につながる点などを機構の経験を踏まえ

て発信した。

4. 開発資金の議論への貢献

- **第3回開発資金国際会議（7月）**：SDGsの実施に必要となる開発資金について議論するため、約210か国・機関等が参加して開催された。同会議では成果文書「アディスアベバ行動計画（The Addis Ababa Action Agenda）」が採択されたが、機構は、この採択に至るまでに7回開催された加盟国間交渉会議（2015年1月～6月、うち6回が2015年度内に開催）に際して外務省が作成する対処方針案に専門的・技術的観点からインプットし、議論に貢献した。また、機構も参加する国際開発金融クラブ（IDFC：International Development Finance Club）によるステートメントの発表及びサイドイベントの開催を通じて、開発資金の拡充に開発金融機関が果たす役割を発信した。
- **統計方法の改善への貢献**：OECD/DACではODAを中心とした開発資金の統計方法を改善するための議論が行われており、機構審議役がDAC統計作業部会副議長として、事務局や他メンバーと共に意見の取りまとめや議論の促進を行った。また、関連するDACハイレベル・シニアレベル会合（10月と2月）、本会合（年に約8回の頻度）及びDAC統計作業部会関連会合（5月、11月、3月）と関連非公式会合（複数回）への参加や外務省へのインプットを通じて、民間セクター向けの支援や平和と安全への貢献等、日本のODAが適切に評価・計測されるべく議論に貢献した。2016年2月のDACハイレベル会合の結果は、民間セクター向け支援等において日本の主張が反映されたものとなった。

指標6-2 新興ドナーとの戦略的対話や連携に向けた取組状況

1. 韓国、中国及びアジアのドナーとの連携推進

- **アジアドナー4者協議**：初めて東京においてアジアドナー4者（機構、中国輸出入銀行、韓国輸出入銀行・対外経済協力基金（EDCF：Economic Development Cooperation Fund）、タイ周辺国経済開発協力機構）協議を主催し、SDGsの1つである「持続可能な都市」について議論を行った（11月）。機構からは、マスタープランの作成から事業の計画策定・実施・維持管理、さらに組織・人材能力強化に至る包括的な支援、また、包括的な都市診断ツールや都市間協力の推進等の最新議論を紹介した（指標2-1参照）。今後も知見共有のプラットフォームとして同協議を実施していくことが確認された。
- **韓国**：韓国国際協力団（KOICA：Korean International Cooperation Agency）及びEDCFと定期協議を実施した（2016年1月）。KOICAとは、SDGsへの対応、ボランティア事業、研修事業、環境社会配慮等にかかる連携協議等を行い、EDCFとは、民間セクター連携、ODAの現代化、環境社会配慮等について情報・意見交換を行った。また、10月に機構副理事長がソウルで開催された韓国外交部及びKOICA主催の国際会議に参加した際、並びにKOICAとの定期協議の機会においてKOICA総裁と面談し、両機関間の連携推進について意見交換を行った。
- **中国**：東京にて中国輸出入銀行との定期協議を開催した（11月）。借款事業の評価をテーマとし、両機関の評価や審査の制度について意見交換した。また、9月、中国にて、機構中国事務所が中国商務部国際貿易経済合作研究院（CAITEC：Chinese Academy of International Trade and Economic Cooperation）とセミナーを実施し、中国政府関係機関及び他ドナー（ADB、EDCF、フランス開発庁、米国国際開発庁、UNDP）で開発金融の現状と課題について議論を行った。
- **タイ**：タイ国際開発協力機構（TICA：Thailand International Development Cooperation Agency）の組織・人材育成強化支援の一環として、タイ外務省幹部及びTICA職員等約50名を対象に機構の

事業実施体制を紹介した（9月）。

2. 他の新興ドナーとの連携推進

自らが被援助国でありつつ、他の開発途上国に援助を行う国々との意見交換や支援を通じて連携推進を図った。

- **トルコ**：トルコの財務庁、開発省、外務省、国際協力調整庁の局長レベル8名を研修事業の一環として招聘し、機構の関係部署から各支援スキームの紹介や他の開発パートナーとの連携方法・事例について紹介を行った（2016年2月）。
- **カザフスタン**：カザフスタンにて開催された「アスタナ経済フォーラム」のサイドイベントに機構理事が登壇し、機構自身の援助機関としての発展経験や新興ドナー機関への能力強化支援の経験を踏まえて議論を行った（5月）。なお、11月にカザフスタン外相がOECDを訪問した際、多くのDACメンバー国が出席する中で同国の援助実施機関設立に関する機構の支援への謝意並びに連携の期待の表明があった。
- **モロッコ**：モロッコ国際協力機構（AMCI：Agence Marocaine de Coopération Internationale）長官を招聘し、機構の南南協力・三角協力の取組について紹介した（7月）。

3. 南南・三角協力の推進：指標 5-4 参照。

指標 6-3 国際機関等他機関との事業実施における連携推進に向けた取組状況

1. 開発金融機関との連携の推進

(1) 国際開発金融機関

- **世界銀行グループ**：米国にて「JICA-世界銀行ハイレベル対話」を開催した（7月）。機構理事長及びキム世銀総裁他が参加し、TICAD VIを念頭に置いたアフリカでの事業の連携強化等について合意した。また、世銀の理事会メンバーに向けて国連防災世界会議を踏まえた具体的な取組手法を共有すべく、機構が取り組む災害から復興までのシームレスな支援について機構理事長が講演した。また、国際金融公社（IFC：International Finance Corporation）と開発途上国における民間セクター向け融資業務の円滑な協働のための基本協力協定を締結した（4月）。
- **ADB**：日本が5月に発表した「質の高いインフラパートナーシップ」の着実な実施のため、今後5年間で民間インフラ案件への出融資に最大15億ドル及び公的インフラ整備促進のための融資に最大100億ドルを目標とした業務連携枠組みに関する覚書（MOU）を締結した（11月）。また、うち15億ドルについてADBの信託基金に出資するための契約書を締結した（2016年3月）。「ハイレベル・リトリート」（定期協議）を開催し、両機関間の連携促進のためのハイレベルの協議を行った（2016年2月）。なお、メコン地域や東南アジア地域などの地域別リトリートも実施している。（指標 2-1、指標 14-5、指標 14-6 参照）

(2) 国際開発金融クラブ（IDFC）

- 23の先進国、新興国、地域開発金融機関からなる国際的なネットワークであるIDFCの副議長兼運営委員会メンバーを機構が務め、活動を牽引した。関連会合（9月、10月、12月、2016年2月）に参加するとともに、気候変動に関する諸種の取組（IDFC気候資金報告書の作成、国際開発金融機関（MDBs：Multilateral Development Bank）との気候資金のトラッキング手法の調和化、金融機

関における気候変動対策に関する主流化)に積極的に貢献した。

2. 他ドナーとの連携の推進

(1) 国際機関

- UNDP: 5月にUNDPとの定期協議を開催し、震災後のネパールにおける災害後ニーズ調査の現場レベルでの連携や、キルギスでの選挙支援における連携等について協議した。
- 国連高等難民弁務官事務所 (UNHCR): 5月の副高等弁務官の来訪、11月の高等弁務官の来訪を捉えて、中東、アフリカ、アジア地域における連携促進に向けた協議を実施するとともに、アジア・大洋州地域の人道・開発関係者に対する安全管理能力研修を共同で実施した(7月、11月)。

(2) 二国間ドナー

- フランス開発庁: 日仏政府による「アフリカにおける持続可能な開発、保健及び安全のための日仏計画」(2015年10月に仏首相来日の際に発表)の策定を援助実施機関として支援するとともに、2016年2月に定期協議を開催し、2016年の重要な国際会議に関する「アフリカ」、「気候変動対策」、「持続可能な都市」などの開発課題について今後の取組の方向性を確認した。
- 英国海外開発研究所 (ODI: Overseas Development Institute): 機構がエチオピアで取り組んできたカイゼン事業に焦点を当てた研究を委託し、2016年1月、英国国際開発省 (DFID: Department for International Development) やブルッキングス研究所等の参加を得たワークショップを開催した上で、カイゼンを中心とした取組の積極的な展開がアフリカの産業振興にとって重要であるとの認識を得た。
- 政府間協議等への貢献: 12月の日英開発政策対話、2016年3月の日米開発対話に参加した。さらに、オーストラリア、カナダ、他の欧州諸国とも先方要人の来訪に応じて連携に関する意見交換を実施している。

(3) 個別事業における連携

- アフガニスタンにおける水資源管理: 世界銀行と個別事業における連携を進めつつ、課題全体の解決に向けた基盤整備を共に行った。世界銀行は同国に約180の水文気象の観測所を設置し、機構は技協協力プロジェクト「水文・気象情報管理能力強化プロジェクト」を通して観測所の水位、降水量等のデータの質向上を支援し、両機関がハードとソフトで補完し合う連携を行った。双方の関係者がお互いの研修に参加することで同国の水資源管理について共に分析するとともに、機構の理事と世界銀行の副総裁が連携促進を確認した。これらを踏まえ、機構は、世銀とともに同国では一度も開催されていなかった関連3省庁とドナーが一同に介する「土地と水に関する最高評議会」における「水資源に関する技術会合」の初開催を主導し、同国全土の水資源の計画と事業を検討していく基盤を整備するに至った。(指標 3-1、指標 4-1 参照)
- ネパール震災後の復旧・復興支援: 他ドナーと共にニーズ調査を支援した上で、世界銀行及びADBと早期の復興に向けた個別事業で連携した。ネパール政府は地震による甚大な被害が生じた後、機構、世界銀行、欧州連合(EU)、UNDP等の支援を受けて4月に災害後ニーズ調査を実施し、復旧・復興の資金ニーズを算出した。この結果を基に、機構はもっとも復旧ニーズが高い住宅再建を世界銀行との協調融資案件「緊急住宅復興事業」(120億円)により、また次に復旧ニーズが高い学校再建をADBとの協調融資案件「緊急学校復興事業」(100億円)により支援した。(指標 3-1、指標 15-1

参照)

- **長期化した難民問題の解決に向けた支援(ザンビア、ウガンダ)**:ザンビアでは、2015年3月の UNHCR との合同ミッションを踏まえ、7名のザンビア行政官への本邦研修の実施を通じて、UNHCR 支援の下で進められている元アンゴラ難民の現地統合の準備プロセスを支援した。ウガンダでは、技術協力「コメ振興プロジェクト」を通して、UNHCR 関係者及び元難民など約540名に対して、自立に必要な農業知識・スキルを学ぶ機会を提供した。こうした取組は、長期化した難民問題の解決に関する「解決同盟 (Solutions Alliance)」の国際会合において、ザンビア政府等から高く評価された。(指標 4-1 参照)

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、より効果の高い援助の実施に向け、機構の知見・経験を積極的に国際社会に発信することを求めたい。また、併せて他ドナー、国際機関等の他機関との戦略的なパートナーシップ強化、プログラムや個別案件レベルにおける連携促進に期待する。

<対応>

2014年度に引き続き、2030アジェンダの交渉においては日本政府を支援し、また9月の国連サミットでの理事長の公式会合及び5つのサイドイベントへの登壇などの積極的な貢献を通じ、日本が主張する人間の安全保障、UHC、防災等の採択文書への反映を確実なものとした。また、7月の第3回開発資金国際会議や12月の国連気候変動条約のCOP21でも機構理事等が閣僚級のサイドイベントなどに登壇して機構の経験や取組を発信した。

新興ドナーとの連携強化について、中国、韓国との定期協議を着実に実施し連携関係を継続するとともに、タイ、カザフスタン、トルコ等に対して機構の経験・知見や援助アプローチの共有等を行った。

世界銀行グループとは、第2回目のハイレベル対話を世界銀行本部にて開催し、2016年のTICAD VI等を見据えた新たな連携を模索するとともに、アフガニスタンでは政策レベル、現場レベル双方にて一体的な連携による水資源管理支援を展開している。地域開発金融機関の間でもADBとの連携枠組みの強化など、日本政府の政策を踏まえた戦略的なパートナーシップを一層強化した。また、英国ODIへの研究委託及びODI他の研究者を中心としたワークショップを通じて、機構がアフリカで取り組んできた事業の重要性の認識を高めた。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：国際援助潮流の形成や地球規模課題への貢献のため、年度当初に参加を想定していたもの以外にも、重要性に鑑みつつ様々な国際会議等に積極的に参加した結果、重要な国際会議・イベント等で理事長や役員等がスピーチや登壇を行う実績は30件となった。特に、9月の2030アジェンダの採択に関しては公式会合及び5つのサイドイベントに登壇するなど、日本が主張する人間の安全保障、UHC、防災等の採択文書への反映を確実なものとすることに貢献した。また、採択文書案及びSDGs実施に必要な開発資金に関する国連加盟国間交渉が年度を通じて頻繁に行われ、OECD/DACにおけるODA統計等に関する交渉も含めて日本政府に対してインプットを行い議論に貢献した。これらの交渉の結果、

民間セクター向け支援等に関する日本の主張が反映された。

また、アジェンダ採択後では初めての保健分野の大規模国際会議となる UHC 国際会議を日本政府等と共催し、国内外の政府・国際機関代表等約 300 名による UHC 実現に関する議論を促し、2016 年の G7 サミットや TICAD VI における日本のリーダーシップ発揮の布石を築いた。さらに、アフリカに関しては、機構が同地域で進めてきた取組 2 件が OECD/DAC から高い評価を受けて DAC 賞ファイナリストとして表彰された。

さらに、国際社会への積極的発信について、上述の 9 月の国連サミットに加えて 7 月の第 3 回開発資金国際会議や 12 月の COP21 で機構理事等が閣僚級イベントに登壇し、UHC、質の高いインフラ、防災、ジェンダー、アフリカ等の日本の重要分野・イシューについて重点的に発信した。他ドナーや国際機関との戦略的パートナーシップ強化等の連携促進については、世界銀行グループと昨年引き続き 2 回目のハイレベル対話を開催し、IFC と民間セクター向け融資業務に関する基本協力協定を締結し、連携事業の基盤を強化した。また、特に、ADB との連携については、「質の高いインフラパートナーシップ」の着実な実施に向けた連携枠組覚書を締結し、ADB の信託基金に出資するための契約書の締結等、具体的な連携を促進させた。

新興ドナーとの戦略的対話や連携に向けた取組においては、中国・韓国等との定期協議を全て計画どおり実施したことに加え、当初目標を上回る 11 件の関連会議等に参画した。また、トルコ、カザフスタン、モロッコとは国際会議や本邦招聘時に機構の取組を紹介し、カザフスタン外相からは OECD 訪問時に機構支援に関する言及がなされるなど、機構の援助手法や組織マネジメントの共有の取組は高い評価を得ている。

以上を踏まえ、評価指標の目標水準を上回る成果を上げており、また、日本の重要課題についての積極的な発信等の各種の取組を通じ、2030 アジェンダへの確実な反映や 2016 年の日本のリーダーシップ発揮に向けた布石を打つ実績が得られたことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

国際援助潮流の形成に参画するとともに、機構の経験や開発課題へのアプローチ等を国際社会に対して幅広く発信するため、SDGs の実施に関する議論や 2016 年度に予定される主要国際会議（例：世界人道サミット、TICAD VI、ハビタット III）における議論に貢献する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 7	研究
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 27 年度開発協力重点方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
外部研究者等との連携による研究実績（外部研究者の参加を得た研究プロジェクト数）			15	17	20	27	
研究成果物の発行実績（ワーキングペーパー、書籍）	20 8	16 8	16 8	16 10	25 9	25 9	
シンポジウム・セミナーの回数			23	26	26	32	
② 主要なインプット情報							
	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		
従事人員数（人）	35	36	37	36			

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>開発途上地域及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、より戦略的、効果的かつ効率的な事業を実施するため、機構は、開発協力に関係する我が国及び海外の大学や研究機関と連携し、機構事業での確実な活用及び国際的な援助潮流への影響を拡大すべく、研究領域を設定し、また研究課題を実施する。その貢献について定期的に検証を行い、研究の成果に基づき対外発信を更に充実させる。</p>
<p>中期計画</p> <p>（第一段落は中期目標と同内容につき省略）</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構の事業への反映や国際援助潮流に影響を与え得る研究テーマの設定を行うとともに、質の高い研究を効率的に実施するため、機構が事業実施を通じて培ったこれまでの知見を活用しつつ、共同研究や委託を含めて国内外のリソースとの連携、内部体制の充実、外部査読、第三者委員会による検証等の研究の質の確保への取組を強化する。また、研究成果の組織内への還元と対外発信の強化のため、戦略的な発信機会の確保と発信媒体の工夫に取り組む。
<p>年度計画</p> <p>1.（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>（ハ）研究</p> <p>機構が蓄積した知見の体系化・活用及び国内外のリソースとの連携を通じて、事業へのフィードバックと国際援助潮流の形成に資する国際水準の研究を行う。また、ワーキングペーパーや書籍の発刊、国際シンポジウムやセミナーの開催、ウェブサイトの充実に加え、国際的な研究機関との連携を強化することによって、より戦略的、効率的な対外発信を行う。さらに、これらを達成するために研究体制の更なる充実を図る。</p>

主な評価指標

指標 7-1 開発効果の向上に資する質の高い研究の実施並びに研究成果の対外発信及び事業へのフィードバックの強化に向けた取組状況
(定量的指標) ワーキングペーパー：20 本、書籍発行数：8 冊

3-2. 業務実績

指標 7-1 開発効果の向上に資する質の高い研究の実施並びに研究成果の対外発信及び事業へのフィードバックの強化に向けた取組状況

1. 研究体制の強化

(1) 内部研究人材の確保・育成

- 質の高い研究を行う組織基盤を担保するため、20 名の常勤研究人材（うち 16 名が博士号所持者または博士課程在籍者）を確保した。
- 職員等の研究能力向上を目指したリサーチ・ネットワーク活動を促進するため、職員に対して学位取得応援セミナー、論文の書き方セミナーなどにおける講義を計 7 回実施した。
- 海外拠点現地職員を含めた内部研究人材の育成及び拡充のため、リサーチ・プロポーザル事業を実施している。機構事業の対外発信や現地職員を含む機構職員の研究能力向上の寄与の度合いなどを基準に研究が採択され、2014 年度に採択したマラウイ事務所現地職員のリサーチ・プロポーザル「マラウイにおける中等教育学校の教師の定着要因に関する検証」については、研究メンター指導の下で研究を実施している。研究成果は今後機構内部にて共有し、かつ外部公開も検討する。また、2015 年度は 2 件を採択し、うち「インドにおける社会的企業の革新的アプローチ」の研究を開始した。
- 研究所の元上席研究員（当時、現南スーダン事務所長）が貧困削減レジームの効果と限界の実証的な検証に取り組んだ結果を取りまとめた著作「国際援助システムとアフリカポスト冷戦期『貧困削減レジーム』を考える」が、国際開発のさまざまな課題に関する優れた指針を示す研究図書を表彰する第 19 回「国際開発研究大来賞」を受賞した。

(2) 客員研究員、招聘研究員等の拡充

- 外部研究者の広い見識や、多角的かつグローバルな視点を取り入れることでより質の高い研究を行うため、スリン・ピッスワン元 ASEAN 事務総長を含む特別招聘研究員 2 名、客員研究員 7 名、招聘研究員 11 名の合計 20 名を非常勤研究員（うちバングラデシュ、インドネシアなどの開発途上国を含む海外の研究者が 8 名）として委嘱し、研究を行った。特に客員研究員、招聘研究員については、前年度の 5 名、3 名から大幅に拡充した。

(3) 国内外の研究者・研究機関等との連携案件の実施

- 2015 年度は延べ 126 名の外部研究者（国内 31 機関より 65 名、海外 40 機関より 61 名）の参加を得て、新規 10 件を含む 27 件の研究を実施した。
- 特に「サブサハラ・アフリカにおける米生産拡大の実証分析（フェーズ 2）研究」については、国内の研究者や機構内の事業部門と密接に調整を行いつつ研究を実施し、10 月にはフェーズ 1 からの研究成果を世界銀行の研究者と共同してまとめた英文書籍のローンチイベントをワシントン（世界銀行）と東京で開催した。「米の栽培技術を小規模農家が身に付けるような指導が確実に行われれば、サブサハラ・アフリカでの米の緑の革命は可能」と発信した本イベントは、実証分析に基づいた政策提言を行っているとの高い評価を得た。

- 海外の研究機関との連携事例として、米国のブルッキングス研究所、戦略国際問題研究所（CSIS）、コロンビア大学政策対話イニシアティブ（IPD：Initiative for Policy Dialogue）、ガーナにあるアフリカ経済改革研究センター、Emerging Markets Forum（EMF）の5機関と連携した研究を実施し（下記2.参照）、これらの研究を通じて国際的なネットワークを強化し、発信力の強化にもつながった。

2. 現場での事業経験に根差した国際水準の研究の実施、研究成果の対外発信、国際援助潮流形成への貢献

(1) 現場での事業経験に根差した国際水準の研究の実施

- 2015年度は、新規、継続合わせて27件の研究プロジェクトを実施するとともに、研究の質を高めるために前年度に引き続き全案件に外部研究者の参加を得た。機構事業の戦略的实施と国際援助潮流の形成に貢献するため、特に機構事業でのニーズが高い「紛争中および紛争後の教育」、「気候変動適応対策の経済的評価」等に関する10件の新規プロジェクトを立ち上げた。
- 「質の高い成長」を掲げる開発協力大綱が2015年2月に閣議決定され、また持続可能な開発目標（SDGs）が9月に採択されたことも受け、「質の高い成長」の国際的議論に日本・機構の経験を反映させるべく、研究所内の知見を重点的に投入するフラッグシップ研究に着手した。2015年度は、質の高い成長に係る国際的議論の潮流を体系化するために、「質の高い成長」のコンセプトである3つのテーマ（包摂性、強靱性、持続可能性）に関する先行研究をレビューし、「開発協力文献レビュー」として研究所ウェブサイト公表した。
- 2015年度に機構として初めて科学研究費助成事業の申請3件が採択され、「インクルーシブビジネスの社会・文化的影響に係る研究」、「低学年児童における保護者による学習支援の実態把握と低学力の改善に関する研究：カンボジアを事例に」等の研究プロジェクトを事業の現場での経験も踏まえて実施中である。
- 教育をテーマに2016年3月に開催されたGDN（Global Development Network）の年次総会において、「JICA事業の体系的なインパクト分析の手法開発」の研究成果を踏まえ、ニジェール、ブルキナファソにおける技術協力を通じて得られたデータを活用したSchool Based Management（SBM）のインパクト分析について発表した。本インパクト分析の結果はSBMがコミュニティにおける社会関係資本（学校関係者・親等の間での相互信頼など）の強化や学校教育成果の向上（留年率の低下など）に与える効果について、定量的エビデンスを提供したという点で有益なものであり、現場に根差したデータや具体性の高い事例としての評価を得た。また、教育における地域社会の役割をテーマとする議論に貢献した。

(2) ワーキングペーパー、書籍等の発刊

- 上記の研究プロジェクトの成果として、25本のワーキングペーパーを発刊した。また、書籍を9冊発刊した。
- その他、3本の論文が査読付き英文学術誌に掲載され、5件の執筆物が書籍等に掲載された。
- ワーキングペーパーについては、2015年度に9万1,616回ダウンロードされ（2010年度以降発刊されたワーキングペーパー127本の2015年度ダウンロード数。2014年度7万3,324回）、2014年度に比べ2割以上増加した。1本当たりの年間平均ダウンロード数は721回であり（2014年度720回）、2015年発刊のワーキングペーパーについても4件のダウンロード回数が2,000回を超えており、研

究成果が広く活用されている。

(3) シンポジウム・セミナーの開催を通じた国際機関等への成果発信、意見交換の実施

32 件のシンポジウム・セミナーを実施し研究の成果発信を行った。具体的な事例は以下のとおり。

- コロンビア大学政策対話イニシアティブ（IPD）と機構の共同研究書籍の出版記念を兼ね、国連総会のサイドイベントとして「産業開発とアジェンダ 2063 の実施を通じたアフリカの構造転換」を開催した（9 月）。本イベントには IPD 代表のスティグリッツ教授、UNDP 総裁、NEPAD 長官、外務省アフリカ部長、機構理事長等が登壇した。アフリカ各国大臣等を含む約 100 名の参加を得、理事長からアフリカの経済構造転換における産業開発の重要性やアジアの経験のアフリカへの応用の可能性について発信した。機構が支援しているエチオピアのカイゼンへの取組の効果にパネリストの注目が集まった。本イベントは TICAD VI のプレイベントとしても位置付けられており、2016 年 8 月の TICAD VI サイドイベントでは、アフリカの経済発展を促進する産業政策をテーマとした書籍の成果を発信していく予定である。（指標 6-1 参照）
- 国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP：United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific）北東アジア事務所及び日本国際開発学会と第 2 回北東アジア開発協力フォーラムを共催した（10 月）。本フォーラムには域内の支援国（日中韓露）及び受益国の研究者約 100 名の参加を得、「SDGs 達成に向けた北東アジア諸国の開発協力の可能性」について議論した。これらの議論により、機構の研究者を含む日中韓露の研究者・実務者間の北東アジア開発協力に係る信頼醸成に寄与した。
- ブルッキングス研究所と機構の共同研究成果をまとめた「The Last Mile in Ending Extreme Poverty」の発刊を記念し、ワシントン D. C. で同研究所と機構がパネルディスカッションを共催した（7 月）。本パネルディスカッションでは、編著者であるブルッキングス研究所のホミ・カラス上席研究員の司会の下、同じく編著者の機構理事等が登壇し、2030 年までに世界の貧困を撲滅するための重要な要素を議論した。
- 米国戦略国際問題研究所（CSIS）との初の共同研究プロジェクトとして「持続可能な発展と貧困削減のためのイノベーションに関する研究」を立ち上げ、東京（7 月）、ワシントン D. C. で有識者会合を開催した（9 月）。革新的技術の開発途上国への移転や、都市化対策としてのスマートシティー建設といった日米が強みを持つ先駆的な取組が開発途上国の課題解決に対していかなる潜在的可能性を有するか、意見交換を行った。
- アフリカ経済改革研究センター（ACET）と共同研究「Transforming Africa's Agriculture」を実施した。日本のサブサハラ・アフリカにおける米生産拡大に向けた取組（CARD）の実証分析結果等共同研究の成果が、ACET のフラッグシップ・レポート「African Transformation Report」に反映される見込みである。これにより、TICAD VI の農業分野の議論において、日本・機構の取組や方向性が反映されることが期待される。
- Emerging Markets Global Forum と 2050 年の世界経済情勢に重要な影響を与えると予測される都市化、食糧問題、経済や金融等の 10 のメガトレンドについて共同研究を行い、Emerging Markets Global Forum 2015 を東京で開催した。機構理事長及び理事がそれぞれセッションⅣ（都市化）、セッションⅦ（食糧生産と食糧安全保障）の議長を務め、同フォーラムの議論に貢献した。
- 書籍「持続可能な農業を目指す開発—セラードの奇跡」の刊行に当たり、ブラジル農畜産研究公社等と記念セミナーをブラジルとサンパウロにて共催した。本セミナーでは、不毛の土地であった「セラード」が機構の協力を通じて世界で最も生産性の高い農業地帯の一つへと生まれ変わった歴

史を紹介した。また、生態系や環境保護を重視しつつ、包摂的で持続可能な農業・地域開発に貢献した本事業はSDGsの観点からも注目すべき偉業であることを関係者間で確認した。

- 人間開発報告書 2015 「人間開発のための仕事」の刊行を記念し、UNDP 人間開発報告書室長の参加を得て、UNDP と記念シンポジウムを共催した(2016年3月)。同報告書の「質の高い仕事」(quality work)の一つの考え方として、機構の「経営的人的資本向上による中小企業振興インパクト分析」からの事例として、日本独自の取り組みであるカイゼンを紹介した。機構が中南米8か国で実施したカイゼンに係る研究の結果を引用し、カイゼンが日本以外でも生産性の向上を促し、「質の高い仕事」を生み出す上で有効であることを説明した。
- 青年海外協力隊事業を政治学、人類学、社会学など様々な学問の観点から分析した「青年海外協力隊の学際的研究」の成果発表、及び発表内容を踏まえた協力隊の取組の深化に向けた意見交換を目的として公開セミナー(5月、7月)、公開シンポジウム(11月)を開催した。公開セミナーは、学生や一般の方々をも対象とし、隊員経験者の主観ではない客観的なデータに基づく分析結果を発表することで、協力隊事業に対する理解の向上に貢献した。また、公開シンポジウムでは、研究成果に基づいた議論を行った結果、協力隊事業の主要な目的である友好親善と青年育成が、もう一つの目的である開発協力にもつながっていくという考え方も提示され、協力隊事業の今後の取組に対する示唆が得られた。2015年度は協力隊事業50周年の節目の年でもあり、これらのセミナー、シンポジウムを50周年関連事業にあわせて実施することで、研究成果の積極的な広報にもつながった。
- さらに、同研究成果を海外のボランティア事業実施機関や関係者に共有するため、2015年10月に東京で開催された国際ボランティア会議(IVC02015)にて、協力隊事業の歴史や、協力隊員から収集したアンケートデータの分析結果をパネルディスカッションで発信した。ボランティアに対するアンケート結果を計量分析した研究は世界でもあまり例がなく、各国のボランティア事業の成果や今後の課題等に関心を持つ参加者からの共感を得られた。本発信により、その後様々な国際的ボランティア機関関連イベントへの参加が求められており、国内に留まらず海外のボランティア事業実施機関からも同研究が認知された。
- 機構の過去の活動を振り返り、その軌跡と結果を分析し、具体的で興味深い事実をふんだんに盛り込んだストーリーとしてまとめる出版プロジェクトである「プロジェクト・ヒストリー」シリーズの一環として、書籍で取り上げた協力事例の試行錯誤のプロセス、成功要因、教訓、また関連する開発課題を広く議論することを目的に、バングラデシュの砒素汚染対策、エチオピアの森林保全、カンボジアの上水道を取り扱ったプロジェクト・ヒストリーの出版記念セミナーを地球ひろばとの共催により3回開催した。本セミナーには合計約250人の出席を得、機構のプロジェクトの成果を広める機会となった。

(4) 学会発表、外部講演、政策担当者等へのブリーフィング等

- 機構の研究の成果を広く学界や一般に広め、有効なフィードバックを得るため、国際開発学会(9件)、比較教育学会(6件)をはじめ、学会での発表を36件、その他の外部講演等を79件実施した。
- 機構の取組やそれを踏まえた研究の成果をカウンターパート政府に共有する取組の一例として、ミャンマー国民民主連盟(NLD: National League for Democracy)の経済委員会幹部15名の来日の機会を捉え、「ミャンマー経済の新たな現実と課題」に関する研究成果を取りまとめた書籍“The Myanmar Economy”を配布し、さらに講義を行うことで、同国の新政権の政策担当者に対し機構の事業の理解を促進する一助となった。

- ブルッキングス研究所との共同研究の成果である「The Arab Spring Five Years Later : Toward Greater Inclusiveness」と「The Arab Spring Five Years Later : Case Studies」の発刊を記念するセミナーの開催（12月東京、2016年1月ワシントンD.C.、同年3月チュニス）や、ドローヴィル・パートナーシップ高級実務者会合（2016年3月）での機構職員による研究成果の発表を行った。また、同研究成果を踏まえ世銀との中東地域における事業連携も検討を進めているほか、世銀副総裁と中東欧州部長連名による日経新聞記事への寄稿（2016年2月）に際してインプットを行った。

(5) 研究成果の外部での活用

- 2014年度に実施したプロジェクト「開発協力戦略の国際比較研究：G20 新興国を中心に」の成果である中国の対外援助額推計について、2015年度上半期に外部での発信、政策担当者等へのブリーフィング及びプレス対応を計19回実施し、研究成果の広報に努めた。中国の対応が世界各国の高い関心事項となっている中、中国の対外援助の実態の解明に寄与したと国際的に評価された。ダウンロード数は2015年も伸びて単独で13,000回を超えており、時宜を得た研究成果の発信となった。
- 機構理事長が機構の経験や知見をもとに執筆したワーキングペーパー「Toward a Theory of Human Security」がUNDP人間開発報告書室のブログHDialogueに掲載され、関連する研究者、実務家に人間の安全保障に対する機構の取組が広く共有された。
- ブルッキングス研究所との共同研究成果をまとめた、「Getting to Scale: How to Bring Development Solutions to Millions of Poor People」は2015年秋の米国ハーバード大学開発系修士コースのコースワーク用の参考図書リストに掲載され、開発を志す学生に広く読まれている。

3. 研究成果の機構内共有、事業へのフィードバック

(1) 研究成果の事業へのフィードバック

- 研究成果の事業へのフィードバックの促進を図るため、事業部門の職員等、研究所以外の機構関係者が研究分担者として参加し、連携関係の深化を促進している。2015年度に実施中の研究プロジェクトでは、27件中16件に機構関係者が研究分担者として参加し、うち2015年度に新たに開始した研究プロジェクトについては、すべてにおいて事業部門から研究分担者としての参加を得て研究を実施した。
- タイを対象とした研究「中小企業振興支援の効果」では、技術協力「地方レベルの統合中小企業支援普及プロジェクト」の一環で行われた実施機関との協議に研究所からも参加し、研究の中間成果にかかるフィードバックを実施した。技術協力を通じ強化を図っている企業向けのBusiness Development Service (BDS) を活用した企業の方が経営・マーケティングのレベルが高いとの分析結果をタイの工業省産業振興局等と共有した。係るフィードバックを通じ、中小企業支援のネットワーク化の推進に向けた今後の取組方針等、具体的なコメントを得た。
- 実施中の技術協力プロジェクトと連携している「サブサハラ・アフリカにおける米生産拡大 (CARD) の実証分析」では、プロジェクト活動の実施を通じて得られた現場からのインプットを研究に生かしつつ、一方で研究の結果から明らかとなった事柄、即ち、「栽培技術の普及が生産性向上の鍵であり、正しい栽培技術の普及のための農業普及員と農民の研修による人材育成が重要であること」につき事業の現場にフィードバックし、それを踏まえた具体的方策をプロジェクト内で取り入れる形で進めている。また、これらの成果は、日本学術会議と機構の共催による公開シンポジウム「TICAD VI in Nairobi: スマート・ドナーとして何を発信するのか？」でも議論した。

- 南アフリカ共和国の土地問題に関する先行研究を踏まえて、機構事業部門の国別分析ペーパー（JCAP）作成プロセスでオープンディスカッションに機構研究所も参加し、土地問題が開発課題において大きな問題となり得る点について研究成果からのインプットを行うことで、同国の国別分析ペーパーの質の向上に貢献した。

(2) 内部向けのセミナー、勉強会等での共有

- ランチタイムセミナーの開催等を通じて、研究成果の機構内部での共有を積極的に行った（ランチタイムセミナー13回、その他4回）。特に、人間の安全保障関連の知見のフィードバックに力を入れ、機構理事長による特別講義を含めて事業部門向けの勉強会等を4回開催した。
- なお、ランチタイムセミナーは全49回開催し、研究成果のフィードバックのほか、研究プロジェクトの成果や国際的に活躍している関連分野の研究者による最新の研究内容などを機構関係者に共有した。

4. 戦略的な取組

- 研究所が蓄積してきた研究成果を総合的に活用し研究領域の連携を促進するために、個別の研究プロジェクトを超える大きなテーマを対象とした研究課題に取り組んでいる。また、より大きいテーマの研究を行うことで、研究所全体としての対外発信の強化を目指している。具体的には、2015年度から「質の高い成長」をテーマとしたフラッグシップ研究に取り組んでいる（2.（1）参照）。
- 研究の質を高めるために、外部からの意見を取り込んだ研究の企画や実施を推進している。2016年度に開始する予定の「ODA 歴史研究」では、その立ち上げプロセスにおいて、多くの研究者の参画を得て、多様なアイデアを取り入れていくために内容検討会を一般公開により開催している。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

研究事業は、機構が現場で培った知見を分析・体系化し、自らの事業実施に反映させるとともに、その研究成果を国際場裏の議論や国際援助潮流に反映させるという重要な機能を持っているため、引き続き質の向上を図るべきである。その際、学術研究ではなく日本の強みを活かした協力の推進につなげるべく、「質の高い成長」のコンセプト化、その具体的事例やインパクトの検証は、今後、開発協力大綱の実施において重要であり、引き続き、日本や海外研究機関と連携してこの分野の研究を強化していくことを期待する。

<対応>

海外研究員を含む非常勤研究員の大幅拡充や他研究機関との連携等により研究体制の強化を進めるとともに、外部査読者による論文の査読に加え、その分野における著名な研究者を共同研究者として迎え入れ、内部査読を依頼することで、査読プロセスの効率化を図りつつ、研究の質の維持・向上を図った。また、「質の高い成長」に関するフラッグシップ研究に取り組み、2015年度はその成果として先行研究レビュー結果を内外に公開した。また、ブルッキングス研究所との共同パネルディスカッションの開催や CSIS との初の共同研究プロジェクトの開始など、他研究機関との連携を更に強化する取組を行った。さらに、研究案件の事業へのフィードバックに力を入れ、機構関係者を研究分担者として巻き込んだ研究の実施や、実施中プロジェクトと一体となった研究の実施を促進し、現場に根差した定量的データをもとに、各種研究機関や援助機関の関係者とも意見交換を行うなど、現場での日本の経験を分析し、その研究成果をアカデミックな議論につなぐ役割を担った。

3-4. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：B

根拠：外部からのより広い見識を取り入れ研究の質の向上を計るため、2015年度は客員研究員を2名、招聘研究員を8名拡充して研究体制の充実を図り、特別招聘研究員2名、客員研究員7名、招聘研究員11名の合計20名に非常勤研究員（うちバングラデシュ、インドネシアなどの開発途上国を含む海外の研究者が8名）を委嘱した。その他、国内外の研究者・研究機関と連携しつつ研究プロジェクトを推進し、その結果25本のワーキングペーパー、9冊の書籍を発刊する成果を挙げた。これらはウェブサイトでも発信し、ワーキングペーパーのダウンロード数は91,616回と前年度比で2割以上増加する等、研究所の研究成果に対する認知度が定着してきている。

現場での事業経験に根差した国際水準の研究については、「質の高い成長」に関する国際的議論に日本・機構の経験を踏まえて貢献することを目指し、フラッグシップ研究に着手した。2015年度は「質の高い成長」の理論的整理に加えて、「質の高い成長」の要素である包摂性、強靱性、持続可能性に関する先行研究レビューを行い、その成果を「開発協力文献レビュー」として研究所ウェブサイトに公表した。

更に、「JICA事業の体系的なインパクト分析の手法開発」では、プロジェクト現場での成果をインパクト分析研究として高め、実証を行った上でGDN総会にて対外発信を行った。現場に根差したデータや具体性の高い事例であると評価されたほか、研究機関や援助機関の関係者とも意見交換を行うなど、現場での経験をアカデミックな場につなげる一端を担った。

国際機関等への成果発信や国際援助潮流形成への貢献に向けた具体的な取組として、コロンビア大学政策対話イニシアティブとの共同研究書籍の出版記念イベントを国連総会のサイドイベントとして実施した。本イベントではアフリカの経済構造転換における産業開発の重要性やアジアの経験をアフリカへ応用する可能性等について議論がなされ、TICAD VIに向けて国際的な援助潮流を形成していく上での議論の場を提供するものとなった。

研究成果の事業へのフィードバックについては、ランチタイムセミナーの開催等を通じた機構内部への共有に加え、2015年度に開始した研究プロジェクト全てに事業部門等の機構関係者の参加を得るなど、事業部門との連携を強化した。特に、実施中の技術協力プロジェクトと連携している「サブサハラ・アフリカにおける米生産拡大（CARD）の実証分析」では、事業部門と一体となって研究を進め、常に現場からのインプットを受け、かつ研究から明らかとなった事柄を直接フィードバックして具体的方策としてプロジェクトに取り込むなど、プロジェクト現場と研究の相互の声を反映しつつ実施している。

青年海外協力隊事業を様々な学問の観点から分析した「青年海外協力隊の学際的研究」では、国際ボランティア会議（IVC02015）や公開セミナー・公開シンポジウムの間を通じて、成果発信及び協力隊の取組を深化させるための議論を行った。2015年度は協力隊事業50周年の節目の年でもあり、一連の成果発信を50周年関連事業に合わせて実施することで、研究成果の積極的な広報にもつなげた。

以上を踏まえ、研究内容の充実や研究成果の発信があったことから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

< 課題と対応 >

開発協力大綱を踏まえた「質の高い成長」に関するフラッグシップ研究プロジェクトに加えて、SDGsへの対応を意識した研究の推進を図り、その成果をいかしてTICAD VIや世界人道サミット等の国際的なイベントに向けた取組も強化していく。これにより国際援助潮流の形成と事業へのフィードバックに一層貢献するとともに、研究成果の対外発信強化に更に積極的に取り組んでいく。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 8	「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 27 年度開発協力重点方針、日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略、質の高いインフラパートナーシップ、健康・医療戦略、総合的な TPP 関連政策大綱、まち・ひと・しごと創生総合戦略
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報（注 1）	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
「国際展開戦略」の実施に資するための経協インフラ戦略会議等の政府の会議への貢献実績							
「インフラシステム輸出戦略」に反映された機構に関する具体的施策項目数（項目）	累計 56	累計 50	/	50（初版）	累計 62	累計 78	
「インフラシステム輸出戦略」関連のインフラ等の輸出に資する事業の実績							
協力準備調査（PPP インフラ事業）の件数（採択／応募）（注 2）	/	/	17/45	13/34	8/14	3/10	
中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する事業の実績							
民間提案型事業における採択件数（累計）	480	/	/	/	新規	480	
協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）の件数（採択／応募）	/	/	13/89	21/123	16/100	8/34	
開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業の件数（採択／応募）	/	/	/	15/71	24/93	28/83	
基礎調査の件数（採択／応募）（注 3）	/	/	11/56	10/74	19/122	22/72	
案件化調査の件数（採択／応募）	/	/	42/145	49/234	51/305	66/214	
普及・実証事業の件数（採択／応募）	/	/	/	42/153	46/179	38/95	
民間連携ボランティア（新規派遣人数／派遣合意書締結社数）	/	/	4/13	12/32	19/33	20/23	
草の根技術協力（地域活性化特別枠）（採択／応募）（注 4）	/	/	/	60/81	25/56	31/66	

（注 1）採択件数は各年度内の採択件数。補正予算による事業は採択が翌年度の場合翌年度の採択件数に計上。

（注 2）2014 年度は、第 1 回公示分の採択件数のみ計上。第 2 回公示分の採択件数は、採択時期を 2015 年度としたため計上せず（2013 年度までの実績値は年度 2 回の公示分の採択件数）。

（注 3）2012 年度は、「中小企業連携促進調査（F/S 支援）」、2013～2014 年度は「中小企業連携促進基礎調査」の名称で実施。

（注 4）2012 年度は、「草の根技術協力（地域経済活性化特別枠）」として実施。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>2. (3) 民間との連携の推進</p> <p>(イ) 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的活用</p> <p>我が国の優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供することを通じ、開発途上国の経済発展を支援するとともに、世界経済の成長を取り込み、日本経済の活性化につなげるため、我が国企業等によるインフラ等の輸出並びに中小企業及び自治体等の海外展開にも寄与すべく、円借款や海外投融資の活用、民間企業や自治体からの提案に基づく技術協力や調査の実施等の戦略的な開発支援を行う。</p>
<p>中期計画</p> <p>1. (3) 民間との連携の推進をはじめとする、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化</p> <p>(イ) 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的実施</p> <p>我が国の優れた技術・ノウハウを開発途上地域に提供することを通じ、開発途上地域の経済発展を支援するとともに、世界経済の成長を取り込み、日本経済の活性化につなげるため、我が国企業等によるインフラ等の輸出並びに中小企業及び地方自治体等の海外展開にも寄与すべく、円借款制度の改善、海外投融資の活用、民間企業及び地方自治体等からの提案に基づく案件の形成（官民連携（PPP）案件を含む）、法制度整備支援・人材育成支援の実施等の戦略的な開発支援を行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発途上地域の開発課題解決に裨益する分野において、円借款や海外投融資の活用に加え、中小企業を含む民間企業や地方自治体等との連携による技術協力や調査の実施を通じ、我が国の民間企業及び地方自治体等によるインフラ等の輸出を含む海外展開拡大にも資する取組を推進する。
<p>年度計画</p> <p>1. (3) 民間との連携の推進をはじめとする、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化</p> <p>(イ) 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的実施</p> <p>① 「国際展開戦略」の実施に資するため、経協インフラ戦略会議等の政府の会議等に必要な情報を提供する。</p> <p>② 企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組を強化し、円借款、海外投融資、技術協力等を通じて、企業等によるインフラ等の輸出にも資する事業を実施する。</p> <p>③ 中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する取組を強化し、各種事業を実施する。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 8-1 「国際展開戦略」の実施に向けた日本政府の経済協力の戦略的活用に対する貢献 （定量的指標）「インフラシステム輸出戦略」に反映された機構に関する具体的施策項目数：56 項目</p> <p>指標 8-2 企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組の状況</p> <p>指標 8-3 中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する取組の状況 （定量的指標）民間提案型事業における累計採択件数：480 件</p>

3-2. 業務実績

指標 8-1 「国際展開戦略」の実施に向けた日本政府の経済協力の戦略的活用に対する貢献

1. 機構事業に関連した具体的施策のインフラシステム輸出戦略等の政策への反映

- 主に経協インフラ戦略会議における議論及び政策決定プロセスにおける情報提供や施策の提言を行った結果、第 18 回インフラシステム輸出戦略フォローアップ第 3 弾（6 月）において、「有償勘定技術支援の更なる積極的活用を通じた円借款・海外投融資案件の形成促進」や「海外投融資のドル建て融資スキームの導入」等の機構関連の具体的施策が「インフラシステム輸出戦略」に追加・修正され、累計 78 項目が含まれることとなった。

2. 日本政府の戦略検討（主に経協インフラ戦略会議等）における議論及び政策決定プロセスにおける情報提供や施策の提言

- 2015 年度に開催された経協インフラ戦略会議において、以下のとおり情報提供を行い、特定の国・地域や分野におけるインフラ輸出の促進にかかる重要戦略の策定と戦略性の向上に貢献した。

＜第 19 回＞ メコン地域（6 月）：機構の支援しているインフラ整備事業の実績や今後の重要案件に関する情報を提供し、メコン地域を構成する各国の概要及び地域情報並びに重要インフラ案件の整理に貢献した。それらを踏まえ、産業基盤整備、パートナー連携（ADB を想定）、人材育成等の分野において、「質の高いインフラパートナーシップ」を通じ、「質の高いインフラ投資」をメコン地域に展開していく方針が確認された。

＜第 20 回＞ 中央アジア（10 月）：機構より中央アジア各国での開発ニーズやコンテキスト、機構が支援する電力や道路、人材育成等の具体的案件に関する情報を提供し、中央アジア地域を構成する各国の概要及び地域情報整理に貢献し、資源国を中心に、旧ソ連時代の老朽化インフラの更新や新設ニーズが膨大であること、物流インフラが脆弱であること等が確認された。それらを踏まえ、国別の ODA 等の公的支援メニューを整理し、各国の発展段階やニーズに応じたアプローチの必要性が確認された。

＜第 22 回＞ インド（12 月）：機構より、モディ新政権の重要政策（Make in India）の概要や、インドでのビジネス上の課題、投資環境整備を通じた日本企業への間接的支援の重要性等に関する情報を提供し、日本企業が現地に製造拠点を設け、価格競争力を獲得するための施策の確認に貢献した。また、現在進行中の重要インフラ案件（機構が支援中あるいは支援予定の地下鉄・都市鉄道、高速鉄道等）が確認された。

＜第 23 回＞ 情報通信（2016 年 2 月）：機構の取組として道路・橋梁事業への ICT 活用や人材育成等の事例に関する情報を提供し、インフラ輸出における ICT の重要性・課題の整理に貢献した。その中で ICT 活用を通じた質の高いインフラの輸出促進の必要性、質の高い日本方式 ICT の普及に向けた現地人材の育成・確保の重要性が確認された。

3. 中小企業海外展開支援会議への情報提供：指標 9-2 参照。

指標 8-2 企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組の状況

1. 民間企業のニーズや日本政府の方針を踏まえた円借款や海外投融資等の制度改善

- 日本政府による『「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ策』（11 月）に機構の支援量の拡大・迅速化等に向けた制度拡充として盛り込まれた以下 13 項目に関し、一部の制度設計を開始し、導入に向けた協議を実施している（指標 14-5 参照）。

迅速化：円借款の更なる迅速化（プレ・プレッジ実施、F/S 実施コンサルタントとの随意契約による詳細設計の実施等）、海外投融資の迅速化（審査の早期開始）、特別予備費枠の導入

民間投資の奨励：海外投融資の対象拡大（先導性要件の解釈見直し）、機構と他機関の連携強化（民間金融機関との協調融資）、「質の高いインフラ」展開のための実証・テストマーケティング事業の実施

日本の支援の魅力向上：外貨返済型円借款の中進国以上の国への導入、ドル建て借款の創設、ハイスペック借款の創設、事業・運営権対応型円借款の創設、サブ・ソブリン円借款における新たな対応、「質の高いインフラ」実現のための発注者への有償勘定技術支援の実施

ADB との連携: 質の高い PPP 等民間インフラ案件に投融資するための機構出資による信託基金を ADB に新設

- PPPF/S 事業の制度改善: 上限を 3 億円とする枠を新たに設けるとともに、随時応募・随時採択制度を導入した。(指標 8-3 参照)

2. インフラ輸出にも繋がる事業の形成・実施

(1) 開発途上地域におけるビジネス環境の整備 (指標 2-1 参照)

- **マスタープラン策定**: 本邦事業者が有する日本の技術が活用できる事業等を、開発途上国・地域の開発戦略等に適正に位置付けることを念頭に置いた戦略的マスタープランの作成支援を実施した。具体的には、フィリピン「メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ」やモザンビーク「ナカラ回廊開発戦略」を作成し、広域開発のためのロードマップや戦略の策定を支援した。
- **投資環境改善**: バングラデシュ「外国直接投資促進事業」(12 月 L/A 調印) にて、エクイティバックファイナンスを提供するとともに、ツーステップローンや周辺インフラの整備等を通じて、金融アクセスの改善、PPP を通じた工業団地等のインフラ開発の支援、煩雑な行政手続きの改善など、投資環境改善によって日本企業を含む外国直接投資の促進を図るもの。併せて、技術協力を通じ、同事業で経済特区開発を担う経済特区庁の能力向上も支援している。(指標 14-5 参照) また、インドにおいても有償資金協力事業「タミル・ナド州投資促進プログラム」のモニタリング・実施促進に係る技術支援を通じて、同プログラムの政策マトリクスの達成を促進し、投資申請窓口の一元化や産業人材育成などの施策に加え、周辺インフラ整備を実現することにより本邦企業による投資促進にも貢献した。
- **資金決済システムの近代化**: ミャンマーの経済発展に不可欠な民間セクターにおける資金決済の安全かつ効率的な実施のため、日本の資金・証券決済システム等の技術を活用した中央銀行の資金決済システムの構築支援を行い、2016 年 1 月に稼働した。取引時間の大幅短縮や、民間セクターの円滑な資金繰り、インターバンク市場の取引増加に貢献するものであり、日本企業からの強い改善要望にも応えるものである。
- **産業基盤の整備**: メキシコにて自動車部品を製造している中小企業 27 社を対象とし、各種現場改善指導を行った結果、既に 9 社において日系自動車部品企業との取引が拡大あるいは新たに開始された。事業の成果については本邦で開催したメキシコ自動車産業セミナーを開催し、カイゼンの結果やサプライチェーンデータベース等を紹介し、多数(自動車関連メーカー、商社、銀行、メディア等約 150 社)の参加を得た。
- **人的ネットワークの構築**: 日本の制度・技術・ノウハウへの理解を促進し、人的ネットワーク構築に寄与するため、都市交通やエネルギー分野を中心に、多数の国の閣僚・幹部を招聘し、日本のインフラ・技術の視察や本邦企業との意見交換等を支援した。また、研修事業を活用し、インフラ輸出分野に関連する研修員を 2015 年度中に 2,289 名受け入れた(指標 14-2 参照)。

(2) 円借款、海外投融資、無償資金協力を通じたインフラ等輸出促進への貢献 (新制度の活用を含む) (詳細につき、指標 2-1、14-5、14-6、14-8 参照)

① 円借款

- ミャンマー「ヤンゴン環状鉄道改修事業」(10 月 L/A 調印): 2014 年度に策定した「ヤンゴン総合都市交通マスタープラン」に基づき、事業効果の持続性を高めるため、有償資金協力、技術協力、

無償資金協力を効果的に組み合わせた協力を実施し、本邦企業の有する鉄道工事・維持管理の技術移転及びミャンマー側関係機関技術者の能力向上を継続支援した。具体的には、ミャンマー国鉄の鉄道技術者の軌道維持管理・保線技術向上のための技術協力プロジェクト「鉄道安全性・サービス向上プロジェクト」、都市交通管理の向上のための専門家派遣、鉄道運行の安全性を高めるための無償資金協力「鉄道中央監視センターシステム整備計画」やヤンゴン・マンダレー間の幹線鉄道の改修を目的とした円借款事業「ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズ1 (I)」を実施している。(指標 2-1、5-1 参照)

- **ウズベキスタン「電力セクター・プロジェクト・ローン」**: 2014 年度に引き続き、「セクター・プロジェクト・ローン」を活用した案件として、高効率の熱電併給の技術を活用する「タシケント熱電併給所建設事業」の L/A を 10 月に調印した。(指標 2-1、指標 5-1 参照)
- **パナマ「パナマ首都圏都市交通 3 号線整備事業」**(2016 年 4 月 L/A 調印): 日本として戦略的意義が認められる卒業移行国向け円借款供与として、質の高い都市交通技術を活用する円借款供与が 2016 年 3 月に日本政府にて決定された。(指標 2-1 参照)
- その他、本邦技術活用条件 (STEP) での円借款供与 (計 16 件)、有償勘定技術支援を活用した STEP 案件での詳細設計 (計 6 件)、ノンプロジェクト型円借款供与 (計 8 件) 等を実施している。

② 海外投融資 (指標 14-6 参照)

- **「アジア気候変動対策ファンド」及び「ADB 信託基金」**: 「質の高いインフラパートナーシップ」に挙げられた「アジア開発銀行との連携」を具体化するものとして承諾した。
- **カンボジア「救急救命医療整備事業」**: 初のプロジェクトファイナンス案件として新規に承諾した (6 月)。病院建設に加え、日本の技術・ノウハウを活用し、病院スタッフの人材育成を行う技術協力と一体となった事業実施を通じ、質の高い医療サービスの提供による現地疾病状況の改善が期待できる。同案件は、インフラ輸出システムの実現への貢献が評価され、エンジニアリング協会のエンジニアリング奨励特別賞を受賞した。さらに、「日本再興戦略」における日本の医療拠点の創設や、「健康・医療戦略」における医療の国際展開のための海外投融資を積極的に活用する方針にも合致したものである。
- **ベトナム「中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業」**: 地方自治体の現地事業会社への出資を実現した事業として新規に承諾した (8 月)。これにより、ベトナムにおける裾野産業振興への貢献が期待できる。

③ 無償資金協力

- **モンゴル「日本モンゴル教育病院建設計画」**: 「維持管理サービスを含めた無償資金協力 (医療分野)」を活用した事例として、5 月に G/A を締結した。CT、MRI、血管造影装置の機材の提供に加え、それら機材の保守メンテナンス契約の付帯等を実施しており、持続的な機材・サービス提供への貢献が期待できる。

(3) 開発途上地域における PPP 方式インフラ整備の支援

- **PPP 制度強化支援**：ベトナムでの PPP 法制化や実施能力向上に向けた PPP アドバイザー派遣や技術協力プロジェクトを実施するとともに、インドネシア、フィリピン、モンゴル、キルギス等に対して PPP に係る技術協力・支援を実施した。
- **協力準備調査（PPP インフラ事業）の形成、実施**：2013 年度に形成したベトナム「中小企業向けレンタル工場事業準備調査」の結果を受けて、海外投融資ベトナム「中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業」の形成につながった。
- **海外投融資事業による PPP 方式インフラ整備の支援**：指標 14-6 参照。

指標 8-3 中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する取組の状況

1. 中小企業を含む民間企業の海外展開の拡大にも資する取組

(1) 民間提案型事業の形成・実施

- **各調査・事業の採択件数**：「2. 主要な経年データ」参照。
- **民間技術普及促進事業における「健康・医療特別枠**」：医療サービス、機器・システムを組み合わせた企業の海外展開を支援し、「日本式医療」により保健医療分野での開発途上国への貢献を実現することを目的に、2014 年度補正予算による健康・医療特別枠（上限 5 千万円）を設定し、7 件を採択した。
- **中小企業海外展開支援事業（案件化調査）における「地域活性化特別枠**」：地域活性化・地方創生に資する案件の提案を促進するため、2014 年度補正予算で地域経済活性化に貢献する提案に対する「地域活性化特別枠」を設け、13 件を採択した。

(2) 開発課題の解決と企業等の海外展開の両立を図る制度設計・改善

- **協力準備調査（PPP インフラ事業）の制度改善**：大規模インフラ案件への対応等を目的として、上限を 3 億円とする枠を新たに設けた。また、応募要件が整ってから採択までの期間を短縮すること等を目的として随時応募・随時採択制度を導入した。
- **開発課題の解決と企業等の海外展開のマッチング向上**：（指標 9-2 参照）

(3) 企業の海外展開に資する戦略的な取組

- **提案型事業の知見・経験の共有**：WAW!2015 サイドイベント「新興女性起業家フォーラム」（9 月）において提案型事業を実施している企業が登壇し、例えば提案型事業を通じた政府関係者や JICA との連携がビジネス展開の迅速化につながったといった知見・経験が参加者約 120 名に共有された。
- **提案型事業の知見・経験の還元**：内閣官房が設置した「栄養改善事業の国際展開検討チーム」に民間提案型事業を実施済みもしくは実施中の企業が多数参加し、現地国の状況などの提案型事業で得た知見・経験を踏まえて議論に貢献している。（指標 1-1 参照）
- **中小企業とコンサルタントとのマッチング向上**：機構事業に応募を検討する中小企業を支援するため、中小企業とコンサルタントとのマッチングサービスを外部委託により実施し、2014 年度のサービス開始以降累計 34 社の応募につながった。
- **企業負担による調査プログラムの実施**：フィリピン（防災）、タイ（保健医療）の 2 か国／2 分野において企業負担による調査プログラムを実施し、17 社 19 名の参加を得た。調査の結果、参加者の所属企業から 4 件の応募につながった。

- 実施中、実施済の提案型事業の案件の概要・報告書をウェブサイト上で簡便に検索できるようにした。

(4) 事業現場における支援企業との接点の拡大・深化

提案型事業等での支援企業による現場レベルでの成果を踏まえ、機構は有償資金協力、無償資金協力、技術協力等との事業や事業関係者との接点を拡大することにより、企業の技術・知見の開発途上国の課題解決の一層の促進を図っている。

- **わだまんサイエンス社**：ゴマ生産国であるパラグアイにおいて、小農の生計向上を目的にゴマの加工技術の普及と現地嗜好にあったゴマ加工品の開発を実施している。同社はパラグアイ協力隊 OB を社員として採用し、普及・実証事業では、現地の生活習慣情報や語学力など当該社員の様々な知見が活動に反映されている。
- **愛亀社**：経済発展に伴う交通量の急増により深刻化している道路損傷の問題に対し、簡易な道路補修材がカンボジア国で実施中の技術協力関係者に評価され、同技術協力内でのパイロット施工の導入につながった。
- **イセキ開発工機社**：インドネシアにて実施した、トンネル掘削機に係る案件化調査及び普及・実証事業の結果、本邦他企業と共同で、ジャカルタ特別州のチリウン川放水路事業（50 億円規模）を受注した現地コントラクターと掘進機の提供と技術アドバイスに係る契約を締結するに至った。これに加え、イセキ開発工機と共同でインドネシア普及・実証事業に参画しているヤスタエンジニアリングが、ベトナムの円借款案件（下水道整備）で 109 億円の工事を韓国企業と受注した。

(5) 支援企業の海外でのビジネス展開の継続

2014 年 9 月末までに中小企業海外展開支援事業の基礎調査、案件化調査、あるいは普及・実証事業を終了した企業（101 社、108 件）の約 8 割が、対象国において開発課題解決にも資するビジネス展開を継続していることを確認した（「JICA 中小企業海外展開支援事業に係る事後モニタリング調査（2014 年度分）」）。その内の約 6 割（28 件）が新たな取引先や顧客の確保を実現したと回答している（2014 年調査 10 件）。また、現地事務所の開設や現地生産の開始についても昨年度からの増加が確認された（それぞれ 2015 年調査 13 件、9 件、2014 年調査 6 件、3 件）。主なビジネス展開の事例は以下のとおり。

- **テルモ社**：「中南米経機骨動脈カテーテル法による虚血性心疾患治療普及促進事業」にて、中南米において死因の上位を占めている虚血性心疾患に対し、身体的・金銭的にも患者の負担の少ない治療法の研修事業を提供した結果、同治療法の展開とともに、同社のカテーテルデバイスのシェアが拡大した。
- **ユーグレナ社**：もやしの原材料となる高品質緑豆のノウハウを BOP 層農家に指導し、従来の緑豆より高い価格で農民から購入することを目的に、「緑豆生産の体制構築事業準備調査」を実施した結果、BOP 層農家の所得向上の実現に加え、日本に輸出できる品質の緑豆を年間 1,500 トン生産できるようになり、その半分の 750 トン（500 万パック分）が輸出されることとなった。
- **玉田工業社**：ベトナムにて実施した漏洩や破損に強い 2 重殻の地下タンクに係る案件化調査、普及・実証事業の実施の結果、邦銀等の協調融資を受け、自社工場での生産を開始するなどベトナムでの事業展開を本格化した。
- **渦潮電機社**：フィリピンで実施中の普及・実証事業の成果を受け、フィリピン政府発注（ADB 事業）の電動三輪車両導入事業を受注した。

(6) 支援企業による経済面、社会面、環境面での開発効果の発現

2014年9月末までに案件化調査を終了した中小企業（88件）へのフォローアップを通じ、約5割が普及・実証事業を含むODA案件化の実現に至ったことを確認した。また、調査・事業を実施した企業（108件）の約7割が現地雇用を創出する見込みである（「JICA 中小企業海外展開支援事業に係る事後モニタリング調査（2014年度分）」）。支援企業により開発途上国における開発効果に結び付いた主な事例は以下のとおり。

- **すららネット等**：「BOP層の子供たちを対象としたeラーニング教育事業」準備調査でeラーニングを用いた教育サービスを安価に提供し、2015年9月時点で263人が本サービスを得ることができている。最先端の教育サービスを安価に海外で提供している点が国内事業とともに評価され、第2回日本ベンチャー大賞社会課題解決賞（審査委員会特別賞）を受賞した。
- **味の素**：味の素はガーナにおける離乳期幼児の栄養改善事業については、社会課題の解決を実現しつつ事業を行っている点を評価され、国際NGOとともに2015年の日経ソーシャルイニシアチブ大賞を受賞した。

(7) 支援企業の日本の地域活性化への貢献

- 調査・事業を終了した中小企業（108件）の約7割が自社の売上げが増加・増加見込み、約6割が国内雇用を創出ないし創出見込みとの回答であった。「地元・周辺企業・団体などの海外展開意識の高まり」が実現しているとの回答（26社）や、自社人材の育成・慎重への回答（61社）があるなど、全体として地域経済にポジティブな影響を与えていることがうかがえた。（「JICA 中小企業海外展開支援事業に係る事後モニタリング調査（2014年度分）」）

2. 地方自治体等の海外展開の拡大にも資する事業の実績

(1) 民間提案型事業における自治体との連携

国内機関・本部からの自治体関係者への積極的な情報提供・働きかけ（セミナー開催、訪問等）の結果、自治体と連携して提案型事業に応募する企業の増加につながった。主な事例は以下のとおり。

- **民間技術普及促進事業**：「ベトナム給水装置施工技術普及促進事業」（大阪市）、「マレーシア水銀含有廃棄物適正処理技術普及促進事業」（大阪市）等を新たに採択し、地元企業の海外展開支援にも貢献している。
- **案件化調査における自治体と連携した提案案件**：「用水路対応型小水力発電システム導入による電力不足解消を目指す案件化調査」（富山市）、「森林火災抑止に関する初期消火技術の導入案件化調査」（北九州市）、「水道インフラ管理システムの高度化を通じた水道運営改善案件化調査」（広島県）等を新たに採択した。

(2) 地方自治体と連携した草の根技術協力事業の実施（地域活性化特別枠）（指標 11-1 参照）

(3) 地方自治体と連携した無償資金協力の案件形成

- **地方自治体の技術・ノウハウをいかした無償資金協力の案件形成**：国内機関を窓口として地方自治体が機構内の関係部署によるコンサルテーションを受けられる体制を整備した。国内拠点を通じ周知及びコンサルテーションを行った結果、2件の事業提案書が提出され、そのうちベトナム・ホーチミン市における下水道管路更生工法を用いた老朽下水管の修復事業の1件が審査を経て条件付き

採択となった（指標 3-1「環境管理」参照）。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

今後、「国際展開戦略」については、量的な拡大とともに、質的な面で機構の役割が重要となる。その際、機構が有する無償・技協・有償のスキームを戦略的かつ有機的に連携させることが重要であるほか、開発途上国のニーズを的確にとらえ、それを日本の企業等が持つ知見・技術とつなげる役割を果たすため、企業提案型の事業にとどまらず、本体事業や現地事務所の取組を含め、支援対象国と民間企業との接点を拡大・深化させていくことを期待する。また、事業拡大に伴う各種リスクを十分に検証しつつ、必要な体制整備に引き続き取り組むべきである。

<対応>

日本政府との協議や民間企業へのヒアリング等を通じ、円借款・海外投融資・無償資金協力等の制度改善と新制度の導入に努めている。例として、ミャンマー「ヤンゴン環状鉄道改修事業」では、事業効果の持続性を高めるため、無償・技協・有償のスキームを効果的に組み合わせ協力を実施し、本邦企業の有する鉄道工事・維持管理の技術移転やミャンマー側関係機関技術者の能力向上を支援している。

支援対象国と民間企業との接点の拡大・深化について、例えば、味の素社による離乳期栄養強化食品事業準備調査においては、栄養摂取の重要性を現地の家族に理解してもらうことが重要であり、こうした取組を機構本部関係部署や機構ガーナ事務所、ガーナ政府系機関、ガーナ大学、現地で活動する国際 NGO 等が連携して実施した。

また、開発課題の解決に資する中小企業の製品・技術の掘り起しのため、民間連携を推進する各事業の応募の参考として、民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題に関する情報（22 か国 60 件）を取りまとめ機構ウェブサイトにて発信した。

調査・事業実施監理の過程で、地域担当部、課題担当部を招集した会議を実施し、提案製品・技術の ODA での活用を検討している。例えば、カンボジアで案件化調査を実施した愛亀社の簡易な道路補修材が、同国で実施中の技術協力関係者にも評価され、パイロット施工での導入につながった。また、入三機材株式会社の提案する医療用焼却炉は、ベトナム国政府に評価され無償資金協力事業の要請で当該社製品の導入が要望された。さらに、外務省とも連携を図り中小企業の製品が無償資金協力事業にて調達されるよう働きかけている。「経済社会開発計画」「紛争予防・平和構築支援無償資金協力」にて 2015 年度末までに累計 7 件の無償資金協力事業にて、中小企業の製品導入が決定している。体制整備に関しては事業規模の増加に対応するため本部関係部署の体制を強化している。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：経協インフラ戦略会議への情報提供や施策の提言を通じて、政府のインフラシステム輸出戦略に機構に関する具体的施策 78 項目（累計）が含まれる等、「国際展開戦略」の実施に向けた日本政府による経済協力の戦略的活用に対して貢献した。

企業等によるインフラ等の輸出に対しては、マスタープランの策定や開発途上国の投資環境の改善、資金決済システムの近代化や産業基盤の整備等、日本企業の海外進出にも貢献する形で開発途上国のニーズに対応した具体的な成果を上げた。また、11 月に政府が発表した『「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ策』を始めとする円借款や海外投融資の制度導入・改善を行い、2014 年度以前に改善した日本政府の政策等に基づく制度についても積極的に導入した事業形成を行った。特に、セクター・プロジェクト・ローンやエクイティバックファイナンス、維持管理サービスを

含めた無償資金協力等を活用した案件を形成・実施するなど、具体的な成果をあげた。例えば、カンボジア「救急救命医療整備事業」では、初のプロジェクトファイナンス案件として新規に承諾したことに加え、技術協力を通じて日本の技術・ノウハウを活用した病院スタッフの人材育成を連携させ、質の高い医療サービス実現に向けた取組を行い、「日本再興戦略」や「健康・医療戦略」にも貢献する形で戦略的な案件形成を行った。なお、同事業はインフラ輸出システムの実現への貢献が評価され、エンジニアリング協会のエンジニアリング奨励特別賞を受賞した。

民間提案型事業については、民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題の企業への提示や「健康・医療特別枠」の設定等により参加企業の裾野拡大を進めて着実な事業形成を行った結果、累計採択件数は480件となった。加えて、これまでの参加企業の多くで支店売上増や製品の日本への輸出、自社工場での生産開始などの具体的なビジネス展開につながり、また、ODA案件化や開発途上国裨益者へのサービス提供等の開発効果の発現や、参加企業による提案型事業の知見・経験を活用した対外発信や国際展開の検討への貢献にもつながった。さらに、提案型事業での自治体との連携等、日本国内の地域活性化にも資する取組も確認されている。

地方自治体の国際展開に関しては、自治体連携無償1件が条件付き採択となったとともに、草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）において基礎自治体や新規参入する自治体数が63%（前年度57%）に増加するなど、地方自治体の海外展開支援に貢献した。

さらに、これらの取組を通じて対外的にも高い評価を受けている案件を多く実施した。例として、味の素社のガーナにおける離乳期幼児の栄養改善事業については、社会課題の解決を実現しつつ事業を行っている点等を評価され、第3回日経ソーシャルイニシアチブ大賞を受賞した。すららネット社については、最先端の教育サービスを安価に海外で提供している点が国内事業とともに評価され、第2回日本ベンチャー大賞社会課題解決賞（審査委員会特別賞）を受賞している。

以上を踏まえ、評価指標の目標水準を上回る成果を上げたことに加え、技協・有償・無償それぞれのスキームを有機的に活用することにより開発途上国のビジネス環境整備を促進させる具体的な成果をあげたこと、また、改善された制度を積極的に活用し日本政府政策にも貢献する形で戦略的な案件形成・実施を行ったこと、さらには支援企業の海外ビジネス展開や開発途上国の開発効果の発現等の多数の好事例となる成果や対外的な表彰に値する案件の実施等の質的な成果が確認されたことから、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成27年5月25日改訂）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評定の根拠となる質的な成果（目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与）を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

2015年に策定された開発協力大綱、SDGs等も踏まえた企業の海外展開に貢献する事業の形成・実施が2016年度には必要となり、こうした事業を鋭意行っていく。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 9	NGO、民間企業等の多様な関係者との連携
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 27 年度開発協力重点方針、日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略、NGO と ODA の連携に関する中期計画～協働のための 5 年間の方向性～（平成 27～31 年度）
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
NGO-JICA 定期協議会の開催件数（回）			4	4	4	4	
NGO-JICA 協議会参加者数（人）	200				新規	313	
民間提案型事業のメディアを通じた報道件数（件）	200				新規	466	
民間企業に対する個別相談実施件数（件）	850				新規	1,977	
包括連携協定・連携覚書を締結した大学の数（新規／累計）			2/25	3/28	2/30	3/33	
連携講座の数（大学数／講座件数）			64/79	131/160	127/167	157/234	
SATREPS に参画した大学の数			8	9	9	9	
自治体間連携セミナー等への参加者数（人/件）	100				新規	195/6	
連携協定・覚書を締結した自治体の数（新規／累計）			3/4	3/7	0/7	0/7	

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>2. (3) 民間との連携の推進</p> <p>(ロ) NGO、民間企業等の民間セクターの活動との連携</p> <p>開発途上国における NGO、民間企業等の我が国民間セクターの活動が、雇用創出、人材育成、技術・イノベーション向上等、開発途上国の経済社会開発に大きな役割を果たしていることを踏まえ、民間セクターの活動と積極的に連携することにより、官民による「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で効果的かつ効率的な開発支援を推進し、民間事業に対する海外投融资、民間企業からの提案に基づく官民連携 ODA 案件の形成、ビジネス法制度支援・人材育成支援等、NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。</p>
<p>中期計画</p> <p>1. (3) 民間との連携の推進をはじめとする、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化</p> <p>(ロ) NGO、企業等の多様な関係者との連携</p> <p>官民の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で効果的かつ効率的な開発支援を推進するとともに、グローバルな人材の育成にも資するべく、NGO、中小企業を</p>

<p>含む民間企業、教育機関、地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等、多様な関係者とのパートナーシップを強化するとともに、JICA 事業への参加を促進し、その人材、知見、資金、技術を開発途上地域の開発課題解決に活用する。また、これら関係者のグローバル展開に必要な人材の育成・確保への貢献等を行う。
<p>年度計画</p> <p>1. (3) 民間との連携の推進をはじめとする、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化</p> <p>(ロ) NGO、企業等の多様な関係者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ① NGO との連携協議会の開催及び情報共有並びに NGO と協力して行う各種取組を通じて、NGO との連携を促進する。 ② JICA 基金の適切な運用を図るべく、NGO メンバーも含む JICA 基金運営委員会を開催する。 ③ 民間連携に関するニーズの把握、事業から得られる教訓の整理、民間連携に関する情報の外部への発信を行う。 ④ 中小企業を含む民間企業及び企業団体等との連携強化に向けた取組を行う。また民間連携事業の開発パートナーの拡大を促進する。 ⑤ 大学との連携講座及び大学-JICA 連携会議の実施、人材育成にかかる技術協力、地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS) 等の事業を通じて教育機関等との連携を促進する。 ⑥ 国内拠点を中心として、地域活性化に向けた地方自治体のニーズ把握に努めるとともに、地方自治体との情報共有や協議等を通じ、連携を促進する。
<p>主な評価指標</p> <p>指標 9-1 NGO との連携推進に向けた取組状況</p> <p>(定量的指標) NGO-JICA 協議会参加者数：200 人</p> <p>指標 9-2 民間企業及び企業団体等との連携推進に向けた取組状況</p> <p>(定量的指標) 民間提案型事業のメディアを通じた報道件数：200 件、個別相談実施件数：850 件</p> <p>指標 9-3 教育機関との連携推進に向けた取組状況</p> <p>指標 9-4 地方自治体との連携推進に向けた取組状況</p> <p>(定量的指標) 自治体間連携セミナー等への参加者数：100 人</p>

3-2. 業務実績

開発協力大綱 (2015 年 2 月 10 日閣議決定) では、「民間部門を含む多様な力を動員・結集させるための触媒としての力を果たせるよう、多様な主体との互恵的な連携を強化する」と明記され、連携の強化が強調された。また、2015 年度には、「NGO と ODA の連携に関する中期計画」が示され、特に NGO/市民社会との一層の連携促進の必要性が確認された。機構は、本部・国内拠点・海外拠点のネットワークをいかし、開発途上地域の開発に対する NGO、企業、大学、地方自治体等の多様なアクターの参画の促進と連携の深化を図るとともに、それらアクター間の結び付けにも努めることで、開発効果の向上と日本の地域社会への還元の相乗効果を実現する取組を進め、ひいては、地方創生にも貢献することを目指している。

指標 9-1 NGO との連携推進に向けた取組状況

1. NGO・外務省定期協議会への貢献

機構は、外務省が NGO との連携強化のために実施している NGO・外務省定期協議に参加し、機構事業に関する情報提供等を行っている。特に 2013 年 7 月からは、同協議会の連携推進委員会にて、今後 5 年間を見据えた新たな中期計画の策定に関する協議が実施されてきた。機構からの継続的な情報提供と提案の結果、2015 年 6 月に策定された「NGO と ODA の連携に関する中期計画～協働のための 5 年間の方

向性（平成 27～31 年度）」には「草の根技術協力における協働」、「ODA 本体業務における連携の強化」及び「NGO 支援事業の拡充」という項目が明記され、NGO-JICA 協議会で検討している具体的な連携強化策（以下 2. 参照）が政策的にも重要な取組として認知されることとなった。

2. NGO-JICA 協議会を通じた NGO との連携促進

(1) 参加者の裾野拡大と多様化

- **実績**：4 回開催、参加 313 人（2014 年度 4 回、357 人）。
- **地方の NGO との連携強化**：第 2 回 NGO-JICA 協議会は福岡県福岡市で開催し、地域における NGO-JICA の連携が深化するよう工夫した。また、これまでの地方の NGO との対話の拡充の結果、ネットワーク NGO の参加が増加・定着した（2014 年度 延べ 63 名、2015 年度 延べ 58 名）。
- **参加主体の多様化とテーマ設定の工夫**：初めて在外事務所とも TV 会議を接続し、「1 号業務¹への参画促進」及び「NGO 支援事業を通じた JICA 活用法」を中心に活発な協議・意見交換を行った。協議の重点課題の他、草の根技術協力の制度変更や、SDGs に対する NGO や機構の取組等多様な NGO の関心事項に応えられるテーマを設定した結果、23 団体が新規に参加した。

(2) NGO-JICA 協議会の成果

- 「1 号業務への参画促進」に向けた**連携基盤の形成**：NGO・外務省定期協議会の連携推進委員会の「NGO と ODA の連携に関する中期計画」や NGO-JICA 協議会の「『1 号業務』に関する分科会」での検討、草の根技術協力事業 10 年の振り返りのための分科会で策定された報告書での提言等を受け、6 月に機構と NGO 側の公募メンバーから成る「1 号業務参画促進タスクフォース（以下、「1 号 TF」）」を設置し、全 5 回の会合を実施した。過去に 1 号案件を受託した NGO による教訓や課題の発表や、NGO と JICA が草の根技術協力事業を土台として更なる連携を促進するための恒常的な情報交換の新たなツールとして、「案件リスト」（対象国、対象セクター、想定する事業概要等を記入するフォーマット）を完成させ、今後の連携の基盤を形成した。
- 「NGO 支援事業を通じた JICA 活用法」に係る**方向性の合意**：指標 11-2 参照。
- **草の根技術協力事業 10 年の振り返りのための分科会**：NGO-JICA 協議会の下に設置した分科会での調査・議論の結果を報告書に取りまとめた（2016 年 3 月）。連携の意義の向上、一定の水準の質の担保、制度上の課題への解決に向けた方策や、草の根技術協力事業の今後の発展の可能性等が提言された。

3. ネットワーク型 NGO 等との意見交換会

「新・草の根技術協力支援型」の導入（指標 11-1 参照）や NGO 支援事業の見直しに伴い、新規に ODA 事業への参画を望む中小規模の NGO の増加が予想されることを踏まえ、NGO-JICA 協議会の地方開催にあわせた地域ネットワーク型 NGO 等 10 団体との意見交換会や、地域の中小規模の NGO 等から意見聴取 16 回（202 団体/284 人参加）等を行った。結果、NGO 同士の相互学習の場の設定や長期的視野に基づいた NGO の組織強化・人材育成の研修等について地域の NGO の意見を反映していくこととなった。

¹ 「1 号業務」：機構法 13 条 1 号に規定されている業務（条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施）

4. 国内機関と NGO との連携強化

国内機関が開発途上国と日本をつなぐ結節点の役割を発揮するとともに、地域の特性に応じたきめ細やかな連携を強化するため、以下の取組を行なった。

(1) 外務省「NGO相談員」制度との連携

- **NGO 相談員会議と国際協力推進員会議の共同開催**：より複層的な NGO との連携促進のため、JICA 関西で初めて共同開催した（2015 年 12 月。国際協力推進員については、指標 9-4 を参照）。双方の制度を認識し、日常業務の情報共有や具体的な連携方法、NGO 業界の高齢化、国際協力関心層の拡大等の共通課題の意見交換を通じ、外務省の NGO 相談員制度と相互に補完した市民の国際協力活動の推進基盤形成に寄与した。
- **各地域での連携**：JICA 中部では中部推進員 6 名と NGO 相談員受託 NGO（名古屋 NGO センター及び ICAN）との意見交換（6 月）、JICA ボランティア帰国報告会での NGO 相談員ブース設置（7 月）を通じ、NGO を通じた国際協力の推進を NGO-JICA 双方で進めた。来年度以降も他地域での連携強化を推進していく。

(2) 草の根技術協力制度見直しに伴う地域のネットワーク NGO との連携による制度説明会

- **募集説明会の共同開催（全国 7 か所）**：6 月から 10 月にかけて、2014 年度の草の根技術協力の制度見直しのポイントや事業提案書の書き方に関する説明会を地域のネットワーク NGO と国内機関が共同して実施した。
- **草の根技術協力の実績がない新規団体への裾野拡大**：これまで草の根技術協力の実績がない新規団体を対象とした個別相談会を上記説明会とあわせて開催して応募勧奨を行った。また、国内機関を通じた地域のニーズの拾い上げときめ細かな案件形成相談に努めた結果、新・草の根協力支援型は前年度に比して 34 件増の応募（うち、新規団体からの応募は 19 件）があり、過去最高の応募数を達成した。（詳細は指標 11-1 参照）

5. 在外における本邦 NGO との連携強化

本邦 NGO 等の市民が、開発途上国で国際協力を行う際に必要な情報や支援を行う窓口として、世界 20 か国に NGO-JICA ジャパンデスクを設置し、主に、現地で NGO 活動に必要な法律・制度等の情報収集や、現地 NGO 情報のダイレクトリーの整備、現地 NGO の紹介等、様々な活動を実施している。特筆すべき活動は以下のとおり。

- **ベトナム**：同国での草の根技術協力の制度創設から 12 年の実施案件を振り返り、現地カウンターパートや実施団体へのインタビュー等を通じて分析した。事業成功の鍵や教訓をポリシーペーパー（日・英・ベトナム語）にまとめ、2016 年 3 月には公開セミナーで広く一般に発信した。今後、草の根技術協力の実施・応募団体や対象国のカウンターパート機関による、同事業の持続性向上に向けた取組に活用する。
- **ネパール**：4 月の地震の際に、ネパール事務所より現地で緊急救援支援活動を展開予定の NGO 等団体に対し、政府承認や物資、機材等の免税措置に係る情報提供を行った。NGO 側から時機を得た情報と評価を得た。

6. JICA 基金事業運営を通じた市民・企業・NGO/NPO の連帯の促進（指標 11-1 参照）

指標 9-2 民間企業及び企業団体等との連携推進に向けた取組状況

1. 民間企業等との連携・対外発信を通じた民間連携事業の制度周知・認知向上

(1) 民間企業等に対する戦略的な情報発信

- **中小企業海外展開支援のプラットフォームとの連携強化**：中小企業海外展開支援会議（11月）、新輸出コンソーシアム（2016年2月）に参加し、中小企業庁や経済産業省等の支援機関とともに中小企業等の海外展開支援に関する検討を行った。
- **業界団体との対話の強化**：日本鉄道車輛工業会や世界省エネルギー等ビジネス推進協議会等の業界団体との対話に加え、普及促進事業における健康・医療枠の導入を契機に、製薬協や医機連等の業界団体との対話を行い、民間企業の海外展開に貢献する機構の提案型事業について、当該分野の関係者に理解を深めてもらうことができた。
- **国際戦略総合特区との連携**：ASEAN 諸国を対象とした日本式透析医療技術の普及展開を図るものであると同時に、東九州メディカルバレー構想特区の取り組みを促進するものとなる民間技術普及促進事業を採択した。
- **民間企業向けセミナーを通じた情報発信**：全国各地で中小企業海外展開支援セミナーを172回実施し、4,702社、6,464名の参加を得た（2014年度は107回、5,032社、6,425名）（うち、貿易振興機構（JETRO：Japan External Trade Organization）国内事務所や地方銀行等、他機関と連携した説明会・セミナーは87件）。アフリカ、農業、保健医療、水分野に関する中小企業向けセミナーでは、民間企業の開発途上国の課題理解を促進した。また、中東・欧州、東・中央アジア、南アジアの各地域を対象とした民間企業向けセミナーを開催し、民間連携事業の説明を行った。その他、基礎情報収集調査（トルコ・病院セクター）の概要を日本企業向けにフィードバックし、約80社の参加を得た。
- **民間企業に対する個別相談**：1,977回（2014年度1,484回）
- **国内機関による地域の経済団体等への情報発信**：関西、中部、九州、関東の経済団体に対して民間連携事業の説明会を実施するとともに、制度改善に関する意見交換を行った。またJICA中部では、特定国のビジネスセミナーにおいて企業に対する制度説明を、JICA横浜では、かわさき水ビジネスネットワーク総会において会員企業に対する制度説明を行った。
- **開発途上国での日系企業への情報発信**：ミャンマーにて、機構及びIFCの支援スキームの認知促進を目的に、IFCとの共催による在ミャンマー日系企業向け業務紹介セミナーをヤンゴン市で実施し、約30社の参加を得た。
- **本邦企業向けの他の支援機関や国際セミナー等を通じた情報発信**：医療機器ビジネス国際セミナーやPPP推進協議会（交通部会）、アフリカ開発銀行（AfDB：African Development Bank）による省エネセミナー、BOP・インクルーシブビジネス支援セミナー等、関係機関による日本企業向けセミナーに登壇し、民間連携事業の説明を行った。

(2) 各種メディアを通じた積極広報

- **報道実績**：案件採択、契約時や本邦受入活動時等に全国紙、地方紙、TV局などにプレスリリースを發出し、442件の紙面掲載、24件の番組放映につながった（2014年度199件、17件）。
- **報道事例**：カンボジアの救急救命医療及びベトナムの産業人材育成に係る海外投融資、ケニアの地方電化・キオスク事業創出及びインドネシアのカカオ生産推進に係るBOP F/S、インドネシアの視覚に訴える安全対策システムに係る普及促進事業等がテレビ番組で取り上げられた。

(3) 企業向けのウェブサイトを通じた情報発信

- **年間アクセス実績**: 企業向けウェブサイト新たに検索機能を追加し、採択案件の情報を掲載した。年間のアクセス数は9万7,796件(2014年度10万1,449件)を記録した。
- **開発課題の解決と企業等の海外展開のマッチング向上**: 開発途上国のニーズにマッチした提案促進のため、民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題に関する情報(22か国60件)を取りまとめて機構ウェブサイトで発信した。さらに、2014年度に委託調査を実施して取りまとめた中小企業の優良製品に関する情報(約500製品)を海外の拠点と共有し、「民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題」シートを作成した。民間提案型事業に応募の際に企業がこれら情報を参照できるようにウェブサイトで公開した結果、これらの課題に対応した案件を15件採択した。

(4) 全国各地からの民間連携事業に対する応募

- **応募実績**: 募集件数158件に対し、全国から498件の応募があり、162件を採択した(2014年度募集151件、応募799件、採択156件)。
- **中小企業展開支援事業の裾野拡大**: 中小企業海外展開支援事業に関して、応募の少ない地域で重点的にセミナーを行うなどにより、採択実績のない地域の企業からの提案発掘にも力を入れた結果、これまで採択実績のなかった佐賀県や栃木県の企業からも提案があり、審査の結果採択された。
- **シンポジウム「途上国ビジネス成功の条件」の開催**: 企業の経営層を主な対象として約200名の参加を得て開催し、BOPビジネスの将来的可能性を提示し、その内容は日経ビジネス誌にも掲載された。

2. 民間連携事業の開発パートナーの開拓、拡大

- **NGO、自治体、教育機関等と連携した民間連携事業の実績**: 累計69件
- **自治体との連携事例**: 用水路対応型小水力発電システム導入による電力不足解消を目指す案件化調査(富山市)、森林火災抑止に関する初期消火技術の導入案件化調査(北九州市)、水道インフラ管理システムの高度化を通じた水道運営改善案件化調査(広島県)、ベトナム給水装置施工技術普及促進事業(大阪市)、マレーシア水銀含有廃棄物適正処理技術普及促進事業(大阪市)等
- **NGOとの連携事例**: 分娩時における感染予防対策に関する案件化調査(公益財団法人ジョイセフ)等
- **教育機関との連携事例**: ジャガイモ収穫機普及・実証事業(帯広畜産大学)等

指標 9-3 教育機関との連携推進に向けた取組状況

1. 大学との連携強化の取組

(1) 戦略的かつ組織横断的な大学との連携を目指した基盤整備

今後の大学とのより一層の連携強化を目指し、機構の大学連携の取組に係る課題の洗い出しを行った。また、これを踏まえ、次年度以降の機構内の体制の在り方についても協議・確認した。

(2) 大学出向者を通じた大学との連携強化

- **出向者研修会の開催**: 大学への情報提供の強化のため、機構からの出向者16名に対し、大学との連携協定の状況や草の根技術協力等の最新状況を説明し、出向者からも情報収集を行った。

- 大学窓口関係者、機構内の大学連携担当者向けのメールマガジン：6回発行（2014年度6回）

(3) 連携協定・覚書の締結、更新

- **連携協定**：16件を更新し新規3件（国際大学、愛知淑徳大学、芝浦工業大学）を締結した。包括連携協定・連携覚書締結大学数は計33校である。国際大学とは、新潟県、南魚沼市への地域貢献と国際協力事業への展開を進めるとともに、日本と開発途上地域の人材育成に資する取組を進める予定である。愛知淑徳大学との連携覚書では、国際協力や学術研究・開発教育の発展を目的としている。芝浦工業大学とは、東南アジアを中心に各国の課題を解決することを目的に産学官の連携も行いながら、積極的に国際貢献を目指す。
- **覚書**：7大学と青年海外協力隊事業の覚書を締結した。

(4) 連携講座等による大学との連携促進

- **大学との連携講座実績**：157大学234件（2014年度127大学167件）。お茶の水女子大学における「女性リーダーへの道」への講義を役職員が行う等、機構の知見をいかし、数多くの大学での講義を行い、日本のグローバル人材育成に貢献している。

(5) グローバル人材育成プログラム

- 国内拠点で実施する課題別研修への大学生や大学院生の参加を募集し、270人が参加（2014年度：165人）した。JICA東京の課題別研修「中西部アフリカ地域幼児教育」には、関連分野を専攻する大学生1名が、約1ヵ月のコース期間全体を通じて参加した。研修運営の実務面のサポートやディスカッションを通じ、本人の知識向上のみならず、日本の幼児教育について研修員へ積極的に発信することで、相互理解促進にも寄与した。

(6) 大学と連携したボランティア派遣（指標 10-5 参照）、大学生・大学院生のインターン（指標 12-1 参照）

2. 大学との連携を通じた事業の質の向上

(1) 開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成

- **人材育成奨学計画（JDS）**：開発途上国の政策立案・実施におけるリーダー育成支援を目的に、若手行政官等を留学生として累計33大学で受け入れており、2015年度は新規に241名を受け入れた（1999年創設以来、累計3,434名）。また、各対象国では帰国した留学生の昇進事例他、政策策定を主導・担当した事例、日本との窓口として活躍する事例等、成果が確認されたことに加え、受入大学では、大学の教育プログラムの多様化、連携協定への発展も含む国際的な組織間ネットワークへの発展、日本人学生及び地域活性化へのインパクト等が高く評価されており、本邦大学の国際化にも貢献している。
- **ベトナム・カントー大学強化事業**：カントー大学の農業、水産、環境分野での研究・教育能力の強化を目的に、本邦支援大学の参画によるモデル的な共同研究を先行実施した後、円借款による本格的・大規模な共同研究に発展させていく予定である。（指標 2-1「高等教育」参照）
- **産学官連携によるアフリカ産業人材の育成（ABE イニシアティブ）**：日本全国の70大学148研究科が研修員を受け入れた。大学の国際化（学内の英語化、英語コースの増設、書類の英語対応等）に

も寄与している。(指標 2-1「高等教育」参照)

- 大洋州島嶼国リーダー教育支援プログラム (Pacific-LEADS) : 指標 2-1「高等教育」参照
- アフガニスタン「未来の架け橋・中核人材育成プロジェクト (PEACE) : 指標 4-1 参照。

(2) 資源分野での戦略的連携 (資源の絆プログラム) : 秋田大学との戦略的連携協定に基づき、年次協議やインターンシップの受入を行った。また、北海道大学・九州大学では、資源分野の共同課程設置に対する協力を行った。(指標 2-1「資源・エネルギー」参照)

(3) 迅速検査キットの供与、操作研修によるエボラ対策への貢献 (長崎大学) : 指標 1-1「保健」参照。

(4) 災害統計データ収集を通じた仙台防災枠組の推進 (東北大学) : 指標 3-1「防災」参照。

3. 地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)

SATREPS は、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症等の分野で日本と開発途上国の研究者による共同研究及び開発途上国の人材育成等を図りつつ研究成果を実社会に還元する事業で、科学技術振興機構と連携して実施している。2015 年度の主な取組、成果は以下のとおり。

(1) 実績

2015 年度は、新規 14 件 (大学 13 件、研究機関 1 件)、実施中 58 件 (大学 51 件、研究機関 7 件) であった。新規案件の研究代表機関は、①環境・エネルギー分野の環境領域で北海道大学・東京大学・東京工業大学、低炭素エネルギー領域で京都大学・名古屋大学、②生物資源分野で九州大学・創価大学・農業生物資源研究所・筑波大学、③防災分野で東京大学 (2 件)・京都大学、④感染症分野で東京大学・長崎大学であった。

(2) 優良事例

- 気象衛星ひまわりの観測データを用いたより精度の高い気象観測・予報能力の強化 : 指標 3-1「防災」参照。
- 最新の科学的知見を踏まえたサンゴ礁保全のための海洋保護区ネットワークの形成支援 (パラオ) : 指標 3-1「自然環境」参照。
- 食料安全保障に資する研究開発 : パナマにてマグロの人工種苗生産を世界で初めて成功させる等、養殖の持続性向上のための研究開発を行った。(指標 3-1「食料安全保障」参照)
- 地熱開発の促進 : インドネシア「地熱開発促進プログラム」に基づく円借款の実施に合わせ、蒸気スポット検出と持続的資源利用の促進を目的とした研究を京都大学とバンドン工科大学が開始した。(指標 2-1「資源・エネルギー」参照)

(3) SATREPS の成果の社会実装促進

- バイオマス燃料技術の社会実装 (タイ) : 開発された比較的低コストのバイオ燃料技術を活用して 50,000km の実車走行試験に成功し、タイ政府が 2015 年に改訂した代替エネルギー開発計画において、同国バイオ燃料の基幹技術として採用され、同国の自動車燃料への混合に向けた政策の裏付け

が明確化された。

- **日本の港湾物流リスクマネジメントの活用（チリ）**：日本の港湾リスクマネジメントの知見が、チリの港湾の事業継続計画（BCP）策定ガイドラインに活用された。（指標 3-1「防災」参照）
- **低炭素社会に向けた計画策定への貢献**：京都大学等と連携し、マレーシア・ジョホール州イスカンダル開発地域を対象にアジア地域に適した低炭素社会シナリオの構築手法を開発し、「低炭素社会ブループリント」が正式な計画として承認された。（指標 3-1「環境管理」参照）
- **温暖化ガス地中貯留の事業化（インドネシア）**：ジャワ州のガス田で発生する二酸化炭素を地中に貯留する研究が京都大学を中心に行われていたが、研究成果の社会実装に向けたアジア開発銀行による出資についての覚書が、インドネシア鉱物資源省及びインドネシア国営石油会社等との間で締結された。
- **草の根技術協力事業の活用**：NGO-JICA 協議会等の場で SATREPS における NGO-JICA 連携を議題として取り上げ、SATREPS の効果を草の根技術協力事業等を活用する形で社会実装するための提案を行った。

4. 大学との連携による市民参加協力事業

(1) 教育機関の実施する草の根技術協力事業

- **教育機関の実施する草の根技術協力の実績**：4 件（2014 年度 2 件）
- **優良事例**：マレーシアにおいて、京都大学が取り組んだ SATREPS「アジア地域の低炭素社会化シナリオの開発」の成果を活動内容に取り入れた草の根技術協力「低炭素社会実現に向けた人・コミュニティづくりプロジェクト」を採択した。また、ガボンにおいて、同じく京都大学の SATREPS「野生生物と人間の共生を通じた熱帯林の生物多様性保全」について、一般社団法人エコロジックを事業者として草の根技術協力「ムカラバ地域におけるエコツーリズム開発のための現地ガイド養成」を実施中であり、今後の大学との連携の一つのあり方としての道筋を示した。

(2) 大学生国際協力フィールド・スタディ・プログラム(指標 9-1 参照)

- **実績**：12 月から 2016 年 3 月にかけて、インド・ラオスでの国際協力フィールド調査演習や日本での事前・事後研修を行った。定員 40 名に対し 138 名の応募があり、2014 年度 80 名から 1.7 倍に増加した。
- **NGO との合同キャリアセミナー**：上記参加者に対し、機構と NGO の各々の立場・視点から、国際協力の多様なキャリア（NGO、国連職員・専門家・コンサルタント・青年海外協力隊、機構職員等）等を紹介した。

5. 文部科学省、教育委員会等との連携：指標 11-3 参照。

指標 9-4 地方自治体との連携推進に向けた取組状況

1. 自治体間連携セミナーの開催

自治体の海外展開のノウハウを自治体間で共有し、経験の少ない自治体の海外展開を促し、自治体関係者への定期的な情報共有と啓発・ネットワークの構築を図る役割を果たすべく、2014 年度に続き、「自治体間連携セミナー」を札幌、仙台、大阪、香川、徳島、沖縄で開催し、計 195 名の参加者を得た。

- **大阪**：和歌山県の「観光おもてなし支援事業」や大阪市の「水・環境ソリューション機構」の取組

の事例共有が行われ、特に草の根技術協力事業や複数の連携事業が段階を追って発展してきた経緯に高い関心が寄せられた。セミナー後、JICA 関西と神戸市で包括対話第一回（2016 年 3 月）を実施し、新規の草の根技術協力事業の形成にもつながった。

- **沖縄**：水分野で海外経験が豊富な横浜市、福岡市、北九州市と沖縄県の経験の比較・共有を行った。

2. 連携協定・覚書の締結、更新

- **連携協定・覚書の締結**：2014 年度の連携協定の締結に続き、東松島市の地方創生・復興への貢献の推進を目的に、宮城県東松島市と覚書を締結した（7 月）。
- **宮城県東松島市における地方創生・復興への貢献**：インドネシア（バンダ・アチュ、津波被害）やフィリピン（レイテ、台風被害）等における開発途上国への貢献に加え、復興現場で地域復興推進員として青年海外協力隊経験者を配置し、コミュニティビジネス、復興まちづくりの協力、情報発信等に取り組み、海外での経験を国内でいかす人材面での支援を継続実施している。

3. 包括連携協定・連携覚書締結自治体等との連携関係の深化

- **横浜市との連携**：国際協力への貢献やアジア都市間の連携強化、グローバル人材育成等の強みをいかし、ベトナム・フエにおける安全な水の供給やフィリピン・イロイロ市でのコミュニティ防災の推進などの成果につながっている。
- **神戸市との連携**：協定の締結に基づき、14 名の教員が協力隊に現職参加した。

4. 自治体国際化協会（CLAIR）との連携を通じた自治体との協力促進

- **定期協議の開催（9 月、12 月）**：自治体の窓口団体である CLAIR との協議を積極的に実施した。機構の草の根技術協力地域提案型・地域活性化特別枠、CLAIR の自治体国際協力促進事業（モデル事業）の採択結果の共有やその他議題につき協議を行った。
- **自治体間連携セミナーでの連携**：札幌（9 月）と沖縄（2016 年 2 月）を協力して実施した。沖縄におけるセミナーでは、CLAIR の海外展開支援スキームや具体的活動内容の紹介が行われた。

5. 国際協力推進員の活用を通じた国内機関と地方自治体との連携強化

- **国際協力推進員の配置と活用の見直し**：全国都道府県等の地域国際化協会等国際協力事業の活動拠点に 53 人の国際協力推進員を配置している。全国国際協力推進員会議では、地方自治体や NGO 等との一層の連携や、各自治体の施策や地方版総合戦略等の状況を踏まえた機構貢献の可能性を分析し、国内機関と共に業務計画を策定するよう呼びかけた。
- **地域リソースを活かした国際協力の事例**：国際協力推進員が中心となり、広島東洋カープの野村前監督及びマスコミ関係者 3 人を 8 日間スリランカに派遣し、青年海外協力隊員らとともに、青少年を対象とした野球教室での指導や、スリランカ野球関係者との交流試合を実施した（7 月）。また、帰国後、「世界平和デー」に合わせて試合時に 3 万人を超える観客を巻き込んだイベントを実施したほか、地域の国際交流イベント等でその経験を還元する活動が行われた。

地方創生への貢献に向けた取組状況

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2014 年 12 月閣議決定）を踏まえ、「地方創生」のため、機構は中小企業海外展開事業、草の根技術協力事業、研修員受入事業、ボランティア事業などを通じた取組

を展開している。開発途上国の社会・経済の発展のため、日本の地方が持つ様々なノウハウや経験を活用するとともに、そうした取組による日本の地方活性化への貢献も図っている。

1. 自治体・地域の経験を活用した地方創生への貢献

- **第3回自治体等水道事業関係者勉強会の開催**：課題別研修や草の根技術協力等に協力している自治体を含む約30の水道事業関係者の参画のもと、第3回自治体等水道事業関係者勉強会を横浜市と共同で開催した。国際協力に携わる自治体職員の人材育成や、複数の自治体による取組事例等が横浜市水道局や千葉県水道局等より共有され、各自治体の事業の改善に役立つ情報共有がなされた。自治体による積極的な海外展開を促進することにより、水ビジネスの展開を通じた地元企業の発展に加え、海外での事業経験を通じた市水道局の技術の継承にも役立つことが期待される。(指標 1-1 参照)
- **世界農業遺産「イフガオ棚田」の持続的発展のための人材養成**：草の根技術協力の実施を通じ、フィリピン「イフガオ棚田」に対し、金沢大学の「能登里山里海マイスター養成プログラム」のノウハウを活用し、地域の持続的発展に向けた人材育成を支援している。同事業やイフガオの受講生と能登半島の活性化の担い手（能登里山マイスター）との交流を継続支援することで、能登地域から国際的な視点で日本の地域課題に貢献する人材を輩出することに貢献している。(指標 11-1 参照)
- **伝統技術の海外展開**：草の根技術協力を通じ、日本のうちわ生産量9割の香川県丸亀市から竹細工で生計をたてるラオスへ、うちわの製作技術が移転され、日本では後継者不足が深刻な技術が海外で展開されている。

2. 産官学連携による新技術を活用した地方創生への貢献

- **ASEAN 諸国を対象とした日本式透析医療技術の普及展開**：血液や血管に関する医療関連産業が集積する国の総合特区「東九州メディカルバレー構想特区」の取組をいかし、アジアに貢献する医療産業拠点とするための取組が進められている。2015年度には、タイにおける透析トレーニングセンターの構築やASEAN 諸国を対象とした透析技術の普及展開を目的とした「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」を採択した。こうした日本式医療の国際展開を通じて、東九州地域の活性化への貢献も期待されている。(指標 9-2 参照)

3. 地域特性に応じた技術・取組の活用

- **東日本大震災の復興支援**：東松島市はスマトラ沖地震津波の被災地であるインドネシア国バンダ・アチェ市と相互復興を目指す草の根技術協力事業を実施している。また、復興庁、青年海外協力協会との覚書等に基づき、帰国ボランティアが復興庁等で復興支援に従事する取組を推進している。(指標 9-4、10-8 参照)

4. 各事業における地方創生への貢献に資する取組

- **中小企業海外展開支援事業（案件化調査）や草の根技術協力事業における「地域活性化特別枠」の案件形成**：指標 8-3、指標 11-1 参照。
- **地方自治体と連携した無償資金協力の案件形成**：指標 3-1、指標 8-3 参照。
- **草の根技術協力事業における日本国内での活動奨励に関する制度改善**：指標 11-1 参照。
- **帰国ボランティアの「地域おこし協力隊」への参加**：指標 10-8 参照。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、本部、国内拠点、海外拠点のそれぞれの特性を最大限に活用し、多様な関係者との連携促進を図ることを期待する。

<対応>

本部は、政府機関や業界団体、大学、自治体等の組織的な連携関係構築や、関係者の意見を反映した全体方針・制度の企画・実施、課題部・地域部等との連携による経済社会開発ニーズに応えた情報提供や関係者の知見・技術を活用した案件形成・実施等を行うことで、関係機関との連携促進を図っている。2015年度には、新たに製薬協や医機連等との業界団体との新たな関係構築や、大学、自治体等の連携協定・覚書の更新・締結を行った。

国内機関は特に地域の関係者に身近な存在として、個別相談やセミナーの企画・実施、地方メディアへの情報発信を通じ、連携促進を図っている。また、各地域の特色を踏まえ、企業、NGO、自治体、大学等教育機関等、国民との結節点としての役割を果たすべく国内拠点独自の取組を進め、機構事業の理解促進、国際協力活動への参加促進等を行っている。2015年度には、関西、中部、九州等の地域の経済団体との意見交換や、広島等で国際協力推進員を一層活用した地域リソースをいかした国際協力につなげる取組等を行った。また、国内機関長会議、同次長会議、同市民参加協力担当課長会議、各事業の担当者会議等を開催し、国内機関と本部の関係者が広く共通認識を持って積極的な連携促進に取り組んだ。

在外事務所は、相手国政府と関係者との関係構築や、最新の開発課題や現地ニーズを踏まえた関係者の現地活動の側面支援を行い、連携促進を図っている。2015年度はベトナム事務所による草の根技術協力の共同振り返りを行い、結果を広く発信した。また、ネパール事務所では、地震の際に NGO 等団体に対し緊急救援支援活動参加に必要とされる情報提供を行った。

これら取組の結果、企業と NGO 等との連携による中小企業支援事業や草の根技術協力事業の実施の基盤形成に大きく寄与した。また、国内機関と外務省 NGO 相談員や国際協力推進員とのより深化した連携を行なうことで、国際協力への更なる理解の促進と国際協力の新たな担い手との連携を深めるなど、複層的なネットワークの強化を実現している。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：開発協力大綱等を踏まえ、NGO、企業、大学等教育関係機関、地方自治体等のパートナーとの連携の深化・拡大に留まらず、大学と NGO、NGO 相談員と機構の国内機関、中小企業と自治体、自治体間等のネットワーキングの強化を図る等、多様な関係者との「結節点」としての取組を実施した。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2014年12月閣議決定）を踏まえ、「地方創生」のための取組として、自治体や地域のノウハウ・リソースをいかした、開発途上国の開発ニーズに対応した事業を展開した。各パートナーとの連携促進の強化に向けた特記すべき取組と成果は以下のとおり。

- NGO：NGO-JICA 協議会の参加者を 313 人確保するとともに、福岡県福岡市での地方開催やネットワーク NGO との意見交換会等を実施し、地方の NGO や新規の NGO との連携強化を進めた。これにより、多様な NGO の意見を取り入れ、ODA 本体業務における NGO-JICA 連携の更なる促進の方策や NGO 支援事業の方向性等を定めるに至った。政策レベルでも、NGO-JICA 協議会の検討経緯・結果を NGO・外務省定期協議会における連携推進委員会を通じて NGO と共同で発信・提供した結果、「NGO と ODA の連携に関する中期計画～協働のための 5 年間の方向性（平成 27～31 年度）」に具体的な連携強化策が明記された。特に、草の根技術協力事業への参加実績のない新規 NGO に対しきめ細かい案件形成相談を行った結果、「新・支援型」への応募数の増（2014 年度の 33 件から

67件)につながった。さらに、外務省のNGO相談員と国際協力推進員の共同会議や、NGOと合同による大学生を対象とするキャリアセミナーを初めて実施し、従来の機構の活動を通じてはアクセスできなかった地域の多様な潜在的アクターの発掘及び地域の特性を活かした国際協力活動の促進のための基盤を形成した。

- 民間企業及び企業団体：更なる制度の周知・応募関心企業の開拓を行う観点から精力的にメディアへの発信を行うとともに、国内機関や在外事務所と連携を図り、関心企業への個別相談に対応した。結果として、メディアを通じた報道件数466件、及び企業との個別相談件数1,977件を実現した。これに加え、民間企業の関心に応じた課題別・国別のセミナーの関連部署との企画・実施や、外部団体や他の支援機関と連携した説明会等の企画・実施を推進するなどの工夫を図った。開発途上国の開発課題を取りまとめて発信する取組は、開発途上国の開発課題に関する情報が不足し、提案型事業への応募につながっていない企業のニーズに応じて新たに実施したものであり、企業向けウェブサイトに掲載した22か国60件の開発途上国の課題に対応した15案件の採択につながった。
- 大学等教育機関：国際協力の担い手育成、学生に対する教育・研究、知見の整理・発信等複数の機能を持つ大学に対して、大学との連携協定・覚書の締結による組織的な連携や大学出向者を通じた連携強化を促進したほか、事業の質向上に資する大学との連携を行った。具体的には、JDSにおける帰国留学生による政策策定への貢献や本邦大学の国際化への貢献や、TICAD V支援策や第7回太平洋・島サミットでの公約等の実現に向けた貢献等の本邦大学との連携による具体的な成果を上げた。また、SATREPSを通じ、防災や食料安全保障等の課題解決に資する事業成果をあげるとともに、タイやチリ等ではSATREPSの成果の社会実装に向けた成果が発現するに至った。なお、マレーシアでは京都大学が取り組んだSATREPSの成果を取り入れた草の根技術協力が採択され、今後の大学との連携の一つの方向性を示す事例となった。
- 自治体：自治体の海外展開のノウハウを自治体間で共有し、比較的経験の少ない自治体が地域の特色を活かした海外展開につなげていくことを目的に、自治体間連携セミナーを2015年度より初めて地方開催し、札幌、仙台、大阪、香川、徳島、沖縄で実施し、合計195名の参加を得た。これにより、機構と自治体の連携のみならず、国際協力分野での自治体間の連携や自治体と企業との連携も促し、地方自治体の国際協力活動の参画の素地を作るとともに、基礎自治体や新規自治体の参入を促進した。

以上を踏まえ、評価指標の目標水準を上回る成果を上げたことに加え、「開発協力大綱」を踏まえた結節点機能としてNGO、企業、大学等教育機関、自治体等との複層的な関係構築を行ったこと、連携推進の結果、日本政府政策策定への貢献や、各種連携事業への裾野拡大や今後の連携の方向性の検討促進に結び付いたこと、地方創生にも資する具体的な取組を推進したことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

継続して本部・国内拠点・海外拠点を連携の拠点として機能強化し、NGO、企業、大学、地方自治体等、潜在層を含む多様な関係者の開発協力への参画、理解の促進に資する取組を促進するとともに、人材、知見、技術等の地域活性化等に資する取組もより意識して対応していく必要がある。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 10	ボランティア
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 27 年度開発協力重点方針、日本再興戦略
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
開発課題に沿ったボランティアの実績（国別ボランティア派遣計画の開発課題への合致率／シニア海外ボランティア）			84% 83%	80% 87%	74% 85%	79% 82%	
スポーツ職種ボランティアの 2015 年度新規派遣人数（人）	100	81			新規	219	
JICA ボランティアウェブサイトの年間訪問回数		164 万			新規	169 万	
連携ボランティアの人数（人）	100	83			新規	146	
◎企業・自治体向け報告会（回）	4		5	7	8	9	

◎2015 年度計画で当初より設定している評価指標

② 主要なインプット情報					
	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
従事人員数（人）	46	50	56	56	

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>ボランティア事業は、開発途上地域の経済及び社会の発展、復興への寄与、我が国と開発途上地域の友好親善及び相互理解の深化、並びに国際的視野の涵養と経験の社会還元を事業の目的とする。本事業を取り巻く環境の変化に対応するため外務省が平成 23 年に行った海外ボランティア事業のあり方及び同事業の実施のあり方の抜本的な見直しの結果を踏まえ、事業の質向上のための事業実施体制や運営手法の改善、ODA の他事業や専門性を有する企業、地方自治体、NGO、他機関等との連携の強化、帰国後の社会還元支援を含む、国民が安心して参加できるような取組の強化、事業にふさわしい評価の実施、ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施する。</p>
<p>中期計画</p> <p>ボランティア事業は、開発途上地域の経済及び社会の発展、復興への寄与、我が国と開発途上地域の友好親善及び相互理解の深化、並びに国際的視野の涵養と経験の社会還元を事業の目的とし、効果的かつ効率的に実施する。本事業を取り巻く環境の変化に対応するため外務省及び機構が行った平成 23 年 7 月の海外ボランティア事業のあり方及び同年 8 月の同事業の実施のあり方の抜本的な見直し（「草の根外交官：共生と絆のために～我が国の海外ボランティア事業～」）の結果を踏まえ、事業の質向上のための事業実施体制や運営手法の改善、ODA の他事業や専門性を有する企業、地方自治体、NGO、他機関等との連携の強化、帰国後の社会還元支援を含む、国民が安心して参加できるような取組の強化、事業にふさわしい評価の実施、ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施する。</p>

具体的には、

- 開発課題の解決に資する事業の実施や他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高める取組を促進する。
- ボランティアの活動状況の「見える化」の取組を進める。
- 派遣中ボランティアの現地活動の支援を強化する。
- 国民参加型事業として、多様な人材の参加を促進するために、自治体、民間企業、大学等との連携の強化に取り組む。
- 開発ニーズを満たす人材の養成・確保を進めるために、より効果的で効率的な募集・選考、訓練・研修への改善を進める。
- 帰国ボランティアの社会における積極的な活用を進めるための具体的な方策を検討・実施するとともに、グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元及び帰国後のキャリアアップへの側面支援等の取組を強化する。

年度計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上

- ① 協力隊発足から 50 周年となる機会に、ボランティア経験者及び各界のボランティア事業の理解者・支援者への感謝の表明、将来に向けた事業展望の発信並びに関心層・理解者の一層の多様化と拡大を目的とし、記念式典をはじめとする記念事業を実施する。
- ② 開発課題を踏まえ、国別ボランティア派遣計画の更なる活用を図るとともに、グループ型派遣のモニタリング結果を事業にフィードバックする。また、シニア海外ボランティアを中心に、開発課題に沿った新規案件形成に引き続き取り組む。
- ③ スポーツ・フォー・トゥモローにも貢献すべく、スポーツ分野のボランティア派遣及びスポーツを通じた開発の取組を強化する。
- ④ 国際ボランティア会議を東京で開催し、事業展望について発信し、国際機関や他ドナー等とのパートナーシップの拡大・深化を図る。また、同会議への参加を通じ、国際機関や他ドナー等との協議を進めるとともに、現場レベルでの連携に取り組む。
- ⑤ ボランティア事業の「見える化」を促進するため、ボランティアの活動内容を発信するウェブサイトコンテンツの拡充を行う。また、ウェブサイト以外の媒体を利用した情報発信も推進する。特に、今年度が協力隊発足 50 周年であることに留意し、ボランティア事業の意義に対する一般国民の理解が一層促進されるような取組を行う。
- ⑥ 派遣中のボランティアの現地活動を支援するため、ボランティアの活動計画の策定支援及び海外拠点を通じた活動状況のモニタリングに引き続き取り組むとともに、モニタリング方法の改善案を検討する。
- ⑦ 国民参加型事業として多様な人材の参加を促進するため、地方自治体、企業、大学等との連携によるボランティア派遣を促進するとともに、質の向上に努める。
- ⑧ より効果的、効率的な募集に向けて、ウェブサイトの拡充や応募者の掘り起しに資する募集説明会を行う。また、受験者の利便性に資すべく、平成 25 年度に本格的に開始したシニア海外ボランティア及び青年海外協力隊の二次選考（面接）の一部地方実施を着実に実施する。
- ⑨ 青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアの訓練の改善について、平成 25 年度に導入したプログラムの適切なモニタリングを行い、3 年間の総括も踏まえて、プログラムの継続性について確認する。
- ⑩ 帰国後のキャリアアップへの側面支援のため、進路支援情報サイトを効率的に運営するとともに、企業・地方自治体向け報告会の開催（年 4 回）や帰国後研修等、帰国隊員の進路開拓支援を行う。
- ⑪ 帰国ボランティアの社会還元活動の優良事例を収集・発信し、社会還元を促進する機会の創出等を行う。

主な評価指標

指標 10-1 開発課題に沿ったボランティア派遣の状況

（定量的指標）スポーツ職種ボランティアの 2015 年度新規派遣数：100 人

指標 10-2 国際機関や他ドナーとの連携推進に向けた取組状況

指標 10-3 ボランティアに対する一般国民の理解促進に向けた取組状況

指標 10-4 ボランティアの現地活動に対する支援状況

指標 10-5 自治体、企業、大学等との連携推進に向けた取組状況

(定量的指標) 連携ボランティアの人数：100人

指標 10-6 募集・選考制度及び訓練・研修方法の改善に向けた取組状況

指標 10-7 帰国隊員の進路支援強化の状況

(定量的指標) 企業・自治体向け報告会の数：4回

指標 10-8 隊員経験の社会還元に向けた側面支援の状況

3-2. 業務実績

青年海外協力隊（JOCV：Japan Overseas Cooperation Volunteers）は、1965年度の発足から2015年度で50周年を迎えた。50周年を記念し、関係者の支援への感謝の意を表し、今後のボランティア事業への継続的な理解と支援を得るため、国内外の拠点を中心に様々な50周年記念事業を展開した。特に、11月に横浜市で開催した記念式典は天皇皇后両陛下のご臨席の下、帰国ボランティア（以下、「OV」）を含め約4,500名が参加した。記念式典では、最初のボランティア派遣国であるラオスの首相から、機構ボランティアがラオスの人々と共に生活をしながら、ラオスの経済・社会の発展に大きく貢献したと評価される等、参加者から日本政府と日本国民に謝意が表明された。また、OVからは、協力隊での経験を糧として活動し、ボランティア経験を社会還元できるように励んでいくという決意表明があった。パネルディスカッションでは、OVから帰国後の社会還元の取組事例が報告されるなど、日本国内への社会還元も含め、機構ボランティア事業の意義や重要性を参加者全体で共有した。さらに、在外拠点19か国においても記念行事を開催し、ボランティアの成果を各国と共有した。

日本国内では、派遣国や職種等を単位とするOVの同窓会（OV会）や、各地域の協力隊を中心に、機構ボランティアを支援しようとする有志による「育てる会」といった支援組織が結成されている。2015年は、50周年を契機に、こうした組織作りにおいても協力隊を支援する機運が高まり、ケニアOV会や神奈川県青年海外協力隊支援協会が発足した。同会の設立により、全都道府県に「育てる会」が整備されたことになり、協力隊の支援体制がより一層強固なものとなった。

また、「ボランティア事業の方向性の検討に係る懇談会」や国際ボランティア会議（IVC02015）を通じ、今後の事業の発展に向けた提言、課題を記した成果文書を策定した。今後はこれを踏まえ、開発途上国の発展への貢献に加え、日本国内の地方創生の場でのJICAボランティア人材の活躍に向け、日本の多様な魅力をJICAボランティアが発信する「クール・ジャパン・メッセンジャー」、日本の地域創生をより加速化するための「グローバル地域興し型派遣」を実施する予定としている。

なお、2015年度の新規派遣人数は1,518名となり、前年度を若干下回った。2011年の東日本大震災後、派遣人数実績は一時期減少したが、2013年度より減少傾向を反転させ、震災前のレベルに戻りつつある。また応募数も3,624名（2014年度3,956名）と減少したが、要請に適合した応募が増えたことにより全体の充足率は協力隊（JV：Junior Volunteer）54%、シニアボランティア（SV：Senior Volunteer）42%（2014年度JV47%、SV37%）に向上している（指標10-6参照）。

表 10-1 ボランティアの派遣実績 (単位：人)

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
青年海外協力隊 (JV)	948	1,081	1,267	1,198
シニア海外ボランティア (SV)	246	268	271	256
日系社会青年ボランティア (NJV*)	31	43	57	49
日系社会シニア・ボランティア (NSV*)	15	13	16	15
合計	1,265	1,405	1,611	1,518

* NJV : Nikkei Junior Volunteer、NSV : Nikkei Senior Volunteer

指標 10-1 開発課題に沿ったボランティア派遣の状況

1. 開発課題に沿ったボランティアの派遣

(1) 開発課題に沿った新規案件形成と派遣 (国別ボランティア派遣計画の更なる活用)

- 協力対象国ごと (79 か国) に国別ボランティア派遣計画を策定し、重点的な開発課題に沿った案件形成を推進した。その結果、開発課題に沿った派遣が全体の 78.9% (JV 78.3%、SV 81.5%) と 2014 年度と同程度を維持した。

(2) 課題・職種別支援体制の強化

- 開発課題に沿った案件形成・管理を強化するため、2013 年度から取り組んでいる通年職種担当制度を活用し、2015 年度は職種別ボランティア事業計画を 18 職種作成した。
- 4 職種の現状分析ペーパーを更新してボランティアページに掲載すると共に、在外拠点にも広く周知し、案件形成を推進した。理科教育、数学教育職種においては、応募者数増減の社会的背景を理数科教員の就職率、離職者数のグラフで示し、相関関係をわかりやすく明記するとともに、日本の現状を考慮した要請内容の作成および要請数の精査を提案することで、在外での優良な案件形成を促進した。
- 開発課題に沿った新規案件形成に取り組むため、事業実施体制を従来の国別から課題別へ組織改編を行うこととし、2016 年 4 月からの導入に向けてその準備を進めた。

2. グループ型派遣の促進

(1) グループ型派遣の推進

- ボランティアの活動が開発課題に貢献するために、隊員がそれぞれ単体に活動するだけでなく複数のボランティアの活動を有機的に組み合わせながら実施することでシナジーを確保していくことが重要である。そのため、2015 年度はグループ派遣の案件を戦略的にさらに整理し、77 件 (2014 年度 76 件) を実施した。新たに 216 名 (2014 年度 187 名) をグループ型派遣に組み込み、一層のグループ派遣を推進した。

(2) グループ派遣の推進に向けた取組

- 今後戦略的にグループ派遣を推進するために、技術協力と連携して面的な展開を行っている事例や複数ボランティアによるグループの強みをいかした事例などを、在外拠点や企画調査員 (ボランティア事業) 派遣前研修等で紹介した。

3. 開発効果の向上に向けた他スキーム事業との連携

2015年度も開発効果の向上に向けて、技術協力プロジェクト等の他スキーム事業との連携を推進した。主な事例は以下のとおり。

- エジプト政府が日本政府とともに発表した「エジプト・日本教育パートナーシップ」の枠組みの下、小学校における日本式教育（特に特別活動）を導入するため、技術協力プロジェクト、本邦研修、ボランティアの連携による包括的協力の実現に向けて案件形成調査団を派遣し、ボランティア 22 件の案件形成と応募奨励強化を進めた。2016 年度以降にボランティアの派遣を開始し、連携に向けた取組をさらに強化していく予定である。
- チリでは、SATREPS の活動サイトに SV を派遣し、災害図上訓練のパイロット研修の実施支援や配属先による成果実践・現地適応を支援するとともに、配属先が本邦研修で学んだ防災イベント「カエル・キャラバン」の実践支援を進めている。

4. スポーツを通じた開発への取組

- 機構は、主にボランティア事業によるスポーツ指導者の派遣及びスポーツ分野での技術協力事業を通じ、日本政府の公約である「スポーツ・フォー・トゥモロー」（以下、「SFT」）に貢献している。SFT に関わる団体等の連合体である「SFT コンソーシアム」の運営委員、新たに設置された「効果的なデータベースの構築・運営」及び「広報機会の共有」の運営委員メンバーとして、SFT 全体の推進に積極的に貢献している。
- 日本政府は、2018 年度までにスポーツ分野のボランティア新規派遣人数を 2012 年度比で倍増させることを国際公約としている。2015 年度は、スポーツ分野のボランティア 100 名の新規派遣計画に対し、219 名（長期 112 名、短期 107 名）を派遣し、計画よりも早く 2012 年度比約 170%、2014 年度比約 25%増を達成した（2014 年度 176 名（長期 105 名、短期 71 名））。隊員が実施する現地型「日本式運動会」は SFT プログラムの模範的な好事例として SFT コンソーシアム関係団体から高い評価を得ている。またマスメディアからの関心も高く、隊員実施の運動会の事例紹介を通じてボランティア事業に係る広報にも貢献している。
- 公益財団法人日本サッカー協会（JFA : Japan Football Association）及び公益社団法人日本プロサッカーリーグ（J リーグ）とサッカーを通じた開発途上地域の発展に向けて連携協定を締結した（9 月）。これにより、JFA の指導者のボランティア派遣がさらに推進されるとともに、サッカー隊員に対する事前研修や指導教材の提供により指導の質が向上し、SFT がより推進されることが期待される。
- 開発とスポーツの取組に関し状況分析することで今後の派遣を強化し、SFT に貢献するため、近年のスポーツを通じた国際協力の概要をレビューし、機構の今後の当該分野への協力の取組指針をまとめたポジションペーパー案を検討した。あわせて、障害者スポーツについても指針案を検討した。

指標 10-2 国際機関や他ドナーとの連携推進に向けた取組状況

1. 国際ボランティア会議の開催と国際機関等とのパートナーシップの拡大・深化

(1) 国際ボランティア会議を通じたボランティア事業の発信及び今後の方針策定

- 10 月に東京で開催された国際ボランティア会議（IVC02015）を機構がホストし、国際機関、世界各国のボランティア団体や NGO、ボランティアに関係する大学や企業等から 31 ヶ国、132 名が参加した。同会議の中では、SDGs の採択を踏まえ、ボランティア事業の国際的潮流、新たなアクターの取

組、ボランティア活動を支援するツールや枠組み等のグッドプラクティスを共有するとともに、ボランティアによる SDGs への貢献について議論を行った。また、機構からは、青年海外協力協会（JOCA：The Japan Overseas Cooperative Association）を通して OV の国内還元に関する活動や、研究所が実施したボランティア事業研究の結果（ボランティアの持つ基礎能力やボランティア参加への動機に関する分析等。指標 7-1 参照）を参加者に共有したところ、斬新かつ有益な研究内容であるとして、参加者のアンケート結果、及び同会議を主催した国際ボランティアネットワーク議長のスピーチ等で高い評価を得た。これらの議論の結果、SDGs 達成に向けた東京行動宣言（The Tokyo Call to Action）を採択し、同宣言を推進するため全参加団体が連携していくことに合意した。

(2) 国際機関等とのパートナーシップの拡大・深化

- 国連ボランティア計画（UNV：United Nations Volunteers）に関して、一時派遣を停止していた機構枠 UNV を再開（派遣済み 2 件、派遣準備中 3 件、選考中 10 件）。更なる連携強化を目的とした覚書（MOU）締結に向けた協議を実施し、2016 年度に締結する予定である。
- 韓国国際協力団（KOICA）に関して、アジア地域の SDGs への貢献をテーマにした共催フォーラム（2016 年 7 月に開催予定）を開催することとし、機構-KOICA 定期協議等において開催に向けた協議を行った。（指標 6-2 参照）
- 新規ドナー国について、メキシコ、フィリピン、マレーシア、タイの国際ボランティア派遣団体を国際ボランティア会議に招聘し情報交換を行うとともに、イスラエル、トルコ等、新たにボランティア事業の開始を検討している政府へ JICA ボランティア事業の情報を提供することで、新たなパートナーシップ構築と今後の連携の可能性を拡大した。

2. 現場レベルでの協働活動

- ボランティア事業の開発効果を拡大するため、米国平和部隊、KOICA、UNV、ドイツ国際協力公社（GIZ：Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit）等の主要団体と、現場レベルで①配置計画の共有、②同配属先での連携、③隊員間の交流、④安全対策に係る情報交換等を実施している。特に米国平和部隊とは、2015 年 3 月の覚書（MOU）締結を受け連携を強化しており、例えば、モザンビークにおけるボランティアレベルの連携（両ボランティアが共同で HIV/エイズ・マラリア予防啓発のため壁画作成を企画し、壁画作成に双方の活動被益者である女子学生が参加、等の事例）、ガーナでの米国平和部隊の女子教育セミナーに機構の企画調査員（ボランティア事業）が参加するなどの具体的な連携が実現している。

指標 10-3 ボランティアに対する一般国民の理解促進に向けた取組状況

1. 「見える化」促進のためのウェブサイトコンテンツ充実

- JICA ボランティアウェブサイトで経験者の声を伝える「人とシゴト」を 2014 年度比 57%（14→22 記事）、JICA ボランティア支援組織（企業や自治体等）に焦点を当てた「サポーター宣言」を 2014 年度比で 6.3%それぞれ拡充（127→135 記事）した。2014 年 9 月に開設したスマートフォン専用ページを含めた JICA ボランティアウェブサイトの訪問回数は、169 万回（前年度 177 万回）を達成し、前年度並みの実績を維持した。一方で、JICA ボランティアウェブサイトの中の記事の閲覧数であるページビュー（PV）は、ページ数を 15%削減し、よりシンプルで分かりやすいウェブ構成に変更したこと、またスマートフォン専用サイトの開設により必要な情報に行きつくまでに閲覧が必要なペ

ージを減らしたことから、2015年度は676万PV（前年度818万PV）と減少した。PV自体は減少したものの、訪問者数は前年度と変わらないことから、ユーザーにとってより情報が取りやすく、効率的なウェブサイトになったといえる。

- また、ボランティア事業の発信強化を目的に2013年度に開始したFacebookの青年海外協力隊事務局公式ページでは、9月に1万「いいね!」、2015年度末には、1.5万「いいね!」を達成した。

2. 協力隊発足50周年に関連した広報の推進

- JOCV50周年を記念して、ボランティア事業の一般的な認知度を向上させ、支援者を拡大させるために広報に集中的に取り組み、メディアへの発信も強化した。具体的には、50周年記念特番の放映（BS朝日）、国際協カイベント「グローバルフェスタ2015」における協力隊50周年記念特設テント広報活動及びサブステージ企画（パネルトーク「輝け★日本「グローバル女子×起業」）を開催し、JOCV50周年の歩みを振り返るとともに、等身大のボランティア経験者が体験談を紹介することで、ボランティア事業をより身近に感じるための広報を行った。また、一般市民へのボランティアの認知度を広めることも視野に、イメージソング「ひとりひとつ」の作成とCD化を実施した。
- 協力隊発足50周年を契機として、メディアへ働きかけた結果、全国紙5紙に50周年を迎えたJOCVに係る記事や社説が多く掲載される等、これまで以上にメディアへの露出機会が拡大し、事業に関する報道実績が増加し（新聞2,150件（前年度比139%）、テレビ56件（同181%））、ボランティア事業のさらなる「見える化」に貢献した。外務省・機構の働きかけと協力により、日本郵便からJOCV50周年を記念する特殊切手が発行されるとともに、協力隊を育てる会の編集企画、機構の監修により50周年記念誌「持続する情熱」（普及版）を発刊した。また、JOCAが中心となってJOCVをテーマとした映画「クロスロード」が製作・一般劇場公開され、これらを通じ、広く一般市民にボランティア事業の価値を広報する機会を創出した。

指標 10-4 ボランティアの現地活動に対する支援状況

1. 活動計画表の策定支援及びモニタリングの推進

- **活動計画表の策定実績**：ボランティアは、各自の活動を計画的に実施しより効果的な活動とするため、赴任後6か月までに配属先と協議の上、活動計画表を作成しているほか、派遣中も定期的にモニタリングし、必要な助言その他の支援を行っている。このような活動支援の結果、活動計画表の内容について98.5%（2014年度99.9%）が配属先等の関係者と合意するに至っており、円滑な活動に結びついている。
- **活動への満足度**：活動に満足感を示したボランティアは98.1%（2014年度97.9%）と高水準を維持した。

2. 在外研修の拡充

- 2014年8月の安倍総理による日系社会支援強化に係る公約以降、日系社会に対する支援を強化する中、日本の有識者を派遣して、ブラジルで初の継承日本語教育に特化した在外研修を実施した。講義や参加型ワークを通じてボランティア、カウンターパートのみならず日系人や関係者との継承日本語教育に関連した情報共有、発信を実現した。
- メキシコにおいて3名のSVの企画により5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）の実践に係る在外研修を実施した。SVがレゴブロックを用いて開発した5S学習教材による実習は、参加したボランテ

ィア及びカウンターパートからも大変分かりやすいツールであると高く評価され、SVの帰国後も研修参加者による普及が行われた。また、機構は対メキシコ協力において産業開発分野と三角協力を重点課題として取り組んでおり、三角協力の推進はメキシコ政府の方針にもなっている。このように5Sや改善をテーマとして日本のボランティアとメキシコの大学が協力して近隣諸国の関係者に取組事例を紹介することで、ボランティア事業を通じて機構の重点課題に沿う形でメキシコ政府の政策にも貢献した。

3. 手当の適正化：指標 25-4 参照。

指標 10-5 自治体、企業、大学等との連携推進に向けた取組状況

1. 民間連携ボランティア派遣

- タイ（公衆衛生）やパラグアイ（陸上競技）等、14社から20名を新たに派遣した（2014年度19社19名）。また、新たに23社と民間連携ボランティアに係る派遣合意書を締結した（2014年度33社）。
- 民間連携ボランティアの派遣促進のため、企業向け説明会を127回開催し、4,591社の参加を得た（2014年度140回、3,500社以上）。ボランティア理解促進調査団をメキシコ、ラオス、インドネシアほか計6か国に計5回派遣し、民間連携ボランティア派遣検討中の企業など合計38社の参加を得た。
- 民間連携ボランティアを派遣した企業からは、グローバル人材の育成への貢献や、海外拠点がない中で現地のネットワーク構築に貢献したとの評価を得ている。

2. 自治体と連携したボランティア派遣

- **派遣実績**：現職参加制度を利用し、自治体職員、教員それぞれ29名、83名を派遣（2014年度37名、90名）
- **自治体連携派遣**：横浜市、沖縄県南城市と連携覚書を新規締結し、横浜市3名（マラウイ）、沖縄県2名（教員、ラオスとボリビア）、沖縄県南城市1名（フィリピン）、静岡県1名（教員、カンボジア）、合計7名を新たに派遣した（2014年度10名）。加えて長野県及び富山県とブラジルへのボランティア派遣の連携覚書を新規締結し、日系人及び中南米地域にルーツを持つ人々の集住地域や移民送出県等のつながりをいかしたボランティア派遣に向け準備を進めている。

3. 大学連携ボランティア

- **派遣実績**：開発効果の向上と大学におけるグローバル人材育成への貢献をめざし、新たに8大学とボランティア派遣に係る覚書を締結し、合計14大学より119名（うち新規締結大学からは42名）を派遣した（2014年度6大学、55名）。併せて12大学と定期協議を開催し、連携案件の開発効果等のモニタリングを行った。
- **新たに覚書を締結した大学**：北九州市立大学、桜美林大学、東京海洋大学、鹿児島大学、北海道大学、福岡大学、日本大学（生物資源科学部）、東京学芸大学

1. 効果的・効率的な募集業務の推進

(1) きめの細かい募集広報の実施

- **ウェブサイトコンテンツの拡充**：ボランティアに関心のある市民の募集説明会への参加を促進するため、YouTube動画「協力隊への道～不安解消編」「協力隊への道～語学編」を制作、公開した。また、すべての要請情報に係るウェブページをスマートフォン対応とし、利用者の利便性を高めた。
- **募集説明会の実績**：JOCV、SV、NJV及びNSVの募集説明会を合同で開催して効率性を追求しつつ、春・秋募集合計で290回（2014年度300回）の募集説明会を全国各地で実施し、応募促進に努めた。すぐに応募を考えている層よりも、JICAボランティアそのものに関心を持ち始めた応募予備軍層の説明会への参加が近年増加しているため、特に2015年度は「女子会」「カフェ」「ワークショップ」など、参加型を意識した形態を取り入れて敷居を低くし、将来の応募につなげる試みを行った。
- **応募者掘り起こしの取組**：さらなる応募者を掘り起こすため、募集説明会のなかで「コミュニティ開発」、「看護師」等主要な職種ごとに技術顧問により応募についてアドバイスする企画を実施した。その結果、農林水産分野の要請の充足率がJV31%、SV44%（2014年度JV26%、SV26%）に向上した。また、野菜栽培、日本語教育等、要請に対する隊員の充足率の低い職種を中心とした応募者の裾野の拡大を目的として、大学等でJICAボランティアセミナーを341回（2014年度396回）実施した。効率性の観点から2015年度は回数を絞り込み、これまでの傾向に基づきより応募者の多い場所に絞り込み、戦略的にセミナーを開催した。長期ボランティアの応募者数は3,624名（2014年度3,956名）であったが、要請に適合した応募が増えたことにより全体の要請充足率はJV54%、SV42%（2014年度JV47%、SV37%）に向上した。

2. ボランティアの二次選考の改善策の導入及びモニタリング

- 従来より、国内機関での二次選考実施などにより地方からの応募機会を設けている。2015年度は、SV二次受験者全体に占める地方会場受験者は48.4%で、前年度49.0%とほぼ同程度の受験率を達成した。一方、JVは二次で技術面接がある関係上、応募者の多い一部職種のみで地方選考を実施していたが、直近3回のモニタリングでは受験者が全体の8~9%と少なく、東京一括選考の方が公平かつ効率的であると判断されたことから、経費効率性の観点も考慮し地方選考は行わなかった。
- 従来、SV「日本語教育」「渉外促進」とNSV「日系日本語教師」は他のSV案件と異なり職種応募型となっており、選考方法が異なったため応募者にとって複雑な印象を与えていたが、2015年度より案件応募型に変更して募集・選考方法を全案件統一し、派遣国と案件を選択できるようにした。

3. 新訓練プログラムモニタリング方式の策定とプログラム見直しの実施

- 新訓練プログラムが導入された2013年度から継続して在外事務所担当所員らによる客観的なモニタリングを実施するとともに、帰国時面談では新訓練プログラムの隊員活動への影響についてヒアリングを行ってきた。その結果、有効な隊員活動のためには講座のみならず語学訓練や技術補完研修を含めて全体を見直す必要が出てきたため、2015年度はそれら訓練・研修の横断的レビュー（案）を策定した。

指標 10-7 帰国隊員の進路支援強化の状況（定量的指標：企業・自治体向け事業説明会の数）

1. 企業・自治体・大学への働きかけ

- **企業への働きかけ**：企業・自治体向けボランティア事業説明会（帰国報告会）を計9回実施し、企業・自治体等から235社、23自治体が、またOV272名が参加した（2014年度8回、227社、10自治体、OV280名）。
- **自治体への働きかけ**：各地の機構の国内拠点からの自治体への働きかけにより、新たに1都1県の教育委員会及び4県7市の自治体の職員採用にOV（主にJV、NJVを対象）向けの採用優遇措置（採用試験における筆記試験の免除等）が設けられた（2014年度は5府県2市の教育委員会及び2県6市の自治体）。
- **大学への働きかけ**：大学入試・大学院入試での優遇措置につき働きかけを行った結果、新たに東京農業大学大学院が加わる方向で検討中となった。
- **帰国後の進路状況**：2014年度に帰国したJOCVとNJVの合計780名を対象にした進路状況確認アンケートの結果（2016年5月27日現在）によれば、回答者634名のうちの100%から進路が決定したとの報告があった（2014年度有効回答者数608名、進路決定率100%）。このうち、361名（56.9%）が、民間企業や地方自治体等に就職し、152名（24.0%）が現職に復職、48名（7.6%）が進学・復学した。

2. 帰国ボランティアに対する情報提供

- **求人情報等の提供**：OVの就職を支援するため、機構の国際協力総合情報サイト「PARTNER」に789社1,939名の求人情報を掲載した（2014年度801社1,952名）。また、OV向けのウェブコンテンツの更新やサイトデザイン等の改善を行い、利便性を向上させた。さらに、国内及び海外の7か所の拠点との間で、テレビ会議システムによる進路開拓セミナー及び進路相談カウンセラーによる情報提供、助言を行った（国内向け10回、海外向け1回）。
- **大学院進学希望者への働きかけ**：大学院進学希望者を対象に、進路開拓セミナー及び進路相談カウンセラーによる情報提供、助言を行った。

指標 10-8 隊員経験の社会還元に向けた側面支援の状況

1. 社会還元好事例（女性のキャリアアップを含む）の収集と発信

- **社会還元促進の事例発信**：機構は、ボランティア経験の社会還元をJICAボランティア事業の目的の1つとして推進する立場から、優れた社会還元活動に対して理事長表彰を行っている。2015年度は、帰国後、医療通訳者の団体を立ち上げ、医療通訳従事者の通訳技術及び医療知識の普及・向上と医療通訳従事者の地位の確立に努めているOVを表彰した。
- **女性のキャリアアップの事例発信**：「日本再興戦略」改訂2014では、女性のキャリアアップの場としてJICAボランティア事業の戦略的な活用が期待されている。そこで、2015年度は特に女性にフォーカスした民間連携ボランティアの広報を実施した。具体的には、キャリア女性を中心的読者層とする日経ウーマン誌に「世界で活躍する女性」と題して記事を2回連続で掲載し、民間連携ボランティアとして参加した女性の事例を取り上げ、JICAボランティアへの参加がどのような後のキャリアに還元されていくのか、また企業の戦略につなげようとしているかをボランティア自身と雇用者それぞれの視点からレポートした。このような取組を通じ、社会還元のモデルやJICAボランティアの人材としての魅力を若いキャリア女性や企業等の採用担当者等に訴求することで、応募

者の掘り起しを図った。記事を読んだ読者のアンケート結果では、協力隊参加がキャリア向上につながると思った読者は全体の6割以上を占めた。また、25%が自社の人材教育に民間連携ボランティア制度を利用したいと回答した。

- **国際協力の経験を活かした東日本大震災の復興支援**：機構は、復興庁、JICA との3者による覚書に基づき、帰国後の進路支援の一環として、ボランティアの帰国時オリエンテーションで東日本大震災の復興支援に関連する仕事の紹介を行っている。2015年度は新規で6名のOVが復興庁に採用され、2016年3月末時点では、計61名が岩手、宮城、福島の3県で復興局調整員、市町村支援業務職員等として復興支援に従事している。また、これまで累計で117名が復興支援に従事した。
- **地域活性化への貢献**：OVが帰国後、「地域おこし協力隊」として日本各地の地域活性化に取り組む例が近年増加している。2015年度は、地域活性化をテーマとした進路開拓セミナーを実施したほか、まちおこしイベントへの出展を企画、OVの進路開拓と地域活性化を結びつける取組を意識的に行い、国内で地域おこしに携わる人々に JICA ボランティア経験が日本の地域の課題解決にも貢献できることを伝えると共に、そうした地域で活躍するOVの活動支援の一助とした。

2. 帰国後研修の着実な実施

- **帰国後研修の実施**：活動経験を棚卸し、伝える力を身につけ、進路開拓や就職・復職後の社会還元活動に弾みをつけるため、帰国した JOCV、NJV に対する帰国後研修を8回実施した（進路開拓4回、現職参加4回）。OVの参加人数は275名となり、任期短縮者を除く受講対象者のうちの参加率は32%となった（2014年度29%、196名）。特に、2014年度から開始した現職参加者向けの帰国後研修を拡充した結果、企業社員を中心とした45名が参加した。参加者は研修を通じ、ボランティア経験を振り返り、身についた能力や自身の強みの「伝え方」を習得し、研修直後に行われる自治体・企業向け帰国報告会にて研修の成果を活用している。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、ボランティア事業の効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、ボランティアの活動状況の「見える化」を推進すべきである。

また、2015年は、青年海外協力隊発足50周年の節目の年であり、機構は「JICA ボランティア事業の方向性に係る懇談会」を設置し、各界有識者の意見を集約しつつ、今後の国際社会及び日本社会において JICA ボランティア事業が果たすべき役割、そのための具体的な行動の方向性を取りまとめようとしているところ、今後右提言も踏まえた一層の事業改善を期待する。

<対応>

50周年の機会を捉え、新聞・テレビ、映画、音楽を通じた発信等、マスメディアを含む多様な発信源を活用して様々な広報活動を展開し、ボランティア活動状況の「見える化」を推進した。更に募集期には「女子会」「カフェ」「ワークショップ」などの形態を取り入れて敷居を低くし、より分かりやすい参加型プログラムを実施した。その結果、Facebookの「いいね！」数が増加するとともに、これまでボランティア事業と接点のなかった一般層に対する認知度も高めた。

「事業の方向性に係る懇談会」については、ボランティアを通じた日本文化の発信、地方創生への貢献といった提言結果を受け、機構ボランティアが国内外の経済・社会活動に貢献できる仕組み作りに取り組む予定である。

3-4. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

根拠：青年海外協力隊の発足 50 周年を迎えた 2015 年度は記念式典を開催し、機構ボランティア事業にかかわる多くの関係者に謝意を表す機会となった。最初のボランティア派遣国であるラオスの首相から機構ボランティアを派遣した日本政府と日本の国民に謝意が表明されたほか、OV も協力隊での経験を日本社会に還元する取組事例を報告する等、機構ボランティア事業の意義や支援の重要性が参会者全体で共有された。本式典に関連して多数のメディアに報道され、ボランティア事業「見える化」にも大きく貢献した。

SFT にかかるスポーツ分野のボランティア新規派遣については予定を上回るペースで派遣数が増加しており、2014 年 1 月から開始した SFT において、2018 年までとした指導者派遣数倍増の国際公約を前倒しで達成することで、政府政策の実現に大きな役割を果たしている。また、企業、自治体、大学等との連携でも昨年度比 1.48 倍増と大幅に派遣人数を伸ばした。

さらに、他機関との連携では、10 月に国際ボランティア会合を東京にてホストし、ボランティア事業の側面から SDGs への貢献等に係る議論を推進したほか、ボランティア事業に係る研究の成果も発表し、機構の成果の積極的共有に努め、東京宣言の作成に寄与した。また米国平和部隊との覚書、UNV の再開など、他機関との連携も大きく推進させた。

SNS による発信強化は、昨年度に引き続き、ネットユーザーからも好評を得ている。2013 年 9 月に開設したフェイスブックで 2 年かけて獲得した 1 万「いいね！」は、2015 年度末までの半年間のみで 5,000 「いいね！」を獲得し、50 周年との相乗効果で大きな伸びを見せた。さらに企業・自治体向け帰国報告会は 9 回と当初計画を上回る回数を開催した。

ボランティアの社会還元の促進については、引き続き東日本大震災に関して復興庁との連携を継続するとともに、地域おこし協力隊への貢献も視野に地域活性化をテーマとした進路開拓セミナーを開いた。また、ボランティアの帰国後隊員の支援のため、帰国隊員向けの進路開拓を行ったほか、帰国後研修を開催し、ボランティアの経験が社会に還元されるよう努めた。

これらの取組より、案件形成、募集、選考・訓練、現地活動中のボランティア支援、OV 支援等、切れ目のない事業サイクルのそれぞれの段階での課題を克服するための取組を展開し、着実に成果を挙げた。

以上を踏まえ、評価指標の目標水準を上回る成果を上げており、50 周年事業を通じたボランティア事業の「見える化」や「スポーツボランティア派遣件数倍増」等の具体的な成果が発現していることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

< 課題と対応 >

「JICA ボランティア事業の方向性に係る懇談会」にて各界有識者の意見を集約して取りまとめられた「提言：これからの JICA ボランティア—青年海外協力隊から始まる 50 年を顧みて—」について、同提言を踏まえた事業改善を進める。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 11	市民参加協力
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 27 年度開発協力重点方針、「NGO と ODA の連携に関する中期計画～協働のための 5 年間の方向性～（平成 27～31 年度）」、まち・ひと・しごと創生総合戦略
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
草の根技術協力事業等の効果向上及び効率化に向けた取組状況							
草の根技術協力事業の応募数	150 件				新規	210 件	
「世界の人々のための JICA 基金」応募数					新規	24 件	
市ヶ谷ビル地球ひろば利用者の満足度（5 段階評価アンケートのうち上位 2 段階の評価の比率）							
◎体験ゾーン団体訪問利用者	70%	97%	96%	97%	95%	95%	
◎体験ゾーン一般訪問利用者	70%	94%	94%	94%	94%	95%	
◎登録団体	70%	78%	79%	80%	76%	72%	
開発教育の質の向上に向けた取組状況							
◎開発教育に関する機構ウェブサイトへのアクセス	120,000 (2015 年度)	169,382	185,110	191,452	187,357	167,540	
◎開発教育に関する研修の参加実績	9,000 人 (2014 年度)	13,427	13,644	11,798	10,149	9,616	
NGO 等に対する研修プログラム等の実施状況（注）							
NGO 向け研修の回数（件）			47	44	46	39	
NGO 向け研修の参加者数（人）			381	443	478	516	

◎2015 年度計画で当初より設定している評価指標

（注）対象研修の定義の明確化に伴い、2012 年度及び 2013 年度の実績値について、2013 年度業務実績報告書の記載内容を更新。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>2.（4）国民の理解と参加の促進</p> <p>（ロ）市民参加協力</p> <p>NGO や自治体、教育機関等知見と技術を有する団体が担い手となる事業を実施することは、ODA に対する国民の理解増進に資するものであり、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、機構は、NGO 等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行う。また、幅広い国民の参加を得るため、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手</p>

<p>続のさらなる迅速化に努める。</p> <p>国民の理解と参加の促進を目的として、NGO、教育機関、地方自治体等の様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む国際協力活動に対し、支援サービスを提供する。</p>
<p>中期計画</p> <p>1. (4) 国民の理解と参加の促進 (第1、2段落は、中期目標と同一のため省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 草の根技術協力事業については、幅広い国民から事業の趣旨に合致した応募を得るために、対象協力地域に関する情報や事業例等をわかりやすく説明するよう努めるとともに、事業の効果発現と成果向上に向けた体系的な事業運営の改善及び事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図る。 ● 国内拠点等を通じて、地域に密着した国際協力活動を支援するとともに、NGOや教育機関、地方自治体等との連携の強化等により、開発教育の質の向上に取り組む。 ● 国際協力の実践を目指すNGO等に対し、人材育成、組織強化、事業マネジメントの向上等を目的としたプログラムを推進する。
<p>年度計画</p> <p>1. (4) 国民の理解と参加の促進 (ロ) 市民参加協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ① NGO、地方自治体等が活動するために必要な事業対象国情報をウェブサイトにて更新する。 ② 新規の草の根技術協力事業開始時に案件の円滑な開始・実施に向けた団体向け説明会を行うとともに、案件開始後の計画のレビュー及び終了時の評価を着実に実施する。 ③ NGOと機構間の協議会等、草の根技術協力事業に係る協議を行い、より多くのNGOが参加できるような制度改善を図る。また、事務手続きの簡素化に向けた改善を行う。 ④ 地球ひろば(市ヶ谷・名古屋)を通じて、市民による多様な手作りの国際協力の試みに対する支援サービスを提供する。また、NGO、中小企業も含めた民間企業、市民等とのソーシャルメディアなども活用した情報発信や、国際協力に対する理解促進の機会を提供する。以上の取組を通じて、情報発信件数を平成26年度の実績から着実に増加させるとともに、利用者に対して「満足度」に関するアンケート調査(市ヶ谷)を実施し、5段階評価で上位2つの評価を得る割合を7割以上とすることを目指す。 ⑤ 国内拠点を中心としたNGO、教育機関、地方自治体等との連携強化等を通じて、開発教育を実践する人材の能力向上や各種プログラムの内容の改善等を図り、開発教育支援の効果的な実施に努める。 ⑥ 開発教育に関するJICAウェブサイトの充実も図り、ページ閲覧数120,000件以上を目指す。また、国内拠点を中心に実施している、開発教育に関する研修の実施実績人数9,000人以上を目指す。 ⑦ 国際協力に関わるNGO等の組織強化、事業運営能力の向上等のため、各種支援プログラムを推進するとともに、その内容の改善に引き続き取り組む。
<p>主な評価指標</p> <p>指標 11-1 草の根技術協力事業等の効果向上及び効率化に向けた取組状況 (定量的指標) 草の根技術協力事業及び「世界の人々のためのJICA基金」の応募数：150件、29件</p> <p>指標 11-2 NGO等に対する研修プログラム等の実施状況</p> <p>指標 11-3 地球ひろば等を通じた国民参加支援の実績 (定量的指標) 市ヶ谷地球ひろば利用者の満足度(5段階評価アンケートのうち上位2段階の評価の比率)：体験ゾーン70%、登録団体70%)</p> <p>指標 11-4 開発教育の質の向上に向けた取組状況 (定量的指標) 開発教育に関する機構ウェブサイトへのページ閲覧数：12万件、開発教育に関する研修実施人数：9,000人</p>

3-2. 業務実績

2015年2月に閣議決定された開発協力大綱では「連携の強化」が強調され、特に市民社会との連携について「開発協力における参加・協働の強化を含め、NGO/CSO との連携を戦略的に強化する」ことが明記された。また、「NGO と ODA の連携に関する中期計画～協働のための5年間の方向性～」(2015年6月、NGO・外務省定期協議会)では、開発効果の向上を目的とした NGO による ODA へのこれまで以上の積極的な参画と情報共有の推進、市民による NGO 活動に対する認知度の向上及び支援や参加等の拡大が掲げられた。これらを受け、地域の多様なアクターとの連携(指標 9-1 参照)を基盤に各事業を展開すべく以下のような取組を行った。

指標 11-1 草の根技術協力事業等の効果向上及び効率化に向けた取組状況

2012年度から2014年度に NGO-JICA 協議会に設置した「草の根技術協力事業10年の振り返りのための分科会」、2014年度行政事業レビュー、外務省 ODA 評価「草の根技術協力に関する評価」(以下、第三者評価)及び地域 NGO 等との意見交換等を踏まえて2014年度に大幅な制度を見直した草の根技術協力事業の適用を開始した。

1. 草の根技術協力事業の実績・成果

表 11-1 草の根技術協力事業の実績(単位:件)

分類		実施件数		新規採択件数	
事業形態	提案団体	2014年度	2015年度	2014年度	2015年度
新・草の根協力支援型	NGO、大学、公益法人(国内外での実績2年以上)	—	23	—	29
草の根協力支援型		31		8	—
新・草の根パートナー型	NGO、大学、公益法人(国際協力の実績2年以上)	—	95	—	28
草の根パートナー型		91		16	—
地域活性化特別枠	地方自治体	23	55	25	31

(1) 新・草の根協力支援型

- **実績**: 応募 67 件、採択 29 件 (2014 年度 33 件、8 件)
- **制度導入による成果**: 中小規模団体のニーズや課題に対応するため、2015 年度に新制度適用後初の募集・選考を行った。11 件が日本国内を中心に活動を展開する NPO (うち、初めて草の根技術協力で活動を開始する団体の案件 9 件) による事業として採択された他、従来までは対象としなかった日本国内における研修員受入を主軸とする事業 3 件も採択された。また、応募団体の負担軽減は NGO 側からも歓迎された。
- **応募促進に向けた取組**: 制度設置後初の募集・選考であるため、地域のネットワーク NGO 等との連携による制度説明会 (10 回) や事前コンサルテーションを強化 (399 回) し、入念に準備した (詳細は指標 9-1 参照)。結果、応募数は前年度比 2 倍 (2014 年度の 33 件から 2015 年度は 67 件) とな

った。特に、新規に本事業に参入する団体は応募 48 件（前年度比 2.5 倍）、採択 20 件（前年度比 3.3 倍）、首都圏以外の団体は、応募 47 件（前年度比 1.4 倍）、採択 21 件（前年度比 2.6 倍）といずれも増加し、国際協力活動への市民参加促進と参加主体の多様化に貢献した。

(2) 新・草の根パートナー型

- **実績**：応募 76 件、採択 28 件（2014 年度 59 件、16 件）
- **制度導入による成果**：中小規模の NGO 等の応募増や持続性の向上等を目的として 2015 年度に新制度適用後初の募集・選考を行った。直近 2 年間の支出実績が 1 億円以下の中小規模団体が全採択案件の 36%を占め（2014 年度 25%）、参加団体の裾野の拡大が確認された。
- **応募促進に向けた取組**：全国での応募説明会等の取組により、2 回の募集への応募総数は各 76 件に上った。

(3) 地域活性化特別枠

- **実績**：応募 66 件、採択 31 件（補正予算の趣旨を踏まえ、全案件を 2015 年度末までに契約し事業開始）
- **地域社会活性化への貢献**：提案自治体の取組及び日本の地域活性化の観点（地域の知見や経験・特色の活用及び日本の地域社会への還元）をより重視して審査した。そのため、国内機関を中心に事前コンサルテーションや採択後の実施計画協議等の側面支援を行った。
- **自治体の裾野拡大**：基礎自治体の案件の全応募数に占める割合が 63%に増加し（2014 年度 57%）、参加自治体の裾野が拡大した。

2. 草の根技術協力事業の優良事例

- **津波の被災経験を踏まえた地域の防災力の向上（地域活性化特別枠）**：宮城県東松島市は、スマトラ沖地震津波（2004 年）の被災地であるインドネシア国バンダ・アチェ市と相互復興を目指す事業を実施している。事業で導入した地域防災力を高めるためのコミュニティ活動に対し、バンダ・アチェ市の予算が措置され、現在は市のモデル事業として根付くなど、災害発生時に地域住民が共助のうえ避難活動が行える体制構築に貢献した。
- **世界農業遺産「イフガオ棚田」の持続的発展のための人材養成（地域活性化特別枠）**：若者の農業離れ等により耕作放棄地の増加が懸念されているフィリピン「イフガオ棚田」に対し、金沢大学が地域の持続的発展に向けた人材育成を支援している。事業により、魅力ある農業の実践等を学んだ修了生 35 名が里山マイスターに認定され、伝統棚田米を利用した加工食品や、棚田を使ったドジョウ養殖等、地域活性化や伝統文化の維持のため活動を継続している。
- **インドネシア「教科『環境』の教材開発と教員の再教育支援プロジェクト」（パートナー型）**：富山県の一般社団法人インドネシア教育振興会は、インドネシアの南タンゲラン市において、「環境」教科の導入を協力し、富山市で発生したイタイイタイ病の教訓を含む「環境」カリキュラム及び教科書が策定され、2017 年からは市内の全小学 4 年生約 10 万人が環境の大切さを学ぶこととなった。

3. 草の根技術協力事業に関する制度改善の導入と成果

- **地方創生への貢献**：2014 年度行政事業レビュー及び第三者評価の指摘を踏まえ、日本の地域社会が直面する課題解決に取り組む日本国内での活動を奨励し、そのための経費を事業経費総額の 10%を

上限に支出可能とするよう制度を見直し、2015年度応募案件より適用した。結果、新・パートナー型においては全28案件のうち19案件、新・支援型においては全29案件のうち8案件が「日本国内の課題解決にも資する案件」となった。

- **案件の質向上に向けた取組**：国内機関による応募前コンサルテーション、案件採択後や事業開始前の実施計画協議による計画の精緻化、事業開始後のベースライン調査や実施計画レビュー（全件）により、現地の状況に即した案件の実施と適時適切な軌道修正を支援した。
- **事業の透明性の確保**：会計検査院の平成26事業年度ODA検査での指摘を踏まえ、業務月報の導入や「草の根経理合理化タスク」での業務実施ガイドライン及び経理処理ガイドラインを策定・改訂し、機構と受託団体双方がこれまで以上に事業効果と公金使用の説明責任を果たせる仕組みを整備した。更に、各国内機関において受託団体向けの説明会（16回）や個別説明を行い、ガイドラインの周知や理解促進に努めた。経理と業務にかかる情報が分かり易く整理されたことにより、求める情報の確認や国内機関との調整での効率化が期待される。加えて、契約監理の効率化、機構と受託団体の業務負荷と会計事故リスクの軽減、公金使途の透明性の向上のため、国内機関で行っていた草の根技術協力事業の調達・契約にかかる業務を、一部調達部にて実施する取組を試行した（2国内機関、6契約）。（指標25-1参照）

4. JICA 基金の実績・成果

機構は、「世界の人びとのためのJICA基金」（以下、JICA基金）を通じ、市民や企業からの寄附を中小規模のNGO/NPOが行う国際協力活動の支援に活用している。

- **JICA 基金の適正な運営**：2015年度の寄付金受入額は2,878万円（2014年度1,657万円）であり、支援対象事業は6か国11件（内、新規団体は8件）（2014年度11か国13件）であった。また、ネットワークNGOの関係者を含む運営委員会を2回開催し、基金の適正な運営に努めた。10月より運営委員のNGO代表者を1名増員して2名体制に強化し、よりNGOのニーズを制度に反映できる体制とした。
- **広報活動の強化**：主要個人寄付者層の若者をターゲットに、パンフレット作成、グローバルフェスタ、協力隊50周年記念行事等の機会を捉えた広報活動を行った。結果、2015年度は24件の応募となった。
- **JICA 基金事業のさらなる理解促進・透明性向上**：NGO-JICA協議会において、毎回寄附金の状況や基金活用事業の進捗状況を報告した。また、JICA基金事業としては初となる一般外部向けの事業実施報告会（2016年4月8日）の実施を決定し、周知を行った。

指標 11-2 NGO等に対する研修プログラム等の実施状況

1. 「NGO支援事業を通じたJICA活用法」に係る方向性の合意

市民による国際協力活動が拡大し、NGO強化に係る支援ニーズも多様化や、中小規模の団体の機構事業への新規参画が期待されており、NGO支援事業のより一層の充実・拡充が必要となっている。NGO-JICA協議会の全4回の協議及び分科会を通じて、NGO、機構のそれぞれの比較優位を確認した上で支援方法のあり方について検討を行った。結果、機構の国内拠点と地域のネットワークNGO等の連携による地域によって異なるNGOの特性を踏まえた支援の実施や、草の根技術協力事業での協働を見据えたNGOの能力強化を図ることを基本方針とし、次年度以降の支援事業の方向性・内容をNGO側と合意するに至った。

2. NGO 向け研修

(1) 「国際協力担当者のための PCM (Project Cycle Management) を活用したプロジェクト運営基礎セミナー (計画・立案/モニタリング・評価コース)」

- **実績**：全国 13 か所で計 27 回実施し、446 名の参加を得た (2014 年度 13 か所計 29 回、417 名)。参加者の満足度アンケートでは約 90%の回答者から 5 段階評価の上位 2 段階 (大変良い、良い) を得た。
- **2016 年度以降に向けた内容の充実・強化に向けた検討**：受講者のアンケート結果を分析に加え、PCM 研修を中心に受託経験及び関心表明のある開発コンサルタントなど 4 団体から事業マネジメント研修に係るヒアリングを実施した (2016 年 3 月)。
- **NGO 活動の質の向上**：新・草の根支援型の採択団体等に対しては、セミナー参加を通じて提案内容・成果の再整理を行い、目標をより明確にした形で契約・実施に至っている。

(2) 「地域提案型 NGO 組織力アップ！研修」

- **実績**：地域ネットワーク型 NGO 等からの提案内容の具体化を支援した結果、3 件の提案が実施され、計 70 名が参加した (2014 年度 4 件、62 名)。特に、参加の少なかった地域の中小規模 NGO の裾野拡大に向け、各地域のネットワーク型 NGO 等を介したアプローチを行った。また、中部地域で実施した研修では、多くの当該地域の企業会員を有するライオンズクラブ等の代表者をゲストとして招き、成果発表会を実施した。
 - ▶ ライオンズ&ロータリークラブ、企業、行政と出会える！いつでも！どこでも！誰にでも！団体の魅力を伝える「1 分間トーク」研修 (実施地域：中部/実施団体：(特活) 名古屋 NGO センター)
 - ▶ 「ファンドレイジングの方法と実践」～成果につなげる組織基盤強化とマーケティング、アクションプランづくり～ (実施地域：関西/実施団体：(特活) 関西 NGO 協議会)
 - ▶ プロジェクト成功への道しるべ ～機能するプロジェクトマネジメント～ (実施地域：東京・大阪・福岡/実施団体：アイ・シー・ネット (株))

3. NGO 向けアドバイザー派遣制度

- **実績**：国内派遣 8 件 (広報・支援者拡大 3 件、組織運営・その他 5 件)、海外派遣 1 件 (技術アドバイザー/ベトナム) (2014 年度国内：10 件、海外：3 件)
- **NGO 活動の質的向上**：広報能力の強化を前提とした団体ビジョン・ミッションの整理等に取り組んだ団体が、広報媒体の整備に関する企業の助成金を取り付けるに至った。

指標 11-3 地球ひろば等を通じた国民参加支援の実績

地球ひろばは、各地域・拠点の特色をいかし、市民の国際協力への参加を促進し、開発途上国の人々への共感や連帯感を育むとともに、国際協力に関わる市民団体の情報発信や交流、研修を行う機能を担っている。また、運営経験及び展示機能をいかし、他の国内拠点での展示及び外部公共施設での貸出展示も進めている。

1. 地球ひろば（市ヶ谷、中部国際センター）の利用実績

(1) 利用者数の実績

- 市ヶ谷ビル地球ひろば**：引き続き利用者増加に向けた様々な取組を行った結果、9月に累計来館者130万人を達成した。2015年度の利用者総数は16万1493人で、2014年度実績（14万5,732人）を大きく上回った（体験ゾーン訪問者やカフェ利用者が増加）。体験ゾーン訪問者については、全国の修学旅行生を中心に団体訪問者数が545件1万863人に上り（2014年度535件1万355人）、修学旅行シーズン（5、6、7、10月）は訪問件数が月50件を超えた。
- なごや地球ひろば**：中部国際センターなごや地球ひろば（以下、なごや地球ひろば）は開設7年目を迎え、2015年12月には累計来館者数が50万人を達成となった。2015年度の利用者総数は8万9315人で、2014年度実績（8万5,223人）を上回った。特に下記(3)の取組を通じ、体験ゾーン一般来訪者数が増加した。団体訪問者については、東海4県の学校関係者訪問プログラム（2014年度225件、2015年度219件）の利用者に加え、地域の社会福祉団体や自治体が市民に対して実施するイベントや研修の一部として、更には、中学校の社会体験学習の一環として団体訪問プログラムを利用して来館する方も多し。来館者は多様化しており、「地域における国際協力の結節点」としての役割を着実に高めている。

表 11-2 地球ひろばの利用実績（単位：人）

		2014年度	2015年度	前年度比
市ヶ谷ビル	イベント利用者（市民団体によるセミナー等）	76,410	77,776	+1,366
	体験ゾーン訪問者（相談、展示スペース）	31,279	32,921	+1,642
	カフェ利用者（食を通じた開発教育支援）	38,043	50,796	+12,753
	合計	145,732	161,493	+15,761
中部国際センター	イベント利用者（市民団体によるセミナー等）	5,565	7,466	+1,901
	体験ゾーン訪問者（相談、展示スペース）	21,527	25,221	+3,694
	カフェ利用者（食を通じた開発教育支援）	58,131	56,628	-1,503
	合計	85,223	89,315	+4,092

表 11-3 地球ひろばの団体訪問実績

		2014年度	2015年度	前年度比
件数	市ヶ谷ビル	535	545	+10
	中部国際センター	225	219	-6
	合計	760	764	+4
人数	市ヶ谷ビル	10,355	10,863	+508
	中部国際センター	6,375	6,322	-53
	合計	16,730	17,185	+455

(2) 市ヶ谷ビル地球ひろばの取組

- 展示機能の改善**：展示スペースの拡張により、基本展示と企画展示の双方を常時体験できるようにした。また、来館者にタブレット端末を貸し出し、展示と連動した動画やウェブ記事の視聴・閲覧も可能にした。
- 企画展の開催**：食と農業をテーマにした企画展（2015年1～5月）の見学者は1万565名に上った（関連セミナー2件の参加者108名）。また、青年海外協力隊50周年を記念した企画展「世界に笑

顔をひろげよう！ボランティアで国際協力」(9月～2016年1月)の見学者は9,110名に上った(関連セミナー4件の参加者226名)。

- **団体訪問**：全国各地の学校が修学旅行の一環で地球ひろばを訪問している。開発途上国や国際協力を学ぶ場とするため、展示見学、国際協力体験談、開発途上国の食事体験を一体として提供した。
- **セミナー・イベントの開催**：計55件を主催した。在京大使館等と協力し、12か国・地域の展示・写真展・セミナー・料理提供を開催した。加えて、民間企業のCSR(Corporate Social Responsibility)/BOP活動に関する展示・セミナーを開催した(計5件、参加者281名)。
- **国際協力人材の裾野拡大**：大学生や社会人を対象に、自由な雰囲気ですぐに気軽に機構関係者と情報交換できるトークイベント及び「国際協力キャリアサロン」をそれぞれ計6回開催し、好評を得た(参加者199名)。
- **来館者の利便性、満足度向上**：館内案内表示の改善、授乳室案内の設置、新宿区子育てバリアフリーマップへの掲載等の取組を行った。
- **近隣居住・勤務者の来館促進**：JR及び地下鉄市ヶ谷駅にポスター掲示、チラシ配架を行うとともに、チラシを近隣の大学、公的機関、商店街等に配布し、来館者の掘り起こしを図った。また、大日本印刷株式会社が開発する散歩アプリへの掲載も行った。

(3) なごや地球ひろばの取組

- **来館者累計50万人達成**：12月になごや地球ひろば来館者累計50万人を達成し、同日訪問プログラムを利用し来館した岐阜県内の高校生約40名と共に記念セレモニーを開催した。同日は3社の取材を受け、3紙にセレモニーの記事が掲載された。
- **企画展の開催**：「青年海外協力隊50周年-世界と日本をつなげる絆-」(5-9月)、「SDGsってなに？-未来へ続く17の約束-」(12-3月)と題した企画展示を行い、各企画展の連動イベントを開催した。特に、後半の企画展においては、ミレニアム開発目標(MDGs)を継ぐ新たな開発目標であるSDGsをテーマに取り上げた展示を行うことで、地域におけるSDGsの理解促進を図ると共に機構の取組を周知する好機となった。
- **グローバル人材育成への取組**：大学生を対象とした国際協力に関するワークショップを中心としたイベント「大学生国際協力合宿」の実施や国際協力参加希望者と国際協力団体とのマッチングイベント「国際協力カレッジ」の開催により地域のグローバル人材育成に貢献した。
- **地域と連携した事業の開催**：名古屋市職員研修の一環として、同市と連携した国際協力ワークショップの実施や地域の国際交流協会との共催による中部地域最大の国際交流イベント「ワールド・コラボ・フェスタ」(参加者約7万8千人)に参画することで、地域との連携を深めるとともに、地域に対し機構事業の情報発信を行った。

(4) 利用者満足度

- **市ヶ谷ビル地球ひろば**：体験ゾーン利用者アンケートの結果、団体訪問利用者の95%、一般訪問利用者の95%から、5段階評価のうち上位2段階(とても良かった、良かった)を得た(2014年度95%、94%)。また、地球ひろばでの主催セミナーに対し、アンケート回答者の94%から上位2段階(大変良い、良い)を得た(2014年度92%)。登録団体向けアンケートでは、5段階評価の上位2段階(非常に満足、満足)が72%で(2014年76%)、今後の利用希望も、上位2段階(利用したい、やや利用したい)が88%となった(2014年90%)。団体訪問利用者、一般訪問利用者、登録団

体の満足度の平均値は87%であり、年度計画の目標値（70%以上）を上回った。

- **なごや地球ひろば**：体験ゾーン利用者アンケートの結果、団体訪問利用者の98%から5段階評価のうち上位2段階（とても良かった、良かった）を得た（2014年度98%）。また、なごや地球ひろばでの主催セミナーに対し、アンケート回答者の92.5%から上位2段階（大変良い、良い）を得た（2014年度96%）。

2. 貸出展示（サテライト活動）

- **市ヶ谷ビル地球ひろばによる機構国内拠点での貸出展示等**：計73件の貸出展示、イベント出展を行った（2014年度91件）。
- **自治体の総合教育センターでの貸出展示**：埼玉県総合教育センターと2011年度に覚書を締結し、貸出展示を行っている。2015年度には、教員のほか、一般公開日の市民の来訪（1,163名）を含め、延べ約5.5万人が訪問した（2014年度約5.7万人）。また、群馬・新潟県の総合教育センターでの貸出展示及び千葉・栃木・山梨県の総合教育センターでの資料配架を継続した。
- **科学館での貸出展示**：全国科学館連携協議会との覚書（2012年度締結）に基づく貸出展示として、愛媛、石川、静岡の科学館で地球ひろば作成の「生物多様性一人と自然の共存」を、長崎で「出動！国際緊急援助隊」を展示した。見学者は約5.7万人であった（2014年度約9.2万人）。

3. 情報提供、施設貸出サービス

- **情報提供**：市ヶ谷ビル地球ひろばのメールマガジン新規登録件数は1,212件（2014年度1,570件）で、総登録者数は1万1562件となった。セミナーの告知、ひろばの活動紹介を行うFacebookの「いいね！」4,115人、Twitterのフォロワー1,628人を獲得した。登録団体主催・機構後援イベントもこれら媒体で積極的に広報している。
- **施設貸出**：市ヶ谷ビル地球ひろばでは、市民団体間の情報交換・交流・連携の促進のため、登録団体にセミナールーム、打合せスペース、メールボックス、展示スペース等を提供している。利用者の声を踏まえ、無料打合せスペースの増設、Wi-Fi環境整備等、サービスの質の改善に努めた。登録団体は、2015年度末時点で790団体に上った（2014年度末763団体）。一方、施設貸出件数は691件に減少した（2014年度709件）。地球ひろばが入居する市ヶ谷ビルは機構事業による施設利用も多く、施設稼働率は高い水準（80.3%）にあることがその原因であり、今後も貸出件数の大幅な増加は見込みにくい状況にある。

4. セミナーやワークショップを通じた国民参加の促進

- **セミナーの開催**：市民が国際協力に取り組む機会を提供するために各国内拠点、関係外部機関、イベント会場等において国内拠点が開催したセミナー等は合計6,822件であった（2014年度7,381件）。
- **国際協力イベント「グローバルフェスタ JAPAN 2015」ほか**：機構は共催者として企画段階から参画し、ブース展示、ステージ発表、ワークショップ等を通じ、開発途上国の現状や機構の活動を紹介した。2015年度はこれまでの日比谷公園からお台場に会場が変更となったものの、イベント全体の来訪者は昨年を大きく上回る約10万人以上となった（2014年7.8万人）（指標13-4参照）。また、例年8月に開催される「子ども霞が関見学デー」で文部科学省のブースで初めて展示を行うとともに、来場者向けワークショップも行った（来訪者250名）。

指標 11-4 開発教育の質の向上に向けた取組状況

国内外に開発の現場をもつ強みをいかし、児童・生徒向けの事業（出前授業、国内拠点への訪問受入れ等）と、教員向けの研修（教師海外研修等）等の支援の双方を通じて開発教育を推進している。加えて、学校教育における開発教育や国際理解教育の位置付けを高め、授業でも開発教育が扱われることも目指して、文部科学省や自治体の教育委員会との連携や、学習指導要領と開発教育の関連付け等に取り組んでいる。

1. 開発教育の実践者に対する研修（開発教育指導者研修の実績）

- **実績**：受講者数 9,616 名（2014 年度 1 万 149 名）
- **NGO・教育機関との連携促進**：県の教員研修センター等では、年次別研修で機構との連携を紹介する一方、専門研修では日本の ODA や JICA ボランティア、持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）等をテーマとして、教員の国際理解協力の理解を深め、授業づくりに貢献している。また、NGO の講師による参加型手法や開発教育についての研修後、受講者自らが別の入門者向け研修で講師となり、学校・各地域での実践を図る好循環を生み出し、開発教育の裾野の拡大に寄与した例もある。なお、受講者数に関しては、全体の受講者数は減少したものの、機構単独実施の研修回数や参加人数は増加した。国内拠点における企業や地方自治体との連携による新たな事業に関する業務が増加していることを勘案し、今後は、地方自治体の教員研修センターや NGO 等の既存研修で機構の開発教育支援事業の実施や、新たな研修の立上げ等の効率的・効果的な実施に向けた連携をさらに強化する予定である。

2. 教師海外研修の実施・過年度参加者へのフォローアップ

(1) 教師海外研修の実施

- **実績**：実施件数 20 件、全国の小学校～高校の教員及び教育委員会の関係者等計 163 名が参加（2014 年度 20 件、166 名）

(2) 教師海外研修過年度参加者へのフォローアップ

（外務省 ODA 評価「開発人材育成及び開発教育支援の評価」の提言への対応）

① JICA 地球ひろば開発教育指導者研修（全国対象）

- **実績**：2014 年度に開始した開発教育指導者研修に改善を加え、8 月と 2016 年 2 月に実施した。教師海外研修から帰国後も熱心に関係教育を実践している教員 26 名が全国より参加した。文科省での次期学習指導要領の検討で話題となっている“アクティブ・ラーニング”や“外部との連携”を意識した「博学連携」を学び、今後の実践やワーク・教材作りについて議論した。また、今後の国際理解教育/開発教育の授業もしくはワーク等の案の作成を通じ、研修終了後の実践につなげた。8 月の研修終了後、参加者は各自の学校にて実践を行った。この実践結果を広く共有するため、2016 年 2 月に一般公開で報告会を実施し、53 名の参加者を得た。

② ネットワーク協議会の初開催

- **実績**：国際理解教育/開発教育を実践する教員が形成している教員ネットワークの関係者を集めた「ネットワーク協議会」を初めて本格開催した（12 月、参加者 26 名）。各地域より、既存の教員ネットワークの代表者や、今後ネットワーク立上げに関心のある教員、機構の国内拠点の担当者等が

集い、自らの各地域のネットワーク立上げの経緯やネットワークの活動・成果等を発表し合った。

- **地域の教員ネットワーク活性化への貢献**：にいがた NGO ネットワークが主催する「第 10 回国際教育研究会」に合わせて開催したことで教師海外研修の参加教員の教員ネットワークへの登録が進み、NGO 側の裾野拡大にも貢献した。今後も、同様の会議を開催し、各地域でネットワークの活性化を図っていく予定。

③ 情報発信によるネットワークの強化

- **メールマガジンの配信**：2014 年度より立ちあげたメールマガジンを毎月発信した。
- **地域での開発教育の推進**：「地域別メルマガ」を新たに試行し、各地域の登録者に機構の国内拠点による開発教育・国際理解教育関連事業・イベント等の情報提供や、JICA 開発教育支援事業を活用した好事例、教員の国際理解教育授業実践の好事例等を発信し、教員ネットワークの活性化と地域での開発教育の推進に努めた。国内拠点を通じて登録を勧奨した結果、登録者数は 530 名となった（2014 年度 148 名）。

3. 文部科学省、地方自治体、総合教育センター等との連携

(1) 文部科学省との連携

- **次期学習指導要領改訂作業への参画**：文科省国立教育政策研究所と機構とが共同で実施した「グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査」により、国際教育の重要性と機構の果たす役割が認知され、中央教育審議会の次期学習指導要領の策定に向けたワーキンググループ（高校・社会）の委員に JICA 地球ひろば所長（広報室長）が任命された。学校と連携している外部関係者として、グローバルな視点からの意見・発言が求められており、主に高校の地理・歴史で扱う内容や、これら教科を通じ身につける資質・能力に関し、グローバル化する社会や世界の課題に対応した経験をふまえ意見を述べている。
- **文部科学省著作刊行物への寄稿**：初等教育をめぐる諸課題について、参考となる実践事例、教育行政に関する情報や教育事情などを紹介する月刊誌「初等教育資料」に、JICA 開発教育支援事業を活用した小学校での授業実践事例や、教師海外研修の参加者による「日本の国際協力」をテーマとした専門研修での取組等を掲載し、教育現場における開発教育の推進に寄与した（6 月、9 月、11 月の 3 号掲載）。
- **土曜学習応援団への参画**：文部科学省より依頼を受け、日本の子供たちの土曜日の豊かな教育環境の実現に向けた取組み「土曜学習応援団」に 2015 年度より登録した。2015 年 7 月に文部科学省内にて開催された「子ども震が関見学デー」においては、出前講座（ワークショップ）の実施や JICA 地球ひろばの展示ブースを初出展する等により、来場した多くの児童・父兄に対し開発途上国の現状や国際協力の理解を深めた。
- **スーパーグローバルハイスクール (SGH) への協力**：文部科学省より指定された SGH の高校に対し、各国内拠点では、SGH 事業推進のための委員会への出席や出前講座をはじめ JICA 開発教育支援事業を活用した連携等、高等学校におけるグローバル・リーダー育成に資する事業に対し、貢献した。

(2) 教師海外研修・教育行政担当者コースの実施

- **実績**：ネパール、スリランカ、カンボジアに計 3 件（教師海外研修は全 20 件）、文部科学省及び 14 都道府県から計 21 名が参加。

- **研修の成果**：教育センターや教育委員会による国際理解・国際協力に関する研修の立ち上げや既存の研修での国際理解の取り上げ（栃木県、神奈川県、長野県等）、機構の開発教育支援事業への協力等、連携が徐々に進展している。今後も、機構の国内拠点と研修参加者が所属する各都道府県教育委員会との連携をさらに深め、本研修の成果を学校現場における国際理解教育・開発教育の推進につなげていく予定。

(3) 地方自治体との連携

- **埼玉県総合教育センターと連携した教材の活用**：2012年度に埼玉県立総合教育センターの監修で機構が作成した開発教育支援教材「国際理解教育実践資料集」に基づき、同センターの教員向け研修でこの教材を活用した授業づくりが扱われた。また、埼玉県と東京大学が進める「知識構成型ジグソー法」による協調学習でも同教材を活用した公民授業の教材づくりが行われた。
- **長野県総合教育研修センターでの研修**：JICA 駒ヶ根と長野県教育委員会が開発教育指導者研修を初めて共催し、県内より 22 名の教員が 2 日間の研修に参加した。開発教育の知見が豊富な NGO と連携したことも奏功し長野県教育委員会に研修内容が高く評価され、次年度以降も共催で実施することが決定した。

4. ウェブサイトの拡充

- **閲覧実績**：開発教育のウェブサイトのページ閲覧数は 16 万 7,540 件（2014 年度 18 万 7,357 件）となった。減少の原因は 2014 年度の地球ひろばの組織改編に伴い、関東圏の事業等に関する情報を地球ひろばから東京国際センターのウェブサイトに移したことや、Facebook によるウェブサイト参照しない閲覧層への移行によるものと考えられる（「いいね！」数は 2014 年度末 2,403 に対し、2015 年度末 4,116 に増加した）。
- **ウェブサイトの更なる拡充**：2016 年度の改修に向け、開発教育・国際理解教育に関する情報を充実させた教員向けの新たなポータルサイトを地球ひろばのウェブサイト開設する準備を行った。

5. 出前講座、訪問プログラム、エッセイコンテスト等の実績

- **出前講座**：機構職員、ボランティア・専門家経験者、研修員が学校等の教育現場で国際協力、開発途上国での体験、開発途上国と日本との関係等を伝える「国際協力出前講座」を 2,038 件実施した（2014 年度 2,102 件）。
- **訪問プログラム**：各国内拠点に学生等を受け入れ、国際協力の意義や開発途上国の現状を伝える「JICA 訪問プログラム」を実施し、計 1,469 校の訪問を受け入れた（2014 年度 1,461 校）。満足度アンケートでは、回答団体の 98%（2014 年度 98%）が 5 段階評価の上位 2 段階（とても良かった、良かった）とした。
- **エッセイコンテスト**：中高生を対象とした「国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」に、6 万 9,755 作品の応募を得た（内訳：中学生の部 4 万 119 作品、高校生の部 2 万 9,636 作品、2014 年度 6 万 6,462 作品）。昨今の SGH 等のグローバル教育への関心の高まり、また過去の受賞者（最優秀賞）で世界を舞台に活躍する著名人を活用した広報やテーマの見直し等の工夫により応募数は増加し、高校の部では過去最高となり、国内の中等教育における国際協力の関心の高まりを数値で示している。

6. グローバル人材育成支援

機構の事業に参加した教員が県内での国際理解教育の促進に寄与して成果の広がりが見られた顕著な事例は以下のとおり。

- **グローバルマインド育成講座（長野県）**：教師海外研修「教育行政担当者コース」の参加者が担当となり、長野県教育委員会と JICA 駒ヶ根の共催で「グローバルマインド育成講座」を2泊3日の宿泊学習として実施した。機構の訓練所を活用し、高校生が青年海外協力隊の訓練等の実践的な体験を通じて、海外で求められる異文化理解・協働力・課題解決力等を育成するプログラムに長野県内より選抜された33名が受講した。
- **グローバル教育推進プロジェクト（新潟県）**：教師海外研修の参加者が中心となり、「グローバル教育推進プロジェクト」が立ち上がった。本プロジェクトは、新潟県立教育センターが年に1回開催する「教育フォーラム」の分科会のひとつで、教員がグローバル教育の具体的な実践を目指すための研究・開発を行うことになっている。2015年度には教員を対象に国際理解教育に関するアンケート調査が実施され、機構からも講師として参加した教育フォーラムが2016年2月に開催された。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

開発協力に対する国民の理解増進及び現地の実業に一層合致した適正かつ効果的な技術の移転を目指し、引き続き、NGO や自治体、教育機関等の知見と技術を有する団体が担い手となる事業を推進することを期待する。

<対応>

開発協力に対する国民の理解増進について、従来の取組に加え、今年度初めて開発教育/国際理解教育を実践する教員の集まりである「ネットワーク協議会」を実施し、地域の教員ネットワークによる開発教育活動を促進させた。加えて、教育委員会等を対象とした教師海外研修（2年目）を通じ、学校教育を通じた開発協力の理解の増進に努めた。政策レベルでは、JICA 地球ひろば所長が中央教育審議会のワーキンググループ委員に任命されたことを受け、次期学習指導要領で高校・社会で扱う内容等につき提案を行った。

現地の実業に一層合致した適正かつ効果的な技術の移転に関し、在外事務所による本邦 NGO 等に対する現地情報等の提供、自治体間での海外展開事例の共有等を目的とした自治体間連携セミナー等を通じ、現地のニーズ等を的確に把握できるよう工夫した（指標 9-4）。また、草の根技術協力事業においては、主に国内機関が実施する応募前コンサルテーション、案件採択後・開始前に実施団体及び機構の間で行なう事業計画の精緻化を目的とした実施計画の協議、事業開始当初の現地でのベースライン調査や事業開始後半年～1年後に行う現地活動実施を踏まえた実施計画レビューの実施（全案件）を着実にしない、現地の状況に即した案件の実施・適時適切な軌道修正を行ない、さらに終了時には、実施団体と機構が協働で終了時評価を行った（2015年度に終了した全52件）。更に、ベトナムでは当該国での草の根技術協力の制度創設から12年の実施案件を振り返り、現地カウンターパートや実施団体へのインタビュー等を通じた分析を事業成功の鍵や教訓としてポリシーペーパー（日本語・英語・ベトナム版）にまとめ、2016年3月に公開セミナーにて広く一般に発信・共有した。

以上のような取組を通じ、NGO や自治体、教育機関等の知見と技術を有する団体が担い手となる事業を推進し、成果を上げている。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：幅広い国民の参加を得ると共に草の根レベルでのきめ細かい協力を進めるため、草の根技術協力事業を中心とした大幅な制度改善の積極的な周知・推進及び手続きの迅速化を進めた結果、関係者の理解・関心が深まり、これまで以上に様々な団体・関係者の参画を得て事業展開を進めた。

上述の成果が顕著に現われたのが、草の根技術協力事業・新制度の適用開始や事前コンサルテーションの充実による応募数の増加である。新・支援型で昨年比応募数2倍以上・採択数3.4倍以上、新・パートナー型は応募数1.3倍・採択数1.8倍になっており、また、首都圏以外の団体からの応募/採択件数は全応募/採択案件中27.6%（前年度26%）、新規団体の応募/採択団体数も全応募/採択案件中38%件（前年度24%）と増加しており、国際協力活動への参加団体の多様化と裾野拡大につながった。地域活性化特別枠においても、「提案自治体の取組」及び「日本の地域活性化の観点」をより重視して審査した結果、基礎自治体からの応募/採択割合は63%（前年度57%）に増加している。また、補正予算で措置された地域活性化特別枠はその趣旨を鑑みて特に早期の事業実施に努め、採択した31案件全ての2015年度末までの事業開始を達成した。

加えて、草の根事業を通じて、宮城県東松島氏の防災復興の経験をいかした地域防災の取組がインドネシアのバンダ・アチュ市に根付いた成果や、富山県のイタイタイ病の経験を踏まえた「環境」カリキュラム及び強化書が策定され、インドネシアの南タンゲラン市内の全小学4年生に対する環境教育の質的貢献につながった事例など、日本の知見を活用した開発途上国での具体的な成果も確認されている。

NGO等に対する研修プログラム等の実施については、地域のNGOや中小規模のNGOの支援ニーズの多様化や、草の根技術協力事業での協働を見据えたNGO支援事業の見直しを行い、今後の支援事業の方向性・内容をNGO側と合意するに至った。

地球ひろばにおける国民参加支援でも各種の取組を着実に実施し、高い利用者満足度を維持している。

開発教育の推進については、学習指導要領と機構の有する国際理解教育の知見との関連性を国際理解教育関係者に対する研修・講義で働きかけてきた結果、次期学習指導要領の策定のための中央教育審議会ワーキンググループ（高校・社会）の委員にJICA地球ひろば所長が任命され、また、文部科学省より土曜学習応援団への登録を依頼されることとなった。実施レベルでも、地方自治体やNGO等との連携強化を図り、開発教育に関する研修参加人数9,616人、機構ウェブサイトへのアクセス16万7,540件と着実な実績を上げた。特に、開発教育/国際理解教育を実践する教員の「ネットワーク協議会」の初開催や地域別メルマガの試行により、開発教育の実践に取り組む教員ネットワークの活動強化及び拡大に取り組んだ。さらに、文部科学省刊行物での機構の開発教育支援事業の複数回にわたる紹介や、研修に参加した教員が中心となったグローバル人材育成支援への貢献など、開発教育の成果がより外への広がりを持った成果につながっていることが確認された。

以上を踏まえ、草の根技術協力の応募数増により裾野拡大の成果を上げ、地方のNGOや基礎自治体等の参加団体の多様化や、草の根技術協力を通じた日本の知見を活用した開発効果の発現等の具体的な成果を上げたこと、また、NGOのニーズを踏まえたNGO支援プログラムの見直しや、中教審委員への機構職員の就任や研修参加教員のネットワーク化支援といった政策及び実施レベルの開発教育に関する取組による成果も出ていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

2015年度から適用した草の根技術協力事業及び2016年から適用を開始するNGO等に対する各種支援プログラムの定着を図るべく、両事業との連携・相互補完を強化し、草の根技術協力事業における裾野拡大及び開発へのインパクト発現をより一層促進する。また、開発教育の推進に関し、ネットワーク協議会を継続・活発化するよう工夫して取り組む。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 12	開発人材の育成（人材の養成及び確保）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 27 年度開発協力重点方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
◎PARTNER 新規登録者数（人）	1,500	1,366	1,671	1,808	1,704	1,801	
◎PARTNER 新規登録団体数（団体）	65(2012) 85(2013～)	94	125	133	139	125	
◎PARTNER 情報提供件数（件）	2,300	2,308	2,757	3,064	3,376	3,501	
◎キャリア相談件数（件）	200	147 ¹	214	255	256	226	
◎能力強化研修修了者（人）	270	253	255	330	323	488	
◎インターン受入人数（人）	30(2014) 90(2015)	29	28	40	94	108	

◎2015 年度計画で当初より設定している評価指標

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く事業全般の基盤をなすものであり、また、我が国の国際協力の質的向上に直接関連するものである。このため機構は、コンサルタント等開発を担う人材の養成及び確保のための研修等の業務を、開発ニーズを踏まえて的確に行う。</p>
<p>中期計画</p> <p>（第一段落は、中期目標と同内容につき省略）</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際協力人材センターの情報発信機能の強化を通じ、国際協力への参加機会及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。 ● 援助ニーズが高いものの人材が不足している分野課題に対応した能力強化研修等の実施により、開発を担う人材の能力開発・強化に取り組む。
<p>年度計画</p> <p>① 国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」について、国際協力を携わる人材向けサービスの拡充や国際協力団体以外との連携の拡大による利用層の発掘、団体向けサービスの拡充による新規登録団体の獲得を進める。具体的には、新規人材登録者数：1,500 名、新規登録団体数：85 団体、情報提供件数：2,300 件、キャリア相談（対面）人数：200 名を目指す。あわせて「PARTNER」登録人材の能力の向上に向けた情報発信を強化する。</p> <p>② 能力強化研修は、多様な援助ニーズに応えるべく、随時コースを見直しながら実施する。なお、</p>

¹ キャリア相談件数は対面による相談件数（かつ、相談後にアンケートを行った件数を対象）。基準値は 2011 年度実績値。2015 年度報告では基準値と実績値の比較における正確性を期すため、2011 年度の実績値（295 件）からアンケートを行わない短時間の相談件数を差し引いた件数（147 件）に基準値を変更（2014 昨年度の報告書ではアンケートを行わない短時間のキャリア相談も含めた件数を基準値としている）。

<p>270名の参加数を目標に、専門家として活動が見込まれる即戦力人材向け能力強化研修を行う。</p> <p>③ 特に機構事業を含む我が国国際協力に携わるグローバル人材の裾野拡大に資するべく、大学生、大学院生及び医療人材を対象としたインターンを実施する。なお、90名の受け入れを目指す。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 12-1 国際協力人材センターの情報発信機能強化の実績 (定量的指標) PARTNER 新規登録者数：1,500人、新規登録団体数：85団体、情報提供件数：2,300件、キャリア相談(対面)人数：200人</p> <p>指標 12-2 援助人材ニーズに合致した能力強化研修等の実施状況 (定量的指標) 能力強化研修参加者数：270人、公募型インターン受入人数：90人</p>

3-2. 業務実績

指標 12-1 国際協力人材センターの情報発信機能強化の実績

1. 人材と国際協力・JICAをつなぐPARTNERの一層の活用

(1) PARTNERの利用実績

- PARTNERの個人登録者数は1万9,680件(国際協力人材登録者数1万642件、簡易人材登録者数9,038件)となった。このうち新規国際協力人材登録者数は1,801件であり、目標値(1,500件)を上回った。
- PARTNER登録団体数は、1,294件(国際協力登録団体1,141件、簡易登録団体153件)、うち新規登録団体数は125件であり、目標値(85件)を上回った。
- PARTNERで情報提供した今年度の求人件数は3,512件となり、目標値の2,300件から1,208件上回った。
- なお、ウェブサイト全体の訪問数は年間724万3,905件となり、2014年度(7,255,160件)とほぼ同等の訪問者数となり、2013年度から2014年度にかけて増加した訪問者数を維持している。

(2) 国際協力に関心を有する大学生・大学院生、若手社会人等の取り込み

- 国際協力に関心を有する大学生・大学院生、若手社会人等のPARTNER登録を促進するため、機構職員が講師となるセミナーや説明を実施した(JICA筑波が実施した「大学生・大学院生国際協理解講座」などの機構の国内機関が主催したイベント等7件、大学・学会等での説明9件(京都、東農大、島根、富山、金沢、東京都市大、高知、国際保健等に関心を有する医療従事者のネットワーク(とちノキネットワーク)によるセミナー、国際医療学会)、国際協力JOBセミナー2件、等)。その他、73大学に約3,500枚のリーフレットや人材セミナーの紹介チラシを配布するなど、大学への資料提供等を通じたPARTNERの広報も行った。
- グローバルフェスタ(指標11-3参照)や開発ジャーナル社主催の国際協力キャリアフェアなどのイベントに参加し、ブースでのワンポイントキャリア相談に加えて、セミナー形式のキャリア紹介等を行った。
- 大学生のPARTNER活用促進のため、特集コンテンツ「インターン・スタディーツアー」を7月～12月にかけてPARTNERウェブサイトに掲載し、インターンとスタディーツアーの違いの説明や、JICAやNGOなどのPARTNER登録団体が実施しているインターン・スタディーツアーの紹介を行った。
- 協力隊員の地方創生における役割や活躍を示すため、海外長期研修参加者や青年海外協力隊を経験した後に地域おこし協力隊に参加した人材のコラムをPARTNERに掲載し、実体験に基づく具体的な情報発信を行った。
- 将来的なキャリア選択に影響を与える大学の学部選定前に国際協力への理解を深める観点から、埼

玉県及び佐賀県の教育委員会関係者に対してPARTNER及び国際協力のキャリア概況について説明を行い、中高校生及び中学・高校等のPARTNER登録勸奨を行った。また、受験生向け雑誌を出版している旺文社にPARTNERの事業説明を行い、同社の「パスなび」に、ワークライフバランスセミナーの参加者募集の記事が掲載されるといった連携が実現した。

(3) 海外展開を志向する中小企業や国際協力経験者の活用を志向する地方自治体等の取り込み

- JICA ボランティア経験者等の国際協力人材の地方自治体での活用を促進するため、佐賀県および福岡県と連携に向けた協議を行った。その結果、佐賀県のPARTNER団体登録を実現したほか、両県共にJICA ボランティア経験者を対象とした県職員の求人情報の掲載につながった。
- 広島県の三原市及び神石高原町並びに島根県邑南町への国際協力人材の養成確保事業の説明及び意見交換会を実施した。この結果を受けてこれらの自治体及び上述の佐賀県の取組をPARTNERの特集記事として掲載し、国際協力と地方創生の関係について紹介した。
- 機構の実施する中小企業海外展開支援事業紹介セミナー（全国で年間214回）において、海外展開に関心を持つ中小企業や関係支援機関等に対してPARTNERの活用について説明を行った。その結果、PARTNERの団体登録数の増加につながった。

(4) 研修のWEB応募化促進、動画配信サービスの拡充

- インターン、海外長期研修、ジュニア専門員などの応募手続きを簡素化して参加障壁を下げるためWEB応募を導入した。その結果、募集の内部業務が効率化したほか、PARTNER登録者の増加にもつながった。
- 登録者の能力向上支援及び利用者にとっての価値向上のため、能力強化研修の一部講義（市場志向型農業（SHEP）：1本）に加え、内部勉強会の講義（障害と開発：5本）、ワークライフバランスセミナーの動画2本をPARTNERでオンライン配信し、研修のフォローやセミナーに参加していない人材への情報提供を行った。

(5) 外部団体との連携等による広報強化及び組織横断的な広報の取組

- PARTNERの知名度を向上させるため、外務省のODAページや佐賀県国際協力プラザ等のウェブサイトにPARTNERのリンクやバナーを設置するとともに、経団連のPARTNER登録を実現し、同団体の機関紙「経団連タイムス」に無料でPARTNERの紹介記事を掲載するなど、外部団体との連携を強化した。
- 機構ウェブサイトの民間連携ページにPARTNERのリンクを掲載したほか、青年海外協力隊の2016年度春募集用募集要項にPARTNERの紹介ページを掲載するなど、組織横断的にPARTNERの広報を行った。

2. 開発人材のキャリアパスの明確化と人材養成・確保事業の充実

(1) JICA 国内機関等と連携したキャリア関連セミナーの実施

- 地方での人材養成・確保事業を充実させる一環として、JICA 中国及びJICA 関西の共催するイベント（「国際交流・協力の日」、「ワン・ワールド・フェスティバル」）において、国際協力人材セミナーを実施した。また、JICA 沖縄及びJICA 横浜主催のイベント（「沖縄国際協力・交流フェスティバル」、「横浜国際協力フォーラム」）において、キャリア相談や国際協力キャリアの説明を行うなど、

各地で情報発信に努めた。

- その他、国内機関が開催する青年海外協力隊募集説明会（JICA 関西）や国際協力理解講座（JICA 筑波）、国際協力カレッジ（JICA 中部）等でも説明を行った。

(2) キャリア相談の実施

- キャリア相談（対面）件数は226件となり、目標値の200件を上回った。キャリア相談の助言の質や便宜の向上に重点的に取り組み、具体的には、通常の平日キャリア相談に加えて、社会人向けに夜間及び休日キャリア相談（計6回59名：夜間計3回21名及び休日計3回38名）を開催するといった工夫を図った。キャリア相談員の助言への評価は高く、対面相談98%（2014年度98%）、メール相談90%（同90%）の回答者が期待していた助言が得られたと回答している。

(3) 広報コンテンツの作成及び配布

- 国際協力人材の具体的なキャリア情報をわかりやすくまとめて提示するために作成した国際協力のキャリア関連情報を取りまとめた広報資料（リーフレット形式）を年度当初に作成した。さらなる国際協力のキャリアに係る広報のため各イベント等で積極的な配布に努めた結果、完成後の配布部数は1万部を超えている。

(4) ワークライフバランス（女性が輝く社会）に向けた取組

- ワークライフバランスを実現しながら国際協力の仕事を続ける働き方について理解を促進することで国際協力のキャリアの魅力を伝えるために、国際協力の分野でキャリア形成を目指す学生や社会人を対象に、ワークライフバランスセミナーを年間4回（6月、9月、12月、2月）開催し、PARTNER上に動画も掲載した。

(5) 自治体連携及び地方創生

- 地方における国際協力人材の活用を推進することで、地方創生につなげることを視野に、総務省地域自立応援課への働きかけを通じて同課が実施する研修の中でPARTNER関連の広報資料を配布した。
- 国際協力の経験が地方創生にも有益であるとの観点から、国際協力と地方の関係、地方自治体が行っている国際協力人材の活用事例などを紹介した特集コンテンツ「国際協力における日本の地方創生」を作成し、PARTNERウェブサイトに掲載した（12月）。

(6) 大学連携等

- 京都大学（インターン説明会）、東京農業大学と海外農業開発コンサルタント協会の共催セミナー、島根大学「国際協力キャリアの作り方セミナー」、富山大学、石川大学、東京都市大学、高知大学等にて説明会等を実施した。これらの取組により、インターン応募者数の増加や応募者の所属大学の多様化につながった。
- 佐賀大学や東京都市大学において国際協力人材養成確保事業の説明や意見交換を実施した結果、東京都市大学での国際協力キャリア説明セミナーの開催や佐賀大学でのインターン事業における連携につながった。
- 大学との連携を強化するため、機構から大学への出向者に対する研修会の機会にPARTNER事業の紹介や大学等の連携推進にかかる協力依頼を行った。また、国際協力推進員会議等で大学連携の重要

性や PARTNER 事業の促進のために国際協力推進員に期待する具体的な役割を説明した。

指標 12-2 援助人材ニーズに合致した能力強化研修等の実施状況

1. 援助人材ニーズに合致した能力強化研修等の実施状況

(1) 能力強化研修

事業実施に必要な即戦力となる専門家としての活動を見込んだ人材の育成のため、開発ニーズが高いものの人材が不足している分野も含め、特定分野に関する一定の専門性と経験を有する人材に対して短期間の能力強化研修を行っている。また、中長期的な国際協力人材の裾野拡大のため、国際協力事業への参画を希望する人材に国際協力に関する基礎的知識に関する研修を提供している。

- **実績**：19 コース計 24 回（2014 年度 14 コース計 18 回）を実施した。参加者数は 488 名（2013 年度 323 名）で、年度計画の目標値（270 名）を大幅に上回った。なお、本研修は研修修了後の国際協力関連事業への参加に向けた受講者の自己投資の位置づけでもあるため、研修参加旅費及び資料代を参加者自己負担とするなど、経費効率化も行っている。2015 年度は開発ニーズ、人材のニーズを踏まえ UHC 等 4 コースを新設した。
- **通年型コースの実施**：「国際協力基礎」研修については、2014 年度まではコンサルタント等向け、公務員等向けにそれぞれ実施してきたが、2015 年度から専門家赴任前研修に合流させ、通年の開催とした。これにより受講者の参加機会と時期の選択肢が拡大して利便性が高まった。この変更により、受講者は 2014 年度の 50 名から 86 名に大幅に増加した。

(2) インターンシップ

- **実績**：以下の制度改善の結果、合計で 108 名（2014 年度 94 名）の受入を達成した。
- **開発コンサルタント型インターン**：2014 年度に試行的に実施した開発コンサルタント型インターンと既存の公募型インターンの制度を統一し、応募者の利便性を高めた。
- **公募型インターン**：これまで大学院生のみを対象としていたが、開発コンサルタント型インターンに合わせて学部生も対象とした。また、両制度の募集の一元的な実施により事務手続きが効率化された。
- **医療職型インターン**：公募型インターンの中で実施していた医師枠について、対象を医師から看護師等医療職全般に広げ、ポストの拡大及び応募者の増加を図った。9 ポストに対して 8 名の応募があり、選考結果を踏まえて 4 名を派遣した（2014 年度募集 2-3 名、応募 5 名、派遣 1 名）。
- **年 2 回募集による応募機会の拡大**：2014 年度まで年 1 回の募集だったが、2015 年度から春及び秋の年 2 回の募集とした。年度途中で受入可能となったポストが募集可能となったほか、第一回の募集で合格者の出なかった案件の再公募が可能となるなど、応募機会の拡大につながった。
- **博士型インターンの試行**：専門的な人材獲得の強化の観点から、博士号取得又は取得予定者に対する博士型インターンを試行的に実施し、3 名の派遣を実現した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

開発協力大綱を踏まえ、国際協力にかかる優れた人材の養成及び確保に向け、今後も積極的な取組を期待する。

<対応>

国際協力人材の養成確保の更なる取組の一環として、開発人材の裾野拡大に向けた取組を行ってお

り、PARTNER における特集コンテンツ（インターン／スタディーツアー、地方創生等）の掲載や、大学での開発人材キャリア概要の説明会の開催などを実施した。また、開発ニーズが高いものの人材が不足する分野の研修として、ガバナンス、法の支配に係る研修を含め、19 コースの能力強化研修を実施した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

根拠：人材養成・確保事業の充実の観点から PARTNER の裾野拡大を目指し、2015 年度の実績として新規の個人登録者数 5,296 件（国際協力人材登録者 1,801 件、簡易人材登録者数 3,495 件）、団体登録件数 165 件（国際協力団体 125 件、簡易団体登録 40 件）、キャリア相談件数 226 件、PARTNER サイトへの訪問件数 532,565 件を達成した。特に、国際協力に関心を有する大学生・大学院生、若手社会人等の取り込みに力を入れ、職員自らが積極的に大学などに出向いて 9 大学で国際協力キャリアに関する講演や関係者との意見交換会を行った。

開発人材のキャリアパスの明確化については、国際協力関連の情報をとりまとめた広報ツール（リーフレット）を年度当初に完成させるとともに、各イベント等で積極的に配布し、1 万枚以上の配布を達成した。また、開発人材の参入の拡大には国際協力のキャリアの具体的な理解が深まる必要があるため、国際協力業界のワークライフバランスセミナーを年 4 回実施し、国際協力とワークライフバランスの実現にむけて、関係者とセミナー出席者で議論を行った。

また、国際協力を通じた地方創生に貢献するために、国際協力で培った経験が日本の地方創生に貢献可能であるという事例紹介として PARTNER のコンテンツ「国際協力における日本の地方創生」を掲載した。また、総務省への説明を始め、佐賀県や福井県、広島県三原市及び神石高原町、島根県邑南町などの地方自治体関係者への説明や意見交換会を積極的に行った。

能力強化研修については、事業実施部署への要望調査によって援助人材のニーズに合致した研修コースを新設し、また、これまで年間 3 回の集合研修だった「国際協力基礎講座」の通年化により、目標値（270 名）を大幅に上回る 488 名の参加を実現した。

インターンについては、対象を大学院生から大学生に広げ、年間 1 回だった募集を 2 回に増やし、また昨年度試行的に実施した開発コンサルタント型インターンと公募型インターンの制度の統一による一体的な実施などの工夫と効率化を行った。また、公募型インターンのうち医師卒の対象を医療職全般に広げることでポストの拡大と応募者の増加も図った。これらの取組の結果、最終的には年度計画の 90 名に対して 108 名を受け入れる成果を達成した。さらに、高度で専門的な知見を有した人材を獲得するために博士型インターンを試行的に開始するといった新たな試みも行った。

以上を踏まえ、評価指標である PARTNER 登録者増や能力強化研修受講者数の大幅な伸び、インターン受入実績増など、目標水準を上回る成果を上げたことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

< 課題と対応 >

PARNER への新規登録人材の獲得に向けた取組を引き続き行うとともに、情報発信を強化する。能力強化研修については多様な援助ニーズに応えるための新規コースの設置等を含めた取組を行う。インターンについても、今年度の各種の取組や試行結果を検証しつつ、同規模での受け入れを行う。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 13	広報
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 27 年度開発協力重点方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
イベントの参加者数			22 万 501	29 万 7,004	27 万 1,032	21 万 3,000	
ウェブサイトアクセス数 （日英ページ合計閲覧数）			3,170 万	4,032 万	4,262 万	4,250 万	
ソーシャルメディアの実績 （Facebook ファン数。日本語、外国語合計）			619	6,998	14,409	22,598	
ODA 見える化サイトの案件掲載数 （新規・累計）			704 1,508	916 2,424	695 3,119	330 3,449	
ODA 見える化サイトのページ閲覧数			70 万 7,053	73 万 1,984	92 万 4,170	92 万 2,349	
② 主要なインプット情報							
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度		
従事人員数（人）	10	10	18（注）	18			

（注）2014 年度以降の増は地球ひろばを組織再編により広報室に統合したことによるもの。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>国民に対する説明責任を果たし、国際協力に対する国民の信頼、理解・共感及び参加を促進するとともに、機構が事業を展開する開発途上地域における人々の我が国 ODA に対する理解を促進するとの観点から、マスメディアや NGO 等との連携を強化するとともに、国内及び海外拠点を有効に活用し、国内広報及び海外広報に適正に取り組む。機構は国民の情報アクセスのハブとなり、利用者にとっての利便性・分かりやすさを向上させるとともに、ODA 案件の形成・実施に際し、国民への情報開示を積極的に推進する。</p>
<p>中期計画</p> <p>（i）ODA の現場を伝える広報 （中期目標と同一のため省略）</p> <p>（ii）「見える化」の徹底（透明性の向上）</p> <p>成果重視への転換による援助の効果の明示、全ての ODA 資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイト（HP）等を通じ、情報開示を強化する。その際、成功事例か失敗事例かに関わらず情報を開示する。このように開発協力の透明性を高め、また、目的や実態をできるだけ分かりやすく伝えることで、国民の ODA に対する信頼を高める。</p>

<p>年度計画</p> <p>(i) ODA の現場を伝える広報</p> <p>機構全体の基幹業務として、機構の広報戦略に基づき、国際協力の意義や背景となる課題をわかりやすい形で幅広く市民に伝える一般広報、及び各種有識者、マスメディア等のオピニオンリーダーに対する専門広報を、効果的に実施する。特に日本においては、開発協力大綱の決定及び協力隊発足 50 周年の節目を踏まえ、協力成果の発信に力を注ぐ。また、国際社会においては、ミレニアム開発目標の最終年というタイミングを捉え、ポスト 2015 年開発アジェンダの動き等に関する国内外の理解促進のための広報にも力を注ぐ。</p> <p>(ii) 「見える化」の徹底（透明性の向上）</p> <p>「見える化」を徹底すべく、全ての新規案件及び事後評価案件をウェブサイト上に掲載する。同サイトへのアクセス数をさらに増加させるため、よりビジュアルなコンテンツを作成し、よりタイムリーに掲載・変更する。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 13-1 戦略性及び情報発信力の強化に向けた取組状況</p> <p>指標 13-2 分かりやすい広報に向けた取組状況（国際協力に関する一般広報）</p> <p>指標 13-3 マスメディア等との連携実績（ODA に関する専門広報の取組）</p> <p>指標 13-4 「ODA 見える化サイト」の充実にに向けた取組状況</p>

3-2. 業務実績

指標 13-1 戦略性及び情報発信力の強化に向けた取組状況

1. 広報活動の戦略性の強化

日本国内の一般市民を対象とした国際協力に関する「一般広報」と、マスメディア、アカデミア、経済界等のオピニオンリーダー層を対象とした ODA に関する「専門広報」を両輪として広報活動を推進している。2015 年度は、戦後 70 年、協力隊 50 周年、新しい開発目標である「持続可能な開発目標 (SDGs)」の採択といった機会を捉え、質の高い成長、地方活性化、パートナーとの連携（国内の中小企業を含む民間企業、NGO、大学・研究機関、自治体等）、人間の安全保障といったテーマについて、これまでの機構の取組の成果発信に重点的に取り組んだ。

(1) 訴求力のあるテーマ（戦後 70 年、協力隊 50 周年）に関する戦略的発信

- 戦後 70 年**：8 月の終戦記念日に向けた報道の盛り上がりの機会を捉え、戦後の ODA を通じた国際貢献について、主にメディアを通じた発信と取材対応を行った。読売新聞の連載「ニッポンの貢献 戦後 70 年」では 5 回にわたり ODA が取り上げられた。この連載に当たっては企画段階から機構事業に関連するトピック（カイゼン、インフラ、人材育成、協力隊など）の売り込みを行い、在外事務所を含めた情報・資料提供などによる積極的な働きかけを行った。また、トップ広報による対外発信も積極的に行った。実績として、①緒方特別フェローの日経新聞インタビュー記事（8/13）、NHK 「国際報道 2015」(4/2)、NHK スペシャル（6/23、8/17）などを通じた日本の平和貢献の発信、②田中理事長（当時）の読売新聞「地球を読む」への寄稿（6/23）による非軍事的協力による世界平和への貢献の発信、③田中理事長（当時）が有識者として参加した戦後 70 年談話の有識者懇談会を通じた戦後の国際貢献に関する発言報道（4/17）などが挙げられる。
- 協力隊 50 周年**：①2014 年度からの記者勉強会やメディア懇談会の開催、②全国各地でのイベント開催、③出身都道府県別派遣者リストの作成・メディアへの配布を通じて、協力隊事業の成果を発信した。その結果、2015 年 1 月～12 月までの協力隊関連の報道実績は、新聞が 2,046 件（対前年度比 132%）、テレビが 54 件（同 174%）と大きく増加した。顕著な報道事例として、協力隊事務

局設立 50 周年の記念日（4/20）の読売新聞に「途上国に貢献 50 年」と題した青年海外協力隊活動の貢献を称賛する記事が大きく掲載された。地方紙でも 50 周年記念イベントが数多く掲載された。

- **機構の取組の「成果」発信**：「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択された機会を捉え、広報誌（mundi 12 月号）を通じて、「開発から誰一人取り残されない」という SDGs の理念や主な特徴、機構の事業成果を中心に発信した。具体的には、気候変動（マレーシア低炭素マスタープラン）や人材開発（インド BOP 層向けデジタル教材制作）、経済成長支援（東アフリカ経済回廊開発）などについて、地域バランスに配慮しつつ紹介した。
- これ以外にも、全国各地の地方紙等を通じて、JICA ボランティア関係者の記事（ヒューマンストーリーなどの深堀記事含む）の掲載や海外展開を行う中小企業、機構の中小企業海外展開支援事業や研修員受入事業の紹介などを通じ、地方の事業関係者の取組が広く発信され、地方活性化やパートナーとの連携（国内の中小企業を含む民間企業、NGO、大学・研究機関、自治体等）に関する広報につながった。また、中小企業海外展開支援事業、研修員受入事業については、各企業の技術（農業、防災、水供給等）、研修員受入先での日本の各種制度（教育、保健、防災等）が記事で取り上げられ、「質の高い成長」に貢献する日本の開発協力の広報につながった。

(2) 理事長によるトップ広報（講演、スピーチ、ウェブ発信、記事化）

- **理事長と主要マスメディアとの懇談**：4 月に発生したネパール大地震や、2016 年に予定されている TICAD VI や国連サミット等の主要イベントを踏まえ、「ネパール災害支援」（7 月）、「TICAD VI に向けた取組み」（12 月）、「国際保健」（2016 年 3 月）をテーマにメディア懇談会を計 3 回開催した。結果、日経新聞 1 面のコラム「春秋」での「BOSAI」という用語が国際的に広がりつつあるエピソードの紹介や、毎日新聞社説での青年海外協力隊の意義等に関する論説につながった。
- **新理事長就任の機会を捉えた発信**：田中理事長（当時）による記事発信（国際開発ジャーナル 6 月号）に加え、北岡新理事長就任等の機会を捉え、質の高い成長や、様々な関係者（国内の中小企業を含む民間企業、NGO、大学・研究機関、自治体等）との連携による結節点としての機構の役割、地方活性化やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）支援等を通じた人間の安全保障への貢献等、機構の果たすべき役割と意義について発信した。結果、就任記者会見の記事（14 件）、インタビュー記事（国際開発ジャーナル 12 月号、読売新聞「解説スペシャル」11/7、中央公論 3 月号及び 5 月号、ジャパングジャーナル（3 月号）、寄稿（読売新聞「地球を読む」12/27、日本経済新聞「経済教室」3/21）の掲載に至った。
- **戦後 70 年に関連したトップ広報**：上記（1）参照。
- **人間の安全保障についての広報**：戦後 70 周年や難民問題に関連して、緒方特別フェローへのインタビュー（朝日新聞、ロイター、日経新聞、共同通信等）を通じて、また、SDGs との関連で北岡理事長からの寄稿（日経新聞）を通じて、人間の安全保障の考え方・重要性について発信した。

指標 13-2 分かりやすい広報に向けた取組状況（国際協力に関する一般広報）

1. 各種媒体を通じた発信

(1) 広報誌を通じた発信

- 特集テーマ（日本語版：基礎教育（4 月）、中米・カリブ（5 月）、観光・世界遺産（6 月）、感染症（7 月）、森林保全（8 月）、ジャパンプランド（9 月）、グローバル人材（10 月）、南アジア（11 月）、SDGs（12 月）、食（1 月）、ASEAN 統合（2 月）、鉄道（3 月）、英語版：青年海外協力隊（4 月）、基

礎教育（7月）、感染症（9月）、ジャパンプランド（1月）に沿って、日本語版12号（月刊、3万5,000部）、英語版4号（季刊、1万部）を発行し、全国の国立図書館等に配布した（2014年度各3万5,000～7万部、1万1,000部）。

(2) SNS を活用した発信

- **Facebook のファン数**：広報室の Facebook のファン数は、年度当初比約 56% 増の 2 万 2, 598 人となった（2016 年 3 月 8 日時点、日本語・英語含む。2015 年 4 月時点 1 万 4, 409 人）。発信に当たっては、印象に残る写真を活用するとともに、機構関係者が具体的にどのような考えを持ってどのような仕事をしているのか、より「人」が見える広報となるよう努めた。
- **Twitter のフォロワー数**：約 5, 200 人増え（年度当初比約 19% 増）、3 万 2, 568 人となった。（2016 年 3 月 8 日時点、日本語・英語含む。2015 年 4 月時点 2 万 7, 342 人）
- **You tube 再生回数**：年度当初比約 81% 増の 34 万 3, 990 回となった（2016 年 3 月 8 日時点、日本語・英語含む。2015 年 4 月時点 18 万 9, 957 回）。民間連携や気候変動など一般の関心が高いテーマについて完成度の高い動画コンテンツを充実させ、広報室 Facebook などを活用して誘導を図ったことが再生回数増につながった。

(3) ウェブサイトを活用した広報

- 機構ウェブサイトのページ閲覧数は日本語版 3, 756 万件（2014 年度 3, 770 万件）、英語版 494 万件（同 492 万件）となっており、ほぼ同水準となっている。

2. 国際協力プラットフォーム事業「なんとかしなきゃ！プロジェクト」を通じた発信

- 潜在的関心層の関心喚起を目的とする同プロジェクトについては、フェーズ 2（2013 年 9 月～2015 年 9 月）を終了し、10 月からフェーズ 3 を開始した。フェーズ 2 までの活動を通じ、著名人メンバーやメンバー団体等との連携やクロスメディアでの広報活動の成果が認められたため、フェーズ 3 では、特に、若者層を重点ターゲットとし、2020 年東京オリンピック開催に向けて、SDGs への関心の触発や意識啓発を目標とした SNS やイベントを中心とする活動を展開している。
- **主な実績**：Facebook ファン数は約 3 万 2, 000 名（2014 年度 2 万 7, 887 人）、Twitter フォロワー数は 4, 900 人（2014 年度約 4, 500 人）。スポーツ、フェアトレードなどを主な展開テーマとして、サポーター数は約 9 万 6, 000 人に増加した（2015 年度末時点 9 万 1, 183 人）。
- **著名人を通じた発信**：著名人メンバー 10 名（JICA オフィシャルサポーター 2 名含む）を 8 か国に派遣した。例えば、若者層に対する訴求力の高い女優・モデルの広瀬アリス氏をフィリピンに派遣し、気軽にできる国際協力としてフェアトレードの意義をテレビ番組放送やイベントを通じて広く発信した（新聞 22 件、雑誌 3 件、ウェブ 342 件）。元スポーツ選手のメンバー 3 名（JICA オフィシャルサポーター北澤豪・高橋尚子両氏、永島昭浩氏）は、テレビ番組でスポーツキャスターを務めており、開発途上国視察の様子が各担当番組にて放送された。また、同じくメンバーを務める島耕作氏（原作者である漫画家の弘兼憲史氏）、作家の真山仁氏が実施したアジア現地取材に協力した。今後の作品発表による一般市民の開発途上国理解の促進が期待される。
- **イベントを通じた発信**：若者層をターゲットとしたイベントを重点的に実施した。イベント数（主催、協力など）は 109 件、参加者数は約 21 万 3, 000 人（2014 年度約 27 万 1, 000 人）に上った。各イベントでは、国際協力の重要性や機構の活動（特に、協力隊 50 周年にちなんだボランティア事

業) をアピールした。

- **国際協力フェスティバルへの参加**：ブース出展や著名人（アンダーグラフ真戸原氏、オルケスタ・デ・ラ・ルス NORA 氏など）によるステージ企画を通じ、開発途上国の現状や国際協力の意義などを紹介した。各フェスティバルの来場者は、東京（グローバルフェスタ）約 10 万 1,000 名、名古屋（ワールド・コラボ・フェスタ）約 7 万 8,000 名、大阪（ワン・ワールド・フェスティバル）約 2 万 4,000 名となった。
- **若手社会人団体とのイベント実施**：NPO（二枚目の名刺）と連携したセミナーを主催し、スマホアプリを活用した寄付事業など IT を活用した社会貢献に係る意見交換の場とした（参加者約 100 名）。また、ビジネス・ブレイクスルー（BBT）大学と 1 日オープンカレッジを共催し、開発途上国における持続可能なビジネスについて学生や若手社会人が理解を深め、課題解決に向けた提案へとつながった（参加者約 50 名）。

3. マスメディアと連携した企画

- **ビジネス層への情報発信**：ビジネス層への訴求力が高いテレビ番組「未来世紀ジパング」や「ガイアの夜明け」等への取材協力を継続した。また、ASEAN 統合に向けた機会を捉え、池上彰氏の協力の下、クロスメディア手法により様々な媒体を連動させ、ASEAN における ODA の役割を発信した。具体的には、現地取材結果に基づく公開シンポジウムの開催（11 月：参加者約 800 名）、テレビ東京「未来世紀ジパング」4 周年特別番組の放送（12 月）、日経ビジネス誌（新年特別号、約 20 万部）への記事掲載を行った。更に、ASEAN 各国の詳細な情報を加えて 1 月以降にオンライン記事（日経 BP オンライン）の連載を開始し、ビジネス層の関心にきめ細かく応える構成とした。なお、上記オンライン記事連載は 2016 年 3 月末時点でページ閲覧数 8 万 3,107 件と高い反響を呼んでいる。

指標 13-3 マスメディア等との連携実績（ODA に関する専門広報の取組）

1. マスメディアへの発信

- **報道実績**：マスメディアにおける ODA 関連の報道実績は 15,171 件となり、2014 年度（13,957 件）に比し 8.7% 増で過去最多となった。また、「JICA」ないし「国際協力機構」に言及した記事は 7,327 件（2014 年度 7,064 件）と過去最高レベルの水準となった。これらは内容も機構に対して肯定的な報道がほとんどであった。
- **理事長と主要マスメディアとの懇談**：指標 13-1 参照。
- **記者への情報提供**：プレスリリースや取材機会に関する情報提供をメールで月 4 回程度配信し、記者の関心に合わせた個別取材の素材を提供したほか、記者勉強会を 11 回開催（2014 年度 9 回）し、最新の事業の動き等を記者向けに説明して関心を喚起した。キューバの「今」、ネパール地震・復旧復興支援、障害分野への支援、気候変動、中東・欧州地域の情勢と機構の役割、中央アジア 5 か国の概況と機構の取り組み、日本と世界の食に関する取組、フィリピン、TICAD VI、防災、国際保健等のテーマを取り上げ、質の高い成長、地方活性化、パートナーとの連携（国内の中小企業を含む民間企業、NGO、大学・研究機関、自治体等）、人間の安全保障に係る機構の取組成果を発信した。
- **在外事務所長による発信**：仏語圏アフリカ事務所長 7 名がパリにて地域情勢や各国での機構の取組を紹介するメディア勉強会を開催し（9 月）、在パリの新聞・テレビ局メディア関係者 10 名が参加した。実施後、参加メディア関係者から各所長への直接の照会や、アフリカ出張時の機構事業取材・記事掲載（コートジボワール）につながっている。また、年 1 回在外事務所長が集まる機会を捉え、

各所長から記者に対して現地状況や機構事業について発信した。特に、記者の関心の高い中東・欧州地域については、8か国の所長による記者向け説明会を実施し、20名以上の記者の参加を得て活発な質疑が行われた。

- **ニュースリリース実績**：2015年度は191本のニュースリリースを発出した（2014年度205本）。

2. 国内拠点でのメディアへの発信

- **地方紙における機構関連報道**：全国紙地方版を含む地方紙のODA関連報道実績は9,236件となり、2014年度（8,446件）から約9.4%増加し、過去最高となった。このうち「JICA」または「国際協力機構」に言及した記事は、4,814件で2014年度（4,730件）と同水準となった。
- **国内拠点における発信強化への取組・地方メディア派遣**：記者の目線を知ること、および報道レビューを通じた効果的なメディアアプローチの検討を目的としたメディアアプローチ研修を国内拠点に対して実施した。また、地方の新聞社・テレビ局等計14社19名を12か国の開発途上国の事業現場に派遣し、36件の報道につながった。

3. 海外拠点のメディアへの発信

- **海外拠点における発信の取組**：海外のマスメディアによる機構関連報道件数は2万6,154件で、前年度（2万5,942件）と同水準であった。2015年度は、個別案件の節目等でのプレスリリースの強化やプレスツアーの開催に取り組んだほか、現地メディアへのインタビュー企画の働きかけや寄稿等を実施した。
- **海外拠点における発信能力の強化**：開発途上国での発信を強化するため、内部向けの手引（プレスツアーの手引き）を作成した。また、ブラジルでは、2016年3月に、周辺7か国15名の現地職員を対象とした2日間の広報研修を実施した。
- **優良事例**：南スーダン事務所は、広報アドバイザーに2011年に独立を果たした南スーダンの初代ミス・南スーダンを起用した。地元メディアとの関係構築、プレスリリースを始めとする広報資料作成、イベント企画などの広報業務に当たり、その知名度と人脈を生かして現地で機構事業の広報や農業などの開発課題啓発に大きな成果を出している。
- **海外メディアの日本招聘**：「災害復興と防災」をテーマに、9月27日～10月10日にかけて9か国18名のテレビ局記者等を日本に招いた結果、26件の報道につながった。また、参加した記者が日本で取材する様子が日本国内の新聞・テレビで報道された。

指標 13-4 「ODA 見える化サイト」の充実に向けた取組状況

1. 新規公開実績

新規案件及び事後評価実施案件330案件の掲載を完了し、2010年度の公開開始からの累積掲載案件数は、3,449案件に達した。

2. 改善の取組

今後、新規に掲載する案件数が限られてくることから、掲載済み案件の情報の更新を強化し、1,150案件の情報更新を実施した。また、より分かりやすいウェブサイトにするため、各項目の整理、改修を行った。

3. アクセス状況

上記取組の結果、「ODA 見える化サイト」のページビューは昨年度並みの約 92 万 PV を達成した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

国際協力に関心の高い層への情報提供にとどまらず、必ずしも開発協力を身近に感じていない多くの国民への情報伝達の方策につき、更なる改善を期待する。

<対応>

国際協力に参加する入り口となるよう、「なんとかしなきゃ！プロジェクト」にて国際協力に対する親しみやすさや取り組みやすさを意識した人選・発信テーマ設定を行った。若者層への訴求力の高い女優・モデルの広瀬アリス氏をフィリピンに派遣し、個人として気軽にできる国際協力としてフェアトレードの意義をテレビ番組放送やイベントを通じて広く発信した。

また、ウェブサイトについて地球ひろばのサイト全面リニューアル、国紹介ページと在外事務所ページの統合、モバイル版トップページ改修等を実施し、より訪問者にわかりやすくなるように各項目の整理、改修を行った。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：新理事長就任や新しい開発目標である持続可能な開発目標（SDGs）の採択といった機会を捉え、質の高い成長、地方活性化、パートナーとの連携（国内の中小企業を含む民間企業、NGO、大学・研究機関、自治体等）、人間の安全保障といったテーマについて、これまでの機構の取組の成果の発信に重点的に取り組んだ。特に、戦後 70 年の機会を捉えた広報では、読売新聞の連載企画で 5 回にわたる ODA 関連の記事が掲載されたほか、トップ広報を通じ、平和構築や非軍事的協力の成果の発信を行った。また、協力隊 50 周年の機会を捉えた広報においても、マスメディアへの発信や特に地方紙への働きかけにより、新聞・テレビいずれも例年を上回る報道実績となった。

また、一般市民向けの広報では、若手社会人団体との連携、ビジネス層向けに池上彰氏の協力の下での日経ビジネス誌や日経 BP オンラインでの ASEAN 協力のビジネス層向けの発信、「なんとかしなきゃ！プロジェクト」メンバーの著名人を通じたメンバーが出演する番組での開発途上国視察の紹介など、より広い市民の開発途上国理解促進に向けた取組を行った。

マスメディアとの連携では、キューバ、ネパール震災、中東・欧州地域に関する記者勉強会や在外事務所長による説明会の開催等を実施した結果、ODA 関連の報道実績は 15,171 件となり、2014 年度（13,957 件）に比し 8.7%増と過去最多となった。「JICA」または「国際協力機構」に言及した記事も 7,323 件と過去最高レベルの水準となり、かつ内容も機構に対して肯定的な報道がほとんどであった。また、ウェブサイトの閲覧数は 2014 年度とほぼ同水準となっている一方、Facebook ファン数（日・英）は 2016 年 1 月 13 日現在で 17,525 人と、2015 年 4 月時点と比べて 20%を超える増加となった。

「ODA 見える化サイト」については、新規案件及び事後評価実施案件 330 案件の掲載を完了し、掲載済み案件も約 1,000 件の情報更新を行った。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

<課題と対応>

20 代から 30 代の若者層への訴求力を高めるため、SNS の更なる改善を図り、若者層に直接的に働きかける。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 14	技術協力、有償資金協力、無償資金協力
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 27 年度開発協力重点方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
技術協力の実績（億円）			1,678	1,773	1,759	1,917	
インフラ輸出戦略に関連した研修員数	2,000				新規	2,289	
円借款の実績：新規承諾額（億円）			12,229	9,857	10,138	20,745	
円借款の実績：ディスバース額（億円）			8,644	7,495	8,273	9,700	
円借款の迅速化（%）（注）			40.0	68.5	51.1	47.8	
海外投融資の新規承諾実績（件）			1	1	2	4	
無償資金協力の実績：贈与契約締結額（億円）			1,416	1,158	1,112	1,117	

（注）当該年度に借款契約に至った案件のうち、起算点から借款契約までの期間が 9 か月以内の案件の割合。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>（5）事業実施に向けた取組</p> <p>（イ）技術協力、有償資金協力、無償資金協力</p> <p>（i）技術協力</p> <p>技術協力は、開発途上地域の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指す、人を介した協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的として、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。</p> <p>（ii）有償資金協力</p> <p>有償資金協力は、開発途上地域に対して条約その他の国際約束に基づき、又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上地域の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、機構は、借入国政府の能力向上の支援を含む取組による事業プロセスの迅速化や制度改善を図り、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。我が国又は開発途上地域の法人等に対する有償資金協力（海外投融資）については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い事業を対象とし、適切な監理を行いつつ、平成 25 年 6 月に閣議決定された日本再興戦略の考え方に従って対応していく。その際、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に確実に反映させた上で、万全の体制で実施していく。</p> <p>（iii）無償資金協力</p> <p>無償資金協力は、開発途上地域の基礎生活分野向上、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発に資するために行う返済義務を課さない資金協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償</p>

資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについては、その案件が戦略的、効果的かつ効率的に実施されるよう、その促進に努める。

ODA の開発効果を確実に実現するため、案件規模の適正化を図りつつ、引き続きコスト縮減に努めるとともに、予測できないリスクに対応する仕組みを強化する等の取組を通じて企業の参加促進を図り、競争性を高める。

中期計画

(5) 事業実施に向けた取組

(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力

(i) 技術協力

(一段落目は中期目標と同内容のため省略)

具体的には、

- 人的資源開発・計画立案・制度改善を中心に、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。

(ii) 有償資金協力

(一段落目は中期目標と同内容のため省略)

具体的には、

- 自助努力による経済発展、経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、同地域のニーズや民間との連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、更なる迅速化や、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。
- 海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するという考え方に則り、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、民間企業等の案件ニーズの把握・発掘に取り組むとともに、優良案件の形成に努め、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に反映しながら、対応していく。

(iii) 無償資金協力

(一段落目は中期目標と同内容のため省略)

具体的には、

- 基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を中心に各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。

年度計画

(5) 事業実施に向けた取組

(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力

(i) 技術協力

- ① 人的資源開発、計画立案及び制度改善を中心に、各国・地域の課題解決のために適切かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- ② 戦略的、効果的かつ効率的な事業実施に資する業務フローや手続きの見直し、関連マニュアルや執務参考資料等の改訂を行う。本邦研修・招聘については、タイムリーかつ迅速な協力を促進し、日本の「知」を発信する。また、国内機関が提供する日本の知見や経験に関する情報も活用し、協力プログラム及び重要政策を実施するための戦略的な研修の形成を促進する。

(ii) 有償資金協力

- ① 円借款事業を通じて、自助努力による経済発展や経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、開発途上地域のニーズや民間との連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。
- ② 円借款の迅速化に向け、平成 27 年度に借款契約を締結する案件のうち、起算点から借款契約までに要した期間が 9 カ月以下である案件の割合を増やすための取組等を推進する。

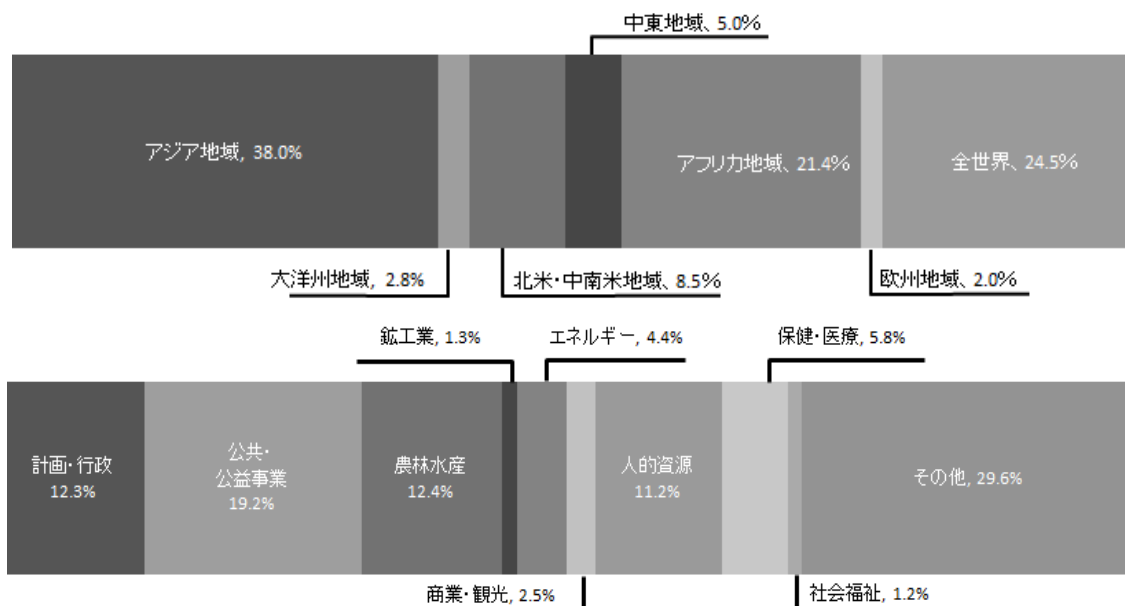
- ③ 政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に努める。
- ④ 海外投融資については、民間セクターを通じた開発途上地域の開発を促進すべく、適切かつ迅速な案件形成、実施に努める。これまで整備された体制及び制度についても、必要に応じて改善、強化に努める。
- (iii) 無償資金協力
- ① 基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を主な目的として、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- ② 政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、無償資金協力の効果的な実施やプログラム化の推進に向けた案件形成、質の向上に向けた制度改善、及び実施監理における業務フローや手続き等の改善に取り組む。

<p>主な評価指標</p> <p>指標 14-1 技術協力事業の実績</p> <p>指標 14-2 技術協力の効果向上に向けた取組状況 (定量的指標) インフラ輸出戦略に関連した研修員数：2,000人 (定性的指標) 日本政府の政策及び開発途上地域の課題等に対応した制度・運用改善</p> <p>指標 14-3 円借款事業の実績</p> <p>指標 14-4 円借款の迅速化</p> <p>指標 14-5 有償資金協力の効果向上に向けた取組状況</p> <p>指標 14-6 海外投融資事業の実績及び実施体制の強化に向けた取組状況</p> <p>指標 14-7 無償資金協力事業の実績</p> <p>指標 14-8 無償資金協力の効果向上に向けた取組状況 (定性的指標) 無償資金協力事業の包括的改善として決定された制度・運用改善</p>

3-2. 業務実績

指標 14-1 技術協力事業の実績

- 2015年度も引き続き、官民一体によるダイナミックな成長が期待されるアフリカや「質の高い成長」を目指すアジア地域を重点とし、1,917億円(暫定値)の技術協力事業を実施した(2014年度1,759億円)。



(注) 四捨五入の関係上、各数値の合計と合計値が一致しない場合がある。

図 14-1 地域別・分野別技術協力事業の割合 (暫定値)

- 分野別では、公共・公益事業、計画・行政、農林水産を中心に実施したほか、特に5年間に1,000名のアフリカの若者に対する日本での修士課程と企業インターンシップを提供する「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ」(ABEイニシアティブ)等を中心に、開発途上国の基幹人材育成にも積極的に取り組んだことを反映し、人的資源育成においては2014年度9.7%から2015年度11.2%と、その割合が大きく増加した(図14-1)。

指標 14-2 技術協力の効果向上に向けた取組状況

1. 事業の戦略性強化に向けた取組

国際社会の状況及び開発途上国の開発政策や開発計画並びに日本の外交政策を踏まえ、開発途上国が直面する開発課題を解決し、最大限の開発効果を発現するために、技術協力事業を通じて開発途上国の人材育成、組織体制強化、政策立案、制度構築を支援した。特に、「2030アジェンダ」、「開発協力大綱」、「日本再興戦略」、「インフラシステム輸出戦略」等の国内外の政策課題に応え、開発効果の高い協力を行うべく、無償資金協力や円借款による事業展開にあわせ、技術協力による人材育成や本邦技術の活用を有機的に組み合わせた多様な協力を行った。具体的には、ガーナにおける保健システム強化(指標1-1参照)、パキスタンにおける電化促進(指標2-1参照)、ベトナムにおけるREDD+戦略の実施促進(指標3-1参照)等を実施した。

また、開発途上国のニーズや国内外の政策課題に応えつつ、多様な関係機関の知見や技術を一層活用してより魅力的かつ効果的な技術協力を展開できるよう、以下に示す取組や制度改善を推進した。

- **日本の研究機関の知見を活用した開発途上国の新たな政策課題への対応力強化**：近年多様化が進む開発途上国の政策課題に戦略的に対応するため、日本と開発途上国の政策決定に関わる関係者が新たな知見の獲得や政策提言等を共同で行うプラットフォームとなる「JICA政策提言研究」を2014年度末から試行的に開始している。2015年度は、インドネシアにおける裾野産業や中小企業生産性向上に関する共同研究の試行事例を踏まえ、研究機関の知見活用に資する効率的な制度構築を本格実施に向けて進めるとともに、インドネシアに続く候補案件を形成した。
- **政策対話の促進を通じた事業の戦略性強化に向けた取組**：「インフラシステム輸出戦略」等国内外で関心を集める政策や関連する開発課題に対し効果的な事業を展開していくうえで、相手国政府要人との政策対話等を通じ、日本の技術や経験等に関する理解や合意を得ていくことがきわめて重要となる。これまでの事例等を踏まえ、高度なレベルでの対話をこれまで以上に機動的かつ効率的に行えるよう、既存制度を見直し、必要業務の簡素化や標準化を進めた。
- **中小企業等の知見を活用した技術協力の強化**：中小企業等の技術や知見をさらに効果的に活用する観点から、中小企業海外展開支援事業の制度改善をさらに進めた。具体的には、開発途上国の開発課題により適合した案件の提案を受けられるようにするため、「民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題」に関する情報を発信し、これらの課題に対応した案件15件が採択に至った。(指標9-2参照)
- **DACリスト卒業国等のニーズに応えたコストシェア技術協力の拡充**：日本政府のDACリスト卒業国等との関係強化政策につながるコストシェア技術協力を拡充すべく、制度設計の詳細化を進めた。結果、初の事例として、バーレーンに対する「カイゼン」専門家の派遣を行った。また、同じ中東地域にあるオマーンの海洋環境保全マスタープラン作成支援、クウェートの電力・水省庁向けの専門家派遣など、同協力形態を活用した案件形成を進めている。

2. 業務工程の簡素化、業務手順の標準化に向けた取組

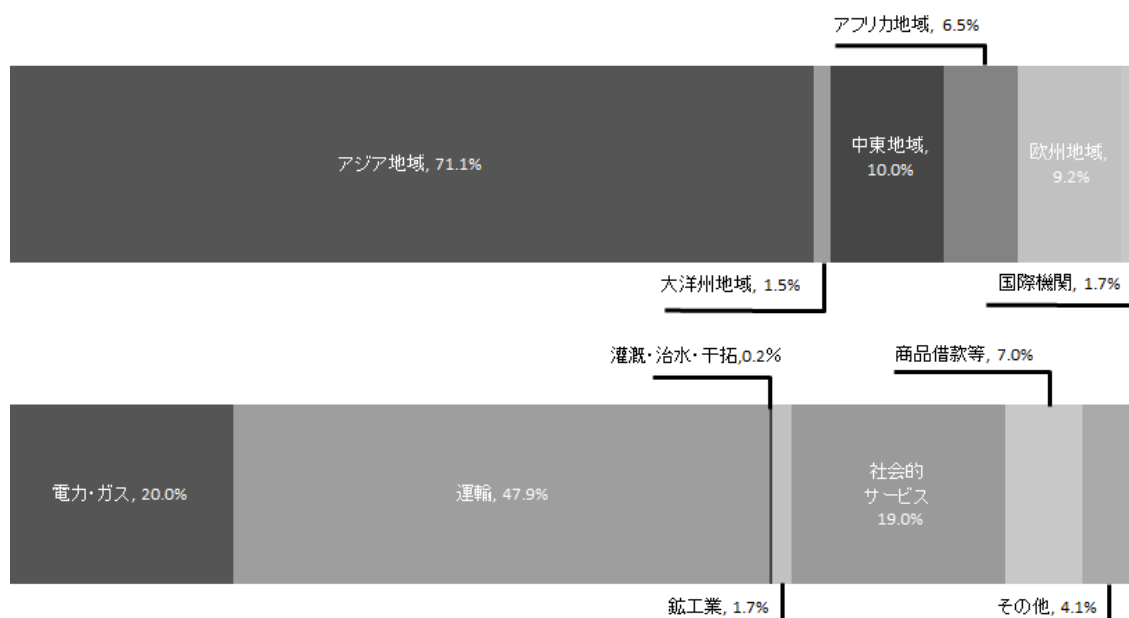
- 業務改善推進委員会（2013年）の下で進めてきた事業の業務工程の簡素化及び標準化に向けた取組に沿って、その定着や効果を高める改善策に取り組んだ。具体的には、協力案件の成果発現に向け、より柔軟かつ効果的に各投入や活動が行えるよう、専門家の活動費や機材等の扱い、在外での研修の手順などを見直した。また、計画策定時の積算手法の改善や標準的な記載事例の策定等、各種取組の運用状況のモニタリング過程で得られた教訓や改善要望に対応することで、業務効率の向上を進めた。
- 課題部に設置された「質の向上推進班」が中心となって、事業の質の確保に向けた助言等を行える仕組みを整備するとともに、内部人材や専門家向けの研修を累次にわたり実施することで、事業実施管理能力を向上した。

3. 研修事業の戦略的・効果的な実施に向けた取組

- **研修基本戦略委員会の設置・運営**：技術協力の基幹的役割であるとともに、開発途上国の未来を担う人材に対し日本理解を促進する機会を提供し、日本の地域の国際化にも貢献しうる研修事業を実施していくことを目的として、2015年3月に機構内に設置された研修基本戦略委員会のワーキンググループ会合（4月、10月、2016年1月）を開催し、当面の検討課題や対応スケジュールを整理したアクションプランの進捗状況を確認した。また、2016年3月に第2回本会合を実施し、分野横断的な課題への対応や日本の政策課題へのより強力な対応、高度・最先端の講義・視察・実習等を含む「新機軸・高品質プログラム」の実施状況（開発途上国側・日本側のネットワーク構築や、双方のニーズを満たす「共創」事例である「先進国市場を対象にした輸出振興・マーケティング戦略」、小規模農民組織の支援の手法である SHEP アプローチの戦略的な広域化を目指す「アフリカ地域市場志向型農業振興」等）や、制度の見直し・改善について1年間の取組を確認した。
- **「インフラシステム輸出戦略」への貢献**：市場開拓、日本の製品・技術の魅力向上、日本企業の海外展開促進、人的ネットワーク形成等につながる人材育成を目的に、インフラ輸出分野に関連する研修員2,289人の受入を実施した。
- **研修の運営効率化と高い割当率**：投入資源の選択と集中を通じた研修事業の質のさらなる強化と効率的な運営の実現を目的として、課題別研修のラインナップのスリム化を更に進めた結果、1コース当たり研修員数は10.7人となった（2012年度：9.9人、2013年度10.1人、2014年度10.6人）。また、参加要請が多く既存のコース数では要請を汲み取れないコースの複数回実施を積極的に検討し、特にODAでの協力実績が研修事業のみである国に対して積極的な割当を推進した。これらの取組を通じ、相手国政府が要請したコースに参加できる率（割当率）は95.7%（2014年度95%）に向上した。
- **帰国研修員同窓会の活性化**：帰国研修員による海外の親日家・知日家ネットワーク強化及び同窓会活性化のため、各国同窓会の活動状況及びグッドプラクティスをまとめ、活動の参考とできるように在外事務所・同窓会に向けて発信した。また、2014年度に引き続き、同窓会活性化や戦略的な研修の実施に向けたキーパーソンとなる在外事務所のナショナルスタッフの本邦OJTを実施した（37か国、37名）。同時に、国内機関の研修担当スタッフ向けのOJTも継続して実施し（52名）、研修の各サブスキームについての理解の深化、課題部担当者との意見交換、研修基本戦略委員会での議論を含めた研修全体の動向の共有等を通じて研修に携わる各スタッフの意識向上を図り、各国内機関の現場レベルでの業務改善に向けた取組を促進した。

指標 14-3 円借款事業の実績

- 2015 年度も引き続き、国際情勢や開発途上地域の開発ニーズを踏まえつつ、日本政府の「インフラシステム輸出戦略」及び「日本再興戦略」に迅速に対応し、また、5 月に発表された「質の高いインフラパートナーシップ」を通じた「質の高いインフラ投資」を推進すべく、主にアジア地域の成長を促すインフラ整備支援を重点として円借款事業を実施した。分野別では、運輸、電気・ガス、社会的サービスを中心にして、計 71 件、2 兆 745 億円（L/A ベース）を新規に承諾し、過去最高となった（図 14-2）（2014 年度は 1 兆 138 億円）。また、デイスバースに関しても 9,700 億円に達し、過去最高となった（2014 年度は 8,273 億円）。
- 地域別では、「質の高いインフラパートナーシップ」を踏まえたインフラ整備支援の拡充等により、アジア地域への地域別シェアは 71.1%に増加した（2014 年度の同地域シェアは 57.7%）。
- バングラデシュ向け円借款「外国直接投資促進事業」（12 月 L/A 調印）やミャンマー「ヤンゴン環状鉄道改修事業」（10 月 L/A 調印）等、数多くの案件で円借款供与と合わせて技術協力や無償資金協力を実施し、戦略的かつ有機的な連携を図ることで、開発効果の向上や本邦技術・ノウハウの普及・移転を促進した。



（注）四捨五入の関係上、各数値の合計と合計値が一致しない場合がある。

図 14-2 地域別・分野別円借款事業（L/A 承諾額）の割合（暫定値）

指標 14-4 円借款の迅速化

1. 円借款要請から借款契約調印までの標準処理期間（9 か月以内）の達成

- 機構は、日本政府との間で円借款要請から借款契約（L/A）調印までの標準処理期間を 9 か月と設定し、その達成状況を外務省がウェブサイト上で公表している。2015 年度も進捗状況表等を用いつつ、円借款承諾計画を日本政府に適時に共有し、また個々の案件の承諾促進に向けた日本政府との適時・適切な情報共有等を通じ、迅速な承諾が実現するように取り組んだ。この結果、2015 年度承諾案件の 9 か月目標の達成率は 47.8%（69 件中 33 件）となった（表 14-1。2007-2014 年度の平均は 48.7%）。

表 14-1 標準処理期間の達成状況

2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
42.4%	33.3%	48.4%	54.1%	54.5% (※)	40.0%	68.5%	51.1%	47.8%

※東日本大震災を受け供与を先送りせざるを得なかった一部の案件を含めると 46.8%。

2. 迅速化の具体的な事例

- **フィリピン**：日本の技術導入を前提にした「マニラ首都圏主要橋梁耐震補強事業」および「ダバオ市バイパス建設事業（南・中央区間）」は、協力準備調査段階から機構が支援し、8月にL/Aを調印した（起算点から3か月以内）。
- **ヨルダン**：シリア難民の流入等により財政負担が大幅に増大したヨルダンに対し、日本政府が掲げる「中東の安定と繁栄に向けた外交の強化」の方針の一環として、迅速に日本政府との協議や審査を行い、5月にL/Aを調印した（起算点から5か月以内）。
- **アフリカ開発銀行**：アフリカ域内でのインフラ整備等を通じた民間セクター主導の経済成長・貧困削減を促進する「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資（VI）」について、過去5回の支援実績及び膨大な資金ニーズを踏まえ迅速に日本政府との協議や審査を行い、9月にL/Aを調印した（起算点から5か月以内）。

指標 14-5 有償資金協力の効果向上に向けた取組状況

1. 新手法の検討・導入及び制度改善

日本政府の政策を踏まえ、有償資金協力を開発途上国や本邦企業にとってより魅力的となるよう様々な取組・改善を行った。主な取組内容、改善結果は以下のとおり。

- **質の高いインフラパートナーシップに係る制度拡充**：日本政府が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」の中で掲げられている支援量の拡大に対応するため、外貨返済型円借款の中進国以上への導入、ドル建て借款、ハイスpekク借款、事業・運営権対応型円借款、サブ・ソブリン円借款等に係る制度設計を開始し、導入に向け日本政府との協議を継続している。（指標 8-2 参照）
- **ADB との連携**：質の高いインフラ案件への投融資のため ADB と連携について検討・協議を行った。その結果、今後5年間で最大15億ドルを目標に PPP 等民間インフラ案件への投融資を実施するため、海外投融資スキームを活用した出資による ADB 内への信託基金の新設及びアジアにおける質の高い公共インフラ整備を促進するための ADB との協調融資による今後5年間で両機関合計で100億ドルを目標とした開発途上国政府向け融資の実施を合意し、覚書を締結した。（指標 2-1、指標 8-2 参照）
- **PPP によるインフラ整備への円借款の活用**：PPP インフラ信用補完スタンドバイ借款として、民間事業者とオフテイク間の長期契約に対する借入国政府による履行保証サポートや、オフテイクへの短期の流動性供給を行う制度について詳細設計を行った。また、開発途上国政府・国営企業等が実施する PPP インフラ事業に対して、公共事業を担う特別目的会社に対する開発途上国側の出資部分に対して円借款を供与する Equity Back Finance 円借款については、第1号案件としてバングラデシュ「外国直接投資促進事業」（12月L/A調印）での活用に至った（指標 8-2 参照）。また、インドに対して、PPP による社会基盤インフラの整備促進を支援するために、ツーステップローン形式の円借款を供与した（インド「官民連携インフラ・ファイナンス促進事業」（2016年3月L/A調印））。

- 中進国及び中進国を超える所得水準の開発途上国支援の強化：日本政府より、中進国・卒業移行国への円借款を積極的に供与する方針が示されており、案件の形成・承諾を行った（トルコ、ヨルダン、タイ各1件、イラク3件）。
- ノンプロジェクト型借款の活用：日本政府より、相手国の政策・制度の立案・実施に貢献するため、ノンプロジェクト型借款の一層の活用が方針として出されており、案件の形成・承諾を実施した。（ヨルダン、ケニア、アンゴラ、ウクライナ、パキスタン、モロッコ、ベトナム、イラクで各1件）（指標 1-1、2-1 参照）
- 変動金利適用案件の承諾：円借款の魅力を高めるため、所得階層が低所得国以上である借入国向けの変動金利制度を導入している。2015年度は、トルコ、ウズベキスタン、ウクライナ、パキスタン、イラク等に対して変動金利適用案件を承諾した。（指標 2-1 参照）

2. 与信先の信用力審査と機構内の金融リテラシー向上に向けた取組

- 与信先の信用力審査を事業部と審査部が適切に連携して実施した。難易度の高い海外投融資案件を含め、出融資判断時に事業部提案及び審査部意見書を踏まえて与信に係る意思決定を行った。
- 機構内の金融リテラシー向上のため、プロジェクトファイナンス研修（計2回、延べ約70名参加）、財務分析研修（計2回、延べ約60名参加）を実施した。また、機構内の経済知識向上のため、マクロ経済研修（計2回、延べ約25名参加）、ファイナンシャルプログラミング・債務持続性分析研修（延べ約20名参加）、IMFセミナー（計2回、延べ約90名参加）を実施した。

指標 14-6 海外投融資事業の実績及び実施体制の強化に向けた取組状況

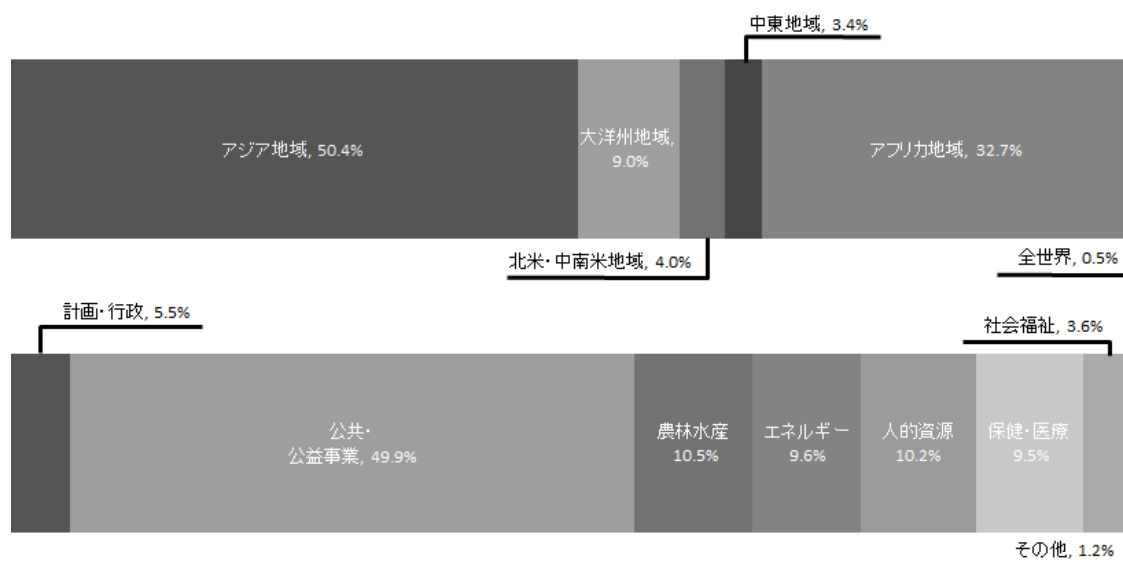
- 50件以上の外部向けセミナー及び100件以上の外部との面談を通じ、民間企業の有するニーズの把握、及び有望な海外投融資の発掘に努めた。
- 国際金融公社（IFC）、ADB等の国際機関との意見交換を通じ、連携案件の発掘に努めた。また、IFCとは、開発途上国における両機関の民間セクター向け融資業務における円滑な協働を行うため、基本協力協定（Master Cooperation Agreement）を4月に締結した。
- 新規案件の出融資調印に関しては4件1,864億円の実績となり、件数及び金額の双方の面で海外投融資の単年度当たり最大規模の実績となった。主な事例は以下のとおり。
 - **カンボジア「救急救命医療整備事業」**：海外投融資による初のプロジェクトファイナンス案件として、日揮株式会社、株式会社産業革新機構、株式会社 Kitahara Medical Strategies Internationalが出資するカンボジア法人 Sunrise Healthcare Service Co., Ltd (SHS)との間で、救急救命医療整備事業を対象とした貸付契約を締結した（6月）。本事業は、SHSがカンボジアの首都プノンペンで救命救急センターを併設した民間病院を設立・運営することにより、日本の技術・ノウハウを活用した医療サービスを提供し、同国の疾病状況の改善に寄与するものとなっている。
 - **Asia Climate Partners LP**：日本政府が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」の第二の柱であるADBとの連携を推進する出資案件として、ADB、オリックス株式会社及びRobeco Groep N.V.の3社が出資するAsia Climate Partners General Partner Ltd.が運営するファンドAsia Climate Partners LPに対し、12月に出資契約書を締結した。本ファンドは、アジア諸国等において今後の市場拡大が期待され、再生可能エネルギー、クリーンテクノロジー、省エネルギー、水資源、農業、林業などの環境保全等の社会貢献に寄与する事業分野を対象とす

る企業に投資を行うことを通じて、気候変動対策に寄与することを目的としている。（指標 3-1 「気候変動」参照）

- **Leading Asia's Private Infrastructure Fund (LEAP)** : アジア及び大洋州地域における民間によるインフラ整備を支援するための信託基金 (LEAP) の設立に関する契約書を ADB と締結した (2016 年 3 月)。LEAP は、電力 (特に再生可能エネルギー、省エネ)、水、都市インフラ、運輸、情報通信、そして保健分野における質の高い民間セクターのインフラ案件を対象とし、民間セクターが様々な形態 (官民連携、コンセッション、法人等) を通じて実施するインフラ事業に対して、出融資による支援を行うものである。(指標 8-2、指標 14-1 参照)
- 海外投融資による支援が想定されるインフラ案件においては、事業収入はドル建て又は現地通貨建ての場合が大半であるが、機構による融資通貨は円のみであったため、為替リスクは借入人である民間企業等が負担していた。借入人の為替リスクを低減し、日本企業の海外でのインフラプロジェクト進出支援に向けた海外投融資の戦略的な活用のため、2014 年度の現地通貨建ての海外投融資の導入に加えて、2015 年度に米ドル建て海外投融資が導入され、その円滑な実施を図るべく、米ドル資金管理体制を整えた。(指標 8-2 参照)

指標 14-7 無償資金協力事業の実績

- 外務省の開発協力重点方針を推進するための無償資金協力事業を実施した結果、2015 年度の贈与契約 (G/A) 締結件数は 154 件、締結額の実績は 1,117 億円 (2014 年度 1,112 億円) となった (図 14-3)。分野別では道路や港湾、上下水道の建設などの公共・公益事業 (49.9%) を中心に、灌漑施設建設などの農林水産分野 (10.5%) 学校建設などの人的資源分野 (10.2%) 等の分野が多かった。
- 結果として、地域別ではアジア地域 (50.4%) とアフリカ地域 (32.7%) で全体の 8 割以上 (83.1%) を占める傾向となった。
- ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の実現に向けた途上国における医療水準の向上と日本の医療の国際展開の両方に資する案件としてモンゴル向け「日本モンゴル教育病院建設計画」(2 月 G/A 調印) の大型案件等が実施された。



(注) 四捨五入の関係上、各数値の合計と合計値が一致しない場合がある。

図 14-3 地域別・分野別無償資金協力事業 (G/A の年度供与限度額) の割合 (暫定値)

指標 14-8 無償資金協力の効果向上に向けた取組状況

開発途上国と本邦関係者の双方のニーズに応えたより効果的かつ効率的な無償資金協力事業となるよう、国内外の政策課題も踏まえ、次のような包括的な制度・運用の改善を行った。

- **贈与契約の改善**：施設・機材等調達方式の贈与契約（G/A）雛形について、機構と相手国政府の権利・義務関係の明確化等を行った改訂版を作成し、11月閣議請議以降の案件から適用を開始した。
- **調達ガイドライン、標準入札図書、契約書雛形等の改善**：調達ガイドライン、標準入札図書、契約書雛形等の関連書類を改善し、入札期間の延長、入札プロセスの質問回数複数化、設計変更等の手続き合理化等を行い、11月閣議請議以降の案件から適用を開始した。
- **予備的経費の本格導入**：治安悪化や自然災害等の不可抗力、施工条件と現場状況の相違、経済状況・市場の変化等といった開発途上国における想定外のリスクに柔軟に対応するため、2015年度から、施設建設を行うすべての事業と機材を調達する事業の一部に、予備的経費を本格的に導入した。
- **品質確保強化への取組**：実施監理段階における関係者のコミュニケーションを強化し、工事品質の確保を強化するとともに、実施上の阻害要因の解消を円滑に図るため、アフリカ地域の土木施設案件及びその他地域の大型土木施設案件を対象に、先方実施機関・コンサルタント・施工業者及び機構による工事品質管理会議を設置することとし、11月閣議請議以降の案件から導入した。
- **安全対策強化**：安全対策強化キャンペーンの一環として、安全管理チェックリストをもとに、在外拠点による現場パトロールを実施した。また、現場関係者、事務所員及び案件によっては相手国実施機関関係者も対象にした安全管理セミナーを32件実施して安全意識を醸成した。（指標 20-1 参照）
- **事業説明会の開催**：企業の応札を促進するため、協力準備調査の段階で、特にアフリカ地域の土木事業等を対象に、事業受注に関心のある企業に対する事業説明会を導入した（2015年度は10案件を実施）。
- **地方自治体の技術・ノウハウをいかした無償資金協力の案件形成**：地方自治体からの事業提案に基づき、地方自治体と共に無償資金協力案件の形成、協力準備調査、無償資金協力の本体事業を実施できる制度の運用を開始した。（指標 8-3 参照）
- **PPPによるインフラ整備への無償資金協力の活用**：PPP事業の初期投資部分を無償資金協力により支援する「事業運営権対応型無償資金協力」について、当該制度の周知等による案件形成の促進を行った。
- **現地リソースを活用した無償資金協力の試行導入**：開発途上国等の現地企業でも施工可能な施設建設への無償資金協力による支援ニーズに対応するため、現地施工企業の施工能力を勘案しつつ、これら企業を担い手として活用できる制度枠組みを構築し、ラオスにおける学校建設に係る協力準備調査から試行的に導入を開始した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

今後も3スキームの制度改善を適切に行い、我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ等を踏まえ、外交的効果の高い案件の形成・実施とともに各スキームの戦略的かつ有機的な連携に取り組むことを期待する。

<対応>

技術協力については、日本政府の政策や相手国政府ニーズに対応する形での「先進国市場を対象にした輸出振興・マーケティング戦略」、「アフリカ地域市場志向型農業振興」等新機軸・高品質プロダクト

ラムの実施等に取り組んだ。有償資金協力については、中進国・卒業移行国への円借款の積極的供与や相手国の政策・制度の立案・実施に貢献するためのノンプロジェクト型借款の活用等、日本政府の方針に対応した案件の形成・承諾に取り組んだ。無償資金協力については、工事品質の確保などを目的に大型の土木施設案件を対象とした工事品質管理会議の設置や地方自治体の技術・ノウハウをいかした案件形成、調査、本体事業を実施できる制度の運用開始などに取り組んだ。これらの制度改善等の取組の結果、3 スキームによるプログラム・アプローチに基づき、戦略的かつ効果的に形成・実施することに結び付いた。例えば、ウズベキスタンでは、2014 年度に締結した「電力セクター・プロジェクト・ローン」に基づく迅速な新規円借款事業の調印に合わせ、同時期に包括的な人材育成を目的とする技術協力を開始するなど、効果的なプログラム・アプローチの実施の実現に至り、また、これらの事例を経協インフラ戦略会議等で発信した結果、安倍総理中央アジア訪問時の共同声明で同国の電力セクターへの継続協力が言及されるなどの成果に結び付いた。

3-4. 年度評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：A

根拠：技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業について、開発効果の向上及び国内外の政策への機動的対応に向けて、優良な案件を形成、実施した。総合的な開発計画作成や基準・制度構築等の上流からの支援、無償資金協力や円借款による事業の展開に即して人材育成や本邦技術を組み合わせた協力を行った（具体的なプログラム・アプローチの事例は項目 No. 5、事業を通じた具体的な成果は項目 No. 1～4 を参照のこと）。これら協力を推進するに当たり、各事業で以下のような新たな取組、制度改善を行った。

技術協力については、開発途上国の新たな政策課題に対応するため、開発途上国の政策決定に関わる関係者と「JICA 政策提言研究」を共同で実施し、インドネシアにおける試行事例を踏まえて、本格実施に向けて研究機関の知見活用に資する効率的な制度構築を進めた。また、日本政府の政策に基づき DAC リスト卒業国や卒業移行国との協力を強化するため、コストシェア技術協力の制度設計の詳細化を進めた結果、バーレーンに対して初の制度適用となる具体的な協力の実施につながった。研修事業では、研修基本戦略委員会の議論に基づき、「先進国市場を対象にした輸出振興・マーケティング戦略」、「アフリカ地域市場志向型農業振興」等新機軸・高品質プログラムの実施や、制度の改善などに取り組んだ。事業実施面では特にインフラ輸出分野に関連する研修員 2,289 人の受け入れ等により「インフラシステム輸出戦略」にも貢献した。

有償資金協力については、「インフラシステム輸出戦略」、「日本再興戦略」、「質の高いインフラパートナーシップ」等の日本政府の政策に基づき、迅速化（9 か月目標の達成率 47.8%）や PPP インフラ信用補完スタンドバイ借款の詳細設計に取り組んだ。また、中進国・卒業移行国に円借款を積極的に供与する方針や相手国の政策・制度の立案・実施に貢献するためのノンプロジェクト型借款の一層の活用方針など、日本政府により示された方針に対応する案件の形成・承諾などに取り組んだ。円借款については国際情勢を踏まえた各国の開発ニーズ、日本政府の政策への迅速に対応して事業を推進した結果、過去最高の 2 兆 745 億円の新規承諾とデリスバース額 9,700 億円の実績につながった。具体的には、Equity Back Finance 円借款第一号案件としてバングラデシュ「外国直接投資促進事業」の調印に至ったことに加え、同事業で経済特区開発を担う経済特区庁の能力向上を技術支援する等、事業間の有機的な連携を図り、開発効果の向上や本邦技術・ノウハウの普及・移転を促進した。また、5 月に発表された「質の高いインフラパートナーシップ」への機動的な対応として、海外投融資を活用した出資による ADB 内への信託基金の新設やアジアにおける質の高い公共インフラ整備を促進するための ADB との協調融資（今後 5 年間で両機関合計 100 億ドルを目標）の実施に合意し、覚書を締結した。海外投融資についても、ADB と連携した出資案件の締結や、本邦企業の海外インフラ進出に資する米ドル建て海外投融資の導入等により、新規案件の出融資調印の件数、金額は本格再開後単年度

当たり最大の4件1,864億円の実績となった。

無償資金協力については、国内外の政策課題を踏まえて、開発途上国と本邦関係者の双方のニーズに応えたより効果的かつ効率的な事業となるよう、地方自治体の技術・ノウハウをいかした案件形成、調査、本体事業を実施できる制度の運用を開始した。また、機構と相手国政府の権利・義務関係の明確化等を行ったG/Aの改善や調達ガイドライン、標準入札図書、契約書雛形等の改善による入札プロセス等手続きの合理化への取組などにより、包括的な制度・運用の改善を行った。

以上を踏まえ、機構の中核的事业スキームである技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業を、日本政府の政策や相手国のニーズ等を踏まえつつ、事業間の連携を図りながら戦略的に形成・実施したことに加え、政府等関係機関の協力の下、機構の能動的な創意工夫により多様な制度改善や新たな取組を行い、具体的な事業への制度導入と実施につなげたことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

引き続き「質の高いインフラパートナーシップ」等に関する制度改善や効果的な事業の実施に取り組む。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 15	災害援助等協力
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 27 年度開発協力重点方針 我が国の人道支援方針、平和と健康のための基本方針、国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針、日・ASEAN 防災協力強化パッケージ
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
緊急援助隊派遣件数			0	8	5	5	
緊急援助物資供与件数			17	16	23	10	
研修、訓練回数（回）	25				新規	28	
派遣シミュレーション（回）	2				新規	2	
② 主要なインプット情報							
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度		
従事人員数（人）	6	7	7	8			

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際社会等と連携して、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。</p>
<p>中期計画</p> <p>（第一段落は中期目標と同内容のため省略）</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害発生時には、被災国のニーズを的確に把握し、国際社会等との協調により適切な規模・内容の緊急援助を迅速かつ効果的に実施するよう取り組むとともに、実施後のモニタリングを引き続き行う。 ● 国際緊急援助隊については、平時より国際標準を踏まえた研修・訓練を充実させ待機要員の能力の維持・向上を図るとともに、同隊の活動に必要な資機材を整備する。また、緊急援助物資については、備蓄体制の最適化に努める。 ● 国連等、緊急人道援助に関係する内外の機関、組織との協力関係を平時より構築し、緊急時における円滑かつ効果的な援助の実施を図る。
<p>年度計画</p> <p>① 大規模災害発生時には、各種情報源から被災国のニーズを的確に把握し、活用可能な手段を組み合わせ合わせた適切な規模・内容の緊急援助を、国際社会等との協調により迅速・柔軟かつ効果的に実施する。また、引き続き実施後にレビューを行い、得られた教訓が次回派遣につながるよう改善を図る。災害支援を行った場合は、被災国及び日本国民に対する広報を行う。</p>

<p>② 医療チームについては、能力の維持・向上のための研修を着実に実施するとともに、手術機能付派遣の具体的な整備を完了する。また、医療情報分析及び発信を効率化・迅速化するために、電子カルテの導入に向けた準備を行う。さらに、災害時のパブリックヘルス分野での緊急援助隊の活動方針案を作成する。加えて、感染症対策に向けた緊急援助体制整備に着手する。救助チームについては、災害援助に関する国際的な認定レベルの再認定を受け、同プロセスを通じて得られた教訓をもとに派遣体制及び各研修・訓練の質の向上を図る。物資供与に関しては、これまでのオペレーションにおいて把握した課題を整理・分析し、迅速性確保の観点から引き続き備蓄体制の最適化を図る。</p> <p>③ 平時には捜索・救助や災害医療に関する国際連携枠組に積極的に参画して貢献するとともに、関係者とのネットワークを維持し、有事には災害現場で効果的な連携・調整を図る。また、緊急援助隊事務局と課題部の連携により、災害多発国等に対する、当該国の災害対応力を高めるための支援を行う。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 15-1 迅速かつ効果的な緊急援助の実施状況 (定性的指標) チームが派遣された場合における、派遣現場での国際調整母体等への人員の派遣</p> <p>指標 15-2 緊急援助隊待機要員の能力維持・向上状況及び備蓄体制の最適化 (定量的指標) 研修・訓練回数：25回、派遣シミュレーション：2回</p> <p>指標 15-3 より円滑かつ効果的な援助の実施に向けた内外の機関との協力関係の構築状況</p>

3-2. 業務実績

指標 15-1 迅速かつ効果的な緊急援助の実施状況

1. 国際緊急援助の実績

- **国際緊急援助隊の派遣**：2015年度は2件の災害に対し5件のチーム・部隊を派遣した。内訳は、ネパール地震被害への対応（救助チーム1件、医療チーム2件、自衛隊部隊1件）、インドネシア森林・泥炭火災及び煙害への対応（専門家チーム1件）であった。
- **緊急援助物資供与**：台湾地震災害、ネパール地震災害、インドネシア森林・泥炭火災及び煙害における物資供与に加え、世界全域を対象に、計10件の物資供与を行った（上述3案件以外の対象はミクロネシア（洪水）、ガーナ（洪水）、ミャンマー（洪水2回）、ドミニカ（洪水）、フィジー（ハリケーン）、マーシャル（干ばつ））。供与の迅速性について、ドミニカでは現地政府並びに国際機関より高い評価を得るとともに、フィジーにおいては、「最も早く現地政府に届けられた国際支援」として同国政府の高い評価を得た。また、マーシャル向け物資供与については、2015年度に設置した現地備蓄倉庫から物資を放出し、輸送時間のロスなく極めて迅速な供与を実現した。

2. 国連災害評価調整チーム（UNDAC：United Nations Disaster Assessment and Coordination）人員派遣による国際社会への貢献、調査チームを活用した被災国ニーズの的確な把握

(1) 人員派遣実績：1件（ネパール地震災害、4月：詳細は以下3.参照）

(2) 調査チーム派遣実績：1件（台湾南部の地震災害、2016年2月）

- 外務省（1名）、警察庁（1名）、消防庁（1名）、海上保安庁（1名）、機構（1名）からなる調査チームを発災当日に派遣し、現地ニーズの収集を行った。同チームは海外からの支援要員としては最も早く現地入りしたことから、台湾国内で極めて高く評価されるとともに、同調査に基づき迅速な

物資供与（プラスチックシート、ポリタンク）が決定し、機構の調査団員が現地で引渡しを支援した。

3. ネパールにおける地震被害に対する国際緊急援助

4月25日に発生し、死者8,670名、負傷者10万3,686名、損壊家屋77万3,174軒という甚大な被害をもたらしたネパール地震災害に対し、救助チーム、医療チーム（一次隊、二次隊）計3チームを派遣するとともに、自衛隊部隊も派遣した。救助チーム、医療チーム及び自衛隊部隊が同時に派遣されたのは2009年のインドネシア・スマトラ島沖地震以来6年ぶりであった。さらに、物資供与（テント、毛布）も合わせて実施し、持てるスキームを総動員して支援を行った。日本の支援はネパール政府より高く評価され、救助チームには現地内務省から、医療チームには現地保健省より隊員全員に感謝状が授与された。

- **救助チーム**：外務大臣の派遣命令から約18時間後に総勢70名（外務省、警察庁、消防庁、海上保安庁、機構）の隊員がチャーター機にて成田空港を出発し、28日に現地入りした。首都カトマンズ市内及び周辺地域で約10日間、4頭の救助犬も活用しつつ捜索・救助活動を行い、5月9日に帰国した。
- **医療チーム**：外務大臣の派遣命令から約22時間後の28日17時に一次隊46名（外務省、医師、看護師、薬剤師、臨床工学士、放射線技師、検査技師、医療調整員、機構）が成田空港を出発し、29日に現地入りした。
 - 「**機能拡充チーム**」の初派遣：従来の外来診療機能に加え、手術、透析、入院機能等の高度医療を行うことが可能な「機能拡充チーム」が初めて派遣された。カトマンズにおける病院支援のほか、被害が最も大きかったとされるシンドゥパルチョーク郡バラビセ村（カトマンズ市内より車で約3時間）に診療拠点を設置し、診療、手術活動を行い、5月11日に帰国した。
 - **二次医療拠点としてのリファラル機能による貢献**：5月8日に現地入りした二次隊34名は、バラビセ村で診療、手術活動を行い、周辺で活動する医療チームの診療患者の移送受入など、二次医療拠点としてのリファラル機能も果たした。5月14日からはカトマンズ市内から車で約1時間のドゥリケル病院での診療支援（救命救急、整形病棟、看護ケア、薬剤処方支援等）を実施し、5月20日に帰国した。
 - **医療チームの支援実績**：診療人数987名、手術件数22件。
- **自衛隊部隊**：統合運用調整所4名、医療救助隊約110名、空輸隊（待機を含む）約160名により、輸送機による医療活動資機材の現地輸送や、約2,900名に対する診療を行った。また、近傍のトリブバン大学において学生等にメンタルヘルスの講義などを行った。
- **災害現場における国際調整母体等との連携**：災害現場では、UNDAC、WHO等が現地政府と共同し、災害情報の管理や被災国及び海外の救援チームの活動調整を行う様々な調整機能が立ち上げられる。それら調整母体が主催する会議へ出席して情報を取得することは国際社会及び被災国政府のニーズに調和した支援を行うために必須であり、また、主要なチーム派遣国にはそうした枠組みへの人的貢献が要請される。
- **UNDAC への人員派遣**：国連人道問題調整事務所（UNOCHA：UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs）の派遣要請に応じ、要員1名をチーム派遣に先駆けて派遣した。同要員は、カトマンズの空港にて各国から到着する支援チームの受入/登録業務に従事するとともに、現地情勢に係る情報を適宜機構本部に共有した。

➤ **UNDACによる現地活動調整センターとの連携**: 団長/副団長及び業務調整員を中心となって隊員が現地活動調整センター（OSOCC：On Site Operations Coordination Center）の会議に毎日出席し、情報収集/共有を行った。また、ネパール政府の協力のもと、国連及び国際救援チームの主導により組成された活動調整セルに救助、医療両分野で登録し、両調整セルにそれぞれ1名の業務調整員をリエゾン要員として提供することを通じ、国際社会の支援枠組みに積極的に貢献した。

- **復旧・復興段階への継ぎ目ない支援実現に向けた取組**: 当該地域を所掌する地域部の管理職を国際緊急援助隊の一員として派遣し、迅速な支援の検討を図るとともに、適切かつ効果的な広報の観点から、広報室経験者も動員して広報専任の調整員として活用した。緊急時支援を通して把握したニーズを踏まえ、地球環境部防災グループ及び社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室とも協働し、初期段階から先方政府高官に対する「より良い復興(BBB)」のコンセプトの説明や、具体化に向けた既存案件の活用や新規案件の立上げによる迅速かつシームレスな支援の実現に至った。(指標 3-1「防災」参照)

4. インドネシアにおける森林・泥炭火災及び煙害に対する国際緊急援助

8月下旬より発生したインドネシアのスマトラ島、カリマンタン島での大規模な森林・泥炭火災及び煙害に対し、同年10月に消火剤2,000リットルの供与を行うとともに、同消火剤の使用方法を指導すべく、民間企業より専門家を派遣した。専門家による本指導を通じ、水散布に比べた消火剤の消炎効果の優位性が現地で認知され、物資供与とあわせて効果的な支援となった。

指標 15-2 緊急援助隊待機要員の能力維持・向上の状況及び備蓄体制の最適化

1. 待機要員への計画的な研修・訓練の実施

- 研修・訓練の実績：計28回
- 救助隊員の技術向上を目的とした技術訓練（1回、48名）、指揮本部能力向上のための指揮計画運用研修（2回、計43名）、資機材の適切な維持管理技術向上を目的とするメンテナンス会（5回、計90名）、救助チームに帯同する医療関係者向けの研修（1回、12名）及び構造評価専門家向けの研修（3回、計16名）、登録要員が一堂に会し48時間連続の派遣シミュレーションを行う総合訓練（1回、68名）等を計画的に実施した。
- 医療チーム登録希望者に対する導入研修（2回、計89名）、既登録者向の災害医療知識の向上を図る中級研修（3回、計602名）、中堅メンバーの現場での指揮能力向上を図るリーダー研修（1回、49名）、手術機能等への順応度向上を目指す機材展開訓練（1回、58名）を実施した。
- 感染症対策チーム登録者に対し、導入研修を実施した（1回56名）
- 現場のロジスティックスを中心とした業務調整員研修（7回、94名）を機構内の登録者に対して実施した。

2. 援助隊活動に必要な資機材の整備

- ネパール派遣では、限られた航空路線に多くの国際支援チームが集中し、資機材の輸送可能性が制限される問題が発生したことから、その教訓を踏まえ、輸送量が制約される状況での資機材の計画的な輸送体制を改善した。具体的には、救助チームの資機材15トン活動を初期からの優先度に基づき2〜3トン毎の7区分に分類し、分割輸送が必要な際には迅速、効果的かつ確実に対応できる

ような体制を整備した。

- 関係省庁間での課題検討会の定期開催による諸対応策の検討、個人携行荷物の制限基準の制定、チャーター便手配選択肢の増加策検討、航空会社及び貨物輸送企業との課題解決のための協議会開催等の対策を取った。

3. 感染症対策チームの立上げ

- 2014年の西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対し、人的貢献の不足が大きな課題とされたことを受け、緊急援助隊事務局は対応策を検討し、感染症対策に向けた緊急援助体制整備に着手した。結果、2015年10月に国際緊急援助隊の新たなチーム形態である「感染症対策チーム」の迅速な創設に至り、あわせて登録母体を発足させた。ウェブや関連学会・関係機関等への呼びかけ等を通じた登録募集を開始し、2016年3月14日現在で160名の登録希望を得て、派遣事案発生時の対応に目途を付けた。登録母体立上げに際しては、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター等の専門機関の協力を仰ぎ、それら機関の有識者を中心とした感染症対策チーム支援委員会、チーム派遣時の具体的な活動検討や登録者への研修を計画/実施するための疫学、検査、公衆衛生、診療、ロジスティクス各分野の作業部会を設置した。準備会合を含め、2015年度末までに支援委員会を4回、作業部会（全体会合）を2回開催し、登録者への研修方法、派遣時の現地活動内容等の検討を行うとともに、2016年2月には登録者56名に対する第1回の導入研修を実施した。
- 感染症対策チームの立上げにあたっては、2014年10月に設置された自民党の「国際保健医療戦略特命委員会」の意向を踏まえるとともに（必要に応じ会合にも出席）、内閣官房「エボラ出血熱等国際感染症対策に関する連絡チーム国際貢献サブチーム」における協議等にも参加し、政府政策への調和を積極的に図った。国際緊急援助隊による感染症対応スキームは、2016年2月に関係閣僚会議にて策定された「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」にも盛り込まれた。
- 感染症対策チームの活動と国際社会の対応を調和させていくことを見据え、国際会議出席の機会を通じ、チームの立上げをWHOジュネーブ本部、WHO西太平洋地域事務所にも周知した。

4. 供与物資の備蓄体制強化

- 大洋州諸国での災害発生時の物資供与では、航空輸送能力の限界が主因となり迅速な輸送が困難であるため、過去の災害発生状況に鑑みパラオ及びマーシャル諸島に現地備蓄倉庫を設置し、平均的な1回当たりの供与物資の備蓄を開始した。設置に際して両政府の災害対応当局と協議の上、備蓄輸送時の免税措置や平時及び供与時の物資の取扱いについて合意文書を締結した。なお、マーシャル諸島では2016年3月に干ばつ支援のための緊急援助物資として現地備蓄倉庫からの供与を決定し、即時の先方政府への物資引渡を実現することで現地備蓄体制の有用性が実証された。

5. 派遣シミュレーションの実施

- 緊急援助隊の派遣に備え、架空の災害を想定して標準手順書に基づくシミュレーション形式の実習を実施した。ネパール地震被害支援時に認識された課題を標準手順書に反映し、外務省等からの外部参加者も得て、12月と3月に2回シミュレーションを行った。

6. その他緊急援助隊の活動能力向上にかかる取組

(1) 救助チーム

- 救助チーム登録隊員の能力向上を目的に上記 1. の各種訓練を実施しているが、特に 2015 年度の総合訓練はヘビー級取得チームとしての技術的要件を満たすよう難易度の高い要救助者設定を設けるとともに、訓練計画内容を参加者に事前周知しないブラインド形式を採用し、より実派遣に即した実用的な訓練を実施した。ブラインド形式の訓練には状況にあわせた臨機応変な対応能力が訓練参加者に求められるのみならず、同対応に応じた想定状況と訓練内容の即時かつ柔軟な準備修正が必要になるため、訓練実施管理者にも極めて高い運営能力と周到な準備が求められる。同訓練は成功裏に実施され、訓練参加者及び運営管理者の双方にとって実派遣にも相当する多くの貴重な経験と能力向上を得る好機となった。その他、消防庁が全国で実施する国際消防救助隊訓練にも国際ガイドライン等に係る講師派遣（2 件）を始め、積極的に協力した。

(2) 医療チーム

- 2014 年度に開発済みの電子カルテの現場展開に備え、医療チームの各種研修の場で使用方法に関する講義、実習訓練を行い、派遣時の電子カルテの展開に目途を付けた。医療チームの中級研修は従来より定員を大幅に上回る参加希望者があり、これを吸収しきれない状況が課題となっていたが、研修の総回数を減じつつ、1 回の研修を 2 日に分けて同じ研修を繰り返す仕組みを 2016 年度から導入することを決定した。これにより、希望者全員が参加可能となり、医療チーム登録者全体の知見の底上げが促進される見込みである。

指標 15-3 より円滑かつ効果的な援助の実施に向けた内外の機関との協力関係の構築状況

1. 国際搜索救助諮問グループ関連活動への参画、貢献

- 国際搜索救助諮問グループ（INSARAG : International Search and Rescue Advisory Group）加盟国の総会である年次会合、5 年ごとに実施されるグローバル会合、アジア・大洋州の関係者が集う地域会合、各国の救助チーム代表者によるチームリーダーズ会合へそれぞれ出席した。また、INSARAG に加盟する国際搜索救助チームのワーキンググループ会合に有識者を 5 回派遣し、災害初期対応者向けトレーニング案作成等国際基盤作成に大きく貢献した。また、INSARAG ガイドライン改訂版の日本語版を作成するなど、国際調整ネットワーク強化と日本のプレゼンス発揮、ならびに国内関係者への最新動向の情報発信に貢献した。
- デンマークが受検した外部評価への評価員の派遣、国際演習（スイス、モンゴル、インドネシア）への運営管理者派遣、搜索救助チームの活動調整セル運営研修への講師派遣等を通じ、INSARAG 内における中心的存在の一員として日本のプレゼンス強化に貢献した。

2. UNDAC 関連活動への参画、貢献

- 知識やスキルの向上を目的としてアジア太平洋地域の UNDAC メンバーを対象に行われる 2015 年度 UNDAC コンソリデーションコース（5 日間、計 33 名）を JICA 横浜において UNOCHA と共催するとともに、UNDAC 関連の国際トレーニングにも積極的な派遣（計 4 回）を行い、災害発生時の即応能力維持強化に努めた。また、UNOCHA が主催したネパール地震対応レビューに 1 名を派遣し、国際連携枠組みの課題の特定や今後の改善案に係る協議を行い、今後の指針作成に貢献した。

3. WHO による EMT 枠組み構築等への貢献

- WHO による EMT (Emergency Medical Teams、従来海外救援チームのみを指す Foreign Medical Team (FMT) と表現されてきたものが、国内チームの取込みを念頭に EMT に呼称が変更されたもの) 枠組みにかかる各種協議に参加し、機構による ASEAN 災害医療連携強化支援や、国内災害対応の枠組みである災害派遣医療チーム (DMAT : Disaster Medical Assistance Team) の情報などを積極的に発信した。機構のこれまでの関わりが評価を高め、一部主要国のみを対象とした会議に招請される機会が増加した (EMT 認証制度で設けられるメンターシステムの構築に向けた非公式協議、主要貢献国を対象としたコアグループ会合等)。
- WHO による EMT の国際登録に向けた認証制度が正式に導入され (7 月)、国際緊急援助隊医療チームも外来診療、手術、入院、感染症対応等が展開可能なチームとして関心表明を行った (2016 年 2 月)。今後、WHO 指定のメンターを通じた審査により 2016 年度中に正式な認証が得られる予定である。加えて、国際緊急援助隊の医療チーム登録メンバーが WHO よりメンターに指定されており、今後緊急援助隊事務局もサポートのうえ、認定側としての貢献も果たす予定となっている。
- 災害救援時の電子カルテ運用実績が豊富なイスラエルとの意見/情報交換を行い、災害時診療情報集積フォーマットの統一化を図ることに合意した。さらに、国際社会での標準化のため共同で WHO に働きかけを行うべく 2016 年 2 月にジュネーブにて 3 者協議を実施した。その結果、機構とイスラエル外務省国際開発協力局のホストの下、WHO の正式なワーキンググループ (WG) が立ち上がり、2016 年 5 月に WHO、国際赤十字赤新月社連盟 (IFRC : International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies)、赤十字国際委員会 (ICRC : International Committee of the Red Cross) ほか主要国有識者を集めた第 1 回 WG が東京で実施される運びとなった。フォーマットの原案は日本側主導で作成されており、日本のプレゼンス向上とともに、国際社会への多大な貢献が期待できる。

4. UNOCHA との連携強化

- 2014 年に締結された機構と UNOCHA の業務協力協定に基づく行動計画に沿って、両機関での平時の情報共有、ネパールでの災害発生から復興ステージに至るまでの各種調査及び事業計画の情報共有と連携、在外事務所レベルでの両機関代表者による連携強化のための協議、機構の各種研修 (防災) への UNOCHA の協力等が着実に進展している。
- ネパール大地震対応に携った主要な日本の人道アクターの経験を共有し、教訓と共通課題を抽出するための勉強会を UNOCHA との共催により機構市ヶ谷ビルで開催した (7 月)。UNOCHA、自衛隊、日本赤十字、WFP、NGO 4 団体、外務省、機構 (緊急援助隊事務局/地球環境部/社会基盤・平和構築部/研究所) から 28 名が参加し活発に意見交換した。日本の様々な緊急人道支援アクターが一同に会し、特定の災害対応に関する振り返りを行ったのは初の試みであり、参加した関係者からその有用性、重要性が高く評価された。

5. その他多国間災害演習、ワークショップ等への参加

- スイス政府主催の多国間災害演習に外務省、消防庁、海上保安庁及び機構から成る 5 名のチームを派遣し、災害派遣時の指揮本部としての判断力と国際連携能力が向上した。加えて、ブラインド方式での訓練運営能力も強化された (5 月)。
- ASEAN 地域フォーラム (ARF : ASEAN Regional Forum) の枠組下でマレーシアにて実施された災害救

援実動演習 (DiREx) に、外務省員、医療チーム登録者 (医師、看護師、薬剤師) 及び緊急援助隊事務局員が参加した (5 月)。大規模な洪水災害を想定した机上演習、実動演習が行われ、機構は主に実動演習に参加し、あわせて参加した防衛省員及び自衛隊員とともに、現地 NGO の Mercy Malaysia との連携にて災害医療テントでの演習活動を実施した。本演習により、具体的な救援活動における自衛隊及び NGO との相互理解が進み、今後の更なる連携に向けたイメージの形成に大いに役立った。

- 上記 ARF DiREx を含む海外 4 件、国内 9 件の民軍連携強化のための演習訓練、研修、セミナー等に積極的に参加し、防衛省や自衛隊を始めとする軍関係者との災害救援時の連携能力向上に努めた。

6. ASEAN 災害医療体制構築への支援 (指標 3-1 「防災」参照)

2013 年に日本政府が表明した「日・ASEAN 防災協力強化パッケージ」を受け、基礎情報収集・確認調査 (2014 年 10 月-2015 年 8 月) 等を通じ案件形成を目指してきた対 ASEAN 支援が、「ASEAN 災害医療連携強化プロジェクト」として具体化され、2016 年 6 月より実施の運びとなった。災害医療分野の知見をいかすべく、緊急援助隊事務局も以下のように積極的に貢献している。

- 国際緊急援助隊医療チーム登録者である医師、看護師が、案件形成段階に続き、技術協力プロジェクト実施段階でも支援委員会の委員を継続することとなった。案件形成の過程でこれら委員、国際緊急援助隊事務局より地域連携ドリル、研修等プロジェクトのコンポーネントについて支援委員会会議等の場で積極的に提言し、案件の具体化に貢献した。
- 案件のカウンターパートとなるタイ国家救急医療機関等との現地協議に緊急援助隊事務局も参加し、プロジェクトの協議議事録 (R/D) の具体化に向けた調整をサポートした。
- プロジェクト開始前の事前協力の一環として、平時のチーム運営の知見を共有する目的でタイ側関係者を医療チーム導入研修に招聘するとともに、2016 年 2 月に山形で開催された日本集団災害医療会総会にも招聘し、一行は機構主催のセッションでネパールでの実例を題材にした日・ASEAN 連携の課題の議論に参加した。
- WHO 主導による EMT イニシアティブとの調和や国際社会の認知度の向上のため、EMT 関連の複数の国際会議の場で本案件に関するプレゼンテーションを積極的に行った。この結果、WHO からは地域レベルへの能力向上支援の好事例として認知されるに至った。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

今後も国際社会等と連携し、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施に期待する。

<対応>

UNOCHA、INSARAG、WHO、WFP 等の国際機関と緊密な連携を取りながら、迅速な国際緊急援助隊派遣と物資供与を効率的に組み合わせ、被災国のニーズに適応した効果的な支援を実施した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：2015 年度の特筆すべき成果は、西アフリカのエボラ出血熱で課題とされた感染症の集団発生に対する人的貢献拡充に向けた「感染症対策チーム」の創設である。感染症対策に向けた緊急援助体制整備に着手した結果、外部有識者の協力を仰ぎつつ、新たなチーム形態となる「感染症対策チーム」

の迅速な創設に至った。さらに、登録母体の発足を行った上で、チームの実効性を早期に確立すべく、登録者に対する第一回目の導入研修を2016年2月に実施した。また、感染症対策チームの立上げにあたっては、政治レベルの意向や要請にも的確に調和し、2016年2月に関係閣僚会議で策定された「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」の重点プロジェクトとしても位置付けられることとなった。

また、2015年度の緊急援助隊の派遣実績については、ネパール地震災害に対し、2009年のインドネシア・スマトラ島沖地震以来6年ぶりとなる救助チーム、医療チーム、自衛隊部隊の3形態でのチーム派遣のほか、物資供与も組み合わせた包括的な支援を展開した。救助チーム、医療チームの派遣においては、UNDAC、WHO等が現地政府と共同して立ち上げる調整母体に積極的に関与し、被災国政府のニーズに則した支援に必要な情報を適時適切に収集した。また、国際社会の求めに応じ、UNDACチームへの人員派遣、救助、医療双方の調整セルへのリエゾン要員の派遣を行うことで、国際調整そのものにも大きく貢献した。一方、被災者支援の側面では、医療チームが初の手術機能等を有する機能拡充チームとして活動を展開し、診療患者数987名、手術件数22件の成果を挙げたほか、他国チームからの患者受入などのリファラル機能も発揮し、国際社会において主導的役割を果たした。また、その後の迅速な復興に向け、地域を所掌する管理職を隊員に含めることで迅速な新規事業の形成・実施につなげる工夫も図った。さらに、派遣後には支援を通じて直面した資機材輸送の課題への対処として輸送体制の改善にも着手し、派遣を通じて得た教訓をいかして事業実施体制の改善も図っている。

ネパール地震被害のほか、2015年度には台湾南部の地震災害に対して発災当日に調査チームを派遣し、その迅速かつ丁寧な対応に対し、台湾側より極めて高い評価を得た。さらに、インドネシア森林・泥炭火災及び煙害に際しては物資供与と民間企業の専門家派遣を組み合わせることで援助効果を高めた。

物資供与については、迅速性を高めるため、商用機の輸送能力上物資輸送の難易度が高い太平洋島嶼国（パラオ及びマーシャル）に現地備蓄倉庫を設置した。物資供与の件数実績は2014年度に比べて半数程度に留まったものの、島嶼国を中心に極めて迅速な供与を実施した。特に、マーシャルの干ばつ被害での供与においては、現地備蓄倉庫が設置されていたことで迅速な対応につながり、その有効性が立証された。

平時業務においては、過去の実派遣の教訓も踏まえた派遣待機要員向けの各種研修、訓練を計28回実施し、電子カルテの操作実習など新たな機能研修を取り込みつつ国際緊急援助隊の能力維持・向上を図るとともに、的確かつ迅速な派遣に向け、外務省人員の参加も得て、仮想の災害を想定した緊急援助隊事務局内シミュレーションを2回実施した。

他機関との協力関係においては、災害派遣時の国際協調の円滑化に向け、引き続きUNOCHA、WHO等の主要国際機関の主催する主要な国際会議、訓練等に積極的に参加して着実に日本のプレゼンスを向上させるとともに、国際協調の現場感を培うべく、ARFなど地域枠組みで実施される共同演習等にも進んで参加した。UNOCHAについては、2014年度に締結した覚書に基づき、NGOや関連国際機関を巻き込んだネパール地震被害支援の振り返りを共催し、参加者からその重要性、有用性が高く評価された。

これらに加えて、災害時の電子カルテの運用に多くの実績を持つイスラエルとの間で災害診療情報フォーマットの共通化に合意するとともに、同フォーマットの国際標準化を図るべく機構がイニシアティブを取りWHOに対する共同の働きかけを実施した。この結果、国際社会の災害医療支援の高付加価値化に向け、両国主導によるWHOの正式なワーキンググループの設置が決定されるという国際的なインパクトの発現に至った。

以上を踏まえ、評価指標の目標水準を着実に達成した上で、日本政府の政策にも応える「感染症対策チーム」の迅速な創設や、ネパール震災に際し、初の手術機能付き医療チームの派遣を含む迅速かつ効果的な緊急援助を実施し、さらには国際協調枠組や現場レベル双方での国際社会との積極的な協力関係構築等の成果を上げており、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成27年5月25日改訂）

及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評定の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与、重要かつ難易度の高い目標の達成）を満たしていることから、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

引き続き、被災国のニーズを的確に把握し活用可能な手段を組み合わせた適切な緊急援助を国際社会との連携・調整に基づき実施するとともに、派遣後のレビューを通じて継続的な改善に取り組む。緊急援助隊の能力維持・向上への取組を着実にを行うとともに、新規に設置した感染症対策チームの実派遣に向けた各種の準備を行う。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 16	海外移住
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 27 年度開発協力重点方針、海外移住審議会最終意見書
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報							
	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
海外移住者支援事業の実績（助成金交付対象団体、件数）			30 44	30 42	28 42	22 35	
日系個別研修の事業規模縮減率（人数・（コース）・経費千円）	2011 年度比 10%削減	61 (49) 181, 375	62 (49) 162, 479	60 (42) 161, 984	62 (43) 141, 024	52 (43) 142, 629	
移住投融资債権の回収状況（期中減）（千円）			290, 145	417, 245	340, 488	209, 413	
入植地割賦金債権の回収状況（期中減）（千円）			7, 815	6, 826	8, 070	297	
◎海外移住資料館の来訪者数	30, 000/ 34, 000 (注)	30, 231	36, 491	37, 553	40, 274	43, 272	
◎学校生徒等の来館見学を含む教育プログラム参加人数	5, 000/ 5, 400(注)	4, 478	4, 994	6, 803	6, 593	7, 020	
◎海外移住資料館のウェブサイトアクセス数（訪問数）	113, 182/ 150, 000 (注)	131, 598	154, 255	163, 928	192, 239	191, 923	

◎2015 年度計画で当初より設定している評価指標

(注) 2015 年度より目標値を引き上げ。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>機構は、本事業を実施するに当たっては、移住者の属する地域の開発に資するよう留意し、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、海外移住者の団体に対する支援事業については、引き続き高齢者福祉支援及び人材育成分野への重点化を行う。また、外交政策上の重要性を踏まえ、海外移住・日系人社会に関する国民への啓発・広報、学術的研究等、海外移住に関する知識を普及する。融資事業においては、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、必要に応じ償還計画の見直し等を行い、債権の回収・整理を適切に進めるとともに、早期に債権管理業務を終了する方策を立てる。</p> <p>なお、日系個別研修については、事業規模の縮減を行い、機構で実施する日系人としてのアイデン</p>

<p>ティティ向上を目的とした研修については、国際交流基金と事業実施状況の情報共有等を含めた連携を図り、効果的かつ効率的に実施する。</p>
<p>中期計画 (中期目標に同じ)</p>
<p>年度計画</p> <p>① 政府の政策を踏まえ、移住者の定着・安定化を見つつ、高齢者福祉及び人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。日系個別研修については、引き続き課題の重点化を図り縮減を進める。また、日系社会における継承教育の現状やニーズ等について、国際交流基金と情報共有を行う。</p> <p>② 移住債権については、債権回収計画に基づき回収予定額を適切に回収するとともに、債権管理業務の終了に向けての方策を検討するため、各国の債権の状況を詳細に把握し、適切に分類する。</p> <p>③ 引き続き海外移住・日系社会に関する知識の国民への普及を図るために、海外移住資料館の体制整備や調査、展示の充実、教育素材の活用、周辺自治体や関連機関等との連携強化などの取組を行う。なお、年間の来館者数を 34,000 人以上、学校生徒等の来館見学を含む年間の教育プログラム参加人数を 5,400 人以上、年間の海外移住資料館ウェブサイト訪問数を 150,000 以上とすることを旨とする。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 16-1 重点化の状況 (定量的指標) 日系個別研修の人数・経費縮減率：2011 年度比 10%減</p> <p>指標 16-2 移住債権の状況</p> <p>指標 16-3 海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況 (定量的指標) 海外移住資料館の年間の来訪者数：34,000 人、学校生徒等の来館見学を含む教育プログラム参加人数：5,400 人、年間の海外移住資料館のウェブサイト訪問数：15 万</p>

3-2. 業務実績

指標 16-1 重点化の状況

1. 事業の重点化

(1) 海外の移住者団体に対する支援（助成金交付事業）

- 22 団体 35 件（2014 年度は 28 団体 42 件）に対して、重点分野（高齢者福祉及び人材育成）の事業に対して助成金を交付した。重点分野の助成額の割合は、96.25%（2014 年度は 94.31%）と高水準を維持した。

(2) 日系個別研修

- 43 コースを実施し、52 名（2014 年度 43 コース、62 名）を受け入れた。2011 年度の人数・経費実績を基準に 10%削減（6.1 人、18,137 千円）する目標に対し、人数は目標値の約 150%、経費は約 210%を達成した。また、事業規模の縮減に取り組みつつも、重点的に保健医療・社会保健分野で 19 コースを実施し、高齢者支援等に関わる研修員を 21 名受け入れた。さらに、日系社会の活性化、日系アイデンティティの涵養に資する人材育成のため、「日系団体運営管理」「資料デジタル化」等個別研修も 5 コースを実施し、日系社会の青年部リーダーや移民資料館新規立ち上げの中心メンバー等 6 名が参加した。その他、中小企業海外展開支援、民間セクターと日系社会との関係強化を目指し「中小企業連携促進のための日系技術者」コースを新たに実施し、3 名が参加した。また、JA 長野厚生連佐久総合病院等の協力を得て高齢者支援のための現地セミナー及び案件化調査を行った。

(3) 日系社会支援

- 2014年の安倍総理の中南米歴訪時に表明された日系社会次世代育成研修の100名への増員、日系社会ボランティアの100名への派遣増員に関し、2015年度も日系社会との関係強化を図るための取組を行った。日系社会次世代育成事業については、高校生および大学生プログラムを新設し、100名の受入れを達成、公約を達成し、既存のプログラムと併せ、中学生から大学院生まで切れ目のない次世代育成のための体制を整えた。
- ブラジルの日系社会ボランティアについては、2015年度に40名（日系社会青年ボランティア22名、日系社会シニアボランティア6名、短期12名）を派遣するとともに、2015年春募集を追加的に実施して年2回の募集選考を行った結果、2016年度は80名規模の派遣を達成見込みである。

2. 日系社会との互恵的・持続的な連携関係の構築

(1) 日系社会を通じた中南米民間連携支援

- 2012年度から毎年度、中南米の社会経済開発に役立つ日本企業の技術・製品を紹介し、日系社会と日本企業の連携を促進するため、「中南米日系社会との連携調査団」を派遣している。2015年度は、アルゼンチン、ボリビア、パラグアイに派遣し、中小企業11社(2014年度15社)が参加した。継続的な派遣により、参加企業が日系社会との連携及び機構の事業への参画を通じて、これまで連携調査団に参加した企業が派遣した国に販路拡大や現地法人を開設するなど、現地での事業展開に着手する事例が生まれている。
- 調査団の派遣の結果、機構の事業では参加企業からの提案による2件の中小企業海外展開支援事業、5件の日系研修が2015年度採択されたほか、参加企業独自で現地事業（合弁含む）の展開に繋がった事例が発現している。さらに、調査団派遣前後で4回のセミナー（「JICA 中小企業海外展開支援事業紹介セミナー」（6月、長野県上田市）、「中南米セミナー」（7月、北海道帯広市）、「三島市グローバル人材育成セミナー」（2016年1月、静岡県三島市）、「中南米日系社会との連携セミナーin札幌」（2016年2月、北海道札幌市））を実施して、機構の中南米地域に対する事業及び日系社会の一層の広報効果につながった。これらの民間連携支援により事業化に繋がった等の主な事例は以下のとおり。
 - ▶ **バイオマス燃料化技術普及・実証（ペルー）**：過去の調査団の参加企業（株式会社アースコーポレーション）が機構の事業（案件化調査）を活用し、現地日系社会の協力を通じて、ペルーで初めてとなる汚泥燃料化ビジネスの実現に向けた取組の普及・実証に着手した。（中小企業海外展開支援事業（普及・実証事業）「ペルー国リマ市における有機汚泥の乾燥処理技術を活用した再生燃料の製造に係る普及・実証事業」）
 - ▶ **井戸の長寿命化普及・実証（ボリビア）**：過去の調査団に参加した企業（株式会社アーストラストエンジニアリング）が協力企業として、株式会社レアックスが提案した井戸の診断・改修事業に着手した。（中小企業海外展開支援事業（普及・実証事業）「効果的な診断・改修による井戸の長寿命化普及・実証事業」）
 - ▶ **高齢者介護のための日系研修**：過去の調査団参加企業5社から日系研修の提案があり採択（うち4件が実施）された。音楽リハビリプログラムを通じた高齢者介護手法に関する研修には、介護福祉士や作業療法士等の日系研修員9名が参加した。
 - ▶ **中南米日系社会との連携セミナーin札幌**：中南米日系社会との連携及び同地域への事業展開、投資を促進するために、北海道内の企業等に機構の取組を紹介するとともに、駐日パラグアイ

共和国大使からの基調講演、2015年度調査団で北海道内から参加した企業2社から報告及びパネルディスカッションを行った。次年度調査団募集の応募勧奨とともに、中南米地域への事業展開、投資に関心を持つ機会づくりとなった。

(2) ブラジル日系社会と連携した日本の医療・福祉の技術・サービスの国際展開

- 安倍総理のブラジル訪問時に、日系病院に対する支援やブラジルの医療事情の改善の貢献への支援が表明されたことを受け、11月にブラジルで開催された外交関係樹立120周年記念セミナー「日伯医療連携の未来～最新技術が拓く健康社会」を後援し、パネリストとしてJICAの取組、協力制度の情報を発信した。その結果は日本経済新聞等国内外の多数のメディアで取り上げられ、大きな広報効果があった。
- また、「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」による民間連携を通じ、ブラジル日系病院及び国立大学病院関係者を対象に、医療用画像管理システム(PACS)を実証用に導入し、画像診断をデジタル化及び共有化するとともに読影医師の育成を図ることで、医療機関連携による診断効率の向上と病院の経営改善の有用性について理解促進を図った。

指標 16-2 移住債権の状況

1. 移住投融资対象国の減少（ボリビア国における債権譲渡）

- 移住債権管理終了の方策について実施を一部前倒して行った結果、ボリビアにおける日系団体への債権譲渡が終了した。この結果、2014年度末のパラグアイでの債権譲渡と併せ、中期計画開始時に4か国あった債権管理対象国が2か国に減少した。また、交渉過程で日系社会と機構の連携・支援策について具体的な協議を行った結果、機構と日系社会間の持続的な協議の場が形成され、譲渡債権回収額の日系社会への有効活用の方策が検討されるなど、互恵的な関係の維持・増進に貢献した。
- ドミニカ共和国とアルゼンチンにおいては、移住債権管理を終了する方策の具体化（関連細則及び実施要領の策定）を進めた。

2. 移住投融资債権及び入植地債権残高の減少

- 上記譲渡分を含め年度当初債権額（元本）のうち、209,710千円（23%）の期中減を果たした。今中期計画期間中の減少は期首債権残高比で約60%となっている。回収が困難な債権が残るなか、債権管理業務終了に向けた取組を順調に進めている。

表 16-1 移住融資債権及び入植地割賦金債権移住融資債権回収の実績（2016年3月末現在）

（金額単位：千円）

	期首残高	期中減	（期中減内訳）		評価増減	期末残高	件数	（参考）
	(a)	(b)	回収による減	その他減	為替差損益(c)	(a)-(b)+(c)	(件)	利息入金実績
移住地投融资貸付	925,344	209,413	16,257	193,156	△54,553	661,378	238	4,173
入植地割賦元金	2,860	297	297	0	△1,102	1,461	8	176
合計	928,203	209,710	16,554	193,156	△55,655	662,839	246	4,348

指標 16-3 海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況

1. 海外移住資料館利用者の増加

- 来訪者目標値 34,000 人に対して 43,272 人 (127%)、教育プログラム参加者数目標値 5,400 人に対して 7,020 人 (130%)、ウェブサイトアクセス数目標値 150,000 ビジットに対して、191,923 ビジット (128%) と、いずれも目標値を上回った。訪問者数は、9 月に開設以来の訪問者数 40 万人を突破した。
- 年度別では、2011 年度 30,231 人、2012 年度 36,491 人、2013 年度 37,553 人、2014 年度 40,274 人と年々増加しており、海外移住資料館の認知度及び日系社会に対する関心が高まっているといえる。なお、資料館訪問者アンケートでは、96%から「とても良かった」、「良かった」、との回答を得ており (回答 1,504 人)、日系社会に対しての理解が深まったとのコメントも多く見られる。

2. 海外移住資料館を活用した取り組み

- 海外移住資料館では常設展示に加え、移民送出県をテーマとした企画展示を資料館内外で行っている。5 月～7 月には、2014 年度から 2015 年度始めに同資料館で行った和歌山移民企画展示を和歌山県内で巡回展示した。また 10 月～12 月にかけては、広島移民企画展示を広島県立文書館にて開催した (訪問者 1,351 名)。また、2016 年 3 月からは福岡移民企画展示を開催している。
- 6 月～7 月にかけて特別展示として「移民画家半田知雄の世界」を開催した (訪問者 2,540 名)。日本ブラジル外交関係樹立 120 周年記念事業として外務省にも認定され、6 月には秋篠宮同妃両殿下もご視察された。

3. 日本国内及び世界各国の博物館、資料館との連携と機能強化

- 上述の和歌山移民企画展示内容の巡回展示では、和歌山大学紀州経済史研究所でも展示した。また、広島県立文書館では、海外移住資料館での展示に先がけ、現地開催を行った。また、11 月にはハワイにおける日系社会調査を実施し、ハワイ日本文化センターやハワイ・ジャパニーズセンターとの連携可能性を確認した。
- 2016 年 1 月には、ブラジル・メキシコにおけるララ物資現地巡回展に関する調査を実施し、過去に海外移住資料館で行った企画展示の現地博物館での展示を計画した。これら国内外との博物館等との連携により、同資料館の調査研究能力・発信力の強化に努めている。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

総理の中南米訪問時に現地日系社会に対し表明された日系人との関係強化、日系社会支援についての取組を期待する。

<対応>

- 日系社会次世代育成事業では、高校生および大学生を対象とするプログラムを新設し、100 名の受入を行い、公約を達成した。日系研修員受入事業でも民間セクター開発、保健医療、福祉、日系継承教育等の分野で 131 名を受け入れている。
- ブラジルの日系社会ボランティアについては 40 名 (日系社会青年ボランティア 22 名、日系社会シニアボランティア 6 名、短期 12 名) を派遣した。2015 年春募集を追加的に実施して年 2 回の募集選考を行っており、2016 年度には 80 名規模を達成できる見込みである。
- ブラジルで開催された外交関係樹立 120 周年記念セミナー「日伯医療連携の未来～最新技術が拓く

健康社会」を後援するとともに、「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」による民間連携を通じ、ブラジル日系病院及び国立大学病院関係者を対象に医療用画像管理システムを実証用に導入し、画像診断のデジタル化及び共有化に加えて読影医師の育成を図った。これらを通じ、医療機関連携による診断効率の向上と病院の経営改善の有用性について理解促進を図り、ブラジルの医療事情の改善への支援も行っている。

3-4. 年度評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：B

根拠：2014年の安倍総理の中南米歴訪の成果を踏まえ、2015年度は日本政府の日系社会支援策に対応した取組を具体化した。日系社会次世代育成事業では、高校生及び大学生を対象とするプログラムを新設し、公約の100名の受入れを達成し、既存のプログラムと併せて中学生から大学院生まで切れ目のない次世代育成のための体制を整えた。また、日系社会と日本の企業・地方自治体等の新たな互恵的・持続的な連携関係の構築に向けた取組を継続し、民間連携調査団の派遣、ブラジル日系社会と連携した日本の医療・福祉の技術・サービスの国際展開のためのセミナー実施、「中小企業連携促進のための日系技術者」コースの立上げ等を行った。これらの継続的な取組により、民間企業の中南米地域への海外進出等の事例にもつながった。

債権管理業務については、2014年度のパラグアイに引き続き、ボリビアにおいても債権譲渡を債権管理終了の方策として前倒しで進めた結果、8月にボリビア日系協会連合会と移住債権譲渡契約を締結して残債権すべてを譲渡し、同国での移住債権管理・回収業務の終了に至った。また、交渉過程で日系社会と機構の連携・支援策について具体的な協議を行った結果、機構と日系社会間の持続的な協議の場が形成され、譲渡債権回収額の日系社会への有効活用の方策が検討されるなど、互恵的な関係の維持・増進にも貢献した。

さらに、海外移住資料館を拠点として、広島県や福岡県といった主な移民送出県と連携した展示、日本ブラジル外交関係樹立記念事業の特別展示の提案・実施等を引き続き精力的に行い、開設以来40万人以上が訪問し、皇室からのご視察も受けるなど、海外移住及び日系社会に関する国民の理解促進に貢献している。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

＜課題と対応＞

安倍総理の中南米訪問時に表明された日本政府の日系社会支援の政策に対応するため、次世代の日系人材を育成するための研修等や日系病院との連携強化に取り組む。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 17	環境社会配慮
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 27 年度開発協力重点方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
環境社会配慮ガイドラインの適用実績（件）			667	663	589	616	
カテゴリ分類ごとの案件数（A/B/C/FI）			31/177/ 448/11	35/153/ 463/12	30/142/ 406/11	26/137/ 445/8	
関係者等に対する研修実績（人）			698	930	694	702	

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>（6）事業の横断的事項に関する取組</p> <p>（イ）環境社会配慮</p> <p>機構は、事業実施に当たっては、環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する職員その他の関係者の意識を高め、環境社会配慮ガイドライン（平成 22 年 7 月 1 日より施行）に則り、第三者の関与も得て、環境及び社会に配慮した業務運営を行う。</p>
<p>中期計画（中期目標と同一）</p>
<p>年度計画</p> <p>（6）事業の横断的事項に関する取組</p> <p>（イ）環境社会配慮</p> <p>① 環境社会配慮ガイドラインを運用し、第三者の関与も得て、環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認を実施する。</p> <p>② 環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直し結果を関連文書へ反映し、環境社会配慮面の審査及びモニタリング業務への活用を開始する。</p> <p>③ 本部と海外拠点の職員、専門家、コンサルタント、相手国政府等を対象に、環境社会配慮ガイドラインに関する研修を実施する。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 17-1 環境社会配慮ガイドラインの運用状況 （定性的指標）環境社会配慮ガイドラインの遵守</p> <p>指標 17-2 環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組状況</p>

3-2. 業務実績

指標 17-1 環境社会配慮ガイドラインの運用状況

1. 環境社会配慮ガイドラインの適切な運用と環境社会配慮確認の確実な実施

(1) ガイドラインに基づく環境社会配慮確認の確実な実施

- 環境社会配慮ガイドラインの適用状況：「JICA 環境社会配慮ガイドライン」では、支援要請がなされたプロジェクトが環境社会面に与えると予想される影響の大きさに応じて A、B、C、FI のカテゴ

りに分類¹を行い、相手国に対し適切な環境社会配慮がなされるよう働きかけることとしている。2015年度は、支援要請等がなされた全616案件に対してカテゴリ分類（A：26件、B：137件、C：445件、FI：8件）を行うとともに、案件検討から審査、実施の各段階において環境社会面に与える影響に対する配慮状況について確認を行った。

- **環境社会配慮助言委員会の運営**：主にカテゴリA案件については、同ガイドラインに則って、環境社会配慮助言委員会の全体会合を10回、個別の案件について助言を行うワーキンググループ会合を30回開催し、計26案件について環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。同委員会は、常設の第三者的な機関として協力事業への助言を行うという国際的にも他に類を見ないものであり、いずれの助言も緩和策の策定や実施等に活かされている。これら全ての会合は公開で行われており、逐語議事録を機構のウェブサイト上で公表するなど、透明性の高い運営を継続した。
- **事業実施段階の監理**：環境社会配慮ガイドラインに基づき案件形成・審査を行った後、実施段階に移行した案件が増加しており、事業実施段階における監理を強化した。具体的には、環境社会配慮ガイドラインの規定に沿って、事業実施段階における環境社会配慮助言委員会への定期的な報告（6月、12月）を定着化させ、助言委員に対して、環境社会配慮審査時の合意事項の実施状況の確認を求めた。また、案件監理調査を本格的に実施し、協力相手国の実施機関が行う実施段階の環境社会配慮状況の確認を行い、実施機関及び在外事務所に対して必要な対応を求めることにより、環境社会配慮に係るモニタリング文書の取付等の促進を実施した。このような事業実施段階における監理を強化することにより、機構内及び相手国実施機関におけるモニタリング・監理の意識が向上した。
- **異議申立の状況**：環境社会配慮ガイドラインの不遵守を理由とする異議申立の2015年度の実績は2件であった（同ガイドライン施行以降、累積5件）。それぞれ開発途上国政府による認可の手続き中の事項に対する異議申立であったことや、建設計画の変更により申立人が主張する被害が発生する可能性がなくなったことから、2件とも予備調査段階で却下となった。

(2) 環境社会配慮政策における国際機関等との調和化に向けた取組の推進

- **世界銀行の環境社会配慮政策との調和化**：世界銀行が2012年から検討を進めている環境社会配慮政策の改定に関し、世界銀行関係者との会合（8月、2月）を実施し、協議を通じて改定状況を把握した。また、これら2回の会合の結果を踏まえて、2015年8月公開の第2ドラフトの内容や、改定の論点を審査部にて整理し、機構内に情報共有した。
- **その他の調和化の取組**：環境社会配慮政策の運用面の調和化を図ること等を目的として、世界銀行やアジア開発銀行等との個別協議等を計21回実施した。また、国際開発金融機関との会合に5回参加し、機構の取組を発信するとともに、国際機関や他国援助機関との情報交換を実施した。そして、これまでの調和化に向けた他の援助機関との協議結果に基づき、世界銀行、アジア開発銀行、オーストラリア外務貿易省、JICAの4機関が協力して、アジア・太平洋諸国に対する環境社会配慮政策の効果的な適用を目的とした取組を推進する旨を記した覚書の締結について基本合意した。

(3) 環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直し結果の関連文書への反映

- 2014年度に実施した環境社会配慮ガイドライン運用見直し結果を踏まえて環境社会配慮ガイドラ

¹ 各カテゴリの定義は以下のとおり。A：環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性をもつ事業、B：環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAに比して小さいと考えられる事業、C：環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる事業、FI：機構の融資等が、金融仲介者等に対して行われ、融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない事業、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定される事業

インに関する良くある問答集（FAQ）を改訂し、機構ウェブサイト上で公開した。併せて、機構内部関係者用のガイドライン事務手続きマニュアルを全面改訂し、改訂版マニュアルに基づき業務を実施した。

(4) 開発事業への女性の参画の向上と裨益の拡大への取組

- 環境社会配慮ガイドラインに基づき、カテゴリ A 案件を中心に女性の意見を十分尊重・反映したステークホルダー協議や住民移転計画等が実施・運用されていることを確認するとともに、女性を含む社会的弱者に配慮した住民協議が実施されるよう、コンサルタント等を通じて協力相手国実施機関等を支援した。

指標 17-2 環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組状況

以下の取組により、機構内外の関係者計 702 名（2014 年度 694 名）に対して環境社会配慮に関する説明・研修を行い、機構関係者の環境社会配慮に対する理解を促進した。

- ▶ コアスキル研修等による機構内部向け説明：388 名（2014 年度 285 名）
- ▶ 課題別研修等による協力相手国実施機関等向け説明：101 名（同 145 名）
- ▶ コンサルタント向け研修：79 名（同 126 名）
- ▶ 協力相手国の環境社会配慮能力向上を目的とする、審査部職員海外出張時の協力相手国実施機関等向け説明：52 名（同 116 名）
- ▶ 日本人及び日本への留学生に対する大学・大学院での講義：82 名（同 22 名）

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、協力対象地域の文化的多様性や社会事情に留意し、社会的弱者に十分配慮した支援が実施できるようさらなる取組の強化・促進、国際機関との環境社会配慮政策等との調和化への取組、国際社会への適切な提言を行うことを期待する。

<対応>

環境社会配慮ガイドラインの適切な運用を通じて、社会配慮のより多様な側面への配慮を心掛けた。また、社会的弱者に配慮した住民協議の実施を支援する等、さらなる取組の強化、促進に努めた。国際社会に対しては、国際機関等との面談を実施し意見交換を行うとともに、国際開発金融機関との会合に参加するなどの取組を通じて、調和化、機構の取組の発信を行った。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：環境社会配慮ガイドラインの適切な運用（事業実施段階の監理強化を含む）、国際機関等との調和化に向けた情報交換・協議、環境社会配慮に関する理解促進に向けた機構内外関係者の研修等を引き続き順調に実施した。

また、ガイドラインに基づき、事業実施段階における環境社会配慮助言委員会への報告や、カテゴリ A 案件を対象とした実施段階の環境社会配慮に係るモニタリング文書の取付等の確認・促進を実施し、事業実施段階における取組を進めた。

さらに、世界銀行の環境社会配慮政策の改定に係る世界銀行幹部との会合の結果を踏まえて、改定ドラフトの内容や論点を整理し、機構内に情報共有した。また、世界銀行等が集まる国際開発金融機

関との会合等の機会を通じて機構の取組の発信を行った。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

<課題と対応>

引き続き環境社会配慮ガイドラインを適切に運用し、第三者の関与も得て、環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認を確実に実施する。また、環境社会配慮ガイドライン制定後の運用実績を踏まえて、研修機会・内容面での拡充を図る。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 18	男女共同参画
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 27 年度開発協力重点方針、日本再興戦略、国家安全保障戦略、人身取引対策行動計画 2014、ジェンダーと開発イニシアティブ、女性・平和・安全保障に関する行動計画
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
ジェンダー案件比率（件数ベース）	30%	31%			32%	39%	
ジェンダー主流化調査実施率（件数ベース）	40%（注）	0%			新規	55%	
職員等に対する研修実績（人）			196	163	186	197	
外部人材に対する啓発実績（人）			280	337	408	270	

（注）通年で 80% を目標値とするが、8 月以降に導入したため 2015 年度は 40% を達成目標とする。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>（6）事業の横断的事項に関する取組</p> <p>（ロ）男女共同参画</p> <p>開発における公平性の確保及び開発効果の向上の観点から、機構は、事業実施に当たり、女性の開発への積極的参画及び開発からの受益の確保について十分に配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。</p>
<p>中期計画</p> <p>（6）事業の横断的事項に関する取組</p> <p>（ロ）男女共同参画</p> <p>開発における公平性の確保及び開発効果の向上の観点から、機構は事業実施に当たり、女性の開発への積極的参画及び開発からの受益の確保について十分に配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助におけるジェンダー主流化推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、ジェンダーの視点に立った業務運営を行う。</p>
<p>年度計画</p> <p>（6）事業の横断的事項に関する取組</p> <p>（ロ）男女共同参画</p> <p>① 各部署での事業ジェンダー主流化の推進に向け、引き続き優良な取組に関する情報共有を行うとともに、各部のジェンダー主流化に向けた取組実績を外部に公開する。また、女性を主な裨益対象とする案件及びジェンダー視点を適切に統合した案件の形成・実施監理・活動が行われるよう、職員、専門家、外部関係者等に対するジェンダー講義等を引き続き実施する。</p> <p>② 案件のモニタリング等を通じ、女性の能力開花と活躍に資する優良事例の形成、抽出、事業へのフィードバックを行う。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 18-1 ジェンダー主流化推進体制の運営状況</p>

(定量的指標) ジェンダー案件比率: 30%、ジェンダー主流化調査実施率: 40% (8月以降に導入したため)

指標 18-2 ジェンダー視点に立った事業の運営状況

3-2. 業務実績

指標 18-1 ジェンダー主流化推進体制の運営状況

1. ジェンダー主流化推進体制の強化

(1) 具体的な成果

• ジェンダー主流化推進体制

- ▶ 企画部の総合調整の下、ジェンダー平等・貧困削減推進室（ジェンダー室）が、機構が実施する技術協力、有償資金協力、無償資金協力等の各種事業に対するジェンダー主流化の推進のための技術支援を行っている。また、機構内の男女共同参画推進は人事部が中心となって進めている。
- ▶ 機構の「ジェンダー主流化アクションプラン」にある女性の開発への積極的な参画及び開発からの受益の確保について、各事業において配慮がなされるようジェンダー責任者会議（部長レベル）、ジェンダー担当者会議（担当レベル）を開催し、同プランを説明することで理解を促進した。
- ▶ 2015年度も引き続きジェンダー情報の整備に取り組み、新たにヨルダン/パレスチナ、カメルーン/チュニジア、タンザニア/ガーナにおいて各国の情報整備を行った。また、教育、民間セクター開発、農業、平和構築、地方給水、インフラの各分野で事業のジェンダー面でのインパクトを明らかにし、事業へのジェンダー視点の一層の取り入れを推進するため、実施案件のレビューを通じたジェンダー視点でのインパクトや留意事項の整理のためのプロジェクト研究を開始した（2016年度に完了予定）。

• 機構内外でのジェンダー理解の促進

- ▶ 機構派遣専門家の派遣前研修（12回、計236人）、機構職員への講義（6回、98人）を通じてジェンダーに係る講義を行った。また、機構のプロジェクト実施担当者向けのプロジェクトマネジメントサイクル研修でも新たにジェンダー視点を加えたプログラムを導入し、理解促進を図っている。
- ▶ 能力強化研修「農業・農村開発とジェンダー」を実施し、政府開発援助の事業に携わることが期待されるコンサルタント等国際援助実務家34人の育成を行った。円借款の協力準備調査への調査団員や開発途上国から受け入れる研修の講師に能力強化研修の参加者が加わることで、研修内容の実践への活用が図られた。

• 有識者とのネットワーク及び助言体制

- ▶ 4名の外部有識者委員の参加のもと機構理事の主催によるジェンダー懇談会を11月に開催し、ジェンダー平等に関わる人事制度の改革や事業におけるジェンダー主流化の取組について説明した。委員からは、ジェンダー主流化は必ずしも女性に限ったものではなく、社会的弱者も視野に入れたものであるという機構の考え方に賛同を得た。一方で、ジェンダー主流化の成果を数値化することに拘りすぎているとの助言があり、質の評価方法については引き続き検討していく。
- ▶ 「ジェンダーと開発」課題別支援委員会では大学教授等の有識者6名が参加し、災害や紛争下でのジェンダー課題への機構の取組、各開発途上国が設立したナショナルマシーナリー（女性

省等の女性の地位向上を担当する国内本部機構)の役割をレビューし、有効な支援アプローチを検討した研究成果を説明した。

- **国際会議等での発信**

- ▶ 日本政府が8月に開催した「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! 2015)」では、ハイレベル・ラウンドテーブル「マルチステークホルダー連携による国際協力」に機構理事長、「女性と教育」に機構理事が各々登壇し、機構のジェンダー平等の取組を踏まえた発信を行った。
- ▶ 「WAW! 2015」のサイドイベントとして、米国ジョージタウン大学女性・平和・安全保障研究所との連携により、国際シンポジウム「平和構築と防災分野における女性の参画とリーダーシップの発現に向けて」を8月に開催し、日米の経験を共有するとともに、同研究所と共同で進めている調査研究の概要を紹介した。
- ▶ 9月には日本財団との共催によりアフリカ、中米、アジアの女性起業家を招聘し、UN Women 日本事務所長の参加も得て「新興女性企業家フォーラム」を開催し、経験や課題を共有するとともに、日本企業との連携の可能性などについて議論した。

(2) 戦略的な取組

- 「女性・平和・安全保障に関する行動計画」への対応

- ▶ 紛争下の女性の課題に焦点を当てた国連安保理決議1325号に関し、これに基づく日本の行動計画の策定プロセスに参加し、機構の経験と知見を発信した結果、9月に「女性・平和・安全保障に関する行動計画」が発表された。これを受け、機構がその実施に関係する部分に関するモニタリングのための体制を検討するため、紛争影響地域で現在実施中の事業等を対象に女性の参画や保護に関わる活動状況に関する情報収集と分析等、機構の事業の実施状況の把握を行った。来年度以降は、2015年度に検討したモニタリングの体制に基づき、同行動計画の開発援助部分についてモニタリングを実施していく予定。

- **防災とジェンダー・多様性に関する取組の強化**

- ▶ 2015年3月に開催された国連防災世界会議で発表された「仙台防災協力イニシアティブ」を踏まえ、アジア7か国(インドネシア、スリランカ、タイ、ネパール、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム)より行政官と市民代表者を招聘し、日本政府の取組の紹介や東北の復興の現場視察を通じて、防災における女性、障がい者、高齢者等への対応のあり方について議論した。また、これら各国では仙台行動枠組を踏まえ国家防災計画を改定する動きがあり、これを支援するため、国連国際防災戦略事務局(UNISDR)日本事務所とも連携して招聘プログラムを準備した。今回の成果をもとに2016年度より3年間、本邦研修を実施する予定。

指標 18-2 ジェンダー視点に立った事業の運営状況

1. ジェンダー主流化アクションプランの推進

- 機構の開発事業への女性の参画の向上と裨益の拡大を進めるために、ジェンダー主流化アクションプランを策定し、全機構的に取り組んだ。技術協力、無償資金協力、円借款のプロジェクトの案件準備に際し、ジェンダー主流化の要否を検討したうえで調査を行っている。これらの取組は機構の事業におけるジェンダー主流化に結実してきており、2015年度は、開始した全プロジェクトの55%

で男女別ニーズの把握等の調査を実施、39%の案件（2014年度32%）がジェンダー平等や女性のエンパワメントを促進するものとなった。また、無償資金協力及び有償資金協力については、支援額ベース（コミットメント総額）で46%（2014年度25%）の案件でジェンダー平等や女性のエンパワメントに配慮したものとなり、機構内のジェンダー主流化が大きく進んだ。また、これにより、政府が推進する「女性が輝く社会」の推進にも貢献している。

2. ジェンダー視点を入れた事例（準備中、実施済み案件からの具体的な事例）

- アフリカで広域に展開されている小規模農家支援アプローチでは、9か国から行政官を南アフリカに招聘し技術研修を行った。その際にケニアで実施中の事業で行われているジェンダー啓発研修を紹介し、参加各国でその手法の導入のための行動計画が作成された。
- インドのラジャスタン州では円借款による灌漑施設の改修が予定されている。実施準備の調査では、生産・加工・販売等の各段階で女性の役割を確認し、女性が主体的に活動できるような組織強化や技術指導に関わる事業実施計画を策定している。
- 南アジア諸国では、通学通勤途中でセクシャルハラスメントに日々遭遇し、女性が通学や通勤を躊躇する要因になっている。インド、バングラデシュで計画している鉄道事業では、準備調査において、女性にとって安全で信頼できる公共交通のサービスが提供されるよう、鉄道会社職員の人材育成（女性スタッフの雇用を含む）や啓発活動、女性用車両の導入等を事業計画で提案している。
- 機構は、日本センター事業や一村一品プロジェクト等を通じ、現地女性ビジネス関係者のスキルアップや交流機会の増大、女性による起業や商品開発等を支援し、中米、アフリカ、アジア等の開発途上国の女性による社会進出・地位向上に寄与している。キルギス、カンボジア、ミャンマー、マラウイの女性企業家へのインタビューをもとに「女性企業家オーラルヒストリー集」として取りまとめ、映像教材としてウェブに公開した。
- マラウイで2012年度～2014年度に実施された地方給水事業での深井戸建設により、水汲みを担う成人女性の水汲み労働は大幅に削減され、家事や育児により専念できるようになり、また、特に乳幼児の下痢症等が減ったことで多くの女性に裨益したことが現地調査によって確認されている。同国では深井戸の維持管理のために村で水管理委員会が設置され、その半数以上が女性となり、維持管理に関わる意思決定に参加している。また、2011年度～2015年度に実施された技術協力により作成されたマニュアルでは、維持管理における女性の参画の重要性が示されており、同国の地方給水支援に関わる国際機関やNGOによって広く活用され、村レベルでの女性の参画に寄与している。

3. 他機関との連携

- アフガニスタンに対しては、女性警察官2名、ジェンダー専門家2名を派遣し、UNDPとトルコ政府との連携により、アフガニスタンの女性警察官389名に対して女性に対する暴力への対応能力の向上のためのワークショップを実施した（指標4-1参照）。
- 米国国際開発庁（USAID）がアフガニスタンで進めているジェンダー推進プログラム“PROMOTE”におけるUSAIDと機構の連携について覚書を署名した（8月）。同プログラムにおけるUSAIDと援助機関との連携覚書の署名は機構が初である。これに基づき、女性警官訓練や研修等を通じてアフガニスタンにおけるジェンダーのための連携を推進している。
- ニカラグア「家族とコミュニティのための社会リスク予防・ケア統合行政サービス能力強化プロジェクト」では、同プロジェクトの協力により家族・青年・子供省の業務に関する「業務指針」「運

用基準」が策定され、これを全国の支所に配布するため世界銀行と連携して増刷した。

4. 戦略的な取組

- TICAD V で日本政府が表明した支援策を踏まえ、アフリカ女性のリーダーシップ、マネジメント、起業における能力強化のために、横浜市との連携によりアフリカ8か国の女性企業家と行政官を招待し、「日アフリカ・ビジネスウーマン交流プログラム」を実施した。同プログラムでは2013年度より毎年女性企業家と行政官を受け入れているが、プログラムでの学びをいかし、帰国後に若手起業家向けのメンタリングを行う組織を立ち上げた者や同業者での組織化を図った者等が出てきている。
- エルサルバドルでは、エルサルバドル政府との共催で、中南米地域の計14か国の政府関係者の参加による「女性の経済的エンパワメント」についてのセミナーを開催し、各国の優良事例や教訓を共有した。セミナーの成果として、中米統合機構と中米地域の女性の経済的エンパワメントの課題について調査を実施中である。
- 4月に発生したネパールの震災に際しては、ジェンダーに配慮した復興を推進するために、初期のニーズアセスメントにおいてジェンダーニーズを調査し、女性の暴力からの保護、生計向上、保健医療、住宅再建等におけるジェンダーに関する留意事項を整理し、復興・復旧事業の計画に反映させた。
- 政府の人身取引対策行動計画を踏まえ、タイ政府に対する人身取引対策支援を通じた近隣国への支援も進めている。2015年度はメコン地域5か国（カンボジア、ラオス、ベトナム、ミャンマー、タイ）の政府関係者によるワークショップを開催し、各国の対策等について意見交換を行った。また、ベトナム、ミャンマー各国政府に対しても実施機関に対する能力強化を進めている。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

今後もジェンダー主流化促進体制の整備・運営を適切に行い、ジェンダー視点に立った事業を促進することを期待する。特に、「女性の輝く社会」実現に向けた政府の方針及び「女性の地位向上に一層取り組む」という中期計画に沿って、更なる機構の取組を推進し、具体的な成果を上げることを求めたい。

<対応>

2014年度ジェンダーアクションプランの内部レビューに基づき2015年度ジェンダーアクションプランを策定し、原則すべての案件でジェンダー主流化を進めるための調査を行うこととした。2015年8月以降に案件準備が始まったプロジェクトに導入され、今年度に案件準備を了したプロジェクトのうち55%についてジェンダー主流化のニーズを踏まえた調査が行われた。その結果、今年度開始したプロジェクトのうち39%の事業において、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する活動が組み入れられている。また、様々なセクターの実施中事業をジェンダーの観点でレビューし、具体的な事例をもとに女性へのインパクトや実施上の留意点を整理している。この結果を2016年度に準備を開始する案件等にフィードバックし、より質の高い取組とすることを目指している。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：機構のジェンダー主流化については、企画部の総合調整の下でジェンダー平等・貧困削減推進

室が事業におけるジェンダー主流化のための技術支援を行ってきた。2015年度は、新たに6か国のジェンダー情報を取りまとめるとともに、ジェンダーに係る講義の実施、ジェンダー懇談会の実施等を通じてジェンダー主流化を推進した。さらに、事業へのフィードバックを強化するため、ジェンダー視点でのインパクトや留意事項の整理のためのプロジェクト研究を開始した。

かかる基盤整備を継続的に行い機構内におけるジェンダー主流化の浸透に努めるとともに、各事業部で取り組む案件の準備段階でのジェンダー主流化のモニタリングを強化した結果、2015年度では開始案件の39%（案件数ベース、2014年度32%）が女性を主な裨益対象とする案件、または、女性の社会参加を促進する活動が取り入れられた案件となった。コミットメント額（有償、無償のみ）ベースでは46%（2014年度25%）に達し、2015年度に機構のすべての事業におけるジェンダー主流化は大きく進展した。また、これらの取組は他国の二国間政府開発援助（DAC統計2012/2013暦年平均値30%）と比べても高い水準に達している。

事業レベルでは、従来ジェンダー主流化の視点を取り入れることが比較的難しかった鉄道や灌漑等のインフラ整備事業で女性のニーズに配慮した事業デザインを取り入れ、ジェンダー主流化を推進している。また、技術協力でも、コミュニティ開発や一村一品プロジェクト等女性を対象とした事業を実施し、女性の経済的エンパワメントを支援しており、複数の事例において女性の社会進出や地位向上等のインパクトに結び付いている。

また、ジェンダーに関する国際社会との連携に関して、紛争と女性の課題について日米連携のもとで調査研究を開始し、WAW!のサイドイベントとして国際シンポジウムを開催し、日本の取組を広く共有した。また、国連安保理決議1325号を受けた日本の行動計画の策定プロセスに貢献した結果、9月に「女性・平和・安全保障に関する行動計画」が発表された。2015年度はこれを踏まえたモニタリングのための体制検討を行い、来年度以降にモニタリングを実施予定である。

さらに、防災とジェンダーについては、2015年3月の国際防災会議で発表された政府のイニシアティブを受けて、アジア7か国の代表を招へいし、防災における女性のリーダーシップについての研修等を行った。この成果を踏まえ、防災におけるジェンダーへの対応にあり方についての本邦研修を今後3年間開催していく予定である。

以上を踏まえ、構内のジェンダー主流化のための取組により開発途上国各国でジェンダーに配慮したより多くの事業を開始したことや、「女性・平和・安全保障に関する行動計画」の策定を踏まえ、優良事例の調査研究や政府が主導するモニタリングに向けた体制整備により、政府が掲げる「女性の輝く社会」に大きく貢献したことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られたと認められる。

<課題と対応>

2016年度には実施中の事業レビューや事後評価調査を通じて、機構の様々な事業でのジェンダー視点の取組の優良事例や教訓が取りまとめられる予定である。準備中の案件ではジェンダー主流化のニーズ調査を導入していることから、より積極的に女性の参画につながる活動を展開していく。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 19	事業評価
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 27 年度開発協力重点方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
外部事後評価着手件数 ・技術協力 ・円借款 ・無償資金協力			96 20 50 26	79 20 41 18	98 20 51 27	92 26 35 31	
内部事後評価着手案件 ・技術協力 ・無償資金協力			43	62 32 30	78 55 23	73 53 20	
評価結果ウェブサイト公開件数（和文／英文）			138／ 137	184／ 182	188／ 182	167／ 165	
テーマ別評価実施件数			2	3	3	2	
汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（累積）	10 分野	0 分野			5	9	
開発課題別の指標整備（累積）	80%	0%		22% (6 分野)	52% (8 分野)	87% (6 分野)	
研修実施件数	10 回	10 回			新規	15 回	
② 主要なインプット情報							
	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		
従事人員数（人）	14	16	16	16			

（注）汎用性・実用性の高い教訓の横断分析及び開発課題別の指標制度割合は第 3 期中期計画全体の累積目標。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>（6）事業の横断的事項に関する取組</p> <p>（ハ）事業評価</p> <p>客観的な事業の運用・効果指標の設定を含む事前評価から、当初想定した事業効果の発現度合い及び事業実施からの教訓の抽出を含む事後評価にいたる体系的かつ効率的な事業評価（PDCA サイクル）を適切に実施する。また、これらの事業評価の内容について国民にわかりやすい形で公表し、「ODA の見える化」を推進するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業等にフィードバックする。</p>
<p>中期計画</p> <p>（6）事業の横断的事項に関する取組</p> <p>（ハ）事業評価</p>

<p>(一段落目は中期目標と同内容のため省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事後評価の着実な実施を通じて事業評価の質を高めるとともに、得られた教訓の事業へのフィードバック強化に資する適切な評価情報の共有に取り組む。 ● 国民への事業評価結果の情報開示を改善しつつ、よりわかりやすく迅速な発信を進める。 ● プログラム化の進捗も踏まえたプログラムレベルでの評価やインパクト評価等、新たな評価手法の実施に取り組む。
<p>年度計画</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(ハ) 事業評価</p> <p>① 事後評価を着実に実施し、適切な提言や教訓を得る。また、得られた教訓を事業に反映できるよう、活用プロセスの改善に取り組むとともに利用しやすいデータベースに蓄積する。事業評価の質の向上については、開発課題別に標準的指標と代表的教訓を整理した参考資料を活用し、評価に携わる内部及び外部人材等の能力強化を行うとともに評価結果の定性分析を行う。</p> <p>② 事業評価年次報告書を分かりやすい形で作成・公開し、速やかにウェブサイトでも公開する。また、各事業の評価報告書等のウェブサイトへの掲載を促進する。</p> <p>③ プログラム単位の協力事業の評価に関連し、開発事業のロジックモデルの改善に役立つ効果的アプローチの分析を行う。また、インパクト評価の実施により、事業効果のより正確な測定に努める。また、その結果を、内外への発信や事業の改善に活用する。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 19-1 事後評価の実施及び透明性の向上（説明責任） （定性的指標）事業評価年次報告書の作成・公開</p> <p>指標 19-2 事業評価を通じた学習・改善の促進 （定量的指標）汎用性・実用性の高いナレッジ教訓の整備（2016年度までの累積目標）：10分野、開発課題別の指標の整備：80%</p> <p>指標 19-3 事業評価にかかる人材育成や対外発信の実施 （定量的指標）研修：年10回</p>

3-2. 業務実績

指標 19-1 事後評価の実施及び透明性の向上（説明責任）

1. 事後評価の実施及び情報公開

(1) 事後評価の実施

- **外部評価**：評価対象となる原則10億円以上の全ての事業100件（内訳：技術協力20件、有償資金協力53件、無償資金協力27件）に対し外部評価を実施した。評価結果は速やかに機構ウェブサイトで公表した。
- **内部評価**：2億円以上10億円未満の案件に対し内部評価を実施した。2015年度の内部評価完了案件は61件（内訳：技術協力37件、無償資金協力24件）。評価結果は機構ウェブサイトで公表した。

(2) 事後評価報告書

機構の事業評価に関する2015年度の活動を取りまとめた事業評価年次報告書2015を機構ウェブサイトで公表した。横断分析や詳細分析の記事を充実させる等、説明責任と評価の質の向上の両方で充実を図った。

2. 評価における透明性の向上

- **事業評価外部有識者委員会の開催**：年2回開催し、事後評価の手法の改善や戦略性強化に関する助

言を得た。

- **透明性確保のための事業評価外部有識者委員会によるレビュー**：6月に実施された行政事業レビューにおいて、機構の「評価事業」で改善すべき点として、評価におけるより一層の透明性の確保が挙げられた。同指摘に対応するため、各界の有識者からなる事業評価外部有識者委員会において、機構の外部評価制度（プロセス）及びその結果（サンプル）のレビューを行った。外部評価の制度（プロセス）については、客観性や質を担保した制度運用という観点で透明性の検証を行ったところ、「丁寧な手続きが整備・実施されており」、説明責任の観点からは「高い制度運用の水準を誇っている」との評価を得た。また、評価結果（サンプル）に対して、論理的に説明されているか、適切なエビデンスに基づいているかという観点で透明性の検証を行ったところ、説明責任の観点からは特段の問題の指摘はなかった。以上のとおり、行政事業レビューの指摘に対して、外部有識者の知見を活用し迅速かつ的確に対応した。
- **事後評価の機構内基本文書の公表**：透明性を一層向上する観点から、機構の事後評価の基本文書である「事後評価レファレンス」及び「事後評価プロセス」を機構ウェブサイトで公表し、説明責任の向上を図った。

3. 戦略的な取組

- **外部評価への多様な主体の参加の促進**：6月に実施された行政事業レビューにおいて、機構の「評価事業」で改善すべき点として、外部評価への多様な主体（NGO、大学、開発途上国等）の参加の促進が挙げられた。同指摘に対応するため、2015年度に開始した外部評価3事業について、平和構築や環境社会配慮等の観点の評価するため、NGO（現地／日本）や大学（現地／日本）が参加する形での評価に着手した。
- **外部評価従事者の裾野拡大**：中長期的に外部評価従事者の裾野を拡大するため、大学向けに機構の事後評価にかかる個別説明やセミナー開催等の準備に着手するとともに、NGOとの意見交換等を行った。

指標 19-2 事業評価を通じた学習・改善の促進（過去の事業からの学びを開発事業・政策の改善へ結びつける）

1. 事後評価の質の向上に向けた取組

- **汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（ナレッジ教訓）**：個別事業から得られた重要な教訓を類似案件等に活用しやすい形に分析・加工する取組として、廃棄物管理、下水道管理、地方行政、平和構築の4分野で横断分析を実施した。横断分析結果は機構内で検索可能なように蓄積し、主要な活用主体である事業部の分析結果へのアクセスを改善した。
- **技術協力プロジェクトの開発課題別の指標の整備及び代表的教訓レファレンス**：事業の案件形成、事前評価段階において、協力の効果を客観的かつ定量的に分かりやすく示すための参考となるよう、開発課題に応じた標準的な指標例を整理している。さらに、代表的な教訓を整理し、事業の質の向上を目指している。2015年度は6分野（水産、自然環境保全、エネルギー、運輸交通、都市・地方開発、気候変動）を作成し、機構ウェブサイトで公表した。これにより、機構が取り扱う開発課題のうち累積で87%の指標及び代表的教訓のレファレンスを整備した。同レファレンスは事業の事前評価で協力効果を測定するための指標を設定する際に参照され、事業部門での研修等でも活用されている。

- **JICA 事業評価ハンドブックの作成・公開**： 機構内外の開発実務者が事業評価を実施する際に必要な基礎知識や考え方をまとめた参照資料として新たに編集し、機構ウェブサイトで公表した。同ハンドブックは、2014年に策定した事業評価ガイドライン（第二版）を補完する資料であり、事業スキーム（有償、無償、技術協力）ごとの評価の視点を整理した。
- **評価手法や分析の深化**： 事業評価外部有識者委員会の助言を踏まえ、有効な教訓を導出する観点から妥当性の分析をさらに深めるために、試行的に追加的な視点で分析を行った。また、事業がもたらした効果を効率性の観点で評価するため、費用効果分析を試みた。

2. 事業へのフィードバック強化

- **外部評価総合レーティングが低い事業（4段階最下位）への対応**： 2015年度の外部評価完了案件で該当する10案件全てに対し提言・教訓を踏まえた機構事業部門の対応を取りまとめ、事業評価年次報告書で公表した。
- **新規事業への教訓のフィードバック**： 機構事業部門が行う事前評価の質を高めるため、担当事業部による事業事前評価表の決裁前に評価部との協議を義務付けている。2015年度に事業部が行う全ての新規案件の計画・審査段階の事業事前評価表等（491件）に対して評価部から教訓をフィードバックし、助言・支援を行った。
- **事後評価結果の組織内共有**： 事後評価結果を機構の事業部門に直接フィードバックするために説明会を4回実施し、237名が参加した。事後評価からの学びと教訓に加え、横断分析から得られた示唆を共有した。

3. 教訓等の評価結果の活用促進

- **汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（ナレッジ教訓）の活用促進**： 事業部門が作成する課題別指針等に教訓の横断分析結果を反映し、事業部門での研修・勉強会等でも活用するなど組織的な活用を進めたほか、国際会議等でも発信した。また、事業評価外部有識者委員会において同横断分析の活用状況を報告した。なお、これらは6月の行政事業レビューでの指摘事項（ナレッジ教訓の活用）にも対応する取組である。
- **事後評価における教訓の活用状況の確認**： 2015年度に開始した外部評価6事業において、事業実施段階における教訓の活用状況の確認に着手した。

4. 戦略的な取組

- **過去の事後評価結果の統計分析**： 過去の傾向を把握して事業の計画・実施を行い、評価制度の改善に向けたフィードバックを得るため、過去の外部評価結果約740件に対する定量分析及び定性分析に着手した。その結果、2015年度は評価結果のスキーム（有償、無償、技術協力）毎の傾向分析、評価結果に影響を及ぼすと考えられる要因の検証、特定国（フィリピン）の評価結果の分析などを試行的に行った。2016年度以降も継続的に実施し、分析を深化させる予定である。
- **評価対象の特性に合わせた評価**： 事後評価結果から有用な教訓を導出するため、横断分析（例：相手国政府負担と開発効果）や詳細分析（例：モデル開発と制度化）を行い、事業評価年次報告書で公表した（5件）。また、開発協力大綱に記載された「評価対象の特殊性に合わせた評価」に対応するため、2015年度に着手した事後評価（外部評価）において平和構築等の分野で評価対象の特性を踏まえた追加的な分析（9件）に着手した。

- **インパクト評価等**：更なる事業効果の向上と事業の質の改善のために根拠（エビデンス）に基づく事業実施を推進しており、その主要なツールとして「インパクト評価」を推進している。2015年度はバングラデシュの「母性保護サービスプロジェクトフェーズ2」（技術協力）、フィリピンの「ムスリム・ミンダナオ自治地域平和・開発社会基金事業」（有償資金協力）等のインパクト評価を実施した。また、ブルキナファソ「住民参加型学校運営改善計画」（技術協力）でもインパクトを分析した。さらに、日本評価学会や国際会議において、JICAの取組を発信するとともに、インパクト評価を担う実務者の育成のために外部向け研修を行った。なお、インパクト評価の推進は6月の行政事業レビューでの指摘事項（OECD/DAC以外の評価基準）にも対応した取組である。
- **プログラム単位の評価等**：汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（ナレッジ教訓）の抽出過程で開発事業のロジックモデルの改善に役立つ効果的アプローチの分析を行い、また事業評価ハンドブック（上述1.参照）に開発効果発現の明確化の記載やプログラム評価の評価可能性を高めるための解説を記載した。
- **ジェンダー視点からの取組**：2015年度に着手した事後評価において、計画時にジェンダー視点での指標等が設定されていない事業についても事後評価段階で可能な限りジェンダー視点での実績・効果の把握・分析を積極的に試みることを通じて、ジェンダー視点を強化した評価に取り組んでいる。

指標 19-3 事業評価にかかる人材育成や対外発信の実施

1. 人材育成

- **内部向け研修**：職員等の評価能力向上のため、機構の事業評価制度や評価結果の活用等について研修を実施した（計15回、受講者263名。新入職員向け1回、42名）。また、在外事務所で事後評価に関わる所員（主にナショナルスタッフ）を対象とした内部評価に関する研修を実施した。テレビ会議での研修に加え、初の試みとして講師を在外事務所に派遣して周辺事務所も参加するワークショップ形式でも実施し、参加者間の意見交換や協働体制を活性化した（計9回、受講者163名）。
- **外部向け研修**：初の試みとして、機構事業に従事する実務者（外部評価者等）を対象にインパクト評価研修や社会調査手法に関する説明会を実施した。また、日本評価学会の評価士養成講座で講義を行い、評価者の育成・拡大を図った（計6回、受講者126名）。さらに、協力相手国実施機関向けに評価に関するセミナーを実施した（計6回、受講者124名）。

2. 対外発信

- インパクト評価等について評価学会（5件）及び国際開発学会（2件）で発表した。またアジア・大洋州諸国を対象とした外務省主催のODA評価ワークショップで機構のインパクト評価にかかる取組を発表した。
- フィリピンの国家経済開発庁（NEDA：National Economic Development Authority）と機構合同で評価ワークショップを開催し、フィリピンに関する事後評価からの教訓等を共有した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

平成27年度春の「行政事業レビュー」では、外部からの視点の導入、ナレッジ教訓の活用状況の可視化、外部評価者の構成の検討などが指摘されたところ、それらの指摘事項に適切な対応を行うことを期待する。

<対応>

- ・外部からの視点の導入：事業評価外部有識者委員会において、機構の外部評価制度（プロセス）及びその結果（サンプル）のレビューを行った。その結果、機構の外部評価は、「丁寧な手続きが整備・実施されており」、説明責任の観点からは「高い制度運用の水準を誇っている」との見解を得た。同委員会の協議内容は機構ウェブサイトで公表した。
- ・ナレッジ教訓の活用状況の可視化：2014年度に作成したナレッジ教訓の事業部門における活用状況をモニタリングし、新規事業の検討に利用した他にも職員研修、国際会議での発信等の活用例があることを把握し、グッドプラクティスを関係各部に共有した。また、活用状況を事業評価外部有識者委員会で報告した。
- ・外部評価者の構成の検討：2015年度に開始した外部評価のうち3事業について、平和構築や環境社会配慮といった観点を評価するため、NGO（現地／日本）や大学（現地／日本）が参加する形での評価に着手した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：機構事業の「説明責任」と、「学習と改善」という二つの目的のもと、前者の目的「説明責任」のために事後評価を着実に実施し、結果を速やかに公開した。「学習と改善」では、事業評価の質を向上させ、過去の事業評価からの学びを開発事業や政策に結びつけるための取組を推進した。具体的には、事業の教訓を分析、加工する取組として、4分野における汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（ナレッジ教訓の作成）を行い、中期計画期間中に累積10分野での作成という目標に対し、累積で9分野での作成が完了した。また、外部評価総合レーティングが低い事業への対応や新規事業への教訓のフィードバック等を着実にを行い、事業へのフィードバックを強化した。さらに、協力の効果を客観的かつ定量的に分かりやすく示すための参考となる開発課題別の指標整備については、今年度6分野であらたに整備した結果、機構が取り扱う開発課題のうち累積で87%の分野で整備が完了した。これらの取組を通じ、評価結果の事業への活用等事業のPDCA体制が強化された。

特筆すべき成果として、2015年6月に実施された行政事業レビューでの指摘に機敏に対応し、事業評価外部有識者委員会での外部評価制度及びその結果の確認、情報公開の促進、多様な主体（NGO、大学等）の評価への参加促進を図る事後評価の開始など、具体的かつ確な取組を行った。とりわけ指摘事項である「評価の仕方自体が適切かどうか」という点に関し、事業評価外部有識者委員会において事後評価のプロセス及び評価結果について透明性を確認したところ、委員からは「JICAの事後評価は、評価活動としてみた場合、高い制度運用の水準を誇って」おり、「非常に細かく丁寧に行われている」との高い評価を得た。このような評価はこれまで質や説明責任の向上に向けて内外取り組んできた成果と言える。

加えて、インパクト評価の継続的な推進や、機構で初の試みとなる過去の事後評価結果の統計分析、開発協力大綱を受けた評価対象の特性を踏まえた追加的な分析への着手、ジェンダー視点の強化など、質の高い評価を行うため不断の取組を行っている。これらの迅速かつ適切な改善取組も、事業評価外部有識者委員会において高い評価を受けている。

以上を踏まえ、課題別の指標整備等では当初計画を前倒しで達成する成果等を上げており、多様な主体の参加による説明責任の一層の向上や、統計分析や追加的な分析による評価を通じた学習の深化が図られたことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

2015年度に評価部門の体制を課題別に改編した。この定着により、2016年度以降評価を通じた学習の深化に向けた取組をさらに進める。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 20	安全対策の強化
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 27 年度開発協力重点方針
当該事業実施に係る根拠 (個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 (平成 28 年度) 未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット (アウトカム) 情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
関係者に対する安全対策指導の取組							
赴任前研修等での安全対策研修・交通安全対策研修の実施回数 (回)	55 回	49 回	57	54	84 (注)	85	
安全確認調査及び安全・交通安全巡回指導実績国数	25 か国	20 か国	33	33	27	30	
コントラクター等に対する安全対策の取組							
実施状況調査 (有償・無償) 及び安全管理セミナー回数	132 回	90 回	90	105	190	158	

(注) 2014 年度より新規実施の短期ボランティア講座、職員研修 (セルフディフェンス) 及びバイク講座も計上。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(二) 安全対策の強化</p> <p>機構は、安全情報を収集し、機構事業関係者に対し、適切な安全対策を講じる。</p>
<p>中期計画</p> <p>(一段落目は中期目標と同内容につき省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海外における事業の実施現場が開発途上地域であることを踏まえ、各国の治安状況や交通事情等のリスクや昨今頻発しているテロリスクを考慮した安全対策措置が不可欠である。この観点から、派遣専門家、ボランティア、職員等の関係者に対し適切な安全対策を講じる。 ● 施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組みの強化を図る。
<p>年度計画</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(二) 安全対策の強化</p> <p>④ 関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーションを確実に実施するとともに、派遣中の安全対策を継続的に実施する。</p> <p>⑤ 施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府、事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組を徹底し、必要に応じて支援する仕組みを強化する。これまでに取り組んできた執務参考資料の機構内での周知徹底、実施状況調査等によるコンサルタント及びコ</p>

ントラクターへの助言、事故原因の分析と再発防止策の実施、ODA 建設工事安全管理ガイドンスの適用等を行う。また、新たな取組として、安全管理意識の醸成のため、安全対策強化月間キャンペーンを行う。

主な評価指標

指標 20-1 関係者に対する安全対策の状況実績

(定量的指標) 赴任前研修等での安全対策研修・交通安全対策研修の実施回数：55 回、安全確認調査及び安全・交通安全巡回指導実施国数：25 か国

指標 20-2 コントラクター等に対する安全対策の状況

(定量的指標) 実施状況確認調査及び安全管理セミナー：132 件

3-2. 業務実績

指標 20-1 関係者に対する安全対策の実績

海外での治安状況に対する懸念が高まる中、引き続き関係者に対する安全対策を強化した。こうした取組もあり、2015 年度の犯罪被害件数は 399 件（2013 年度 418 件、2014 年度 396 件）と例年と同水準を維持した。

1. 本部における安全情報の収集・分析・共有と安全対策への反映

- 機構関係者の派遣国・地域の治安動向等に係る安全情報を常時収集し、適宜リスク分析の上、海外拠点等の関係者に共有するとともに、渡航措置や行動規制に随時反映した。また、必要に応じて海外拠点に配置した安全対策アドバイザーや外部情報リソースに詳細情報収集を依頼し、より精度の高い安全情報収集と共有に努めた。こうしたリスクの高い地域へ関係者を立ち入らせない取組を通じ、犯罪やテロ被害の未然防止に努めた。

2. 関係者に対する安全対策強化のための取組

(1) 派遣前の機構関係者に対する安全対策講習の実施

- 関係者の安全意識向上のため、派遣前安全対策講習を計 85 回実施した（安全対策 56 回、交通安全対策 29 回。2014 年度計 84 回）。同安全対策講習では、近年の犯罪被害や交通事故の発生傾向を分析の上、事故防止に向けた対策等を関係者に周知した。また、テロ遭遇の場合の予防・回避策を取りまとめ関係者へ広く周知した。

(2) 海外拠点の安全対策強化のための取組

- **安全確認調査**：海外拠点を対象とした安全確認調査を延べ 8 か国（2014 年度 11 か国）、安全・交通安全巡回指導を 22 か国（2014 年度 16 か国）で実施した。
- **海外拠点における安全対策の強化**：各国・地域ごとの渡航制限及び行動規制の設定により被害防止に努め、テロの標的となりやすい場所に立ち入らないよう注意喚起を行うとともに、既存の安全対策・行動措置等を再確認し、関係者に改めて周知して対策を強化した。また、治安状況に対応してより機動的に対応するため、海外拠点への安全対策アドバイザー配置による現地情報収集能力の強化、緊急連絡体制の整備（毎月の在外緊急連絡網の更新、衛星携帯電話等配置）を行った。さらに、犯罪リスクを低減させるため海外拠点で警備員の配置・防犯設備・機材整備といったハード面での防犯体制の強化等も実施した。
- **テロ事件に対する機動的な対応**：2015 年度は、フランス、トルコ、ベルギー、マリ、ブルキナファ

ソ、コートジボワール、インドネシア、タイ等でのテロ発生を受け、治安情勢に係る情報収集・分析・発信の強化に取り組んだ。また、長期赴任者の犯罪・事故に加えてテロへの巻き込まれを防止するためテロ対策の説明や実技指導を加えるなど講習を強化した。とりわけ、紛争影響国等に赴任する人員に対して、これまで実施してきた誘拐や銃撃や爆発物爆破等も想定した国連高等難民弁務官事務所（UNHCR）や軍隊と連携した実践的な訓練に加え、本邦における実践研修も試行的に実施した。

(3) 資金協力関係者の安全対策強化

- 有事の際の緊急連絡網に関し、専門家、調査団、ボランティア等に加え、資金協力事業に係るコンサルタントや施工業者等を含む様々な邦人の開発協力関係者も登録する取組を開始し、企業向けのセミナー等において同取組に係る説明も行った（57 か国で延べ 420 以上の企業が登録）。平時の治安情報の発信とともに、有事の際の安否確認も行っている。

3. 治安が悪化した国等における緊急対応の実績

- **即応体制**：平日夜間、休日・祝日も含む 24 時間緊急連絡待機体制を本部内に確保し、海外拠点等からの緊急連絡への即応に努めた。2015 年度は 157 件の在外緊急連絡に対応した。
- **緊急対応の実績**：大地震、クーデター、選挙による治安悪化等を踏まえ、ネパール、ブルンジ、ブルキナファソ、ベネズエラで国外退避（避難一時帰国）措置を行った。また、チュニジアでテロ襲撃を踏まえボランティアの国外退避を行ったほか、バングラデシュでもテロ殺害事案を踏まえて安全が確保しえない一部のボランティアの国外退避を行った。

指標 20-2 コントラクター等に対する安全対策の状況

1. 指針文書の周知・運用の徹底

(1) 周知の徹底

- 2014 年度に策定した「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」及び「施設建設等を伴う ODA 事業の工事安全方針」を活用して工事安全対策を推進するため、機構内外向けの研修（在外赴任者向け研修 11 回、工事安全対策担当者向け講習会 3 回、国際建設技術協会との協働による能力強化研修 1 回）を開催し、同ガイドンス及び同方針の周知を徹底した。

(2) 運用の徹底

- 「施設建設等事業の安全対策委員会」を開催し（2016 年 3 月）、2015 年度の安全対策の取組実績の確認、事故の発生状況の確認及び原因・傾向の分析を通じて安全対策の改善策を検討した。取組実績と改善策の検討の過程で「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に基づく安全対策/施工プランの効果等を確認し、必要な改善を行うこととした。

2. 現場における安全対策強化のための取組

(1) 安全対策強化キャンペーン

- 工事安全対策の徹底を目的とし、全世界の海外拠点（工事関連事業のない拠点を除く）を対象とした初の取組として安全対策強化キャンペーンを実施した。講習会を通じて海外拠点の工事安全対策担当者の意識が向上し、また現場パトロール（29 か国）を通じて相手国関係者（実施機関、コント

ラクター、コンサルタント)の意識向上と現場における対策の徹底につながった。

(2) 組織的な安全対策の推進

- 個別の事故事案に対して事故原因、再発防止策、工事实施上の留意事項等の技術的助言を取りまとめて関係者へフィードバックし、再発防止に努めた。また、事故事案の頻発した事業に対してレターや申入れ等を通じて実施機関、コントラクター、コンサルタントに工事安全対策の改善の徹底を促した。

(3) 資金協力の実施状況調査

- 各現場での安全対策の徹底と事故の予防のため、無償資金協力業務関連で44か国92件(2014年度33か国91件)、有償資金協力事業関連で6か国16件(2014年度9か国32件)の実施状況調査を実施し、現場の安全対策の状況確認と改善提案等を行った。10月に実施した円借款の本邦技術活用条件(STEP)案件に関する施工安全確認調査(インド及びケニアの計2案件を対象)では、JICA事務所、先方実施機関、コンサルタント、コントラクター等の参加の下、ODA建設工事安全管理ガイドランスの説明・質疑応答、日本における事故防止対策の制度的枠組みや対策事例の紹介、貨物専用鉄道建設事業およびモンバサ港開発事業で発生した工事事故の根本原因分析、安全管理に対する改善提言等を実施した。

(4) 開発途上国関係者の安全意識の醸成

- 課題別研修「社会基盤整備における事業管理」コースにおいて、安全管理に関する講義・視察を実施した(13か国から13名が参加)。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、現場における適切かつ十分な安全配慮を行うとともに、有償資金協力で携わる企業関係者を含め、コントラクターに対する安全対策を確実に進めることを期待する。

<対応>

機構内外に対する各種研修を通じた工事安全対策に関する指針文書の周知・運用の徹底、安全対策強化キャンペーン等を通じた現場における安全対策の強化に努め、安全対策を積極的かつ確実に進めた。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：機構関係者に対する安全対策について、テロが拡散・頻発し海外の治安リスクと関係者への脅威が高まる中、治安情報収集分析発信及び渡航措置等への適切な反映、派遣前関係者の安全意識向上の促進に努めるとともに、海外拠点の安全対策を強化し、治安が悪化した国等においては迅速な緊急対応等を実施し、テロ被害防止に向けた対策を推進した。こうした取組もあり、犯罪被害件数は低減傾向を維持しており(2011年度以前は500件以上に対し、2014年度396件、2015年度399件)、テロ被害巻き込まれも発生していない。

コントラクター等に対する安全対策については、「ODA建設工事安全管理ガイドランス」及び「施設建設等を通じたODA事業の工事安全方針」等の指針文書の機構内外の研修等を通じた周知・運用を徹底

した。また、現場における安全対策強化の取組として、初の取組である安全対策強化キャンペーンを実施するとともに、資金協力の実施状況調査及び安全管理セミナー（2015年度158件、2014年度190件）を行い、海外拠点における安全対策を徹底した。こうした取組もあり、事故事案報告件数は33件（2014年度35件）となった。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

<課題と対応>

引き続き、治安情報収集分析、事件事故・緊急事態対応を含む安全対策を確実に実施する。コントラクター等に対する安全対策に関し、特に事故件数の多い国や事業規模の大きい国に対して重点的に安全対策を推進する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 21	外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 27 年度開発協力重点方針
当該事業実施に係る根拠 (個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表 (平成 28 年度) 未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(ホ) 外交政策の遂行上その他必要な措置の実施</p> <p>機構は、独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。</p>
<p>中期計画</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(ホ) 外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施</p> <p>機構は、独立行政法人国際協力機構法 (平成 14 年法律第 136 号。以下「機構法」という。) 第 40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。</p>
<p>年度計画</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(ホ) 外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施</p> <p>独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく、主務大臣の要請に対して、迅速に対応する。</p>
<p>主な評価指標 なし</p>

2-2. 業務実績

2015 年度は、独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく主務大臣の要請の実績はなかったため、報告対象外とする。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 22	組織運営の機動性向上
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (2011 年度)	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
◎国内拠点の利用者数 (人)	年度計画に掲げる目標値 (2012 年度は 47 万人。 2013 年度以降は前年度実績以上)	561, 136	589, 572	651, 885	838, 142	859, 610	

◎2015 年度計画で当初より設定している評価指標

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 組織運営の機動性向上</p> <p>機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく取組を着実に進め、開発途上地域のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化等の内外の環境の変化に対応し、戦略的、効果的な援助を実施する体制を整備する。この観点から、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、必要な機能強化を図りつつ、組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、本部体制の適正化に向けスリム化を行う。</p> <p>海外拠点については、国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化のため必要な見直しを行う。また、効果的・効率的な事業実施のため、着実に国内の人員を在外の人員へシフトすること等により、国別分析の強化や事業展開計画、現地 ODA タスクフォースへの参画等を通じ、多様化するニーズを的確に把握し、海外の現場における被援助国関係者や他ドナーとの対話や案件形成機能等、現場機能の総合的な強化に取り組む。さらに、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。</p> <p>国内拠点については、個々の必要性等を検証し、配置の見直しを進めるとともに、それぞれの拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による検証結果を踏まえ、地域特有の経験やネットワークを活用し、開発途上地域における開発課題の貢献のみならず、地域における国際協力の結節点として、その強化に努め、国民の国際協力の理解・共感、支持、参加を促進する。</p>
<p>中期計画</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の機動性向上</p> <p>(一) 一段落目は中期目標と同内容のため省略</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 独立行政法人の制度趣旨を活かし、地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう本部体制の見直しを行い、必要な機能強化を図りつつ、部や課の再編を通じた本部体制のスリム化を行う。 ● 海外拠点について、開発途上地域の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。 ● 各国の状況に応じ、現地職員の一層の活用を図る観点から研修の充実や業務実施体制の見直しを行うとともに、国内から在外への着実な人員シフト、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。

- 広尾センターの機能移転、大阪国際センターと兵庫国際センターの統合に当たっては、それぞれの拠点がこれまで果たしてきた役割や実績を損なうことなく、体制の見直しを進める。札幌国際センターと帯広国際センターについては、地元自治体・関係者との調整を踏まえて統合し、また、東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業のあり方、海外移住資料館の扱い及び施設の稼働率等を踏まえ統合を検討し、一定の結論を得る。
- 国内拠点については、国民の国際協力への理解・共感、支持、参加を促進する観点から、また、中小企業及び地方自治体等の海外展開を支援する観点から、民間企業、NGO、地方自治体、大学等との多様なパートナーとの連携を促進し、技術協力、ボランティア事業、市民参加協力、開発教育支援、広報、調査等への取組を通じ、各拠点の特性を活かした効果的かつ効率的な活動を行う。

年度計画

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の機動性向上

- ① 政府開発援助に関する政府の施策及び地域・国ごとの援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応並びに戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう、本部の組織編成及び各部署の果たすべき機能・役割の見直しを行う。
- ② 開発途上地域の政治経済・治安等の国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間、安全配慮が必要な長期滞在者等の状況を踏まえ、海外拠点の配置適正化のための必要な見直しを行う。また、他法人海外事務所との共用化・近接化について、政府方針等の趣旨に従い、適切に対応する。
- ③ 現地職員の育成に向けた取組を更に推進するとともに、引き続き海外拠点におけるニーズに応じた適切な人員配置、本部からの在外支援機能の強化等に努める。また、現場の状況に迅速かつ柔軟に対応するために導入した事務所運営の枠組みについて、適切な運用とモニタリングを行うとともに、制度のレビューに着手する。
- ④ 再編された国内拠点体制において滞りなく業務を実施する。東京国際センターと横浜国際センターの役割・機能、統合の可能性について検討を進める。
- ⑤ 国内拠点を通じて多様な関係者との結節点としての役割を果たすべく、民間企業、NGO、地方自治体、大学等とのパートナーシップを強化し、拠点の特性をいかした活動を行う。民間企業については、特に中小企業海外展開支援に資する活動を行う。これらの取組を通じ、利用者数について平成26年度実績を上回ることを目指す。

主な評価指標

- 指標 22-1 開発ニーズに戦略的かつ柔軟に対応するための本部組織の改編状況
- 指標 22-2 海外拠点の配置適正化に向けた取組状況
- 指標 22-3 現場機能の強化に向けた取組状況
- 指標 22-4 国内拠点の配置見直しに向けた取組状況
- 指標 22-5 多様なパートナーとの連携等を通じた国内拠点の効果的な取組状況
(定量的指標) 国内拠点の利用者数：2014年度実績以上

3-2. 業務実績

指標 22-1 開発ニーズに戦略的かつ柔軟に対応するための本部組織の改編状況

- **開発ニーズへの適切な対応のための再編**：東南アジア・大洋州部においてミャンマーなど一部の国に係る業務増大への対応および課ごとの業務平準化を図るため、マレーシアに関する業務を同部東南アジア第二課から同第一課に、タイに関する業務を同第二課から同第三課に、カンボジアに関する業務を同第四課から同第二課に移管した。
- **専門分野への対応強化のための再編**：昨今世界的に支援ニーズが高まっている防災分野、水資源分野について、それぞれの専門分野に特化した形で対応能力を強化できるよう、地球環境部の水資源・防災グループを水資源グループと防災グループに分割再編した。また、従来の食料自給・農業分野における支援内容の多様化に応え、担当者それぞれが高い専門性をもって付加価値の高い案件形成・監理に当たることができるよう、農村開発部内各グループの分掌を地域・国別から課題別（農業・農村開発第一グループ：商業的農業の支援に関する業務／同第二グループ：食料の自給・安定

生産に関する業務)に再編した。

- **事業主管部門への支援とフィードバック強化のための再編**：事業主管部門への支援強化のため、調達部において各事業部が所掌する課題分野に関する知識の蓄積・活用が可能となるよう、同部の契約第一課および契約第二課の分掌を地域・国別から事業部別に再編した。また、事業評価を通じて事業の経験・知見を蓄積し、事業へのフィードバックを強化するとともに、増加する事後評価を効率的に実施するため、これまで評価スキームごとで課の分掌を分けていたものを、課題ごとの分掌に再編した。
- これらの取組の結果、2015年度末時点での課数は130課となっている（基準値145課：2011年4月）。

指標 22-2 海外拠点の配置適正化に向けた取組状況

- **適正な配置**：海外拠点の配置については、開発途上地域の政治・経済・社会情勢や治安情勢等の変化、協力実施状況等を踏まえた適正化を図るべく継続的な検討を行っている。外務省におけるブルンジの兼轄について、2014年度後半にケニアからルワンダに変更となったことに伴い、機構においてもルワンダ事務所がブルンジを兼轄するよう変更した。また、キューバへの支援強化のため、2015年10月にキューバ事務所を新たに設置することを決定し、現地開設に向けた準備を進めている。さらに、現地情報の効率的収集、機動的対応を行うため、アルジェリアを本部所掌からチュニジア事務所の兼轄に変更した。
- **他法人海外事務所との共用化・近接化**：中華人民共和国において6月に日本政府観光局（JNTO: Japan National Tourism Organization）が機構と同じ物件に移転した。機構事務所が縮小したスペースに賃貸先を探していたJNTOを案内・招致したもので、機構事務所外部打合せスペースもJNTOと共用することで効率化を図った。

指標 22-3 現場機能の強化に向けた取組状況

- **3か年の運営計画に基づく機動的な海外拠点運営**：機構は、現場のニーズ・状況に応じた機動的かつ効率的な海外拠点の運営を実現すべく、2013年度に各事務所の3か年の運営計画の仕組みを試行的に導入し、各事務所において2014-2016年度の計画の運用を開始した。2015年9月に中間レビューを実施し、各海外拠点での運営計画の施行状況を確認した。その結果、事務所長の裁量に応じた要員や予算の運用によって、状況に応じた機動的な対応が可能になった等、拠点運営計画の導入の効果が確認された。
- **現地職員の活用促進**：現地職員の積極的な活用を通じて海外拠点の運営機能を強化するため、人事部内に設置された現地職員マネジメント支援班を通じて、現地職員管理に係る海外拠点への支援を強化した。また、本邦研修の計画・実施・評価に至る一連の業務における現地職員の一層の活用を促すため、研修事業担当現地職員を対象とした本邦研修を実施するとともに、現地職員の本邦研修同行制度の活用を促進した。加えて、現地職員の活用とモチベーション向上をさらに促進するため、能力の高い現地職員の国を超えた活用や、管理職相当での活用を含めたキャリアパスの構築等、具体的な制度の見直しに係る検討を行った。さらに、本年度も現地職員の能力強化の機会を拡大するため、職員のコアスキル習得のための研修「JICA アカデミー」の一部を現地職員向けに英語で実施した。（指標 33-3 参照）
- **国内から在外への定員のシフト**：2014年度の外務省独立行政法人評価委員会の指摘「現場機能の強

化については、在外への人員シフトと人件費の抑制の両立が困難な点は理解するが、長期的には海外拠点の人員増を可能にする方途も検討すべきである。」も踏まえて、2015年度の予算要求にて在外定員を含む増員のための予算を要求し、在外定員2名の増員が認められたことから、追加の配置を行った。また、2016年度の予算要求においても引き続き在外定員を含む増員を要求し、4名の増員が認められた。

- **海外拠点間の人員配置の見直し**：円借款を中心に事業量が増加しているインド及びバングラデシュ、アフリカにおいて社会・経済的に安定しており、支援の効果が高いと見込まれるエチオピア、ガーナ、セネガルなど、事業展開上喫緊に現場機能強化が必要となっている拠点については、職員の増員により態勢を強化した。一方で、将来的に事業量の減少が見込まれる拠点については減員を行った。また、2014年度に引き続き本部による海外拠点への支援を強化すべく、2015年度は9拠点の会計事務に係る権限の見直しを行い、一部業務を本部に移管することにより、これら海外拠点の事務の効率化を進めた。

指標 22-4 国内拠点の配置見直しに向けた取組状況

- **国内機関統合後の状況**：「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（2010年12月7日閣議決定）に基づく大阪国際センターの閉鎖及びその機能の兵庫国際センターへの統合（関西国際センターの発足）、札幌国際センターと帯広国際センターの管理部門の統合（北海道国際センターの発足）については、統合後も各センターにおいて滞りなく業務を継続している。また、地球ひろばについては、旧広尾センターから広報室に移管され、場所も市ヶ谷ビルに移転した後、広報室の有する各種広報リソースを有効活用することで、展示・企画内容を充実させている。
- **東京国際センターと横浜国際センターの統合にかかる検討の状況**：両センターの統合と機能整理について、国内拠点にかかる第三者検証会合に諮り（4月）、同会合での外部有識者の指摘を踏まえて、最終検討案を作成した。これに基づき、施設問題検討委員会で審議を行い、今後も両拠点を地域の結節点としてさらに有効活用していくことについて了承を得た（2016年3月）。

指標 22-5 多様なパートナーとの連携等を通じた国内拠点の効果的な取組状況

- 機構は、各国内拠点で地域内の企業、自治体、大学、NGO等の多様なパートナーとのネットワーク形成及び連携事業の促進等を進めている（活動詳細は項目8、9参照）。この結果、2015年度国内拠点の総利用者数は2013年度比29%増と大幅な伸びを見せた2014年度（83万8,142人）からさらに7%増となる89万6,420人となり、年度計画の目標値（前年度実績値）を上回った。利用者増加の原因として、国内拠点でのNGO、自治体及び企業（中小企業含む）の国際協力に関するセミナーへの参加や修学旅行生の訪問等の増加が考えられる。
- 国内拠点の事業実績、経費実績（事業）及び組織全般に関する情報は、表22-1、22-2、22-3のとおり。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

現場機能の維持・強化のため、在外への人員シフトに向けて引き続き取り組むと共に、現地職員を一層活用する方策を検討すべきである。

<対応>

現場機能の維持強化のための定員の増加に係る予算要求及び拠点間の事業量を踏まえた配置見直

しを引き続き実施した。加えて、現地職員に対する研修制度の強化を行うことで現場機能の強化を行うとともに、現地職員のモチベーション向上と能力向上の機会を創出するため、優秀な人材の国を超えての活用やキャリアパス構築に関する制度見直しを検討した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：B

根拠：本部組織体制について、開発ニーズに戦略的かつ柔軟に対応するため、地球環境部・農村開発部の業務分掌の変更、事業のニーズと業務量に対応した東南アジア・大洋州部内の分掌の変更等により人員配置の最適化を行った。

海外拠点についても、より現場のニーズの高い事務所への人員体制の増強を行ったほか、予算要求にて在外定員の増員を要求した結果増員が認められ、在外事務所の体制強化を行っている。また、現地職員に対する研修や本邦研修同行制度の実施を通じて能力強化への取組を継続するとともに、管理職への登用機会の創出等によるモチベーション向上の検討などを行った。他法人との共用化・近接化についても海外拠点において契約更新時の検討を継続した結果、中華人民共和国で JNTO との近接化を達成した。

国内拠点については、地域の様々なパートナーのネットワークの形成等により国内結節点機能を強化した結果、国内拠点の利用者は 859610 人を達成し、2014 年度の実績値及び中期計画に掲げる目標値（65 万 1,885 人）を上回った。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

< 課題と対応 >

現場機能の強化のため、現地職員の活用機会を一層向上させるとともに、引き続き本部を含む国内拠点、海外拠点の人員配置体制について援助ニーズへの迅速かつ的確な対応や国際情勢の変化等の業務を取り巻く趨勢に応じた最適化のための検討を続ける。

表 22-1 国内拠点の事業実績

		単位	北海道 (札幌)	北海道 (帯広)	筑波	東京	横浜	中部	関西	中国	九州	沖縄	東北	北陸	四国	二本松	駒ヶ根	地球 ひろば	合計	
研修員受入	研修員数合計 (a+b+c+d+e+f)	人	448	355	804	4,093	604	550	1,421	473	1,058	424	351	213	307	26	68		11,195	
	国別研修 (a)	国別研修 (a)	人	66	60	231	2,182	155	245	535	109	269	60	80	26	105				4,123
		課題別研修 (b)	人	293	233	491	1,191	296	229	717	198	468	293	115	38	91				4,653
		長期研修 (c)	人	8	4	31	167	13	25	103	44	81	9	22	4	9				520
		青年研修 (d)	人	67	38	31	0	15	51	0	88	137	55	124	142	92	26	68		934
		有償勘定研修 (e) *1	人	5	14	20	553	44	0	59	31	103	5	0	0	0	0	0		834
		日系研修 (f) *2	人	9	6	0	0	81	0	7	3	0	2	10	3	10	0	0		131
国民参加協力	草の根技術協力	パートナー型	件	3	2	3	53	4	8	6	2	8	1	1	2	2	0	0		95
		支援型	件	4	0	1	6	1	2	0	0	2	1	2	2	1	0	0		22
		地域提案型	件	1	1	0	2	1	0	2	1	1	2	2	1	1	0	1		16
		地域経済活性化特別枠（補正予算による草の根技協特別枠）	件	6	5	4	18	6	6	12	9	18	2	11	3	6	2	4		112
	市民参加型協力支援	出前講座	件	64	30	106	604	55	124	196	180	244	63	88	86	83	44	70	1	2,038
		国際協力実体験プログラム	件	3	7	0	0	1	2	1	2	2	1	1	1	1	3	0	2	27
		開発教育指導者研修	人	475	15	181	3,860	150	1,000	668	338	210	1,277	96	83	1,071	0	79	113	9,616
		教師海外研修	人	10	0	9	17	10	19	10	8	8	8	14	9	10	7	3	21	163
		在外スタディツアー*3	件	0	1	2	94	17	28	0	19	23	3	4	0	2	0	4	0	197
		ボランティア派遣前訓練・研修	人	0	0	0	289	33	0	0	0	0	0	0	0	0	557	593		1,472
	ボランティア	ボランティア募集説明会参加者数	人	543	122	242	3,804	920	1,398	2,007	655	1,305	309	444	255	518	276	360		13,158
		民間連携ボランティア派遣人数	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
		自治体連携ボランティア派遣人数	人	0	0	0	0	3	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0		7
		大学連携ボランティア派遣員数	人	0	0	8	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0		36
		NGO、企業団体、大学、自治体等との共催・後援イベント	件	36	6	0	41	33	142	64	23	23	2	12	12	9	13	13	44	473
	大学との包括連携協定・連携覚書締結数 *4	件	1	1	2	8	2	4	4	4	2	3	0	1	0	5	0	0	0	33
	自治体との連携協定・覚書締結数 *4	件	0	0	0	1	1	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	7
	民間連携事業・中小企業支援事業に関する説明会等への参加者	人	648	269	184	30	795	2,308	2,723	810	680	347	121	374	1,160	0	87	0	10,536	
	民間連携事業・中小企業支援事業に関する説明会への参加団体・企業数	法人	484	164	125	30	774	1,853	1,985	685	472	227	91	178	815	0	53	0	7,936	
	中小企業連携促進基礎調査 *5	件	0	0	1	0	2	3	2	1	1	0	2	3	0	0	1		16	
	中小企業海外展開支援案件化調査（採択数） *5	件	1	0	0	0	6	6	7	9	6	2	4	4	4	4	0	1		50
	中小企業海外展開支援普及・実証事業（採択数） *5	件	3	1	2	0	3	4	4	4	0	2	1	1	1	2	0	0		24

*1 国別（有償）、課題別（有償）、円借付帯（研修）、長期（有償）、有償技術研修の受入形態の研修員受入人数の合計。
 *2 日系研修は予算上は国民参加協力事業であるが、便宜上「研修員受入」の一部として記載。
 *3 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数。
 *4 累計値。
 *5 東京都、千葉県、埼玉県、群馬県、新潟県については本部にて対応。

表 22-2 国内拠点の経費実績（事業）

	単位	北海道 (札幌)	北海道 (帯広)	筑波	東京	横浜	中部	関西	中国	九州	沖縄	東北	北陸	四国	二本松	駒ヶ根	地球 ひろば	合計
研修員受入事業に係る経費	千円	899,774	484,627	1,509,596	3,357,902	704,623	630,922	1,944,650	690,516	1,552,569	1,083,083	436,870	346,215	306,896	41,454	111,392		14,101,089
国民参加協力事業に係る経費	千円	173,586	75,060	94,959	1,202,685	219,845	294,251	360,320	173,586	500,712	76,373	190,072	109,496	147,935	28,600	106,305		3,753,785

表 22-3 国内拠点の組織全般に関する情報

	単位	北海道 (札幌)	北海道 (帯広)	筑波	東京	横浜	中部	関西	中国	九州	沖縄	東北	北陸	四国	二本松	駒ヶ根	地球 ひろば	合計
国内機関・施設の運営に係る経費	千円	319,544	177,236	597,118	1,130,821	507,062	289,430	513,947	209,515	446,317	417,445	133,519	69,017	66,307	117,433	80,181		5,074,892
うち人件費 *6	千円	188,834	113,310	390,206	441,024	309,569	158,720	187,173	78,805	248,824	267,897	39,907	21,072	18,362	85,470	48,218		2,597,391
職員数	人	14	8	20	71	20	14	35	14	20	14	7	6	6	4	4		257
2015年度入館率 *7	%	54.9	64.7	62.3	63.1	71.4	58.7	66.6	58.4	45.6	51.3							60.3
2015年度一泊当たりの滞在コスト	円	5,760	6,477	3,158	3,158	4,207	5,944	4,871	3,243	6,035	4,992							
2015年度利用者数 *8	人	31,575	25,621	14,313	40,290	281,967	104,771	101,356	23,507	23,808	39,525	454	232	297	5,376	41,692	161,636	896,420
2014年度利用者数 *8	人	37,076	22,748	16,998	44,217	274,186	100,722	91,726	27,468	24,072	32,971	790	295	993	7,440	10,302	146,138	838,142

*6 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を各機関人数で割り戻して計算。

*7 入館率はゴールデンウィーク、年末年始を除く。

*8 旧広尾国際センターにあった地球ひろばは、2012年9月から市ヶ谷ビルに移転し、国内拠点から本部組織の一部となった。2013年度以降の国内拠点の利用者数については、データの継続性の観点から、市ヶ谷ビル地球ひろばの利用者数を含めている。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 23	契約の競争性・透明性の拡大
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施</p> <p>機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。</p> <p>(イ) 契約の競争性・透明性の拡大</p> <p>機構は、契約取引については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）及び「公共サービス改革基本方針」等の政府方針を踏まえ、優良案件の形成のために必要な開発コンサルタント育成にも留意しつつ競争性を確保する観点から、開発コンサルタント等が応募しやすい環境を整備し、一者応札・応募の改善方を講じる等の契約の点検・見直しを行う。併せて、機構は、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。</p>
<p>中期計画</p> <p>（一段落目は中期目標と同内容のため省略）</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減や契約手続きの更なる改善への取組を継続する。 ● 契約の透明性をより一層向上する観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、契約実績等の公表を行うとともに、選定過程に関し引き続き第三者による検証を行う。
<p>年度計画</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施</p> <p>(イ) 契約の競争性・透明性の拡大</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会等における点検の継続的な実施を図る。 ② コンサルタント等契約の手続きの改善の定着を図るために、企業等との対話強化を継続するとともに「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」を着実に実施する。 ③ 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、ガイドラインに沿った運用状況のモニタリングを行うとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。 ④ 契約の透明性を一層向上させる観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係者を有する法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続する。また、コンサルタント等契約の外部審査については前年度実績同程度の対象件数を維持する。 ⑤ 適正な事業実施に向けて、コンサルタント等契約における再委託契約の抽出検査等の取組を継続する。また、不正行為等に関する情報に対しては適切に調査を行い、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。 ⑥ 不正腐敗の防止のため、不正腐敗情報に係る相談窓口の強化、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」

の周知、ODA 事業の受注企業によるコンプライアンス徹底の促進を図る。また、相手国政府への一層の働きかけを行うとともに、相手国のガバナンス強化及び不正腐敗防止に関する能力向上支援を行う。

- ⑦ 関連公益法人との契約については、一般競争入札を原則とし、競争性のない随意契約は真にやむを得ない場合に限定するとともに、一者応札・応募の削減に向けた取組を進める。また、一定の関係を有する法人との契約実績の公表を通じて透明性の向上を図る。

主な評価指標

指標 23-1 一者応札・応募の削減に向けた取組状況

指標 23-2 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組状況

指標 23-3 契約の透明性向上に向けた取組状況

指標 23-4 不正行為等への対応

指標 23-5 関連公益法人との契約における競争性・透明性向上に向けた取組状況

3-2. 業務実績

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（2015 年 5 月 25 日総務大臣決定）に従い、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため調達等合理化計画を策定・公表している。同計画に基づき、以下の各種の取組を行った。

指標 23-1 一者応札・応募の削減に向けた取組状況

1. 一者応札・応募の実績

- 競争性のある契約における一者応札・応募の割合は、件数ベースで 29.4%（2013 年度 28.8%、2014 年度 27.6%）、金額ベースで 44.6%（2013 年度 37.9%、2014 年度 42.4%）となった。
- 契約件数の 3 割、契約金額の 5 割を占めるコンサルタント等契約の一者応札・応募の割合は、件数ベースで 34.5%（2013 年度 30.4%、2014 年度 29.4%）、金額ベースで 54.7%であった（2013 年度 50.8%、2014 年度 50.6%）。

2. 契約監視委員会等を通じた一者応札・応募の点検

- 契約監視委員会を 4 回開催し、2 回連続で一者応札・応募になった契約 17 件の点検及び 2014 年度に一者応札・応募となったコンサルタント等契約及び研修委託契約 10 件の抽出点検を行い、おおむね妥当とされた（2014 年度は各 17 件、10 件を点検）。

3. コンサルタント等契約における「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の着実な実施と定着

「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」（2010 年 12 月 7 日閣議決定）において機構のコンサルタント等契約についてより競争性・公正性を高めるための見直しが求められたことを踏まえ、外部有識者委員会の了解を受けたコンサルタント等契約に関する「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」に基づく以下の取組を継続した。こうした取組の結果、46 者（2015 年度の契約者数の 14%）の新規参入を得た（2014 年度 47 者・15%、2013 年度 74 者・20%）。

(1) 応募者拡大のための取組

- ガイドラインの周知**：2013 年度に策定し 2014 年度に適用を開始したコンサルタント等契約に関する「契約管理ガイドライン」の周知と理解促進のため、2015 年度も機構内外向けに説明会を計 6

回開催した。ガイドラインの導入により、発注者・受注者の責任・権限が明確化するとともに受注者裁量が拡大し、より柔軟な業務従事者の配置が可能となっている。

- **調達予定案件情報の公表**：コンサルタント等がより応募しやすい環境を整備するため従来任意で公表していた調達予定案件情報を2014年5月以降全ての案件について公表し、これを継続している。
- **公示時期の平準化**：一者応札・応募の主要因の一つである、特定時期への契約の集中による業務従事者の配置の困難に対処するため、公示時期の平準化や総括業務従事者の契約状況を考慮した発注時期の調整等を継続的に行い、競争性の確保に努めた。
- **業務従事者の裾野の拡大**：若手人材や国内経験豊富な人材の活用促進を図るべく、プロポーザル評価における若手育成加点（若手とシニアが組んで正副総括業務従事者として応募した場合に加点する制度）や国内経験を積極的に評価する制度を2013年度に整備し、今年度も継続実施した。今年度公示した業務実施契約394件のうち228件（2014年度354件のうち201件）を若手育成加点对象とし、同対象契約に対するプロポーザル372件のうち252件（2014年度663件のうち251件）が若手加点を目指したものとなった。
- **市場との対話の促進**：一者応札・応募の低減のため、開発課題ごとにコンサルタント業界との意見交換会を開催した（35回）。また、案件の公示時期・内容の予測性の向上を図るため、前述の調達予定案件情報の事前公表のほか、公示段階での業務指示書（案）の公開と意見招請や公示後の業務説明会の開催を継続的に推進している。業務指示書の配布を受けたものの技術提案書の提出に至らなかった場合に、その理由を把握して今後の改善に資するため、「プロポーザル提出辞退理由書」を導入し、さらに一者応募となった案件については、辞退者から理由書を得るとともに、必要に応じヒアリングを行い、公示時期や業務指示書の内容見直し等に活用している。

(2) 競争性・透明性向上のための取組

- **新実績評価制度の適用**：実績評価の質及び透明性の向上を目的として、評価項目を大幅に見直し、受注者の自己評価導入及び機構による評価理由の説明の仕組みを盛り込んだ新制度を2014年度から適用している。評価内容がより具体化した結果、従来は全体契約の90%が標準的な評価となっていたのに対して新制度では67%が標準的な評価となる等、評価結果にメリハリが付き、評価結果の実質的なフィードバックとこれを通じた今後の従業務での更なる改善等につながられる仕組みとなった。
- **総合評価落札方式の導入**：総合評価落札方式試行案件の実施結果を踏まえ、低価格入札の防止対策を導入したうえで、今年度から競争性を損なう可能性のある協力準備調査、大規模又は非定型的な業務を除く案件について総合評価落札方式による調達を本格的に導入すべく実施体制を整備し、15件を同方式により調達した。

4. コンサルタント等契約以外の契約の競争性向上の取組

- **国内拠点の建物管理契約**：官民競争入札監理委員会の審議を踏まえ、2014年度に現行業者が過度に有利にならない仕様の作成、スケールメリットをいかした委託内容、成果主義の導入（求める成果レベルを明確にし、それを達成するための投入の受注者裁量を拡大）等の改善を行った。今年度は対象入札4件全てに複数者の競争参加資格申請があり、2者以上の技術提案書がそれぞれ提出された。（指標25-4参照）

- **公告予定案件情報の事前公表**：応札候補企業による公告予定時期の予測性を向上させ、応札者の増加を図るため、公告予定案件情報のウェブサイトでの事前公表を導入した。前回一者応札・応募となった契約について、これらの取組を強化した結果、2015年度において更新を迎える契約について2回連続一者応札・応募となる案件（契約監視委員会の点検対象）は12件であった（2014年度13件、2013年度18件）。
- **研修事業に関する契約の見直し**：競争性・透明性の向上の観点からの組織内統制を強化するため、国内拠点が行う予定価格1,500万円超で競争により契約相手方を調達する研修業務委託契約について、調達実施方法の決定に係る決裁の内容を調達部も確認する体制に変更した。

指標 23-2 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組状況

- **実績**：競争性のない随意契約の割合は件数ベースで18.9%（2013年度17.8%、2014年度18.1%）、金額ベースで8.0%（2013年度17.1%、2014年度7.7%）となり、システム関連の大型契約等の影響を受けた2013年度で数値が落ち着き、例年同様の水準の競争性を維持した。
- **契約監視委員会の点検結果**：契約監視委員会において競争性のない随意契約10件（2014年度10件）を抽出点検し、機構による競争性のない随意契約の判断は、おおむね妥当とされた。
- **ガイドラインの運用**：引き続き「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に基づき、一定金額以上の競争性のない随意契約（特命随意契約及び見積合わせ）については、調達部で真にやむを得ないものであるか否かの審査を継続した。
- **海外拠点の調達実施体制の適正化**：指標25-3参照。

指標 23-3 契約の透明性向上に向けた取組状況

- **外部審査制度の強化**：コンサルタント等契約の選定過程の透明性を向上させるため2012年度に導入した外部審査制度について、外部審査委員を8名委嘱し、審査目標件数72件に対して75件を審議した（2014年度75件、2013年度44件）。審査の結果、機構のコンサルタント等契約の選定はおおむね適切に実施されているとされた。
- **契約情報の公表**：引き続き、契約に係る選定結果、契約実績、契約監視委員会審議結果を機構ウェブサイトに公表した。

指標 23-4 不正行為等への対応

有償資金協力、無償資金協力の入札で不正行為等が発覚した2件の事案に対し、昨年度改訂した措置規程に基づき契約競争資格停止の措置をとった（2014年度6件）。ODA事業の不正をめぐっては、2008年のベトナムにおける贈収賄事件を契機に再発防止策を講じてきているが、2014年3月に発生したインドネシア、ベトナム及びウズベキスタンにおけるODA事業に関する受注企業による外国公務員への贈賄事案を重く受け止め、日本政府と緊密に連携し、不正が発生した関係国のみならず、全ての国でのODA事業について、2014年度より再発防止策を更に強化している。今年度は以下の取組を行った。

- **不正腐敗情報に係る相談窓口の運用**：機構内に不正腐敗防止担当部署を設け、担当役員及び担当者配置のうえ、外部専門家（弁護士及び公認会計士）の参加を得て、不正腐敗情報に対応している。通報者に対応結果を回答し、適切に対応するとともに、外務省の不正腐敗情報相談窓口とも連携し、関連案件の情報共有、共同対処を実施している。また、相談窓口での実際の対応事例に基づき教訓を抽出し、在外事務所長会議で総務部長から説明し、不正腐敗事案の再発防止策の徹底を依頼した。

- 「JICA 不正腐敗防止ガイド」の策定：不正腐敗防止制度、相手国政府・実施機関・企業が講じるべき取組等を解説した「JICA 不正腐敗防止ガイド」のフランス語版及びスペイン語版を策定・公開し、相手国政府等に配布した。
- 「不正腐敗防止ポリシーガイド」の策定：日本の ODA 事業関係者が日頃よりコンプライアンスの意識を持ち、また、相手国政府・実施機関から不正な要求を持ち出されることを防止するための携行カード（名刺大）として、Anti-Corruption Policy Guide（不正腐敗防止ポリシーガイド）を外務省・JICA 連名で作成した。
- 企業のコンプライアンス強化のための方策：昨年度改訂した措置規程に基づき、措置期間が終了する 2 件の企業から再発防止策を取り付けた。また、不正事案が発生した際により適切な対応がとられることを促す観点から、今年度措置が適用された 1 件の企業に対する措置の検討に際しては、当該企業の米国捜査当局への自己申告、JICA の調査への全面協力及び組織改革とコンプライアンス・プログラムへの取組を考慮した。
- 相手国政府への一層の働きかけ：相手国政府の援助窓口や実施機関等に対し、日本政府とともに、案件形成から実施に至るまでの様々な段階において、不正腐敗防止の徹底に関する一層の働きかけを行った。2014 年 3 月に不正事案が発生した 3 か国については、「ODA 案件における不正防止のための日越対策協議会」（ベトナム）、「日・ウズベキスタン ODA 不正腐敗防止協議会」（ウズベキスタン）、「日・インドネシア不正対策協議会」（インドネシア）がそれぞれ日本政府により開催され、相手国による主体的な不正腐敗防止に向けた取組等の強化及び不正腐敗の再発防止に関する相手国政府への働きかけに努めた。このような取組の結果、ウズベキスタン政府が不正腐敗相談窓口を新たに設置するに至った。
また、2015 年度に不正事案が発覚したインドにおいては日本政府とともにインド政府との間で協議を実施した。インド政府に対して本事案の事実関係の調査及び厳正な対応を申し入れ、インド政府側は、事実解明及び不正の再発防止に向けた取組を強化することを表明している。
- 相手国のガバナンス強化、不正腐敗防止に関する能力向上支援：相手国のガバナンス強化のため、研修、専門家派遣、技術協力プロジェクトを活用して、引き続き公共調達及び不正腐敗防止に関する法制度整備支援を行った（指標 2-1 参照）ほか、ミャンマー、インド、複数のアフリカ諸国等の相手国関係者に対する契約約款等の周知徹底のためのセミナーを開催するなど、不正腐敗防止のための能力向上支援を行った。
- JICA 内における研修：不正腐敗事案に対する機構内の意識及び取組を強化するため、在外拠点に赴任する職員に対する研修を計 12 回実施するとともに、ナショナルスタッフに対しても 3 回のコンプライアンス研修を行った。また、本部より中南米及び西アフリカ計 6 か国の在外拠点へ出張し、コンプライアンス態勢を確認・助言するとともに、地域の他の拠点も TV 会議で接続して計 27 拠点 195 名に対して不正腐敗防止を含むコンプライアンスの留意点の講義を実施した。

指標 23-5 関連公益法人との契約における競争性・透明性向上に向けた取組状況

- 実績：「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に基づく審査等の取組の結果、関連公益法人との競争性のない随意契約は、前年度同様 0 件であった。2015 年度の契約実績に基づき、2016 年 6 月に関連公益法人として認定した 24 法人について、契約における一者応札・応募の実績は 78 件、19 億 7,100 万円で、関連公益法人との契約に占める割合は件数ベースで 60.0%、金額ベースで 43.9%であった（2014 年度 55 件、11 億 4,900 万円。53.4%、55.4%）。関連公益法人との契約に

おける競争入札の実績は、24 件、26 億 5,600 万円で、関連公益法人との契約に占める割合は件数ベースで 11.7%、金額ベースで 45.3%であった(2014 年度 15 件、8 億 2,400 万円。8.3%、27.1%)。

- **契約情報等の公表**：関連公益法人との契約も含め、当機構が行う契約について、「公共調達の適正化について」(2006 年 8 月 25 日付財計第 2017 号)に基づき、契約に係る情報を公表している。また、関連公益法人のうち、当機構の役員経験者が再就職、又は当機構の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職しており、かつ、総事業収入に占める機構との間の取引割合が 3 分の 1 以上である法人については、一定の関係を有する法人として、契約ごとに機構 OB の再就職に係る情報及び当機構との取引に係る情報を公表している。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

不正行為等への対応として、不正腐敗情報に係る相談窓口の強化、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」の策定、相手国政府への一層の働きかけ等の努力が行われており、引き続き不断の取組を継続することを期待したい。また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づいて決めた「平成 27 年度独立行政法人国際協力機構調達等合理化計画」に沿って適切に取り組むことを求めたい。

<対応>

「平成 27 年度独立行政法人国際協力機構調達等合理化計画」に沿って、契約の競争性の拡大及び調達関連事務の合理化・適正化を進めると同時に、内部統制の強化等を通じて調達に関するガバナンスの徹底に努めた。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：競争性のある契約における一者応札・応募の割合は件数ベースで 28.3% (2013 年度 28.8%、2014 年度 27.6%) となり、例年水準の競争性を維持した。また、コンサルタントの新規参入を増やし、競争性を高めるため、コンサルタント等契約に関する「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」に基づき改善した制度を着実に実施し、ガイドラインの周知、調達予定案件情報の公表、公示時期の平準化、開発課題ごとの業界との意見交換会といった取組を継続した。さらに、前年度までに試行を終えた総合評価落札方式によるコンサルタント等の調達を本格的に導入するべく実施体制を整備し、15 件を同方式により調達した。

契約の透明性に関しては、コンサルタント等契約における選定過程に関する外部審査制度について、前年度に審査委員を増員し、審査件数を大幅に増加しており、今年度も同じ体制の下で同規模の 75 件を審議した。

不正腐敗事案に関しては、2014 年 3 月に発生した不正事案を踏まえ再発防止策を強化した。2015 年度は不正腐敗情報に係る相談窓口の運用、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」の仏語・西語版の作成、インドネシア、ウズベキスタン等相手国への不正腐敗防止に向けた働きかけ等を実施した結果、2015 年度の不正は 2014 年度の 6 件から 2 件に減少した。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

<課題と対応>

競争性の向上と開発人材の的確な確保のため、引き続き「コンサルタント等契約における競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の着実なモニタリング及び契約の監視及び情報公開を行う。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 24	ガバナンスの強化と透明性向上
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施</p> <p>機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。</p> <p>(ロ) ガバナンスの強化と透明性向上</p> <p>機構は、組織の目標を達成するために、適切な体制・制度整備及び運用（モニタリングを含む。）により、金融業務型のガバナンスが適用される有償資金協力の特性も踏まえた内部統制の充実・強化を図り、マネジメント及び業績管理を改善する。</p> <p>(i) 内部監査を行い、外部監査結果も含め、監査結果に基づくフォローアップを適切に行う。</p> <p>(ii) 機構の組織内における適正な業務運営を確保し、不断の業務改善を推進するため、内部通報制度の環境整備を行う等、内部統制機能を強化する。</p> <p>(iii) 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進し、必要な措置をとる。</p> <p>(iv) 各年度の業績評価に関し、外部有識者を含めて法人による評価を行い、組織目標管理を通じて業務運営に反映させる。</p> <p>(v) 国際協力事業の最前線に立つ専門家、ボランティア、NGO、コンサルタントをはじめとする民間企業等の関係者の意見を業務運営に適切に反映させるため、機構の業務への改善提案を幅広く受け付ける機会を設ける。</p>
<p>中期計画（中期目標と同内容につき省略）</p> <p>年度計画</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施</p> <p>(ロ) ガバナンスの強化と透明性向上</p> <p>① 業務方法書に定められた枠組みに基づいて、内部統制システムを確実に運用する。また、内部統制システムの運用に関するモニタリングと改善を行う。</p> <p>② 監事の機能の実行性を向上させるための体制を整備する。</p> <p>③ 理事会開催やリスク項目表の定期的なレビュー及びモニタリングにより、金融業務に特有なものも含めたリスクを適時適切に識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う。また、内部通報制度及び外部通報制度を整備し、通報に対して適切に対処する。</p> <p>④ 会計監査人による監査を適切に実施する。</p> <p>⑤ 各業務固有のリスクに着目しつつ、体系的な手法により内部監査を適切に実施し、マネジメント及び業務監理の改善に貢献する。</p> <p>⑥ 監事監査における指摘事項に対し、具体的な対応策を策定し、その対応状況をモニタリングする。</p> <p>⑦ 情報セキュリティ管理に関し、情報セキュリティ規程及び情報セキュリティ外部監査結果に基づき、最新の法律やガイドラインに沿った制度の改善、予防的措置、及び緊急対応時の体制強化を図る。</p>

⑧ 年度計画に基づき実施された各事項の業績について、機構自身による評価を行い、その結果を機構全体に周知した上で、以後の業務運営に反映させる。	
⑨ 専門家、ボランティア、業務委託先等からの業務改善提案の受付制度を適切に運用する。また、業務改善につながった事例について随時公表する。	
主な評価指標	
指標 24-1 内部統制機能の強化に向けた取組状況	指標 24-2 会計監査人による監査の実績
指標 24-3 内部監査の実績	指標 24-4 監事監査への対応状況
指標 24-5 情報セキュリティ対策の推進状況	指標 24-6 各年度の業績モニタリングの実施状況
指標 24-7 業務改善提案制度の導入状況	

指標 24-1 内部統制機能の強化に向けた取組状況

1. 「独立行政法人通則法」の改正を受けた内部統制態勢の強化

- **業務方法書の改正**：「独立行政法人通則法」の改正に迅速に対応し、法人内部のガバナンスを強化するため、4月1日に業務方法書を改正した。また、改正を踏まえて、関連する内部規程等を制定・改正した。
- これを受けて、機構内外の関係者の理解を促進するために2013年7月に制定した執務参考資料「JICAの内部統制について」を改正し、機構ウェブサイトに掲載した（10月）。業務方法書や総務省通知「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」を反映し、内部統制の推進体制を新たに追記した。

2. 内部統制の基本的要素に関する取組

(1) 統制環境の整備

- **独立行政法人通則法及び業務方法書の改正を受けた内部規程、執務参考資料の制定・改定、内部統制推進体制の整備**：前項参照。
- **内部監査規程の改正**：内部監査規程を改正し、監査室の独立性等を明記した（6月）。
- **マイナンバー導入への対応**：「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」を定め、個人情報保護に関する実施細則を改訂（9月）、情報セキュリティ管理規程及び情報セキュリティ管理細則の改正を行うとともに、マイナンバーの取扱いに関する執務要領を策定（12月）した。また、これに合わせてマイナンバーの事務取扱に係る体制の整備や職員への研修、システムの改修を行った。
- **コンプライアンスマニュアルの改訂**：コンプライアンス並びにリスク評価及び対応に関する規程の改正も踏まえ、役職員等にとってより理解しやすい内容や体裁にコンプライアンスマニュアルを改訂した（2016年3月）。
- **研修の実施**：階層別研修（新人研修、業務職研修、新任管理職研修等）、赴任前研修（職員、企画調査員、専門家、ボランティア）においてコンプライアンスをテーマとした講義を計46回実施した。また、法務課員がホンジュラス、ペルー、メキシコ、エクアドル、セネガル、ガーナへ出張し、在外事務所員、ナショナルスタッフ等を対象にコンプライアンスや不正腐敗防止に関する研修を実施した。研修はテレビ会議でも接続し、計27拠点195名が参加した（8～10月）。

(2) リスクの評価と対応

- **リスクの評価と対応**：2014年末に見直した主要リスクも踏まえ、全部署を対象に各部署におけるリスク項目表の見直しを実施した（5月）。結果を取りまとめ、事故等の再発防止策とともに留意すべ

きポイントを組織内に周知した。また、リスク・事故発生状況のより精度の高い分析、ひいては優先度のより高いリスクへの対応策に資源配分を行えるよう、個々のリスクや発生する事故の影響度を一定の基準を目安に分類・集計した。

- **コンプライアンス及びリスク管理委員会**：コンプライアンス及びリスク委員会を2回開催し、不正腐敗再発防止策、コンプライアンス状況の確認、コンプライアンス体制強化の取組状況の評価、コンプライアンス・プログラム、機構の主要リスクや各部署におけるリスクの評価・対応等について報告・審議を行った。
- **有償資金協力勘定リスク管理委員会**：
 - **有償資金協力勘定**：ポートフォリオ管理に関する定期リスク管理報告を半期ごとに実施し、金利リスクに関するヘッジ方針を策定した。
 - **海外投融資**：ポートフォリオのリスク分析及び収支分析を半期ごとに実施した。ALM（資産・負債管理：Asset Liability Management）として将来収支の分析や収支改善策について議論を行った。
 - **新制度・手法に対するリスク管理**：ドル建て海外投融資やそれに伴い発生するドル資金管理等につき新手法としてリスク管理の観点から審議を行ったほか、11月に政府発表が行われた「質の高いインフラパートナーシップ」に基づく制度改善策（ドル建て借款、サブソブリン借款等）についても検討を開始した。（指標 14-5、指標 14-6 参照）
 - **金融庁検査指摘事項への対応**：2011年度の検査指摘事項に対する各部対応策の実行状況を取りまとめ、直近の金融検査の傾向とともに有償資金協力勘定リスク管理委員会及び理事会で報告した。
- **安全リスクへの対応**：指標 20-1、20-2 参照。

(3) 統制活動

- **業務方法書及び業務実施要綱等に沿った業務の実施**：業務方法書及び業務ごとに定められた業務実施要綱等に沿った業務を実施した。
- **内部統制に関する理事会の実施**：内部統制に関する規程（2015年3月31日制定）に基づき、内部統制に関する理事会を開催した（9月）。内部統制に関する枠組み、前述の執務参考資料、今後の理事会における報告の方針について審議した。
- **中期計画等のモニタリングと業務実績等報告書の作成**：指標 24-6 参照。
- **コンプライアンス違反等の事案発生時における対応**：事故等が発生した場合は、コンプライアンス並びにリスク評価及び対応に関する規程に基づき、報告・調査するとともに、再発防止策を検討・実施した。コンプライアンス及びリスク管理委員会においても、主要な事故や件数を報告した（不正事案に対する措置及び再発防止策は指標 23-4 参照）。

(4) 情報と伝達

- **指示や情報が伝達される仕組み**：理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達され、また職員から理事長・理事・監事に必要な情報が伝達されるよう、お知らせ（機構内電子掲示板）、公電等を活用している。また、これまで本部と国内機関・在外事務所間の情報伝達の一環として定期的に開催していた国内機関長会議、在外事務所長会議について、2015年度にそれぞれの設置根拠となる通知を制定し、会議の位置づけと運用方法を規定化した。

- **法人文書管理**：意思決定に係る文書が保存管理される仕組みとして、法人文書管理規程、法人文書管理細則、法人文書管理マニュアル等を整備・運用し、法人文書を適切かつ効率的に作成、保存している。
- **内部通報**：機構は、内部通報受付管理者を置き、内部通報専用メールアドレス、専用ポスト、郵送等を通じて内部通報を受け付ける制度を設けている。この制度について、機構内の電子掲示板への掲載、機構内の各種研修や海外に派遣される職員、専門家、ボランティア等に対する赴任前研修における説明や各種配布物への掲載等を通じて、内部通報制度を機構及び機構関係者全体に周知した。また、通報があった場合には、通報者の保護を図りつつ、関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。
- **外部通報**：コンプライアンス並びにリスク評価及び対応に関する規程の改訂に伴い、新たに外部通報受付窓口を設置した。ODA に関する機構の業務に関係するものであって、公益通報者保護法に規定する通報対象事実（対象となる法律に違反する犯罪行為又は最終的に刑罰につながる行為）（外部通報対象事実）が生じ、又はまさに生じようとしている場合、同事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者がインターネット、電話、郵送、FAX により機構の専用窓口に通報（外部通報）することを可能とする体制を整えた。
- **不正腐敗情報に係る相談窓口の運用**：指標 23-4 参照。

(5) モニタリング

- 会計監査人による監査について指標 24-2、内部監査について指標 24-3、監事監査について指標 24-4 参照。
- 9 月に開催した内部統制に関する理事会を受け機構内各部署にヒアリングを行い、内部統制の整備・推進状況を確認した（2016 年 3 月）。今後、半年に 1 回を目途に同様のモニタリングを実施する予定としている。

(6) ICT への対応：指標 24-5 参照。

指標 24-2 会計監査人による監査の実績

- 2014 年度の財務諸表は、6 月に会計監査人による監査を経て適正意見が出された後、有償資金協力勘定は財務大臣に届け出を行い（6 月）、一般勘定については外務大臣からの承認を受けた（7 月）。また、2015 年度上半期財務諸表（有償資金協力勘定）については、会計監査人による監査後、適正意見が提出され、財務大臣へ届け出た（11 月）。その他の監査実績は、本部について 9 月と 2016 年 3 月に期中監査、国内及び海外拠点については 9 月から 2016 年 2 月の間に国内拠点（中国国際センター、中部国際センター）及び海外拠点（フィリピン、ラオス、セネガル、コートジボワール、パラグアイ、ブラジル）を対象とした往査が実施された。監査中に受けた指導事項については関連部署と対応策の検討・実施を適切に進めている。

指標 24-3 内部監査の実績

- 内部監査基本計画に則り以下のとおり実施し、監査結果及び監査指摘事項・留意事項・監査意見については、関係部署に対して適切にフィードバックした。

- ▶ **有償資金協力業務監査**：事業規模が大きい有償資金協力業務について、統合的リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクの現状のリスク評価を行うとともに、信用リスク及びオペレーショナルリスクについて監査を実施した。
- ▶ **情報システム監査**：情報セキュリティ管理体制の総合的点検、情報システム共通基盤等へのペネトレーションテストについて監査を2015年12月から2016年3月に実施した。
- ▶ **国内拠点監査**：沖縄国際センター及び四国支部を対象に、各機関長による国内拠点管理の内部統制とリスク管理の有効性について監査を実施した。
- ▶ **法人文書管理監査**：保存期間が長い重要文書の区分に係る基準の整備運用状況、当該文書の管理状況について監査を実施した。
- ▶ **物品監査**：国内拠点及び海外拠点の物品の管理状況について、上記国内拠点監査及び海外拠点監査に合わせて監査を実施した。
- ▶ **テーマ別監査**：
 - ・ **小規模事務所・支所の内部統制有効性**：事業運営上のリスクが高く内部統制が脆弱な小規模事務所・支所（パナマ支所、ボツワナ支所、ジブチ支所、マラウイ事務所及びマダガスカル事務所）及び当該支所を管轄するエルサルバドル事務所、南アフリカ事務所及びエチオピア事務所を対象に、内部統制の有効性、事務所・支所機能の運営態勢について監査を実施した。
 - ・ **各々が担当する内部統制機能を活用した監査**：内部統制に関連する委員会等が機構の主要リスクの具体的内容を網羅しているかについて監査を実施した。
 - ・ **提案型事業の実施態勢監査**：民間連携事業部主管の提案型事業（協力準備調査：PPP インフラ事業及び BOP ビジネス連携促進）について、本部及び海外拠点の事業管理の内部統制の有効性について監査を実施した。
- ・ 2014年度の内部監査結果を理事長及び理事会に報告した（4月）。また、同年度の監査指摘事項に対する各部署の対応状況を理事会に報告し（12月）、業務改善サイクルが適切に機能するようモニタリングを行った。
- ・ 内部監査業務の質の改善のため、外部専門家（日本内部監査協会）による内部監査の外部評価を実施した。

指標 24-4 監事監査への対応状況

- ・ 「平成 26 事業年度国際協力機構監事監査報告」が監事から理事長に提出された後に速やかに理事会に報告するとともに、機構内で周知を行った。また、同報告書に関連して監事から示された留意事項についても理事会に報告するとともに、対応状況について取りまとめ、後日に理事会にて報告を行った。

指標 24-5 情報セキュリティ対策の推進状況

- ・ **情報セキュリティ・個人情報保護の PDCA サイクル**：各部門の自己点検を実施し、全部署より回答を得た。また、計画通り、情報セキュリティ・個人情報保護委員会を年2回開催した。
- ・ **規程類の改定**：マイナンバー関連の規程類の改定に加え（指標 24-1 参照）、情報セキュリティ管理規程・同細則を「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に整合させるべく、準備作業を進めた。
- ・ **システム面の情報セキュリティ対策**：6月に公表した情報セキュリティ事案を契機として、通信や

端末の操作監視、ウイルス検知の強化等、様々な対策を実施した。

- **情報セキュリティに関する啓発・教育**: 機構内システム使用者のセキュリティの意識を高めるため、情報セキュリティ・個人情報保護研修内容を改訂し、Web Based Training システムを利用したコースを開講した。また、標的型攻撃メール訓練の実施回数を年 2 回から 4 回に増やした。加えて、全体向けし通知および管理職出席の会議等を通じて繰り返し注意喚起・対策の周知を行った。さらに、機構情報共有システム上のコンテンツを改善し、発信した情報セキュリティに関する情報を整理集約して利用者が参照しやすくした。

指標 24-6 各年度の業績モニタリングの実施状況

- **中期計画等の達成に向けた取組**: 中期計画に基づく年度計画の達成を各部署の業務運営に連動させるべく、年度計画をはじめとする機構が取り組むべき重要対応事項及び事業展開の方向性を定め、部署別の年間業務計画に反映している。2014 年度の業務実績については、担当部署のモニタリングを行うとともに、外部有識者を交えた検討及び理事会での審議を踏まえて自己評価を行い、業務実績等報告書の主務大臣への提出及び公表を行った。また、2015 年度は「独立行政法人の評価に関する指針（2014 年 9 月、総務省）及び「平成 26 年度の業務実績に関する評価結果等についての点検結果」（2015 年 11 月、独立行政法人評価制度委員会）を踏まえ、2016 年度計画にて評価指標の設定を行い、目標・指標の一層の定量化、明確化を行った。
- **業績評価結果の周知と活用**: 2014 年度の業績評価結果について、本部、国内及び海外の全部署・拠点を対象にした「業績評価セミナー」を計 6 回開催し（2014 年度 9 回）、主務大臣の指摘事項及び同指摘を踏まえた対応を周知した（各項目の指摘に対する対応状況については、各項目別評定調書の「3-3. 評価結果の反映状況」参照）。同セミナーには本部、国内 13 拠点、海外 43 拠点から合計 294 名（2014 年度 281 名）が参加し、業績評価結果について回答者の 99.5%が「よく理解できた」、「おおむね理解できた」と回答した。また、セミナーの様子を収録し、出席できなかった拠点に映像を配信した。

指標 24-7 業務改善提案制度の導入状況

- 事業関係者向け「業務改善のためのご意見・ご提案受付制度」については、昨年度寄せられたご意見、ご提案と対応をとりまとめてホームページ上で公表した。また、関係者のカテゴリに応じて本制度の周知を行う担当部署を明確化する改善を行い、全体部長会及び業務公電により同制度の機構関係者への周知を促した。2015 年度は関係者から 1 件の意見・提案を受け、同内容について関係部署と協力し個別の対応を行った。

(会計検査指摘事項への対応)

- 平成 25 年度決算検査報告指摘事項（援助の効果が十分に発現していない事業として意見表示のあった ODA 案件 1 件）に関し、事業の完了前に不具合が発生した場合の原因究明の働きかけなどの会計検査院から要求された処置について機構内で周知し、平成 26 年度決算検査報告において処置済み事項となった。

3-3. 指摘事項への対応

< 指摘事項 >

改正独立行政法人通則法に伴う関連規程の運用については、2015 年度以降の取組が重要である。ま

た、情報セキュリティに関するリスクが高まっており、情報セキュリティ対策をより一層強化すべきである。

<対応>

改正独立行政法人通則法に伴う関連規定の運用に関し、4月に実施した業務方法書の改正を踏まえ、関連内部規程等を制定・改正するとともに、執務参考資料「JICAの内部統制について」に内部統制の推進体制を新たに追記して改正し、10月に機構ウェブサイト上で公開した。また、情報セキュリティに関しては、ウイルス／不正プログラムの侵入防止策や検知時の詳細調査・駆除徹底策の強化等のシステム面での強化のみならず、関連規定の改正や自己点検活動や教育・啓発活動を適時適切に行うことでセキュリティ対策を強化した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：独立行政法人通則法及び業務方法書の改正を踏まえ、法人内部のガバナンスを強化するために内部統制の枠組みを整理するとともに、執務参考資料「JICAにおける内部統制」の改正や内部統制に関する理事会の定期的な実施等、組織内での内部統制の一層の推進を行った。また、リスクの評価と対応について、研修や関連委員会を継続的に実施・開催するとともに、コンプライアンスマニュアルの改訂、優先度のより高いリスクへの対応策に資源配分を行うためのリスク項目の見直しなど、取組を強化した。情報セキュリティ対策については、セキュリティ強化に向けた各種施策を実施するとともに、総務省通知やマイナンバー導入に伴う規程改正を行った。さらに、会計監査人からの指摘事項や、内部監査・監事監査に関しても適時適切に対応を行った。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

<課題と対応>

内部統制の強化に関し、改正独立行政法人通則法に伴う関連規定の運用状況を適切にフォローする必要があるため、定期的なモニタリングを実施し、その結果を年2回程度の頻度で理事会にて報告及び審議する。また、情報セキュリティ対策について、2015年度に行われた情報セキュリティ監査の監査結果に基づき適切に対応する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 25	事務の合理化・適正化
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施</p> <p>機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。</p> <p>(ハ) 事務の合理化・適正化</p> <p>実施する業務の特性を踏まえ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が合理的、適正になされるよう、事務処理の改善を図る。</p>
<p>中期計画</p> <p>(ハ) 事務の合理化・適正化</p> <p>(一段落目は中期目標と同内容のため省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約事務を見直し、契約取引先の選定及び精算の各手続きの簡素化、機材調達事務の効率化、契約情報管理の効率化、在外事務所の調達実施体制の適正化等、事務を合理化・簡素化する。 ● 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの更なる効率化に取り組む。
<p>年度計画</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施</p> <p>(ハ) 事務の合理化・適正化</p> <ol style="list-style-type: none"> ① コンサルタント等契約において改定した制度・手続きを着実に実施し、実施状況をモニタリングし、必要に応じて業務フローの見直しを行う。 ② 一般契約において、平成 26 年度に整備した執務参考資料、事例、契約書例等に基づき、調達手続きを着実に実施し、精算の簡素化、合理化を進める。また、一括発注が可能な役務及び物品の調達について、本部における一括調達を継続する。 ③ 民間連携事業（草の根技術協力事業含む）における調達手続きを整理し、合理化を図る。 ④ 輸出管理の体制整備を含め、機材調達事務の合理化を継続する。 ⑤ 海外拠点における調達実施体制の適正化に向けて、本部における在外調達支援体制を更に強化・拡充する。また、海外拠点における調達手続きに関する参考資料の整備を行うとともに、短期在外調達支援要員を計画的に派遣し、現地職員の育成と現地の体制整備を図る。 ⑥ 専門家等派遣手続きについて、平成 26 年度に行った住居手当支給に係る事務の効率化、外国旅行制度の簡素化、契約プロセスの改定を踏まえ、これらの運用を的確に行う。国内出張手続きに関して、精算方法を簡素化し、経理書類を削減する。 ⑦ 研修員受入手続きについて、平成 26 年度に実施した体制見直しに伴う、経理処理・研修関連手続きの一元化をさらに進める。また、研修委託契約の内容を見直すとともに、次期研修員システムの導入準備に合わせて、研修事業全体の業務フローを見直す。 ⑧ ボランティア関連手続きについて、現地生活費の設定方法の簡素化、海外居住者制度における認定手続きの簡素化、及び派遣期間短縮時の手続きの簡素化のため、制度及び規程改正、業務フローの見直し、システム改修等を行う。 ⑨ 経理業務の抜本的な見直しを行い、海外拠点及び国内拠点における経理業務の負荷軽減策を策定

する。

主な評価指標

指標 25-1 契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組状況

指標 25-2 機材調達事務の効率化

指標 25-3 在外事務所の調達実施体制の適正化

指標 25-4 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化

3-2. 業務実績

機構は、2012年度に理事長を委員長とする「業務改善推進委員会」を機構内に設け、業務の抜本的な合理化・簡素化を進めるとともに、事業の質の向上と迅速化を図るための計画を2013年度に策定した。2015年度は、同計画の下、以下のとおり業務改善に取り組んだ。

指標 25-1 契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組状況

1. コンサルタント等契約における事務手続きの合理化

- **契約の合理化:**「契約管理ガイドライン」を2013年度に策定し、2014年度から適用を開始している。同ガイドラインのコンサルタント向け説明会を今年度は6回（2014年度8回）開催し、内容の理解の促進に努めた。ガイドラインの適用により、発注者、受注者の責任・権限が明確化するとともに、受注者裁量が拡大し、より柔軟な業務従事者の配置が可能となった。
- **精算手続きの簡素化、合理化:**2013年度に契約金額の部分払に係る手続きを簡素化して精算制度等を見直し、2014年度から適用した。理解促進と定着のため、説明会を機構内外向けに6回（2014年度13回）開催した。
- **継続的な制度改善の取組:**コンサルタント等契約制度・手続きの実施状況のモニタリングを実施し、コンサルタント等からの相談対応等を通じて各種制度の変更によって現場レベルで生じる様々な問題を集積し、制度の定着に向けて対応している。

2. コンサルタント等契約以外の契約（一般契約）の事務手続きの合理化

- **精算手続きの合理化:**一般契約業務マニュアルや業務委託契約書の雛形に、契約金額内訳と支払金額の確定方法に係る解説を詳述した。特に、第三者に支払われた証拠を基に契約金額の枠内での精算を要する直接経費を限定的に計上することで精算項目を縮減し、業務の対価（報酬）の計上方法を含む精算の簡素化に資する考え方を整理した。
- **業務委託契約書雛形の改正:**従来契約支払タイミング等に応じて8種類存在していた雛形を1種類に統合した。この結果、改訂時の簡素化や改訂内容反映漏れ等の事務リスクが軽減したほか、支払のタイミングや部分払いの実施を契約内容に応じて柔軟に設定することが可能となった。
- **簡素化による調達期間の短縮:**総合評価落札方式を通じて契約相手方を選定して契約を締結する場合に、従来は案件の規模に関わらず同一の調達手続きとしてきたが、2014年度に単独の業務従事者による業務が可能な案件及び500万円未満で予定価格積算が容易な案件について、一部手続きを簡素化し、調達期間を25日間短縮する制度を導入した。同制度に基づき、2015年度は20件（2014年度19件）の調達が実施された。
- **消耗品等の調達制度の変更:**従来国内拠点ごとに契約していた翻訳業務、消耗品等の調達を2014年度に本部での一括調達に変更した結果、個々の国内拠点における調達準備に要する時間の削減や納品期間の短縮等の効果が見られたことから、2015年度も本取組を継続した。

- **マニュアル類の整備**：契約事務を適正かつ効率的に実施するため、本部及び国内拠点の契約担当者向けの契約業務マニュアルを改訂した。前述の精算手続きの合理化を反映したほか、企画競争について公示と説明書配布の同時化、第二回選定委員会の電子化の導入等を通じて手続きを簡素化した。

3. 民間提案型事業の調達手続きの整理・合理化

- 草の根技術協力事業の契約制度を総合的に見直し、その結果を「経理処理ガイドライン」（2015年4月、10月改訂）、「業務実施ガイドライン」（2015年10月）として整理した。本見直しにおいては、当該契約の経理、精算の簡素化を促進すると同時に、委託者及び受託者の責任・権限を明確化した。これらのガイドラインの整備に併せ、草の根技術協力事業の契約事務に係る業務フローの見直しを行い、従来各国内機関で実施していた契約事務のうち6件の新規案件の手続きを調達部で試行的に実施した。業務委託契約等にかかる基本的な考え方が明確化され、経理と業務にかかる情報が分かり易く整理されたことにより、実施団体のガイドラインの理解促進とより適切な契約・会計処理の促進が期待される。中小企業海外展開支援事業の調達手続きを効率化し、中小企業にとっての利便性を向上させるため6つのサブスキームごとに合計18種類存在していた各種ガイドラインを統合し、6種類に集約した。また、経理、精算制度について企業説明会を4回開催したほか企業訪問等も行い、制度の理解促進と周知を図った。

指標 25-2 機材調達事務の効率化

- 輸出貿易管理令等の安全保障貿易管理関係法令の遵守に関し、コンプライアンス確保に向け専門家との連絡相談を引続き密に行うとともに、職員等の能力強化を促進した。他方、特にSATREPSでは大学等研究機関の購入機材を機構が輸出する場合の輸出規制品該非判定作業に多大な労力を投入している。係る状況を改善するため、研究代表機関による購入と輸出の一貫委託の徹底を促進するべく関連マニュアルの改訂を進めた。

指標 25-3 在外事務所の調達実施体制の適正化

- **本部の支援体制の強化**：本部の在外調達支援班の担当者を1名増員して態勢を強化した。また、海外拠点の調達実施方針の決裁の協議・合議に際し、適正な現地調達の実施を支援した（348件、2014年度計186件）。また、海外の32拠点に対して本部から在外調達支援担当者を派遣し、業務支援を行った（2014年度延べ31拠点）。さらに、中米・パナマ地域（6拠点）及びアジア・大洋州地域（20拠点）を対象に調達地域別セミナーを実施し（2014年度15拠点）、海外拠点で調達業務を担う現地職員の能力強化を行った。
- **内規の整備**：海外拠点の調達手続きの適正化のため、これまで機材調達に範囲が限定されていた内規のひな型を、海外拠点の全ての調達（機材、役務、工事等（雇用を除く））を包含する「現地調達に係る内規」に改訂した。2015年度には、92拠点中50拠点が改訂後の内規ひな形に基づき内規を制定し、適正な調達に努めている。
- **手引き等の制定及び改訂**：在外拠点における建設工事発注業務の増加と調達手続きの適正化に対応するため、「海外における建設工事契約の手引き」を新たに制定し、「在外事務所等が任国外の法人等と契約する場合の取扱いについて（通知）」、「現地機材調達の手引き（少額物品）」及び「現地機材調達の手引き」の改訂を行った。また、手引きや執務参考資料の英文化を順次促進した。

指標 25-4 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化

1. 技術協力事業に関する業務の効率化

- 事業の質の確保と業務の簡素化・標準化に向けた取組について、指標 14-2 参照。

2. 専門家派遣業務の合理化

(1) 専門家派遣業務の手続き合理化

- **住居手当事務の効率化**：赴任当初のホテル住居費定額支給制の導入、大都市圏区分の廃止、申請様式及び認定方法の簡素化等による手続効率化を行った。特に赴任時のホテル住居費定額支給により、個々の案件ごとに行っていた煩雑な精算手続き（領収書取り付け、計算チェック等）が省力化された（年間約 200 時間減）。また住居手当に係る申請様式の改訂により記入ミス自体が減少し、確認、修正に要する時間が削減された。
- **外国旅行制度の簡素化・システムの改善**：外国旅行日数の設定、計算方法を改正し（派遣期間に比例した日数の付与、区分期間の廃止、任国・配属機関の祝日計算の整理等）、これに対応してシステムを改善した。これらの取組により外国旅行日数が公平に付与されると同時に、総日数管理制となることで自己裁量、自己管理に基づく休暇取得が可能となったほか、本部及び在外事務所の事務簡素化にも大きく貢献した。

(2) 国内出張手続きの合理化

- 国内出張手続きの簡素化と経費削減を目的として、チケット手配業務の外部委託とパック旅行商品の活用を推進している。2015 年度は、国内出張チケットの受け渡し及び精算手続きを効率化すべく、新フローを確立し、関係部署の出張手続き担当者向けの説明会を実施した。当年度の利用件数は 344 件であり、全体の出張件数（1,285 件：日帰り出張は含まず）に占めるパックの利用率は約 27% である。これにより約 939 万円相当の効率化を実現した。

3. 研修員受入業務の手続き効率化

- **本部の支援体制の強化**：国内事業部内に設置した「研修コンシェルジュ」にて事業部担当者、海外拠点からの質問・相談に引き続き迅速に対応した。また、国内拠点から寄せられる質問を可視化し、類似の疑問への照会・回答事務の効率化並びに回答内容の統一化のため、「研修事業質問箱」の運用を開始した。これにより類似の相談が減り、国内事業部と国内拠点双方の業務効率化につながった。
- **研修関連業務の効率化**：特に年度開始後早期に開始されるコースで適切な人選期間を確保するため、外務省や機構内関係部と調整して全体通報時期を更に約 1 か月前倒しした。また、より効率的な事業運営を行うため研修員受入の必要書類や手続きを見直し、研修形態別に様式が異なっていた質問票と各研修の募集要項（GI：General Information）の様式の統一や取り付け書類の簡素化、長期研修員ハンドブックの改訂等、各種の事務合理化の取組を行った。

4. ボランティア派遣業務の手続き合理化

- 各派遣国の現地生活費の設定方法を原則として 3 年毎に全世界一斉に行う方式に改めた。従前は全世界を 3 つに分けたうちの 1 グループの見直しを毎年度行ってきていたことから、この改訂により調査の所要時間の大幅な短縮とより精査が必要な国の調査への注力の双方が可能となった。

- 現地生活費の額を現地生活に必要な品目と数量を全世界共通化して各品目単価を各国ボランティアの支出実態に基づいて設定する方式に改めた。従前は各国ボランティア 30 名の支出実態データを基に算出していたが、この改訂により設定方法が簡易かつ明解になり、各国ボランティア間での公平性も高まった。
- 海外居住者の定義のスキーム間の差異を解消するため、認定要件を派遣専門家の制度を参考に見直した。また、認定に必要な判断材料を必要最低限な内容に絞りこみ、機構が保有する個人情報量の削減にもつなげた。

5. 国内拠点の施設管理の改善

- **本部の支援体制の強化**：契約相談対応の担当者を引き続き本部に配置した。また、調達部による巡回指導（延べ 6 拠点）や四半期に一度のテレビ会議による調達支援セミナーを実施した。さらに、契約書・入札説明書ひな形、各種参考事例、公共サービス改革法に基づく施設運営管理契約に関する参考資料を更新し、国内拠点に共有した。
- **国内拠点の施設運営管理委託手続きの改善**：4 拠点で施設運営管理契約の公示・入札を行った。うち 1 拠点（JICA 研究所）では公共サービス改革法に基づく施設運営管理契約の公示・入札を行った。公示に際し、2014 年度に実施した 7 拠点での公示・入札の経験や事業者からのヒアリング結果を踏まえ、競争性向上を目的として建物管理契約への関連業務（車両運行、エレベーター保守等）の統合及び契約期間の長期化（5 年）を行った。その結果、4 拠点の入札全てに対して複数者からの応募を得た。

（情報インフラシステムの全体最適化に向けた取組）

- 「業務主管システム全体最適化方針」に沿って、各主要システムの更改を進めている。具体的には、推進体制（プログラム・マネジメント・オフィス（PMO）事務局や部長－課長－担当各層の会議体）を確立し、その運用を開始した。また、「情報システム全体 PMO 支援業務」の調達が完了し、同業務が開始された。加えて、共通データベース、共通サーバ基盤、各主要システムに係る調達が計画通りに進捗している。
- 「情報システム刷新計画」に沿って、機構内の IT 環境整備を進めている。具体的には、2014 年度に導入したノート PC、無線 LAN、リモートアクセスツール、Web 会議システム等の活用が定着してきており、会議の効率化や紙資源の節約等の効果が発現している。また、セキュリティ対策向上、接続拠点の拡大、在外拠点の利便性向上等に資する情報通信網の更改も概ね完了し、執務用ネットワーク（LAN）を有効活用すべく企画・計画した本部電話設備の更改（IP 電話化）も完了した。さらに、次期「コンピュータシステム運用業務」の調達が完了し、2017 年度の運用開始を見据えて新情報共有基盤の構築作業に着手した。

（経理業務の簡素化・集約化に向けた取組）

- 予算管理制度の点検、業務フローの見直しと集約化を通じた効率化と標準化、システム改修の各観点から経理業務の見直しに向けた検討を行った。在外及び国内における経理業務の負荷軽減策と会計事故・ミスの解消のための方策を検討し、次期中期目標期間での適用を見据えた実証実験を開始した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

事務の合理化・適正化が進捗しているか随時モニタリングしつつ、業務改善の取り組みを継続することを期待する。

<対応>

モニタリング委員会や業界団体との定期的な意見交換を通じてコンサルタント等契約制度の随時改善に努めている。コンサルタント等契約以外の契約においても自主点検を行い、精算項目の縮減や業務の対価（報酬）の計上方法について考え方を整理し、精算の簡素化を促進した。また、平成 25 年度の外務省独法評価委員会の総合評価結果を踏まえて草の根技術協力の契約制度を総合的に見直し、当該契約の経理、精算の簡素化を促進した。

専門家派遣については住居手当事務の効率化を行い、精算手続きによる省力化を行ったほか、国内出張手続きでは、チケットの受け渡し・精算の簡略化を行うとともに、パック旅行商品の活用による経費効率化を継続した。さらに、研修員派遣に関しては、適切な人選確保のため全体通報時期の 1 か月前倒しを行ったほか、研修員受入に必要な書類、手続きを見直すことで、事務の合理化を行った。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：コンサルタント等契約に関する「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」に基づく各種制度の変更内容の定着のため説明会を開催する等、各種制度の変更により現場レベルで生じる問題を集積し、制度定着に向けた対応策を継続した。一般契約においては精算の簡素化、合理化の方向性に関して考え方を整理し、マニュアル、業務委託書等の雛形等に示した。また、草の根技術協力の契約制度を総合的に見直し、ガイドラインとして整備することで、当該契約の経理、精算の簡素化を促進した。さらに、本部の在外調達支援担当者を 1 名増員し、在外拠点の調達支援態勢を強化した。各種セミナー、巡回指導の実施やマニュアル、雛形類の整備を通じて、継続的に国内、海外拠点の調達支援を行った。

専門家派遣・研修員受入・ボランティア派遣についても 2015 年度も継続的な業務改善を推進し、業務フローの見直し、手続きや様式の簡素化等、効率的な事業実施体制の確立に資する取組を実施した。また、国内拠点の施設管理の改善として、本部支援体制の強化、施設運営管理委託手続きの改善等を行った。加えて、情報インフラシステムの効率化に引き続き取り組むとともに、経理業務については負荷軽減と会計事故・ミス解消を目的とした簡素化、集約化に向けた検討を行い、実証実験を開始している。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

<課題と対応>

コンサルタント等契約に関する「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」に基づき改善された制度・手続きの実施を継続し、一般契約の精算の簡素化、合理化の方向性に従った調達手続きの着実な実施、民間連携事業（草の根技協含む）の調達手続きの適正化等に引き続き取り組む。

研修事業全体の実施・運営体制の強化、ボランティア事業の派遣手続きフローの見直し等の合理化に向けた取組を行うとともに、国内、海外拠点の調達実施体制の適正化に向けて、本部の調達支援体制を改善する。また、2015 年度に行った経理業務の見直しを通じて検討した経理業務軽減及び会計事故・ミス解消策に関し、実証実験による検証を行い、本格導入に向けた計画を策定する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 26	経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
◎運営費交付金を充当する物件費の効率化	前年度比率 1.4%以上		1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	

◎：2015 年度計画で当初より設定している評価指標

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(3) 経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し</p> <p>(イ) 経費の効率化</p> <p>中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、毎事業年度 1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図る。</p> <p>(ロ) 給与水準の適正化等</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>また、総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。その際、在外職員に対する在勤手当についても、可能な限り早期に適切に見直す。</p> <p>(ハ) 保有資産の適正な見直し</p> <p>機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。</p>
<p>中期計画</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(3) 経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し</p> <p>(イ) 経費の効率化</p> <p>中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正かつ厳格な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、毎事業年度 1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。</p> <p>(ロ) 給与水準の適正化等</p> <p>給与水準については、機構の業務の特殊性により対国家公務員を上回っているが（地域・学歴勘案 109.3（22 年度実績））、本中期目標期間中においても引き続き不断の見直しを行い、国家公務員の給</p>

与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、見直しを図るものとする。その際、在外職員に対する在勤手当についても、国や民間企業等の事例も参照しつつ可能な限り早期に適切に見直す。

(ハ) 保有資産の適正な見直し

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、売却又は国への返納等を行うものとする。職員宿舎については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。

竹橋合同ビルの区分所有部分については、有効な利活用方策を検討した上で、保有の必要性がなく、売却が合理的であると判断される場合には、処分する。

年度計画

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し

(イ) 経費の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、平成 26 年度比 1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。

(ロ) 給与水準の適正化等

ラスパイレス指数を含む給与水準については、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。また、在勤手当を含む総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。

(ハ) 保有資産の適正な見直し

詳細な資産情報の公表を引き続き行う。あわせて、資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。なお、職員住宅については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。また、竹橋合同ビル内区分所有部分については、有効な利活用方策を継続的に検討する。

主な評価指標

指標 26-1 運営費交付金を充当する物件費の前年度比率 1.4%以上の効率化
 (定量的指標：運営費交付金を充当する物件費の効率化)

指標 26-2 総人件費

指標 26-3 ラスパイレス指数

指標 26-4 保有資産の公表と見直し状況

3-2. 業務実績

指標 26-1 運営費交付金を充当する物件費の前年度比率 1.4%以上の効率化

- 2015 年度は施設管理運営業務等の調達の見直し、事業にかかる国内支援契約等の合理化、固定的経費の削減等の取組により運営費交付金を充当する物件費の前年度比率 1.4%の効率化を達成した。

指標 26-2 総人件費

- 2015 年度も職務限定制度及び勤務地限定制度を運用して給与水準の適正化を図った。また、一定の年齢に達した管理職の非管理職への移行により給与減額を制度化する役職定年制の運用を継続中である。
- 2015 年度の人事院勧告を参考にしつつ、2014 年度に続き給与水準の引き上げを行い、若手に手厚く配分するよう俸給表を改定した。

- 2015年度においては、インフラシステム輸出戦略人員として9人増分の人件費予算の増額が政府当局より認められた。
- 上記の結果、2015年度の支出実績（給与・報酬部分）は168億3,251万円であった（2014年度162億2,085万円）。
- 在勤手当の見直しについては、政府の方針も踏まえつつ、購買力補償方式に基づいた国家公務員の在勤手当を参照する枠組みの下で在勤手当水準を適切に管理した。

指標 26-3 ラスパイレス指数

- ラスパイレス指数の実績は対国家公務員の指数で116.0であり、年齢・地域・学歴勘案後は100.6となった（2014年度はそれぞれ115.1、99.9）。2014年度と比較して上昇した主な要因として、2013年度に臨時特例を終了した国家公務員と異なり、機構は臨時特例を2014年5月まで実施した影響等が考えられる。

指標 26-4 保有資産の公表と見直し状況

- 毎年決算公告において、資産情報の公開を行っている。
- 職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成24年4月行政改革実行本部）を踏まえ、所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅については、中期計画に基づき、処分の準備を進めており、2016年度末までに現物納付又は譲渡する（指標29-1参照）。
- 竹橋合同ビル内区分所有部分については、研修・会議、ボランティアの選考面接等に活用しており、引き続き中期計画に沿って運用中である。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

事業に必要な体制の強化を図りつつ、効率的事業運営に取り組むことを期待する。

<対応>

保有資産については、引き続き、その保有の必要性について不断の見直しを行う。経費効率化については、機構本来の事業に対するマイナスの影響が生ずることがないように留意しつつ、施設管理運営業務等の調達の見直し、事業にかかる国内支援契約等の合理化、固定的経費の削減等、効率化目標の達成に向けた取組を引き続き行った。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：固定的経費の削減等に取り組み、運営費交付金を充当する物件費の効率化目標を達成した。給与水準について、人事院勧告や民間企業の動向を参考にしつつ、適正な水準に保っている。

以上を踏まえ、目標の水準を満たしている。

<課題と対応>

引き続き効率的な事業運営を行うための取組を継続する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 27	予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>（1）機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する。</p> <p>（2）機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。</p>
<p>中期計画</p> <p>3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）</p> <p>（1）機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、財務諸表におけるセグメント情報等の充実を図り、運営費交付金債務残高の発生原因や当該発生原因を踏まえた今後の対応等について、業務実績報告書等で更に具体的に明らかにする。</p> <p>なお、平成 24 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日）において、復興・防災対策、成長による富の創出及び暮らしの安心・地域活性化のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援等に係る技術協力並びに防災・減災機能向上のための施設改修に活用する。</p> <p>平成 25 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日）において、競争力強化及び防災・安全対策の加速のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。</p> <p>平成 26 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成 26 年 12 月 27 日）において、地方の活性化及び災害・危機等への対応のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。</p> <p>平成 27 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「総合的な TPP 関連政策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日）において、海外展開先のビジネス環境整備等を図るために措置されたことを認識し、産業人材育成事業等に係る技術協力に活用する。</p> <p>（2）機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。</p>
<p>年度計画</p> <p>3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）</p> <p>① 自己収入の確保及び適正な管理・運用に努める。</p>

- ② 平成 26 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成 26 年 12 月 27 日）において、地方の活性化及び災害・危機等への対応のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。
- さらに、平成 27 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「総合的な TPP 関連政策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日）において、海外展開先のビジネス環境整備等を図るために措置されたことを認識し、産業人材育成事業等に係る技術協力に活用する。

主な評価指標

指標 27-1 自己収入の実績

指標 27-2 運営費交付金債務残高の状況

指標 27-3 セグメント情報等の改善に向けた取組

3-2. 業務実績

指標 27-1 自己収入の実績

- 自己収入のうち事業収入については、計画額 3 億 3,500 万円に対し、消費税の還付等を除く 4 億 8,600 万円（2014 年度 5 億 2,100 万円）の収入が生じた。主な計画額からの増要因は、海外拠点における付加価値税還付金等の雑収入が増加したためである。寄附金収入については、2015 年度は 1,200 万円（同 1,100 万円）の収入があり、「世界の人びとのための JICA 基金」を通じた支援事業（新規 11 件、継続 11 件）と、特定寄附金事業として「ラオスにおけるニコン・JICA 奨学金制度」に使用した。また、海外開発計画調査事業等の受託事業収入について、2015 年度は 5 億 7,700 万円（同 9 億 4,400 万円）の収入があり、当該事業の実施費用に充当した。

指標 27-2 運営費交付金債務残高の状況

- 2015 年度末時点の運営費交付金債務残高は、466 億 3,700 万円（462 億 4,100 万円）となっており、その内訳は以下のとおりである（括弧内は 2014 年度末時点の金額）。

次年度への繰越（契約済み等で支払が翌年度になるもの）	205 億 2,000 万円	（277 億 9,700 万円）
災害援助協力関係費（特別業務費）翌事業年度財源充当額	4,400 万円	（0 万円）
前渡金	233 億 6,200 万円	（163 億 2,900 万円）
前払費用、長期前払費用等	4 億 1,700 万円	（4 億 5,600 万円）
その他不使用額	22 億 9,500 万円	（16 億 5,900 万円）

（注）四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

次年度への繰越の発生理由としては、治安、相手国側機関の都合等の現地事情により、当初の計画に変更が生じ、年度をまたいで契約せざるを得なかったためである。

指標 27-3 セグメント情報等の改善に向けた状況

- 財務諸表のセグメント区分を「財源別」から「業務別」に改善し、外務省独立行政法人評価委員会に対する報告と承認を得て、2012 年度の財務諸表（2013 年 6 月公表）から適用を開始している。また、年度計画予算について、2015 年度変更時にセグメント区分を行った。

（補正予算による業務計画）

- 運営費交付金に関しては、2012 年度補正予算により、ODA を活用した中小企業や地方自治体の国際展開支援業務を実施した。また、2013 年度補正予算により、開発途上国における日本方式普及・イ

ンフラシステム輸出取組支援やアフリカ諸国の人材育成を通じた日本企業進出支援に係る技術協力等を実施した。2014年度補正予算により、アフリカ諸国の人材育成を通じた地域活性化及び日本企業進出支援に関する技術協力並びに中小企業を含む民間企業の製品・技術の国際展開支援等の事業を実施した。2015年度補正予算により、産業人材育成等にかかる事業を開始した。

- 施設整備費補助金に関しては、2012年度補正予算により、施設が老朽化している九州国際センター等の防災・減災に係る設備改修を実施した。また、2013年度補正予算により、北海道国際センター（札幌）の外壁面補修工事を実施した。2014年度補正予算により、北海道国際センター（札幌）、筑波国際センター、中部国際センター、市ヶ谷ビルの建築基準法施行令に適合しないエレベーターの改修工事等を実施した。

（2015年度の決算報告書、貸借対照表、損益計算書はそれぞれ別表1、別表2、別表3のとおり。6月末時点で外務大臣に承認申請中。）

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、年度末の運営費交付金債務残高の削減に係る努力を求める。

<対応>

治安、相手国側機関の都合等の現地事情を踏まえた計画の変更に伴う予算見直しを従来以上に行い、次年度への繰越予算の減少に努めた。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：自己収入の適正な運用管理に努めた。運営費交付金、施設整備費補助金については、予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行った。

<課題と対応>

運営費交付金債務残高については、その発生原因を踏まえ、次年度への繰越金の縮減に努める。

別表 1

平成27年度 決算報告書
(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(単位：円)

区分	合計			備考
	予算額	決算額	差額	
収入				
運営費交付金収入	154,035,701,000	154,035,701,000	0	
無償資金協力事業資金収入	0	91,151,663,724	91,151,663,724	注1
受託収入	484,598,000	577,343,058	92,745,058	注2
開発投融资貸付利息収入	14,016,000	17,598,779	3,582,779	注3
入植地割賦利息収入	1,301,000	175,509	△1,125,491	注4
移住投融资貸付金利息収入	16,340,000	4,172,627	△12,167,373	注5
その他収入	316,783,000	2,042,792,503	1,726,009,503	
うち寄附金収入	13,894,000	11,744,374	△2,149,626	注6
雑収入	302,889,000	2,031,048,129	1,728,159,129	注7
施設整備費補助金等収入	613,176,000	250,074,000	△363,102,000	注8
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	0	3,186,440	3,186,440	
計	155,481,915,000	248,082,707,640	92,600,792,640	
支出				
一般管理費	10,477,034,000	10,031,697,431	445,336,569	
うち人件費	2,864,012,000	2,719,153,122	144,858,878	
物件費	7,613,022,000	7,312,544,309	300,477,691	
業務経費	143,893,213,000	150,938,648,393	△7,045,435,393	
うち技術協力プロジェクト関係費	69,599,073,000	79,431,151,520	△9,832,078,520	注9
無償資金協力関係費	194,395,000	196,096,125	△1,701,125	
国民参加型協力関係費	15,638,268,000	16,490,523,975	△852,255,975	
海外移住関係費	401,246,000	359,652,926	41,593,074	注10
災害援助等協力関係費	880,000,000	836,353,904	43,646,096	
人材養成確保関係費	1,418,443,000	1,412,152,751	6,290,249	
援助促進関係費	18,844,975,000	17,322,915,318	1,522,059,682	注11
事業附帯関係費	7,024,895,000	6,542,672,069	482,222,931	
事業支援関係費	29,891,918,000	28,347,129,805	1,544,788,195	
施設整備費	613,176,000	741,849,280	△128,673,280	注9
無償資金協力事業費	0	91,151,663,724	△91,151,663,724	注1
受託経費	484,598,000	370,689,037	113,908,963	注12
寄附金事業費	13,894,000	11,744,374	2,149,626	注6
計	155,481,915,000	253,246,292,239	△97,764,377,239	

- 注1 当該事業に係る案件、金額等が当該年度の閣議決定によって決まることにより、当初計画額をゼロとしているため。
注2 前年度繰越分の収入があったため。
注3 延滞債権の完済があったため。
注4 入植地債権残高の減少のため。
注5 移住投融资債権残高の減少のため。
注6 寄附金収入が当初計画より減ったため。
注7 消費税還付金等が増加したため等。
注8 計画額に繰越回収金を含むため。
注9 前年度繰越分の執行による差額が生じたため等。
注10 移住投融资債権譲渡に伴う経費が不要となったため。
注11 補正予算の年度末成立に伴う平成28年度への繰越となったため等。
注12 相手国の事情等により計画に変更が生じたため。

別表2

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

【一般勘定】

(単位：円)

資産の部			
I 流動資産			
現金及び預金		97,614,651,637	
有価証券		84,000,000,000	
たな卸資産			
貯蔵品	410,808,865	410,808,865	
前渡金		23,361,624,246	
前払費用		346,172,680	
未収収益		1,330,404	
未収入金		1,935,080,436	
開発投融資短期貸付金	219,758,484		
貸倒引当金	△ 3,938,947	215,819,537	
移住投融資短期貸付金	2,659,755		
貸倒引当金	△ 328,519	2,331,236	
短期入植地割賦元金		46,447	
仮払金		33,414,980	
立替金		4,038,439	
流動資産合計			207,925,318,907
II 固定資産			
1 有形固定資産			
建物	41,261,045,678		
減価償却累計額	△ 16,556,128,158		
減損損失累計額	△ 46,536,790	24,658,380,730	
構築物	1,585,514,122		
減価償却累計額	△ 1,012,149,307		
減損損失累計額	△ 375,844	572,988,971	
機械装置	180,347,701		
減価償却累計額	△ 121,808,514	58,539,187	
車両運搬具	1,785,071,900		
減価償却累計額	△ 1,229,268,986	555,802,914	
工具器具備品	2,297,937,445		
減価償却累計額	△ 1,443,885,342	854,052,103	
土地	14,970,513,458		
減損損失累計額	△ 234,596,912	14,735,916,546	
建設仮勘定		465,131,140	
有形固定資産合計			41,900,811,591
2 無形固定資産			
商標権		2,124,369	
電話加入権		4,216,750	
ソフトウェア仮勘定		47,656,245	
無形固定資産合計			53,997,364
3 投資その他の資産			
長期性預金		300,000,000	
開発投融資長期貸付金	342,617,000		
貸倒引当金	△ 119,951,617	222,665,383	
移住投融資長期貸付金	39,386,633		
貸倒引当金	△ 33,039,414	6,347,219	
長期入植地割賦元金		46,447	
移住投融資に係る破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	619,331,369		
貸倒引当金	△ 619,331,369	0	
入植地割賦元金に係る破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	1,368,212		
貸倒引当金	△ 1,368,212	0	
長期前払費用		70,680,161	
差入保証金		1,532,628,187	
投資その他の資産合計			2,132,367,397
固定資産合計			44,087,176,352
資産合計			252,012,495,259

負債の部			
I 流動負債			
運営費交付金債務		46,637,436,636	
無償資金協力事業資金		130,378,380,429	
預り寄附金		378,497,588	
未払金		18,249,827,613	
未払費用		239,334,136	
リース債務		137,849,701	
前受金		3,056,164	
預り金		783,828,000	
流動負債合計			196,808,210,267
II 固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費交付金	2,531,247,026	2,531,247,026	
長期リース債務		130,137,219	
長期預り金		125,097,515	
資産除去債務		276,125,850	
固定負債合計			3,062,607,610
負債合計			199,870,817,877
純資産の部			
I 資本金			
政府出資金		63,217,211,863	
資本金合計			63,217,211,863
II 資本剰余金			
資本剰余金		155,419,614	
損益外減価償却累計額	△	17,725,966,082	
損益外減損損失累計額	△	289,381,446	
損益外利息費用累計額	△	7,189,037	
資本剰余金合計			△ 17,867,116,951
III 利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金		1,777,135,447	
積立金		3,118,053,951	
当期末処分利益		1,896,393,072	
(うち当期総利益)	(1,896,393,072)	
利益剰余金合計			6,791,582,470
純資産合計			52,141,677,382
負債純資産合計			252,012,495,259

別表 3

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

【一般勘定】

(単位：円)

経常費用			
業務費			
技術協力プロジェクト関係費	73,432,971,993		
無償資金協力関係費	191,609,857		
国民参加型協力関係費	16,512,543,070		
海外移住関係費	359,652,926		
災害援助等協力関係費	784,796,431		
人材養成確保関係費	1,422,250,225		
援助促進関係費	16,372,806,036		
事業附帯関係費	6,400,034,265		
事業支援関係費	28,288,401,514		
無償資金協力事業費	91,151,663,724		
施設整備費	15,541,406		
受託経費	1,231,475,994		
寄附金事業費	11,744,374		
減価償却費	454,820,354	236,630,312,169	
一般管理費		9,631,123,059	
貸倒損失		32,185,656	
財務費用			
外国為替差損	324,482,111	324,482,111	
雑損		556,813	
経常費用合計			246,618,659,808
経常収益			
運営費交付金収益		152,870,676,151	
無償資金協力事業資金収入		91,151,663,724	
受託収入			
国又は地方公共団体からの受託収入	1,231,475,994	1,231,475,994	
開発投融資収入		15,958,529	
入植地事業収入		174,057	
移住投融資収入		3,552,080	
寄附金収益		11,744,374	
施設費収益		10,446,402	
貸倒引当金戻入		61,604,856	
資産見返運営費交付金戻入		361,003,474	
財務収益			
受取利息	43,283,139	43,283,139	
雑益		2,490,631,392	
経常収益合計			248,252,214,172
経常利益			1,633,554,364
臨時損失			
固定資産除却損		28,464,676	
固定資産売却損		9,876,233	38,340,909
臨時利益			
資産見返運営費交付金戻入		39,200,325	
固定資産売却益		9,256,353	48,456,678
当期純利益			1,643,670,133
前中期目標期間繰越積立金取崩額			252,722,939
当期総利益			1,896,393,072

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 28	短期借入金の限度額
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>（1）機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する。</p> <p>（2）機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。</p>
<p>中期計画</p> <p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>一般勘定 620 億円</p> <p>有償資金協力勘定 2,200 億円</p> <p>理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が 3 ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。</p> <p>有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。</p>
<p>年度計画</p> <p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>一般勘定 620 億円</p> <p>有償資金協力勘定 2,200 億円</p> <p>理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が 3 カ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。</p> <p>有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 28-1 一般勘定における短期借入金の実績</p> <p>指標 28-2 有償勘定における短期借入金の実績</p>

3-2. 業務実績

指標 28-1 一般勘定における短期借入金の実績

- 一般勘定について、2015 年度は短期借入金の実績はない。

指標 28-2 有償勘定における短期借入金の実績

- 有償資金協力勘定については、限度額の範囲内において、短期資金ギャップに対応するため、2016 年 1 月に 509 億円、2 月に 773 億円、3 月に 381 億円の借入れを行い、1 月分、2 月分は翌月までに、

3月分は同月中に返済を行った。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>なし

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：一般勘定では短期借入の実績はない。有償資金協力勘定については、限度額の範囲内において、借入と返済を行った。以上を踏まえ、目標の水準を満たしている。

<課題と対応>

なし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 29	不要財産の処分等の計画
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(3) 経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し</p> <p>(ハ) 保有資産の適正な見直し</p> <p>機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。</p>
<p>中期計画</p> <p>5. 不要財産又は不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>区分所有の保有宿舍については、平成 24 年度に 34 戸、平成 25 年度に 33 戸、平成 26 年度に 33 戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。ただし、譲渡が困難な場合は、当該不要財産を国庫に納付することがある。</p> <p>大阪国際センターについては、平成 24 年度末までに現物納付する。広尾センターについては、平成 26 年度末までに現物納付又は譲渡する。</p> <p>所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅については、平成 28 年度末までに現物納付又は譲渡する。譲渡の場合、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。</p>
<p>年度計画</p> <p>5. 不要財産又は不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅について、処分の準備を進める。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 29-1 不要財産の処分実績</p>

3-2. 業務実績

指標 29-1 不要財産の処分実績

- 所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅について、媒介業者と処分の準備を進めた。中期計画に従い、2016 年度末までに現物納付又は譲渡を完了する。

3-3. 指摘事項への対応
<指摘事項>なし

3-4. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：B

根拠：所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅の処分について、計画どおり媒介業者と処分の準備を進めている。以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

< 課題と対応 >

所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅を、2016年度末までに計画通り処分する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 30	重要な財産の譲渡等の計画
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(3) 経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し</p> <p>(ハ) 保有資産の適正な見直し</p> <p>機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。</p>
<p>中期計画</p> <p>6. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>該当なし</p>
<p>年度計画</p> <p>該当なし</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 30-1 重要な財産を譲渡又は担保に供した実績</p>

3-2. 業務実績

指標 30-1 重要な財産又は担保に供した実績

2015 年度においては該当がなく、年度計画も策定していないため、報告対象外とする。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 31	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標（定めなし）
中期計画 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。
年度計画 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。
主な評価指標 ＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ 指標 31-1 剰余金の使途

3-2. 業務実績

指標 31-1 剰余金の使途

「独立行政法人通則法」第 44 条第 3 項により中期計画で定める使途に充てることのできる剰余金（目的積立金）が生じる予定はない（報告対象外）。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 32	施設・設備
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標									
<p>中期目標</p> <p>5. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設・設備</p> <p>機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。</p>									
<p>中期計画</p> <p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設・設備</p> <p>業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。</p> <p>具体的には、既存の施設の老朽化等の業務実施上の必要性の観点から、施設・設備の整備改修等を行う。</p> <p style="text-align: center;">平成 24 年度から平成 28 年度の施設・設備の整備に関する計画 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>財源</th> <th>予定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部及び国内機関等施設整備・改修</td> <td>施設整備費補助金等</td> <td>4,637</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">計 4,637</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p>	施設・設備の内容	財源	予定額	本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備費補助金等	4,637			計 4,637
施設・設備の内容	財源	予定額							
本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備費補助金等	4,637							
		計 4,637							
<p>年度計画</p> <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設・設備</p> <p>既存施設・設備の老朽化等による必要性を踏まえて、整備・改修を実施する。</p>									
<p>主な評価指標</p> <p>指標 32-1 施設・設備の整備に関する実績</p>									

3-2. 業務実績

指標 32-1 施設・設備の整備に関する実績

平成 26 年度補正予算による防災力強化事業として、エレベーターの改修工事等を北海道国際センター（札幌）、筑波国際センター、中部国際センター及び市ヶ谷ビルの 4 拠点において実施。この他、老朽化対策としての設備更新工事を北海道国際センター（札幌）、北海道国際センター（帯広）で実施したほか、駒ヶ根青年海外協力隊訓練所において施設改修工事を実施中であり、2016 年度中に完了予定である。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>なし

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：防災力強化を目的としたエレベーターの改修工事等を4拠点（北海道国際センター（札幌）、筑波国際センター、中部国際センター及び市ヶ谷ビル）で実施し、予定通り完了した。さらに、老朽化対策としての設備更新工事を北海道国際センター（札幌）で完了し、北海道国際センター（帯広）で実施中である。また、施設改修工事を駒ヶ根青年海外協力隊訓練所で実施中である。

以上を踏まえ、中期計画の所期の目標を達成していると認められる。

<課題と対応>

2015年度から継続している北海道国際センター（帯広）の設備更新工事、駒ヶ根青年海外協力隊訓練所の施設改修工事を完了させる。また、二本松青年海外協力隊訓練所、沖縄国際センターで防災力強化を目的としたエレベーターの改修工事を実施し、九州国際センターで老朽化対策としての設備更新工事を実施する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 33	人事に関する計画
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>5. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(2) 人事</p> <p>機構は、効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置及び役割と貢献に応じ処遇への適正な反映を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員のキャリア開発や研修等の充実を通じた能力強化を図る。そのため、職員の専門性をより一層高めて活用するキャリア開発を促進する観点から、若手の段階から専門分野を含めたキャリアの方向性を意識させるとともに、様々な方法で効率的に現場に展開する機会を増やす。</p> <p>機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。</p>
<p>中期計画</p> <p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(2) 人事に関する計画</p> <p>(一段落目は中期目標と同内容のため省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 的確な勤務成績の評価を行い、役割と貢献に応じた処遇の徹底を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図り得る適材適所の人事配置を行う。 ● 職員一人一人にキャリア開発の方向性を意識させるとともに、事業現場でのマネジメント経験、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力の涵養を目的とした研修又は機会を提供し、業務内容の高度化及び専門化に対応する職員の能力強化を図る。 ● 在外職員に対して、在外において円滑な業務の遂行を可能とする支援策を拡充し、これまで家庭の事情等により在外赴任が困難であった職員の赴任を可能とするなど、人的リソースの効率的な活用を図る。
<p>年度計画</p> <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(2) 人事に関する計画</p> <p>① 評価者研修の継続、改善等に努め、年 1 回の勤務成績の評価を適切に実施するとともに、前年度の評価結果を適切に処遇に反映する。</p> <p>② より効果的かつ効率的な業務運営及び国内外の更なる態勢強化に向け、適材適所の人事配置を実施する。</p> <p>③ 職員に必要な基礎的能力・ノウハウ（コアスキル）の徹底、専門能力及びマネジメント力の強化に向けた取組み等を継続する。また、若手・中堅職員を中心に能力開発機会のさらなる充実を図る。ナショナルスタッフについては、ナショナルスタッフ・ガイディングプリンシプルに基づき人材育成制度の強化と活用の促進を図る。</p> <p>④ 在外勤務と家庭生活の両立に向けた取組を継続、具体化する。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 33-1 勤務成績の評価の実施と給与への反映状況</p>

指標 33-2 適材適所の人事配置に向けた取組状況
指標 33-3 職員の能力開発機会の提供状況
指標 33-4 ワークライフバランスにも配慮した在外赴任に向けた取組状況

3-2. 業務実績

指標 33-1 勤務成績の評価の実施と給与への反映状況

- **勤務成績の評価**：人事評価制度に基づき、全職員に対して勤務成績の評価を実施し、その結果を、2015年6月並びに12月の賞与及び7月の昇給に反映した。
- **評価者研修**：人事評価制度が職員の理解を得て適切に運用されるよう、評価制度の理解と評価の目線合わせのための評価者研修を、新任管理職及びこれまで未受講の管理職計31名を対象に実施した（2016年2月）。
- **職員アンケート調査**：2015年度も職員の意識や職場に対する現状認識に係るアンケート調査（12月）を実施し、結果を広く機構内に周知した。各種の職員研修等でも活用する予定である。回答者の約75%が現在の仕事にやりがいを感じ（2010度は65%程度、2010年度以降は70%以上に上昇）、回答者の約80%が女性にも男性にも働きやすい組織と感じている（2010年度以降、常に80%前後）。また、人事制度の理解度は、2011年度以降毎年65%前後で推移している。

指標 33-2 適材適所の人事配置に向けた取組状況

- **職群制度の運用**：開発課題の高度化、複雑化に伴い、職員に求められる専門性も高度化しているため、2010年度にマネジメント職群（組織の成果責任を担うリーダー）とエキスパート職群（専門分野の組織能力強化を担うリーダー）に区分する職群制度を設け、エキスパート職職員の専門性をいかせる部署への配属を推進している。2015年度も追加的に2名のエキスパート職を確保し、現在エキスパート職は58名となっている。エキスパート職群内でも2名を上位資格に昇格させ、学会、国際会議での発表等、より高い専門性の求められる領域への対応力を強化した。
- **組織内公募**：適材適所の人材活用と意欲向上のため、組織内公募を9件実施し、組織内公募によって選考された職員5名を希望部署に配属した。
- **特定職の活用の促進**：特定職の在外事務所への赴任も実施することにより、特定職の意欲と適性をいかした一層の活用を促進した。また、適材適所の人材活用と意欲向上のため、特定職から総合職への職系転換に係る募集を行い、6名の転換を実施した。さらに、有為な人材の活用を促進するため、任期満了前の期限付き職員及び専門嘱託を対象に特定職採用募集を実施し、11名の採用を決定した。また、人事制度ハンドブックの改定を行い、特定職のキャリアパスを明確化した。
- **在外期限付き職員制度の活用**：在外事務所の経理担当者に対する指揮命令権を明確化するため2014年度に創設した在外期限付き職員制度を活用して在外事務所への経理担当者の配置を進め、20名が在外事務所に赴任中（2015年度末時点）。
- **有期雇用の契約期間の変更**：各部門が有為な人材を安定的に確保できるよう、有期雇用契約満了者との新たな雇用契約の締結を可能とする運用を開始し、優秀な人材の安定的な確保を促進した。

指標 33-3 職員の能力開発機会の提供状況

- **コアスキル研修の拡充**：職員に必要な基礎的能力・ノウハウ（コアスキル）を強化すべく、2013年度に開設した隔月開催のコアスキル研修「JICAアカデミー」を継続し、昨年度比1.5倍の受講があった。加えて、役員等（理事長を含む）による発信の場として、統計実務研修を含む計8回の講

義を開催した。

- **専門能力及びマネジメント力の強化**：今後の事業ニーズを踏まえた専門能力強化のため、金融機関等が実施する外部研修に職員8名を派遣した。マネジメント力については、管理職登用前の中堅層を強化すべく、人事院公務員研修（英語コース）における機構枠を新規に確保し、職員3名が参加した。在外事務所の拠点運営能力強化の観点では、事務所長会議において現地職員労務管理やハラスメント等にかかる事例共有を行うとともに、赴任予定者に対する赴任前研修において、現地職員の労務管理にかかる講義を実施するなど対策の拡充を図った。
- **若手・中堅職員の能力開発機会の拡充**：職員の能力・キャリア開発の後押しを目的としたキャリアコンサルティングの対象人数を対前年度比で1.2倍（48名）とした（2014年度40名）。
- **対外発信の奨励**：事業に係る対外発表の機会を拡充した。職員の講義講演、論文発表、学会発表等を促進すべく、自己研さん個別補助制度の補助上限額を引き上げ、運用を開始した。
- **ナレッジマネジメントネットワークを通じた育成**：2013年度に創設した19の分野・課題に係るナレッジマネジメントネットワーク（知見を有する職員による、所属部署を超えたネットワーク）において、分野課題ごとの知見の共有、対外発信、若手人材の育成等を推進した。専門能力や知見の組織内共有・活用や組織内外への発信に資する所属部門外の活動を業務量の10%以内で目標に組み入れることを認める「10%共有ルール」を継続し、ナレッジマネジメントネットワーク関連業務を実施しやすいようにした。
- **現地職員（NS：National Staff）の育成**：2014年度に開設した「JICA アカデミー英語版」を継続し、2015年度は事業に直結する7件の講義（機構を取り巻く環境、各事業スキームの概要とNSへの期待等）を行い、延べ約530名の現地職員が参加した。NS人材育成に役立てられるよう在外拠点で活用された現地職員育成資料を収集し、コアスキル分類に沿って社内イントラで公開共有した。在外事務所長会議において、現地職員の更なる活用（国際的な活躍の促進及び管理職登用）について議論し、制度化に向けた検討を推進した。

指標 33-4 ワークライフバランスにも配慮した在外赴任に向けた取組状況

- **SMART JICA PROJECT**：業務の質向上、ワークライフバランスの実現、ダイバーシティの推進をめざす働き方改革（「SMART JICA PROJECT」）を国内の全部署を対象に実施し、各部署の取組事例の共有や実施体制の確立、セミナー実施等を通じて、時間と成果を意識した働き方の浸透、超過勤務の削減、有給休暇の取得を促進した。このような取組もあり、本部において超勤6.0%減、有給休暇取得9.7%増（前年度比）を達成した。
- **配偶者同伴休職制度の創設**：配偶者が機構職員である場合に加え、配偶者が機構職員ではない場合の同伴休職も認める配偶者同伴休職制度を創設して運用を開始し、実際の適用例を得た。2015年度末時点で5名の職員が同伴休職中である（2014年度末は3名）。
- **家庭との両立に配慮した在外赴任**：女性職員の継続的なキャリア形成及び人的資源の有効活用のため、配偶者の同行なしで子女を随伴する際に必要となる情報の提供に努めた。2015年度末時点で、夫婦同一国赴任5組、単身子連れ赴任18名を派遣中である（2014年度は各3組、17名）。また、人事上可能な範囲との前提で、海外勤務中の社外配偶者と同一国へ4名を派遣中である（2014年度は3名）。
- **ダイバーシティ、ワークライフバランスを踏まえた人事制度・運用の強化**：人事戦略の観点からダイバーシティ推進に係る方針検討・計画立案を進めるため、人事部内にダイバーシティ&インクル

ージョン推進検討班を設置。現状把握・分析、同結果に基づく施策展開を目的とした職場環境・意識調査を実施した。特に女性の組織内の活用については、女性の活躍を組織の生産性向上につなげる動きの加速のため、独自性ある創意工夫された取組を行っている組織を対象に表彰する日本生産性本部主催「女性活躍パワーアップ大賞」の奨励賞を中期目標管理法人として唯一受賞した(2016年2月)。育児・介護等のライフイベントと国際協力のプロフェッショナルとしてのキャリア形成の調和を図り、男女ともに一層活躍できる職場づくりのための取組が評価されたことが受賞理由である。育児・介護に関してはニュースレターを通じた育児(男性の育児参加を含む)・介護等に係る関連制度や職員経験談を共有した。また、従来「こども参観日」としていたイベントの対象を「ファミリー」に拡大した「JICA ファミリーデー」を開催し、職員等家族の職場理解に努めた(8月、参加者数193名)。男性の育児参加を促進するため、男性向け情報交換ランチ会主催(5回)や社内報でのパパ育児コラム連載の設置、育休復職前・復職後の職員向けの両立支援/キャリア支援に係るセミナー実施(2回)等を通じ、男女ともにより一層活躍できる職場環境づくりを促進。さらに、50歳前後から20代にかけて各年代のニーズを踏まえたライフプランニング等に関するセミナーを実施した。

- **在宅勤務制度の改善**: 2014年度に国内全部署を対象に導入した在宅勤務制度について、アンケート等を通じて利用環境及び運用面の改善に努めた。
- **ハラスメント対策**: 従来のガイドラインにパワー・ハラスメント対策を加え、「ハラスメントの防止及び対応に関するガイドライン」として改定した。ハラスメントの相談窓口として、内部には人事部ホットラインを、外部には専門業者による相談窓口を設置しており、この運用を継続した。ハラスメント研修は、在外赴任者向けを毎月、在外健康管理員向けを半期に一度実施した。2015年度の新規施策として、インターネットを活用した「ハラスメント対応」研修を実施した。
- **メンタルヘルス研修**: メンタルヘルスに関し、「JICA心の健康づくり計画」2015年度年次計画に基づき、新任管理職研修にてメンタルヘルス研修を実施した。また、年次計画策定に関与したメンバーを中心に、グループウェア上に毎月定期的にコラムを掲載し、機構内でのメンタルヘルスに関する啓発等を実施した。
- **仕事と介護の両立支援**: 介護が必要、または今後介護が必要となる可能性のある親族を遠方にもつ職員のために、仕事と介護の両立支援のための外部サービス提携を継続。介護と仕事の両立に係るセミナー(2015年度3回)、経験者のネットワーク作りのランチ会(介護について話す会、月1回)を開催したほか、グループウェア上に関連情報を集約し、共有した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、職員の専門性向上や多様性の確保など職務環境の向上、超過勤務の削減等によるライフワークバランスの推進に期待する。また、職員の人事制度に対する理解向上にも努めるべきである。

<対応>

適材適所の人材配置やキャリアコンサルティングの拡充により専門性向上を図ったほか、SMART JICA PROJECT を通じた超勤削減や配偶者同伴休職制度の導入等を通じて、多様性を確保できる職務環境整備に努めた。

新規入構職員に対して制度の周知を図ることに加え、人事制度ハンドブックの更新やニュースレターを通じて職員全体への網羅的な理解を促進した結果、『職員の意識や職場に対する現状認識に係るアンケート調査』では6割の職員が人事制度を理解していると回答した。平易な記載を念頭に人事制

度ハンドブックを改定し、改定を機構内に周知することで人事制度の網羅的な理解促進に努めた。また、期限付職員に対しては規程改定の機会を捉えて説明会（全3回）を実施し、人事制度に係る説明の機会を設けた。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：勤務評価の実施と処遇への反映（31名への評価者研修実施等）、適切な人事配置に向けた取組（組織内公募9件等）、職員の能力開発や専門性の活用（キャリアコンサルティングの実施前年比1.2倍）、現地職員活用推進のための研修の実施や育成資料の社内共有、心の健康に関する研修等の実施に加え、ライフイベントとキャリア形成の両立を支援する取組（育休中・復職後の職員を対象とした新規セミナー、機構外の配偶者も対象とした同伴休職制度の運用開始、在宅勤務制度の運用改善、仕事と介護の両立支援等）を着実に行った。また、働き方改革「SMART JICA PROJECT」の実施を継続しつつ、インターネットを活用したハラスメント研修、ダイバーシティ&インクルージョンに係る現状調査等の新規施策も開始し、これらにより、業務の効率化がより一層進み、多様な働き方を通じて、職員が能力を発揮しやすい環境の整備がなされた。さらに、育児・介護等のライフイベントと国際協力のプロフェッショナルとしてのキャリア形成の調和を図り、男女ともに一層活躍できる職場づくりのための取組が評価され、日本生産性本部主催「女性活躍パワーアップ大賞」奨励賞受賞等でも評価されている。

なお、平易な記載を念頭に人事制度ハンドブックの改定を行い、改定に関し、機構内に周知を図ることで、人事制度の網羅的な理解促進に努めた。また、期限付職員に対しては規程改定の機会をとらえ、説明会を実施し、人事制度に係る説明の機会を設けた。

以上を踏まえ、評価指標の目標水準を上回る成果を上げており、職員アンケート調査における現在の仕事にやりがいを感じている職員の割合が75%に上昇した点、また「女性活躍パワーアップ大賞」奨励賞受賞等を通じて対外的にも認知される成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

業容の拡大と高度化が進み、開発課題や金融業務等への対応力を含めた職員の能力強化が喫緊の課題である。開発途上国を主たる顧客として全世界に100か所以上の拠点を有して事業を展開する一方で、様々な事情により海外出張や在外赴任に制約のある職員が増加しており、今後も更に増加する見込み。したがって、職員の能力・適性に応じて強みとする知見・経験を効果的に蓄積、活用すると同時に、多様な人材が各々に能力を発揮して組織力が向上するよう、人事制度の再整理を検討する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 34	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱い
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>（1）機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する。</p>
<p>中期計画</p> <p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>（3）積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（機構法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項）</p> <p>前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。</p> <p>前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。</p>
<p>年度計画</p> <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>（3）積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項</p> <p>⑤ 前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。また、独立行政法人国際協力機構法第 31 条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた額については、費用的支出の財源に充てることとする。</p> <p>⑥ 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成 15 年政令第 409 号）附則第 2 条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 34-1 前期中期目標期間繰越積立金の使途</p> <p>指標 34-2 前期中期目標期間繰越回収金の使途</p>

3-2. 業務実績

指標 34-1 前期中期目標期間繰越積立金の使途

- 第 2 期中期目標期間の最終事業年度における積立金（295 億 2,100 万円）のうち、法令等に基づき、2012 年 6 月に主務大臣より承認された 238 億 5,100 万円について、うち 10 億 4,300 万円は安全対策経費及び事業継続計画に係る経費（費用的支出）の財源とすることが認められ、228 億 800 万円

は 2011 年度予算で契約した業務の未支出分等、やむを得ない事由により第 2 期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源として使用した。なお、第 2 期中期目標期間の最終事業年度における積立金の残額 56 億 7,000 万円は 2012 年 7 月に国庫納付済みである。

- 安全対策経費及び事業継続計画に係る 10 億 4,300 万円の承諾額のうち、2015 年度は 320 万円を安全対策経費に係る経費として支出した。

指標 34-2 前期中期目標期間繰越回収金の使途

- 第 2 期中期目標期間中に回収した債権又は資金（68 億 300 万円）のうち、法令等に基づき、2012 年 6 月に主務大臣から承認された 16 億 7,600 万円について、第 3 期中期計画期間中の既存施設改修の資本的支出の財源に充当する計画である。なお、残額の 51 億 2,700 万円は 2012 年 7 月に国庫納付済みである。
- 主務大臣から承認された 16 億 7,600 万円のうち、2015 年度は、4 億 9,200 万円を北海道国際センター、及び駒ヶ根青年海外協力隊訓練所の改修にかかる経費として支出した。

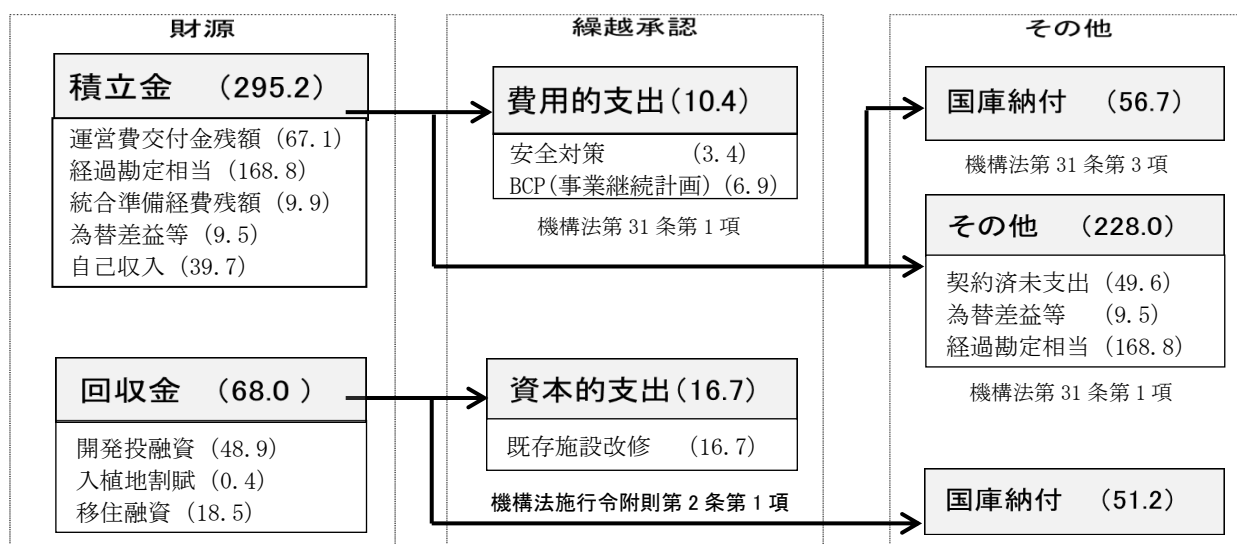


図 34-1 安全対策、事業継続計画、既存施設改修に関する財源措置（単位：億円）

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、主務大臣の承認した範囲内で、適切に支出を行うことが求められる。

<対応>

主務大臣の承認した範囲内で、適切に支出した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：第 2 期中期目標期間の積立金及び回収金について、主務大臣の承認の範囲内で適切に支出を行った。

<課題と対応>

第 2 期中期目標期間の積立金及び回収金について、主務大臣の承認の範囲内で適切に支出を行う。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 35	中期目標期間を超える債務負担
関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 28 年度）未定 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 未定

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標（定めなし）
中期計画 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期計画期間にわたって契約を行うことがある。
年度計画（定めなし）
主な評価指標 指標 35-1 中期目標期間をまたぐ複数年度契約

3-2. 業務実績

指標 35-1 中期目標期間をまたぐ複数年度契約

中期目標期間の最終年度に報告予定であり、2015 年度は報告対象外とする。

